

シンセ

全、盛算、盛品、盛祐、眞慶、眞生、眞通等あり、盛全、西
教寺二世として師跡を遺す、永正三年後柏原天皇
圓成國師の諡號を上人に下し、明治六年、又勅して
慈嚴大師の諡號を賜ふ(日本佛敎史綱)

シンセイワカシ

新清和院

親王 後桃園天皇の皇女、御母は盛化門院藤
原維子 光格天皇の中宮、仁孝天皇の御養母、
安永八年正月降誕、同九年十二月十三日内親王とな
る、寛政五年十二月二十四日三宮に准す、同六年三
月一日入内、同四月七日中宮となる、文政三年三月
十四日皇太后宮となり、天保十二年閏正月廿二日院
號を賜ひ、同夜落飾す、弘化三年六月二十日崩す、同
七月二十三日泉涌寺に葬る(門院傳)

シンセン

神饌

「ミケ」とも云ふ、
神祇に供ふる飲食を云ふ、

シンセンエン

神泉苑

門前町、拾芥抄に、二條南、大宮西八町、三條北、壬
生東」と見えたり、東西二町、南北四町を占む
平記に、擬周文王靈園、方八町被作たりし園地也
云々とあり、中央に大なる泉あり、假山を築き、岩
石をたみ、池邊に乾臨閣及び亭舎を築き、龍舟を
浮べ、畫橋を架し、以て遊覽の處となし給ふ、爾來
世々の天皇御遊覽あり、天長中大旱の時、勅して空海
をして池に臨み、龍王に祈請し、秘法を修せしむ、雨
忽ち降る、淳和天皇深く敬感あり、和氣眞綱を勅使
と爲して、龍王に幣帛を捧げしむ、此より密法愈々
盛なり、爾後大旱あれば、眞言門徒に宜を賜ひて、此
苑に於て大法を修せしむ、又大般若經勸會を修す
るを恒例とし、又大嘗會の時、標の山を此に立つる
ことあり、祇園會の山鉾此に始まる、源平の亂後荒

シンセンクワウジ

新善光寺

城國京都下京區御影堂町、初め眞言宗○
本尊阿彌陀 初め東洞院春日に在り、承平
中燒亡し、綾小路河原に移り、應永申左女室町に
轉じ、享祿申五條の北に移り、天正中今の地に移る、
寺傳に、天長中檀林皇后の草創にして、僧空海開祖
たりと云ふ、信濃國善光寺の彌陀佛を模刻して本尊
となす、因て新善光寺と號し、御影堂の稱あり、弘
安申門主一廻に從ひ、宗風を改めて時宗とし、名を
王阿と更め、一派を開き、念佛三昧の道場となす、
時宗王阿派の祖たり、坊中扇を製するを以て名あり、
相傳ふ平氏滅びし時、教盛の妻尼となり、御影堂に
居り扇を造る、阿闍梨祐實其扇に咒文を書きて靈驗

シンセ

廢し、築垣破れ、泉中に死尸多く埋る、建久申、仁和
寺守覺法親王、源賴朝に命じて修造せしむ、尋で建保
以後又荒廢し、承久の亂を経て、殆ど湮滅に歸せんと
す、北條泰時六波羅在番の時、其荒廢を惜み、武將
に課して之を復興し、國家の安寧を祈る、其後又荒廢
せしむ、正親町天皇勅して再興し、以て東寺に屬せ
しむ、慶長十二年八月、快我大勸進の勅を奉じ、十方
の檀越を募る、當時の所司代板倉勝重等之を助け、速
に修理の功を遂げしむ、爾來彼諸祈禱の故事によ
り、神泉苑と稱し以て一寺とす、天明八年火災に罹り
燒失す、後櫻町光格兩帝建營金若干を賜ふ、又十方
檀越に勸進し、社殿堂宇を建立す、然れど現存する
所は、其中央の東偏にて僅に十分一に過ぎず○龍王
祠は、南向、池中の小島に在り、善女龍王を祭り、傍に
辨財天を祀る○什寶に、不動明王あり、又源平合戦屏
風(世に鯨波の屏風と云ふ)傳元信筆と稱し、其の
名高し(拾芥抄、太平記、山城名勝志、平安通志、京都
名勝志)

シンセンサイワカシ

新千載和歌集

あり、因て其業を傳へたりと、明治維新の後燒亡し、
二十七年古堂を移して再建す(山城名勝志、山州名跡
志、平安通志)
二十卷、歌凡二千三百五十九首、二十一
代集の一、四季、離別、禱祭、神祇、戀、雜、哀傷、
慶賀に分つ、三條西實枝は「新千載集は歌よりも詞
おもしろし、集を見ること、其の集による詞歌の心
の善惡を見るべし、肝要なり」と評せり、後光嚴
天皇の延文三年六月京極爲定、勅を奉じて上古以來
の歌を撰集し、同四年四月奏覽す、爲定は爲世の孫、
叔父爲藤原養はる、正中元年養父に代りて續後拾遺
集を撰す(歴代和歌勸撰考)

シンセンシヤウジロク

新撰姓氏錄

第三十卷、群書類從四百四十八、經濟雜語社本
第十六輯に收む、内閣に貫族せる皇別、神別、諸
別の諸氏及び其所由を記したるものにして、今存せ
るは抄本なり、本書の序文によれば、寶字の末年頃系
圖の争ひ繁かりし故、當時の名儒を聚めて氏族志抄
を撰ばしめし所、時の難に逢ひて果さず、依りて茲に
舊紀の煩雜を裁し、新系の塗説を除きて、新撰姓氏錄
三十卷となし、勅して三部となすと云ふ、神武天皇よ
り起りて嵯峨天皇の弘仁年間及ぶ迄の姓氏凡一千
一百八十二氏を収め、之を神別、皇別、諸藩等に類別
し、各氏毎に其本源を明かにし、又記紀に載せざる古
傳説も多く見ゆれば古史を研究するには缺くべから
ざる寶典なり、刊本は寛文八年白井宗因の訓點を加
へしもの、並に翌九年松見林の序を加へて刊行せ
るものあれど、二書共に誤脱少からず、文政四年源裕
彦の校訂して刊行せるものを善本とす○注釋に、栗
田博士の新撰姓氏錄考あり、清治中移御四品萬多

シンセ

新宣陽門院

天皇の女御となり、從三位に叙す、後中宮となり、
憲子内親王を生む、正平八年落飾、後院號を賜ふ、
十四年五月一日崩す、年二十七(皇親系)

シンソウケンモン

新崇賢門院

源顯子 准后北畠親房の女、後村上
天皇の女御となり、從三位に叙す、後中宮となり、
憲子内親王を生む、正平八年落飾、後院號を賜ふ、
十四年五月一日崩す、年二十七(皇親系)

シンソ

新待賢門院

源顯子 准后北畠親房の女、後村上
天皇の女御となり、從三位に叙す、後中宮となり、
憲子内親王を生む、正平八年落飾、後院號を賜ふ、
十四年五月一日崩す、年二十七(皇親系)

シンセンネンベウ

新撰年表

親王、右大臣從二位藤原國入、參議從三位藤原緒嗣、
正五位下阿部眞勝、從五位上三原弟平、從五位上上
毛野頼人等、嵯峨天皇の勅を奉じて之を撰ぶ(群書一
覽、國史學の英)

シンソトク

進宿徳(進走亮)

山天皇の妃、中御門天皇の御母、延寶三年に生る、後
ち宮仕して勾當内侍となる、元祿九年七月十四日新
典侍となり、尋で新大典侍となる、寶永六年四條局
と改む、同年九月二十八日從三位に叙す、同年十二
月二十九日崩す、年三十五、廬山寺に葬る、七年三
月二十六日准三后並に院號を贈る(門院傳)

シンソクコキンワカシ

新古今和歌集

十一代集の一、四季、賀、禱、離別、禱祭、戀、哀傷、
雜、神祇に分つ、眞名假名の兩序あり、一條兼長は作
なり、多くは北朝の君臣の和歌にして、南朝は僅に
後龜山天皇の御製四首あるのみ、中に花山院長親の
歌六首、北畠持康の歌一首を載せども、是れ後に北
朝の臣となりし者なり、後花園天皇永享五年八
月、飛鳥井雅世勅を奉じて上古よりの和歌を撰集し、
同十一年奏覽す、雅世は參議雅經の後、代々歌を以
て知らる、官權中納言正二位に至る、嘉吉二年入道
す(公卿補任、歴代和歌勸撰考)

シンソリコ

進蘇利古(新會利古)

高麗樂、壹越調三十四曲中の一、一名蘇利舞と
稱す、又略して蘇利古ともいふ、小曲にて中曲にあ
たる○四人舞、番舞一鼓、應神天皇の朝、百
濟人須々許理來朝し、酒を造て之を獻す、須々許理、
進蘇利古と音相近ければ、樂名恐く之に依て起りし
か、此曲、舞及び調子とも、樂家甚だ秘したるを以
て、遂に絶ゆるに至れり、依て蘇利或は埤破を以て之
に代へ、後には専ら蘇利を用ひらる(禮樂志)

シンタイカキリ

身代限(身體限)

金穀等を借りて、辨濟の期を誤り、債主の督
促に遇ひて、尙ほ辨償せざる時、法に據りて、其動産
不動産の別なく、これを官に没して債主に下附し、又
は公賣して債務を盡さしむるをいふ、鎌倉時代に
、租税の未納又は債務を果さざる者に對し、身代を
没したることあれど、其制いまだ備はらず、江戸時
代に至り、始めて身代限の名あり、制度亦定まる、
維新後にも暫くの間此稱を用ひしが、民法の制定
あるに及び、改めて家資分散と稱すること、なれり
【處分法】江戸時代には、債務者の資財を官没し、之
を債權者に下附するものにして、其制、まづ借金銀、
祠堂金、官金、書入金、立替金、先納金、職人手間賃金、
手附金、持參金、賣懸金、仕入金、諸道具類、諸物賣渡、
地代金、店賃金等は三十日限り、奉公人給金滞は十日
限り、辨償すべきこと、を官より命じ、期内に返辨せ
ざる時、身代限に處す、もし其資財にして、なほ
金高に不足あらば、他日身上取立次第返却すべきを
約せしめたり、現代における處分法は大抵世人の知
る所なれば詳かに述べず(新編追加、御定書百箇條、
科條類典、法令全書)

シンタイケンモン

新待賢門院

源顯子 准后北畠親房の女、後村上
天皇の女御となり、從三位に叙す、後中宮となり、
憲子内親王を生む、正平八年落飾、後院號を賜ふ、
十四年五月一日崩す、年二十七(皇親系)

シタ

の淺義によれば、佛を以て本地と爲し、神道を以て垂跡となせども、もし隱幽の密義によれば、神を以て本地と爲し、佛を以て垂跡と爲す、密に秘密の二義ありて、眞言教の如きは、秘密にして尙淺く、神道は隱密にして極めて深し、神道には、相傳、傳授、面授、口訣の四重あり、また影像、光氣、向上、底下の四位ありて、顯より密に至り、密の中にまた淺深あり、故にもし其人にあらずれば、淺略の分も傳ふべからずとす、而して其授くる所は、神道護摩、宗源行事、十八神道の類にして、之を切紙傳授と稱し、後には、傳授料として若干の錢を要するに至る、按ずるに此説は、後土御門天皇の時、卜部兼俱が、其祖兼延の説なりと稱して、創する所なりといへり、卜部氏は吉田神社の祠官にして、家を吉田と稱するを以て、之を吉田流の神道といひ、大に世人の耳目を聳動せしめたるのみならず、其流行の結果は、敢て我が敬神の風を増損する事はなかりしと雖も、而も神道をして愈々宗教の範圍に陥らしめ、爲めに其本源の旨を失ひたり、江戸時代に入りては、徳川義直神祇寶典を著し、林羅山神祇考を著して、本地垂迹の説を破し、吉田家の所傳を駁せる等の事ありしも、尙一般には唯一、兩部の二神道説盛行に行はれ、徳川家康の如きも、尙梵舞より吉田家神道の傳授を受けて、其高妙を歎じたりといへり、寛文延寶の際に及びて吉田惟足あり、一魚商より起り、萩原兼頼の門に入り、吉田神道を學びて、別に一派を爲し、徳川頼宣、保科正之等の優待を受け、遂に幕府に徴されて神道方となり、山崎闇齋また同時に於て、朱子派の儒學を修めしが、後ち惟足及び出口延住に就きて神道を學び、所謂垂加流の神道を創し、垂加とは、神道五部書に「神垂以三祈禱爲先、冥加以三正直爲

シタ

本とあるに基く、闇齋、延住、並に陰陽五行の理を以て、神道を説き、或は之に混するに、周易の說を以てし、或は之を輔くるに、朱子の學を以てし、日本紀の神代卷を以て一箇の教訓書となしたり、爾來吉田の門下及び其後より出て、別に神道の一派を立てたるもの頗る多し、黒住、神智、祝、金光、天理、蓮門の法教のごときは其著きものとなす、黒住教は備前の黒住宗忠の創むる所なり、宗忠夙に垂加流の神道を究め、「神明の心を測り神明の行を想ふに、其目的人間に幸福を興へんとするに外ならず、されば己れ神明たらんとするに、先づ世人の喜ぶこととなさざるべからず」と稱し、惡を避け善を修し、身心を清め、精心を凝めて太陽を拜したりしが、文化十一年十一月十三日拜日の際、天地生々の靈機を自得し、これを以て天照大神の恩徳とし、毎年一度伊勢に詣づることゝ意を怠らず、尋で京都に出て、神書を講じ、禁厭の法を行ふ、宗忠能く氣息を吹きて人の病を癒し、信徒最も多し、後ち其教基を定めて曰く、學旨を二類に分ち、一を實行學とし、一を研究學とす、實行學は我を離れ、氣を養ひ、心氣を鎮め、無我無念となり、禁厭を施し、神徳靈験の表意を主とす、之を中人以下の目的とし、研究學は倫理を明にし、諸教に涉り、祖神立教の淵源に溯り、恩波の餘瀝を汲み、祖神の足跡を履むを主とす、之れを中人以上の目的とす」と、こゝに於て中人以上の目的とする、倫理を明にし、諸教に涉るといふ點に於ては、殊に見るべきものなりしが、中人以下の目的たる、禁厭を施し、神徳靈験の表意を主とする方面に於て大に勢力を得、安政三年には宗忠大明神の號を賜はり、慶應元年には其祭祀所を以て勅願所とせられ、明治九年十月黒住講社を黒住派と唱へ、別派を公認す、十

シタ

二年には備前に宗忠神社と崇めらるゝに至れり、神智教はもと鳥傳神道といふ、加茂規清の創むる所なり、陽明學並に禪學を應用し、神道を以て純然たる一種の宗教たらしめんとせらるものにして、其説に曰く「予は天地の理を究め、之が決着を求めんとて、空理を練ること二十年に至り、始めて生身の國常立尊に拜謁を遂げたり、茲に於て漸く安堵の思ひを爲しめ、扱人々彼の心理を得んと覺さば、靜座肝要なり、若し靜座を爲さざれば、いつも口先の論のみにて、實に天地の妙用を我が物と爲すこと難し、斯くの如く心の妙體を大悟せば、道は遠きに求むるに及ばず(中略)人間に五常の道備はるも、皆其元は、天地の道に在りて、決して私の此體に妙あるにあらず、凡て天地の神の爲す所の道なり、斯の如き道を、我國にて神道と號する所以は、皆既に天照大神の道なるが故なり」(中臣祇禰傳)と、明治十五年五月神智教會を神智派と唱へ、別派を公認す、又是と前後して出てたるを井上正鏡の神教とす、正鏡は神祇伯白川家の門に入りて、惡心惟神の大道を學び、飲食を斷ち、木食を爲し、水を浴み、禪座をして觀念を凝らすといへども、悟り得ることなし、力盡きて空しく過すに、四十歳の春、觀念の床に夢幻の如く、一人の若き女子我れに大道を傳へんとて、明玉を口に授け入ると覺えて、眠りより起き、爾後始めて感ふ所なし」とて、信神の一句を本として、トホカミエミタメの法を傳ふ、遠近これに信するもの多し、幕府終にこれを三宅島に流す、正鏡島に在りて晝夜の別なく、トホカミエミタメを口唱して、終に禪の典義に達し、許されて江戸に歸るや、トホカミエの一派を起し、禪の教を説く、其教義に曰くトホカミエミタメを何十百遍となく唱へ看よ、精神息全

シタ

く疲勞して、無念無想の觀に入らん、此時我れを知り神を知るを得るは、これ全く此詞が、他の祝詞や祓に勝ぐれし所あるに由るにて、皆なこれ禪大の威靈著るしき證なり」と、諸種禁厭の法を行ひ、大に俗間の信仰を博せり、金光教は、藤井文次郎の創むる所にして、文次郎は、備中淺口郡の農夫なり、嘉永五年十一月、神より金光大神の稱を與へられたりと稱し、姓を金光と改め、金光大神は、他の神道と違ひ、靈驗最も著しければ、能くこれを信する人は、決して災厄凶禍に罹るの憂ひなし、若し未だ金光大神を信せずして、疾病に罹み災禍を受け居る人と雖も、一たび金光大神を信する時は、忽ち病は癒え禍は消散せんと稱し、愚民の信仰を得たり、天理教は、天保九年十月廿六日、大和國山邊郡中山善兵衛の妻ミキが唱道したる所にして、國常立神、面足神、國狹植神、月讀神、靈讀神、惶根神、大房邊神、帝釋天神、伊弉諾神、伊弉册神の十柱が其身體に乗移りたまへりとして、此十柱を天理王命と稱し、惡きを撲ひ助けたまへ、天理王命といひて、男女相混じ神前に舞踏を爲し、或は音曲を交へて、チヨイト話し、神の言所聞てくれ、惡きなことは言んで、天と地とを異りて、夫婦を揃へ子を設け、之れを此世の始めとし、天理王の命と口唱し、且つ盛んに禁厭を行ふ、蓮門教は、豐前小倉の人島村ミキと云ふ者によつて組織せらる、此教は「事の妙法」といへるものを本尊とし、神前に於て、事の妙法南無妙法蓮華經など唱へ、又中臣政祝等を用ふる等のことあり、蓋し徳川氏に於て禁せられたる不受不施の信徒が、密かに神に託して、これを信ぜしを、終には一派の宗教として、神佛混淆の蓮門教なるものを生ぜしにあらざるか、而して天理蓮門共に、「お籠り」と稱し、男女混淆の弊ありといふ(因

シタ

にいふ、天理教は切支丹の殘徒水野軍記によつて傳へられ、中山ミキに至りて發表せられたるなりといふ説あり、考ふべし神道はかくの如く、世の下ると共に益々變遷し、遂に半ば藩祠に類するものを出し、本旨を去るること遠かんとするに際し、一方に於ては、古學復興の氣運漸く盛大となり、契沖、荷田春滿、賀茂眞淵等輩出し、本居宣長に至りて其説大に備はる、尋で平田篤胤あり、宣長等の説を祖述して、専ら佛敎儒學を排斥せん事を力めたり、此一派はみな國史の研究を以て、神道を闡明せんとしたるものにして、今日神道を説くものは、本居平田の流を汲めたるもの、十中八九を占む、明治維新の元年、朝廷は、菩薩權現等の神號を留め、佛像を以て神體と爲すを禁じ、僧侶の社務に服する者をして著髮せしめ、日蓮宗の三十番神の號を停むる等、千年以來の兩部の流弊を一洗し、神佛混淆の習俗を改革し、二年國是の大基礎を確定し、皇道を復興せんとすの教旨より、神祇官に行幸して、天神地祇及び列祖の神靈を祭り給ひ、宣教使をおきて大教を宣布せしめ、三年諸藩に宣教掛を置き、政教一致の旨を説かしめ、五年教部省を置き、全國の神社寺院に關する事件並に教義の事を掌らしめ、又教導職をおき、神官僧侶及び宣教に意ある者を以て之に宛てしが、十年教部省を廢して、其事務を内務省に移し、十七年また教導職を廢したり、かくのごとく神佛混淆の禁ありしより、神道また面目を改めたれども、宗教的性質を帯びたるものは決して其述を絶たず、各々一派を爲して管長をおき、布教に従事せるもの、現今に於ては、大社教、扶桑教、大成教、實行教、黒住教、修成教、神智教、禪教、神理教、御嶽教、金光教、神道本局の十二派あり、なほ別に神道本局に屬し、獨立せざるものに天

シタ

理教、蓮門教あり、皆完全の要素を備へざる宗教なりと見ること當を得たるに似たり(史學雜誌神道、古事類苑神祇部、日本風俗史、日本教育史)

シタウイツシリウ 神道一心流
 柳瀬彌兵衛宣長の創めたる劍術の流派(宣長は江戸の人、父宣久につきて天真神道流を習ひ、後ち諸流を學びて其妙旨を究め、遂に神道一心流と稱す、文政二年九月死、年七十三、飯篠長威齋より世々其術を傳ふ(武術流祖錄))

シタウカク 神道方
 江戸幕府の職名、神書を修め、祭事の舊典を掌る、内密にて伊勢へ派出する事あり、吉川惟足以來、其家にて世襲す、家祿百石、手付出役あり、神社奉行の所管(官制沿革略史)

シタウゴアノシヨ 神道五部書
 五卷、國史大系第七卷に収む(因縁命世紀)一名大神宮本紀(天照坐三伊勢二所皇大神宮御鎮座次第記)一名阿波良波記(豐受皇大神宮御鎮座本紀)一名飛鳥本紀(伊勢二所皇大神宮御鎮座傳記)一名太田傳記(造伊勢二所皇大神宮寶基本紀の五部をجمعし、度會延佳の書に頭註を加へて異本を考證せり、又國史大系本は吉見幸和度會延佳其他の頭註あり、これ等の書の偽書なることは、吉見幸和の五部書説辭に詳かに見えれば、參看すべし、)

シタウシフニアノシヨ 神道十二部書
 高本十二卷(倭姫世紀、御鎮座次第記、御鎮座本紀、御鎮座傳記、寶基本紀、天口事書、古老口實傳、御奉仕記、御鎮座本紀、機殿規式帳、心御柱記、神風鈔の十二部をجمعし、以上十二部は禁河の書と號して、宮河の外に出だすことを許さざりきと云ふ、此等の書の偽作なること吉見幸和の五部書説辭に詳しく見えれば、參看すべし、)

シンタ

シンタウミヤウモクル井シユウセウ

神道名目類聚抄 六卷 神道に關する官社、神寶、祭器、幣帛、冠履衣衾より社司の職等に至る迄の名目を類聚して、一々注釋圖説したるものにして最も便利の書なり、正徳四年正月刊行

シンタウムネリウ

神道無念流 福井 兵右衛門嘉平の創めたる劍術の流派○嘉平、初め川上善大夫と號す、野州に生る、天明年間の人なり、田中權内につき一圓流の刀術を學び、其妙を得、後諸國に修行し、信濃に至り飯綱權現に祈り遂に奥旨を悟り、自ら神道無念流と號す(武術流祖録)

シンタウリウ

新當流 神尾綱部(武術流祖録)の創めたる槍術の一派○盛近之を長威入道に傳へ、其妙を得、子孫相繼て其業を傳ふ(武藝小傳、武術流祖録)

シンタウリウ

神道流 飯篠若狹守盛近の創めたる劍術の流派、また天眞正傳神道流ともいふ○家直は下總國香取郡飯篠村の人、山城守と號す、幼より刀槍の術を好み、精妙を得、尙其技術を天下に顯はさんとし、鹿島香取の神宮に祈願し、遂に絶妙を悟る、中興刀槍の始祖となる、從遊の士甚だ多く、諸國

シンタウリウ

梅田治忠(本心鏡智流祖) 神波理助 創めたる劍術の流派、また天眞正傳神道流ともいふ○家直は下總國香取郡飯篠村の人、山城守と號す、幼より刀槍の術を好み、精妙を得、尙其技術を天下に顯はさんとし、鹿島香取の神宮に祈願し、遂に絶妙を悟る、中興刀槍の始祖となる、從遊の士甚だ多く、諸國

シンタ

一羽、塚原土佐守、松本備前守政信、井鳥巨雲爲信等傑出し、いづれも一流を開く(武藝小傳、武術流祖録)

○飯篠家直 塚原土佐守、塚原卜傳、松本政信、有馬乾信、柏原盛重、井鳥爲信

シンタク 神託 託宣(マクセン)を見よ、池田光政(イケダミツマサ)を見よ、

シンタラウセウシヤウ 新太郎少將 池田光政(イケダミツマサ)を見よ、

シンチ 神地 宗廟山陵及び官國幣社、府縣社官の帳簿に記載す、明治六年三月之を制定し、翌年十一月改正して官有地の第一種に屬せしむ(大日本租税志)

シンチウ 神痔 「カンダチ」を見よ、

シンチウ 淨頭 禪宗の僧役、廁の掃除等を掌る、廁は不淨の處なるが故に、これを掌る者をして清淨ならしむる義なり(釋林象器箋)

シンチオンジ 新知恩寺 武藏國東上野郡、關東十八檀林の一○本尊阿彌陀如來人幡隨意江戸に出て、神田駿河臺に之を創建す、因て智譽を開山と爲す、後、今の地に移す、坊舎七箇寺、所化寮四十八軒あり、寺領五十石を領す(和漢三才圖會、江戸名所圖會)

シンチシ 神序司 「カンダチ」を見よ、

シンチヤウ 人長 神樂(カケラ)を見よ、

シンチヤウカケラ 人長神樂 雅樂の神樂を云ふ、神樂は人長先づ舞ひ、舞人を指揮して奏する故に、よか稱するならん、明月記に、建久十年八月四

シンチ

日出京參三吉、於大宮被前、被行御神樂(俗稱、人長神樂、有和琴等)と見えたり、カケラ(參看、シンチユウクワモン井)

新中和門院 藤原尚子(攝關、攝政近衛家兼の女、母は、從三位町尻兼量)の女皇子(中御門天皇の女御、櫻町天皇の御母、元祿十五年三月生れ、享保元年十一月十三日入内、同日女御となる、同五年正月二十日三宮に准じ、院號を賜ふ、同日薨す(實は昨夜薨す)二月六日泉涌寺に葬る、十三年六月皇太后を贈る(門院傳、國母表)

シンチユウケンジセニ 眞鍮元字錢 江戸時代に行はれたる錢貨の一種、徑八分弱、重八分、幕文元字穿上に在り、其樣二種二樣、一文を以て當時行錢の三に當てしむ、寛保の初、京都の商人請うて鑄造す(新寛永錢譜)

シンチユウゼニ 眞鍮錢 江戸時代に行はれたる錢貨の一種、眞鍮にて作りたるを以て此名あり、また、其價一枚を以て四文に換ふるを以て四文錢或は當四錢といふ(新寛永錢譜)二種あり、背に波形ありて少なきもの、經九分五厘、重一匁四分(茅葱漫錄に、錢背に波少きは、同六年以後の鑄物なりといへり)、一は波形多くして徑九分、重一匁と爲す、幕文面平地、水波の紋あり、面は寛永の號を用ふ、初め波二十一ありしが、後減じて十一波と爲す、其貨率は、明和年度の分、凡そ銅六十八、亞鉛二十四、白目八、文政年度の分、銅七十五、亞鉛十五、鉛十、安政年度の分、銅六十五、亞鉛十五、鉛二十とす(超原稿)明和五年五月、江戸龜井戸村銀座に於て、始めて之を鑄る、一枚を以て並銀四文に換ふ、一箇年鑄造高、五萬五千貫文と定めらる、此後屢々鑄造高を減ぜらる、天明八年十二月に至て吹方を止め、

シンチ

シンチヨウグ

新徴組 江戸幕府が、浪士中の才藝あるものを徴集して組織したる警備隊、江戸に置き、海防及び非常の備に充つ

シンチヨウグ

新徴組 江戸幕府が、浪士中の才藝あるものを徴集して組織したる警備隊、江戸に置き、海防及び非常の備に充つ

シンチヨクセンワカシフ

新勅撰和歌集 二十卷、歌凡千三百五十三首、或は千三百七十一首、二十一代集の一、四季、賀、羅、羅、神紙、釋教、戀、雜に分つ、今川了俊は、新勅撰は花實を兼れたる集と云ひ、鳥丸光廣は、新古今の花に過ぎたりとて、新勅撰を定家のくすみてあまればと云へり、後鳥羽、土御門、順徳三天皇の御詠を一首も入れず、武士の歌を多く入れしは、定家が北條氏の武威を恐れて、關東におもれりし故なるべし、故を以て本集を宇治川集とも云ふ、武士を八十ち川と云ふに

シンチヨクセンワカシフ

新勅撰和歌集 二十卷、歌凡千三百五十三首、或は千三百七十一首、二十一代集の一、四季、賀、羅、羅、神紙、釋教、戀、雜に分つ、今川了俊は、新勅撰は花實を兼れたる集と云ひ、鳥丸光廣は、新古今の花に過ぎたりとて、新勅撰を定家のくすみてあまればと云へり、後鳥羽、土御門、順徳三天皇の御詠を一首も入れず、武士の歌を多く入れしは、定家が北條氏の武威を恐れて、關東におもれりし故なるべし、故を以て本集を宇治川集とも云ふ、武士を八十ち川と云ふに

シンチ

永代通寶の令あり、但吹高五百五十三萬六千三百八十貫二百八文(一文を一枚にして算す)、文政四年十一月より同八年まで五箇年間、銀座にて眞鍮錢吹増の事あり、鑄造高七萬九千七百貫文、安政四年また之を鑄造す、貨幣(クワイ)參看(貨幣幣錄、新寛永錢譜、大日本貨幣史)

シンチ

月、藤原定家(フナハラノサダイヘ)を見よ、勅を奉じて撰集し、天福二年之を奏覽す(歴代和歌勅撰考)

シンツウノカアラヤ

神通鏡矢 上差の矢を云ふと云へども、伊勢貞丈は、田村草紙に神通の鏡矢とあるによりて、後世の妄作したるなりと云へり、從ふべし、尙は貞丈雜記弓矢の條を見よ、

シンテン

神田 神社の用途に充つる田地、又ミトシロと云ふ、御刀代、御刀代、神戶田地と書す、トは田の轉なり、單純なるものと、神戶内のものと二種あり、共に不輸租田にて賣買を禁ず、單純なるは地子田を云ひ、神戶内は多く口分田にて、地子田或は神社に自ら耕作するもあり、其田租は貯藏して神社と稱し、祭祀修造の用途、神祇官人及び社司の俸祿に充つ(超原稿)仲哀天皇九年四月神田を定め、御らしめたるを始めて、持統天皇四年正月畿内

シンテン

の天神地祇に幣を班ち、神戶田地を増す、大寶令の制、神田は收授加授せざる事と定む、大同元年太宰府八幡及び八幡大神比咩社に神位田を寄せ、又天平勝寶二年二月、賀茂御祖大社に神戶代田一町を寄せしが、承和十五年二月一町を増し、同三月山崎明神に二町を寄せたり、寛治四年七月には、賀茂上下社に不輸田六百町を寄せ、供御田とす、神稅不足に依てなり、此後神田の名見ゆる事稀にて、多くは神領と稱し、社司等之を掌りて、租賦を徵收し、以て祭祀造營の語費に充て、其所用に従て、日供料所、御供料所、朔幣田、年中行事領、臨時祭料所、放生會料所等の名あり、シンリヤウ(參看(書紀、令義解、續後紀、延喜式、三代格、古事類苑(神祇部))

シンテンカイホツ

新田開發 聖田(コナン)を見よ、

シンテンカタ

新田方 江戸幕府の職名、下

シンテンチタイキン

新田地代金 江戸時代、臨時納物の一にて、新田畑を開墾する時、其地代として納むべき金をいふ、地方凡例錄にて是は新田畑等に可なる地所見立、其村々より顯出るか、又他所の者にても場所見立、地元の方方(懸合、障なければ開發願、其地所御料なれば、公儀私領とも領主地頭へ地代金相納むる、段當は定法無之、開發の場所善惡、起し手間人夫入用等の多少により地代金多少あり、大概一通の處なれば、一段歩に金二分位、又開發難所にて手間多かり、其上土地宜からざれば金一分にも極る、若し開發入用もかゝらず、地面宜しければ三分一兩其上も差出處もあり、畑方なれば田方地代金半分、又三分二位に極る、右納め高は鐵下年季に割合せ、年季中に相納むといへり、

シンテンツクリ

寢殿作 王朝時代の中葉(所謂藤原時代)攝神の邸宅として用ひられたる建築形式を云ふ、其主要なる建築を寢殿と云ふより名づく、寢殿とは正殿を云ふなり、爾雅の釋宮に、周制、王公六寢、路寢一、小寢五、路寢治事之所、小寢燕息地也、又公羊傳に、路寢所正寢也、史記樂書に、凡居室皆曰寢、とあり、後世寢間なるが故に寢殿と云へるは誤なり、寢殿は大七間四面、又は五間四面なり(一間は通例凡一丈)之れを身舎母屋といふその周圍に廊を繞らし(廊の一間なるを廣附とも廣縁とも云ふ)廊の外に更に様を繞らし、高欄を附す、正面及び左右に階あり、屋蓋は四注にして檜皮を以て

シンチ

勘定所の分科にて、舊來の山野池沼等を開發して、田畠となして高入をなし、又之を檢地すること、を掌る、即ち新田畑開發の吟味、並に代金取立、御勘定組、石盛伺、檢地帳、年延伺等のことを掌る(地方凡例錄、徳川氏官制)

シントウジ 神童寺 山城國相樂郡高麗村字神童寺(北吉野山と號す、又金剛藏院とも

シントウ 神頭 矢の根の名、ヤヅリを見

シンテンヒキ

神田引 江戸時代免租の一、

村里鎮守の社地は、概ね除地なれども、後、事故有て社地と爲し、又は祭田と稱して、田畠を神社に喜

シントククワン 進徳館 舊鯖江藩の學校

シントククワン 進徳館 舊鯖江藩の學校

シントククワン 進徳館 舊鯖江藩の學校

シントククワン

進徳館 舊鯖江藩の學校

延元三年三月創立、天明年間藩士坂本天文武を兼修

中保松田永安等其門に出づ、藩の文學興起の原因、此

等先置者の薫陶に據る、爾後藩主内藤頼直の時、特に

シントククワン 進徳館 舊鯖江藩の學校

シントククワン 進徳館 舊鯖江藩の學校

シントククワン 進徳館 舊鯖江藩の學校

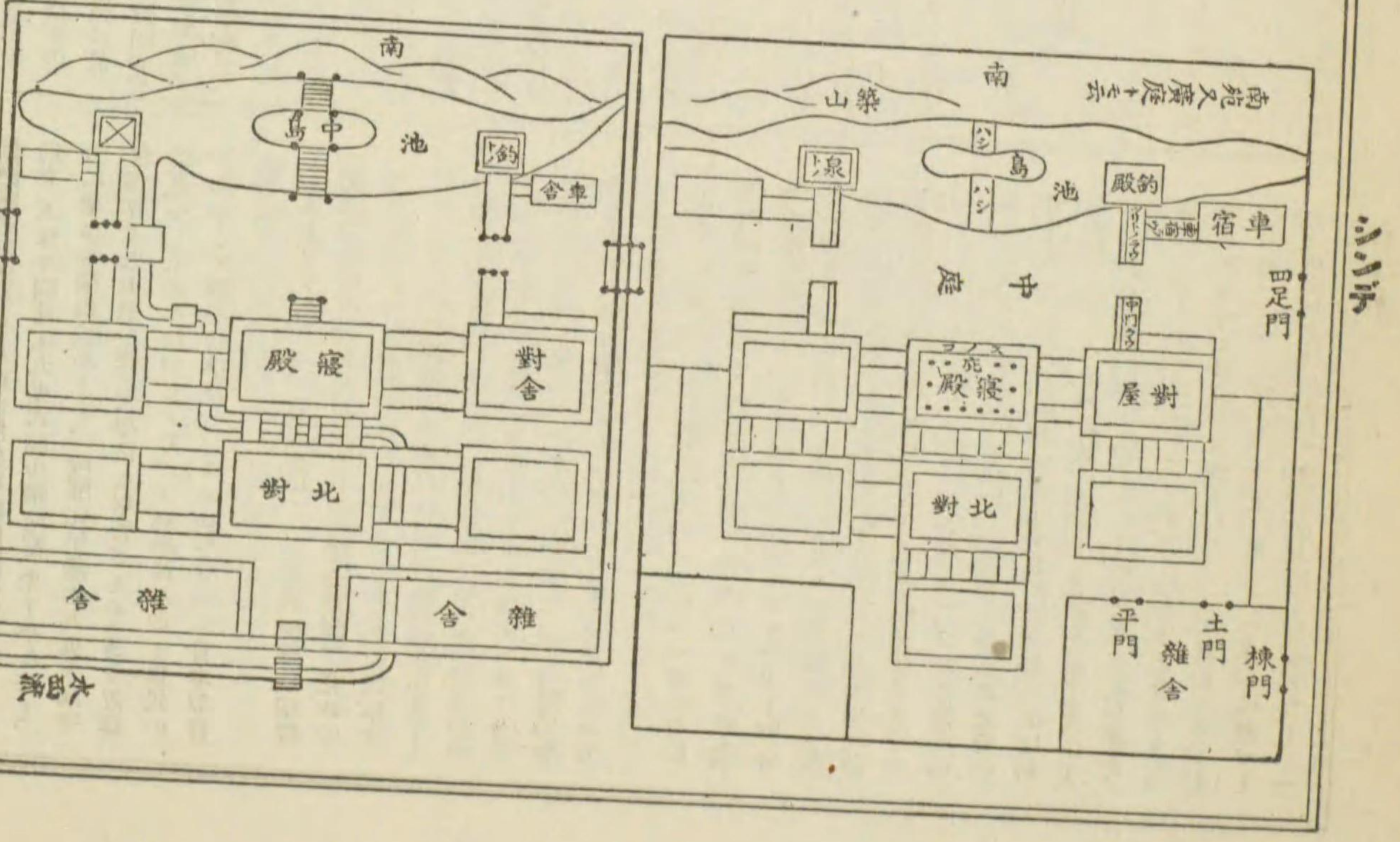
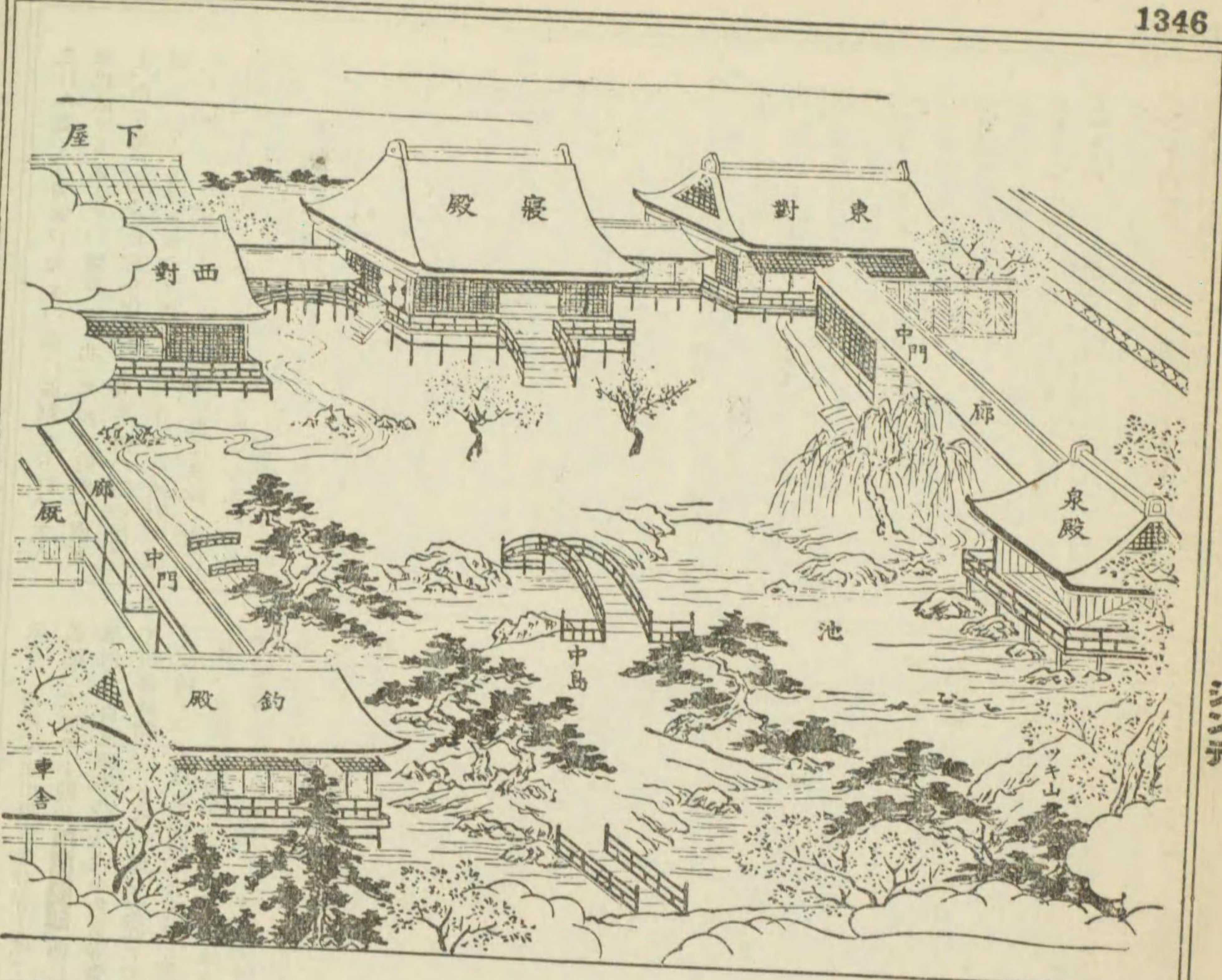
シントククワン

振徳堂 舊肥前藩の學校

日向國南那珂郡肥前板敷 寛政の頃、學問所ありし由なれど、詳かならず、享和元年十

一月、藩主伊東祐兵八幡馬場明智院屋敷を學問所と

あり、遂に天保二年に竣工す、是を振徳堂と稱す、明



之れを葺く、身舎は幾多の室に區劃せられ、主人の起居する處とす、寢殿より北、東、西(寢殿は南面

云ふ、初め瓜生山觀世音教寺と號す、眞言宗新義派○本尊千手觀音、傳に云、厩戸皇子の草創と、白鳳四年九月、役小角當寺鷹ヶ峯の山嶺に於て研修精勵し、感得の像を安置して、神童教護國寺と改稱す、本尊金剛藏王菩薩即ち是なり、其後泰澄、行基、真辨、鑑真等の高僧、勵精修法せし遺跡今猶存す、空海の作不動明王石像壁岩の内に在り、又北吉野山と號するは、大和吉野山に對するの稱なり、爾後廢壞せしを、興福寺の願安再興し、法相眞言兼學の道場となす、治承の變殿堂悉く焼亡す、後鳥羽天皇の宣旨により、源頼朝再興舊觀に復し、丹波國桑田郡藤村を寄す、元弘元年九月再び兵火に罹り衰廢せしが、應永十三年に至り、興福寺の官務懷業藏王堂を建立す、寺祿は四百石にして、豐臣氏徳川氏之に仍る(山城名勝志、平安通志)

創立、天保年間藩主九鬼武少輔屋敷朱子學を修し、大に學事を擴張せんとす、慶應元年藩主九鬼大隅守隆備尋で朱子學を修し、學校を増設せしめ、藩士近藤勝直をして之を總督せしむ、又郷學校を興し農民の子弟をして普く就學せしむるの制を立つ(日本教育史資料)

シンドリ

に天明以降の規模に據り、藩内の教育を布き、明治維新に至る(日本教育史資料)

後取 朝廷に於て、歳首に能く酒を飲む者の撰ばれて、御園に侍候するをいふ、江次第に、後取、職人式云、侍臣堪、大飲、者奉、仕後取云々、四位五位多非職之雲客也、元日不用、近衛次將閣下、帶劍無復故也、雲客所役抄に、行事侍中定、其人三人、書、紙屋紙、元日四位、二日五位、三日六位、此後、或又令堪、大飲、者云々、又雲園抄に據れば、舊年晦日に上圖の如く切紙に姓名を記して、之を殿上の角柱に押すといふ、

シントリ

新鳥蘇 高麗樂、壹越調三十四曲中の一、一名納序曲とも稱す、(吹奏の曲譜によりて名づく)新樂にて大曲○舞者六人、番舞皇帝被陣樂、作者詳ならず、高麗節師下春、始めて之を傳へたる由なれど、何れの頃なるかを知らず、此曲を奏するに、先づ納序を吹き、次に古彈を吹くを例とす、されど古彈はいつしか絶えたり、三位清政より兵庫允公頼といふ人此譜を傳ふ、當時尾張國に得業といへる人あり、此道を好みて其真奥を極めたりしかば、公頼、得業に示すに此譜を以てし、且つ師説のありのまゝを聞かせしかば、ふさととのへたりといふ、古鳥蘇(コトリソ)參看(禮樂志、歌舞音樂略史)

シンナイアジ

新内節 淨瑠璃節の一種、寶曆の頃より大に流行す、鶴賀新内の語り創めたるより此名あり○新内は富士松薩摩の門人にして、江戸深川扇橋の邊に住したる御家人なり、始め富士松の門に入り、加賀八大夫と稱して、若狹豫と共に此

シンニヨ

曲を傳へしが、後若狹豫獨立するに及び、新内も亦獨立して一派を開く、男を加賀吉と云ふ、門弟加賀齋二代目を相續し、其門人島大夫又三代目をつぎ、常盤津に次で流しに流行し、今一般に行はれたり(聲曲類纂、淨瑠璃史)

シンニシユキ

新二朱金 萬延二朱金

シンニシユギ

新二朱銀 安政二朱銀

シンニフキン

新二分金 萬延二分金

シンニヨ

眞如 高岳親王入道後の名なり、

シンニヨ

眞如 高岳親王入道後の名なり、

シンニヤ

眞如 高岳親王入道後の名なり、

シンニヤ

眞如 高岳親王入道後の名なり、

シンニヤ

眞如 高岳親王入道後の名なり、

シンニヤ

眞如 高岳親王入道後の名なり、

シンニヤ

眞如 高岳親王入道後の名なり、

シンニヤ

眞如 高岳親王入道後の名なり、

シンニヤ

眞如 高岳親王入道後の名なり、

シンハ

二貫文を寄附す、天正十九年十一月、徳川家康寺領二貫文の御朱印地を給ふ、慶長五年關ヶ原原野の際、家康參詣して勝を祈る、十二年更に命あり、堂宇を修理す、正保二年酒井謙政守忠勝資財を抛て、再び修復を加ふ、現今の堂宇はなり、中興を春宗(慶安元年)再中興を辨秋(元祿七年三月)と云ふ、坂東札所第四なり、毎年六月法會を行ふ、堂上長谷寺の額あり、子純の書と傳ふ○鐘樓に文永元年鑄造の鐘を掛く(鎌倉志、鎌倉攬勝考、新編相模國風土記稿)

シンハチデウリウ

新八條流 關口信重の創めたる馬術の流派○信重は八右衛門と稱す、元和年間の人にて、八條流の妙を得、更に工夫を加へて一流を起す、其術を以て水戸威公に仕ふ、其子六助信通其業を繼ぐ(武術流祖録)

シンパン

親藩 江戸時代、幕府の支族たる諸藩をいふ、例へば三家、越前家等の如きをいふ、

シンパン

新番 江戸幕府の職名、又近習番とも云ふ、兩番と同じく警衛を掌り、將軍駕行の時、其先に供奉す、警中勝手時計の間に衛所あり○若年寄の所管なり、番頭八人、二千石高、警中中ノ口に宿直す、三番頭より、資格遙に下れり、或説に、家光の時、上臈女房の功勞有る者の子弟、及び甥従兄弟を擡て、之れを置くこと云へり、組頭各一人、六百石高、桔梗の間に詰む、番衆各廿八人、五人づつ警中に交番す、二百五十俵高なり、寛永二十年八月、始めて四組を置き、新番頭を定め、玉蟲宗茂、安西元貞、中根正頼、遠山景重を以て之に充つ、慶安元年番頭二人を増して六組と爲す、承應三年八月、新番頭指物の色を定めて、五色の吹流と爲す、一番組は赤、二番組は淺黄、三番組は黒白交互、四番組は黄、五番組は白、六番組は黒とす、享保八年六月

高二千石の職となす、同九年十一月、始めて四九新番頭二人を置く、慶應二年十二月此組を廢し、番衆を統隊となす(明良帶録、柳營秘鑑、吏徵、官制沿革略史)

シンヒエノジンジャ

新日吉神社

山城國京都下京區阿彌陀峯上り口、舊地今の五町の南日吉坂の邊、大山咋神同荒魂、賀茂玉依比賣命同荒魂、田心比賣命、菊理比賣命を祭り、素戔鳴命、大年神を配す、永曆元年十月、後白河上皇始めて社を東山に建て、近江日吉の神を移し祭る、因て號を新日吉といふ、應保二年四月、始めて祭を行ひ恒式と爲す、高倉天皇治承二年、小五月會を行ひ競馬を奉る、是より五月九日を恒例として、永く行はる、法皇屢々御幸、參籠、獻物のことあり、建曆二年五月九日、後鳥羽上皇幸して小五月會を行ひ、これより上皇必ず臨幸あり、後其禮久しく絶えたり、寶治元年五月に至りて、後嵯峨上皇臨幸し再び之を興す、是日競馬及び獅子田舞等あり、又關東に勅して流鏑馬射手を召す、應仁中當社大半破壊し、豊國社創建の時悉く亡ぶ、後妙法院院然法親王、後水尾天皇の旨を奉じて再造す、智積院の北に在りしが、明治三十年阿彌陀峯豐國廟修築につき、社地を譲りて現今の地に移る、今府社に列す、樓門、本社、拜殿、神樂殿等あり、末社四社あり(平安通志、京都名勝記)

シンフ

神符 神社より出す守札の類をいふ、これを神棚に安じ或は之を門戸に貼し、或は囊に納れて身にをび、災異を護り福祿を招くものとす、故に御守とも、守札とも云ふ、

シンフウレン

神風連 豊國また敬神黨とも稱す、明治九年十月、熊本縣士族大野鏡平(大田

シンバ

剛峯寺未だ成らず、故に此遺訓あり、茲に於て眞然心を造營に盡す、幾千ならずして成る、寛平十二年僧正となる、三年九月十一日寂す(元亨釋書)

シンバウカタ

神寶方 江戸幕府の職名、下勘定所の役にて、日光其他の神社佛寺、又は靈屋の器物等を掌る、即ち諸國神社佛閣御普請所の分、同寺社莊嚴飾物御道具類を取扱ふなり(明良帶録、徳川氏官制)

シンハウヘイガシラ

新砲兵頭 慶應二年

江戸幕府の職名、鐵砲の事を掌る、慶應二年十二月始めて置き、高千石の職となし、老中の管下に屬す、同月、新砲兵差圖役頭取、及び差圖役を置く、頭取は高四百石、差圖役は三百石の職にして、共に陸軍奉行の配下とす、同三年六月、大砲役と改稱す(官制沿革略史)

シンハカセ

針博士 典藥寮の職員、チンヤケルツを見よ、

シンハセテラ

新長谷寺 相模國鎌倉郡長谷村○海光山と號す、俗に長谷觀音堂を以て世に著る、本尊十一面觀音、長二丈六尺、大和國長谷の觀音と同村にて楠なりと云ふ、元正天皇の御世、徳道上人大和國長谷山中に、楠の巨木を得て二體の觀音を造り、一體は其地に留め、一體は有縁の地に出て、衆生を濟度せよとて海中に投ず、十六年の後天平八年六月、當國三浦郡長井村の海上に著く、此事傳聞に達し、勅命により當地に一字を草建し、徳道を開山とし、新長谷寺と號すと云ふ、康永元年三月足利尊氏佛體を修飾し、妙相を修治して、莊嚴を加へ、明德三年十二月義光後背を造立し、行基作の同像を前立とし、傍に勢至如意輪開山等の像を置く、後ち北條氏之れを信仰し、天文十六年十月當寺敷地

衣笠村松原○初め萬年山正脈庵と稱す、臨濟宗○尼寺、弘安八年、尼如大、佛光國師塔所の爲めに創建し、正脈庵と號す、康永元年夢想國師、高師直に勸め、之を重修して眞如寺と改む、足利氏制して、禪家尼寺の第三に班せしむ、後水尾天皇の御宇之を再興し、皇女月鏡尼公の住所と爲し給ふ(山城名勝志、京華要誌)

シンニヨダウ

眞如堂 眞正極樂寺(シンニヤウコククツ)を見よ、

シンニヤ

眞然 俗姓は佐伯氏、弘法大師の甥、弘法大師に事へて密乘を學び、又眞雅に灌頂を受く、弘法大師入寂に臨み、眞然に語りて曰く、我此山を以て汝に附屬す、汝其志を勵し營構して、鎮護の靈區、眞言の教場となせと、蓋し此時金

黒伴雄、加屋齊登、上野謙吾等、平常神道を尊び守舊の説を持し、明治政府の改新に對し不平を抱き、徒黨二百人を集めて亂を爲す、二十四日夜火を放ちて熊本鎮臺を襲ひ、陸軍中佐高島茂徳以下六十四人を殺し、更に司令長官種田政明、縣令安岡長英、參事小關敬直等の居宅を襲ひ、政明を殺し、長英敬直等を傷け、猶進で縣廳にせまり、屬青木安弘等五人を殺す、勢猖獗なり、翌日鎮臺兵を發して賊を討じ、大野上野等を殺す、餘黨或は自首し、或は逃亡して遂に平く(血史、明治歴史)

シンフシヤウ

信部省 中務省の改稱、當時の詔文中に「中務省、宣傳勅語、必可有信、故改爲信部省」と見ゆ、淳仁天皇の天平寶字二年藤原仲慶の議によりて改めしが、同八年仲慶謀に伏するに及び令制に復す、「ナカツカサヤウ」參看(續紀)

シンフシヤウ

仁部省 民部省の改稱、當時の詔文中に「民部省施政於民、量用惟仁、故改爲仁部省」と見ゆ、淳仁天皇の天平寶字二年藤原仲慶の議によりて改めしが、同八年仲慶謀に伏するに及び令制に復す、「ミンパシヤウ」參看(續紀)

シンフツメンヒキ

神佛免引 江戸時代免租の一、八幡免、天神免、荒神免、觀音免、阿彌陀免、藥師免等と稱し、社地、堂下、神佛森林等の内、三畝もしくは五畝の地租を除くをいふ(地方凡例錄、大日本租稅志)

シンヘツ

神別 天神地祇の胃裔たる氏族をいふ、大化以前の制、連姓を賜ふこと通例なりしがごとし、尙ほ氏(ウヂ)姓(カネ)の兩條を合せ見るべし(古事類苑姓名部)

シンヘンカマクラシ

新編鎌倉志 鎌倉の地誌にして、北日本

郷、東は金澤(武藏)西は固瀬、南は杜戸を限り、此の諸村中に在る神社、佛閣及び舊跡名勝等を悉く網羅したるものにして、巻首には鎌倉の地圖を附して一覽に便し、毎條大意を掲げ、次に境内の勝跡寶物を記し、次に舊跡を録し、人をして治亂興亡の迹を曉り易からしむ、鎌倉の地理歴史を研究せんとするものには、缺くべからざる良書なり。

【新編】水戸光圀の命によりて力石忠一の著す所なり、初め延寶二年光圀鎌倉に至り、家臣をして見聞する所を記せしむ、四年更に河井友水を鎌倉に遣して古跡を調査せしむ、未だ成らずして死す、力石忠一命を奉じて鎌倉に赴き、古跡に實し、野老に問ひ、古を酌み、今を量り、古記斷簡得るに従て採録し、友水の闕たるを補ひ、誤れるを糾すこと、前後十年、貞享元年に至りて成ると云ふ(新編鎌倉志)

新編相模國風土記稿

【新編】百二十五卷、明治十七年蹴刻して洋釘本五冊とす。【原書】一卷圖説、二卷建置沿革、三卷山川名所産物、四卷より十一卷迄藝文、十二卷より二十五卷まで各郡村志とす、首に凡例並に前後編纂に與かりし人名を擧ぐ、總て新編武藏國風土記稿に倣ひ、相模國に於ける、地理及び歴史地理の事項は網羅せざるなく、特に武藏風土記稿以來熟練を積みしを以て、前書に比すれば、煩を省き、蕪を削り、旨約にして意通す、考證正確にして、學者の必ず參考すべき良書なり、但し三浦郡池子村に關て録せず、是れ水戸藩の管する鎌倉英勝寺の領にして、吏員の檢査を許さざりしによるなり。

【新編】林銜の幕府に建議して、總裁となり、昌平塾地理局にて編纂する所なり、扇儀間宮士信、松崎純庵三嶋六三郎行政等をして専ら事に當らしめ、前後九年總て二十

七人の多に及ぶ、天保元年新編武藏風土記を奉りし後、續て稿を起し、天保十一年に至りて成る(新編相模國風土記稿、本邦地誌考)

新編武藏國風土記稿

【新編】百二十五卷、明治十七年蹴刻して洋釘本五冊とす。【原書】一卷圖説、二卷建置沿革、三卷山川名所産物、四卷より十一卷迄藝文、十二卷より二十五卷まで各郡村志とす、首に凡例並に前後編纂に與かりし人名を擧ぐ、總て新編武藏國風土記稿に倣ひ、相模國に於ける、地理及び歴史地理の事項は網羅せざるなく、特に武藏風土記稿以來熟練を積みしを以て、前書に比すれば、煩を省き、蕪を削り、旨約にして意通す、考證正確にして、學者の必ず參考すべき良書なり、但し三浦郡池子村に關て録せず、是れ水戸藩の管する鎌倉英勝寺の領にして、吏員の檢査を許さざりしによるなり。

【新編】林銜の幕府に建議して、總裁となり、昌平塾地理局にて編纂する所なり、扇儀間宮士信、松崎純庵三嶋六三郎行政等をして専ら事に當らしめ、前後九年總て二十

其社地に在る木を以て充つ、一社一木を常とす、稻には一社にて數種なるあり、或は社邊の樹木を總稱するもあり、一二の例を擧れば稻荷社、石上神社、三輪大明神は榎、大原野、北野、住吉等は松、春日神社は全山の榎を神木とする類にして、蓋し植物崇拜の遺風なり(古事類苑神祇部)後には神木を神體に擬し、捧持するに至る、之を神木動座といふ、春日社、日前宮のときは其著名なるものとす、前者は與福寺の僧徒、春日神人等意に滿ざる事あらば、直ちに神木を捧げ入浴して敬祈す(カスカノシンボクを見よ)日前宮神木動座は、紀伊國造職讓歩の時に捧持す、應永四年行文讓補之記に、正月十八日今夜御神木御針自一人母秀連宿所奉入之、國造下向、庭上御針御神木奉立白沙壇上こと見えたり、

シンボクニフタク

【カスカノシンボク】を見よ、

シンボチ

【新發意】新たに佛門に入りたるもの、稱、發意とは、無上菩提を求むる意を發する義にて、即ち菩薩なり、又「シンボチ」とも云ふ、梵語、阿夷恬と言ふ、新學と譯す、法華經に、新發意菩薩供養意と稱す、神皇正統記兼家出家の條に、執政の出入家の始めなり、其頃出家の人なかりしかば、入道殿となん申けるによりて、源滿仲出家したりしを、憚りて新發意とぞ言ひける云々、榮花物語見はての夢の條に、この二位の新發意(高階成忠)をまどはして御いのりをし、いみじき事とぞ言ふ云々と見えたり、然れども、尊卑分脈に、滿仲の出家は兼家の前なる事明なれば、正統記に、滿仲の出家を、兼家に憚りて新發意と云ひしとは誤なり、

シンマカ

【新發意】高麗樂、鞞鞞一に

摩羯に作る、壹越調三十四曲中の一、小曲なり○唐拍子十六、舞者四人、其風履して舞ふ拜禮、舞踏の體なりと、古式には更に紫袍一人前立り、是を王といふ、番舞採桑老、大史二人(赤衣)小史二人(紺袍)とす

【起原】此樂は北胡鞞鞞國より出づ、故に其名を以て樂名とせり、承曆中白河天皇、法勝寺供養の時、藤原俊綱に勅して舞を作らしむ、蓋し改作か、新の字思ふべし、永保二年中宮賀茂行啓の時に五人舞とあり(禮樂志、歌舞音樂略史、舞樂圖説)

シンシタウド

【新御堂殿】足利滿隆アシカガミツタカを見よ、

シンムテンワウ

【神武天皇】御諱は狹野、又神日本磐余彦彦火々出見尊天皇と稱す

【系傳】彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊の第四皇子、母は海神の女、玉依姫、第一代の天皇、神代卷々杵尊以來世々日向國高千穂宮に在はして四方を統治し給ひしが、天皇の時に及び皇兄五瀨命と議して天業を恢弘せん事を圖り、茲に都を東國に移すの策を決し、即ち舟師を率ゐて日向を發し、豐國宇佐を経て、筑紫岡田宮に在ます事一年、安藝多郡理に在ます事七年にして、更に海路より派速を過ぎ日下の蓼津に至り、土倉長髓彦と戦つて利あらず、五瀨命また流失に中たる、茲に於て天皇即ち舟師を轉じて、紀伊國菟山に至りしが、五瀨命は其傷重くして遂に此處に薨す、かくて天皇は、進んで丹敷戸峠を誅し、更に大和の菟田に入りて兄猪を誅し、弟猪を降し、次でまた

兄磯城等を誅して、兵威頓に振ふ、饑速日命之を開き大に饑れ、長髓彦を殺して降服す、尋で土蜘蛛、新城市、居勢祝、猪祝等皆誅して服し、中州全く平定す、茲に於て都を大和國葛城郡原に宛め、はじめて天皇の位に即く、是れ我國初代の天皇にして、實に紀元元年辛酉の歳と爲す、建國の大業茲に成る、天皇また即位の翌年を以て功を定め賞を行ひ、道臣命には宅地を築坂邑に賜ひて寵遇し、大來目命を畝傍山の西に居らしめて護衛に供し、珍彦を倭國造に、弟猪を猛田邑の縣主に、弟磯城を磯城縣主に、劍根を葛城國造とす、其他凡河内、伊勢、美賀、紀伊、宇佐等の諸國造等を任命す、尋で天種子命をして天ツ罪國ツ罪の事を解除せしむ、また靈時を鳥見山に立て、天宮命をして、皇祖天神を祭りて神祇の恩に答へしめ、且つ三種神器を同殿共床に奉祀して天祖の神靈とし、以て天下に臨み給へり、當時官物神物未だ分れず、宮内に藏を立て、齋藏と名付け、齋部氏をして長く其職に任せしむ、輔弼の大臣には中臣氏の祖なる天種子命、齋部氏の祖なる天宮命あり、二氏共に世々祭事を司りて朝政に參與す、其他大伴氏の祖なる可美眞手命あり、此三氏また武衛の任として、其職を世々にし、かの國造縣主等と内外相維持して、國家を経営したりき、かく天皇の時に至り、經營の業漸くなりしが、位に在すこと七十六年(空位三年)にして崩じ給へり、聖壽百二十七(或は三十七)に作る、大和國高市郡山本村畝傍山東北陵に葬る(大日本史、陸奥一覽、大日本通史)

シンムテンワウサイ

【神武天皇祭】毎年四月三日、即ち神武天皇崩御の日を以て、天皇の徳業を追念し、報本反始の誠を致し給ふ祭典

シンボチ

【新發意】新たに佛門に入りたるもの、稱、發意とは、無上菩提を求むる意を發する義にて、即ち菩薩なり、又「シンボチ」とも云ふ、梵語、阿夷恬と言ふ、新學と譯す、法華經に、新發意菩薩供養意と稱す、神皇正統記兼家出家の條に、執政の出入家の始めなり、其頃出家の人なかりしかば、入道殿となん申けるによりて、源滿仲出家したりしを、憚りて新發意とぞ言ひける云々、榮花物語見はての夢の條に、この二位の新發意(高階成忠)をまどはして御いのりをし、いみじき事とぞ言ふ云々と見えたり、然れども、尊卑分脈に、滿仲の出家は兼家の前なる事明なれば、正統記に、滿仲の出家を、兼家に憚りて新發意と云ひしとは誤なり、

シンマカ

【新發意】高麗樂、鞞鞞一に

シンマカ

【新發意】高麗樂、鞞鞞一に

【新室町院】應長元年六月十五日内親王と爲り、文保二年二月廿一日一品に叙せられ、元弘三年十二月七日中宮となり、建武四年正月十六日院號を賜ふ、同年五月十二日薨す、年二十七(女院小傳)

シンマ

【神馬】神の馳乗に供する意にて神社に奉納したる馬を云ふ、又カミコマと云ふ、神社に參詣する時、或は祈請の爲めに供進す、祈雨に黒毛馬、祈晴には赤毛馬を獻する例なりと云ふ、神馬には永く神祇に飼養するものと、一旦進獻し、畢して後本牧に還付するものとあり○神馬の裝飾にはシデを付く、四手は頸鬘の中と左右と合せて三ツ、トリ鬘に五ツ、尾の付根に七ツ付くるなり、進獻の次第は、兼日神馬に四手を付け、當日御馬を神前に牽き、次に神官御幣三本を捧る一度、次に神馬を社壇の左方より引廻し奉る一度、共に二度行ひし後神官祓を申し、次に拜伏、次に退下するなり、宇佐使の時

シンマ

【神馬】神の馳乗に供する意にて神社に奉納したる馬を云ふ、又カミコマと云ふ、神社に參詣する時、或は祈請の爲めに供進す、祈雨に黒毛馬、祈晴には赤毛馬を獻する例なりと云ふ、神馬には永く神祇に飼養するものと、一旦進獻し、畢して後本牧に還付するものとあり○神馬の裝飾にはシデを付く、四手は頸鬘の中と左右と合せて三ツ、トリ鬘に五ツ、尾の付根に七ツ付くるなり、進獻の次第は、兼日神馬に四手を付け、當日御馬を神前に牽き、次に神官御幣三本を捧る一度、次に神馬を社壇の左方より引廻し奉る一度、共に二度行ひし後神官祓を申し、次に拜伏、次に退下するなり、宇佐使の時

シンマ

【神馬】神の馳乗に供する意にて神社に奉納したる馬を云ふ、又カミコマと云ふ、神社に參詣する時、或は祈請の爲めに供進す、祈雨に黒毛馬、祈晴には赤毛馬を獻する例なりと云ふ、神馬には永く神祇に飼養するものと、一旦進獻し、畢して後本牧に還付するものとあり○神馬の裝飾にはシデを付く、四手は頸鬘の中と左右と合せて三ツ、トリ鬘に五ツ、尾の付根に七ツ付くるなり、進獻の次第は、兼日神馬に四手を付け、當日御馬を神前に牽き、次に神官御幣三本を捧る一度、次に神馬を社壇の左方より引廻し奉る一度、共に二度行ひし後神官祓を申し、次に拜伏、次に退下するなり、宇佐使の時

シンマ

【神馬】神の馳乗に供する意にて神社に奉納したる馬を云ふ、又カミコマと云ふ、神社に參詣する時、或は祈請の爲めに供進す、祈雨に黒毛馬、祈晴には赤毛馬を獻する例なりと云ふ、神馬には永く神祇に飼養するものと、一旦進獻し、畢して後本牧に還付するものとあり○神馬の裝飾にはシデを付く、四手は頸鬘の中と左右と合せて三ツ、トリ鬘に五ツ、尾の付根に七ツ付くるなり、進獻の次第は、兼日神馬に四手を付け、當日御馬を神前に牽き、次に神官御幣三本を捧る一度、次に神馬を社壇の左方より引廻し奉る一度、共に二度行ひし後神官祓を申し、次に拜伏、次に退下するなり、宇佐使の時

シンマ

【神馬】神の馳乗に供する意にて神社に奉納したる馬を云ふ、又カミコマと云ふ、神社に參詣する時、或は祈請の爲めに供進す、祈雨に黒毛馬、祈晴には赤毛馬を獻する例なりと云ふ、神馬には永く神祇に飼養するものと、一旦進獻し、畢して後本牧に還付するものとあり○神馬の裝飾にはシデを付く、四手は頸鬘の中と左右と合せて三ツ、トリ鬘に五ツ、尾の付根に七ツ付くるなり、進獻の次第は、兼日神馬に四手を付け、當日御馬を神前に牽き、次に神官御幣三本を捧る一度、次に神馬を社壇の左方より引廻し奉る一度、共に二度行ひし後神官祓を申し、次に拜伏、次に退下するなり、宇佐使の時

シンマ

【神馬】神の馳乗に供する意にて神社に奉納したる馬を云ふ、又カミコマと云ふ、神社に參詣する時、或は祈請の爲めに供進す、祈雨に黒毛馬、祈晴には赤毛馬を獻する例なりと云ふ、神馬には永く神祇に飼養するものと、一旦進獻し、畢して後本牧に還付するものとあり○神馬の裝飾にはシデを付く、四手は頸鬘の中と左右と合せて三ツ、トリ鬘に五ツ、尾の付根に七ツ付くるなり、進獻の次第は、兼日神馬に四手を付け、當日御馬を神前に牽き、次に神官御幣三本を捧る一度、次に神馬を社壇の左方より引廻し奉る一度、共に二度行ひし後神官祓を申し、次に拜伏、次に退下するなり、宇佐使の時

シンマ

【神馬】神の馳乗に供する意にて神社に奉納したる馬を云ふ、又カミコマと云ふ、神社に參詣する時、或は祈請の爲めに供進す、祈雨に黒毛馬、祈晴には赤毛馬を獻する例なりと云ふ、神馬には永く神祇に飼養するものと、一旦進獻し、畢して後本牧に還付するものとあり○神馬の裝飾にはシデを付く、四手は頸鬘の中と左右と合せて三ツ、トリ鬘に五ツ、尾の付根に七ツ付くるなり、進獻の次第は、兼日神馬に四手を付け、當日御馬を神前に牽き、次に神官御幣三本を捧る一度、次に神馬を社壇の左方より引廻し奉る一度、共に二度行ひし後神官祓を申し、次に拜伏、次に退下するなり、宇佐使の時

シンマ

【神馬】神の馳乗に供する意にて神社に奉納したる馬を云ふ、又カミコマと云ふ、神社に參詣する時、或は祈請の爲めに供進す、祈雨に黒毛馬、祈晴には赤毛馬を獻する例なりと云ふ、神馬には永く神祇に飼養するものと、一旦進獻し、畢して後本牧に還付するものとあり○神馬の裝飾にはシデを付く、四手は頸鬘の中と左右と合せて三ツ、トリ鬘に五ツ、尾の付根に七ツ付くるなり、進獻の次第は、兼日神馬に四手を付け、當日御馬を神前に牽き、次に神官御幣三本を捧る一度、次に神馬を社壇の左方より引廻し奉る一度、共に二度行ひし後神官祓を申し、次に拜伏、次に退下するなり、宇佐使の時

シンマ

【神馬】神の馳乗に供する意にて神社に奉納したる馬を云ふ、又カミコマと云ふ、神社に參詣する時、或は祈請の爲めに供進す、祈雨に黒毛馬、祈晴には赤毛馬を獻する例なりと云ふ、神馬には永く神祇に飼養するものと、一旦進獻し、畢して後本牧に還付するものとあり○神馬の裝飾にはシデを付く、四手は頸鬘の中と左右と合せて三ツ、トリ鬘に五ツ、尾の付根に七ツ付くるなり、進獻の次第は、兼日神馬に四手を付け、當日御馬を神前に牽き、次に神官御幣三本を捧る一度、次に神馬を社壇の左方より引廻し奉る一度、共に二度行ひし後神官祓を申し、次に拜伏、次に退下するなり、宇佐使の時

シンマ

【神馬】神の馳乗に供する意にて神社に奉納したる馬を云ふ、又カミコマと云ふ、神社に參詣する時、或は祈請の爲めに供進す、祈雨に黒毛馬、祈晴には赤毛馬を獻する例なりと云ふ、神馬には永く神祇に飼養するものと、一旦進獻し、畢して後本牧に還付するものとあり○神馬の裝飾にはシデを付く、四手は頸鬘の中と左右と合せて三ツ、トリ鬘に五ツ、尾の付根に七ツ付くるなり、進獻の次第は、兼日神馬に四手を付け、當日御馬を神前に牽き、次に神官御幣三本を捧る一度、次に神馬を社壇の左方より引廻し奉る一度、共に二度行ひし後神官祓を申し、次に拜伏、次に退下するなり、宇佐使の時

シンマ

【神馬】神の馳乗に供する意にて神社に奉納したる馬を云ふ、又カミコマと云ふ、神社に參詣する時、或は祈請の爲めに供進す、祈雨に黒毛馬、祈晴には赤毛馬を獻する例なりと云ふ、神馬には永く神祇に飼養するものと、一旦進獻し、畢して後本牧に還付するものとあり○神馬の裝飾にはシデを付く、四手は頸鬘の中と左右と合せて三ツ、トリ鬘に五ツ、尾の付根に七ツ付くるなり、進獻の次第は、兼日神馬に四手を付け、當日御馬を神前に牽き、次に神官御幣三本を捧る一度、次に神馬を社壇の左方より引廻し奉る一度、共に二度行ひし後神官祓を申し、次に拜伏、次に退下するなり、宇佐使の時

シンマ

【神馬】神の馳乗に供する意にて神社に奉納したる馬を云ふ、又カミコマと云ふ、神社に參詣する時、或は祈請の爲めに供進す、祈雨に黒毛馬、祈晴には赤毛馬を獻する例なりと云ふ、神馬には永く神祇に飼養するものと、一旦進獻し、畢して後本牧に還付するものとあり○神馬の裝飾にはシデを付く、四手は頸鬘の中と左右と合せて三ツ、トリ鬘に五ツ、尾の付根に七ツ付くるなり、進獻の次第は、兼日神馬に四手を付け、當日御馬を神前に牽き、次に神官御幣三本を捧る一度、次に神馬を社壇の左方より引廻し奉る一度、共に二度行ひし後神官祓を申し、次に拜伏、次に退下するなり、宇佐使の時

シンマ

【神馬】神の馳乗に供する意にて神社に奉納したる馬を云ふ、又カミコマと云ふ、神社に參詣する時、或は祈請の爲めに供進す、祈雨に黒毛馬、祈晴には赤毛馬を獻する例なりと云ふ、神馬には永く神祇に飼養するものと、一旦進獻し、畢して後本牧に還付するものとあり○神馬の裝飾にはシデを付く、四手は頸鬘の中と左右と合せて三ツ、トリ鬘に五ツ、尾の付根に七ツ付くるなり、進獻の次第は、兼日神馬に四手を付け、當日御馬を神前に牽き、次に神官御幣三本を捧る一度、次に神馬を社壇の左方より引廻し奉る一度、共に二度行ひし後神官祓を申し、次に拜伏、次に退下するなり、宇佐使の時

シンマ

【神馬】神の馳乗に供する意にて神社に奉納したる馬を云ふ、又カミコマと云ふ、神社に參詣する時、或は祈請の爲めに供進す、祈雨に黒毛馬、祈晴には赤毛馬を獻する例なりと云ふ、神馬には永く神祇に飼養するものと、一旦進獻し、畢して後本牧に還付するものとあり○神馬の裝飾にはシデを付く、四手は頸鬘の中と左右と合せて三ツ、トリ鬘に五ツ、尾の付根に七ツ付くるなり、進獻の次第は、兼日神馬に四手を付け、當日御馬を神前に牽き、次に神官御幣三本を捧る一度、次に神馬を社壇の左方より引廻し奉る一度、共に二度行ひし後神官祓を申し、次に拜伏、次に退下するなり、宇佐使の時

シンマ

【神馬】神の馳乗に供する意にて神社に奉納したる馬を云ふ、又カミコマと云ふ、神社に參詣する時、或は祈請の爲めに供進す、祈雨に黒毛馬、祈晴には赤毛馬を獻する例なりと云ふ、神馬には永く神祇に飼養するものと、一旦進獻し、畢して後本牧に還付するものとあり○神馬の裝飾にはシデを付く、四手は頸鬘の中と左右と合せて三ツ、トリ鬘に五ツ、尾の付根に七ツ付くるなり、進獻の次第は、兼日神馬に四手を付け、當日御馬を神前に牽き、次に神官御幣三本を捧る一度、次に神馬を社壇の左方より引廻し奉る一度、共に二度行ひし後神官祓を申し、次に拜伏、次に退下するなり、宇佐使の時

シンメ

には天皇神馬を御覽するなり、春日吉田祭等には藤政關白より神馬十列を獻す（超原流）始め詳かならず、常陸國風土記に、地則名三豐香島之宮（中略）其後至初國所知美麻貴天皇（崇神）之世、奉幣（中略）馬一匹、鞍一具、とあるを初見とす、其後寶龜元年八月使を遣して、幣帛及び赤毛馬二匹を伊勢大神宮に、鹿毛馬を若狹彦神、八幡神宮に各一匹を獻じ、三年八月大風雨あり、伊勢月讀神樂を爲すとす、毎年九月荒祭神に准じて馬を奉ること、せり、大同三年五月黒馬を丹生川上雨師神に奉りて雨を祈り、承和二年八月朔雨霽れしにより、祈禱に報賽し、丹生川上社に白馬一匹を進獻す、元慶二年三月幣馬を賀茂御祖、別雷、松尾、石清水、稻荷、住吉、平野、大原野、梅宮に分遣し、養和二年正月源賴朝大神宮に神馬十疋を奉り、文治五年六月十五日出雲國杵築大社に神馬を獻じ、職勝を祈る、應永以後は朝廷より幣馬を獻する事廢せられたり、大神宮儀式解に、應永の比より幣馬も略せられ、古の如くならず、仍て幣の時々注進すれば奉下さる（中略）今の世朝廷より、時々幣馬奉らるゝ事も廢れ、奉幣あるの時、又九月御祭の馬すら、料銀を以て奉られ、一福宜より馬をかり寄進して、その行事を遂れば、常に立置べき馬なき故に、尾張名古屋城主、紀伊若山城主より、かりに奉らる云し、と見えたり（貞丈雜記、古事類苑神祇部）

シンメイチャウ

神名帳

又位記を記載したる帳簿をいふ、我國特に神祇を崇奉したれば、神祇官及び諸國に神名帳を置きて神祇の名を記したり、神祇官の神名帳は一に神祇官記とも、神祇官帳とも云ふ、大寶の制ありしならんも、後世に傳はらず、延喜式に神名帳を収め、天神地祇三千一百卅二座を載せたり（神祇志料、古事類苑神祇部）

シンモツトリツギバン

進物取次番

江戸幕府大奥の職名（但し男子なり）諸進物の事を掌る、御家人なり、物によりて自ら運ぶことあれども、多くは下番に命じて出入せしむ、下番は御家人にして進物取次番に附屬す、取次番を支配するものを番頭といふ、御三家御三卿其他御家門より献上する進物を受け、取次番をして之を表使の方へ廻送せしめ、又大奥よりの贈物を使番より引受け、取次番に命じ

シンメイムサウアツマリウ

神明無想

東流 東下野守元治の創めたる劍術の流派○元治は東國の人、刀術を好み其妙秘を究む、鹿島香取の神宮に祈り、夢想に神傳を得、故に此號あり、門人田宮重正其宗を得（武術流祖錄）

シンメフキヤウ

神馬奉行

府の職名、日吉社禮拜講の日に、將士の獻する所の馬を掌る、社司社僧を以て之に充つ（超原）禮拜講は古く萬壽年間が始まる、大永七年、義種將軍日吉社に謁し、特に此式を行ふ、馬及び費用を大名に課す、奉行、神馬を上中下の廿一社に分配して之を進る（官制沿革略史）

シンモツドコロ

進物所

膳を調進することを掌る、内膳司に屬す（超原）天內程月華門の外、兵衛陣の北（別當）別當一人、公卿より補す、多くは近衛の次將を以て之に補す、預一人、奉幣を以て之に補す、執事一人、地下を以て之に補す、膳部六人（超原）始め詳かならず、元慶七年十月進物を停めて、近江員外費人を置きしが、後再び進物を復す、後世、院、女院、女御等にも進物所を置きて御膳を調進せしめたり、職員は朝廷に準じて置き、院司、家司等を以て之に補す（延喜式、四宮記、玉葉、拾芥抄、職原抄後附）

シンモツフキヤウ

進物奉行

の兩時代、武家に於て進獻物を掌る職員、共に臨時の職なりと雖も、前時代には幕府の職員たり、後時代には諸藩の職員たるもの別あり、贈進を掌るを贈物奉行といへり、鎌倉時代には進物とは、内裡仙洞若くは親王大臣家などに進むるを云ひ、贈物とは同等以下へ贈るべき物を云ふ、建久元年源賴朝上落の時、賞金以下進物の事は、民部丞行政、法橋昌寛之を奉行し、六波羅御亭、並に諸方贈物の事は、掃部頭親能奉行せしを始めてす、室町時代には諸侯より將軍に獻する物を進物と云ひ、將軍が諸侯の邸宅へ赴きし時、諸侯より將軍に獻すべき物を掌るを進物奉行と稱したり、幕府にては別に進物奉行を置かず、贈物料の金銀は折紙方と云ひて政所の掌る所なり（武家名目抄）

シンモン

神文

誓を立て、神に告ぐる文を云ふ、

シンモンシキキン

眞文字金

元文小判（シアンゴバン）を見よ、

シンモンシチャウキン

新文字丁銀

シンヤウメイモン

新陽明門院

江戸時代に行はれたる銀貨の一種、縦三寸二分、横一寸一分五厘、重量未詳、貨率は凡九十分中銀三十六分、銅六十四分なり（超原）文政三年七月改鑄し、新文字銀（丁銀）豆板銀共鑄造の總額二十二萬四千九百八十一貫九百目、後年改鑄の額二十萬七千六百六十五貫目なり、文政三年より天保八年までを鑄造の年限とす（大日本貨幣史）

シンモンシマメイタギン

新文字豆板銀

江戸時代に行はれたる銀貨の一種、縦六分五厘、横七分五厘、重三匁五分五厘、沿革は新文字丁銀に同じ、シンモンシチャウキンを見よ、

シンモンニフキン

眞文二分金

文政二分金をいふ、金貨の裏に極印せる文の字、眞字なるを以てかく名づく、是れ文政小判一分判を草文小判一分判といへるに對していふ、コアンセイニフキンを見よ、

シンヤウメイモン

新陽明門院

藤原位子、法名覺隆、深心院關白基平の女、母は少將通能の女、龜山天皇の妃、天皇讓位の後、文永十一年六月廿八日宮に入り、十二年二月女御と爲り、同月二十二日從三位に叙せられ、准三宮となる、三月廿八日院號を賜ふ、正應三年四月廿六日尼と爲り、永仁四年正月廿二日薨す、年廿五（女院小傳）

シンヤクシ

新藥師寺

上郡奈真市高島井之上町○一名香藥寺と云ふ（超原）華嚴宗、東大寺末○本尊藥師、行基の作と云ふ、又十二神將あり、岩淵寺廢亡以後當堂に安置すと云ふ、共に國寶なり（超原）聖武天皇の后光明皇后、天皇の御眼病平癒の爲めに、行基に託して建立し給ひ、東大寺別院となす、孝謙天皇天平勝寶六年勅して寺領

シンメ

シンモ

五百町を賜ふ、三年勅して新藥師に四十九の僧侶を風して、太上天皇（聖武）の平慮を祈らしむ、寶龜十一年震災にて金堂以下焼失す、延暦十二年勅して東大寺封一百戸を割て、本寺の修理料となす、延喜の時修法料を定め、徳川氏寺領百石を寄す、本堂は天平年間、東大寺造立の餘材を以て建立したるものにて、創造當時のまゝ、今に現存せりとす、特別保護建造物に屬せり、然れども寶龜十一年焼失せしこと明なれば、其後の建築たるや明なり、傍に地藏院あり、鎌倉時代の建造物なり○寶物に、聖武天皇御所念佛と稱する、藥師如來銅像、千手觀音像、絹本の佛涅槃圖あり（續紀、東大寺要録、平城坊目考、大和志料、大和巡り）シラサアラウ 新羅三郎 源義光（ミナモトノヨシミツ）を見よ、

シンラン

親鸞

名幼名松若藤、出家して範宴、粹空、善信等と號し、更に親鸞と改む、勅諭して見眞大師といふ（超原）藤原有範の子、浄土眞宗の教祖、本願寺の開山なり、承安三年四月一日を以て京都に生る、四歳にして父を失ひ、其弟淺磨（後天台に歸し）有るといふと共に、伯父範綱に養はる、八歳にして其母死し、哀慕の情甚じ難く、漸く離塵の志あり、明年終に青蓮院慈圓僧正の門に至りて出家し、法名を範宴と號す、叡山に居ること十年、更に南都に赴き、三論、法相、諸宗の學を研ぎ、次いで復た山上に還る、時に深く心に感發する所あり、頼りに東西の諸塔に入り、諸佛菩薩に祈願し、諸天善神に冥助を仰ぎ、専ら心を苦めて出離の要道を求め、世榮を避け、隱遁を希ふの情漸く深し、建仁元年正月、頂法寺六角堂に、參籠すること一百日、嘗て途に聖覺に遇ひ、始めて法然上人の念佛易行の法門を弘通するを聞き、明日直ちに法然上人に吉水に謁し、

其教を蒙り、名を改めて粹空といひ、後、善信と稱し、岡崎に住す、建仁三年、卅一歳にして藤原兼實の女玉日を娶る、明年法然上人より「選擇の付囑を受け、承元元年二月住蓮、安樂の事あるや、また之に連坐し、特に死一等を減じて越後國府に配せらる、名を藤井善信と改む、時に年卅五、配所に至りて自ら愚禿親鸞と稱す、居ること五年、建暦元年十一月赦を蒙り、明年四月將に京に歸らんとし、途にして法然上人の既に入滅せるを聞き、再び化を東北諸國に布かんと欲し、更に越後より常陸に赴き（或は云く、八月越後を出で、歸京し、十月更に京を出で、常陸に赴くと）下妻小島等に居ること數年、後ち稻田に住すること十年許、元仁元年正月、稻田の坊に在りて始めて「教行信證文類」六卷を撰す、之を浄土眞宗の開闢とす、時に其妻玉日既に京都に死せるを以て乃ち更に三善爲教の女を迎ふ、慧信尼はなり、慧信尼、性醇厚、親鸞の東化の効、慧信尼はなり、親鸞常野の間に在ること凡そ十餘年、後ち京都に歸らんとし、相模の足柄江津に到るや、道俗留まらんことを請ふもの多く、之が爲め、滞在殆ど七年に及ぶ、既にして江津を發し、美濃近江の諸州を過ぎ、嘉禎元年八月を以て漸く京に入る、承元流罪の年、齡卅五にして北地に赴きしより、此に至るまで前後廿八年なり、京都岡崎より移りて西ノ洞院に居り、爾後二十餘年、専ら述作を事とし、東國の門人、亦常に來り會す、弘長二年八月、尋有の富小路の善法院に轉じ、十月病を得、十一月廿八日に至り、西向稱名安祥にして寂す、壽九十歳、明治九年、今上天皇勅して諡を見眞大師と賜ふ（超原）教行信證文類、和讃、浄土文類聚鈔、愚禿鈔、入出二門偈等（日本佛教史綱）○按ずるに、親鸞の名號系統事蹟に至りては、文書

ジンリ

記録等の正確なる史料に缺くを以て、疑ふべき點少からずと雖も、今は舊説中最も善く調ひたりと認めたる史綱によりて略傳を示すのみ、

ジンリヤウ

神領

ふ、中古は神戶、御厨、御園、神田、神奴等の種類ありしが、後世には其制大に類れ、稀には神田の名存せる者あるも、多くは神領又は社領の名を用ひて、神宮修理料、祭祀供料地及び神主廟宜等の領する地をも總稱せり、神領は大寶の制不輸租なりしが、室町時代には半不輸とし、江戸時代は無税地としたり○大寶の制、天社國社の神領は三分し、一分を供神料二分を神主に給す、神戶の調庸田租は神宮の造營供神の用途に充つ、其税を貯ふる法は、義倉に准じて出舉せず、國司之を檢校す

ジンリ

かまよく行はれず、寛治年間には賀茂社の不輸田六百餘町、石清水の如きは保元三年には莊園三百餘所の多きに達したりき、以て諸社神領の莫大なりしことを推察すべきなり、故を以て諸社神人等勢に任せて、暴威を振ひ、動もすれば歌詠等を企てたりき、石清水春日社の如き是なり、平清盛政を專にするに及び、諸社神領を沒收して、其勢を殺さしめ、源賴朝起るに及びて、神領再び舊に復したりき、然れども平家没官地には、神領地と雖も地頭を置きしを以て、地頭等神領を押領して、亦昔時の如くならざりき、茲に於て、諸社幕府に請ひて、神領地に武士の入部を禁じ、是を守護不入の地と稱せり、此時に當り神田神戶等の名は一局部にのみ存し、其多くは神領と稱して實は莊園なりき、南北朝以後に至りては、大半武士の押領する所となり、室町時代の末葉には、殆ど有名無實となれり、織田信長起りて天下を大半領するに及び、朱印を以て諸社に土地を寄せたり、これを朱印地と稱す、豊臣秀吉、文祿中全國の土地を檢せしめしが、神領は之を施行せざるのみならず、更に朱印を以て新地を寄せたる所もありき、徳川氏亦織田豊臣の所爲に倣ひ、殊に尊崇する所は、朱印を以て所領を多く寄せ、祭祀を敷にしたり、明治維新に至り、境内の外は、總て土地せしめしを以て神領全くとす、尙ほ「シンテン」、「カンベ」、「ミクリヤ」等を見るべし(田制篇、大日本租稅志、古事類苑神祇部)今江戸時代の神領即ち朱印地を、寛文朱印帳によりて示せば左の如し、

Table with 2 columns: 神領名 (e.g., 皇大神宮, 春日神社) and 石数 (e.g., 五千九百九十, 九千七百七十九)

シンル

Table with 3 columns: 親類 (e.g., 宇佐神社, 鶴岡神社), 石数 (e.g., 六百五十二石七斗, 二千八百石), 地名 (e.g., 美濃, 信濃, 上野)

シンル井アツケ

親類

皇子皇女をいふ、天皇に最親しき王の義なり、親王、内親王、入道親王、法親王の別あり、皇兄弟皇子にして親王たるものを、單に親王といひ、皇姉妹皇女にして親王たるものを、内親王といひ、親王にして

シンル

て出家したるものを、入道親王といひ、又皇兄弟皇子が出家したる後、親王となるものを法親王といふ、皇親の男子は、凡て某尊某命又は某皇子と稱し、女子は某姫某姫、又は某皇女と稱し、いまだ親王の稱なし、蓋し親王の稱は、隋唐の制に據りたるものにして、早く天武天皇の時より見えたれども、名の下に連書すること、續日本紀文武天皇四年の條に、刑部親王とあるを始めて、大寶令に至り、親王は、皇兄弟姉妹及び皇子皇女を稱することとし、其制始めて定まる、内親王の稱は、日本書紀統天武天皇五年の條に初見し、名の下に連書するは、續日本紀文武天皇の大寶元年の條に、泉内親王とあるを始めて、爾來某親王又は某内親王のごとく、名の下に連書することとなり、親王の座次は、常に諸王諸臣の上に在りて、諸王諸臣は朝堂にては座を避け、途上にては歩を譲る、親王罪を犯せば、其罪を議せんことを奏請して裁可を請ひ、大罪あれば先づ賜削を削る、伊豫親王の幽せられたる、不破内親王が流に處せられし時のごときこれ也、但し多くは姓を賜ひて庶人とし、然る後削するを例とす、其薨する時は、天皇爲めに朝を廢し賜物を賜ひ、使を遣して葬事を監せしめ給ふ等、待遇極めて優渥なり、其位階は品と稱して、諸王諸臣に分ち、一品より四品に至る、品に叙せられざるを無品親王と云ふ、隆子は初め從四位下に叙せらるるを例とす、官は大臣、太宰帥、八省卿等に任じ、或は彈正尹、三國大守等にも任ぜらる、是れ親王は、人臣の下に立たざる制なるを以て、長官たるを得れども、次官たるべからざるが故なり、條條には品田、食封あり、時服及び季祿あり、所屬の職員には、文學、家令、家扶、家從、書吏及び帳内等あり、中古以降は勅別當、家司、職事、藏人、侍

者、御監等を置き、特に内舍人、大舍人等を賜ふものあり、是等の條條職員は、其品位により官職によりて多寡均しからず、又男女によりて其數を異にし、大抵内親王は、男親王の半を減じて賜ふを定例とす、後世に至りては、封戸の制多く行れず、年官年爵を以て條條に代ふるに至り、皇子皇女は、もと生れながらにして親王たりしが、淳仁天皇以後親王宣下と云ふこと始まれり、蓋し淳仁天皇は、皇孫を以て入道親王を繼ぎたまひし故、自ら斯ることの起りしなり、爾來皇子皇女は、宣下によりて始めて親王たるを得るに至り、即ち後白河天皇の皇子高倉宮仁王、後西院天皇の皇女貞宮の如き、及び後世總て比臣尼御所と稱するもの、如きは、共に親王宣下を得ずして、諸王たるものなり、而して孫王といへども、宣下を蒙れば、或は親王たることを得るなり、孫王にして、親王宣下の初例とも見るべきは、小一條院の王子敦貞敦元の二王、及び優子嘉子の二女王とす、然れども二王は三條天皇の皇子に准じて親王と爲し、二女王は天皇の養女として、内親王の宣下ありしなり、又内親王が臣下に降嫁せることは、古くは醍醐天皇の皇女勤子内親王、及び昭子内親王が、藤原師輔、源清隆等に降嫁せり、近くは後陽成天皇の皇女清子、貞子の兩内親王が、鷹司信尚及二條康道に降嫁せる類是なり、後世攝關には、其例甚だ多けれども、其他には、只徳川氏に一二の例あるのみにて、靈元天皇の皇女吉子内親王が、七代將軍家繼に結納の儀あり、仁孝天皇の皇女親子内親王が、十四代將軍家茂に降嫁ありしにすぎず、又親王にして入道せる入道親王と稱し、出家の後親王たるを法親王と號す、是より先き、親王にて出家せしは、平城天皇の皇子眞如あり、親王たらざる皇子には、光仁天皇の皇子開成、

花山天皇の皇子深觀、覺源の如きあり、然れども未だ入道親王又は法親王と稱せず、入道親王の稱は、三條天皇の皇子惟信入道親王、法親王の稱は、白河天皇の皇子覺行法親王を始めとす、孫王にして法親王たりしものは、後鳥羽天皇の皇孫澄覺法親王、順徳天皇の皇曾孫承鎮法親王の類にして、此等の皇子皇孫は、何れも一旦天皇の猶子となりて、然る後法親王たるを例とし、普通の事にあらず、中世以後、皇親の制度漸く衰へ、武家の權勢盛なるに及びては、諸王はもとより、皇子皇女等、多くは落飾して僧尼となり寺門に入り、皇子の住職し給ふべき寺を宮門跡(モンセキ)と唱へ、皇女の寺を比臣尼御所(ビクニゴシヨ)と稱し、何れも十數箇寺ありしなり、かく皇子皇女が出家せる結果として親王の數も甚だ少なく、遂に世襲の親王家を生じ、其家の嫡流のみ世々親王たるに至り、世襲の親王家は、古くは常盤井宮、木寺宮のみなりしが、江戸時代に及びては、伏見、桂、有栖川、閑院の諸宮家に限られ、これを四親王家と稱せり、但し世襲親王家に嗣なくして、皇子の入りて其家に嗣となり給ふ時は、多くは宮號を改め、新たに其家を興すを例とす、八條宮の常盤井と改め、再び京極と改稱し、更に改めて桂宮と稱せしが如きこれ也、世襲親王は、天皇の猶子たらざれば、親王たることを得ず、而して世襲親王の子の宮門跡たるには、天皇の猶子あり、養子あり、或は又初め天皇の猶子となり、更に將軍の猶子となりて、然る後親王宣下あるもありて一様ならず、明治に至り親王の制を改め、皇子より皇孫までは、男は親王、女は内親王と稱し、且つ入道親王、法親王の稱を止め、宮門跡、比臣尼御所、並に品位を廢し、婚嫁は、皇族もしくは特に勅許せられたる華族の女子に限り、

シンル

シンル

シンワ

又養子を爲すことを禁せり、但し天皇支系より入りて大統を承くる時は、皇兄弟姉妹の王、女王たる者に、特に親王、内親王の號を宣賜すと規定せり、尙ほ皇親の條を參看すべし(古事類苑帝王部、皇室典範)

シンワウキフ

親王給 親王に給ふ年給を云ふ、給數は二分一人、一分一人なり

シンワウシヤウトウキ

神皇正統記

六卷、詳書類從第廿九卷、經濟雜誌社本第二輯に收む(内)神代より後村上天皇吉野にて踐祚に至るまでの間における歴代の大事を記し、皇統の由て來る處、國家の治亂興亡等を説き、南朝の天皇が即ち神皇の正統なるを論じたるものにして、議論頗る温健なり、此書の奥書に依れば一巻の參考書なく、童蒙に示さんが爲めに、延元四年秋作り、興國四年七月撰譯のある處を修正せりと云ふ、櫻雲記卷中には興國元年(北朝曆應二年)之を作りて吉野へ獻上すといへり(群書類本、北畠親房、キタバタチカフサを見よ(群書類本、櫻雲記))

シンワウハチンラク

秦王破陣樂

唐樂、乞食調四曲中の一、常に破陣樂の三字を略す、一名神功破陣樂、また齊正破陣樂、大定破陣樂、大定太平樂、天策上將樂、七德舞とも號す、新樂にて中曲、或は古樂大曲ともいふ(舞者四人、答舞皇仁)

シモカンチャウシヨ

下勘定所

江戸幕府の役所、大手門の内二ノ丸に在りて、勘定組以下下の諸吏勤務する所、もと本多正純の宅なりといふ、本多氏亡びて後、便宜の地といひ、且つ本多氏の取扱ひしもの、多くは下勘定所にて後に取扱ひし事務に似たること多きを以て、下勘定所と定めたるものなるべし、下勘定所にては、大綱御取箇方、中之間の別ありて、其中また、數科に分つ、御取箇方には、組頭一人、勘定支配、勘定これに屬す、差出方、廻米方、御普請方、新田方、道中方、知行割の六科あり、中之間には、組頭四人(内二人は何方、二人は帳面調方、勘定支配、勘定之に屬す、何方、運上方、御鷹方、帳面調、證文調、林方、國役方、神寶方、諸入用方、起合印方の十科あり、外に林奉行、漆奉行の諸所あり(徳川氏官制)

シモダテシヤウ

下館城

常陸國眞壁郡下館(北部を本丸とし、東西南北各四十間、二之丸は東西八十間、南北廿五間、三之丸は東西百間、南北六十五間)天慶の亂、藤原秀郷三館を築き、下館を此地に置く、其後鎌倉幕府の頃、地頭伊佐爲宗再興し、子孫世々に住す、延元三年行朝、親房を迎へて賊軍と戦ひ、遂に結城氏に降る、文明十年結城の長臣水谷勝氏本城に入り、伊佐氏に代る、慶長五年勝俊に至り三萬石を加賜せらる、寛永十六年七月水谷氏を備前松山に移し、水戸城主頼房の子頼重を封ず、其後増山正彌(寛文三年七月三萬石)、井上正岑(元禄十五年九月三千石加賜)、黒田直邦(元禄十六年正月)等相繼いで之に治す、享保十七年三月に至

シモカ

シモカ

シメ

れざるが爲めなりと、既に又體然自ら省み、朕は武功を以て興るも、終に文徳を以て海内を綏せんと、更に舞容を改め、樂工百二十人、銀甲を被り剣を佩び、戟を執り、四陣を作り、擊刺往來の狀を奏せしむ、其後魏徵、褚遂亮、虞世南、李百藥に令し、更に歌辭を製し七德舞と改稱し、元日冬至の慶賀に奏舞せしむ、舞人更に進賢冠虎文袴を用ひて舞ひたりと云ふ、其後更に神功破陣樂と號す、三大舞の一なり、舞曲口傳に依れば、玄井三藏西天に渡りし時、大王の宮殿にて一曲を奏せ給へと戒めしよし見たり、我國に傳來せしは、何れの頃なるかを詳かにせず、慶安二年九月樂所よりの申狀には既に絶樂の部に入れり、但、其用ひし甲冑魚袋等は太平樂に徒り、僅に舞面を存するのみ(禮樂志、歌舞音樂略史、舞樂圖説)

シメ

注連 注連繩(標繩、七五三)

シメ

注連繩(標繩、七五三)

シメ

注連繩(標繩、七五三)

シメ

注連繩(標繩、七五三)

シメ

注連繩(標繩、七五三)

シメ

注連繩(標繩、七五三)

シメ

注連繩(標繩、七五三)

シメ

注連繩(標繩、七五三)

シメ

注連繩(標繩、七五三)

シメ

注連繩(標繩、七五三)

シメ

注連繩(標繩、七五三)

シメ

注連繩(標繩、七五三)

シメ

注連繩(標繩、七五三)

シメ

注連繩(標繩、七五三)

シメ

注連繩(標繩、七五三)

シメ

注連繩(標繩、七五三)

シメ

注連繩(標繩、七五三)

シメ

注連繩(標繩、七五三)

シメ

注連繩(標繩、七五三)

シメ

注連繩(標繩、七五三)

シメ

注連繩(標繩、七五三)

シメ

注連繩(標繩、七五三)

シメ

注連繩(標繩、七五三)

シメ

注連繩(標繩、七五三)

シメ

注連繩(標繩、七五三)

シメ

注連繩(標繩、七五三)

シメ

注連繩(標繩、七五三)

シメ

注連繩(標繩、七五三)

シメ

注連繩(標繩、七五三)

シメ

注連繩(標繩、七五三)

シメ

注連繩(標繩、七五三)

シメ

注連繩(標繩、七五三)

シメ

注連繩(標繩、七五三)

シメ

注連繩(標繩、七五三)

シメ

注連繩(標繩、七五三)

シメ

注連繩(標繩、七五三)

シメ

注連繩(標繩、七五三)

シメ

注連繩(標繩、七五三)

シメ

注連繩(標繩、七五三)

シメイ

て其ま、込め置たる繩の義、一説に尻は後方の意、久米は限目の意なりと(真丈雜記に、しめ繩の事、わらにて左繩になふなり、なひながら所々に七五三のわらを下ぐるなり、三筋下げて、間を置きて五筋さげ、又間を置きて七筋下げ、又間を置きて三五七、三五七とさけるなり、繩の兩端をば切りそろふる事なし、其のま、置くなり、是れ取りつくるはず直なる姿なり、七五三のわらの間々には、ゆふしを下ぐるなり、(ゆふし)を、してとばかりも云ふなり)ゆふしでは紙を、如く此切目を入れ、真中を取りて上へ折り上げれば、細き紙四ツ下ぐるなり、神馬にもして付くるなり、しめ繩長サ太さ七五三の間の寸法、下げ所の數等法式無之、とあり(起原)天照大神の天岩屋より出御し給ひし時、其新殿に端出繩を引渡せるを初見とす、古事記神代卷に、布刀玉命、以尻久米繩、控三度其御後一言、從此以内不得還入云々(書紀に則奉承天照大神之手、引而奉出、於是中臣神部神、則界以端出之繩、乃請曰、勿復還幸云々、古語拾遺に、以日御綱(今新利久迷繩、是日影之儀也)懸懸其殿云々)とあり、古事記傳には、日御綱は一名なるべし、なほ日影之儀と云へるは附會の説なり云々といへり(倭名抄、世語問答、古事記傳、古今神學類編)

シメイ

下石派 下石三正の創めたる槍術の流派(三正は平右衛門と稱す、後道二と改む、初め山田源兵衛と號し、松平忠明に仕ふ、壯年より槍術を好み、南部に赴き寶藏院胤舜に從つて、鎧槍の術を學び其宗を得、又茶を嗜む、後ち奥州白河に赴き、松平直矩に仕へ五百石を領す、後致仕して江戸に住し、下石と改む、槍術を以て大に鳴る、播磨赤穂城下に

リ、石川總茂二萬石(眞壁郡内三十箇村及び河内國飛地石川郡内十八箇村古市郡内四十箇村)に封ぜられ、此地を管し、明治維新に至り(新編常陸國誌、徳川加除封録、藩制録、分限帳)

シモタフギヤウ

下田奉行 江戸幕府の職名、下田に駐在して、下田地方の事務を掌る、二人あり、高二千石、役料千俵、支配組頭は、役料二百俵、役金百兩宛を給す、天保十三年、浦賀奉行小笠原加賀守之に任ず(明良雜錄)

シモタヤ

仕舞屋 江戸時代、多くの町屋敷を所持し、その店賃を取りて安樂に世を過すものなり(官中要録)

シモツアガタノコホリ

下縣郡 所屬在對馬國 鳴の南方に在り、書紀顯宗天皇三年四月の條に見えたり(書紀)延喜式又下縣に作る、以下同じ、倭名抄に、伊奈(イナ)向日、久須(クス)佐藤、三根(ミネ)等の郷あり、されど、こは上下縣を誤れるにて、實は上縣なる賀志(カシ)鶴知、玉調(タマツキ)豆殿等の郷、此郡下に入るべきなり、宗氏全嶋を領するに及びて、私に與真、仁位、佐須、豆殿の四郷を以て四郡と稱せしが、後ち復舊して下縣一郡とせり、蓋し天正檢地の時なるべし、郡名考、シモアガタと稱し、地誌提要、シモアガタ、シモツアガタ、兩様

シモツアサクラノコホリ

下座郡 所屬在筑前國 古の朝倉の地なり、書紀齊明天皇七年五月の條に初めて見えたり、下座の名は、延喜式に初見す(書紀)朝倉に作り、延喜式下座に作りて、シモツクラと唱ふ、倭名抄に、馬田(ムマタ)青木(アキキ)養(ヤウ)クハ(三城(ミツキ)立石(タテシ)等の郷あり、郡名考、サザと稱し、地誌提要、サ

シモツケ

霜月 陰曆十一月の和名、異名を「ナカノ冬」ツエモリノ八月、雪待月、神降月、雪見月、神樂月、子月とも云ふ、漢名を仲冬、黃鐘、暢月、寧、畢率、寧月、天泉月、逢月、周正、廣寒月、復月と云へり、名義に三説あり、(一)與義抄に霜降に降る故に霜降月の意なりと、東雅、倭訓栞、日本歲時記、歲時語苑皆、の説に隨へり、(二)十二月名の解に、此月は草木皆凋むを以て、シホモツキなりと(三)古今要覽稿に、下の月の義なり、十より一にかへりて、十一、十二と數をとれば、十一は下にかへる義にてシホ月と云ふなり、左傳に十は盈數也と見えたるにても義明かなりと云へり(神武天皇紀に、冬十有一月とあるを「シモツキ」とよみ、又萬葉集にも十一月を、シモツキとよみたり、これ書に見えたる始めにて、秘藏抄に「見るまゝに雪の空と成にけりさらぬにさゆるしもつきの空」とあるは、歌によめる始めなるべし(古今要覽稿)

シモツケコクシ

下野國誌 卷、刊本 國誌 下野の地誌にて一卷名義、二卷名所勝地、三四卷神祇、五卷より八卷迄佛閣僧坊、九卷より十一卷迄古城盛衰、系圖、姓氏畫像、十二卷は古碑墳墓、國產名物等の目に分類して考證す、地理歴史的事項は、大概漏さず記したれば學者の必ず參考すべきものなり、嘉永元年の自序あり、同三年刻成、河野守弘、守弘は下野芳賀郡大道泉の里正にして、通稱伊右衛門と云ふ、幼より學を好み、長じて自國の地誌なきを慨し、自ら國中を歴遊し、二十餘年を積み、嘉永元年に至り、始

於て死す、門人森勘右衛門義興、旅川右衛門政羽等傑出す、旅川一流を起し、旅川流と稱す(武藝小傳、武術流祖錄)

シモツ

シモツ

シモツ

シモツ

シモツ

シモツ

シモツ

シモツ

シモツ

シモツ

シモツ

シモツ

シモツ

シモツ

シモツ

めて成ると云ふ(下野國誌本邦地誌考)
シモツケノウチ 下毛野氏 皇別、崇神天皇の皇子、豊城入彦命より出づ、朝臣姓、左京に貫す、

シモツケノウチ 下毛野氏 皇別、崇神天皇の皇子、豊城入彦命より出づ、朝臣姓、左京に貫す、公姓、國造あり、又川内朝臣、俯見公、靜戸公、陸奥公の姓あり、俱に下毛野を冠す、仁德天皇の時毛野を分て二となす、豊城入彦四世の孫奈長別を以て下毛野國造となす、天武天皇の十二年下毛野君朝臣を賜ふ、稱徳天皇の時、陸奥行方郡の人外正七位下下毛野公田主等に、桓武天皇の時從五位下吉彌侯横刀、同姓正八位下夜須麻呂等に、仁明天皇の時近江人從五位下下志賀忠寸田舎麻呂等に、執も下毛野朝臣を賜ふ、公姓、聖武天皇の時僧廣達あり、姓下毛野公、上總武射郡の人、桓武天皇の時、外正八位上吉彌侯間人、總麻呂、下毛野公を賜ふ、仁明天皇の時下野芳賀郡大藤續部總持の子嗣吉、並に下毛野公を賜ふ、川内朝臣、文武天皇の時、從四位下下毛野朝臣古麻呂、同族石代の姓を改めて下毛野川内朝臣となさんと請ふ、之を許す、俯見公、靜戸公、稱徳天皇の時陸奥玉造郡の人外正七位上吉彌侯部念丸等下毛野俯見公を賜ふ、信夫郡の人吉彌侯部廣國下毛野靜戸公を賜ふ、仁明天皇の時陸奥の人大部繼成等下毛野陸奥公を賜ふ、上毛野、下毛野二氏、後世多く衛府の官たり(氏族志)

シモツケノクニ 下野國

陸、西は上野、南は上野武藏下總、北は岩代磐城に至る、東西九里、南北二十五里、東山道に屬す、形勢大山脈北西の二方を界し、西方最峻峻、日光に至て其秀拔を極む、國の中央地勢平野、官道砥の如く、絹川貫流す、但地味半は礫瘠、(古)毛野國を二分し其一を下毛野國と爲し、後に下野と改む、天武天皇紀五年五月の條に初見す、國府を都賀郡に置く(今の國府村)、天慶中藤原秀郷、州の介を以て平將門を

シモツ

誅す、功を以て世々國の守介に任じ、押領使を兼ね、都賀郡小山城に居る、十二世朝政、州の望族宇都宮朝綱那須宗隆等と俱に源賴朝に從て功あり、宗隆那須一郡を賜ひ、朝綱子孫宇都宮に居り、小山氏と相代て國守に任じ、紀清兩黨皆其下に隸く、朝政の弟宗政、芳賀郡長沼に城き、子孫之に居て長沼と稱す、源義家の孫義康、足利郡に食す、八世の孫尊氏、元弘の末兵を率めて西上し、官軍に降り京都を復す、朝綱八世の子孫公綱建武中勳王、本州守護を賜ふ、既にして公綱の子氏綱足利氏に附す、小山朝氏(朝政八世の孫)獨り官軍に屬し、孫義政に至るまで宇都宮氏と接戦數次、弘和二年足利氏滿の軍と戰て敗死す、足利氏結城基光の二子泰朝をして小山氏を繼がしむ(祇園城に居る、天正の末記絶つ)後に小山宇都宮長沼那須及び下總の結城氏八節の列に班す、足利成氏兩上杉氏と相闘ぐに及び、長沼成宗成氏を援ひ、兵敗れて出亡す、宇都宮氏獨り兵威日に強く、終に國守と稱す、壬生山田諸族皆來り屬す、天文中那須氏と戰て大に敗れ、那須氏那須郡烏山城に居る諸族皆々那須氏に歸す、北條氏亦州の南境を略し、宇都宮氏益々衰ふ、豊臣氏東征の際、那須氏の地を收めて、那須家臣大關高増を黒羽に、大田原晴清を大田原に封じ、那須氏をして僅に黒原に食せしむ(徳川氏に至り黒羽大田原食邑故の如し)、宇都宮國綱獨り其舊封を全うせしが(十八萬七千餘石)慶長二年與あり、封を收めて滿生秀行に賜ふ、六年徳川氏秀行を會津に徙し、奥平家昌之に代り、又數姓易封の後、寶永中戸田忠真を封す(後に島原に轉封、曾我忠寬復封)其餘、封を受くる者、烏山(初松下重綱、後に大久保常春)壬生(初日根野正吉、後に島居忠英)足利(戸田忠利)佐野(堀田正政)吹上(有馬氏部)最後戸田氏の支族忠至を高徳に封す(後

シモツ

に下總曾我野に徙す)凡て九藩、明治維新日光縣を置き、既にして皆改めて縣となし、又廢して樺木宇都宮二縣を置き、又宇都宮を廢して樺木に併す、古より管郡の遷左表の如し、詳しくは各郡の條參看すべし(地誌提要、郡名異同一覽、國郡沿革考)

Table with columns for historical periods (史) and geographical locations (郡). Rows include names like 延喜式, 拾芥, 元祿, 郡名考, 明治, 郡區編, 新郡編.

シモツマジャウ 下妻城

壁郡下妻 舊城は起源詳かならず、新城は康正中結城の臣多賀谷氏の築く所、舊城は初め大塚氏の治所なりしが、源賴朝之を小山朝長に與ふ、即ち下妻氏の祖なり、延元四年政泰賊兵と抗争し、其死後城亦廢す、新城は初め多賀谷氏世々居城となし、が、慶長五年石田三成に黨せしを以て、所領を沒收せら

シモツ

シモツミケノコホリ 下毛郡

前國 古へ上毛と共に御木と稱す、景行天皇西征の時、賊耳垂此地に據て誅せらる、後分て上毛下毛の二郡となす、(書紀)下毛、延喜式又下毛に作りシモツケと稱す、倭名抄に、山國、大家(オホヤケ)麻布(アサフ)野仲(ノナカ)諫山(イサヤマ)穴石、小楠、等の郷あり、郡名考、シモツケと稱し、地誌提要、シモツケ、シモツミケノコホリと唱ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

シモツミケノコホリ 下毛郡

中國 古へ川嶋縣死縣の地なり、應神天皇御友別の長子稻速別に川嶋縣を賜ふ、即ち下道臣の祖なり、(延喜式)又下道に作る、倭名抄に、東北(ホイキ)八田(ヤタ)通廣(ニマ)曾龍(ソノ)秦原(ハヤハラ)水内(ミノチ)銅代(クシロ)近似(チカノリ)成羽(ナシハ)弟野(セ)穴田(アナカミ)湯野(ユノ)河邊(カハノ)吳妹(クシモ)田上(タカミ)等の郷あり、後北境の地を割て河上郡を置く、拾芥抄之に仍る、之を以て考ふれば、蓋し其分置置以前にあるべし、郡名

シモツミケノコホリ 下毛郡

考下道と訓し、地誌提要、カダツ、シモツミケノコホリと唱ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

シモツミチノマビ 下道眞備

吉備眞吉 備(キビノマミ)を見よ、

シモノスハノジンジャ 下諏訪神社

「スハノジンジャ」を見よ、

シモノセキシヤウキン 下、關嶮

下、關嶮 關嶮の戦(シモノセキノタカヒ)を見よ、

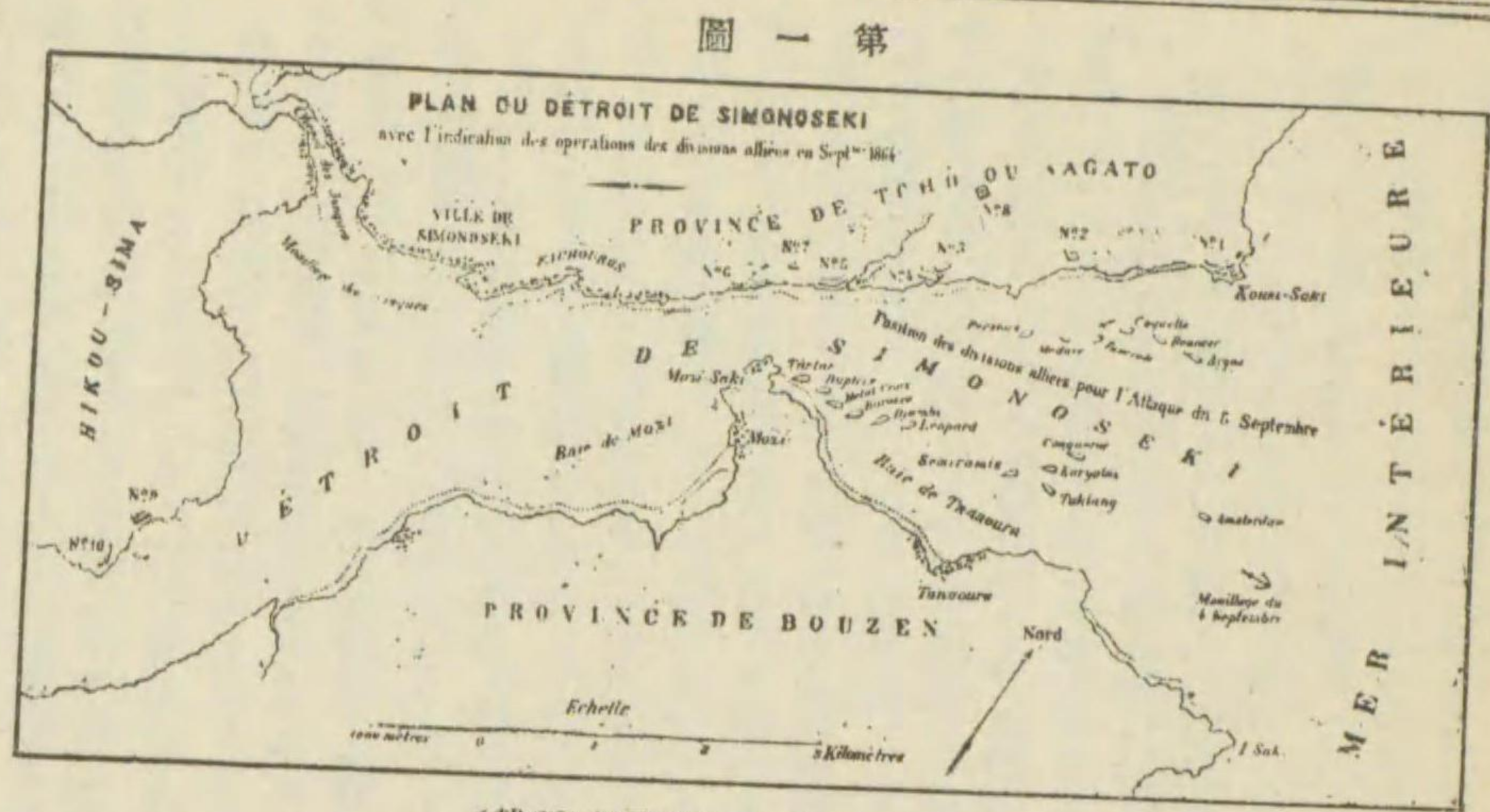
シモノセキノタカヒ 下、關嶮

長門國豊浦郡下、關嶮、海峽は豊前と長門との間に在り、古は早瀬の瀬戸と稱す、徳川氏の末年に當り、長州藩は盛に攘夷の説を唱へて遂に朝廷を動かし、文久三年五月十日を期して攘夷を買行せんことを幕府に約せしめたり、茲に於て藩士久坂玄瑞、山田顯義、山縣有朋等、世子を奉じて國に歸り、自ら其魁を爲さんとす、即ち前田、壇ノ浦、彦島、阿彌陀寺、觀音寺、豊浦等の海岸要地に十餘箇の砲臺を築き、且つ庚申、壬戌、癸亥の三軍艦を以て沿海の警衛に備ふ、同五月十日米國の商船ベンブローグ號、下、關嶮を通過せんとす、時會々攘夷實行の期日たりしかば、長藩士等以て好機會とし、突然砲臺より之を攻撃し、庚申、癸亥の二艦亦是に追つ、然れども此日濃霧ありて、米船の所在明ならず、從つて砲臺も多く功を奏せざりしが故に、米船は應戦しつ、全速力を以て逃走せり、尋で二十三日佛國郵船キヤンチン號の同海峽内に前進するや、壇ノ浦、前田、豊浦等の諸砲臺より發砲し、庚申、癸亥の二艦よりはすして退却し、長崎に赴く途、和蘭軍艦メネュース號が、横濱に赴かんとし來れるに會し、濃霧の福末を語りし、關嶮は敢て意に介せず、二十五日の

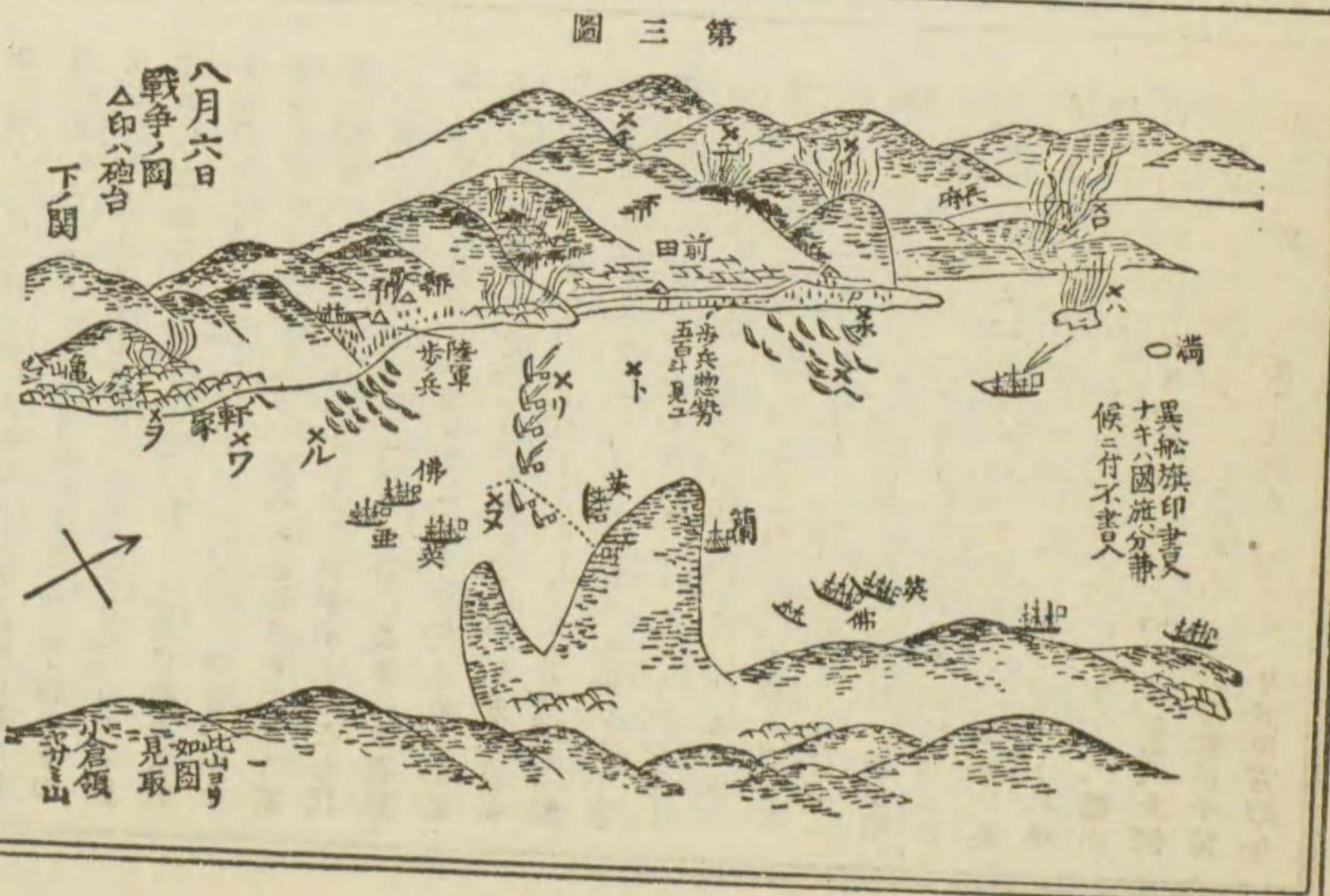
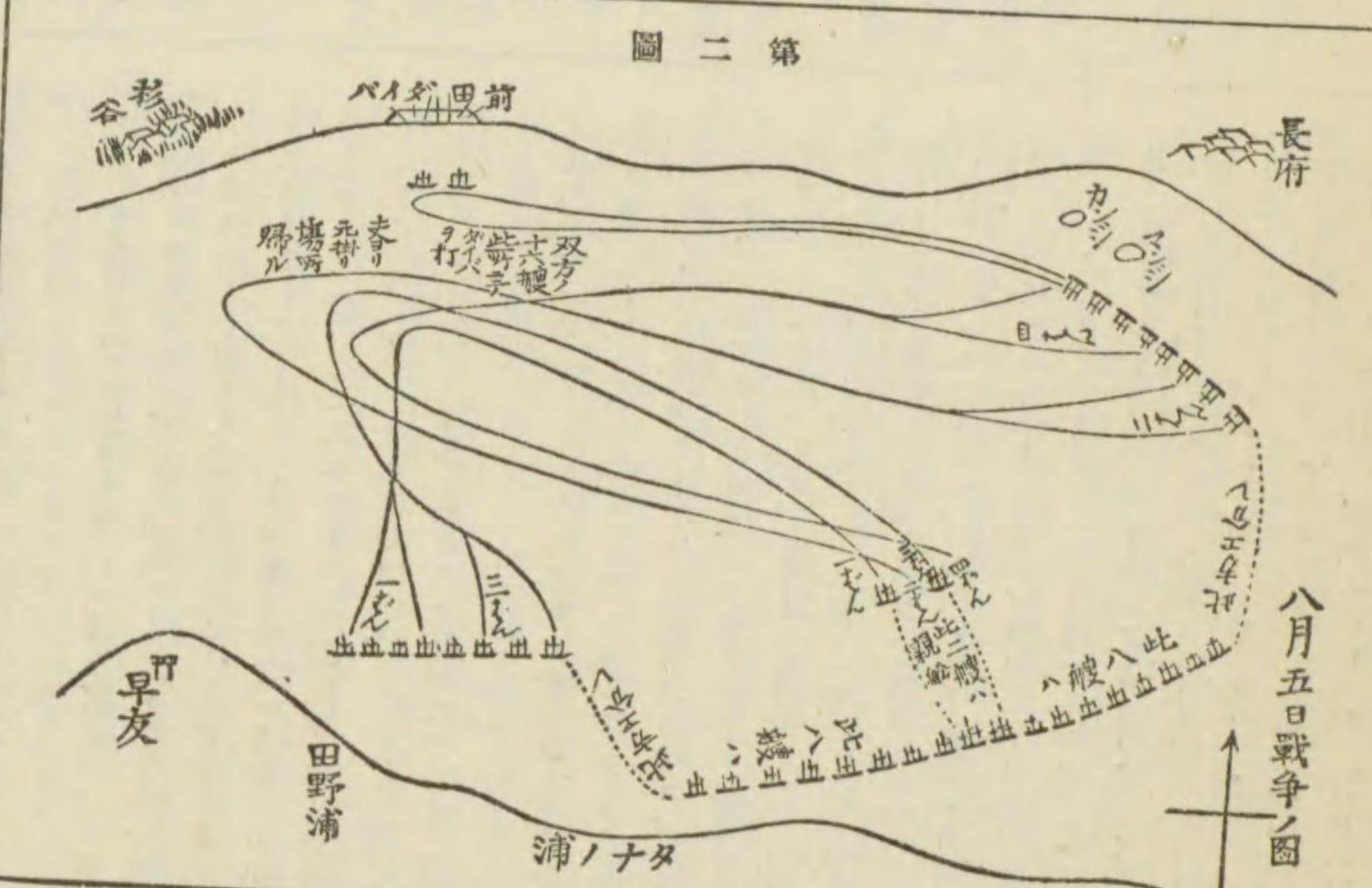
シモツ

シモツ

早晩下、關嶮に入るや、諸砲臺見して直に戦を開き、壬戌、癸亥、庚申の三艦亦砲臺を加ふ、關嶮戦して庚申を傷けしと雖も、海水淺くして操船の自由を欠き、長く戦はずして逃走せり、會々米國公使ブルノーキンは、ベンブローグ號避難のことを聞きて大に怒り、横濱に寄港中なるウイオミンガ號に命じ、急航下、關に赴き、砲臺の事を詰問せしむ、同號は六月一日下、關に達し、海峽に入らんとするや、豊浦砲臺より發砲せりと雖も應戦せず、進んで峽内に入る、時に庚申、癸亥、壬戌の三艦、船體相含んで海上に在り、米艦之を見て捕獲せんとしたれど、意の如くならざるを以て、陸上に對して戦を開き、遂に一砲臺を沈黙せしめ、進んで庚申、癸亥の二艦に内薄し、尋で壬戌に迫る、兩軍奮闘して互に死傷あり、既にして壬戌は傷き、庚申、癸亥は沈没し、陸上の砲臺亦微弱なるに至れり、米艦即ち戦を中止し、東方に向つて去る、此日米艦も死傷十餘人を出し、船體も亦二十餘處を傷けらる、是より先、キヤンチン號砲臺の報告、佛國水師提督ジョーンの許に達するや、提督は旗艦セミラセスに坐乗し、タンクレット號を率ゐ、同四日下、關に到り、砲臺を攻撃し、且つ陸戦隊を組織して前田村の東方に上陸し、艦隊掩護の下に、前田砲臺を占領して之を破壊せり、前田の敗報下、關に達するや、藩主毛利元徳自ら將として、戦地向ふ、然れども佛艦は前田砲臺を破壊し、且つ諸砲臺に多大の損害を與へて、元徳等の著するに先だち、既に歸途に就き、九日横濱に著せり、この時に當り、佛國公使は郵船砲臺に關し、幕府と交渉を開きし、要領を得ざるを以て、更に英米蘭の公使と議し、四國聯合して長藩を侵ふに決し、軍艦及び武装せる商船十七艘を以て聯合艦隊を編し、英國水



(載所[記載岸海本日]氏ンサツル)



【考備】

参考圖は、執も
櫻木章氏の所藏
本に據る、就中
第二圖第三圖
は、共に當時の
見取圖なり、

【第三圖符號】イ此所申下刻異人陸軍、前田砲臺ヨリ此山ノ後手へ廻リ角田陣屋ヲ燒ク(ロ)申下刻前落ノ洲有之、是ハ朝ヨリ乘上ケ夕刻七合形(チ)此近所長州勢群集ト見エ、異船ヨリ應打込(リ)此所陸軍ノ進退砲發(ハ)此山陰異船數艘アルト見エ前田所々不絶砲發(ル)此所已ノ中刻頃ヨリ砲臺數艘上陸ノ戰トナリ未ノ中刻頃、前田手ト加ル(チ)此所午下刻未上刻迄ニ三度著發致サセ共格別ヤケズ(ワ)此所禮浦ニ在ル砲臺數艘ノ内二艘上陸午ノ中刻火ヲ舉ル尤此邊近所ダケ燒失○陸上海邊ノ黒點ハ陸軍歩兵尤赤衣裳ニ無之白又腰ヨリ上黒色兵モ有之、

師提督グーバーを司令長官とし、八月五日下ノ關に至り、まづ前田砲臺を攻撃して沈黙せしめ、超えて六日進んで環ノ浦砲臺に迫り、且つ諸砲臺と對戰す、既にして城山、關見、前田の諸砲臺皆破壊せられ、長兵は疊を捨て、遁走せり、茲に於て四國の陸戰隊二千六百餘人上陸し、遂に洲岬、杉谷の諸砲臺を陥れ、尋で亦環ノ浦砲臺を占領せり、翌七日山縣有朋、高杉晋作、山田顯義等奮戦せしと雖も遂に大敗し、八日に及んで和を請ふの已むを得ざるに至れり、長藩は高杉晋作、井上馨、伊藤博文等をして交渉の任に當らしめ、九日左の書面を發せり、

昨年來朝命幕令に従ひ、於て三ノ關外國船を及砲撃候處、豈圖らん暴發の名を蒙り、遂に昔朝命するの姿と相成候折柄、家來歸便を以て、懇諭の趣有レ之候に付、朝旨伺定度、長門守發駕に及ぶの處、未著中京師變動差起、不得已中途より歸國、不得レ果其意、過る三日貴國軍艦島來著の由に付、下ノ關通航差障無レ之段、可及ニ應接ニと家臣兩人に書翰持參申付候得共、御出帆後に付猶又下ノ關に於て可及ニ應接ニの處、時刻相移、終に戰爭に至り、遺憾の至りに候、素より宿怨は無レ之、數萬の國民を苦しめ候儀、不本意の事に付、和議を冀ひ候外、無レ外事候、此儀宜敷御酌量被下度、委細家老毛利出雲等可申述候、以上、

元治元年八月九日 松平大膳大夫花押
越えて十四日、國老穴戸備前、毛利出雲等を遣はしグーバーと正式の談判を開き、次の箇條を結び、且つ償金に關しては到底拂ふべき餘裕なきことを辯疏したるを以て免れたり、

長州條約書一札
一此節の雜費相償候事

一長州瀬戸内各國船通行の義不レ妨候事
一薪水石炭其外入用の諸品當海濱に於て相當の價を以て可ニ賣渡候事
一新規砲臺築造不レ致候事
一舊砲臺築造不レ致候事
一舊砲臺修築不レ加大砲不レ備付候事
一過料金高は政府と各國公使之裁判に可レ任候事

八月

グーバー等は江戸に赴きて更に交渉を開くべきに決して下ノ關を去り、横濱に歸航して、在留公使に頭末を報告せり、茲に於て四國の公使等は、幕府に數回の交渉を重ねたる後、三百萬弗の償金を幕府より出すこととして、其局を結びたり(下關砲臺頭末、徳川十五代史、徳川太平記、砲臺遺稿)

シモノヘヤ 下部屋 上部屋(カミノヘヤ)を見よ、

シモフサノケニ 下總國 東は海、西は武藏上野、南は上總及び海、北は常陸下野に接し、東西凡二十二里、南北凡十七里餘、東海道に屬す、國內山無く、原野四分の一に居る、利根川分派して西北二方を界し、漕輪頗る便なりと雖も沿川の地時に水患を被る、其土は赤墳石少なく五穀皆宜し、古へ總國の地、後上下二國と爲る、文武天皇大寶元年九月始めて見ゆ、稱徳天皇の御宇結城郡と常陸國新治郡との境界を定む、國府を葛飾郡に置く(今の國府壱村是なり)、承平中高皇王の子良兼、介を以て國事を司る、從子將門(良將の子)豐田郡に居り、猖獗制を受けず、天慶二年良兼卒す、將門遂に謀叛し、猿島郡藤原を以て京都に擬し、偽宮を營して八州(本州及び上總安房武藏相模上野下野常陸)を煽動す、明年誅に伏す、將門の從姪忠常(良文の孫忠

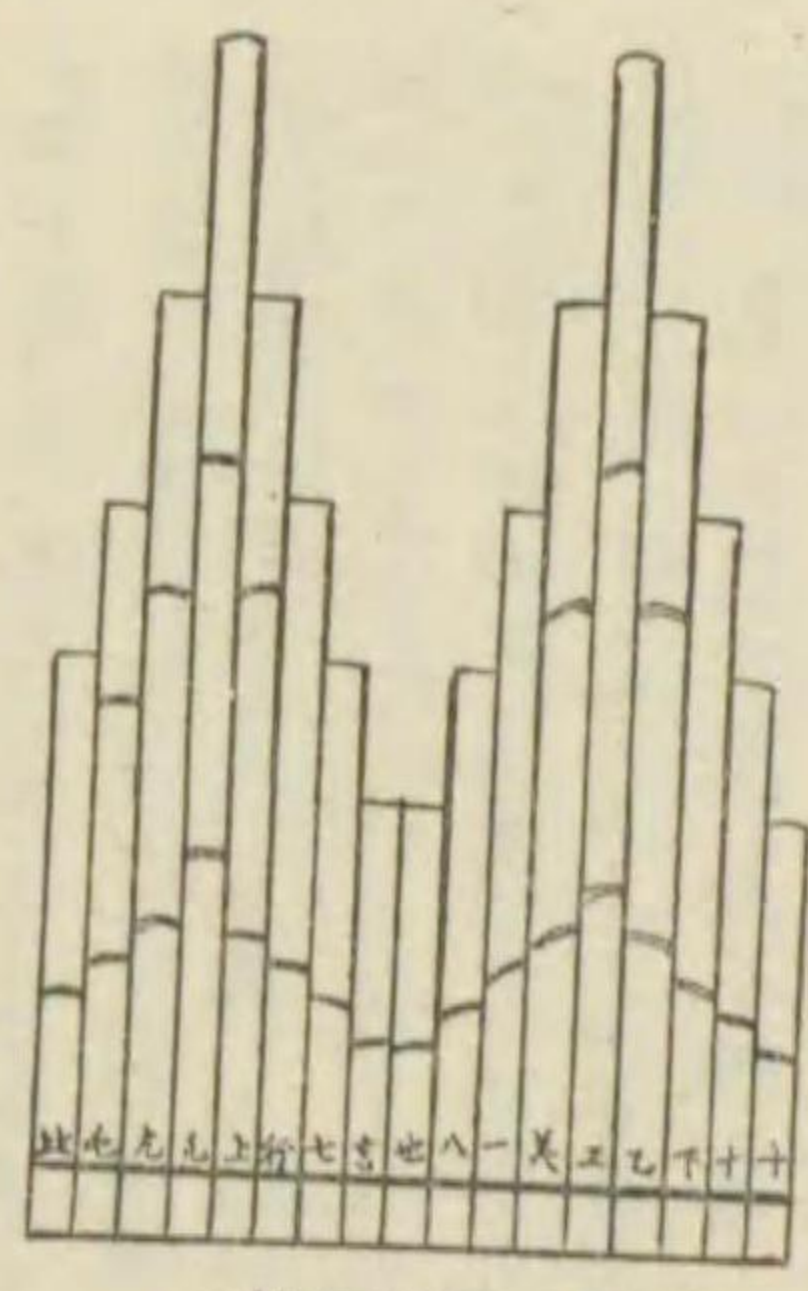
頼の子)州の介に任じ、海上郡に居り、長元元年亂を作し、四年にして法に伏す、後其子常將を宥して介に任じ、始めて千葉城に居り、子孫任を襲ぎ千葉と稱す、子孫常胤、結城朝光と源頼朝に従ひ、常胤本國守護となり、子孫に傳へ、後上總の北境を併有す、朝光治承の末、結城郡を領し結城に居り、後常陸眞壁郡下野芳賀郡を兼領す、建武中興足利尊氏を守護す、尊氏の叛する時千葉眞胤(常胤七世の孫)結城直朝(朝光六世の孫)皆之に屬す、千葉氏介を以て守護を兼ねる故の如し、鎌倉管領足利持氏の亡ぶるや、直朝の曾孫氏朝、其遺孤を奉じて結城に據る、上杉氏將軍義政の令を以て來り伐り、城陷て氏朝自盡す、寶徳の初め持氏の子成氏管領となり、氏朝の遺胤成朝をして結城に歸復せしむ、既にして成氏其執事兩上杉氏を伐つ、克たずして退て古河を保つ、時に眞胤の支孫胤直、上杉氏に黨す、其叔父馬加城主康胤、胤直を襲殺し、千葉城に據り印旛以東の地を領し、(白井佐倉多古小見川皆領色なり)結城氏と俱に成氏を襲殺し、關東八箇管古河に觀す、既にして上杉氏胤直が從子實胤を胤直の後とし武藏石濱に居らしむ、千葉氏はより兩宗となり、争戦やまず(石濱の千葉後北條氏に屬し、天正の末記絶ゆ)、天文中里見氏本國を侵して東境を略取す、千葉結城漸く衰へて自立する能はず、遂に北條氏に屬す、二十三年北條氏康成氏の曾孫晴氏を關宿に幽し、其子義氏をして僅に古河に食しむ(義氏子なし)、小弓義明の孫朝嗣となる、慶長中其嗣頼氏封を下野に受く喜連川氏之なり、天正十八年豐臣氏東征、成朝の支孫晴朝款を納れ封を全し、徳川氏の庶子秀康を養て嗣とす、康胤九世の孫重胤、北條氏に從て小田原に在り、豐臣氏盡く其封を奪ひ千葉氏亡ぶ、既にして徳川氏關東に遷るや、小笠原秀政を

シヤウ

のみなり、應仁の亂、京都大倉町兵衛に福り、羅及び紗を織るの業廢す、尋て山口も亦廢す、其後天正年間、支那の織工界に來りて、明様の紗、紋紗、金紋紗を織り、且つ其法を所在の織工に傳ふ、既にして京都の織業復起りて、羅及び紗、紋紗、金紋紗を織る、京都の竹屋町に於て織る所の者を、竹屋町金紋紗といふ、其製亦明様に倣ふ、本邦に於て明様のものを織る、と此に始まる、元和年間、支那の織工復た界に來り、始めて金紗を製す、金紗は金糸を以て横柳條を織り成すものなり、錢屋某松屋某傳習して之れを織る、時人稱して錢屋織、松屋織と云ふ、元文三年、京都の織工上野の桐生に來りて、羅及び紗を織るの法を傳ふ、東國に於て羅及び紗を織ること此に始まる、爾來京都、堺、桐生並に業を營みて今に至る(工藝志科)

シヤウ

笙 樂器の一種、匏の屬にて、俗に「シヤウ」フエともいへり、古今其製一定せず、寒谷に生ずる細竹の周圍一寸二分許のものを、先づ竹節數を定め、長さ一尺五寸或は一尺二寸位に截り、錐にて中を通し、皮を去り、或は木目を作り、色を附て之を挽め直し、管と爲す、古は十九管、後ち十七管、管毎に簧を施し、簧は響銅(俗に云ふサハリ)の薄片を以て之を爲す、方網を削りて律呂の厚薄の辨に合はして清濁を分つ、又竹を以て脚とし、通竅木を以て下を填む、匏の圓圍七寸、長さ二寸、下漸く小、形鳥首の如し、水牛角を蓋と爲す、厚二分ばかり、孔を穿ちて管を挿み、前に吹口を設く、管の第一を子、第二を十、第三を下、第四を乙、第五を工、第六を美、第七を一、第八を八、第九を也、第十を言、第十一を七、第十二を行、第十三を上、第十四を凡、第十五を乙、第十六を毛、第十七を比といふ、笙の握る所を吹所、吹所の差出たる口を味、匏中に竹管の挿入の所を根繼(脚)、



(載所録家樂)

隋代に作る所といへり、我國に傳はりしは何時頃なりしか知り難し、推古天皇の時、樂人來り聖德太子此道を擴めしかど、未だ笙のこと見えず、文武、聖武の兩朝に於て之を奏樂に用ひしことあり、今我國に於ては堀川關白(昭宣公)を笙の祖とせり、其弟子に八條保忠あり、夫より其弟子少納言行見、其弟子小治田有秋、其子辰元、其子公元、其弟子東市佑和遷部時信、其弟子西市佑豐時元等相承繼して之を傳へ、終に豊原を以て笙の主と定む、後世音樂の進歩に伴ひて、笙のごとき單調なるものは漸く廢れ、神樂もしくは葬儀の時のみ用ひらるゝこととなり、雅樂(ケカク)の挿圖を見よ(樂家録、歌舞目録、禮樂志、如閣社誌)

シヤウアン

正安

後伏見天皇御宇の

シヤウ

中腰を檢束する者を帶、管に息通じて聲音をなす孔を屏上、横に管頭を施すものを簧といふ、千は上下無、十は雙調、下は下無、乙は平調、工は上無、美は見鐘、一は盤渉、八は上平調、也は無聲、言は上無、七は正盤渉、行は黃鐘、上は上壹越、凡は壹越、乙は下黃鐘、毛は無聲、比は神仙となす、而して乞一工凡乙下十美行比の十音を主とし、自餘は從とす、但歇章の附物には合竹(六管或は五管を合せて吹くを云ふ)を用ひず、是を一竹と云ふ、此器は支那

瓶製の器にして、

黃帝の時

作るとい

ひ、或は

女の作

る所とい

ひ、或は

の作

る所とい

ひ、或は

の作

る所とい

ひ、或は

の作

る所とい

ひ、或は

の作

る所とい

ひ、或は

の作

る所とい

シヤウ

年號、永仁七年四月廿五日代始に因て改元す、三年を経て後二條天皇乾元と改む、周書に、君正安其身一とあるに據る、昔原在關勘申す(國朝年號譜)

シヤウ

讓位

前帝が位を新帝に讓り給ふをいふ、讓位の式は、清和天皇の貞觀中に至りて大に整頓し、當日紫宸殿に於て、先づ節會の儀を行ひ、次に劍璽渡御の儀あり、若し御父子にあらずして讓位の時は、新帝上表の禮あり、然れども一二の異例なきにあらず、後冷泉天皇と後朱雀天皇とは、御父子にして此儀あり、土御門天皇と順德天皇とは、御兄弟にして此儀なかりしが如きこれ也、又讓位の式を行ふ時は、兼日又は當日に、必ず警固、固關の儀あり、式終りてより數日に、必す關、解陣あるを常例とす、神武天皇以後武烈天皇に至るまで廿五代の間は讓位の事なし、後ち繼體天皇に至り、位を安閑天皇に傳へて即日崩じ給へり、これを讓位の始めとす、其後九代を隔て、皇極天皇位を孝德天皇に讓り、持統天皇亦位を文武天皇に讓り給ひしより、歷朝毎に讓位あり、而して後には殆んど恒例の如くなるに至れり、讓位の式は、又受禪の式と同じ、受禪とは、新帝が前帝の讓りを受け給ふをいふ、故に讓位と受禪とは、前帝を主とすると、新帝を主とするとの差のみにして、前帝に就きて謂はば、讓位、新帝に就きて謂はば受禪たる也、凡そ皇位は、皇太子たる皇子が繼承し給ふを以て例となせども、亦必ずしも然らざるもの多し、嵯峨、淳和、村上天、圓融、近衛、順德、龜山の諸天皇は、皇太子にて受禪し、文武、後陽成等の天皇は、皇孫にて受禪し、聖武、仁明、花山、崇光、後醍醐等の天皇は皇姪にて受禪し、後一條天皇は從姪にて受禪したまへり、其他從兄弟にして受禪ありしは、一條、三條、伏見等

シヤウ

の天皇にして、再從兄弟にして受禪ありしは、後二條後醍醐等の天皇なり、殊に高倉天皇が叔父を以て受禪し、淳和天皇が族叔祖父を以て受禪し、元正、孝謙、明正の天皇が、皇女を以て受禪したまひしが如きは、並びに異例とす、又皇太子、皇姪、從兄弟、皇女等にして、受禪の後、更に前帝の皇子を以て皇太子とし給ひし事もなきにあらず、然して天皇が皇位を繼承し給ふには、皇太子に立ちて、然後受禪し給ふを例とす、殊に親王宣下と云ふこと始まりてより、先づ親王の宣下を蒙りたる後に皇太子となり、然後受禪し給ふを例とす、されど異例も亦多し、即ち堀河、崇徳二條、後光嚴、後圓融、明正等の天皇は、立太子の日受禪し、六條天皇は立親王、立太子、受禪共に同日、土御門、後陽成等の天皇は、立太子の儀なく、親王にて直に受禪し給ひしが如し、降りて明治に至り、皇室典範を定めらるゝや讓位の事を止めらるゝ(古事類苑帝王部、皇室典範)

シヤウイチコクシ

聖一國師 辨圓(ベンエン)を見よ、

シヤウ

舊院

「ロシホツカサ」と訓む、舊の事を掌る、大膳職の別院にて職の西に在り、大寶の制主僧二人をして掌らしめしが、後には大膳亮等をして舊院勾當たらしめたり、安和六年大膳亮宮道時忠を舊院勾當とせし事、類聚符宣抄に見えたり、此の後廢せられしと見え、記録に見ゆる所稀なり(西宮記、廣中抄、官職要解、古事類苑官位部)

シヤウ

正院

開闢明治政府初年の職名、太政官中の一院にして、庶務を總判する所となす、事務章程に、正院は、天皇臨御して萬機を總判し、大臣納言之を輔弼し、參議之に參與して庶務を獎督する所なり」とあり(開闢太政大臣、左右大臣、參議、

シヤウ

尙氏

姓は清和源氏、鎮守府將軍源義家の男、六條判官爲義の八男、鎮西八郎爲朝、永高、中伊豆の大島より、琉球に至り、大里按司の妹を娶り、尊教を生む、後ち妻子を留めて大島に還る、時に天孫氏二十五世徳滿が政衰へ、諸按司叛く、權臣利勇、其君を弑して自立し、天孫氏の統絶ゆ、文治三年尊教、利勇を誅し、立て琉球王となる、之を舜天王と號す、嘉禎三年卒す、曆仁元年世子舜馬順照立つ、寶治二年卒す、建長元年世子義本立つ、五年天孫子英祖を攝政とす、正元元年義本人心の英祖に歸するを觀て、位を遜れて北山に隱る、文明元年國主尙徳卒す、嗣子幼冲國人服せず、遂に之を殺す、諸官即ち相議し、義本七世の後裔伊平屋島首見村の人尙義の子尙圓を推戴す、二年尙圓立つ、名は思徳金、又金丸と號す、八年卒す、天正十七年七月尙孫尙寧使者を遣して、豊臣秀吉に京都に朝す、慶長十一年島津忠恒家康に謁し、琉球を征討せんと請ふ、初め琉球年々使を島津氏に遣はし、音問を通じ、方物を貢するに及ばず、後ち貢使を絶つ、藩主島津義久使を遣はして之を責む、肯せず、慶長九年島津氏又使を遣はし其罪を數へ、速かに聘使をして前將軍徳川家康に謁するを諭す、亦た應ぜず、此に至り家康の許を得たり、十三年島津家久先づ人を遣はし速に入貢すべきを勸む、三司官等固く拒みて聽かず、十四年二月征討を議決し、兵三千餘人、

シヤウ

尙氏

姓は清和源氏、鎮守府將軍源義家の男、六條判官爲義の八男、鎮西八郎爲朝、永高、中伊豆の大島より、琉球に至り、大里按司の妹を娶り、尊教を生む、後ち妻子を留めて大島に還る、時に天孫氏二十五世徳滿が政衰へ、諸按司叛く、權臣利勇、其君を弑して自立し、天孫氏の統絶ゆ、文治三年尊教、利勇を誅し、立て琉球王となる、之を舜天王と號す、嘉禎三年卒す、曆仁元年世子舜馬順照立つ、寶治二年卒す、建長元年世子義本立つ、五年天孫子英祖を攝政とす、正元元年義本人心の英祖に歸するを觀て、位を遜れて北山に隱る、文明元年國主尙徳卒す、嗣子幼冲國人服せず、遂に之を殺す、諸官即ち相議し、義本七世の後裔伊平屋島首見村の人尙義の子尙圓を推戴す、二年尙圓立つ、名は思徳金、又金丸と號す、八年卒す、天正十七年七月尙孫尙寧使者を遣して、豊臣秀吉に京都に朝す、慶長十一年島津忠恒家康に謁し、琉球を征討せんと請ふ、初め琉球年々使を島津氏に遣はし、音問を通じ、方物を貢するに及ばず、後ち貢使を絶つ、藩主島津義久使を遣はして之を責む、肯せず、慶長九年島津氏又使を遣はし其罪を數へ、速かに聘使をして前將軍徳川家康に謁するを諭す、亦た應ぜず、此に至り家康の許を得たり、十三年島津家久先づ人を遣はし速に入貢すべきを勸む、三司官等固く拒みて聽かず、十四年二月征討を議決し、兵三千餘人、

シヤウ

尙氏

姓は清和源氏、鎮守府將軍源義家の男、六條判官爲義の八男、鎮西八郎爲朝、永高、中伊豆の大島より、琉球に至り、大里按司の妹を娶り、尊教を生む、後ち妻子を留めて大島に還る、時に天孫氏二十五世徳滿が政衰へ、諸按司叛く、權臣利勇、其君を弑して自立し、天孫氏の統絶ゆ、文治三年尊教、利勇を誅し、立て琉球王となる、之を舜天王と號す、嘉禎三年卒す、曆仁元年世子舜馬順照立つ、寶治二年卒す、建長元年世子義本立つ、五年天孫子英祖を攝政とす、正元元年義本人心の英祖に歸するを觀て、位を遜れて北山に隱る、文明元年國主尙徳卒す、嗣子幼冲國人服せず、遂に之を殺す、諸官即ち相議し、義本七世の後裔伊平屋島首見村の人尙義の子尙圓を推戴す、二年尙圓立つ、名は思徳金、又金丸と號す、八年卒す、天正十七年七月尙孫尙寧使者を遣して、豊臣秀吉に京都に朝す、慶長十一年島津忠恒家康に謁し、琉球を征討せんと請ふ、初め琉球年々使を島津氏に遣はし、音問を通じ、方物を貢するに及ばず、後ち貢使を絶つ、藩主島津義久使を遣はして之を責む、肯せず、慶長九年島津氏又使を遣はし其罪を數へ、速かに聘使をして前將軍徳川家康に謁するを諭す、亦た應ぜず、此に至り家康の許を得たり、十三年島津家久先づ人を遣はし速に入貢すべきを勸む、三司官等固く拒みて聽かず、十四年二月征討を議決し、兵三千餘人、

シヤウ

尙氏

姓は清和源氏、鎮守府將軍源義家の男、六條判官爲義の八男、鎮西八郎爲朝、永高、中伊豆の大島より、琉球に至り、大里按司の妹を娶り、尊教を生む、後ち妻子を留めて大島に還る、時に天孫氏二十五世徳滿が政衰へ、諸按司叛く、權臣利勇、其君を弑して自立し、天孫氏の統絶ゆ、文治三年尊教、利勇を誅し、立て琉球王となる、之を舜天王と號す、嘉禎三年卒す、曆仁元年世子舜馬順照立つ、寶治二年卒す、建長元年世子義本立つ、五年天孫子英祖を攝政とす、正元元年義本人心の英祖に歸するを觀て、位を遜れて北山に隱る、文明元年國主尙徳卒す、嗣子幼冲國人服せず、遂に之を殺す、諸官即ち相議し、義本七世の後裔伊平屋島首見村の人尙義の子尙圓を推戴す、二年尙圓立つ、名は思徳金、又金丸と號す、八年卒す、天正十七年七月尙孫尙寧使者を遣して、豊臣秀吉に京都に朝す、慶長十一年島津忠恒家康に謁し、琉球を征討せんと請ふ、初め琉球年々使を島津氏に遣はし、音問を通じ、方物を貢するに及ばず、後ち貢使を絶つ、藩主島津義久使を遣はして之を責む、肯せず、慶長九年島津氏又使を遣はし其罪を數へ、速かに聘使をして前將軍徳川家康に謁するを諭す、亦た應ぜず、此に至り家康の許を得たり、十三年島津家久先づ人を遣はし速に入貢すべきを勸む、三司官等固く拒みて聽かず、十四年二月征討を議決し、兵三千餘人、

シヤウ

尙氏

姓は清和源氏、鎮守府將軍源義家の男、六條判官爲義の八男、鎮西八郎爲朝、永高、中伊豆の大島より、琉球に至り、大里按司の妹を娶り、尊教を生む、後ち妻子を留めて大島に還る、時に天孫氏二十五世徳滿が政衰へ、諸按司叛く、權臣利勇、其君を弑して自立し、天孫氏の統絶ゆ、文治三年尊教、利勇を誅し、立て琉球王となる、之を舜天王と號す、嘉禎三年卒す、曆仁元年世子舜馬順照立つ、寶治二年卒す、建長元年世子義本立つ、五年天孫子英祖を攝政とす、正元元年義本人心の英祖に歸するを觀て、位を遜れて北山に隱る、文明元年國主尙徳卒す、嗣子幼冲國人服せず、遂に之を殺す、諸官即ち相議し、義本七世の後裔伊平屋島首見村の人尙義の子尙圓を推戴す、二年尙圓立つ、名は思徳金、又金丸と號す、八年卒す、天正十七年七月尙孫尙寧使者を遣して、豊臣秀吉に京都に朝す、慶長十一年島津忠恒家康に謁し、琉球を征討せんと請ふ、初め琉球年々使を島津氏に遣はし、音問を通じ、方物を貢するに及ばず、後ち貢使を絶つ、藩主島津義久使を遣はして之を責む、肯せず、慶長九年島津氏又使を遣はし其罪を數へ、速かに聘使をして前將軍徳川家康に謁するを諭す、亦た應ぜず、此に至り家康の許を得たり、十三年島津家久先づ人を遣はし速に入貢すべきを勸む、三司官等固く拒みて聽かず、十四年二月征討を議決し、兵三千餘人、

シヤウ

尙氏

姓は清和源氏、鎮守府將軍源義家の男、六條判官爲義の八男、鎮西八郎爲朝、永高、中伊豆の大島より、琉球に至り、大里按司の妹を娶り、尊教を生む、後ち妻子を留めて大島に還る、時に天孫氏二十五世徳滿が政衰へ、諸按司叛く、權臣利勇、其君を弑して自立し、天孫氏の統絶ゆ、文治三年尊教、利勇を誅し、立て琉球王となる、之を舜天王と號す、嘉禎三年卒す、曆仁元年世子舜馬順照立つ、寶治二年卒す、建長元年世子義本立つ、五年天孫子英祖を攝政とす、正元元年義本人心の英祖に歸するを觀て、位を遜れて北山に隱る、文明元年國主尙徳卒す、嗣子幼冲國人服せず、遂に之を殺す、諸官即ち相議し、義本七世の後裔伊平屋島首見村の人尙義の子尙圓を推戴す、二年尙圓立つ、名は思徳金、又金丸と號す、八年卒す、天正十七年七月尙孫尙寧使者を遣して、豊臣秀吉に京都に朝す、慶長十一年島津忠恒家康に謁し、琉球を征討せんと請ふ、初め琉球年々使を島津氏に遣はし、音問を通じ、方物を貢するに及ばず、後ち貢使を絶つ、藩主島津義久使を遣はして之を責む、肯せず、慶長九年島津氏又使を遣はし其罪を數へ、速かに聘使をして前將軍徳川家康に謁するを諭す、亦た應ぜず、此に至り家康の許を得たり、十三年島津家久先づ人を遣はし速に入貢すべきを勸む、三司官等固く拒みて聽かず、十四年二月征討を議決し、兵三千餘人、

シヤウ

尙氏

姓は清和源氏、鎮守府將軍源義家の男、六條判官爲義の八男、鎮西八郎爲朝、永高、中伊豆の大島より、琉球に至り、大里按司の妹を娶り、尊教を生む、後ち妻子を留めて大島に還る、時に天孫氏二十五世徳滿が政衰へ、諸按司叛く、權臣利勇、其君を弑して自立し、天孫氏の統絶ゆ、文治三年尊教、利勇を誅し、立て琉球王となる、之を舜天王と號す、嘉禎三年卒す、曆仁元年世子舜馬順照立つ、寶治二年卒す、建長元年世子義本立つ、五年天孫子英祖を攝政とす、正元元年義本人心の英祖に歸するを觀て、位を遜れて北山に隱る、文明元年國主尙徳卒す、嗣子幼冲國人服せず、遂に之を殺す、諸官即ち相議し、義本七世の後裔伊平屋島首見村の人尙義の子尙圓を推戴す、二年尙圓立つ、名は思徳金、又金丸と號す、八年卒す、天正十七年七月尙孫尙寧使者を遣して、豊臣秀吉に京都に朝す、慶長十一年島津忠恒家康に謁し、琉球を征討せんと請ふ、初め琉球年々使を島津氏に遣はし、音問を通じ、方物を貢するに及ばず、後ち貢使を絶つ、藩主島津義久使を遣はして之を責む、肯せず、慶長九年島津氏又使を遣はし其罪を數へ、速かに聘使をして前將軍徳川家康に謁するを諭す、亦た應ぜず、此に至り家康の許を得たり、十三年島津家久先づ人を遣はし速に入貢すべきを勸む、三司官等固く拒みて聽かず、十四年二月征討を議決し、兵三千餘人、

シヤウ

尙氏

姓は清和源氏、鎮守府將軍源義家の男、六條判官爲義の八男、鎮西八郎爲朝、永高、中伊豆の大島より、琉球に至り、大里按司の妹を娶り、尊教を生む、後ち妻子を留めて大島に還る、時に天孫氏二十五世徳滿が政衰へ、諸按司叛く、權臣利勇、其君を弑して自立し、天孫氏の統絶ゆ、文治三年尊教、利勇を誅し、立て琉球王となる、之を舜天王と號す、嘉禎三年卒す、曆仁元年世子舜馬順照立つ、寶治二年卒す、建長元年世子義本立つ、五年天孫子英祖を攝政とす、正元元年義本人心の英祖に歸するを觀て、位を遜れて北山に隱る、文明元年國主尙徳卒す、嗣子幼冲國人服せず、遂に之を殺す、諸官即ち相議し、義本七世の後裔伊平屋島首見村の人尙義の子尙圓を推戴す、二年尙圓立つ、名は思徳金、又金丸と號す、八年卒す、天正十七年七月尙孫尙寧使者を遣して、豊臣秀吉に京都に朝す、慶長十一年島津忠恒家康に謁し、琉球を征討せんと請ふ、初め琉球年々使を島津氏に遣はし、音問を通じ、方物を貢するに及ばず、後ち貢使を絶つ、藩主島津義久使を遣はして之を責む、肯せず、慶長九年島津氏又使を遣はし其罪を數へ、速かに聘使をして前將軍徳川家康に謁するを諭す、亦た應ぜず、此に至り家康の許を得たり、十三年島津家久先づ人を遣はし速に入貢すべきを勸む、三司官等固く拒みて聽かず、十四年二月征討を議決し、兵三千餘人、

シヤウ

尙氏

姓は清和源氏、鎮守府將軍源義家の男、六條判官爲義の八男、鎮西八郎爲朝、永高、中伊豆の大島より、琉球に至り、大里按司の妹を娶り、尊教を生む、後ち妻子を留めて大島に還る、時に天孫氏二十五世徳滿が政衰へ、諸按司叛く、權臣利勇、其君を弑して自立し、天孫氏の統絶ゆ、文治三年尊教、利勇を誅し、立て琉球王となる、之を舜天王と號す、嘉禎三年卒す、曆仁元年世子舜馬順照立つ、寶治二年卒す、建長元年世子義本立つ、五年天孫子英祖を攝政とす、正元元年義本人心の英祖に歸するを觀て、位を遜れて北山に隱る、文明元年國主尙徳卒す、嗣子幼冲國人服せず、遂に之を殺す、諸官即ち相議し、義本七世の後裔伊平屋島首見村の人尙義の子尙圓を推戴す、二年尙圓立つ、名は思徳金、又金丸と號す、八年卒す、天正十七年七月尙孫尙寧使者を遣して、豊臣秀吉に京都に朝す、慶長十一年島津忠恒家康に謁し、琉球を征討せんと請ふ、初め琉球年々使を島津氏に遣はし、音問を通じ、方物を貢するに及ばず、後ち貢使を絶つ、藩主島津義久使を遣はして之を責む、肯せず、慶長九年島津氏又使を遣はし其罪を數へ、速かに聘使をして前將軍徳川家康に謁するを諭す、亦た應ぜず、此に至り家康の許を得たり、十三年島津家久先づ人を遣はし速に入貢すべきを勸む、三司官等固く拒みて聽かず、十四年二月征討を議決し、兵三千餘人、

シヤウ

尙氏

姓は清和源氏、鎮守府將軍源義家の男、六條判官爲義の八男、鎮西八郎爲朝、永高、中伊豆の大島より、琉球に至り、大里按司の妹を娶り、尊教を生む、後ち妻子を留めて大島に還る、時に天孫氏二十五世徳滿が政衰へ、諸按司叛く、權臣利勇、其君を弑して自立し、天孫氏の統絶ゆ、文治三年尊教、利勇を誅し、立て琉球王となる、之を舜天王と號す、嘉禎三年卒す、曆仁元年世子舜馬順照立つ、寶治二年卒す、建長元年世子義本立つ、五年天孫子英祖を攝政とす、正元元年義本人心の英祖に歸するを觀て、位を遜れて北山に隱る、文明元年國主尙徳卒す、嗣子幼冲國人服せず、遂に之を殺す、諸官即ち相議し、義本七世の後裔伊平屋島首見村の人尙義の子尙圓を推戴す、二年尙圓立つ、名は思徳金、又金丸と號す、八年卒す、天正十七年七月尙孫尙寧使者を遣して、豊臣秀吉に京都に朝す、慶長十一年島津忠恒家康に謁し、琉球を征討せんと請ふ、初め琉球年々使を島津氏に遣はし、音問を通じ、方物を貢するに及ばず、後ち貢使を絶つ、藩主島津義久使を遣はして之を責む、肯せず、慶長九年島津氏又使を遣はし其罪を數へ、速かに聘使をして前將軍徳川家康に謁するを諭す、亦た應ぜず、此に至り家康の許を得たり、十三年島津家久先づ人を遣はし速に入貢すべきを勸む、三司官等固く拒みて聽かず、十四年二月征討を議決し、兵三千餘人、

シヤウ

尙氏

姓は清和源氏、鎮守府將軍源義家の男、六條判官爲義の八男、鎮西八郎爲朝、永高、中伊豆の大島より、琉球に至り、大里按司の妹を娶り、尊教を生む、後ち妻子を留めて大島に還る、時に天孫氏二十五世徳滿が政衰へ、諸按司叛く、權臣利勇、其君を弑して自立し、天孫氏の統絶ゆ、文治三年尊教、利勇を誅し、立て琉球王となる、之を舜天王と號す、嘉禎三年卒す、曆仁元年世子舜馬順照立つ、寶治二年卒す、建長元年世子義本立つ、五年天孫子英祖を攝政とす、正元元年義本人心の英祖に歸するを觀て、位を遜れて北山に隱る、文明元年國主尙徳卒す、嗣子幼冲國人服せず、遂に之を殺す、諸官即ち相議し、義本七世の後裔伊平屋島首見村の人尙義の子尙圓を推戴す、二年尙圓立つ、名は思徳金、又金丸と號す、八年卒す、天正十七年七月尙孫尙寧使者を遣して、豊臣秀吉に京都に朝す、慶長十一年島津忠恒家康に謁し、琉球を征討せんと請ふ、初め琉球年々使を島津氏に遣はし、音問を通じ、方物を貢するに及ばず、後ち貢使を絶つ、藩主島津義久使を遣はして之を責む、肯せず、慶長九年島津氏又使を遣はし其罪を數へ、速かに聘使をして前將軍徳川家康に謁するを諭す、亦た應ぜず、此に至り家康の許を得たり、十三年島津家久先づ人を遣はし速に入貢すべきを勸む、三司官等固く拒みて聽かず、十四年二月征討を議決し、兵三千餘人、

シヤウ

尙氏

姓は清和源氏、鎮守府將軍源義家の男、六條判官爲義の八男、鎮西八郎爲朝、永高、中伊豆の大島より、琉球に至り、大里按司の妹を娶り、尊教を生む、後ち妻子を留めて大島に還る、時に天孫氏二十五世徳滿が政衰へ、諸按司叛く、權臣利勇、其君を弑して自立し、天孫氏の統絶ゆ、文治三年尊教、利勇を誅し、立て琉球王となる、之を舜天王と號す、嘉禎三年卒す、曆仁元年世子舜馬順照立つ、寶治二年卒す、建長元年世子義本立つ、五年天孫子英祖を攝政とす、正元元年義本人心の英祖に歸するを觀て、位を遜れて北山に隱る、文明元年國主尙徳卒す、嗣子幼冲國人服せず、遂に之を殺す、諸官即ち相議し、義本七世の後裔伊平屋島首見村の人尙義の子尙圓を推戴す、二年尙圓立つ、名は思徳金、又金丸と號す、八年卒す、天正十七年七月尙孫尙寧使者を遣して、豊臣秀吉に京都に朝す、慶長十一年島津忠恒家康に謁し、琉球を征討せんと請ふ、初め琉球年々使を島津氏に遣はし、音問を通じ、方物を貢するに及ばず、後ち貢使を絶つ、藩主島津義久使を遣はして之を責む、肯せず、慶長九年島津氏又使を遣はし其罪を數へ、速かに聘使をして前將軍徳川家康に謁するを諭す、亦た應ぜず、此に至り家康の許を得たり、十三年島津家久先づ人を遣はし速に入貢すべきを勸む、三司官等固く拒みて聽かず、十四年二月征討を議決し、兵三千餘人、

シヤウ

尙氏

姓は清和源氏、鎮守府將軍源義家の男、六條判官爲義の八男、鎮西八郎爲朝、永高、中伊豆の大島より、琉球に至り、大里按司の妹を娶り、尊教を生む、後ち妻子を留めて大島に還る、時に天孫氏二十五世徳滿が政衰へ、諸按司叛く、權臣利勇、其君を弑して自立し、天孫氏の統絶ゆ、文治三年尊教、利勇を誅し、立て琉球王となる、之を舜天王と號す、嘉禎三年卒す、曆仁元年世子舜馬順照立つ、寶治二年卒す、建長元年世子義本立つ、五年天孫子英祖を攝政とす、正元元年義本人心の英祖に歸するを觀て、位を遜れて北山に隱る、文明元年國主尙徳卒す、嗣子幼冲國人服せず、遂に之を殺す、諸官即ち相議し、義本七世の後裔伊平屋島首見村の人尙義の子尙圓を推戴す、二年尙圓立つ、名は思徳金、又金丸と號す、八年卒す、天正十七年七月尙孫尙寧使者を遣して、豊臣秀吉に京都に朝す、慶長十一年島津忠恒家康に謁し、琉球を征討せんと請ふ、初め琉球年々使を島津氏に遣はし、音問を通じ、方物を貢するに及ばず、後ち貢使を絶つ、藩主島津義久使を遣はして之を責む、肯せず、慶長九年島津氏又使を遣はし其罪を數へ、速かに聘使をして前將軍徳川家康に謁するを諭す、亦た應ぜず、此に至り家康の許を得たり、十三年島津家久先づ人を遣はし速に入貢すべきを勸む、三司官等固く拒みて聽かず、十四年二月征討を議決し、兵三千餘人、

シヤウ

尙氏

姓は清和源氏、鎮守府將軍源義家の男、六條判官爲義の八男、鎮西八郎爲朝、永高、中伊豆の大島より、琉球に至り、大里按司の妹を娶り、尊教を生む、後ち妻子を留めて大島に還る、時に天孫氏二十五世徳滿が政衰へ、諸按司叛く、權臣利勇、其君を弑して自立し、天孫氏の統絶ゆ、文治三年尊教、利勇を誅し、立て琉球王となる、之を舜天王と號す、嘉禎三年卒す、曆仁元年世子舜馬順照立つ、寶治二年卒す、建長元年世子義本立つ、五年天孫子英祖を攝政とす、正元元年義本人心の英祖に歸するを觀て、位を遜れて北山に

シヤウ

氏と稱す、資國資永長茂の二子を生む、長茂俊勇なり、源頼朝に仕へ、奥州を征して功あり、後謀叛し、源頼朝の爲めに誅せらる(吾妻鏡、尊卑分脈、平氏系圖、氏族志)

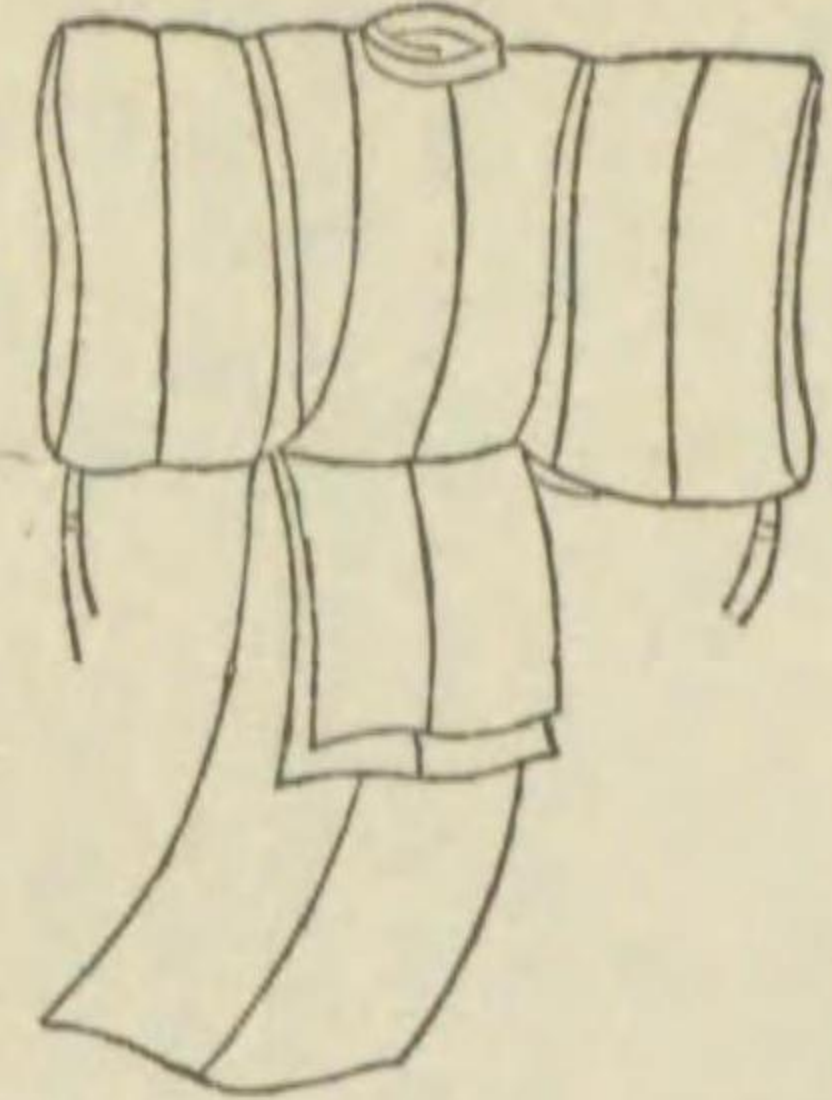
○繁盛 維茂 繁成 貞成 重家 永基
「永家 資國」資永 資盛 長茂

シヤウウンフシ

淨雲節 淨瑠璃節の一種、寛永の頃薩摩浄雲が創めたるもの、薩摩節とも稱す、サツマブシを見よ、

シヤウエ

淨衣 名義 白き布製の装束を云ふ、又生絹を用ふることもあり、明衣とも云ふ、神事の時、天皇以下、公家、武家共に着用す、又神事外にも用ひしこともあり、平家物語に、兵衛佐院宣と聞



(載所抄案類目名)

めること、一に狩衣の如し、袴は、地白の布、又は指貫を用ひ、袖括は、麻布二筋なり(貞丈雜記、裝束雜事抄、平家物語、裝束集)

シヤウエン

莊園 名義 王朝時代以後、勢力ある神社及び人々の私有地にして莊園ある土地を云ふ、莊は田舎の義、田間に在る家屋を云ひ、園は苑の藩を設けあるもの、樹木等を植うる所を云ふ、即ち別業の園地なり、莊所、莊地、産業所とも云へり、輪租

シヤウ

地、不輸租地の二種あり、從來莊園は悉く不輸租地と云へるは誤なり、不輸租地は神社佛閣等特殊の土地に、官符宣旨繪旨院宣を以て、租税課役を免除したるもの、みに限るなり、然るに現存する古文書等は、是等勅免の地の多きを以て世人が誤解したるものなるべし、保元二年三月廿五日の太政官符に、奉勅件庄牧等没官先舉、宜爲三宮院(後院)領、於官物者、辨濟國庫、至三地利一者、徵納院家、元來不輸田畠非此限者」と見え、正應六年八月五日の條事定に、請給官使、不輸三有輪庄園、皆悉檢注、勅決本免加納、且被三停止事」と見えたるに明なり、**勅免** 社會の進歩に伴うて、人口の増殖するは自然の勢にして、費用増大し、従て從來の經濟にて生活に不足を生ずるは必然の結果なり、殊に商工業の發達せざる古代にありては、生産力は一に土地にあるを以て、人々の土地を欲し、田園を望むは自然の情なり、即ち莊園はこの經濟増大に從ひて發生せしものとす、今直接莊園發生の重なる原因に就て述ぶべし(第一)上古の皇族及び臣連伴造國造等の遺領なり、上古皇族には御名代御子代等の民を置き、屯倉田部を設け、臣連伴造又各部曲の民を置き、國縣山海林野池田等を割きて開墾し、以て己れが財とす、是を田莊と云ふ、蓋し土地私有制度は神代より發生し、神武天皇東遷するに及びて、縣を以て皇室の御領地とし、尋で御子代御名代屯倉田部起り、田莊起るに至りしなり、縣は大化以後の官田、御子代御名代は勅旨田、田莊は莊園に當るなり、而して勢あるもの數萬代の園池を領有し、權あるもの數百頃の田莊を兼併し、互に争戦止まざりき、故を以て之れが弊を矯め、王權を振興し、中央集權を固くせんとし、大化改新の詔勅は降されたり、茲に於て諸國の所領悉く公田となる、大化

シヤウ

二年正月甲子朔の詔に、罷普在天皇所立子代之民、處々屯倉、及臣連伴造國造村首所有部曲之民、所々田庄、仍賜食封云々と見えたり、然るに習慣の改むべからざるは古今の通弊、舊弊の容易に脱せざるは、人情の弱點なり、況んや當時人民の生命に關する財產の移動に於てをや、國造の如き、一旦國務に預るを停めし、精廉にして事務に長けたるものは郡司とし、然らざるものも神事を掌らしめたるを以て、大化以前と異なる所なし、其他土部氏の如き、玉作氏の如き、皆舊來のまゝなりき、されば土地公有制度の如きも、實際行はれざりしものありしと見え、大化以後田莊の存するものあり、持統天皇紀に、六年八月己卯、幸三飛鳥皇女田莊と見えたるに明なり、これ僅に史籍中に見えし一好例に過ぎざれども、是に類せし不傳の田莊多かりしや知るべきのみ、又大神宮領の神國の如き神郡と改め、皇室御領の縣の如き官田と改めて、其幾分を割りしに過ぎざるが如きは、特別な場合なるべしと雖も、此等の土地がやがて莊園となりしなるべし、故を以て大寶以前既に莊の顯はるものあり、東寺文書延久二年三月十一日の弘福寺注進に、依智伊香兩庄大寶以前本願、佐々名實天皇御施入也と見えたり(第二)賜田なり、別勅を以て政績功勞才藝ある人に、賜はりし輪租田にて、永く私有たることを許す、推古天皇十四年五月鞍作島に造佛の功を賞して、近江國坂田郡の地二十町を賜ひしを始めとし、田地を賜ふこと多し、是等の田地は子々孫々に傳へ、或は神社佛寺に寄せ、終に莊園となるに至れり(第三)功田なり、國家に功勳ある人に賜ふ輪租田なり、大寶令に制定して、大功は三世に、上功は三世に、下功は子に傳ふる定なり、即ち藤原鎌足は入鹿を誅せし功によりて、大功田百町を

シヤウ

賜ひ、下毛野力磨等四人律令を撰定せし功を以て、小功田四十町以下六町を賜ひたり、後功を以て上中功田を賜はるもの多し、是等の田は皆限りありて、公に還す規定なるに、法令弛むに従ひ、或は賣買し、或は寺院に寄せ、終に莊園と化するに至れり(第四)開墾田なり、荒蕪の地を開墾したる田地にして、開墾は人民の生業、國家の強弱と相關係す、故に上古より之を獎勵し、大化改新に至りても、禁せざりき、即ち官人部内の空閑地を開墾することを許し、替解の際には、公に返還するの制なりき、和銅四年十二月に至りては、親王已下豪族等に開墾することを許し、元正天皇養老六年閏四月勅して、諸國司をして開墾を務めしめ、又諸國の百姓にして、荒野閑地を開墾し、雜穀を得ること三千石以上には、勅六等を賜ひ、一千石以上には終身徭役を免じて之を獎勵したりき、同七年四月勅して、百姓多く田地狭きを以て、新に溝池を造り、開墾を營むものは、多少に限らず、三世に傳へ、舊溝池を逐はし一身に傳へしめたり、然れども返還の期に至れば、人民倦怠して、土地再び荒蕪に歸するを以て、聖武天皇天平十五年五月勅して、永年收公することなく、私財となさしむ、茲に於て人々争うて開墾し、殊に權門勢家恣に公民を驅使して開墾を勤め、私營田を營むこと益々多く、その田を別業とせるを以て、漸次に莊園を増加せり(第五)勅旨田なり、別勅によりて、空閑地を開墾し、又は荒廢地を後宮皇子親王に賜ひ、開墾して私田と爲さしむる者、即ち開墾田の一種なり、これ又輪租田なり(後不輸租田となる勅旨田は、大同元年以後の勅に見え、淳和天皇長五年十一月伊勢國員辨郡空閑地一百町を勅旨田とせしを始めとし、年々勅旨田を後院親王等に賜ふこと多く史に見えたり、

シヤウ

此等勅旨田は寺社に施入し、或は龍臣に賜ひ、終に莊園となれり、例へば承和三年九月肥前國神郡空閑地六百九十町を勅旨田とせしが、後神崎庄と稱して、後院御領となりしが如し(第六)神寺田なり、神社佛寺田は、不輸租田にして、令制によれば、朝廷より寄せられし田地の外、臣民より寄進賣買するを得ざる定めなれども、開墾の自由が一般に許容さるゝに至りしより、皇室臣民等の寄進施入多く、神社佛寺自らも盛に開拓に従事し、或は百姓の開墾田を買取する等、寺田の擴張を勉めしを以て、神寺田益々多く莊園愈々増加せり、以上述ぶる所は、莊園興立の梗概に過ぎざれども、尤も之を助成したるものは墾田、勅旨田、神佛田とす、而して勅旨田も、神佛田も其増大を致したるは、墾田の流布とす、即ち墾田は莊園の盛大なせる一大根源と云ふべきなり、墾田は養老七年の勅にある如く、社會の進歩につれて、人口増殖し、人々馳奔に赴くを以て、土地需用増大せしより起る所なれば、莊園の最大原因は經濟的壓迫によりて、起りたる自然の結果と云ふべし、大化改新によりて豪族の兼併を停め、百姓を救ひ、中央集權を固めたりしと雖も、前に述べし如く、斷然たる處置に出でざりしを以て、幾干ならずして再び兼併の弊を生ぜり、即ち大化改新を去る僅かに五十年、大寶令制定の年を去る近々五年に過ぎざる、慶雲三年三月勅して、王公諸臣多く山澤を占め、耕種を事とせず、競て食禁を懐ひ、空く地利を妨げ、以て百姓を苦ましむ、加之賜はる地は僅に一二畝に止まらざるに、領する所は山谷に跨り、派りに境界を成す、自今以後然ることを得ざれと云へり、以て當時の形勢を察すべし、和銅四年十二月親王以下豪族の山野を占むるを禁じ、天平神護元年三月勅して一切開墾を禁断し、

シヤウ

當土百姓一二町ものを許したり、是れ豪族の兼併橫暴を停め、百姓を救はんが爲めなり、然れども實際行はざりしと見え、寶龜三年十月十四日この禁を解き、再び開墾を許すに及び、莊園愈々増加せり、又天平十八年三月戊辰、勅して寺家の私田賣收を禁じたり、五月庚申又勅して、諸寺競て百姓の墾田園地を買ひ、永く寺地となすを禁ぜり、然れども猶止まざりしと見え、同十九年二月十一日、大安寺法隆寺等の資財帳を見るに、法隆寺の莊園四十六ヶ所、莊倉捌十四口、大安寺莊園十八ヶ所、莊倉廿六口の多に及びたり、また開墾田も寺家勢に乗じて、百姓民人を借りて開墾すること多きを以て、天平勝寶元年七月、勅して、諸大寺及び定額寺の開墾田の數を限らしむ、然れども漸次禁を侵すもの多く、延暦二年六月の勅に、「京畿定額諸寺、其數有限、私自營作、先既立制、比來所司寬縱、曾不糾察、如經年代、無地不寺、宜嚴加禁斷、自今以後、私立道場、及將田宅園地、捨施并賣買與寺、主典已上解却見任、自餘不論陸贖、決杖八十、官司知而不禁者亦與同罪」と見えたり、以て諸寺が如何に莊園を買占し、私墾田を開墾せしかを知るべきなり、かくの如く、屢々制禁を加ふと雖も、王侯諸臣社家寺家等は財產増殖に汲々たるを以て、陰に之を侵し、法網をくぐり、終には別業を司配せしむる爲め、莊長を置き、莊長又從て私佃を營むものあるに至れり、仍て延暦十四年四月二十七日、再び百姓の田宅園地を施入し、賣買することを禁じ、十六年八月三日には、百姓等の親王諸臣の莊園に寄住し、主の權力によりて調庸を免れたる者は、之を追徴せしめて、莊長の私佃を嚴禁せり、されども此の弊なほ止まず、其風習益々甚しく、宇多隱岐の兩朝には、權貴の家、勢に乗じ、威を挟み、遠近の民田

シヤウ

を便し、數十町を押領して、租税を致さるあり、或は新に莊家を立て、苛法を施し、百姓を苦ましむるあり、且つ又諸國奸濫の百姓等、動もすれば京都に赴き、豪家に屬し、私有の田地を以て、詐て寄進と稱し、舍宅を以て巧に賣與と號して、租税を收めず課役を通る、これが爲に田地は遂に富豪の莊園となる、國吏此の矯飾の計を知るも、權勢を恐れて、口を針舌を卷て、敢て禁制せず、故に庶民産業の便を奪はれ、民烟農耕の地を失ふ、是を以て寛平八年四月二日には、諸院諸宮王臣家、百姓に代て田宅資財争訟するを禁じ、五位已上の私營田を停止せり、延喜二年三月十三日には、元來相傳莊園の券契分明にして國務を妨げざるもの、外は、悉く莊園を停止し、寺社百姓の地は、公驗に任せ、本主に還へし、百姓の田園を寺社に賣寄するものを罪し、且つ自今以後新に莊園を立つるの害を除かんとし、勅旨開田は皆悉く停止し、諸院諸宮及び五位以上は、百姓の田地舍宅を買占め、空閑地を占むるを禁じたりき、然れども昇平日久しきを以て、人々漸く驕奢に赴き、用途從て不足を生ずるに至れり、こゝに於て人々莊園占有の競争となり、財産増殖を事として、新に莊園を立つる事、水の低に就くが如し、豈能く一片の官符詔勅の抑制にて止むべけんや、加ふるに佛法益々流行して、權門は封戸を佛寺に納れ、勢家は莊園を施入し、南都十太寺を初め、延曆寺東寺の如き、多きは數十町、少きも四五十ヶ處の莊園を有したりき、殊に清和天皇以後は、藤氏外戚を以て攝關となり、天下の政を左右せしを以て、諸族皆その權を借らんとし、地を寄するもの多く、長者は興福寺、榮山寺、法成寺、平等院等の所領を管し、子孫其利を占め、外に殿下渡領等の莊園ありて、長者世々是を傳領し、關白道長の

シヤウ

時には、其富皇室に過ぎたりしと云ふ、攝關所領の廣大なる想像するに餘りありと云ふべし、しかのみならず、莊園毎に兵士を徵集して、その本家に交番宿直するの勢を示すに至れり、故を以て長久元年六月三日國司に命じて、當任來往一兩代以來の新立莊園を停め、若し阿容する者は違勅の罪に論じて、見任を解却せしむ、然れども猶行はれざりしを以て、寛德二年更に勅して、前司任中以後新立莊園を停止し、若し符旨に違はずば、違犯の罪に處し、國司は見任を解却し、永く叙用せず、百姓は重科に處して、寛宥することなからしめたり、然れども勢家權門國司を凌轢して、猶運行する者少なし、後冷泉天皇天喜三年三月十三日、又勅して寛德以後の莊園を停廢し、好みて立つる輩は子細を勘録し、其身を召進せしむ、此の如く嚴命を下せしにも、かはらず、之を奉ずる者至て稀なるのみならず、莊園の民は放縱にして、官物を輪さざる者多かりき、殊に東大寺領伊賀國員辨莊の如きは、僧徒數十人を率ゐて、名張郡に入り、檀に寺家の莊界を改む、國守使を遣して、檢察せしむるや、庄民國使を射て、且其鞍馬を奪ひ之を辱しむ、花山天皇寬和中、左京藤原久、關白賴忠の使として、備前國鹿田莊に下向す、所部を横行し、國司の命に従はず、故を以て國司の訴によりて、見任を解かれ、庄家を燒かれし事ありき、以て莊官莊民等が、如何に寺家の權と關白の威とを借りて、横暴なりしかを推知すべきなり、かくの如く、權門勢家、莊家を立て、田園を起すもの多く、諸國の百姓、又地利輕くして、調庸を免るを以て、莊家に屬するを好むも、國司等權門勢家を恐れて、只に之を制止せざるのみならず、地方官等却て貪濫を恣にし、専ら私利を營み、自ら廣く田園と、林野とを占め、多く田園を有し、政を顧みざる

シヤウ

ものあるに至れり、延曆三年十一月庚申勅して、國司公解田の外の營田を禁じ、庶民の生業を妨ぐる事なからしむ、然れども猶止まず、廣く莊園を立て、意に任せて私田を營み、郡司百姓を鞭撻し、吏民驕然たり、元慶二年には、秋田城司收歛を事とせしを以て、蝦夷叛亂し、勢猖獗なりき、朱雀天皇天慶二年には、平將門叛し、常陸介藤原維茂、武藏權守與世王等之に應じ、伊豫掾藤原純友、また遙に將門に應じて叛を謀り、後一條天皇長元年、上總介平忠常叛して安房守を殺したりき、此の後諸國群盜頻りに蜂起して、守介の殺さる、者相接す、かくの如く權門勢家諸寺諸社の莊園を立つる事多く、諸國司又私營田を作る事多きを以て、公田は益減少せり、かく莊園の増加するに從て、公田減少し、公私所有を別にするに至れり、故に公は、公田に地子を輪さしめ、私は私田に地子を輪さしむ、之に因りて全國の租額が増加して國庫の收入減少す、國庫の收入減少すれば、隨て朝廷公事用途缺乏す、用途缺乏するを以て、止むなく重任、其他の成功を冀りて、以て用途の不足を補ひ、賣官の弊起るに至る、故を以て宇多天皇寬平の末年には、調庸の綱丁往々私に解文を作り、官物を折取して、贖料に充て、官職を得る者あり、百姓の財産ある者は、財貨を納れて國吏に任する者あり、醍醐天皇の時には、諸國の百姓奸民等京都に上り、財を以て六衛府の舍人に補し、郷に歸りて名を衛府の官に假りて、國司に對捍する者あるに至る、昌泰四年攝關藤原氏に、此國の百姓過半は、六衛府の官人、宿官と稱して、課役に備はらずと云ひ、延喜二年但馬國解文にも、此國にて資産を有し、事に從ひ事に堪ふべき輩は、既に諸衛府の舍人を帶ぶと云へり、醍醐天皇の世には百姓僅に錢三百貫文を以て、國の

シヤウ

據を得る者あり、以て其實官の多き知るべきなり、此の後宮城官舎神社佛閣等の造營ある毎に、官民の出費供役を募り、官爵を與へ、其高下は一出費の多寡により、既に財貨の多寡によりて、官爵の高下を與ふ、固より學藝は問ふ所にあらず、才能は試みる所にあらず、卑賤なる者、無能なる者を問はず、財蠶ある者、金錢ある者、進て事を取り、勤功ある者自ら退けらるゝに至るは、必然の結果たり、苟も國家を治めんとするに、才能を試みず、學藝を測らざる任官叙爵するに至ては、政綱の亂るゝと免れざるなり、關白藤原兼實が、我朝は偏に莊園によりて滅亡するものなりと云ひ、北畠親房が、莊園の弊を論じて、諸院諸宮に御封あり、親王大臣も亦如此、其外官田職田とてあるも、皆官符を給はりて、其の所の正税を受る許りにて、國は皆國司の吏務なるべし、但し大功の者ぞ、今の莊園など、傳ふる如く、國々いろいろはれずして傳ける、中古となり莊園多く立られ、不輸の所出來りしより、亂國にはなれりと云へる、最適切の言と云ふべし、莊園の弊實に恐るべきなり、此の時代の莊園は領主領家のみにして、本家はあらざりき、蓋し本家は自家の土地即ち莊園を保全する爲めに、權門勢家に寄せしより起りしものにして、藤原時代より出でしものたるなり、以上述ぶる如く、莊園の害は國務を妨げ、百姓を苦しめ、國を亂し、朝權を衰頹せしむる起原なるを以て、歴代の聖帝深く意を之に用ひ給へり、即ち桓武、宇多、醍醐の諸天皇の如き、屢々詔を下して莊園を停止せり、華山天皇の如きは、賢臣中納言藤原義懷、權左中辨藤原惟成を用ひ、宿弊を剷草し、宰吏法を奉じ、紀綱稍々張りし、藤氏の爲め全く意を延ぶる能はずして出家し給へり、後朱雀天皇、後冷泉天皇共に英主に

シヤウ

して、寛德二年、天喜三年の如きは、五畿七道に勅して、新立莊園を停め、若し違犯する者あらば重科に處せん」と嚴達せし、人々の利に付く事、水の低につくが如く、間隙を盗みて、己が慾を恣にせん」と、豈一片の官符詔勅にて制止すべけんや、故を以て莊園を嚴禁せんと欲すれば、莊園停止の詔を下すと共に、此が勵行の方法を研み、理非を斷じて、莊園の契券を糺すにあり、莊園の契券を糺すには、券契を記録する職員官衙なかるべからず、是れ記録莊園券契所の必要なる所以なり、後三條天皇東宮の御時より深く藤原氏の專横を憤り、莊園の弊害を惡み、大に改革する所あらんとし給ふ、此を以て御即位の日には、關白賴通、一條天皇以來專斷せし政柄を捨て、關白を弟左大臣に譲り、宇治に屏居して出仕せざりき、茲に於て天皇政を親らし、藤原氏の政權を抑ゆるると同時に、莊園の積弊を矯め、以て皇綱の再張を謀り給へり、故に即位の翌年、即ち延久元年三月二十三日勅して、寛德二年以後新置の莊園を一切罷め、二年以前と雖も、券契の不明なるもの、國務を妨ぐる者は、停廢せしめたり、白河天皇立つに及びて、藤氏の權を抑ふるこゝ、後三條天皇より甚しかりしが、莊園の事には留意し給ふ事なかりしを以て、後三條天皇が最も苦心し給ひたる莊園記録券契所も停廢するに至る、殊に佛法を尊信する最も深きを以て、佛閣に封戸を附し、寺院に莊園を寄せ、數千の封戸、數百の莊園を寺領とし、其費す所の財寶實に莫大なり、加之應德三年七月には、城南鳥羽の山莊に、百餘町を規し、離宮を造り、五畿七道に課し、重任成功の國司を募り、池を穿ち、山を築き、宏敞麗麗巧を極め、近習卿相侍臣地下雜人等に至る迄、各々家地を賜ひ、屋舎を營造せしめたり、こゝを以て、諸國新立莊園續々出

シヤウ

て來りて、國司の知行する所、日々減少するに至れり、かくの如く佛法を尊信し、封戸莊園を數多寄せられしを以て、諸寺社の僧侶神人等は漸次勢を得て、終に横暴を極めたりき、元來諸寺諸院は、累代天皇の尊崇と臣民の信仰により、年々に領田を増し、歲に莊園を殖し、隨て僧侶の數は歲月と共に増加したり、故を以て桓武天皇は一度之を制して、度者の制を定めたるも、かゝる姑息の手段にて止むべくもあらず、その制遂に破れて、寺領僧侶は愈々多くなりて、終に一大勢力を爲すに至れり、殊に白河天皇の妄りに佛法を尊びし結果、寺領莊園一層増加し、土地人民を多く領有し、權力隨て無限に強大となれり、故に苟も寺院に對し、不利なることあらんか、法敵と稱し、佛仇と號し、慈悲忍辱の法衣を脱し、甲冑を着け、神輿を昇き、佛法は王法によりて尊く、王法は佛法によりて安穩なりとなめき、王法の盛は佛法の盛にして、佛法の衰は王法の衰と叫び、或は闕下に至りて嗾訴し、或は武士と闘ひ、或は國司と争ひ、或は官使を凌ぎ、或は田園を押領し、或は五に門跡を争ひ、門葉を競ひて、相壁闘せり、斯く寺院が土地人民を得て、富と權とを併有し、朝廷に反抗する時に當り、武人亦漸く頭角を顯はし來りて一大勢力をなせり、是より先、京都の人士が、花に浮かれ、月に嘯き、豪華を食りつゝある間に、地方にある武士は、豪族と婚を通じ、地主と結び、土地を司配し、民力を得て、家子郎等を養ひ、大に武力を磨き、以て時機の至るを待てり、その内最も著名なるものを、桓武平氏清和源氏とす、而るに京都公卿等は泰平に馴れ、内門戸を立て、黨派を立て、各々權力を争ふや、競うて武人を延きて以て其權力を固め、外反亂あるに當り、亦武人をして之を征

シヤウ

討せしむ、茲に於て武人漸く重用視せらるゝに至り、しかも公卿等武人を賤し、武人また貴族の下に屈して、頭を上ぐるの機に逢せざりき、源満仲源高明に據りて、藤氏の權を抑へんとせしむ、その成らざるを見、却て攝政頼實に屈せしが如き、頼信が町尻殿家の家人となり、中關白道隆を殺さんとしたり、武人を得るの機を得たり、天皇深く武人を愛し、武勇の士を擧げて、以て警衛の任となしたり、前九年後三年役を経て、武人實權を得る端を啓かしめたり、天下諸國の地主百姓等、武人によりて所領の安穩を謀らんとするもの、武門權勢の下に屬し、家人等となりて威を張らんとするもの、争うて莊園を寄せ、競うて田畠を獻す、寛治五年詔して、諸國の百姓等私田を以て、源義家に附くる事を禁じたりき、然れども尙ほ莊園を立つる事止まざりしと見え、同六年五月五日再び宣言を下して、前陸奥守義家の恣に諸國に莊園を立つる事を禁じたり、以て當時諸國豪族百姓等が、いかに武威を慕ひしかを知るに足るべし、かく諸國豪族百姓等武門の下に附き、莊園を寄するもの多きを以て、武人は益々權力を得、終に朝廷公卿等を恐るるに至り、以上就く如く、諸國諸社に封戸を寄せ、莊園を獻じ、武人勢を得て新に莊園を立てしを以て、莊園は増加するのみにて、公田日々に減退し、國司の掌る所甚だ少く、國用益々缺乏せり、伊勢造營の如き、大嘗會料米の如きも、諸國諸莊園に課し、以て其用途を滿たすに至り、然れども、院宮權門勢家往々前例を引き觸免を請ふもの甚だ多し、然かのみならず、本免と云ひ、籠作と稱し、出作と唱へ、加納と號し、公田を蠲食して、莊園を廣め、王土を押領して園地を大にし、益々土地

シヤウ

人民を増し、私兵を蓄へて威力甚だ盛なり、こゝを以て貴族僧侶武人の鬭争となり、三方鼎立の奇觀を呈するに至り、斯く貴族僧侶武人等莊園を濫置するのみならず、國司もまた隱密に莊園を立て、又受領八ヶ年の長に至る者あり、康和五年五月十二日新立莊園停止の宣言を下されたり、されど朝廷實力なきを以て、その功更になかりき、かく莊園の増加するに隨ひ、公田公民を侵奪するもの多きを以て、土地在家等に關し、紛争絶えざりき、即ち國司と本所と争ひ、國司の訴ふるもの前後踵を接す、其訴ある毎に、朝廷にては院殿上に公卿を會して、是非を議せしむ、公卿等或は病と稱して出仕せず、或は言を左右に託して、断然たる處分を爲さざるもの多かりき、茲に於て白河法皇止むを得ず、鳥羽天皇の天永二年九月、延久の例に倣ひ、莊園記録所を設けて、莊園に關する訴訟を司らしめたり、然れども、當時の記録所は國司と本所と相論するに當りて、始めて券契を召して、決断するに停めて、進で券契を上進せしめ、以て檢法を遂げ、券契以外に押領せしもの、理ならざるもの、由緒なきものは、断じて停廢するが如きの、積極的處置を取らず、加ふるに上卿以下、攝政關白等の鼻息を伺ひ、懦々焉として莊園の事を處分し、寄人等又事を租にして檢察を加へず、殊に鳥羽天皇保安四年位を崇徳天皇に譲られし後は、白河法皇と共に參詣を事とし、遊宴に耽り、即ち高野山に幸し給ふこと兩度、熊野に幸すること一度、其他近畿諸社に幸し給ふこと數十度の多きに及び、法皇崩御の後は萬機を親らし給ひ、佛寺を興すと多し、或は佛聖田と號し、或は燈油料と稱し、或は供僧田と名けて莊園を寄せ給へり、故に公田は益々減じ、新立莊園愈々多くなり、崇徳天皇大治二年淡

シヤウ

路國司奏す、神社佛寺權門勢家の莊園皆膏腴の地を占め、官物を致さず、國役を勤めざる故に、在々所々の調丁等之を利とし、争ひて其地に入り、莊園を連れ、棟を比し、郡郷の戸口日々に減少し、地ありて人無しと、又同年陸奥押領使藤原清衡新に莊園七百餘町を立て、叡山日吉千僧供養料に充つ、其後彌々田畠を廣む、國司新立莊園たるを以て制止を加へ、且つ之を停止せんとす、日吉社司等之に抗して國司と闘ひ、相殺傷するに至る、天承元年伊賀國司奏す、傳法院領名郡大野莊住民等、境界を越えて、國領を侵し亂行すと、保延中攝政忠通新に日向大隅薩摩三國に渡れる島津莊を建つ、日向國三千八百三十七町、大隅國一千五百餘町、薩摩國二千五百五十餘町の多きに及び、其大さ各々其國の二分一に居る、而してこれら諸莊園よりの所得額及び上納物につき、試みに一例を述べん、初め忠實の莊園陸奥國に在るもの五箇莊、在國司藤原基衡をして之を管せしむ、歲輸黄金三十兩、布五百餘段、馬十四、漆一斗、鷲羽三束、其子頼長之を傳領するや、歲輸を増して、黄金百十兩、布一千九百餘段、馬十六匹等を致さしめたり、以て其莊園の富饒なりしを察すべし、近衛天皇天養元年勅して大和國を忠實に賜ふ、忠通國使を遣して國內の田を檢す、興福寺の僧徒群起して入れず、依て更に石見を給ふ、是れ蓋し興福寺の莊園に出作加納籠作等多きを以て、没收せられんことを恐れしなり、久安五年忠通、河内國石川郡御稻田供御人名田等を莊園として家領とす、武人平忠盛は義家の死後、父正盛白河法皇の寵を受け、親らば鳥羽上皇の信受を受け、京都に在りて、近畿の莊園を有して權を振ふ、左馬頭源義朝は義家以來相傳の遺領を受け、終に東海道十五箇國の莊園を領し、藤原清衡

シヤウ

は基衡以來陸奥出羽を管領し、義朝は東海に、清衡は奥羽に各其雄を張れり、是を以て公田公土日々に減少して、租を致さるもの多し、國司の領知する所極めて少し、神皇正統記に之を論じて、白河鳥羽の御時より、新立の地愈々多くなりて、國司の知る所は百分の一に至ると云へり、かく院宮豪族等莊園を立つるのみならず、加納と號し、出作と稱し、本免の外、公田を押領し、官物を致さず、終に威に任せて在廳官人郡司百姓等を以て莊園に補し、寄人とし、檢校とし、下司に定め、巧に課役を免る、是を以て乃實擁滞す、郡縣の滅亡實に之に依り、院宮權門勢家は各々年給によりて國務を知りし、國司は是等の家來たる人を任ぜしを以て、租稅免除の國判を與ふるは易たりき、蓋し莊園より租を輸さるるは、年給與りて最も力あり、莊園を研究せんとするものは、年給に最も注意すべし、又諸社は、神眷に誇り、皇猷を顧みず、賄賂に耽りて、神人を多く補し、神領を廣め公田を奪ふ、所部の民皆國威を蔑す、諸寺亦同じく公私物を掠め取り、或は臨時の佛事と云ひて田園を施せしめ、或は所司大衆地利を貪らんが爲めに、競うて新立莊園を求め、やゝしすれば諸國の吏務を妨げ、郷村を横行し、國術を煩はすこと多し、地方豪族武士等は、家人耶徒を養ひ、漸次勢を得て、公田私地を侵すもの多きも、國守制する能はざりき、故を以て、後白河天皇保元の亂後に乘じて、改革する所あらんとし、保元元年九月十八日宣言を下して、神社佛寺院宮諸家の新立莊園を停め、同莊園本免の外加納餘田に莊民の濫行、諸社寺の神人惡僧の横暴を禁じ、寺社領及び用途を注進せしめ、不用なるもの、由緒なきもの等は、悉く收公せしめたり、尋で記録所を置き、莊園の券契を糺し、官使を遣はし

シヤウ

て諸郡を檢注し、不輸租免の官符宣言を帶せざるものは、悉く之を收公したり、こゝを以て新立莊園等少しく止みたりしが、位在る僅に三年にして平治の大亂起り、再び莊園を増加せり、抑々保元の亂によりて、勳功ある武士は莊園を賜はるること多きを以て、武人互に軋軋し、遂に平治元年の大亂を醸生せり、此役平清盛終に勝を制し、勢を得て、天下の權を左右し、子孫一族悉く顯要の地位に昇れり、清盛の懸眼なる、權力の消長は、所領にあるを察し、専ら土地人民を得るに務め、終に領國三十餘箇國莊園五百箇莊の多きに及び、記録所の如き直ちに頽廢せり、此の時に當て天下民心の意向は、莊園の外に出でざりき、抑々莊園多ければ民人多く、民人多ければ資財豐饒にして權力強大なり、王室も之れによりて立ち、權門も之れによりて威を保つ、神社佛寺も之れによりて勢を得、武士豪族も之を得て意の如くなりしなり、故を以て清盛武威により、上朝廷の御領より神社佛關の所領を沒收し、下公卿以下諸臣の莊園を褫奪し、己れに抗するもの、力を削ぎ、復再び起つ能はざらしめんことを務めたり、茲に於て清盛は法皇公卿等の惡みを受けしのみならず、神人佛僧若悉く平氏を怨むに至り、源賴朝此機に乗じて兵を擧げ、平氏の皇室領を倒し、公卿所領を收め、神佛領を奪ふの罪を鳴らして、その心を攪り、平氏の莊園を得るに從て、皇室の御領を復し、神社佛寺及び公卿の所領を奪の如くならしめ、又諸將士に與へたるを以て、天下靡然として賴朝に歸し、數年ならずして天下を一統せり、賴朝に清盛に鑑み、表面寛にして、暗に拘束の策を取り、義經搜索の口實を以て、文治元年奏請して諸國の莊園公地を論ぜず、守護地頭を置き、兵糧米を課し併せて田地を知行したるを

シヤウ

以て、莊園の形勢一變するに至り、蓋し平安朝時代、莊園に於ける大勢力は本家なりき、本家は院宮以下權門勢家にて多し年給を有し、年々地方官を賜はるの制にして、莊園の徵租免稅は一に地方官の權にあるを以て、莊園の免稅を請ふもの、院宮權門以下勢家に懸りて、地方官に命令せられんことを請はざるべからず、故を以て領家以下皆地利の幾分を納めて本家領とし、以て徵納の輕減を謀りしなり、然るに賴朝武威を以て守護地頭を置き、田地を知行せしを以て、武士等押領して、本家の下知と雖も用ひざるに至る、茲に於て武家役を納め、武家領として、武家の威を仰ぐに至り、然れども賴朝は後白河法皇以下院宮の請によりて、没官領を除く外、院宮領に地頭を置くことを免除したるを以て、鎌倉時代に於ける莊園中、院宮を本家としたる莊は、最も旺盛を極めたりき、後院院領の如き、宣陽門院領即ち長講堂領の如き、七條院領の如き、最も大なるものにして、朝廷に於ける一大勢力を有したりき、隨て此等所領が政治上に至大の關係を及ぼし、終に兩統迭立の大事件を引起すに至り、七條院領八條院領は大覺寺派に、長講堂領熱田社領攝關衛領等は持明院派に傳承したりき、此外攝政家が近衛九條に分れ、一條二條院司に分れし莊園の傳承により、公武の兩派を生じたるに由るなり、これと同時に、一方に於ては院北面下屬以下諸人競て新に莊園を立てしを以て、國司は益々衰へたり、故に建久二年三月廿二日勅して、國司に莊園の加納、保元以後新立の莊園等を注進せしめ、又悉く社寺領等を國免となすことを停めたり、寛喜元年出羽淡路筑後等の國より、寛徳の格旨に准じて、新立莊園、加納田を廢せんとを請ふ、明年勅して新立莊園を停めたり、

シヤウ

此時或後守の奏狀に、權門莊園充滿應輸租田不淺、或數濟物爭可辨境平、代々吏各任申請、雖蒙裁許、或任終之比、如元免除、或得替之剋、偷以與判、國之衰微、職而由斯也と見えたるに、其一般を知るべし、正元二年攝津國奏す、食糞の徒膏腴の地を求めて、禁制を犯し、力を權家に假り、己が莊園と稱し、郡司を捕へて凌辱を加へ、又莊園の寄人、新司の下司等、土民の田を以て、私に賣買と稱し、官物を通るものあり、濟物使用に至りては、舊制に違ひ、廳宣を請はずして、國司を責むるを停め、廳宣によりて、莊園官物を徵さんことを請へり、正應二年又言上す、本國田一萬二千五百町なるに、權門社寺の莊園逐年増加し、或は本所加納と號し、寄人名田と云ひ、虚掠甚しく免田に異ならず、殘る所の公田其數幾千ならず、就中本免百町の莊を、二三百町籠領するあり、本免十町にして數百町を籠るあり、莊司に對しては、公田と稱し、國使に遇へば莊領といひ、巧詐實に繁し、請ふ官使を賜ひ、有輪不輸莊園を論せず、檢注を加へて、免田を除かんと言へり、勅して之を許したり、大隅國田帳によれば、田地三千七百町にして、八幡神領の莊一千二百九十町餘、島津莊七百五十町、寄郡七百五十町にして、國領は僅に二百五十町なり、豊後國田帳によれば、總田數六千七百二十八町餘にして、公田は僅に八百五十町餘にして、院宮寺社權門の莊領千三百八十餘町なりしと云へり、以て其一般を察すべし、然れども當時武家の勢最も旺盛を極め、年と共に國領、權門領を押領せしを以て、莊園に於ける勢力は全く武人の手に歸したり、後醍醐天皇建武中興によりて莊園の形勢再變せんと思はしが、足利尊氏叛し、土地を取るに從て諸將に與へ、且つ鎌倉時代の末より勢を得來

シヤウ

りし守護等、地頭の職を兼攝し、税を催し訟を聽き、遂に國內大小の事務悉く干渉し、地頭御家人を驅使すること恰も臣僕に如く、明徳中に至りては、一國以上數箇國を領有するもの多く、莊園は全く武人のものとなれり、されば武人の特志あるもの、或は野心を抱藏するもののみ、僅かに本家役を納むるに過ぎざりき、室町時代の中葉は、皇室御領の如きも長講堂の一部その年貢を納るものにして、三條橋上より燈火を認るを得る迄、御衰頽あらせらるゝに至れり、從て公卿以下諸司の莊領は年貢を納むるもの殆ど稀なりき、豊臣秀吉天下を取るに及びて、檢地を行ひ、諸國の莊園を廢して、直に郡を以て村を統べしめ、諸侯を封するに石數を以てしたるより、莊園全く亡びて、江戸時代には、莊家、名主と稱して、莊園に於ける職員の名を存するのみとなれり、莊園には、時により、處によりて、多少の異ありと雖も、大概は本家、領家、莊司等を以て組織せり、此の外、預所、雜掌、公文、寄人、總追捕使等あり、委しくは各條に就きて見るべし(莊園考、記録所考、皇室御領考、國郡沿革考)。

シヤウ

改む(附)國語文類聚に、肇三元正之嘉會とあるに據る、文章博士菅原在章勸申す(國朝年號譜)。

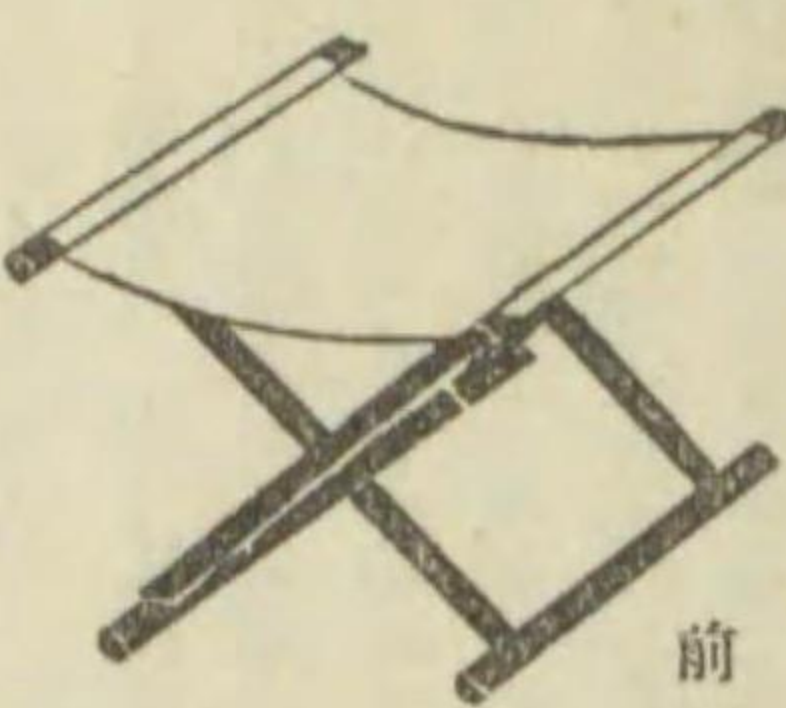
シヤウカ 城下 江戸時代、諸侯居城の市街を稱していふ。

シヤウカク井 獎學院 平安朝時代の私立學校、王氏、在原氏の子弟を教育す(藤原山城國京都教業第一坊、三條坊門の北、壬生の西、方四十丈の地を占む(起原)元慶五年、中納言在原行平、藤氏の勸學院に徵ひ、私宅を學舎とし、王室の子弟及び一門の學習所と爲し、田園を寄附し、以て其資料に充つ、在原氏衰ふるに及び、昌泰三年九月大學寮の南曹と爲す、應和三年十二月、大納言源高明の請により、勸學院に準じ年貢を給せらる、長官を別當と云ふ、勅任なり、源氏公卿第一の人之に補す、多くは納言たるの時、獎學院和兩院を兼ね、大臣に任ずる日、淳和院を次の人に譲り、獎學院は猶舊す、然るに村上源氏中院雅定、鳥羽天皇の信任を得て、右大臣たるの時、兩院別當を承く子孫に賜はりしを以て、爾來他流の公卿上首たりと雖も、別當に補する能はざるに至る、永徳三年正月、足利義滿武威を以て、獎學院淳和院別當を奪ひしより、代々將軍皆兩院別當となり足利氏に歸す、慶長八年二月、徳川家康征夷大將軍となり、獎學院淳和院別當を兼ねしより、徳川氏に歸するに至る(本朝文粹、紀略、職原抄、薩戒記、公卿補任)。

シヤウ

抄)安齋隨筆に、胡床と床机とは別物にして一物に非ず、貝原好古が和事始に、胡床俗に云ふ床机と記し、新井氏は軍器考に、床机と云ふ物は古の胡床なりと記したるは誤なり、胡床は今も猿樂の鼓打等が腰かくるものなり、俗に床机と稱するは誤なり」と云へり。

シヤウキ 將棋(象棋) 遊戯の一種、大將棋中將棋小將棋の別あり、我國に於て最初に行はれたるは大將棋にして、中將棋これにつぐ、按ずるに大將棋の起原詳ならず、台記康治元年九月十二日の條に、參新院(於)御前(與)師仲朝臣(指)大將棋(余負)とあるを初見となす、支那の將棋とは、方法を異にしたれば、蓋し我國にて支那のに模倣して、創始せるものなるべし、而して其指し方は二中歴に「玉將各住ニ一方中、金將在脇、銀將在金之次、次有銀將、次有銅將、次有鐵將、次有香車、銅將不行四隅、鐵將不行三方、又横行在王之頂、方行前一步、左右不云多少、又有猛虎、在銀之頂、行四角一步、飛龍在桂馬之上、行四隅、超越、奔車在香車之頂、前後不云多少、注人在中心步兵之頂、行三前後、如是一方、如此行方准之」とあり、大象棋編辭に、縱横各十五目、馬數百三十五枚、大象棋さしやう、中象棋に同じ、馬は取捨なり、およそ中象棋已上は、みな馬取捨としるべし、成馬中將棋に同じ」とあるに於て其大概を知るべきなり、また中將棋は、室町時代に生じたるものに似たり、中將棋鴉合戦に「せうぶせめたる中將棋の盤の上は所さびしく、駒の馬な



み入みだれて、風塵は成りて八方をまぶり、飛鷹角鷹は、威ふるるうて、あたりを居食ふ、そのはたらきにも似たり云々と見ゆ、本書は一條兼良の作なりと傳ふれど如何にや、文明八年の奥書あり、當時既に行はれたるを見るべし、而して其製作指し方は、中將棋編辭に、これ中象棋は、盤面二八の十六目づ、九つに分ち、これを九宮に配し、都て一百四十四目にして局をなす、これすなはち縦横各十二目なれば、十二支を以て合文とす、駒數は味方四十六枚、敵四十六枚、都合九十二枚なり、馬は取捨にて小象棋のごとく取馬を打事を得ざるなり、成馬の例は、敵地へ入るとき成なり、もし素馬にていれれば三の手にて成なり、二の手にて成事を得ず、但し敵の馬を取ては内地にてもなるなり、歩は敵地の口にて成る、素馬にて入れば二の目三目にはならず、四目にて成る、是は歩ばかりなり、象棋さしやうは、小馬にて大馬をおとすやうに心を用ゆべし、たとへば玉と獅子とに角などかけておとすやうに、大駒を落とすときは、おのづから駒多き方勝になるなり、(中略)つきおとしの勝とは、象棋さし出しより甘手過て、走馬王手に當りたるを、敵よりこれを見つけぬをいふなり、馬のうちにて最おそるべきは、獅子、飛鷹、角鷹の類なり、獅子の喰添とは、獅子は味方の獅子と敵の獅子を一目間につきあひても、敵の獅子につなぎ駒あれば、獅子にて獅子を取ぬなり、しかれども兩獅子の間に、何にても駒あれば、それを喰添にして獅子をとるなり、これを喰添と云なり、但し歩はくひぞへにならぬなり、互に獅子をつつといふは、獅子につなぎの馬あれども、喰添にて獅子より獅子をとらるるとき、つなぎの馬にて敵の獅子をとるをいふなり、先獅子と云は、兩方の獅子はしり馬に當れば、先手

シヤウ

より獅子をとる、後手は其次に獅子をとる事を得ず、一手過て取なり、これを先獅子といふ、先手の徳なり、居喰は、獅子、飛鷹、角鷹にあり、中にも獅子の居喰ひ甚し、獅子の居喰ひとは、獅子の廻りに有敵馬を次の手にて取て、其座をなほらす居るをいふ、飛鷹、角鷹のめぐも同前なり、獅子かげのつなぎといふ事あり、はなれたる獅子をつなぎあるかたの獅子にて落すやうに獅子を出すとき、其敵獅子へ當て、手前の獅子までつなぎやうに、角行か、堅行か、何にてもはしりを、敵獅子のあとよりあくるを、かげのつなぎとて、獅子を獅子にてとらずひらくなり」とあるにて明かなり、なほ後奈良天皇が此技を好み給ひしこと中象戲作物所載林春齋の序に「天文年中後奈良帝甚嗜中象戲、當此時、在廷臣、則日野亞相、藤晴之、高倉亞相、藤永家、及卜部兼右、在士林、則伊勢守平貞孝、蟻川親俊等、皆弄此技以消長日こと見ゆ、江戸時代の中葉まで盛んに行はれたれど、嬉遊笑覽に「今も行はるれど、江戸にては指して少きにや云々」とあるを以て考ふれば、其末年には衰へたるに似たり、而していま専ら行はるは、小將棋と稱するものなれども、また其起原を詳かにせず、恐らくは室町時代の末期に基因せるものならんか、中象戲作物に載せたる林春齋の序に「本朝象戲、有三大中小之式、就中小象戲久行于世」と見えたり、江戸時代に入りては盛んに行はれ、殊に平民間に勢力あり、上流社會にありては、圍碁が廣く弄れしゆを、將棋は下等視せられて、餘り多く其階級間には行はれざりき、なほ將棋は、大橋宗桂以來、大橋氏を以て家元と爲し、其系統のもの、世々柳營に仕へて將棋所たり、「シヤウキドコロ」參看○將棋の駒の中最高位を、王將と爲す、此事につき星野博士の説に「朝川五郎氏の

シヤウ

善庵隨筆に、將基の王將といふ馬子は、何とも疑はしき名なり、王なれば王、將なれば將といふべし、王と將とを混稱する理あるなしと、將基の諸書を考證するに、開祖宗桂より、四代目宗桂まで代々著述する所の將基圖式に、雙方とも、玉將とありて、王將の名なし、因りておもふに、玉を以て大將となし、金銀を副將とするなるべし、蓋し五代目宗桂以後雙方の同じく紛はしきを厭ひ、一方は一點を省きて差別せしにやあらんと云へり、(摘要)一ト通り面白き考なれども、御湯殿上日記文祿四年五月五日の條に、大かうより、きくいてい、くわんしゆ寺、中山御使にて、しやうぎのうま、わうしやうをあらためて、大しやうになはされ候へよし申さる、御心へありとあれば、王將の稱は、昔よりありて、玉將を詔りて王將と爲し、にあらす、但し王將の稱は不都合なるゆへ、秀吉奏聞して、大將と改められしも、猶釋かならざれば、其後又玉將と改めしことあるにや、なほ考ふべしと見えたり、されど前に擧げたる二中歴に玉將とあれば、二中歴編纂當時大將基にては玉將と書したる、と疑ひなし、また壇藝抄に、「つは王と書、一つは玉」とあり、此際には、一方は王、一方は玉と書したること明なり、而して後世弄、小將基にありては雙方とも王將とし、金銀以下の駒あること、普れく人の知れるがごとし、○此外物徂徠が考へたる廣泉棋あり、また將基を用ひて爲す遊戯に、挟み將基(盤)に雙方横に一列又は二列に駒を列べ、互に縦横に送りて敵の駒を左右に挟みて取り盡したるを勝とす、將基倒し駒を多く立並べおき、端の一つを軽くはじき倒せば、其全體悉く倒る、廻り將基(兩人各駒一つを盤の端におき、又別に駒三つを采として之を振り、豎に

シヤウ

立ちたるを十、横に立ちたるを五の數とし、其目を數へ、盤の縁を廻り、追越したるを勝とす、蓋し將基(駒を重れ様に積み、一つ、音のせめ様に抜き去り、よき駒多くとりたるを勝とす)彈き將基(一方は歩、一方は大駒を用ひ、各盤のはじに並べ、中程の駒、いづれにても、指にて敵の駒をねらひて彈き盤より落せば之を取り、共に落れば敵方に取られ、早く敵を亡ぼしたるを勝とす)等あり(嬉遊笑覽、和漢三才圖會、史學雜誌、史話五則)

シヤウギカヘシ

將凡返 味方敗軍する時、將凡の廻に居る人數を以て合戦をりかへし踏留ることをいふ(鈴録)

シヤウギタイ

彰義隊 東叡山戦(トウエイザンノタカヒ)を見よ、

シヤウギドコロ

將基所 江戸幕府の職名、將基の事を掌る、六人あり、伊藤、大橋、兩氏世襲にして、廿十人扶持を給す、其他の員は十五人扶持或は十人扶持を給す、初め本因坊算砂、將棋を能くす、基所に補するに及び、將棋を以て門人大橋宗桂に譲る、徳川氏に召されて、將基所となる、後ち伊藤宗看亦此職に補したり、基師將基師に慶米を給するは、寛永十二年に始る、而して毎歳首御前將基と稱し、將基所の諸人登營して、將軍の面前にて戦はず、とあり(官制沿革略史)

シヤウギモン

章義門 大内裡八省院二十の門の一、興禮門外の西門、又は朝集堂西門ともいふ、西面の門にて、西朝集堂の西北に在り、東面含輝門と相對す、古圖には、南北の廊二十八間(北四間、南二十四間)なりしが、何時頃よりか、瓦垣と爲れり、頼業記に、保元三年(即位)今度、會昌門外東西瓦垣、任舊跡、被修築、其營造之功、誠可謂壯麗とあり

シヤウ

とあり(大内裡圖考證)

シヤウギモン井

章義門院 伏見天皇第二の皇女、母は中納言公宗の一女藤原英子、永仁三年八月十五日内親王と爲り、同日准三宮となり、徳治二年四月廿二日院號を賜ふ、正和二年八月十三日出家、建武三年十月十日薨す(女院小傳)

シヤウキヤク

掌客 王朝時代臨時の職名、外國の使節在留中の雜事を司る、延喜式にいへる掌客使なり、欽明紀に、二十二年、新羅復遣、奴氏大舍、獻前調賦、於難波大郡、次序諸蕃、掌客額田部連葛城直等使、列于百濟之下、而引導、大舍怒還云々と見え、延喜式治部省式に、掌客二人(掌在京雜事、有、史生二人)とあり、

シヤウクウ

性空 中大夫橘善根の子、世に書寫上人と稱す、京都の人、十歳にして法華を持す、三十六歳の時、叡山に登り、慈悲僧正を師として剃髮授戒し、後ち日向霧島に往き、盧を結んで居り、苦修練行す、數年にしてまた筑前の背振山に遷る、永延二年播磨書寫山に廬し、更に圓教寺を創む、寛和四年花山上皇微行して師を見たまひ、長保四年三月六日再び幸したまひ、延源開架に勅して其像を圖し、並に其行業を記せしむ、寛弘四年三月十三日寂す、壽八十(朝野群載、元亨釋書、本朝高僧傳)

シヤウクウタイシ

上宮太子 聖德太子(シヤウトクタイシ)を見よ、

シヤウケン

將軍 天皇の命を奉じて、軍兵を統領して四方の不逞を討じ、外夷を征服することを掌る、柳營、大樹、幕府、虎賁といへり(聖德太子傳) 崇神天皇十年九月、大産命を北陸に、武津川別を東海に、吉備津彦を西道に、丹波道主命を丹

シヤウ

波に發遣し、各々印綬を賜ひて將軍とし、遠荒の人をして王化に習はしめ、若し其效を受けざる者は、兵を擧て之を伐たしむ、之を四道將軍と云ふ、將軍の職掌は、太古、經津主命、武甕槌命等に權輿し、神武天皇東征の時、道臣命即ち其任たりと雖も、未だ將軍の號あらず、四道將軍を創見とす、然れども、此れ追書にて後世將軍の任を、此四人に命じたる義にて、當時未だ此職名有りしにあらず、當時の人は、只イグサノキミと稱したりしならん、故に古事記には將軍と稱せずして、日本紀にのみ將軍と書せり、猶同書雄略天皇紀に、紀小弓宿禰等四卿を拜して大將軍とし、新羅を征討せしめ、欽明天皇以來は、殊に外征の大將軍副將軍を任ぜし事見えたれども、皆後世の追記なるべし、大寶の制、事ありて出征する時には、大將軍を置きて三軍を總べしめ、一軍毎に、將軍、副將軍、軍監、軍曹、餘事等あり、爾後、陸奥鎮東將軍、征狄將軍、征越後蝦夷將軍、征軍人持節大將軍、副將軍(又征西將軍とも稱す)持節征夷將軍、副將軍、持節鎮狄將軍、持節大將軍、征夷持節大使、鎮狄將軍、征東大使、副使、持節征東將軍、副將軍、征東大將軍、征夷使、副使、征夷大將軍、副將軍等の稱あるは、皆東西の職を征討するに當り、臨時に設けられたるものなり、此他檢校兵庫將軍、左將軍、右將軍、騎兵大將軍、前騎兵大將軍、後騎兵大將軍等は、軍旅の時にあらずして、平常に設けられたるものなり、後世は専ら征夷大將軍を指すこととなり、これ類業を爲したるものば、此職を帯びて、且つ子孫に傳へ、從うて他の將軍自ら其跡を絶ちたるによるなり、委しくは各條を見よ(書紀、金義解、續紀、武家名目抄、官制沿革略史)

次第 卷一、詳類從四十八、經濟雜誌社本第三輯に收む、源頼朝將軍以後成良親王に至る將軍執權及び六波羅探題の次第を記するもの、治承三年にはじまり元弘三年に終る、鎌倉時代研究者には必ず見るべき書なり(群書類從) 武將、征夷大將軍に任ぜらるゝをいふ、朝廷より將軍の宣旨を下さるゝなり(源頼朝) 始めて宣下を受けたる時は、勅使として廳官中原景良、同康定鎌倉に下向す、頼朝三浦介義澄をして鶴岡八幡宮の社殿に勅使を迎へしむ、義澄、比企能員、和田宗實並に即從十八各甲冑にて宮寺に至り、院宣を請取りて歸參す、頼朝東帯にて豫め西廊に出で、義澄發行して院宣を捧ぐ(平家物語)に、院宣をば覽箱に入られたり、兵衛の佐殿に奉る、やゝありて覽箱をば返されたり、重かりければ、康定是を開きて見るに砂金百兩入り、重かりたりとあり、次の日頼朝勅使を招請して、殿殿の南面に對面し、獻盃及び引出物あり、次の日又見參ありて物を賜ひ、遂に歸洛す(室町時代)に至りては、鎌倉時代と少く異なれり、義昭の時の儀式を見るに、勅使廣橋兼秀、公家の面々と坂本に下向し、御祝儀として太刀一腰を賜はる、而して先づ大外記、大將軍圖書を覽箱に入れて持參す、右衛門佐藤原永相符衣を著し、之を請取りて殿中に進め、砂金十兩を覽箱に入れて返さる、大内記四品の位記を持參す、申次第に同じ、次に大外記禁色の宣旨を持參す、また前に同じ、次に官務、將軍宣旨を持參す、攝津守元造朝臣之を取て直に進覽す、此時佐々木定頼著座、左大史登長(官務)に砂金二十兩を賜はる、告使藏人所小舍人庭上に立て御昇殿の事を申して退出す、大内記砂金一袋、大外記砂金二袋を拜領す、元造朝臣將軍宣下を

殿中に披露し、後に饗應ありき、尙ほ詳しくは類從第四百四卷光源院殿御元服記を見よ(江戸時代)に至りては、其儀禮漸く壯重を極む、今一例として八代將軍吉宗の時の儀を掲ぐべし、徳川盛世録に、公大廣間に出づ、老中先導す、上段に著座す、近臣太刀と劍とを執て後に従ふ、溜話の諸大名續て至り、西の椽側に列進す、時に勅使徳大寺右大將、庭田前大納言出で上段に進み、將軍宣下の宣旨進せらるゝ旨を述べ、下で中段の左に座す、尋で上皇使、女院使各一人宛入て、中段の右に著座す、告使山科出雲守兩庭に來り、公の方に面して御前御昇進と一聲呼んで退く、是に於て副使青木繼助宣旨を入れたる覽箱を車寄の線際に持參す、壬生官務受て南の線側に至る時、高家中條對馬守迎へて之を取り、公に奉り、退て下段に居り、官務は其の儘線側に座す、公宣旨を取て披見し、拜して後若年寄大久保長門守に渡す、長州之を納む、宣旨六通、是に於て公征夷大將軍に任じ、右近衛大將、右馬寮御監を兼れ、淳和并學兩院別當、源氏長者に補せらる、此時中條對馬守立て上段に進み、覽箱を取て奏者番松平對馬守に渡す、對州砂金一包を内に入れて西の線側に至る、壬生官務迎へて退去す、後再び副使結城右衛門尉宣旨を入れたる覽箱を車寄線際に持參す、押小路權大外記受けて線側に至る、高家大友因幡守は退て下段に居る、將軍宣旨を取て之れを披見し、拜して若年寄大久保長門守に渡す、長州之れを納む、是に於て内大臣に任じ、右近衛大將故の如く、隨身兵仗を賜ひ、手車を聽さる、以上五通、時に因幡守立て上段に進み、覽箱を取て西の線側に至り、奏者番松平對馬守に渡す、對州取て内に砂金一包を入れ、南の線側に持參す、權大外記來たり受け退去す、次で勅使、上皇使、女院使等各退出す」とあり

シヤウ

シヤウ

シヤウケンシツケンシダイ

將軍執權

シヤウ

シヤウ

るにて大概を知るべし、儀畢りて公卿自らの拜賀あり、尋て三家以下群臣の賀を受く、同書に、當日三家並萬石以上以下、布衣以上の面々、法印、法眼の醫師等登城、五位以上東帯、法印、法眼は直綫、布衣は其の服、拜謁以上以下無官の面々、素袍又は熨斗目麻上下を著し、殿上の間、警衛の中奥番士六位の束帯、進物番(給仕役)大紋、同朋は大紋白袴、無官の醫師等は十徳を著したり、宣下後更に大禮を行ふ、萬石以上以下、拜謁以上の面々三日に分ちて出仕す、就中元日登城の向は初日、二日登城の向は二日、三日登城の向は三日とす、總べて正月年始賀儀之通、二日目を迄は裝束、三日日出仕の向は、熨斗目長上下を著したり、當日出仕の大小名に在ては、皆鎗括箱を初め鞍覆、香籠、合羽籠に至る迄、或は新調し、或は修繕を爲して供立を美にし、平日よりもその人数を増し、四品以上は供方裝束を著し、四品以上にて打上駕を用ふる輩は鞍に駕す、鞍馬、駕馬等の侍素袍又は布衣を著し、徒士等は麻上下、長刀持は小素袍、傘持等等は退紅又は白丁を著し、轆鼻或は十徳或は白丁又は精徳を著す、其の他挾箱持、口附等の小者は皆白丁を著し、跡騎馬の士も亦裝束を著したり、當日に限り家々の格式古例に依りて種々の供連あり、數匹の馬を牽かしむる者は、其の内一匹又は數匹をして徒の先に牽かしむ、之を鼻馬と稱す、鞍覆其他皆善美を盡せり、四品以下の面々及び萬石未満の向は、四品以上たりとも供方裝束を著せず、徒士以上麻上下、昇丁その他的小者等は當の式日に於ける如し(四位にして侍從に任ぜずして、諸大夫たりし者も四品と云々)、と見えたり○將軍宣下の後參向の公卿を請じて、能樂を興行し、賀宴を開きて之を饗す、また其歸京に付告別として登城の時、公卿以下諸官及び宮門跡方

シヤウ

其他諸家の使者に物を賜ふこと差あり、みな古例による、尋て叙任の謝として、京都へ將軍の名代を立てらる、譜代又は連枝の内二十萬石前後の大名に命じ、高家之に添ふ、此時主上仙洞女院等に進獻物ありき
起原治部 源頼朝、建久三年七月廿五日征夷大將軍に拜任せられ、勅使を鶴岡八幡の社殿に迎へたるを初例となす、頼家よりしては勅使下向せず、六波羅在任の者宣旨を賜はり、それより鎌倉に下せしが如し、久明親王の時、將軍宣下の案文を仙洞より六波羅の留守に下し、正文をば官使權少允して關東に下さるべきなり、留守より使を下してその案文を參らす、是れ京都にて將軍宣下の初例なり(室町時代に至りては、足利尊氏義隆義満の三代は、南北兩朝争亂の時なるを以て、たゞ宣下のみにて、その儀備はらず、義持將軍宣下の時、その儀始めて備はり、室町家將軍宣下の儀を行ひし初例なり、義隆義隆の二代詳かならず、義隆の時、義持の例を用ひ、義政また義持義隆の例を用ひ、義隆より以後天下下に亂れしかば、その儀行はれず(江戸時代)に至り、徳川家康慶長八年二月將軍に拜せられ、その儀を伏見城に行はる、慶安四年八月家綱將軍宣下を江戸に於て受けしより、爾後例となりて近世に至る(吾妻鏡、光源院殿御元服記、將軍宣下記、千代之例、徳川實紀、徳川十五代史)
シヤウケンツカ 將軍塚 山城國愛宕郡長樂寺峰に在り、相傳ふ桓武天皇都を平安城に遷されし時、八尺の土偶人を造り、甲冑を著し太刀を帶かしめ、帝都に向て斯の山上に納め、永く玉城の鎮護と爲すと、故に後世に至て天下若し變あらんとする時、即ちこの山必ず鳴動して豫め兆を告ぐと信ぜらる、平家物語に、治承三年七月七日、將軍塚鳴動する事一時が内に三度なり」とあり(山城名勝志)

シヤウ

シヤウクワウ 聖光 辨長(マンチヤウ)を見よ、
シヤウクワウミヤウジ 淨光明寺
相模國鎌倉郡扇ヶ谷村泉谷○泉谷山と號す
眞言、天台、禪律の四宗兼學○本尊阿彌陀、世に寶冠の陀彌と稱す
延長三年武藏守北條長時創立、眞聖國師眞阿を開山とす
文永三年長時の時爲めに佛事を行ふ、後醍醐天皇元弘三年十月輪旨を下して、上總國山邊郡の内及び相模國波多野庄を寄す、十二月勅願寺となす、足利尊氏同基氏當寺を崇び寺領を寄す、爾來足利氏の尊崇厚く、應安七年十一月義満伊豆國三津庄を寄せ、尋て當寺領内の課役を免す、應永六年十月滿兼、基氏、氏滿の遺骨を當時に納む、古河成氏同じく本寺を信仰し、諸公事課役を免除す、天正十九年十一月徳川家康寺領四貫八百文の地を賜ふ○佛殿の後の山に冷泉爲相の墓あり、爲相和歌所の事により、母阿佛と共に鎌倉に下り、此地に終れりと云ふ(鎌倉攬勝考、相模國風土記稿)
シヤウケウ 政官(上官) 辨少納言、外記、史生等を云ふ、太政官の被官なる故に名づく(河海抄)西宮記四月郡司召仰の條に、上官等者三南廊と見えたり、
シヤウケ 麿牙 白米の異名、白くつきしらげたる米、麿の牙に似たる故に名づく、吾妻鏡に、給麿牙一入別一斗云々とあり(眞丈雜記)
シヤウケイ 正慶 光嚴天皇御宇の年號、元弘二年四月廿八日、代始に因て改元す、二年を経て、後醍醐天皇重祚建武と改む、出處、周易註に、以中正有慶之德、有故、休者、何適而不利哉」とあるに據る、式部大輔菅原長員勅申す(國朝年號譜)
シヤウケイ 上卿 公事を奉行せる人の上首

シヤウ

をいふ、大臣奉行の公事は、大臣を上卿、大中納言奉行の公事は、大中納言を上卿といふ、史記本紀に、王以上卿、禮管仲云々と見えたり(江次第抄、多々羅問答)
シヤウケイ井ニフダウ 正桂院入道 徳大寺公信(トクダイシキンノブ)をいふ、
シヤウケウジ 淨教寺 所在 京都市下京區寺町通四條下ル○多聞山と號す、世に燈籠堂と稱す、淨土宗、知恩院末に屬す、起原治部 初め平重盛一堂を東山小松谷に造り、彌陀像四十八軀を安置して淨教寺と號し、毎夜數百法燈を點す、世之を燈籠堂と號す、後に其本尊を、鹿ヶ谷法然院に移す、佛壇内外の繪畫は善心僧都の筆なりと傳へ、堂上に掲ぐる淨教寺の額は後小松天皇の宸筆なりと云ふ、近年重盛の碑を堂前に建つ(平安通志、京都名勝記)
シヤウケン 正元 後深草天皇御宇の年號、正嘉三年三月二十六日改元す、一年を経て龜山天皇文應と改む、詩緯に、一如正元、萬載相傳、注云、言本正則未治とあるに據る、式部權大輔公良勸申す(國朝年號譜)
シヤウケン 淨嚴 字は覺支、俗姓は上田氏、河内錦部郡鬼住村の人、慶安元年、十歳にして、高野山に登り、悉地院雲雪に從ひて得度す、幾干もなく雪進き、釋迦文院朝通に師事す、灌頂を長快に受け、安祥寺流の秘蘊を真意に受く、俱舍、唯識、雜華、法華、兼學精研す、又仁和寺の顯證、孝源二師に謁して、四院法流及び諸儀規を稟受す、又鐵眼禪師に見え、玄機投合し、道交特に厚し、延寶四年受明灌頂東密一派を再興す、同八年法華秘略十二卷を著す、貞享元年江戸に遊化す、學徒雲集す、元祿四年秋八月、幕府の命を蒙り、湯島靈雲寺を開創す、十

シヤウ

五年夏六月廿七日寂す、世壽六十四、剃度の弟子四百三十六人、著す所頗る多し(續日本高僧傳)
シヤウケン井 常憲院 徳川綱吉(トクガハツナケシ)を見よ、
シヤウケンクラマリウ 將監鞍馬流 大野將監の創めたる劍術の流派、將監は天正年間の人なり、刀術の妙旨を悟り、鞍馬流と號す、後將監鞍馬流といふ(武藝小傳、武術流祖録)
シヤウコ 鉦鼓 各種樂器の一種、樂家録に據れば、鉦及び鏡なる者あれど、鉦鼓なし、本邦の制にて漢器に事託せしかといひ、又いふ、鉦と鼓と別にて、鉦は軍器、漢土にて凱旋の外之を用ひす、唯秦王破陣樂に之を加ふ、本邦また此例に倣ふかと、又いふ、本邦音樂金聲なし、故に此器を用ひ、方響等を改めて金聲に備ふと、青銅を以て之を作る、圓徑五寸餘、高さ八分五厘、金の厚一分五厘、端の厚一分二厘許、前面隆起し、背後漸く凹む、正中に紋を爲す、周に紐三重あり、裏は漸く窪くして角をなます、中は平正なり、是を撃つ所となす、左右の外邊に耳あり、條を施し之を架に繫ぐ、架は木を以て輪に作り、内徑九寸、上に鉤を施し鉦を懸く、左右に銀を施し、兩耳の條に結び、前面又鉤を施し桴を懸く、外邊の上に金を以て火形を作り、左部に雲龍、右部に鳳凰を雕り、輪下に柱を施す、柱に接するに附を以てす、柱の上下及び傍に雲形を刻む、總高さ二尺三寸半、桴二ツ、長さ一尺四寸、頭に徑八分、長七分許の圓き水牛角を施し、鉦を撃つ處となす、柄の上下に逆輪あり、下逆輪長さ二寸許、中に穴あり、緒を施す、緒の長さ二尺許、兩桴を貫き兩端を結び輪外の釘に繫ぐ、上逆輪は少短く、上の桴先を受くる處を花形と爲し、桴先重ければ則ち可ならざるが故に、薄金を用ふ、蓋

シヤウ

は、鉦より輪上に至るまで通じて二尺三寸五分許、輪の裏の徑九寸許、木の太さ一寸二分許、四隅唐戸の面を爲す、輪の裏の上邊に鉤釘を設け、左右や、上に倚りて環を施す、左右相去ること三分、輪は周りに隔り、以て鉦を掲ぐる處と爲す、前面の上邊に又鉤釘を設けて桴を懸る處と爲す、柱の長さ一尺五分許、接趾を加へて總高輪の内邊に至る迄一尺五寸、已上黒漆なり(樂家録、樂器考)雅樂(カカク)の挿圖參看、
シヤウコ井 聖護院 所在 京都市上京區聖護院町、天台宗、寺門派の大本寺、門跡の一○本尊不動明王、起原治部 僧智證を開基とす、往昔愛宕郡長谷村に在り、常光院と號し、白河天皇の第十皇子靜憲法親王入室あり、之を本院門跡の鼻祖とす、以後法親王相承し、三井の長吏、熊野三山別當たり、慶長十八年五月、江戸幕府修驗道本山法頭と定む、爾來山伏を直管せり、中世京都上立賣烏丸に移り、延寶三年十一月火災に罹り、堂宇烏有に歸し、同四年聖護院村現在の地に轉じ、八年本堂及び表門支關書院、庭殿等を造營し、享保十八年庫裡を建立す、現在の建物是なり、天明八年皇居炎上の時、光格天皇の假宮となり、嘉永七年の炎上に孝明天皇の假宮となる、明治十八年山階宮の假館となり、住持退て別院に移りしが、二十七年親王丸太町の別業に遷徙の後、寺門舊に復せり○今左に歴代を示す(山城名勝志、山州名跡志、平安通志、門跡傳)
○圓珍 增命 勢祐 觀修 最圓 靜覺
增譽 增知 覺忠 靜嘉 圓忠 靜忠
尊圓 深忠 覺惠 覺助 忠助 順助
尊珍 惠助 覺譽 仁譽 聖助 靜尊

シヤウ

覺増 道意 滿意 道興 道應 道増
道澄 忠尊 興意 道晃 道寛 道祐
道尊 道承 忠譽 増賞 益仁 萬壽宮
雄仁

シヤウコクジ

相國寺

北、烏丸の東、今は上京區今出川通相國寺門前町に
屬す。萬年山と號す。臨濟宗、相國寺派の本山、
五山の第三に位す。起原崇峻、永徳三年七月、足利義
滿之を造り、明徳二年二月佛殿成りて供養す。萬年
山相國承天禪寺と號し、釋迦三尊を安置す。足利氏
代々禪宗を崇ひ、義滿に至りて益々盛なり。義滿鹿
苑院に僧録司を置き、又鹿苑寺、寶幢寺を建て、又本
寺を造り、將士に命じて役を助けしむ。その宏麗當
時無比なりしと云ふ。妙葩(普明國師)をして住持た
らしむ。妙葩謙讓して、その師疎石(夢窓國師)を推
して寺祖とし、自ら第二世となる。京都名勝記に後
小松天皇普明國師の高峻なるを欽し、禪苑を創めんと
欲し、義滿に詢る。義滿勸を奉じて之を建立す
とせど、其據る所を知らず。應永元年堂塔伽藍悉
く焼亡し、翌年義滿之を再建し、四年七層の大寶塔
を造る。六年九月成る。高さ三百六十尺、法勝寺の
塔に勝れ、天下の壯觀を極めしが、同十年雷火に罹
りて後再興せず。寺域は室町幕府の東に在り、周垣二
十餘町、塔頭子院四十餘箇所に及びしが、應仁の亂東
西兩軍必争の地となりしを以て、兵燹にかゝり、堂塔
子院悉く亡び、永く荒廢す。後、數十年を経て、漸次
回復し、文中中豐臣秀吉寺領す。三百二十餘石を付し、
豊臣秀頼法堂を建て、徳川家康山門を興立し、幕府
より寺領一千八百石を寄せ舊觀に復せり。天明八年

シヤウ

の大火に、伽藍多くは焼盡し、唯だ法堂を残すのみ、
爾來年を追ふて再興せしが、明治に至り、大に改革
し、塔頭支院の廢合をなし、現在塔頭十五宇にして、
派下の末寺百餘箇所あり、寺域は南御苑、北上御靈
社に接し、繞らずに竹林を以てし、其中に本坊あり、
老松古樹清閑なり、昔は封境廣大なりしが、徳川氏
南北六町、東西四町とし、現今減じて二萬三千餘坪
となる。總門、南向今出川通に在り、門前の流れを
龍淵水と云ふ。御幸門、同所の西に在り、四脚門に
て平時は閉かず、功德池、御幸門の北に在り、石梁中
央に架す。天界橋と云ふ。三門の舊址、池の北に在り、
三門址の北の松林は御殿の故址なり。寶塔、佛殿址
の西に在り、二層樓にして東面す。承應二年後水尾
院の建立にして、御齒髮等を納め給ふ。天明の火災
に逢ひて他に遷す。萬延元年再興す。上層に同天皇の
御念持舍利塔を安す。下層に同御位牌を安す。本堂、
南面二重瓦屋にして、秀頼の再興せし法堂是なり、
東西十四間半、南北十一間、中央に釋迦如來、左右に
阿難、伽藍を安置す。西壇に達磨、臨濟、百丈、疎石等
の像、東壇に足利義滿の像を安す。○祖堂、本堂の東に
在り、南面す。應仁の兵火に遭ひしが、寛文年間、後水
尾院、皇子穩仁親王追福の爲めに再建し給ふ。現今の
堂は、天明大火後、恭禮門院の舊殿を賜はり、文化四
年再興す。内庭に疎石の像あり、前面の額圓明は、後
水尾院の宸翰なり。前堂東壇に後水尾院、後水尾天皇の
宸翰及び舍利塔を安す。其傍に桂宮御歴代の靈牌を
納む。堂内の棟の繪は應永なりと云ふ。○方丈、本堂の
北に在り、東西十四間、南北九間、蓮佛場、祖師堂の東
北に在り、即ち僧堂なり。一に大智堂と稱す。足利義
滿の牌所なるを以て、其法號による。方今の、文政
中の建立にて、妙葩の廟所とす。○塔頭の重なるもの

シヤウ

を示せば、豐光寺は豐臣秀吉の記室承兌の開基、林
光院は昔時は二條、貫之の舊宅址に在り、貫之の齋宿
梅を植繼ぎ、應仁中へに移す。今に存す。藤原惲高の
墓當院墓地に在り。養源院、應永中僧曇中を開祖と
す。今のは嘉永年間再建、本尊阿彌陀如來、傍に毘
沙門天あり。詣人常に多し。慈照院、もと大徳と號せ
しを、義政を院内に葬るを以て、その法號に依り改
む。方今の堂舎は寛文年間尾張侯の再建する所、天
明の火災を免れ、寶物の多き事寺中第一たり。隆涼軒
日録の原本は本寺の所藏にして、國寶となる。今大學
の所藏に歸す。義政の墓は、院の西北隅墓地に在り、
寶篋塔の面に慈照院殿喜山大禪定門の文字あり、明
治三十八年八月延壽堂墓地に改葬す。普廣院、應永
年間義滿の建立にして、もと乾徳院なりしが、義
教の牌所となりしより、法號によりて改む。院内竹
林中に藤原定家の墓あり、明治三十八年八月延壽堂
墓地に改葬す。○什寶頗る多し、そのうち十六羅漢圖
は絹本密畫陸信の筆にして國寶となる。○今歴代を左
に示す(山城名勝志、平安通志、京華要誌、歴史地理)
○疎石(夢窓) 妙葩(普明) 明應(空谷) 宗清(大徳)
支山(雲溪) 中津(絶海) 周格(物先) 中淵(萬宗)
中諦(觀中) 周崇(大徳) 中嵩(中山) 周仲(無永)
中淹(在中) 周繁(少林) 梵吳(東塔) 梵相(圓鑑)
周翁(大周) 福隆(益宗) 惠慶(鄂隱) 志敏(簡翁)
梵超(象先) 周慶(殿中) 俊承(西風) 梵意(柏岩)
周賀(慶仲) 景演(無悅) 周勝(古幢) 周頌(元容)
惠琪(元瑛) 承朝(海門) 中歇(誠中) 周悅(雲菴)

シヤウ

乾治(用剛) 俊列(星岩) 中册(月溪) 周蔭(春林)
恕中 乾珍(寶山) 等慈(徳中) 等蓮(竺雲)
周操(柏心) 周風(無求) 周輝(東岡) 周沆(正陽)
澄泰(東岳) 全固(子登) 景繕(性天) 承順(温仲)
等柏(雪心) 周巖(東沼) 慈辨(仲猷) 等輝(東旭)
慧淳(古邦) 周岳(靜甫) 洪曹(春溪) 中佐(徳翁)
洪省(察堂) 等鏡(以鈍) 中材(用堂) 全悟(竹香)
永舒(文溪) 等助(順溪) 澄安(仙岩) 梵詳(徐岡)
周壽(柏岩) 俊譽(以仁) 光謹(修山) 周賢(天英)
周慶(伯芳) 澄期(以遠) 澄野(雪山) 梵圭(維馨)
景恣(同文) 等爽(棠陰) 等演(璧溪) 守蔭(松堂)
本讀(仲言) 梵秀(玉崖) 景三(横川) 瑞仙(桃源)
梵鐸(全溪)

シヤウコクジハ

相國寺派

派、疎石を祖とす。ソソセキ、シヤウコクジ、リン
ザイシユウを見よ、

シヤウコネンヘウ

尙古年表

本七卷 古器、古儀、古文書、墓碑、鐘銘等を年代
順に勝寫集録したる年表にして、雄略天皇即位元年
にはじまり、嘉永二年に終る。栗原信光、藤井貞幹等
の考證をも附したれば、考古學研究者は必ず參考す
べきものなり。山本隱倫(尙古年表)

シヤウサ

上座

三綱の一、寺中の僧を統轄
し、庶務を辦理する僧職を云ふ。年高多才の人を以
て之に補す。上座の次に權上座あり、梵語悉曇那と

シヤウサイモン

上西門

郭門の一、西土ノ門ともいふ、或書に、西會廂門上
西門の本名なりともいへり、外郭十二門の別に在る
披門なり。宮城の西面、殿宮門の北に在りて、北
端の第一門となす。東の上東門と相對す。○右衛門府
是を衛護す(大内裡圖考證)

シヤウサイモン

上西門院

統子、本名朝子、法名真如理、鳥羽天皇の第二皇
女、母は大納言公實の女侍賢門院。二條天皇の
准母、大治元年八月十七日内親王と爲り、同二年四
月六日准三宮、同日賀茂齋院と爲り、天承二年六月
廿九日退下、保元二年八月十四日入内、同三年二月
三月皇后と爲り、同四年二月十三日院號、永曆元年
二月十七日尼と爲り、文治五年七月廿日薨す。年六
十四(女院小傳)

シヤウサウ

將曹

近衛府の主典をいふ。コ
ノエフを見よ、

シヤウザウ

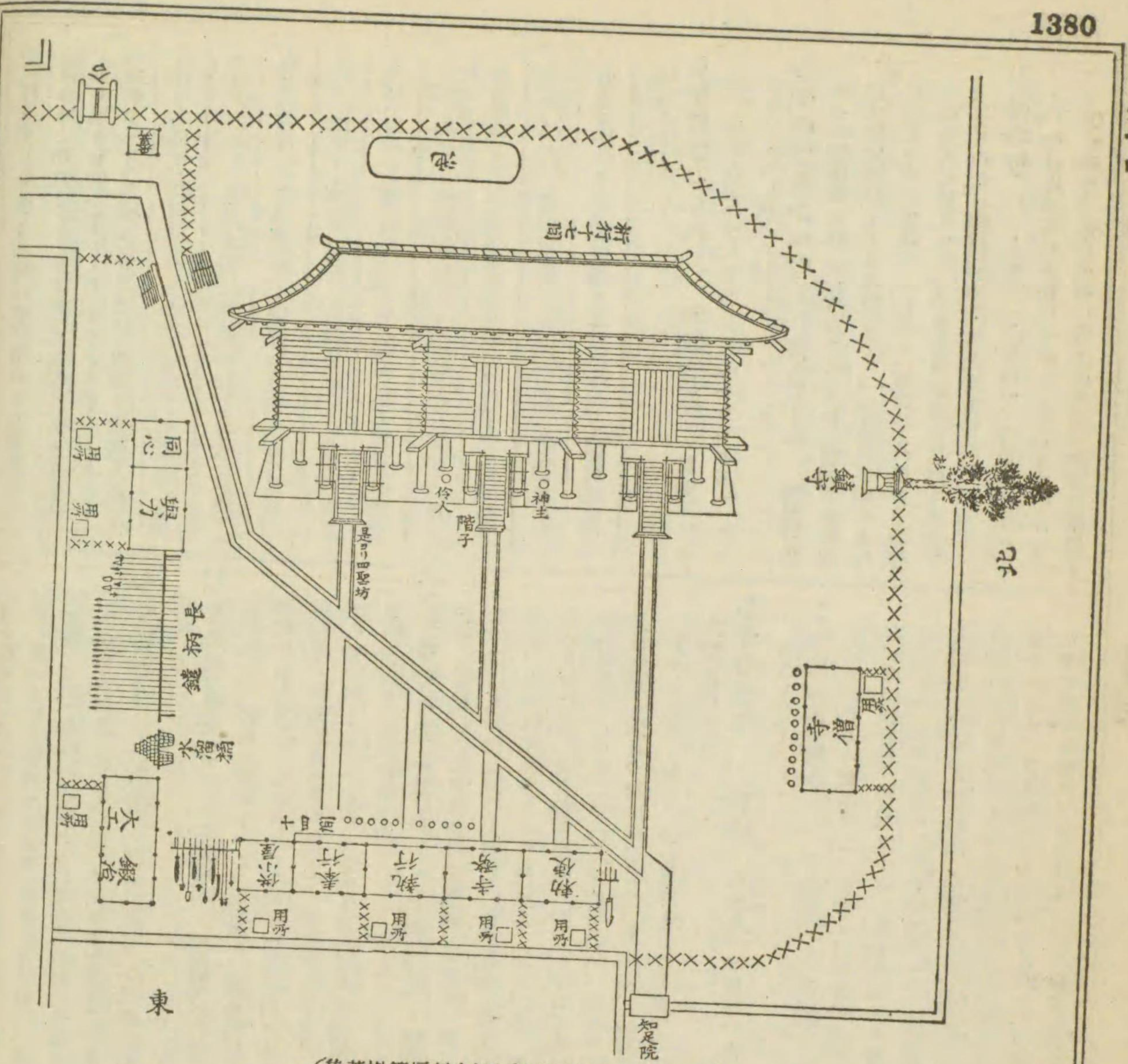
正倉院(正藏院)

倉庫
の立列びたる一郭を云ふ。正倉とて諸倉の重なるも
のにて、貴重品を納め、院とは一區劃を爲せる家屋に
て、即ち、正倉のある一區域の汎稱なり。正倉院は、
大藏省を始め、官衙、諸國、諸寺に在り、三代實録に、
貞觀八年八月三日、大鳥東大藏省正倉院納藥倉。東
大寺實録に、長元四年正倉院勅用御藏作。天平十八
年西大寺實財帳に、正倉院内中倉板倉等諸倉總て

(源分率)

二十二ありしこと見え、古今目錄抄に、自今寶光院
至三子東門北脇廿九藏之、顛倒之跡、故名寶光院
正倉院、惣廿三藏也、古今殘編封藏評に在之、延暦
十四年九月十七日官符に、應改行、建正倉院事、右
被右大臣宣旨、奉勅去閏七月十五日、每鄉更建正
倉院之狀、下諸國、畢云々と見えたるにて知るべ
し、今大藏省、諸國の正倉院、現存せる東大寺の正倉
院につきて概略を述べし、(一)大藏省正倉院は、宮
城の北方に在り、南は土御門、東は壬生、分て八區と
し、巽の一區を率分藏、その西一區を長殿となす。率
分藏方四十丈、長殿東西四十九丈、南北四十丈、其他
は皆大藏にて、長殿の西に二區あり、東西四十九丈、
南北四十丈、其西方四十丈、北四區東の一、東西四十
丈、其西四十九丈、其西又同じ、其西四十丈、南北は四
區各三十五丈なり、この内に納藥倉、出藥倉、神懸倉、
班幣所、御書所、下殿、別倉等あり、大藏省の管理する
租庸調等を納む。延喜式に、凡勅納調庸物者、郡司
見參之日、省錄率三史生等、向大藏省正倉院、與大藏
錄、共勘會見物、然後可納調物狀、移大藏省と
あり。○率分藏は、率分堂とも率分所とも云ふ。率は稅
率なり、其率を正倉より別け納むる處の義なるによ
りて名づく、即ち官物の中、十分二を分け納むるな
り、長を別當と云ふ。辨官を以て之を兼ね、其下に
勾當あり、大藏大輔、主計頭、大監物等兼帶す。皇
居(クワキヨ)の挿圖を見よ(大内裡圖考證)(二)
諸國正倉は、正稅の額數等を納む。元明天皇和銅五年
七月、播磨國大目樂河内勅て正倉を建て、功績あり
しを以て位一階を進め、物を賜ひたり、是れ書に見ゆ
る始めなり。嵯峨天皇弘仁四年、五畿七道諸國の官倉
正倉破るに從て修理し、若し闕意あらば、拘するに
解由を以てせしむ。延喜の制正倉等の帳簿は、朝集使

シヤウ



(集寛掛纂編料史)院倉正其奈封開年六祿永

シヤウ

に附せしめたりき(三)東大寺正倉院は、大和國添上郡奈良、東大寺大佛殿の北に在り、間口十八間八寸四分、奥行五間一尺二寸、高五間、一棟三口の校倉にして、三稜の木材にて井桁の如く組み建て、瓦葺にて床下九尺なり、三口あるを以て三ツ倉とも云ふ、又藏院、甲倉、甲雙倉、雙甲倉等とも云ふ、起原詳かならず、黒川博士は孝謙天皇天平勝寶八年六月聖武天皇の忌辰を以て、其御遺物を盧舍那佛に獻じ、冥福を祈る、即ち之を納めんが爲めに作られたるものとし、小杉博士も亦之に従へり、大和志料に、東大寺大佛殿は、天平勝寶元年に成り、僧徒既に住し、什器亦稍々備はりしならん、正倉院の設けなき理由なきを以て、勝寶八年以前既に造られしものにて、聖武天皇の御遺物を納むる爲めに、新築せしものにあらずして、御遺物を獻するに當り、之を正倉院に納めたりしものなるべしと云へり、従ふべきに似たり、爾後歴世の君臣亦之を獻納する所ありしが如し、かく聖武天皇御遺物を始め、貴重物品を藏めたるを以て、朝廷厚く之を保護し、其開閉には特に勅使を遣はし、勅封を以て之を鎮し、寺家をして濫りに開閉することなからしむ、故に之を勅封藏とも云へり、御遺物獻納以後屢々開閉し、田村廣成征伐の時には、杖槍等を賜ひたることもありき、或は浸潤を檢し、或は、御即位等の禮服を出す爲めに屢々開閉ありたること、日記記録に見えたりども、煩はしきを以て一々掲げず、重なる事件につきて少しく述ぶべし、建久四年八月修葺の爲めに、勅使を遣はして開檢せしめ、寶物を網封倉に移し、明年成りて勅封倉に返納し、錫杖十杖を僧重源に賜ひたり、是の時の記事によれば、三倉の外に、別に網封倉(三網の封印をする倉)ありしが、中古以來網封

倉朽損せしを以て、三倉の中、南の倉を網封とし、中北を永く勅封としたるが如し、寛喜二年僧顯證等倉扉を燒き寶物を盗みしが、幸に之を得て返納す、延應元年十一月、九條道家奏請して御物を拜觀す、仁治三年三月後嵯峨天皇御即位の玉冠を召進せしむ、御式終て返納す、建長六年落雷北端の扉を破る、八月勅使を遣して修理せしむ、正嘉二年正月、攝政兼經奏して御物を拜觀す、文應二年後嵯峨上皇寶物を觀覽し給ひ、御製裝を召す、弘長二年夢想によりて返納す、元中二年八月足利義滿、永享元年九月足利義教、寛正六年義政共に御物を拜觀す、義政關者待を請うて一寸四方二箇を載る、天正二年三月織田信長請奏して拜觀し、同じく關者待を載る、慶長七年六月奏請して徳川家康寶庫を修繕し、寶物を點檢す、此時唐櫃三十合を寄附す、十七年盜寶庫を穿ち寶物を盗む、寛文六年及び永祿六年五月開封す、將軍綱吉之を修葺す、天保四年又修理の爲め開封す、明治五年八月宮内少丞世古延世を勅使として開封せしむ、文部大丞町田久成、文部六等出仕内田正雄等同行して寶物を調査す、同八年二月奈良博覽會に寶器を陳列せんが爲め開封す、是の時内務省の所管となる、十年聖上奈良に行幸して、寶器を觀覽し、關者待を載り給ふ、是より先き、宮内少丞櫻井純造を開封の勅使とし、内務大書記官町田久成等と共に寶物を點檢し、修理を加ふ、避雷針消防器具皆この時に備はる、十二年得能良介請うて寶器を拜觀す、器物古文書を印刷にせんが爲めなり、十三年伊藤内務卿請うて庫中に棚架し、寶器を排安す、十四年四月博物館を農商務省の所管となすや、寶器は農商務、圖書は内務に屬せしめ、開閉は宮内省をして掌らしむ、十五年八月外門扉増成る、尋で農商務御用掛黒川眞頼をして寶器目録を整理せしむ、十六年十月宮内卿、農商務卿、内務卿の請によりて倉内を曝涼す、是月巡查を附し、守衛を設けし、十七年四月宮内省の所轄となる、十九年三月火除地として東大寺塔中及び民地を買上げ、外門を修築す、廿年以後毎年夏期を以て曝涼し、奏任待遇以上及び美術篤志者に限り特に拜觀せしむることとなり、現存せる寶物は聖武天皇より嵯峨天皇の頃まで、歴代の御物數千點、金銀珠玉より彫繪織文、古書古文書等天下の至寶ならざるは無く、美術上歴史上闊くへからざる参考品のみなり、内部は三倉とも三層にして、二階と下の板間とに十八箇宛の玻璃戸欄を並べ御物を列べ、別に寶龜文書繪圖類等長櫃辛櫃類數十箇あり、著名なるは、關者待、鴨毛屏風、五絛毳毳、菱蓑、水晶玉、繪輪の佛像等あり、繪委しきこと、小杉博士の(寧樂の寶庫)を見るべし(黒川博士東大寺正倉院の話)、大和志料、小杉博士(寧樂の寶庫)シヤウサウリツツンサウ 正藏率分藏

正倉院(シヤウサウケン)を見よ、
 シヤウザンコウ 常山公 徳川光圀(トクガハミシクニ)を見よ、
 シヤウシ 省試 眞舉(コウコ)を見よ、
 シヤウシ 床子 机の如き腰掛、雅亮裝束抄御帳の四の間の、身屋の柱のきは、立つるなり、其のてい、上は簀子にて、長さ三尺ばかり、脚の高さ二尺ばかりなるを、ふたつさしあはせて据えて、上に高麗を、唯牛帖のやうに打畳を付けて敷きて、其の上に菅圍座を敷きたり、とあり、増鏡秋のみやまの段に「安福殿の釣殿に床子立て、東面におはします」とありて大床子の腰掛をいへり、但し椅子と床子との差別を按ずるに、椅子は後並びに左右に勾欄

シヤウ

シヤウ

あり、床子にはさるたよりなきものなり(宮殿調度圖解)
 シヤウシ 尚侍 内侍司(ナイシノツカサ)を見よ、
 シヤウシ 掌侍 内侍司(ナイシノツカサ)を見よ、
 シヤウシ 障子 家屋内の間を仕切る爲めに設けたる建具を云ふ、間々を隔つる故に名づく、もとは障子、衝立、襖、格子等の總稱なれども、後世は専ら障子ののみ言へり、厚紙にて表裏より張て、或は繪を畫き、或は文字を書きたるを襖障子、薄紙又は生絹にて張りたるを明障子と云ふ、又唐紙にて張りたるを唐紙障子、絹等にて張りたるを軟障子と云ふ、今、掛障子、椽側に面する下窓等にある障子、折釘に垂れ掛く雲障子(椽側兩戸の上の欄間の障子)兩障子(引窓其他外方にある障子、雨のかゝる處あるを以て多く油を塗る、故に油障子とも云ふ)引障子(敷居鴨居に依りて開閉する障子の總稱)の名あり(貞丈雜記、安齊隨筆、日本建築辭彙)嬉遊笑覽に、「いにしへの障子といへば、多くは金障子のことにて、今いふ障子はあかり障子なり、さて又ふすま障子といふよりは、金をひるげらむやうに、張りたる故なり云々といへり、古代の障子多くは縁を取りたり、金を縁あれば(今俗かみぶんと云ふ)其の形似たり、職人盡歌合に唐紙障子あり、庭訓往來にもその名出たり、又同書に杉障子見ゆ、秋夜長物語に書院の杉障子とあり、これ今の杉戸なり、金障子も今はふすま、又た唐紙にて通用す、こは略に過ぎたり、今世にからかみといふもの、もとは唐紙にさやうの紋ある紙にならひて作りしなるべし、散木集物名の歌、からかみのかたきよと共になをかけたためど

シヤウ

もそれからかみのかたきしるしか、横本にて刻板なる到來集、桐の葉は次第に落ちて、幾秋ふるき韓紙障子(義敬)世話、法の道も近き生死の海越に硯の墨をつけながらかみ、寛文延寶の比よりも、かきへり、古へも障子の骨などは、さまでかたく作れるものにはあらで、清少納言、あしうあくれば、さうじなども、たほめかし、こほめく、こほめくれば、さうじ、さて又白石翁云、昔の障子は人のつくれば、影のみえざる程に、腰高からし、今の腰ひきて障子は、古田織部の物すきにて、近代の作なりと云へり、事跡合考に、加藤清正の居所、四方の障子最も古風に腰高き障子にて、總べてその骨木の外の方、鐵の筋がれを入れ、外の方に、一本ごとに鐵の樞を仕込ると云、これ白石翁が説にかなへり」と見えたり、

同五年三月河内國小松寺勸進奉加帳には、領家代、地頭代、下司代、公文、目代下司、公文代、嘉應三年二月松尾社領池田莊立券狀には、莊官、公文、僧、總檢校、源等見えたり、鎌倉時代以降には、下司、公文、田所、案主及び總追捕使の五職は、多くの莊園に置かれたるが如し、而して此等諸莊官には、給田又は人給と稱して、得分田を興へたるが如し(莊園考)

等の別あり、これを受くる諸侯の家の格式によりて、使の身分も一様ならず、参府御暇の節、老中一人を上使として、上意を傳ふる家は、尾州、紀州、水戸、加賀、薩摩、仙臺、宇和島、細川、黒田、淺野、毛利、池田、鍋島、藤堂、蜂須賀、越前、山内、有馬、佐竹、上杉、雲州等即ち三家十八國主の家のみなり、右の國主大名へ御暇の上使として老中來るときは、必ず白銀巻物等を賜はる(三家は賜物なし)、次の日登城して、御暇の御禮をのぶ、此の時、御座の間に於て老中の取合せあり、上意ありて馬を拜領す(仙臺、佐竹は馬出産地ゆゑ拜領なし、歸國の後使者を以て樽肴を獻す、その時巻物を賜はるなり)、准國主の御暇、参府は大體奏者番を上使とす(會津は参府の時のみ老中)、國主大名へ鷹の鶴を賜はる時、又は雁、雲雀を賜はるときは、使番上使を勤む、三家、老中病氣の時、小性を以て御尋ねあり、大名病氣の時、奏者番にて御尋ねあり、死去の節の御使は三家のみ老中、外は奏者番なりといへり(千代田城大史)

シヤウシキ 常色 私年號、孝徳天皇三年に相當し、凡五年間繼續す(逸年號考)

シヤウシキン 上字金 雁金(カリガネキ)を見よ、

シヤウシクワイ 尚齒會 年齒の高きを尚ぶの會にして、高年者相會して、詩歌管絃を催はし、宴を張り饗を設けて遊樂するを云ふ、其儀唐の白居易の九老會中、殊に高年者七人を本座とし、尚齒會をなし、例によりて、高年者七人を擲ひて七聖となし、其他は垣下と稱して相伴人とせしに據れり

シヤウシクワ 尚齒會 年齒の高きを尚ぶの會にして、高年者相會して、詩歌管絃を催はし、宴を張り饗を設けて遊樂するを云ふ、其儀唐の白居易の九老會中、殊に高年者七人を本座とし、尚齒會をなし、例によりて、高年者七人を擲ひて七聖となし、其他は垣下と稱して相伴人とせしに據れり

シヤウ

田山莊における、崇徳天皇の天承元年、藤原宗忠が白河山莊における尚齒會のときは、みな白居易の例によりて、詩賦の遊宴なりき、然るに高倉天皇の承安二年、藤原清輔、白川の寶莊殿に於て、はじめて和歌の尚齒會を行ひ、次で養和二年賀茂重保亦之を觀ひ、爾後詩賦と詠歌との二様に分れて行はる、江戸時代に入りては、年賀の筵に於て、兼れて尚齒會を爲し、また連歌俳句を交へて之を行ふものありき(古事類苑禮式部)

シヤウシクワン 尚志館 舊水口藩の學校 近江國甲賀郡水口、舊藩邸内(舊藩邸)もと儒臣の家に於ける私塾に過ぎざりき、藩の文學は藩主加藤内藏介明友、學を好み林鷲峯に從學し、朱舜水陳元寶石川丈山等と交り結びしより始る、藩主明軌の時、安政元年六月、震災に依て破壊せし藩内各所に散在の諸藝稽古場を合し、藩主の別殿荒廢せしを修理し、同二年六月新に文武教場となし、名づけて翼輪堂と云ふ、是れ藩學の始めなり、蓋し本校建設は、儒官中村栗園の建言に據る、然れど當時非常の震災に依て幾多の藩債を増加し、體裁意の如くならずりき、明治四年十一月講武局を合し尚志館と改稱す(日本教育史資料)

シヤウシクワ 尚齒會 年齒の高きを尚ぶの會にして、高年者相會して、詩歌管絃を催はし、宴を張り饗を設けて遊樂するを云ふ、其儀唐の白居易の九老會中、殊に高年者七人を本座とし、尚齒會をなし、例によりて、高年者七人を擲ひて七聖となし、其他は垣下と稱して相伴人とせしに據れり

シヤウシクワ 尚齒會 年齒の高きを尚ぶの會にして、高年者相會して、詩歌管絃を催はし、宴を張り饗を設けて遊樂するを云ふ、其儀唐の白居易の九老會中、殊に高年者七人を本座とし、尚齒會をなし、例によりて、高年者七人を擲ひて七聖となし、其他は垣下と稱して相伴人とせしに據れり

シヤウシクワ 尚齒會 年齒の高きを尚ぶの會にして、高年者相會して、詩歌管絃を催はし、宴を張り饗を設けて遊樂するを云ふ、其儀唐の白居易の九老會中、殊に高年者七人を本座とし、尚齒會をなし、例によりて、高年者七人を擲ひて七聖となし、其他は垣下と稱して相伴人とせしに據れり

シヤウシクワ 尚齒會 年齒の高きを尚ぶの會にして、高年者相會して、詩歌管絃を催はし、宴を張り饗を設けて遊樂するを云ふ、其儀唐の白居易の九老會中、殊に高年者七人を本座とし、尚齒會をなし、例によりて、高年者七人を擲ひて七聖となし、其他は垣下と稱して相伴人とせしに據れり

シヤウシクワ 尚齒會 年齒の高きを尚ぶの會にして、高年者相會して、詩歌管絃を催はし、宴を張り饗を設けて遊樂するを云ふ、其儀唐の白居易の九老會中、殊に高年者七人を本座とし、尚齒會をなし、例によりて、高年者七人を擲ひて七聖となし、其他は垣下と稱して相伴人とせしに據れり

シヤウ

シヤウシクワン 尚志館 舊水口藩の學校 近江國甲賀郡水口、舊藩邸内(舊藩邸)もと儒臣の家に於ける私塾に過ぎざりき、藩の文學は藩主加藤内藏介明友、學を好み林鷲峯に從學し、朱舜水陳元寶石川丈山等と交り結びしより始る、藩主明軌の時、安政元年六月、震災に依て破壊せし藩内各所に散在の諸藝稽古場を合し、藩主の別殿荒廢せしを修理し、同二年六月新に文武教場となし、名づけて翼輪堂と云ふ、是れ藩學の始めなり、蓋し本校建設は、儒官中村栗園の建言に據る、然れど當時非常の震災に依て幾多の藩債を増加し、體裁意の如くならずりき、明治四年十一月講武局を合し尚志館と改稱す(日本教育史資料)

シヤウシクワ 尚齒會 年齒の高きを尚ぶの會にして、高年者相會して、詩歌管絃を催はし、宴を張り饗を設けて遊樂するを云ふ、其儀唐の白居易の九老會中、殊に高年者七人を本座とし、尚齒會をなし、例によりて、高年者七人を擲ひて七聖となし、其他は垣下と稱して相伴人とせしに據れり

シヤウシクワ 尚齒會 年齒の高きを尚ぶの會にして、高年者相會して、詩歌管絃を催はし、宴を張り饗を設けて遊樂するを云ふ、其儀唐の白居易の九老會中、殊に高年者七人を本座とし、尚齒會をなし、例によりて、高年者七人を擲ひて七聖となし、其他は垣下と稱して相伴人とせしに據れり

シヤウシクワ 尚齒會 年齒の高きを尚ぶの會にして、高年者相會して、詩歌管絃を催はし、宴を張り饗を設けて遊樂するを云ふ、其儀唐の白居易の九老會中、殊に高年者七人を本座とし、尚齒會をなし、例によりて、高年者七人を擲ひて七聖となし、其他は垣下と稱して相伴人とせしに據れり

シヤウシクワ 尚齒會 年齒の高きを尚ぶの會にして、高年者相會して、詩歌管絃を催はし、宴を張り饗を設けて遊樂するを云ふ、其儀唐の白居易の九老會中、殊に高年者七人を本座とし、尚齒會をなし、例によりて、高年者七人を擲ひて七聖となし、其他は垣下と稱して相伴人とせしに據れり

シヤウシクワ 尚齒會 年齒の高きを尚ぶの會にして、高年者相會して、詩歌管絃を催はし、宴を張り饗を設けて遊樂するを云ふ、其儀唐の白居易の九老會中、殊に高年者七人を本座とし、尚齒會をなし、例によりて、高年者七人を擲ひて七聖となし、其他は垣下と稱して相伴人とせしに據れり

シヤウシクワ 尚齒會 年齒の高きを尚ぶの會にして、高年者相會して、詩歌管絃を催はし、宴を張り饗を設けて遊樂するを云ふ、其儀唐の白居易の九老會中、殊に高年者七人を本座とし、尚齒會をなし、例によりて、高年者七人を擲ひて七聖となし、其他は垣下と稱して相伴人とせしに據れり

シヤウ

朝謂「素食者」爲「精進」然精進之言、本出佛經、而元稱「身行精修者、其絶酒肉、則精進一事也、以是專爲「素食稱」者、似不當云々、と見えたり、類聚名物考に、今案に、精進はもと佛典に出で、精力修進の意なり、五辛酒肉を避る事にはあらざれども、その精力して修進せんには、必戒法を持事なれば、酒肉五辛を絶事はもとより其中にあれば、素食は其精進のうちの一事項なればなり、素食の魚鳥の肉を喰はぬをば淨膳といふ、今の野菜のみをいふ、是を今俗に精進物語に、殿(敬通)は其まゝに御精進にて、御おこなひにてのみすゝませ給ふ、増鏡に、打たえて御精進にて朝夕つとめ行はせ給ふなど見えたり、

シヤウジン

成尋

俗姓は藤原氏

出家の後、石蔵の文慶に事へて密教を稟く、延久三年、商船に乗じて宋に入る。時に神宗皇帝熙寧五年なり、天台に登り、五臺に遊び、復た汴京に入る。神宗成尋の道譽を聞き、延和殿に召見し、紫衣絹帛を賜ひ、勅して太平興國寺の傳法院に館せしむ、六年天下大旱す、帝成尋に勅して祈雨の密法を修せしむ、帝壇所に幸して燒香し、後ち號を善慧大士と賜ひ、譯場の監事に補す、此歳我邦の商船渡航せるに託して、新譯の經三百餘卷を送り來る(元亨釋書)

シヤウシヤ

精舍

(一)寺を云ふ、精は米を春く名、舍は精糠を退けて佛道を證するの精、釋迦語に、息心所、樓曰「精舍」と見えたり、平家物語平家繁昌の條に、祇園精舎の鐘の聲諸行無常の響ありとあり、(二)精練修行者の居所の義、靈裕寺志に、非「龍暴者」所居、故云「精」と見えたり、

シヤウシヤ 常赦 救(シヤ)を見よ、
シヤウシヤウケン 上將軍 後醍醐天皇

シヤウ

建武元年十一月、尊良親王を上將軍として、足利尊氏を追討せしむ、當時の俗稱一軍の首將は、官の高下を問はず、大將軍と稱せしにより、之を區別せしむの稱、一時の稱なるべし、太平記主上自令、修金輪法、給條に、恒良親王を上將軍と記せるは、官軍の稱する所にて、尊良親王の例と異なりと見えたり(神皇正統記、保曆間記、武家名目抄)

シヤウシヤウケ井

清淨華院

所住

京都市上京區北之邊町、淨土宗、四箇本寺の一、初め天台宗、本尊阿彌陀座像、貞觀二年清和天皇の勅願に因り、土御門通鳥丸の西に創立す、慈覺を開基とす、天曆五年春火災に罹り、翌六年村上天皇再興ありて、御内道場となる、故に清和村上兩天皇の御像尊牌を安置す、承安四年後白川法皇受戒の時、當院を以て法然の宿所に賜ひ、宗旨を改む、天正中現今の地に移り、正徳三年大書院を建立し、享保二十年三月十四日敬法門院の舊殿を賜ひ、以て本堂となす、其後燒失し、文化八年二月、仙洞中宮東宮より賜金ありて、本堂を再建せしに、明治廿二年正月火災に罹りて燒失し、二十六年更に大方丈を建設せり、舊寺跡は豊臣徳川氏の時五十石を附す、舊坪餘を有せり、塔頭長樹院、龍泉院、無量壽院、松林院の四寺、諸國末寺四十九箇寺あり(平安通志)

シヤウシユ

城主

江戸時代に於ける大名の一資格、國持及び準國持以外に、居城を有したる大名を云ふ、また無城の大名にして之と同一の待遇を受くる者、城主格と稱す、慶應年間には、城主百廿八家、城主格十六家ありき、「クニモチ」ダイミヤウ(参看「古事類苑官位部」)

シヤウシユウコクシ 正宗國師 白隱(ハ)

シヤウ

グイン)を見よ、
シヤウシユビ 成就日 曆術家の説にて一箇年内の吉日、此日何事を爲すも成就すと云ふ、即ち正月寅日 二月巳日 三月申日 四月亥日 五月卯日 六月午日 七月酉日 八月子日 九月辰日 十月未日 十一月酉日 十二月丑日を云ふ(和漢三才圖會)

シヤウシヨウ井

上乘院

山城國、名勝志によれば愛宕郡栗田郷南禪寺の北に舊址あり、後ち葛野郡池裏村に遷ると云ふ○下河原門跡とも稱す(四國圖志)とは眞言宗、仁和寺の門跡なりしが、後に東大寺門跡となる(起原別記)長和親王御乳母左近衛少將源定季の母比丘尼の創建する所なり、仁和寺宮(宮の名未詳)供養し、定惠を以て院主に補せらる、薩戒記に云ふ、下河原門跡は、元來御室門跡なり、御室隱居の時下河原に移さるると、親長記明應三年の條に、下河原殿門室、可有入室、人體無之、其上此在所自禁裏、内々造營、故女院御座所也云々と見えたり、文明以後は廢絶せしものならん、今歴代を左に示す(山城名勝志、仁和寺諸院家記)

- 定惠 眞助 覺耀 實寧 公賢 守覺
- 仁隆 眞惠 道承 法助 頼助 益助
- 益性 有助 乘朝 寛守 道朝 靜覺
- 道永 (諸門跡傳)
- 道乘 益助 益性 乘朝 道永 寛守
- 道朝 道喜 覺智 眞惠 眞覺 道順
- 公譽 實豪 實辨 實濟 尊實 公碑
- 道尋 增惠 明辨 乘伊(諸門跡譜)
- シヤウシヨウ井 霜松院 花山院定惠

シヤウ

(クレンジンケンサダヒロ)を見よ、
シヤウシヨウ井 成勝寺 山城國京都、三條の北一町半白川橋の東○六勝寺の一(起原別記)崇徳天皇の御願に因て創建す、保延五年十月落成供養あり、金堂、經藏、鐘樓等ありしが、承久元年燒亡、今廢絶す(百鍊抄、山城名勝志)

シヤウス

莊主

禪宗の僧役、寺院の田地耕作等の事を掌る、勅修法規に、莊主視田界至、修理莊舍、提督農務、撫安莊佃、些少事故隨時消弭、事關大體、申寺定云々とあり、また莊頭とも云ふ、莊主の次位に在りて其役を助くる者を副莊と云ふ(禪林象器箋)

シヤウス井

上水

徳川家康が封を關東に轉じて、江戸城に入るや、四民頓に集り、日を遂うて繁榮に赴きしが、下町一帯の地は、地盤いまだ堅固ならず、従て良水を得る能はずして、飲料の不足を告げしかば、遂に神田上水を井ノ頭ノ池に求め、尋で玉川上水を多摩川に仰ぎ、更に千川上水を石神井ノ池より引くに至れり、之を俗に江戸の三上水と稱す、いま順を逐うて之を詳説す(神田上水)水源は豊多摩郡吉祥寺村井ノ頭ノ池より流出するものを本流とす、また同郡上井草村善福寺の池より流出するもの一條あり、和田村に於て本流に合し、下井草村妙正寺の池より流出する井草川あり、落合村に於て本流に合す、なほ別に玉川上水を代々木村より分流するものあり、角筈村淀橋の下に於て本流に入る、而して此上水たる高田を経て關口に至り、分れて二派となり、一は大洗堰を下りて江戸川となり、一は水門より目白臺なる白堀に入りて乃ち上水となる、水源より此に至りて(花水橋以上)凡五里廿六町十五間とす、これより小日向小石川の臺下を経て、砲兵工

(水上田碑)

廠の内を通じ、はじめて伏管に入り、水道橋の東より、懸樋を以て神田川を横過し、縦樋に通過するもの百千條に流れ、南は京橋川以北、東は永代橋より大川以西、北は神田川を限り、西は大手町より一橋の外に至るまで、毎町流過せざるはなし、樋管の延長は、凡三萬六千四百五十二間、井の数は、凡三千六百六十三にして、水賦銀は、凡二萬五千九百七十四圓(明治廿一年の調査なり)に、明治廿六年改良水道の設計せらるるに及び、幾干もなくして廢せらる、而して此上水は、天正年間大久保主水が、徳川家康の命を奉じて布設する處に係る、天正日記を按ずるに同十八年七月十二日の條に、「藤五郎は即ち主水上水のこととけ給はる」と見ゆ、藤五郎は即ち主水なり、なほ大久保主水由緒書によれば、先祖藤五郎忠行入國の時、江戸に於て水の手見立つべき旨、東照公の命を蒙り、小石川の水道を見立てしに付、其賞として、名を主水と賜はり、且つ水は濁りを嫌ふものなればとて、主水を清みて、「モント」と唱ふべき旨命ありて、歴代みなかく稱する由見えたり、【玉川上水】多摩川の水を引用せるものにして、豊多摩郡羽村に於て、河水を堰止め、之を分派して東北に導く事十里三十町四十六間にして四ツ谷の西邊に達し、大木戸の左なる水門より、伏管に入り、大路を経て、麴町十二丁目に至り、二の支管を分けて、麴町區に入り、東は江戸城より大手町まで、北は番町富士見町飯田町、南は平河町永田町に及ぶ、而して其本管は四ツ谷傳馬町一丁目より南に轉じて紀伊國坂を下り、赤坂表町の北より溜池の東を過ぎ、虎の門外に至り、更に千條萬派して西の久保芝金杉以北、東は築地靈巖島南新堀以西、八町堀川を限り、北は京橋川以南、西は内櫻田永樂町以南、毎町

(水上川王)

通流せざるの處なし、明治十三年、新たに麻布水道を設け、大木戸より分派し、千駄ヶ谷青山を経て赤坂麻布に通じたり、樋管の延長、全部を總計して凡四萬九千九百五十二間、井の數三千に及ぶ(二十一年の調査)玉川上水は實に玉川清右衛門兄弟の經營に係る、はじめ徳川三代の將軍家光上水の事に就きて深く留意する處あり、町奉行神尾元勝に命じ、新上水の經營を圖らしむ、元勝即ち其道に巧なるものを求むるに當り、會々玉川村の農民清右衛門莊右衛門兄弟ありて、頗る水利の術に長じ、玉川の流を引き上水に充つるの策を按じ、其計畫を記して奉行所に呈したり、元勝やがて之を將軍の台覽に供し、衆議を経たるの後、殆んど採用するばかりとなりて、家光の薨去に遇ひ、爲めに一時中止したりしが、家網將軍職を襲ぐに及び、前代の遺志を奉じて、更に元勝に命ありしを以て、元勝は清右衛門兄弟を擧げ用ひて、事に當らしめ、承應二年四月四日はじめて工を起し、十一月十五日羽村より四谷大木戸に至るの水道成り、尋で市内に分水するに至れり、此時に當り測量の術いまだ開けず、器械また具備せざりしがゆゑに、清右衛門兄弟が水路の高低を量るには、専ら夜間を用ひ、工夫をして、近距離の處は線香の火を把らせ、遠距離の處は挑燈を持たしめて彼方に赴かしめ、其火光の見えざるを度とし、前に量りし場所を準として尺をあて、高低傾斜を審にし、再三測量の後、漸く水路を定めたりといへり、其苦心想ふべきなり、加之これが爲め私財數百金を投じて費用を補へる等勤敏頗る稱すべきものあり、工事成るに及び、幕府は兄弟等の功を嘉みし、功米二百石分を金子にて賜はり、上水役を命ぜられ、且玉川を其姓として唱ふるを許されたり(改良水道の事は下條を

シヤウ

シヤウ

シヤウ

妙を得、判官流と稱す、後世正天狗流といふ(武術流祖録)

醬油商にて傳兵衛と稱す、世人傳傳とよびしかば、文字を改て正傳と名づく、寛延寶曆の頃江戸に下り、吉原に住して此節を弘め、一時流行したりといふ(聲曲類纂)

シヤウ トウ モン 上東門 大内裡外郭門の一、土ノ門ともいふ、或書に、東會廟門は、上東門の本名なりともいへど詳かならず、外郭十二門の他に在る脇門なり、宮城の東面、陽明門の北に在りて、北端の第一門となす、左衛門府之を衛護す(大内裡圖考證)

シヤウ デン ジ 正傳寺 山城國愛宕郡大宮村大字西賀茂○吉祥山正傳護國禪寺と號す(東山傳記)

シヤウ テン ロク 賞典祿 明治維新、國家に功勞ありし者を褒賞して給へる祿制、明治二年正月晦日、高百萬石の中二十萬石を以て大政復古の功臣へ、八十萬石を武功の臣へ、賞典に先行はるべき議定に付、軍務官に命じて、勳功の優劣を取調べしむ、同年六月二日詔して、去年伏見鳥羽より奥羽に至るまで、諸所征討の功を賞し、兵部卿嘉彰親王以下三百三十九人、及び諸兵隊、各藩船艦等に祿を賜ふ、同年九月十四日、蝦夷征討の功を賞し、舊箱館藩知事兼青森口總督清水谷公孝以下百三人、及び陸海軍、舊箱館府兵、各藩船艦、諸艦長、士官以下に賞典を賜ふ詔あり、同年九月二十六日、從一位三條實美以下二十九人の復古の功臣に賞典祿を賜ふ詔あり、同四月士卒へ賞典祿分割給與の儀あり、六年十二月華士族並に卒賞典祿百石未満の者に限り奉還を許し、而して、產業資本として永世祿は六箇年分、終身祿は四箇年分一時に下賜、且つ資金被下規則を定め、八年七月、賞典祿奉還許可の儀を止め、同年九月、華士族平民賞典祿本年より米額の稱呼を廢し、每地方貢納石代相場明治五年より七年迄三箇年の平均を以て金祿に改定支給し、同年十二月、其處分方を定め、家祿同様に課税し、九年八月、其制限を改め一時に下賜し、金祿公債證書發行條例を定め、十年より施行せり、茲に於て賞典祿は總て金祿公債證書を以て下賜せらるゝに至り(法令全書、明治政覽)

シヤウ トウ モン 上東門 大内裡外郭門の一、土ノ門ともいふ、或書に、東會廟門は、上東門の本名なりともいへど詳かならず、外郭十二門の他に在る脇門なり、宮城の東面、陽明門の北に在りて、北端の第一門となす、左衛門府之を衛護す(大内裡圖考證)

シヤウ デン ジ マス 正傳寺樹 正傳寺の寺料を納むるに用ひたる樹の名、古今要覽稿に、正傳寺は、何の國といふことなしらず、その寺の寺料の文書に、樹の寸方をのせたり、それに付てはければ、方四寸、深二寸の樹なり、この分積三萬二千分あり、今樹に比するに、四合九勺五撮七抄有奇にあたる、伊勢安東郡の八合樹といふものと、甚だ近しと見えたり、

シヤウ トウ ウ 莊頭 莊主(シヤウカス)を見よ、淨頭 シンヤウカスを見よ、

シヤウ トウ キン 正徳金 江戸時代に行はれたる金貨の名、正徳の年に鑄造したる小判及び一分金を稱していふ、一に武藏小判、武藏一分金といふ、ムサシソモン、ムサシイチアキンを見よ○又同時代に鑄造したる、丁銀及び豆板銀を稱して、正徳銀といふ、一に享保丁銀、享保豆板銀ともいふ、キヤウホチャウキ、キヤウホマメイタギンを見よ、

シヤウ デン ジ マス 正傳寺樹 正傳寺の寺料を納むるに用ひたる樹の名、古今要覽稿に、正傳寺は、何の國といふことなしらず、その寺の寺料の文書に、樹の寸方をのせたり、それに付てはければ、方四寸、深二寸の樹なり、この分積三萬二千分あり、今樹に比するに、四合九勺五撮七抄有奇にあたる、伊勢安東郡の八合樹といふものと、甚だ近しと見えたり、

シヤウ トウ ウ 莊頭 莊主(シヤウカス)を見よ、淨頭 シンヤウカスを見よ、

シヤウ トウ キン 正徳金 江戸時代に行はれたる金貨の名、正徳の年に鑄造したる小判及び一分金を稱していふ、一に武藏小判、武藏一分金といふ、ムサシソモン、ムサシイチアキンを見よ○又同時代に鑄造したる、丁銀及び豆板銀を稱して、正徳銀といふ、一に享保丁銀、享保豆板銀ともいふ、キヤウホチャウキ、キヤウホマメイタギンを見よ、

シヤウ デン ジ マス 正傳寺樹 正傳寺の寺料を納むるに用ひたる樹の名、古今要覽稿に、正傳寺は、何の國といふことなしらず、その寺の寺料の文書に、樹の寸方をのせたり、それに付てはければ、方四寸、深二寸の樹なり、この分積三萬二千分あり、今樹に比するに、四合九勺五撮七抄有奇にあたる、伊勢安東郡の八合樹といふものと、甚だ近しと見えたり、

シヤウ トウ ウ 莊頭 莊主(シヤウカス)を見よ、淨頭 シンヤウカスを見よ、

シヤウ トウ キン 正徳金 江戸時代に行はれたる金貨の名、正徳の年に鑄造したる小判及び一分金を稱していふ、一に武藏小判、武藏一分金といふ、ムサシソモン、ムサシイチアキンを見よ○又同時代に鑄造したる、丁銀及び豆板銀を稱して、正徳銀といふ、一に享保丁銀、享保豆板銀ともいふ、キヤウホチャウキ、キヤウホマメイタギンを見よ、

シヤウ

シヤウ トク クワン 尙徳館 葛島取藩の學校 因幡國邑美郡取江崎門内、今東町に在り(通原治) 寶曆六年、藩主相模守重寛之を創建す、其浦文藏を擧げ、藩主文學師範役兼學館奉行とし、事務を擔任せしむ、偶々江戸水邸に災あり、遽に其規模を約め、假に之を建築すと云ふ、明年二月始めて開館の式を行ふ、又衣笠八郎兵衛、河田八助を學館奉行とし、文藏と共に教育に従事せしめ、又藩主の侍讀を兼ね、明和以後學事漸く進歩し、又山田仙藏、伊藤千里等を拔で儒臣とするに及びて、儒教其員を増し、侍讀侍讀も皆儒臣及近臣等を以て之に充つ、享和文化の際、文教漸く盛ならんとするに當り、忽ち火災に罹る、尋で假に讀書所を設け、文教の末構造始めて舊に復す、嘉永五年慶徳大に之を修理し、文教始めて振興す、是より入館開館の制を立て、又演武場を設け、藩の子弟をして悉く館中に在りて文武を兼修せしむ、又安政萬延の改正を歴、文久に至り遂に大成し、以て維新の後に及ぶまで盛なりしも、明治三年八月に閉つ(日本教育史資料)

シヤウ トク クワン 尙徳館 葛島取藩の學校 因幡國邑美郡取江崎門内、今東町に在り(通原治) 寶曆六年、藩主相模守重寛之を創建す、其浦文藏を擧げ、藩主文學師範役兼學館奉行とし、事務を擔任せしむ、偶々江戸水邸に災あり、遽に其規模を約め、假に之を建築すと云ふ、明年二月始めて開館の式を行ふ、又衣笠八郎兵衛、河田八助を學館奉行とし、文藏と共に教育に従事せしめ、又藩主の侍讀を兼ね、明和以後學事漸く進歩し、又山田仙藏、伊藤千里等を拔で儒臣とするに及びて、儒教其員を増し、侍讀侍讀も皆儒臣及近臣等を以て之に充つ、享和文化の際、文教漸く盛ならんとするに當り、忽ち火災に罹る、尋で假に讀書所を設け、文教の末構造始めて舊に復す、嘉永五年慶徳大に之を修理し、文教始めて振興す、是より入館開館の制を立て、又演武場を設け、藩の子弟をして悉く館中に在りて文武を兼修せしむ、又安政萬延の改正を歴、文久に至り遂に大成し、以て維新の後に及ぶまで盛なりしも、明治三年八月に閉つ(日本教育史資料)



(藏所御館物博室帝京東)

シヤウ トク クワン 尙徳館 葛島取藩の學校 因幡國邑美郡取江崎門内、今東町に在り(通原治) 寶曆六年、藩主相模守重寛之を創建す、其浦文藏を擧げ、藩主文學師範役兼學館奉行とし、事務を擔任せしむ、偶々江戸水邸に災あり、遽に其規模を約め、假に之を建築すと云ふ、明年二月始めて開館の式を行ふ、又衣笠八郎兵衛、河田八助を學館奉行とし、文藏と共に教育に従事せしめ、又藩主の侍讀を兼ね、明和以後學事漸く進歩し、又山田仙藏、伊藤千里等を拔で儒臣とするに及びて、儒教其員を増し、侍讀侍讀も皆儒臣及近臣等を以て之に充つ、享和文化の際、文教漸く盛ならんとするに當り、忽ち火災に罹る、尋で假に讀書所を設け、文教の末構造始めて舊に復す、嘉永五年慶徳大に之を修理し、文教始めて振興す、是より入館開館の制を立て、又演武場を設け、藩の子弟をして悉く館中に在りて文武を兼修せしむ、又安政萬延の改正を歴、文久に至り遂に大成し、以て維新の後に及ぶまで盛なりしも、明治三年八月に閉つ(日本教育史資料)

シヤウ

シヤウ

シヤウ トク クワン 尙徳館 葛島取藩の學校 因幡國邑美郡取江崎門内、今東町に在り(通原治) 寶曆六年、藩主相模守重寛之を創建す、其浦文藏を擧げ、藩主文學師範役兼學館奉行とし、事務を擔任せしむ、偶々江戸水邸に災あり、遽に其規模を約め、假に之を建築すと云ふ、明年二月始めて開館の式を行ふ、又衣笠八郎兵衛、河田八助を學館奉行とし、文藏と共に教育に従事せしめ、又藩主の侍讀を兼ね、明和以後學事漸く進歩し、又山田仙藏、伊藤千里等を拔で儒臣とするに及びて、儒教其員を増し、侍讀侍讀も皆儒臣及近臣等を以て之に充つ、享和文化の際、文教漸く盛ならんとするに當り、忽ち火災に罹る、尋で假に讀書所を設け、文教の末構造始めて舊に復す、嘉永五年慶徳大に之を修理し、文教始めて振興す、是より入館開館の制を立て、又演武場を設け、藩の子弟をして悉く館中に在りて文武を兼修せしむ、又安政萬延の改正を歴、文久に至り遂に大成し、以て維新の後に及ぶまで盛なりしも、明治三年八月に閉つ(日本教育史資料)

シャウ

の號に倣ひて自ら勝鬘といふ、十一年太子はじめて冠位十二階(キカイ)を制し、明年また憲法十七條を定む(ケンパフ)參看)十三年移りて斑鳩宮に居る、十四年詔して播磨水田百町を賜ひ、二十五年更に湯沐邑を益し、東宮の俸常式に二倍す、太子後に賜ふ處を以て、悉く其創むる所に施入せり、二十八年馬子と共に、天皇記國記及び臣連伴造百八十九部公民の本記を撰す、明年病て斑鳩宮に薨す、年四十九、磯長陵に葬る、太子深く佛法を信じ、また寺院を建立する事、四天王、法隆、中宮、橘樹、蜂岡、池後、葛城、元興、日向、定林、法興等十餘寺に及ぶ、佛教の吾國に興隆せる、實に太子に負ふ所甚だ多しとす

シャウトクモン

章徳門 大内親八省院二十五門の一、左廂門といふ、會昌門の東、十一間を隔て、位す、貞觀儀式元日朝賀の條に、門部三人、入、章徳興禮兩門、居、會昌門内、左右廂胡床とあり(大内親圖考證)

シャウトクモン井

淨土寺 山城國愛宕郡淨土寺村慈興寺(銀閣寺)は即ち其舊地なり(山城國愛宕郡)後一條天皇の御代、天台座主明教僧正の作る所なり、明教は宇多天皇の皇孫、兵部卿有明親王の子、延昌僧正の弟子となり、寛仁三年十月座主に任じ、僧正に至る、世に淨土寺僧正と云ふ、後、後白河天皇の寵姫丹後局、亡夫平業房の爲に淨

シャウドジ

淨土寺 山城國愛宕郡淨土寺村慈興寺(銀閣寺)は即ち其舊地なり(山城國愛宕郡)後一條天皇の御代、天台座主明教僧正の作る所なり、明教は宇多天皇の皇孫、兵部卿有明親王の子、延昌僧正の弟子となり、寛仁三年十月座主に任じ、僧正に至る、世に淨土寺僧正と云ふ、後、後白河天皇の寵姫丹後局、亡夫平業房の爲に淨

シャウ

土寺内に堂を建て冥福を祈る、安元元年八月建禮門院此の堂に行啓し、壽永元年堂供養を行ふ、後、後々法皇の御幸及び近親の詣等ありて本寺盛なりき、文明十一年足利義政、此寺を廢して別園を營み、北山の金閣に對して銀閣と云ふ、山城名勝志によれば、江戸時代には村内に草堂一字あり、彌陀を安置せりと云ふ、歴代を左に示す(山城名勝志、諸門跡傳) 〇明教 行覺 覺尊 尊仁 相家 仁操

シャウドジ

淨土寺 備後國御調郡尾道の東〇轉法輪山大乘院と號す(備後國御調郡)寺派、もと高野山の末寺(備後國御調郡)傳に云、推古天皇廿四年聖德太子の創建と、未だ詳かならず、弘安正應の頃、一時頽破せしが、嘉元年間僧定澄之を修造し、金堂本堂等大に備はる、正中二年火災に罹る、嘉元貞和の頃大に之を營造す、元弘の年繪巻を賜ひ祈禱を命ず、建武三年足利尊氏西國に走りし時、此に宿して兵を聚む、應安七年義滿亦此寺に至り、尊氏直義寺田を施入し、堂塔を修む、中國風指の名刹とす(備前通志、福山志料)

シャウドジクワンバク

淨土寺開白 九條師教(テウサネチカ)を見よ、

シャウドジド

淨土寺殿 三條實親(サナテウサネチカ)を見よ、

シャウドジノダ

シャウタイジン 淨土寺太政大臣 三條公房(サンテウサネフサ)を見よ、

シャウ

シャウドシシユウ 淨土眞宗 眞宗(シシユウ)を見よ、

シャウドシユウ

淨土宗 佛教の一派、彌陀因位の願行に報ひ、顯現したる淨妙の境界、之を極樂淨土と名づく、即ち報身報土なり、此宗の意専ら彼の淨土に往生せんことを期す、故に所期の處に従ひ名を立て、淨土宗といふ(源空上人の開創する處なり、源空夙に諸宗の碩徳に就きて顯密二教を研究し、學解行法並に其蘊奥を盡し、精通妙詣、一も支底に達せざるはなし、唯其行業時機に應ぜず、出離得脱に難きを以て、更に開闢求法、五千の經卷を繕くこと五回、特に善導大師の觀經疏を熟讀すること三回、遂に一心專念彌陀名號、行住坐臥不問時節久近、念々不捨者、是名正定之業、願被佛願の文を讀むに至り、一旦豁然として悟る所あり、妙に和尚の素意を領し、優に釋迦の教旨、彌陀の願意に通ず、茲に於て顯密の行業を拋擲し、專修念佛の一行に歸入す、時に年四十三、承安五年春三月なり、之を本宗開創の始めとす(源空の門下高僧甚だ多く、辨長、證空、源智、隆寛、重源、聖覺等其上首たり、辨長は元久元年筑紫に歸りて大に宗風を宣揚す、筑後國山本郷善導寺は其舊跡なり、證空、重源は近畿に、隆寛は關東に弘通す、源智は特に遺蹟の附屬を受け、知恩院、知恩寺、金戒光明寺共に自ら第二世に居りて、知恩報徳の經營をなせり、辨長の法嗣眞忠、嘉禎三年出で、諸國に弘通す、後醍醐天皇、後深草上皇、眞忠を延て宗義を問ひ、一乘圓戒を受け給へり、其門下高僧甚だ多し、寂慧、尊觀、性眞、禮阿、慈心、了慧等あり、尊觀の孫に眞榮、眞就あり、大に常野奥羽諸州に傳播せり、禮阿の徒に向阿あり、道儀高俊特に詞

シャウ

漢に富めり、其後に等照、隆覺等の名徳あり、寂慧の徒に定慧あり、定慧の徒聖圓、永和中常總の間に起り、大に宗風を宣揚せり、其徒聖聰は増上寺の開基なり、慶長年間、存照あり、同時に知恩院に尊照あり、共に徳川家康に信敬せられ、東西相應して宗法を興隆せり、存照の門下碩徳甚だ多く、廓山了也、祐天、龍等あり、爾來靈巖、開證、忍微、義山了也、祐天、無能等の高徳相繼で輩出し、大に宗門の面目を擴む、然るに昇平日久しく漸く弊習を馴致す、偶々維新の機運に遭遇し、舊制を改むるの議起り、終に明治十三年、三河以西を西部となし、遠江以東を東部となし、各管長を別置するに至り、後東西の區分を廢し、二十年三月、宗制を設立し、一宗統治の法を確定す、而して本宗より出で、別に一派をなすもの、西山派、鎮西派、長樂寺流、九品寺流、一念義等あり、各條下に於て見るべし(佛教各宗綱要、日本佛教史綱)

シャウドスコロク

淨土雙六 繪雙六の一種、南無分身諸佛の六字を四角或は六角の木に書て目標となし、南園淨州より振出し、悪しき目を振れば地獄へ落ち、善き目を振れば天上に登り、初地より十地等覺妙覺等を経て佛に止るを上りとす、一の遊戯法なり、萬治寛文の頃より流行す、後世の道中雙六或は其他の繪雙六は是に倣ひたるものなるべし、スゴクヲ參看(遺魂紙料)

シャウナイ

莊内 鶴ヶ岡城(ツルガチカシヤウ)を見よ、

シャウナンジ

城南寺 山城國紀伊郡鳥羽に舊址あり(紀伊國鳥羽)始め詳かならず、永暦元年九月二十日城南寺祭を行ひ、後白河上皇臨幸して、神馬、田樂、王女、舞人、垂獅子等ありて、競馬七番ありしこと、山槐記に見えられたれば、此の時以前より

ありし事明かなり、後鳥羽上皇御讓位の後、城南寺にて慶々歌合を行ひ、又流鏑馬以下の射藝を行ひたまへり、承久元年五月、上皇城南寺流鏑馬と稱し、關東追討の兵を徴し給ひしは、最も著名なる事蹟とす 〇城南神社あり、寺の鎮守なり、此の神祭のこと、詳しく中右記に見えたり(山城名勝志)

シャウニン

上人 僧侶の名、法橋上人位の略稱、ソウキヲ見よ、

シャウニン

上人 智徳を具して己の樂を捨て、一切衆生の爲に佛道を修する人、即ち徳行の勝れたる僧を云ふ、釋氏要覽に、摩訶般若經云、何名上人、佛言若菩提一心行、阿耨菩提、心不散亂、是名上人、古師云、内有智徳、外有勝行、在入之上、名上人、又有過能自改、名上人、と見えたり、我國にて上人の始めは、空也上人を始めとす、諸門跡譜に、常康親王、仁明帝孫六波羅密寺之開基也(法諱光勝)任之、日域上人是始也とあり、又淨阿上人縁記に、他阿彌は繪旨によりて上人を賜はりしと云へど、信じ難し、蓋し上人は多く天台系統に屬する念佛、淨土、眞言、日蓮等の各宗のみに用ひられたるが如し、古く聖人と通じて用ひられたり、聖人參看すべし、

シャウニン

聖人 高僧を云ふ、梵語阿羅耶と云ふ、聖者と譯し、又出苦者と譯す、智大道に通じ變に應じて究まらず、物を悲愍するの情を具するを言ふ、又佛菩薩は、聖法、七聖財(即ち信戒慍悔多聞智慧捨離)、七聖覺を有する故に、聖人と名づくこと云へり(續釋名義集、佛教のるは辭典) 後乘房重源、黒谷源空等を皆聖人と尊稱せし事玉葉に見えたり、又之を訓讀して、ヒシリと云ふ、古く上人と通じて用ひられたり、上人參看すべし、

シャウネイデン

常寧殿 大内親の

シャウ

シャウハウ 聖賢 讀破の人、醍醐寺の開祖、年十六、眞雅法師に投じて得度す、三論天台唯識華嚴等學をざるなし、又金剛峯寺眞然に從て密教を受け、又源仁に從て奥祕を極む、眞觀の末醍醐寺を開いて、顯密二教を演じ、又東南院を奈真に建

シャウ

て、三論を講ず、又悲濟を勤め、衛役を金剛山に置
き、渡舟を吉野川に設く、行人之に頼る、仁和三年
傳法阿闍梨の位を賜ふ、寛平二年貞觀寺座主となり、
延喜二年僧正となる、九年七月寂す、年七十八、南北
二京に周遊し、其管攝する所、東西二寺醍醐東大興福
寺等なり、又丈六の大像二十餘尊を造る(元亨釋書)

シャウハク

上方 禪宗にて住持を云ふ、本
と山上の佛寺を云ひしが、住持の居所最高處に在る
が故に、轉じて住持を言ふに至る(禪林象器箋)

シャウバンシユウ

相伴衆 室町
時代、將軍の相手として命ぜられしものをいふ

【起原】 應永廿八年正月、將軍義満伊勢貞經の第
に宴す、島山滿家に相伴を命ず、此種始めて此に見
ゆ、爾來斯波、細川、島山の三氏、未だ管領に補せざる
者、及び奮動ある者の中、材武技群なるを擇びて相
伴衆とし、將軍諸將の第に臨む時は陪侍せしめ、的
始等の盛儀に祇候せしむ、歳首の賀正には、班管領
に亞ぐ、永享中、廿五人に至り、長祿文明の頃には、五
六人の少数となれり、永祿以來は、三好長慶、齋藤
義龍、毛利元就、大友義領、北條氏康、朝倉義景、今川
氏真等の類も、此に命ぜられたり、蓋し籠するに虚
名を以てし、職務を與へざるなり(花營三代記、官制
沿革略史)

シャウビ

蓄微 製の色目の名、表は紅にて、
裏の紫なるものをいふ(藻鑑草)

シャウフ

省符 兵部省より諸國に下す公文
をいふ、符(フ)を見よ、

シャウフ

高蒲 高蒲製「アヤメ」を見よ、

シャウフガサネ

高蒲葺 高蒲葺「アヤメ」を見よ、

シャウフガハ

高蒲葺 葺の一種、地を青
く、又は萌黄地にしてあやめの花葉をいくつも並べ

シャウ

て、白く模様を出し染めたる草を云ふ、又花なきもの
又駒形とて馬の形を小さく染めたるもの、又爪形とて
琴柱爪の形の如く染めたるもの、又杉立とて杉の立
並びたる如きものあり、又小標草品草などもしやう
ぶ草の類なり、又高蒲草の模様を、豎にならべて染め
たるを高蒲草、横にならべて染めたるを横高蒲と云
ふ、敷皮のへりなどに高蒲のつかひやう有り、又一
説には軍陣圖書に云く(永正八年小八木若狭守忠勝
記)よ、高蒲と云ふは、駒の紋にまじりたるを云ふ
なり(中略)たて高蒲と云ふは、しやうぶ計あるを云
ふと云へり(貞丈雜記)其模様の染め方に因りて名稱
異なれり、以上述べたる外に鱗高蒲、角爪高蒲、野
馬高蒲、家形高蒲、蘆雁高蒲、楓鹿高蒲、薄等の名
あり、今皮(カハ)の挿圖に一二を示したれば、參看
すべし(工藝志)に、正平の頃山城八幡の神人、神
に仕ふる餘暇を以て染草を作る、其文高蒲を用ふ、之
を高蒲草と稱す、武人之を以て甲冑鞍馬及珠等を製
す、これ古の細文藍草の類なりと云へり、

シャウフク

尚復 侍讀(シドク)を見よ、

シャウフクジ

聖福寺 所 筑前國那珂
郡(今筑紫郡)博多○安國山と號す 臨濟宗

【起原】 僧榮西の建つる所にして、本邦禪刹最初
のものなり、榮西文治三年三月渡宋して禪を學び傳
へ、建久二年七月歸朝して、博多に本寺を創建し、以
て禪宗を弘む、筑前風土記、太宰管内志に同寺所藏
の榮西言上の文書により、もと宋人の建てし百塔の
舊址あるを、賴朝に請うて地を賜はり建立すし、又
後鳥羽天皇より、扶桑最初禪窟の勅額を賜はりしと
爲す、共に信するに足らざる説なり、その後荒廢
し、三十三代の住持正平年中再興せしが、室町時代

シャウ

の戦亂を経て復荒廢せしが、豊臣秀吉之を再興せり、
筑前風土記に、往昔は此寺の境内甚廣かりしにや、其
界限の内、今は民家となりたる所多し、北に西門あ
り、是れ當寺の西門有し所なり、今は昔にしかすと
いへども、寺内猶廣し、古へは諸堂諸坊所せく作り
並べて、繁榮の寺なりしに、亂世の折節博多度々兵
燹に懸り、皆焦土となりければ、此寺も同前炎上
せり、秀吉公博多再興の時、漸かたばかりに寺院を
再造す、小早川隆景の當國を領し給ひし時、當寺方
丈を立、今の前堂是なり、寺領三百石を寄附せらる、
隆景の養子秀秋相續て當國を領し給ひし時、百石を
減じたり、長政公入國の時慶長十六年二百石の寄附
あり、近年に至りて佛殿三門鐘樓開山堂經藏等造立あ
り、當時子院三十八區有、今は十四區残り」と見え
たり(元亨釋書、筑前風土記)

シャウフクジ

淨福寺 所 山城國京都
上京區篠原町二丁目

【起原】 淨土宗、知恩院末に屬す、
初め天台宗、廿五大寺の一○本尊三國傳來の釋迦
なりと、延喜中諸堂火災に罹り、更に小堂を建立せ
しが、天徳四年内裡炎上に類焼せり、叡山の僧良源
之を西坂本に再建せしむ、二百年を経て災に遭ふ、建
治二年後宇多天皇勅して、一條村雲に再建せしめら
れ、大永五年後柏原天皇、念佛三昧堂の勅號を賜ひ、之
より淨土宗を兼攝し、元龜三年に至り知恩院に屬し、
單に淨土宗となる、天正五年相國寺門前今出川の北
に移り、元和元年今の地に遷る、享保四年焼亡し、十
五年より十八年に至り再建落成す、即ち今の堂宇な
り(山城名勝志、平安通志)

シャウフクジ

常福寺 所 常陸國那珂
郡瓜連村○草地山蓮華院と號す

シャウ

十八楨林の一 起原 延文二年佐竹義篤之を創建
す、盛蓮社了實成阿上人を開山と爲す、慶長七年十二
月百石の朱印を賜はり、明年武田萬千代の菩提所と
なる、末寺六十箇寺あり(續江戸砂子、新編常陸國誌)

シャウフクタク

昌福堂 大内親八省院十
二堂の一、師元記章福堂に作る、大極殿の東南、第
一の堂にして、長さ七間、龍尾道の南九丈二尺に位
し、東廊壇を距ること四丈二尺、南四丈に合草堂あ
り、朝堂の座者は、太政大臣、左右大臣にして、北端太
政大臣、次左右大臣となす(大内親圖考證)

シャウフツクリノカタナ

高蒲作刀
鑄造の極手の筋なきを云ふ、太平記に、備前長刀の
しのごさがりに高蒲形なるを、因幡堅者金村が持た
ること見たり、しのごさがりとは、鑄より峯の方
を普通よりは薄らめて刃の方と等しく落したること
にて、其稱の高蒲の葉に似たる故に名づく(本朝軍器
考、貞丈雜記)

シャウヘイ

正平 南朝後村上天皇御宇の年
號、興國七年(北朝の貞和二年)十二月八日改元す、二
十四年を経て建徳と改む、

シャウヘイガハ

正平葺 染草の一種、白
章にて地を柿色に、紋を白く出したるを云ふ、其文
は猿獅子牡丹唐草梅鉢等の花草ありて、細長なる圓
の内に正平六年六月一日の八字を染成す、正平六年
征西將軍懷良親王、肥後の熊本の軍工に命じて、革
を染むる模範を刻せしめて、以て革を染めしむ、是
を正平葺といふ、筑前筑後肥前肥後元軍工多し、年
序を経て其業漸く衰へしに、元弘元年より以來干戈
相闘ぐを以て、軍工の業復繁し、是に至りて親王更に命
じて染草を作らしめしなり、是より先、聖武天皇の
御宇、天平年間鎮西の軍工能く高草を作る、其文は

不動尊の像、八幡の二字、梵文を作るあり、上古書
章といひしは即ち是なり、而して並に皆細長なる圓
の内、天平十三年八月の七字を染成す、爾來數百年
皆之に倣ひ、私に年月の字を改めず、正平六年六月一
日の八字を染成せしは、天平の古風に倣ひしなり、
後世其舊製の者を稱して、天平葺といひ、正平以後作
りし所の者を稱して、正平葺といふ、正平葺も亦後世
に至りて年月の字を改めず、革(カハ)の挿圖參看(貞
丈雜記、工藝志)

シャウヘイサウ

常平倉 所 王朝時代
常に穀價を平均せしめんが爲に、米穀を貯蓄する所
を云ふ、官より相應の價を定め、豊年には其價を以
て之を買ひ、凶年には復た其價を以て之を賣る、故
に穀價常に平にして、復た高低過度の憂有ること無
きなり、因て此の名あり 起原 淳仁天皇天平寶
字三年、始めて之を置くと雖も、倉は獨り運脚に備る
もの、如し、蓋し其意本と穀價を平均するに在り、兼
て此に及ぶのみ、光仁天皇寶龜四年三月、天下の穀
價騰貴して百姓飢急し、賑恤を加ふと雖も猶未だ存
濟せざるに因り、官議奏して曰く、常平の義は古の善
政なり、民を養ひ急を救ふこと是に尙ふるはなし、翌
秋時に至りて穀糶を賣成せん、國郡司及び殷有の百姓
り、貧民に糶與し、得る所の價物は全く國庫に納め、
は、並に買ふことを得ず、もし違ふ者あらば、藤原
を論ぜず違勅の罪を科せん、もし百姓の間、賤時の價
に准じて私糶を出願し、一萬束に滿たば、有位白丁
を進めて叙せん、但五位已上は此限にあらずと奏す、
可とし、乃ら使を七道諸國に遣し、各當國の穀價を糶
して兼れて飢民を賑す、清和天皇貞觀九年四月、東

西京始めて常平倉を置き、官米を出して之を糶す、米
一升に、直新錢八文、是時穀價騰貴、内外飢饉、米一
斛に、直新錢一千四百文なるを以て賑救す、醍醐天皇
延喜九年正月、常平所の穀、寛平錢并別三文に充て沽
るべき由を天下に下知す、爾後屢々常平倉の穀を賑
救す、尙ほ義倉(ギヤウ)參看すべし(大日本租稅
志)

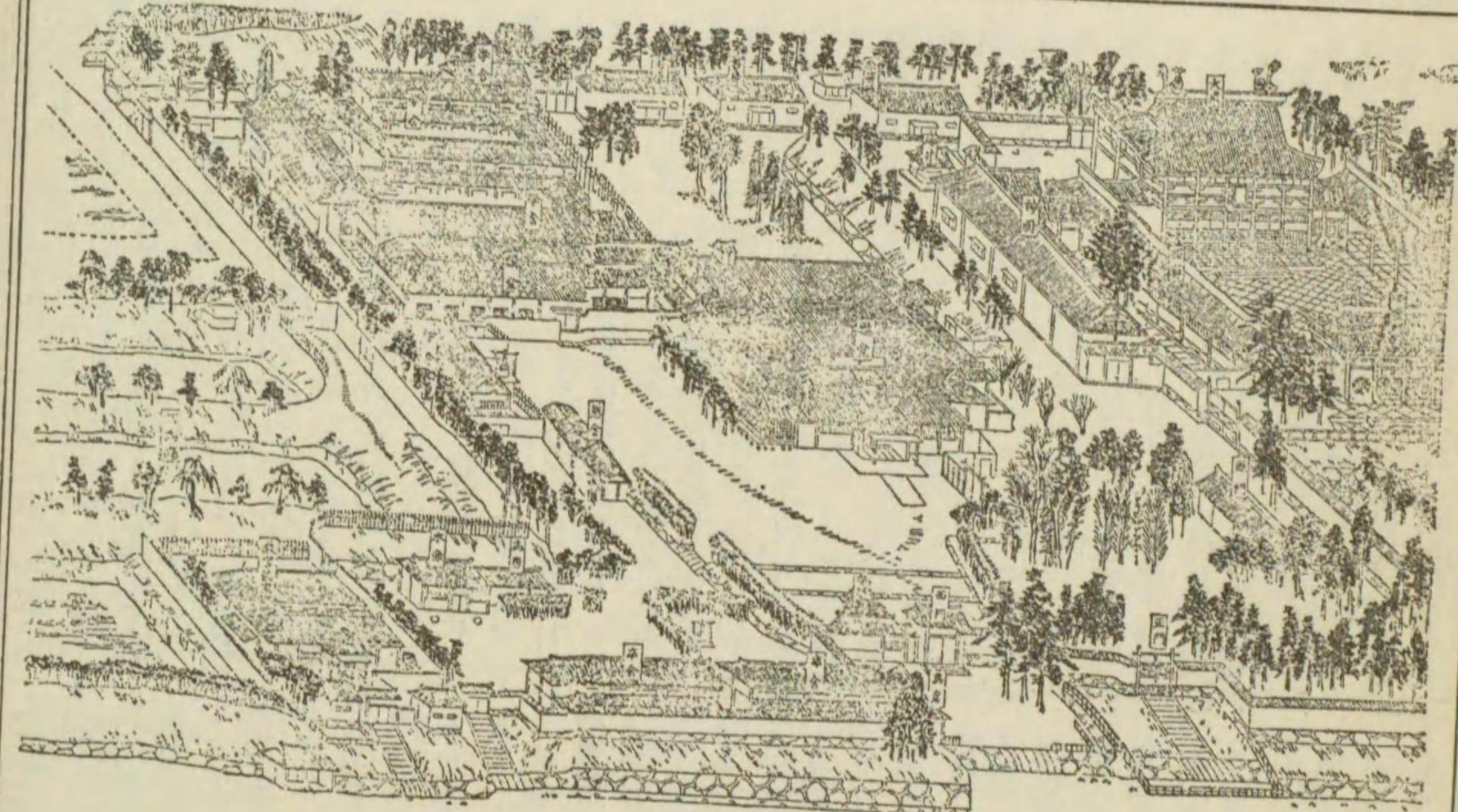
シャウヘイサカガクモンジヨ 昌平坂
學問所 所 江戸幕府官設の學校、専ら儒學を
教ふ、本來は單に學問所とのみ唱ふべきなれど、之は
通稱に從へり、また私に昌平學校、昌平堂とも呼びた
り 起原 江戸湯島、今の女子高等師範學校の在る處
【開創】 寛政改革の後、純然たる公立となりたれども、
其教務の事はなほ舊によりて、林家をして之を統轄
せしめ、其他の庶務に就きては、奉行、世話役、勤番、
下番等の職を置きたり、學問所奉行は文久二年創置
し、寺社奉行の次序とす、萬石以上の者を以て充て
にして、僅に三年にして之を廢す、世話役は寄合の出役
にして、希に中興小性より兼める事あり、勤番は林大
學頭支配に屬し、五十俵三人扶持を給す、其數二
十人あり、組頭を置きて監督す、組頭は百五十俵高
の職にて、外に七人扶持を給す、勤番は寛政十年組
頭は同十二年に置く所なり、下番は三十人あり、二十
俵二人扶持を給す、同十年に置く所なり 起原 隆慶
寛永七年、將軍徳川家光、江戸忍岡の地を林羅山に賜
ひ、興學の地と爲せり、是れ昌平坂學問所の濫觴な
り、寛文三年、徳川家綱、林鶴峯に弘文院の號を賜ふ、
茲に於て其書院を號して弘文館と云ふ、(コウワン
カン)、コウワンクワン(參看)元祿三年七月、弘文院
の地狭少なるを以て、弘文館を移して、湯島坂上六千
坪の地に建つ、其地を名付て昌平坂と云ひ、孔子の廟

シャウ

シャウ

シヤウ

(聖堂)を大成殿と云ひ、總稱して聖堂と云ふ。將軍綱吉、大成殿の額を書し、林氏に賜ひ、林氏をして世々祭酒たらしむ、是より始めて幕府の學校と爲り、大名に命じて、常に消防に備へしむ、茲に於て諸侯、禮器を製し、経籍を購ひ、其學を賛成し、且つ華傲して學校を其領地に立つる者多し、四年廟宇落成す、後ち釋奠の日に、綱吉親ら經義を此に講せり、是より後綱吉、聖堂に於て講義せしこと數次、又林氏に極めて賜資を厚くして、其家人、門生に及び、且つ之に宴を賜ひ、自ら起ちて猿樂を舞ひしことありと云ふ、廟宇落成の年、鳳岡、經を大成殿の外門なる仰高門の東舎に講す、聽く者凡三百餘人、土庶皆之に預かりしかば、舎中容るゝの餘地なく、地に席して聞く者あるに至れり、經を仰高門の東舎に講ずること、茲に始まる、寛政二年、將軍家齊、老中松平定信の言を納れ、柴野栗山、岡田寒泉を聘して儒員とし、林氏に屬して、學政を佐けしむ、其他藩臣中にて學力に富める者あれば、擢て、幕府の儒員とすること毎なり、是時、林氏數世相繼ぎ、學政弛廢して宿弊多し、茲に於て鳳岡の支孫錦峯は、栗山等と議し、規約を立て、之を矯正せしかば、四方の生徒稍々來學せり、初め家綱、鶴峯に命じ、史館を忍岡に開き、本朝通鑑を編輯せしめ、月糧九十五口を給し、以て史生の支養に充つ、修史既に成るの後、之を以て林氏塾生の支糧と爲し、學校を昌平坂に開くに至り、更に校生の學糧と爲し、之を生徒に支給し、其餘を以て講書の資と爲す、別に三十口を錦峯に賜ひて塾糧に充つ、林氏にあらざる儒員の、學政を佐け、及び學生と林氏の家塾とに支糧を給すること、此に始まる、又尾藤二洲、古賀精里を召して儒員と爲せり、茲に於て儒



(般所志平昌)

員等常に講義に従事し、始めて經義、史學、時務、作文の四科を以て、試験を行ふ、所謂學問吟味これなり、寛政五年、幕府特旨を以て、岩村藩主松平能登守乘菴の男衛に命じて、岩村藩主松平能登守乘菴の男衛に命じて、錦峯の後を承けしむ、衛は進齋と號し、頗る學を好み、林氏の中興と稱せらる、學校改革の事に於て、大に功ありしと云ふ、此年、更に學政を評定し、學規を立てたり、凡て生徒たる者は、篤實退讓ならんことを要し、決して國政を議することを得ず、其業を修むるや、經史、作文を問はず、各其材に因りて成就せしめ、四書、小學を以て、必ず研究すべきの書とし、敗俗非聖の書を讀むを禁じ、新奇怪異の説を爲すを得ざらしむ、毎歲程に準じ、各其成否を試み、三年にして成らざれば、乃ち之を黜去す、而して僧徒、工商の如きは、入學するを許さずと雖も、就中工商の爲學にして、其本業を棄つる者は、特に生徒の末に列するを許せり、又始めて童科を試み、即ち素讀吟味にして、毎歲一回之を試むるを定例とす、寛政九年大に校制を改革す、抑々從來は、士庶を論ぜず教育を施したりしに、此改革に於て生徒を放つ、職員を罷め、専ら幕臣をして講肄せしむ、又弘文館を改めて學問所と稱し、林氏の縁を加へ、其塾糧を増して百三十口とす、是より先、林氏の學校を廢せて、幕府の饗舎と爲すや、尙其故轍に循ひ、

シヤウ

シヤウ

シヤウ

稍々半私の姿を存せしに、是に至り純然たる公序と爲るに至れり、寛政十一年、大に工役を興し、新廟を建て、學校を増築す、其規畫一に明の制に倣ひ、裁するに時宜を以てし、工造の盛なること、近古未だ有らざる所なり、就中新廟は、徳川光圀が明人朱舜水に諮問して造りたる、孔廟の木様に依ると云ふ、又市坊を除き、街陌を轉じ、第宅を移し、寺觀を撤し、以て廟宇の地を擴む、其廣袤、舊區を合せて凡一萬一千六百餘坪、大成殿(聖堂と稱す)、講堂(聖堂と稱す)、講堂(稽古所と稱す)、學舎(寮と稱す)、儒員の官宅、馬場、矢場等ありて、其制大に備れり、今近世の景況に依りて、此學校の制を按ずるに、一歳の費用は、千石、百三十口を以て定額とす、林氏を以て總教と爲し、専ら之を總轄せしむ、講義、輪講等は、儒員及び教授方出役等にて之を爲せり、儒員は四五人ありて、二百俵の世祿を賜はり、別に手當十五口を給す、其身分は旗下なり、教授方出役は、別に本務ありて、教授を兼ねる者にて、其身分は旗下あり、家人あり、此外に典儒者あれども、將軍の侍讀と爲り、將軍近侍の者を教授するを掌りて、學校に關係せざるなり、又文久二年に、學問所奉行を置き、大名二人を以て之に充て、林氏の上班に居り、學政を司らしむ、時に海内多事にして、學務の施行に暇あらざるを以て、僅に三年にして之を廢せり、生徒は、寄宿あり、通學ありて、東修謝儀なし、幕臣の自由にして入學せしむ、通學に二種あり、一は句讀生にて幕臣たる者、毎日、稽古所に至り、教授方出役等の教授を受く、其讀む所は小學、四書、五經なり、一は寄宿寮の南樓に、房を得て通學する者にて、之を寄宿並南二階通稽古人と稱す、寄宿に二種の寮あり、一を寄宿寮と云ひ、一を書生寮

と云ふ、寄宿寮は三字ありて、二字は旗下の寓する所、一字は家人の寓する所、書生寮は、諸藩士並に處士の寓する所にして、舎長あり、五口俵、及び盆暮手當金三兩づ、給し、寮生を監督す、助勤二人あり、各三人扶持及び盆暮手當金二兩を給し、舎長を助く、經義掛、詩文掛各二人あり、寮生の講義、會讀、詩文に關する雜事を掌りて、手當金あり、此寮は、二字にして、生徒は、舎長以下四十四人を以て定員とす、初め學校の制を改革するや、幕臣のみを齋陶する處と爲したれど、尋て學校構内なる儒員官宅の塾生、漸く増加したるに由り、新に寮を建て、之を收容す、書生寮此に始まる、此寮の生徒は、林氏の門人、若くは本校儒員の門人に限り、入寮の時、試験を要せざるを以て、もし門人ならずして、入寮せんとする者は、新に其門人と爲るなり、然れども立校の主意にあらざるを以て、之を遇すること厚からずして、皆其食料を自辨せしむ、寄宿寮の生徒は、寛政以來三十人を限りしが、天保に至り増して四十八人と爲し、之に日食炭油を給し、疾ある時は醫藥を賜ひ、待遇極めて優渥なり、但し其入學者は、旗下は四書五經の素讀を、家人は四書の講義を試験し、入寮の後、讀書の餘暇には、武藝を學ぶことを得れども、洋書を讀むことを得ず、さて寄宿の期は、寄宿書生二寮共に一年を限り、滿期の後は、更に許可を得て入學す、又稽古所に於て、一六の日に經書等の講義、二七の日に輪講あり、會頭は、儒員にして、寄宿寮及び南樓、書生寮の生徒皆之に預かる、寄宿寮の南樓には、通學生の爲に、毎日、輪講會讀ありて、儒員及び教授方出役等會頭と爲り、寄宿寮の生徒も、亦預かることを得るなり、寄宿寮の北樓には、四九の日經書等の講義あり、

幕臣三千石以上の者之を聽く、此日又座敷の講義あり、旗下家人皆其席に列す、講師は儒員及び教授方出役等にて、寄宿寮の生徒は、其家の子弟の名を以て聽講することを得るなり、又仰高門の東舎に於て、毎日四書の講義あり、士農工商の別なく興り聽かしめ、姓名を幕府に上らしむ、初め鳳岡が、此舎に於て講を開きてより後、吉宗の時に至り、林氏の門生をして講肄せしめしが、後に旗下の子弟、及び家人の教授方出役等にて之を爲せり、而して書生寮の生徒は、毎月三次儒員の官宅に向ひ、講義會讀の席に列するを例とす、又稽古所には、一年に二回の詩會、四回の文會ありて、寄宿寮及び南樓書生寮の生徒皆出席し、茶菓飲食を賜ふ、又其試験は三八の日に、寄宿寮生徒の小試ありて、其講義を試み、春秋に大試ありて、寄宿寮生徒及び南樓通學生の講義、辨書、和解、問目、作文を試み、甲乙二科の者に官版の書籍を賞す、此外に、素讀吟味、學問吟味と稱する者あり、凡て幕臣たる者、皆之に應ずることを得、目付之に臨場す、素讀吟味は、十七歳より十九歳までを限り、小學四書五經中、一經ごとに一處を試み、小學は多く山崎點を用ひ、其餘は後藤點を用ふ、無點本にて試験を受くる者は、身分に拘はらず、餘人より前に試みらる、而して甲乙科を分ち、旗下の甲には丹後篇三篇、乙には二篇を賞し、家人の甲には白銀三枚、乙には二枚を賞す、但し未だ十七歳に至らざる者は、十七歳と稱して試験を受け、其落第の者は、翌年再び試験を受くることを得、學問吟味は、三年を隔て、一度之を行ひ、初場より三場までは經書の辨書なり、初場は小學内外篇各一箇處、第二場は四書の内二箇處、第三場は五經各二箇處、合せて十箇處の内にて、二箇

シヤウ

シヤウ

シヤウ

の塔頭龍峯庵の兼攝となる。客殿背後の山上に北條(臨時)の墓あり(新編相模國風土記稿)

シヤウラフ 上臈 藤を積むことの長きもの、即ち自分の貴きものを云ふ(藤の解は下臈アラフ、法臈ホアラフ参看す)女房、法師、藏人等に稱したり、上臈の女房は、二三位の典侍を云ふ、公卿の女を小上臈と云ふ、詳しくは女房(ニョウバウ)を見るべし、江戸幕府の時、大奥の職名にあり、平素御臺所の側に侍して雑用を勤め、茶湯、挿花、香合等の時には諸人を指揮し、又凶事ある時は、御臺所の身代りに立つ重任を帯ぶ、多く公卿の女を用ひ、飛鳥井、押小路等の如く、生家の苗字を以て呼ぶを常とす(職原鈔後附、千代田城大奥)

シヤウランロウ

四樓の一、西樓ともいふ、延喜儀式に、左閣樓に作る、應天門外の西南方に突出せる樓にて、栖鳳樓と相對す、方四間(神泉苑所傳圖、二間、以三樓身屋載之、拾芥抄、四間、以四面土庇、敬之也)なり、屋制瓦葺にて、屋脊に盡く鴟尾あり、北廊二蓋廊にて應天門の西廊に接す、栖鳳樓亦之に同じ(大内裡圖考)

シヤウリウロウ

蒼龍樓 大内裡八省院内四樓の一、西宮記に、左樓、兵範記に東樓に作り、古本拾芥抄に、龍尾道東樓といへり、諸書或は青龍樓に作り、大極殿の東南に位し、白虎樓と相對す、其結構、年中行事畫に據れば、蒼龍樓南面三間、(西間、御之上青鏢、下粉壁、壇與廊壇、封以條石、石版、廊屋上有閣、又有小閣四、相依四隅、各東西榮四柱、屋脊兩端有鴟尾、在中者二層、而三閣中有二戸二扉、左右並背鏢閣板、以軒檻四隅、各三間、閣板繪有軒檻と見えたり、延久四年四月、蒼龍樓を築り、

シヤウ

龍、白虎の兩樓、諸門等に兼行筆の額を掲ぐ(大内裡圖考)

シヤウリンジ

正林寺 山城國京都市下京區上馬町 浄土宗、知恩院所轄に屬す(起原)此地は初め平重盛の燈籠堂の遺跡なりしを、九條兼實別荘となし、後之を僧圓光に附し、小松谷御坊と稱す、建永中までは浄土の道場なりしが、其後廢絶す、享保十八年、義山惠空の二僧相謀りて之を再建し、同二十一年上京の眞盛圖子に在りし正林寺を此に移せしより、正林寺と號す、因て惠空を中興とし、圓光の像を安す、同二十二年九條家舊殿を移して書院を造營し、以て今日に至る(平安通志)

シヤウリヤク

正曆 一條天皇御宇の年號、永祿二年十一月七日、大風天變に因て改元す、五年を経て長祿と改む、

シヤウリ

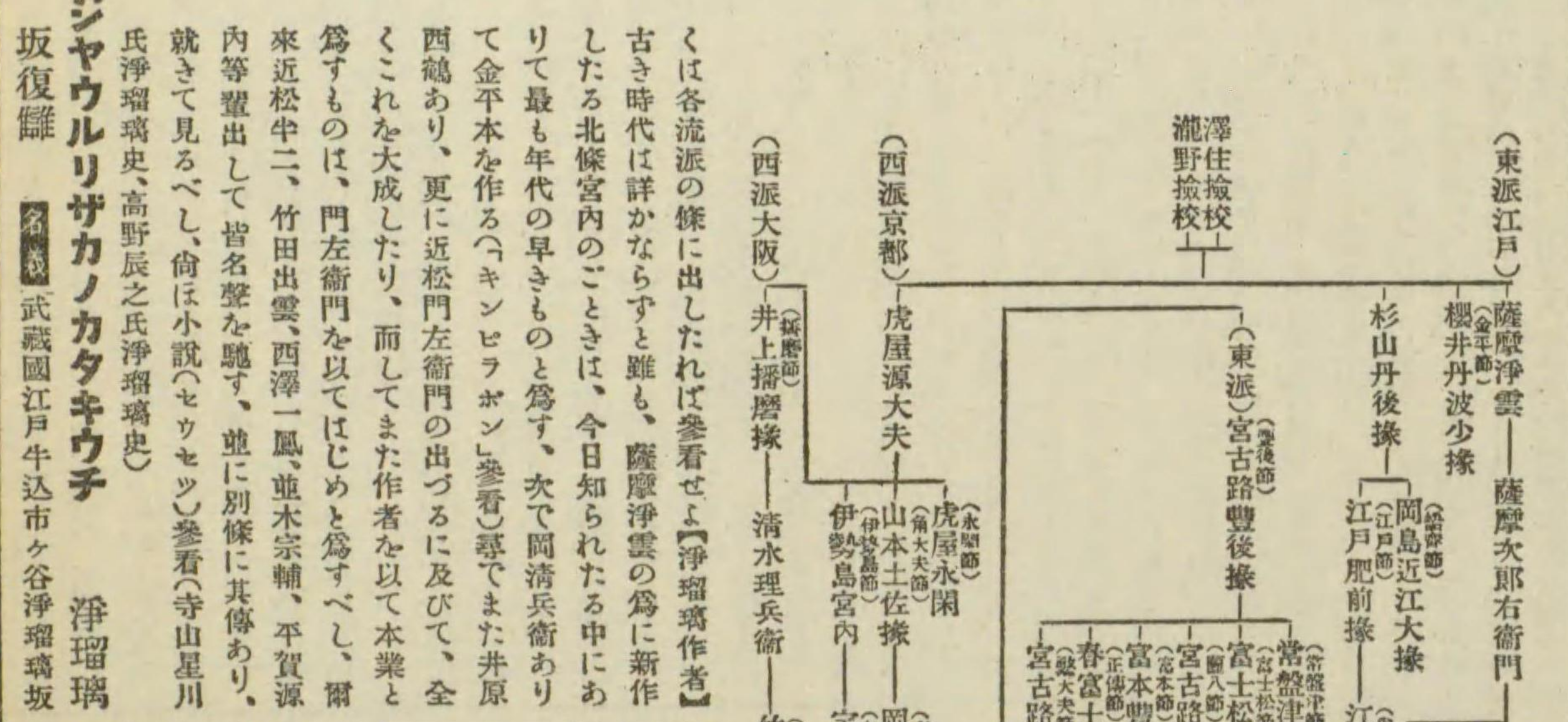
浄瑠璃 名詞、節付けしたる歌謡を、三味線(他の樂器を用ひず)のみに合せて謡ふ音曲、浄瑠璃節の略、もと浄瑠璃姫物語を語りたるより名付く、普通これを語り物と稱して、謡ひものと區別したり(起原)平家琵琶、謡曲、説教、祭文等の諸曲節の轉化したるものにして、宗長日記に、小座頭あるに浄瑠璃をうたはせ、興じて一盃に及ぶ云々とあるを初見とす、これ實に享祿四年津津の山に於ての事に係る、されば此以前已に浄瑠璃なる樂存して、地方にまで流布し居たりしを知るべし、寺山星川氏は、文正大水の頃に濫觴せしものならんといへり、蓋し大體に於て誤らざるものごとし(世或は小野阿通を以て其鼻祖なりとなすものあれど、柳亭種彦が右の宗長日記を引き、誤りなるを辨してより

シヤウ

以來、俗傳として退けらるゝに至れり、然れども阿通が此曲に非常の密接なる關係を有する事は疑なきが如く、大概如電氏は、俗曲の由来に於て、浄瑠璃物語を三味線に合せて歌ふといふことが起つた、それはかの才女の聞えある小野お通といふものに、琵琶法師共が相談して、昔からはやる浄瑠璃物語は、どうしても其儘三味線に合せて語る事が出来ない、何とか仕方があるまいかといつたら、お通は、浄瑠璃物語を作り直したのである、新古の二種が、浄瑠璃物語にあるのが證據で、文章は大に違ひます」と説かれ、故田口博士もまた、や、これと同じ意見を述べられたる事ありき、詳しくは「チノオツカ」参看、)而して當時これを語りたるは替者なりし事、宗長日記、言繼卿記其他によりても明かなり、且つ樂器の伴奏なかりしを以て、扇にて拍子を取りたり、かの奥州浄瑠璃(又仙臺浄瑠璃ともいふ)は其遺風なりとす、また語り物は、古くは浄瑠璃物語(また十二段草子ともいふ)、十二章より成るを以てなり、作者詳かならずにして、後ち多少の新作ありしも、見るに足るべきものなく、却て材を他に求めて、舞曲の大織冠八島、高館、或は御伽草子の鉢かつき、文正、酒頼童子、物草太郎、梵天國等をも、此の節に合せて語りしものに似たり、かくのごとく當時の浄瑠璃は極めて幼稚なるものなりしが、慶長の後に至り、澤住檢校といへる琵琶の名手、また三味線にも練達し、琵琶に平家を合するに似て、浄瑠璃の節に合せて専ら強けるより、遂に節をつけて三味線のみ合せるもの、都て浄瑠璃節といひならし、此音曲の名となりしなり、これより浄瑠璃は一段の進境に向ふの氣運に際會せり(起原)澤住の門人に目貫屋長三郎といふものあり、四宮の傀儡子引田某を語り、浄瑠璃に合せて

シヤウ

人形を操ることをはじめ、これ將來偉大の勢力を有するに至るべき浄瑠璃操芝居の起原なり、尋で女流に、六字南無右衛門、左門より高等といひ、また浄瑠璃を語り、慶長十八年正月監物某といふもの口宣を拜して河内と稱す、これ浄瑠璃大夫にして受領の人始めなり、河内は蓋し六字南無右衛門等と同等のなりしものごとし、此時に際し浄瑠璃は、なほ創始時代にありて未だ全く形を具へず、一群の替者樂權を握りて發展の氣運洵に遅々たるを免れざりしが、薩摩浄雲の出づるに及びて、全然刷新せられたり、而して以上述べ來れる所は、主として京都に於ける出來事なりしが、浄雲の時、江月を下り、一派を爲したるを以て、世にこれを東派と稱す、浄雲は泉州境の人にて父を浄慶といふ、文祿四年に生る、はじめ虎屋治郎右衛門といひ、又小平太といひ、澤住檢校に曲節を學び、後ち薩摩大夫と改め、薩摩として浄雲と號す、寛永年間江月を下りて盛んに世に行はる、是より先、端浄瑠璃専ら行はれて、十二段草子の長篇なるさへ、なほ僅に一部を取り出して語るに過ぎざりしが、浄雲の時、北條宮内といへるものに新作を試みしめ、全篇を數段に分ちたる段浄瑠璃を語りたりき、其門に虎屋源大夫出で、寛文の頃京都に赴きて一派を爲し、源大夫の門人井上掃磨また大阪に出で、一派を爲す、此二人を東派に對して西派といへり、これより三府各々日を遂うて進歩發展し、種々の流派を生じたりと、特に大阪は其盛を極む、就中其地に發成したる義大夫の如きは、最も廣く行はれ、遂に西派は勿論、東派の諸浄瑠璃をも壓倒し、浄瑠璃といへば義大夫を指すまでの勢力を有するに至れり(起原)いま浄瑠璃の傳説並に流派を擧ぐれば左のごとし、なほ詳し



くは各流派の條に出したれば参看せよ【浄瑠璃作者】古き時代は詳ならずとも、薩摩浄雲の爲に新作したる北條宮内のごときは、今日知られたる中にありて最も年代の早きものと爲す、次で岡清兵衛ありて金平本を作る(キンピラホン)参看)等々また井原西鶴あり、更に近松門左衛門の出づるに及びて、全くこれを大成したり、而してまた作者を以て本業と爲すものは、門左衛門を以てはじめと爲すべし、爾來近松中二、竹田出雲、西澤一風、並木宗輔、平賀源内等輩出して皆名聲を馳す、並に別條に其傳あり、就きて見るべし、尙ほ小説(セウセツ)参看(寺山星川氏浄瑠璃史、高野辰之氏浄瑠璃史)

シヤウ

シヤウ

浄瑠璃 坂復讐 武藏國江戸牛込市ヶ谷浄瑠璃坂

の復讐をいふ、又市ヶ谷復讐とも稱す(起原)寛文八年二月、奥平美作守卒し、遺骸を宇都宮興禪寺に葬る、其法會の時、家老奥平準人、同僚奥平内藏允と互に位牌の文字につき、争論を起し、將に刃傷に及ばんとす、衆人爲に之を止む、内藏允憤り啼れず、法會終るの日に準人を斬る、準人亦之に應じて互に刃傷す、當主大膳亮兩人を一門中に預け置く、同五月内藏允自殺し、其子に復讐の事を遺言す(起原)其秋大膳亮、準人及び内藏允の子源八を追放す、源八の一門十數人、仕を辭して共に浪人となり、準人の動靜を窺ふ、未だ果せず、準人深く心を用ひ、江戸牛込市ヶ谷に居地を求め、家を堅く築き、父半齋及び一族皆之に居り、以て非常に備ふ、源八初め復讐の事を幕府へ届け置きたるを以て、寛文十二年二月二日丑刻、主従三

シヤク

りたる紙を笏紙と云ふ、舊記類に笏紙を押とあるは是を云ふなり、笏は音コツなるが、骨に通するを以て、思ひてシヤクと云ふと、一説に笏は柞木にて作る故にサクを通轉してシヤクと云ふと、又一説に笏は尺にて、一笏は一尺なり、

牙笏は、象牙にて作る、木笏は柞、櫟、杉等にて作る、中にも飛騨より出づる柞を最上なりと云ふ、その形細長くして、上は廣く薄く、下は細く厚し、圖を見て知るべし、天皇のほ上を一文字にして、臣下のは角をとりて圓くす、その長さ一尺二寸、上廣二寸七分、下廣二寸四分、厚二分、或は一尺四寸八分、上廣二寸五分、下廣一寸五分、厚二分なりとあり、或は二尺五寸、或は二尺三寸、或は一尺七寸八分なりとありと云ふ、

大寶令の制、天皇及び親王一品以下臣下の五位以上牙笏、六位以下初位以上木笏を用ひしむ、節會拜賀等の大儀には笏紙を付す、笏の持様、腰に差す様各故實口傳等あり、江戸時代以後は神職のもの皆之を拂ふることとなりたり、

天子以珠玉、諸侯以象、大夫以魚須之竹、士竹木象可也、とあるより出でしならん、我國にては、水鏡に養老二年と申し、に、不比等律令を撰びて、御門に奉り給ひき、同二年と申し、二月に、百官を召して笏をもつ事は始まり侍りしなり、とありて、元正天皇の御宇より用ひしと雖も、前にも言へる如く、文武天皇の大寶令に既に制定したれば、是より先に既に行はれしものなるべし、後世は象牙の價貴きを以て、多くは木を以て牙笏に通じ用ひたり(令義解、江次第、同抄、禮業考、裝束集成)

シヤク

尺、物の長短を度りていふ稱、邦訓「サカ」、尺字の音にて、古訓にあらず、伊呂波字類抄に、

シヤク

度之所引起於忽、從二聲口、出爲忽、十忽爲一絲、十絲爲一釐、十釐爲一豪、十豪爲一分、十分爲一寸、十寸爲一尺、十尺爲一丈、六尺爲一步、三百六十步爲一段と見えたり、モノサシ參看、

爵、明治時代、華族に賜はる階級、公侯伯子男の五等に分つ、もと支那周の世、大小の國君に賜へる世襲の家格身分の稱にて、公、侯、伯、子、男に分ち、之を五等の爵といひ、又諸侯の臣にも、卿、大夫、士の三等の爵あり、夫より起りたるものなり、我邦にては、古へ未だあらざりしが、明治十七年七月、華族令を公布し以て之を定む、華族(クワンク)の條參看、

シヤク井

借位、(一)位階を人臣に借すを云ふ、又假位とも云ふ、高貴の人に謁し、又は外國に發遣又は外使に接するに、位階なくしては無禮なるを以て、特に此制を設けしものなるべし、後には功を賞するにも用ひたり、(二)國司が假りに管轄内の神社に位階を授くるを云ふ、(三)天皇家に平賀字六年十一月、正六位上借位多治比真人小耳を以て、送高麗人使とせしを始めとす、淳和天皇長八年二月、天皇水成野に遊獵の時、外從六位下伴刈田繼立、外正七位下他田足主二人に從五位下を借すこと、類聚國史に見え、同二年七月借位の郡領に位階を賜ふこと政事要略に見えたり、此の外續後紀、文德實錄、三代實錄に見えたるは、多く遣唐使又は郡領等なり、假位の例は、承和八年八月相模國高座郡大領從六位下壬生里成實民に代りて、調庸を填進し、領民に稻を給し、戸口益増するを以て、外從五位下を假し其身を養はしたるを初見とす、(二)は筑後國神名帳に、借從五位下大多良男神、借從五位下大多良男神、已上二前、前司守和朝臣利親在任之時、以去延喜廿三年

シヤク

三月口日、奉授位、(中略)借從四位上斯禮賀志命神、右神元慶八年四月日奉授借正六位上云々、時吏依其神驗顯然、延喜十五年五月十三日、奉授借從五位下、以同廿年十二月十一日、奉授借從四位下、當時守吉忠宿禰公忠、又感其神驗之明、以去天慶六年五月十九日、奉授借從四位上、と見えたるを初めとす、大日本史に、初元慶延喜間國宰有所、或私奉位階于部内諸神、而未賜位階、謂之借授、授位之制從延喜、此(天喜二年)資通(太宰大貳、源)蓋亦因此例、進位階也、と云へり、

寂光院、山城國愛宕郡大原村字草生、天台宗、延暦寺末○本尊六萬體龍の地藏像、聖德太子を開基とす、相傳ふ太子の乳母玉照姫出家して法名善惠と號し、之に住すと、安徳天皇の母建禮門院西海より歸洛の後、東山長樂寺にて薨逝し、本寺(開基)高倉安徳兩天皇の冥福を祈り給ふ、文治二年四月後白河法皇臨幸し給ふ、後白河安徳兩帝の御影並に建禮門院の木像、及び阿波内侍張子の像あり、此の張子は、平家の一門より贈りたる書簡を以て造れりと傳ふるものにて、特に著名なり、門院の墓は本寺の後の山中に在り、今も尚ほ尼寺たり(平安通志、京華要誌)

シヤククワウシ

寂光寺、山城國京都上京區北門前町○空中山と號す、日蓮宗、妙滿寺派本山の○本尊題目釋迦多寶佛、天正六年上京區室町近衛町に創立し、僧日淵を以て開基とす、天正十三年豐臣秀吉寺祿四百石を附す、寶永五年三月火災に罹り、今の地に移り、堂宇を再興す、舊時塔中六坊あり、今存するもの二坊あり(平安通志)

シヤクコノシユツシ

赤後出仕、室町時

シヤク

代赤口日の後に、出仕することをいふ、赤口日は赤吉日又は赤日ともいひ、陰陽家の説に、此の日赤口神といふ神の司る日に悪日なり、會客證事買賣を忌み、又辯舌を用ふるに悪き日とて、物ひを謹み、出仕せざるといふ、仍て赤口日の終りたる日に出仕するなり、年中恒例記に、赤後の出仕有之時は、諸大名以下公家衆も少々御參也、赤後の出仕は、毎月此の分なり、年中定例記に、赤の次の日の出仕とて出仕あり、總じて古は御供衆亦ならぬ日は、日々に出仕候ひし、又、赤の日は御供衆出仕もなし、御公事も披露なし云々と見えたり、シヤクセツニ參看(通書大全、貞丈雜記)

シヤクザシ

尺指、馬のたけをさす物をいふ、貞丈雜記に、馬のたけをさす物を尺と云也、尺杖といはれぬ也、弓握記に見えたり、尺さしを馬の肩の通りに立て、しゆみの鬘の所に横に木をあてて寸をとるなりしといへり、

シヤクシヨパン

杓子小判、江戸時代金座にて、小判の目方に一ツ宛切をるしたる荒切の金を火に入れてなまし、石の上にて一ツ毎に、極印なき縁の方のみを打延ばし、小判の形に成し造るものなり(金吹方手續書)

シヤクシツ

寂室、元光(ゲンクラウ)を見よ

シヤクシヨ

錫紵、天皇の喪服にて、二等以上の御親屬の喪の爲めに、淺黒の闊腋の御袍を著給ふを云ふ、錫は、布を治めて滑かならしむるを云ひて、帛服なるを、我邦にて、淺黒色の名とし、淺黒の細布にて、製したる闊腋の御袍を錫紵と云へり、尋常の御衣の上に襲ひ、即時に之を脱し給ふなり、令制に、凡天皇爲三本服二等以上親喪、服錫紵と定めたり、喪服の條參看(令義解、羽看考)

シヤク

度之所引起於忽、從二聲口、出爲忽、十忽爲一絲、十絲爲一釐、十釐爲一豪、十豪爲一分、十分爲一寸、十寸爲一尺、十尺爲一丈、六尺爲一步、三百六十步爲一段と見えたり、モノサシ參看、

シヤクゼツニチ

赤吉日、陰陽家が曆日に合せて思む日、萬事成就せざる凶日としたり、赤口日も同じ、只だ日取を異にするのみ、靈臺内傳に、其日取見えれば左に示す、赤吉日三二一六五四三二一六五四、赤口日四三二一八七六五四三二一云々、赤吉日六、大歲西門番神、頗以六六鬼令守護之、所謂六六鬼者、一明堂神、二地荒神、三羅利神、四大神、五白道神、六牢獄受神是也云々、爰第三番羅利神、極惡忿怒、令個亂開浮提衆生、故號赤吉日、專禁之云々とありて、赤吉は正月三日に第一明堂神の日とし、四日は地荒、五日羅利神と順次に數へ、二月は二日、三月は一日に初まり、赤口は正月四日に初まりて、赤吉の如く順次に數ふるなり、起源詳かならず、固より冥信より出たるものにして取るに足らざる事柄なり、徒然草に、赤吉日と云ふ事、陰陽道には沙汰なき事なり、昔の人は是を忌まず、此頃何者の云ひ出て忌初めけるにか、此日ある事未とほらすと云ひて、其の日云ひ出でたりし事、したりし事かなはず、得たりしものは失ひ、企てたりし事ならずと云ふ、愚なり、吉日を撰びて成したるわざの末通らぬを、數へて見んも等しかるべし、其故は無常變易のさかひ有りとも見る物も存せず、始め有る事は終りなし、志はとげず、望はたえず人の心不定なり、物皆幻化なり、何事かはしばらくも住するなり、此理を知らざるなり、吉日に惡をなすは必ず凶なり、惡日に善を行ふに必ず吉日なりと云へり、吉凶は人によりて日によらず」とあるにて知るべし、

シヤクチャウ

尺丈、田地を測る尺、檢地(ケンチ)を見よ、

シヤクチャウ

錫杖、僧侶修験者等の携ふる杖、行くに地に突き、嚮をなして惡獸毒蛇を警む

シヤク

と云ふ、梵語に陳棄羅と云ふ、聲杖、智杖、德杖とも譯す、杖の上部は錫、中部は木、下部は牙又は角にて作り、塔婆形とす、印度は熱帶國なるを以て、惡獸毒蛇多きを以て之を防て之を防が爲めに起りしものなるべし、釋氏要覽に、梵云陳棄羅、此云錫杖、由振時作錫々聲故、十誦云聲杖、錫杖經云、佛告比丘、汝等應受持錫杖、所以者何、過去未來現在諸佛皆執故、又名智杖、又名德杖、彰顯智行功德本、故聖人之表儀、賢士之明記、道法之幢、迦葉白、佛何名錫杖、佛言錫者輕也、倚之依是杖、除煩惱、出三界、故錫明也、得智明、故錫醒也、醒悟苦空三界、悟使、故錫疏也、謂持者與三欲、疏斷、故若三、股六環、是迦葉佛製、若四股十二環、是釋迦佛製、三千威儀經曰、持錫不得入衆、日中後不得復持、不得擔於肩上、五百問云、持錫有多事、能警惡難毒獸、故云々とあり

シヤクテン

釋奠、孔子及び十哲(江戸時代には四配六從子)を祭るをいふ、古くは、サクテンとも訓じたり、又、セキテンともいへり、其儀の稍々簡なるものを釋奠といへり、朝廷にては、二月八月上丁の日、大學寮にてこれを行ふ、まづ講者、大祝、廟司、幼社令、奉禮郎、贊者、贊引、協律郎、齋郎等の尊官を定め、三牲等を供ふ、當日諸尊官以下大學寮の學生等、影前に進みて禮す、大學頭孔子を祭る文を讀み、次に十哲を祭る文を讀む、畢て都堂院にて講論あり、孝經、禮記、毛詩、尚書、論語、周易、左傳等年によりて異なれり、次に文章博士上宣に隨うて題を獻じ、文人詩を賦す、この間明經、明法、算等の道博士、學生を率ゐて論議す、其後文人



シヤク、梵語に陳棄羅と云ふ、聲杖、智杖、德杖とも譯す、杖の上部は錫、中部は木、下部は牙又は角にて作り、塔婆形とす、印度は熱帶國なるを以て、惡獸毒蛇多きを以て之を防て之を防が爲めに起りしものなるべし、釋氏要覽に、梵云陳棄羅、此云錫杖、由振時作錫々聲故、十誦云聲杖、錫杖經云、佛告比丘、汝等應受持錫杖、所以者何、過去未來現在諸佛皆執故、又名智杖、又名德杖、彰顯智行功德本、故聖人之表儀、賢士之明記、道法之幢、迦葉白、佛何名錫杖、佛言錫者輕也、倚之依是杖、除煩惱、出三界、故錫明也、得智明、故錫醒也、醒悟苦空三界、悟使、故錫疏也、謂持者與三欲、疏斷、故若三、股六環、是迦葉佛製、若四股十二環、是釋迦佛製、三千威儀經曰、持錫不得入衆、日中後不得復持、不得擔於肩上、五百問云、持錫有多事、能警惡難毒獸、故云々とあり

シヤク

詩を獻じ、座を改めて讀み畢り、群官退去す、而して先聖の神座は、廟室の内中楹の間に設く、先師顔子を主座とし、関子憲以下冉有までを合せて四座、文宣王の東に設けて西を上座とす、又季路以下子夏までの五座を、文宣王の西に設けて、東を上座とす、合せて十一座、いづれも南に向ふ、尙ほ圖につきて見るべし、三牲は左の如し、かくて翌日、釋奠の酢を、藏人

(圖首九師先聖先釋朝本)

Table with 2 columns: 先聖先師 (先師顔子, 先聖文宣王) and 先釋朝本 (冉伯牛, 仲弓, 関子憲, 季路, 宰我, 子貢, 子夏).

(圖 牲 三) 大鹿 各加五, 小鹿 藏, 菟醢料

より獻じ、主上朝餼に開召給ふ、而して諸國の國學に於て行へる儀は、一々朝廷に准じたり、また江戸幕府湯島聖堂にて、釋奠の儀あり、まづ先聖並に四配、六從の齋戸を開き、酢を供へ、祝者泉樟の邊に跪て祝文を讀み、讀告文者西壇の前に至り告文を讀み、畢て講師、講名者、書格者、文畫者、諸生、清道者昇りて著座し、飯福受酢の事あり、かくて先聖四配六從の儀を撤し、簾を下す、次に開義あり、五條に及ぶ、次に文畫者西壇より詩巻を取て香案の前におけば、講師文畫の前に至り、讀師は文畫の右につく、講師三獻官の詩を讀み復座すれば、讀師も又しかず、次で送者送神の詞を讀み儀全く畢る、享に預るもの古くは先聖孔子、先師顔子の外、冉有、仲弓、冉

シヤク

伯牛、関子憲、季路、宰我、子貢、子游、子夏の九哲なりしが、江戸時代には、顔、曾、思、孟を配祀し、十哲より顔子を除去して子張を加へ、又宋の周、二程、張、邵、朱の六子を從祀し、四配十哲、六從子と稱せり、後寛政年間に至り、十哲の從祀を廢し、専ら先聖、四配、六從子のみを祭ることとなり、武天皇の大寶元年に、大學寮に幸して、先聖先師を釋奠し給へり、其儀唐の開元禮を用ふ、本朝釋奠の典、これを以て嚆矢とす、されど當時は其儀未だ備らざりしを、吉備真備唐より歸朝し、禮典を稽へて整備したるより、釋奠の儀はじめて完成せり、大學寮の廳屋願せし以來は、太政官廳に移され、後一條天皇寛仁年間に至り、兩儀を行ふ事となり、爾後近衛天皇仁平の頃に、晴の儀を行はれし外は凡て雨儀を以て恒例とせり、室町時代に及び、應仁の大亂ありて、皇室衰へしより、釋奠の儀も亦廢絶し、久しく行はれざりしが、徳川氏の時、寛文十年二月十三日忍岡孔子廟(後湯島に移す、聖堂是なり)に於て、釋奠を行ひ、林道春を以て獻官と爲す、幕府に釋奠の典ある、茲に始まる、これより又復興し、維新前に至るまで、毎年二月と八月と、聖堂に於て行ひたりき、なほ此時代諸藩の學校にて此儀を行ひしものもた夥なからざりき、又葛城集に、金澤文庫にて釋奠ありし事見えれば、文學に携はる處にては、此典ありしなるべし(江家次第、令義解、制度通、公事根源、柳菴隨筆、釋奠與廢祀、徳川實紀、聖堂考)

シヤクナガ

尺永 紙の一種、奉書の類、多く越前、美濃等より産出す、其寸法の大小は産地によりて一ならず、越前尺永は堅一尺八寸三分、横二尺四寸七分、美濃尺永は堅一尺七寸五分、横二尺四寸五分、伊豫尺永は堅一尺四寸五分、横一尺八寸二分、何

シヤク

れも五十枚を以て一帖となすと云ふ(紙譜) シヤクニホニキ 釋日本紀 卷十五册、國史大系第七卷に收む、日本紀の全部を通じて、所々を解釋したるものなり、其解釋には往々信難き説あれど、書中引用する所の上宮記、私記、古風土記等の亡佚して、後世に傳はらざるものあるは、最も注意すべき點にして、古史研究には必讀の書なり、又此一部の中、大間は圓明寺入道實經の間、攝問は一條攝政家經の間なり、中下部兼永考(群書一覽、國史學の葉) シヤクノヲウ 策勞 中古文官登用試験の時、文章得業生が、方略宣言を蒙りて、對策して及第したるものに、官位を授くるを云ふ、又獻冊とも云ふ、策は簡にて、文詞を書くことを云ふなり、官は多く式部丞に任じ、位は五位に叙せらる、菅原氏は五位より四位に叙せらるゝには四年を要し、策勞によりて從四位上まで昇叙せらるゝを得しと云ふ、實舉(コウコ)參看(令義解、除目大成抄、公卿補任、名目抄、桂林遺芳抄)

シヤクハチ

尺八 樂器、笛の一種、長さ一尺八寸あるが故に此名あり、又源氏物語に「サタハチ」と訓めり、堅に之を吹く、竹にて造る、長さ一尺八寸、面に四孔、背に一孔あり、和名抄藝註に、古律黃鐘九寸、其音清高、不與入聲、近故倍、黃鐘九寸、爲一尺八寸、上生下生作十二枚、也といへり、又云、今法隆寺藏、尺八一管、其長今曲尺一尺四寸五分餘、即唐小尺一尺八寸、當是尺八黃鐘管也、其或然矣、又今世有、堅吹笛長今尺一尺八分者、云是尺八、又呼一節、後世不知古尺八者所、作又近日呼一尺八者、其長恰中今尺之度、然造律用一尺八、見唐令、不宜用大尺、造、況今尺、長於唐大尺、

シヤク

三分許平、皆非「古尺八」也」とあるは精しき考なり所なり、我邦に傳はりしは何頃なるか詳かならず、推古天皇の朝既に傳はりしと見え、法隆寺古今日錄抄に、尺八漢竹也、太子(聖德太子)此首自法隆寺天皇寺へ御啓之道、稚坂にして吹給之時、山神御笛を自出御後にして舞ふ」と見えたり、源氏物語に、例の御遊ならず、大ひらりき、さくばちの笛などのおほこえを吹あげて云々」とあり、式部卿貞保親王之を吹き、王昭君の樂曲を尺八の譜より横笛に移せしといふ、また慈覺大師音聲不足に因り、尺八を以て引聲の阿彌陀經を吹くこと、東齋隨筆に見えたり、當時此器を樂に用ひしが如し、其後久く絶えしが、後白河天皇保元三年五月、清原助種の子某、古譜を以て之を吹き給むといふ、後醍醐天皇の朝に及び、懷良親王また之を善くし給ふ、江戸時代に至り、虚無僧之を吹きて活計のなかだちと爲し、上つかたの人々脱しく之を思へりと年山紀聞に見ゆ(樂家録、和名鈔箋註、禮樂志、樂器考)

シヤクビヤウシ

笏拍子(尺拍子) 樂器の名、拍子(ヒヤウシ)を見よ、

シヤクモンノサンシフロクカセシ

釋門三十六歌仙 「サンシフロクカセシ」を見よ、

シヤクレイ

寂靈 通和と號す、山城の人、幼にして比叡山に上りて披削受具す、禪宗を慕ひ、能登總持寺に往き、叡山禪師に參し、豁然大悟す、武藏守細川頼之其道義を欽し、丹州に青原山永澤寺を創めて開祖となす、寂靈常に總持寺に往來す、應安中後圓融天皇洞宗の僧録司となす、禮侶之に歸すること水の壺に赴くが如し、洞宗茲に於て盛なり、明徳二年五月五日寂す、年七十(本朝高

シヤケフキヤウ

僧傳、洞上聯燈錄) 社家奉行 室町幕府の職名、神社を管するもの、寺社奉行(シヤアキヤウ)を見よ、

シヤサ

謝座 朝廷に於て宴を群臣に賜ふ時、堂上著座を謝する爲めに、群臣の行ふ拜、江家次第元日節會の條に「天皇御南殿(中略)王卿以下列入立標(註略)諸伏立、内辨宣侍座(註略)群臣再拜、(謂之謝座)堂上著座を謝する拜也」とありて、其抄に「謝座者、内辨大臣、蒙昇殿著座之詔命、而先致再拜之禮也、先後一揖者、起居之節也、再拜者拜天子之意也、知足院關白被命云、乾是天位也、拜天子者、是拜天子之儀也」と見え、また延喜式にも凡公宴賜酒食、親王以下、皆列庭中、再拜、(謂之謝座)とあるにて之を知るべし、

シヤシ

社司 神官の總稱、神道名目類聚抄に、神官の總稱なり、但職に預かるべき神官は、社司と呼ぶ、職にあづからざるは社司と呼事なしと云ふと云へり、又「ヤシロツカサ」とも云ふ、中右記寛治四年二月十七日の條に、有行幸平野社云々、社司六人或加級、或榮爵云々、とあるは、社司の文字の見えし始めなり、又社司を典主と云ふ、日本靈異記近江國鹿嶋大神の事を述べし條の典主の註に、典主者即彼社司也、と見えたり、

シヤジシカン

舍人監 「シヤジシカン」見よ、トトリノツカサ」とも云ふ、東宮の舍人の名、禮儀分番の事を掌る、春宮坊の被官、正一人從六位上、佑一人正八位下、令史一人少初位上、史生二人、舍人六百、陸子孫位子の儀容端正にして書算に巧みなるものを撰任す、この舍人の内武藝に長じたる者を撰拔して兵仗を帶せしめ、東宮に侍衛

シヤケ

シヤシ

して非常を警備せしめしものを帶刀舍人と云ふ、詳しき事は「タチハキ」を見よ、使部十人、直丁一人(起原陸誌) 大寶元年制定す、大同元年、陸子孫位の儀容端正なるものを撰補せしむ(令義解、續後紀、職官志)

シヤシユ

謝酒 朝廷に於て宴を群臣に賜ふ時、群臣が飲酒を謝する爲めに、行ふ拜をいふ、江家次第元日節會の條に「天皇御南殿(中略)王卿以下列入立標(中略)酒正授空盞於實主人(註略)群臣再拜、再拜畢酒正來、亦跪返之、(酒正歸間起知)上、謂之謝酒、飲酒を謝する拜也」と見え、また延喜式にも「凡公宴賜酒食、親王以下、皆列庭中、再拜、(謂之謝座)訖行酒人、把空盞授實主人、跪受、盞再拜、(謂之謝酒)と見えたるにて之を知るべし、

シヤシツ

射術 上古は武藝中にて、特にこの術を重んじ、強弓大箭を用ひしものも多し、故に射術も早く開け、仁徳天皇の世には、盾人宿禰が、高麗より獻する所の鐵的を射徹し、雄略天皇の世には、伊勢の朝日姫が、二重の甲を射通したることあり、尋で孝徳天皇の朝に至りては射禮を以て朝廷の恒例と定められ、後また大射、騎射、賭射等の公事も起りたり、王朝時代の末、武門の興起するに及び、必要上益々發達し、源義家が甲三領を重ねて射貫きたるがごとき、源爲朝が一箭にて伊藤六の胸を貫き、餘勢伊藤五を傷けしがごとき、奈須與一が扇の要を射たるがごとき、其術に精なりし實例また乏しからず、下りて室町時代に至りては、小笠原氏世々弓馬の術を以て、幕府に仕へたり、後世遂に同氏を以て射禮の宗とするに至れり、後土御門天皇の時、日置正次といふものあり、射術の妙古今に傑出し、從うて學ぶもの頗る多し、その門人吉

シヤバ

田近江介重賢また此技に長じ、別に一派を立つ、吉田流といふ、爾後日置吉田の二派盛んに行はれ、江戸時代に及びては、更にこれより出で、一派一流を創始せるものも少なからざりしが、其末年即ち天保弘化の際より西洋砲術の開くるに及び、おのづから衰頽に歸したり。歩射、騎射、流鏑馬、笠懸、小笠懸、牛追物、犬追物、大的、草鹿、圓物、賭弓等あり。小笠原流、日置流、吉田流、大和流等あり、重なるもの、及び其流を開きたるもの、姓名左のごとし、

小笠原流 小笠原信濃守貞宗
日置流 日置正正次
吉田流 吉田上野介重賢
出雲流 吉田出雲守重高
雲荷流 吉田六左衛門重勝
左近右衛門派 吉田左近右衛門業茂
大藏派 吉田大藏茂氏
印西派 吉田源八郎重氏
竹林派 石堂竹林如成
大心派 田中大心秀次
壽徳派 木村壽徳
道雪派 伴喜左衛門一安
山科派 片岡平右衛門家次
出雲派以下は皆吉田流の一派なり

なほ詳しくは種流の各條に就きて見るべし(本朝軍器考、日本教育史、武術流祖錄)

シヤシヨク

社稷 勅願の社をいふ、これ支那に倣ひし名稱にて、日本固有の名にあらず、拾芥抄に社稷事、賀茂、松尾、平野、春日、吉田等社事也、凡勅願尊榮神祇名云々、口傳云、宗廟社稷之號分別事云々、皇帝祖神號、又勅願稱社稷、又同書に中(院)院神嘉殿、天子祭社稷神、所、と見

シヤバ

えたり、廟の條參看、
シヤリウ 社僧 神宮寺に在りて佛事を修する僧侶の總稱、一に宮僧、供僧若くは神僧とも云ふ。○社僧は多く神宮寺に住す、間々妻子を蓄ふるものあり、故に妻帯僧にて僧綱若くは三綱に昇り、有職所司に任ぜらるゝあり、然れども清僧と官位同じき時は、必ず其下に居る。社僧に別當、檢校、勾當、專當、御殿司、入寺、執行、學頭、執事等あり、最も下級には承仕、宮仕、職掌人等あり、皆各條に記きたり、就て見るべし、又或宮寺に限りて特に設くるもあり、八幡春日の五師、祇園の目代の如し。聖武天皇神龜二年、宇佐八幡に彌勒寺を作り、法連和尚を別當とせしを始めて、石清水八幡宮寺は、貞觀五年十二月安宗を以て始めて別當とす、此より後漸次諸社にも設けられ、檢校以下の諸役をも置かるゝに至れり、圓融天皇の朝、八幡宮に行幸し、檢校別當を以て、法橋に叙せしより以後、春日、大原野、日吉、祇園、北野、熊野、新熊野等に行幸御幸行啓ある時には、必ず寺家勸賞として、三綱以上に勲物を賜ひ、位階を陞叙する例となれり、室町幕府の時、石清水の社僧善法寺が、毎年正月十七日幕府に参賀し、翌月九日將軍又同寺に詣つる定となれり、これより以後兩部神道行はれ、盛に神佛混合の説を唱へしより、天下の諸社に社僧を置かざる者殆ど之れ無きに至れり、江戸時代も室町時代と同じく社僧を置かれしが、明治維新の初め神佛混合を禁ぜしより、全く其跡を絶つに至れり(神道名目類聚抄、石清水八幡宮寺略補任、古事類苑神祇部)

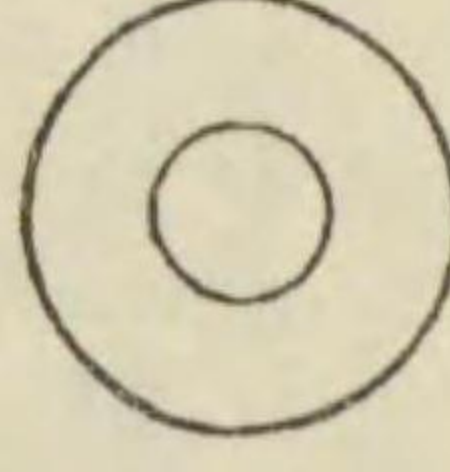
シヤテン 射田 王朝時代射藝を獎勵せんが爲に諸府に充て置く田をいふ、射騎田ともいふ。孝謙天皇天平勝寶六年、始めて畿内、

シヤバ

七道の諸國に命じて射田を置かしむ、蓋し此の頃射を重んじ、射藝を以て武備の要務と爲しを以てなり、光仁天皇應元年三月、大宰府射田を加へんとを請ふ、曰く、管内の諸國有る所の射田、郡毎に一町、兵士選士其數稍々多し、請ふ更に一町を加へ、總て二町を置き、一町は以て歩射の上手に賜ひ、一町は以て騎射の勝者に賜はん、庶くは以て武藝を勤めんと、終に許さる、醍醐天皇延喜式の時、射田は、左右近衛府各十町、地子は、騎射歩射を教習するの用に充つ、而して左府の射田は、十四町二段百九十六歩、右府は、十四町二段百七十歩とす(田制篇、大日本租稅志)

シヤノメノモン 蛇目紋 紋所の名、輪を大く描きたるもの、下野茂木の細川、攝津尼崎の櫻井、伊豫大洲の加藤、伊豫新谷の加藤、近江水口の加藤、美濃大垣の戸田、下野宇都宮の戸田、美濃新田の戸田、下野足利の戸田、伊勢龜山の石川、常陸下館の石川、丹波山本の京極の諸氏之家紋となす(武鑑)

シヤバ 瓜哇 南洋群島中の一島、和蘭領に屬す、歐洲人は「シヤバ」、土人は「シヤラ」と稱せり、また閩婆々達、耶婆達、閩婆達とも書せり、然るに古來支那及び本邦史家は、支那史料に見えたる閩婆國を以て、悉く瓜哇島となせども、これ馬來半島を示すものにして、瓜哇にあらざりしが、南宋周去非の著なる嶺外代答より、閩婆を瓜哇に適用せり、「シヤバ」の名稱は、梵語 Yavadvipa 即ち神島の義より出でたるなりと云ふ。群島は、亞細亞の東南を占據し、印度洋及び太平洋の間に跨る、シヤバは諸島中重要な地なり、南緯六度より、八度に跨り、西



シヤバ

第を見よ、
シヤム 暹羅 亞細亞洲印度支那の帝國、古は「シヤムロ」といひ、赤土、暹利羅刺地、南天竺とも稱す、馬來語の茶褐色といふ義より名づく。印度支那半島の中部を占め、東は安南、南は柬埔寨、暹羅、及び馬來半島に、西は英領緬甸に、北はシアン人の獨立部落に接す、北緯四度より廿一度に跨り、東經九十八度より百六度に至る。○首府を盤谷と云ふ。上古の沿革詳かならず、西曆千三百五十年第一王朝建立せられ、千六百三年第二王朝之に代り、千六百三十一年第三王朝また代りて立ち、千七百六十七年に至り、緬甸の爲めに亡ばされたれども、遺臣鄭昭、直に兵を興して舊領を復し、推されて王となり、都を盤谷に定め、其死後、ホレマラチャフラダトア、王位に即く、是を現朝の始祖とす、三世を経て今王クラロンコンに至る。我國と交通を開きは、遠く文祿年間が始まる、慶長九年七月今屋宗忠に暹羅太泥兩國渡海の朱印を與ふ、同年閏八月島津忠恒にも與ふ、十一年七月木屋三右衛門、有馬晴信、長崎總右衛門に、十二年大賀九郎左衛門、木屋彌三右衛門等に朱印を賜ふ、慶長中長崎の人津田又左衛門暹羅に航して商を爲す、時に國難あり、又左衛門壯士六百人を募りて將となり、一戰哥亞の寇を破る、國王喜び、其女を配す、留ること數年長崎に歸る、同時に駿河の人山田長政、暹羅に航し、時の亂に會し(第二王朝勃興時代なり)累りに勇戦して功を立つ、暹羅王大に悦び、女を以て長政に配し、暹比留國の領主となす、元和七年七月使坤屹實參末坤備斜等長崎に來る、十四年國王其臣羅雅普控を遣はし鐵砲五十挺を贈り、通商を請ふ、同年八月江戸に至り方物を獻じ、自

シヤバ

スンガ海峽によりスマトラと分離し、北シヤバ海を隔て、「ボルネオ」と遙に相對す。○首府をパタビアと云ふ。此島の地沃饒なりと、貿易交通の好地位を占むるとに因り、太古馬來及びヒュシス種族移住して、大に繁殖し、印度及び亞細亞沿岸、亞弗利加等と貿易交通せり、故に、群島中最も早く進歩したり、而して、西曆紀元五百五十年に、トレミー氏に依り始めて歐洲に傳へられたり、爾後屢々地理家に依り、「シヤバ」なる名稱は、傳へられたれども、主に馬來半島及びスマトラ島を指示して、眞の瓜哇と異ならしめき、然れど、マルコポーロ(千二百九十八年)フリアルカドリツク(千三百三十年)は、單にシヤバと稱せば現今の瓜哇島に適用し、スマトラを呼ぶに、ミナル、或はムールの文字を附して區別せり、支那にては、晉の安帝義熙十年(西曆紀元四百四十四年)瓜哇に漂著したる法顯といふ人の著佛國記に依り、始めて知られ、宋書に於て、閩婆々達の名を以て世に知られたり、宋の文帝元嘉十二年國王師黎婆達阿羅跋摩、使を支那に遣したる後、隋唐以後南宋に至るまで史書に見えず、蓋し閩婆なる名は往々史に見えなれども、上述せるが如く現今の瓜哇にあらずして、馬來半島なりき、然るに、南宋孝宗淳熙五年(西曆千二百一十一年)著)に成れる周去非の嶺外代答は、始めて閩婆を現今の瓜哇に適用せり、シヤバ國は、西曆千五百一十一年より千五百五十年の間に葡萄牙人來りて交易を營みしが、千五百九十五年和蘭人始めて來り、千六百二年和蘭東印度會社を設立し、盛に殖民地を開き、千七百九十八年、全島は遂に和蘭國に歸す、千八百一十一年一時英領となりたることあるも、千八百十六年再び返還せられ、今日に至れり。寛永五年豐前小倉の商小右衛門細川忠利の命を受け、瓜哇に

シヤバ

航し加羅を購ひ來る、爾來互に貿易交通すること繁し、寛永十三年將軍徳川家光耶蘇教の禁を布くや、交通の途絶えたり(外交志稿、史學雜誌、閩婆及瓜哇異同考、外國地理講義)

シヤム 沙彌 始めて佛門に入りて剃髮したる人の稱、後に俗家に在りて、妻帯の僧をも云へり、梵語、室利摩訶路迦の音訛なり、勤策男と譯す、善法を策勵修行するの義なり、又息慈と譯す、慈を息め、慈悲を行ふ意、又世染の情を息め、慈を以て群生を濟ふの義なり、又室利摩末尼と云ふ、求寂と譯す、始めて剃髮したる人の稱とす、唯剃髮せしのみにて、梵儀を全くせず妻子を有つものをも云ふ、又始めて十戒を受くるをも云ふ、後具足戒を受けて比丘となるも云ふ(元亨釋書、佛教いろは辭典、翻譯名義集に、寄歸傳云、授十戒、已名室羅末尼、譯爲求寂、最下七歲至二十三歲者、皆名室羅沙彌、若年十四至二十九名應法沙彌、若年二十已上皆號名字沙彌云々、釋氏要覽に、此始落髮後之稱謂也、梵音訛也、乃至大毗婆沙論云、室利摩訶路迦、唐言勤策男、謂此人離四性六遮罪、動自策勵不犯令清淨、故寄歸傳云、室羅末尼、唐言求寂、夫稱寂者即涅槃也、言此人出煩惱家、求趣涅槃、故とあり、萬葉集に筑紫觀世音寺の住僧沙彌滿賢あり、

シヤム 社務 神社の内外の事務を執行行ふ神職、社官の長なり、松尾平野住吉等の諸社に置く(上杉問答)、住吉は、四位にて世々津守氏社務を勤めしと云ふ、又下野宇都宮の社務は、壽永三年五月源賴朝宇都宮朝綱を補せし事吾妻鏡に見え、壽永元年鶴岡八幡宮に社務職を置き、圓曉を補す、是れ鶴岡八幡宮社務の始めにして、室町時代の末に及び、猶八幡宮社務の事は吾妻鏡、鶴岡八幡宮社務職次

シヤバ

シヤム 暹羅 亞細亞洲印度支那の帝國、古は「シヤムロ」といひ、赤土、暹利羅刺地、南天竺とも稱す、馬來語の茶褐色といふ義より名づく。印度支那半島の中部を占め、東は安南、南は柬埔寨、暹羅、及び馬來半島に、西は英領緬甸に、北はシアン人の獨立部落に接す、北緯四度より廿一度に跨り、東經九十八度より百六度に至る。○首府を盤谷と云ふ。上古の沿革詳かならず、西曆千三百五十年第一王朝建立せられ、千六百三年第二王朝之に代り、千六百三十一年第三王朝また代りて立ち、千七百六十七年に至り、緬甸の爲めに亡ばされたれども、遺臣鄭昭、直に兵を興して舊領を復し、推されて王となり、都を盤谷に定め、其死後、ホレマラチャフラダトア、王位に即く、是を現朝の始祖とす、三世を経て今王クラロンコンに至る。我國と交通を開きは、遠く文祿年間が始まる、慶長九年七月今屋宗忠に暹羅太泥兩國渡海の朱印を與ふ、同年閏八月島津忠恒にも與ふ、十一年七月木屋三右衛門、有馬晴信、長崎總右衛門に、十二年大賀九郎左衛門、木屋彌三右衛門等に朱印を賜ふ、慶長中長崎の人津田又左衛門暹羅に航して商を爲す、時に國難あり、又左衛門壯士六百人を募りて將となり、一戰哥亞の寇を破る、國王喜び、其女を配す、留ること數年長崎に歸る、同時に駿河の人山田長政、暹羅に航し、時の亂に會し(第二王朝勃興時代なり)累りに勇戦して功を立つ、暹羅王大に悦び、女を以て長政に配し、暹比留國の領主となす、元和七年七月使坤屹實參末坤備斜等長崎に來る、十四年國王其臣羅雅普控を遣はし鐵砲五十挺を贈り、通商を請ふ、同年八月江戸に至り方物を獻じ、自

シヤモ

今年々船舶の往來を請ひ、且つ我國の長馬を求む、の來聘は長政の勤むる所なりといふ、九年夏また來聘し、隣交の信を表す、寛永二年將軍家光商船を遣り、互に交易せしむ、三年五月來聘し、先に東埔寨叛亂の爲めに通商せざりし事を謝し、自今國內寧肅なるを以て、彼我通商して修交せんと請ふ、是年天竺德兵衛渡航して彼我の貨物を交易せんと云ふ、六年また來聘す、寛永十三年幕府耶蘇教の禁令を布くや、互市の途全く絶ゆ、明曆二年五月暹羅の商船長崎に來り互市を乞ふ、許さず、爾後寛政に至るまで屢々來れども遂に之を許さず、降りて明治に至り八年一月大島圭介等を遣はし、其風土民物を視察せしむ、二十年至り、交通再び開け貿易を試む、今や條約を締結し、彼我公使を派遣して駐在せしむ(野史、外交志稿、法令全書、外國地理講義)

シヤモン

沙門 僧の泛稱、善を勤め、惡を息むる人、又桑門とも云ふ、梵語沙迦摩那の譯、動息とも云ふ、道より轉じて貧道とも云ふ、翻譯名義集に、或云桑門、或云沙迦滿訶、皆訛、正言室摩那擊、或舍羅摩那、此言功勞言、修道有多勞也、什師云、佛法及外道凡出家者、皆名沙門、華云出家之部名也、秦言義訓勤行、取涅槃後漢書郊祀志云、沙門漢言息心、削髮去家、絕情洗欲、而歸於無爲也、瑞應云、息心達本源、故號沙門、或云具名沙門、此云之道、以爲真福田、故能斷衆生之、以修入正道、故能斷一切邪道、故又云世言沙門名、之邪者名、如是道者、斷一切邪、斷一切邪道、以是義、故名入正道、爲沙門、從是道中獲得果、故名沙門果とあり、

シヤライ

射禮 舊儀毎年正月十七日、建禮門前において、親王以下五位以上、及び左右近衛、

シヤラ

左右兵衛、左右衛門等射を試みる儀式をいふ、又大射ともいふ、射の字濁音に訓すること故實たり、是より先、十五日、兵部省手結として、射手を整ふ、當日主上出御ありて御覽す、まづ射席を去る西行廿六歩に第一の候を張る、親王以下五位以上、及び左右近衛、左兵衛の射る處也、其南に第二候を張る、右兵衛、左右衛門の射る處也、候は鹿皮を以てつくり、的を懸く、兵部卿は親王、同大輔は三位以上、同少輔は四位五位、同丞は諸衛の名を唱へて、これを召す、射手相次で參入、射位につきて射る、鶴に中れるものは賞あり、儀畢て、五位以上は饗を給ふ、主上行幸なき時は、玉璽等は射を試みるべし、只諸衛のみこれを勤む、もし正月、御忌月に當れば、三月を以て行ひ、代始の時は、豐樂殿に於て、この事あり、又翌日射禮、賭財を行ふ、詳しくは、各條につきて見るべし、(舊儀) 書紀 孝德天皇大化三年正月朔日の條に、朝廷に於て射ると見え、又天智天皇の九年正月の條にも、士大夫等に詔して、宮城門外に於て大射すとあり、これ濫觴なるべし、尋て天武天皇の四年正月十七日、群臣初位以上西門の庭に射ることあり、爾來或は正月十六日を以てし、或は正月十八日、又は十五日等を以てしたる事あれど、後に十七日を式日と定めしは、蓋し天武天皇の時の例に本づきしものなるべし、而して此儀も朝廷の衰頹と共に漸く衰へ、後光嚴院の應安中まで僅に形式を存したりしが、幾干もなくして遂に其跡を絶てり(内裏式、江次第、建武年中行事註解、古事類苑武技部)

シヤリ

舍利 靈骨を云ふ、又佛舍利とは釋迦の骨を云ふなり、舍利は梵語設利羅の略

シヤリ

なり、室利羅とも設利とも書す、身骨を云へるなり、故に骨身、或は靈骨とも譯す、又鳥の名にも言へり、釋迦入滅火葬の後舍利あり、八大王國これを分配祭祀したり、爾後佛教の修行者入滅火葬の後舍利あるもの多し、釋氏要覽に、此物乃是戒定慧忍行功德成也、梵語設利羅、今訛略稱舍利、華言骨身、所以不譯者、恐濫凡夫骨身故也、又云、馱部、名不壞義、有二種舍利、一全身、二碎身、碎身有三、一骨舍利白色、二肉舍利紅色、三髮舍利黑色、惟佛舍利五色有神通、一切物不能壞焉と見えたり、又馱部と云ふ、同じく梵語なり、達摩馱部とも、脫闍とも云ふ、又法界と云ふ、界は體の義、即ち法身舍利の義なり、佛舍利を如來馱部と云ふ、我國に佛舍利の傳はりしは、詳かならず、敏達天皇十三年司馬達等佛舍利を齋食上に得て、蘇我馬子に獻す、馬子試に鐵錘を以て打つも、摧け壞れず、水に投ずれば、浮沈欲する處に隨ふ、茲に於て馬子大に佛を信じ、十四年二月舍利塔を大野丘に起し、舍利塔の柱頭に納むと云ふ、是れ舍利の初見にして、舍利塔の始めなり、是の後傳來すること多く、諸勸願寺等舍利を納めて塔を築かざるなく、上下貴賤の尊崇最も甚しく、終には此の舍利が子を生子、敬を増したる奇説等少からず、東寺の佛舍利は自ら敬の増減ありと傳ふ、北朝曆應の頃、全國六十六基の塔邊を建立し、東寺の佛舍利を分配して安置祭祀したり、かく尊崇厚きを以て、隨て偽作の舍利を以て諸人を欺きて對せらるものあるに至れり、建久中東大寺勸進上人重源の弟子空誦、偽作の舍利を以て、處對せられしこと、玉葉、吾妻鏡等に見えたるは其一例なり、猶塔(タフ)の條參看すべし、

シヤリヤウ

社領 神領(シヤリヤウ)を見よ

シヤレホン

洒落本 小説(セウセツ)を見よ、皇大寶令制定の時、唐法に據り、拒衆中百黍の重を以て一銖と爲す(二十四銖は一兩に當る)、今一匁を二銖四銖として權衡を起せば、一銖は今の四分一匁六釐六絲六忽不盡にて三百黍、然れども是れ大兩にて、小兩の時、今の一分三釐八毫八絲八忽不盡、大の三分の一なり(合義解、度量權衡攷)

シユ

組みてつくる、平緒の短きもの、如し、(舊儀) 禮服用の時、乳の下より結びて垂る、主上は左右二筋、臣下は一筋にて右に付く、衣服令に、親王禮服佩綬玉佩、諸王禮服五位以上佩綬、云々とあり、義解に、謂綬者綬也、集解に、或云綬白帶也、以白爲之耳、云々と見えたり、服制(フクセイ)の挿圖第一の朝服を見よ(合義解、四三條裝束抄、裝束集)

シユイン

朱印 舊儀武將が政務執行の文書に捺したる朱肉の印、轉じて朱印を捺したる文書をいふ、また此印を捺したる正式の文書を朱印狀(單に朱印ともいへる、こと右にいへるが如し)、朱印狀により外國貿易を許可せられたる船舶を朱印船、朱印狀によりて所有權を確證せられたる土地を朱印地といふ、(舊儀) 個人朱印を政務に關する文書に用ひたる事は、今川氏親の印を最初とし、伊達種宗武田信虎父子に次ぎ、北條氏康及び其子孫また之に次ぎ、大小の差異こそあれ、みな一地方のみならず、功力を限られしと雖も、織田信長に至りて、やゝ廣く行はれ、朱印の勢力も從つて大となれり、信長の印は「天下布武」の四字を刻し楯圓にして平底なると、正圓なるとの二種あり、公文に用ふ、信長害に遇ひ、豊臣秀吉に代り、始めて天下を統一するに及

(舊儀) (朱印) (朱印)

び、又政治的文書に朱印を捺す、圓徑一寸餘、文字詳かならず、天正十一年以後、これを用ふ、尋て遠略を圖るに及び、通交の印信をつくる、文を、豊臣といふ、方二寸の金印なり、是より先室町時代、明に通ずる印信ありと雖も、彼の授くる所にして、我が制にあらず、而して其これあるは實に秀吉に始まる、秀吉の嗣子秀次また朱印あり、稍々大にして豊臣秀次といふ、因りて推案するに、秀吉の印文もまた其姓名に取れるものか、徳川家康は濱松在城の時より印あり、福徳といふ、圓徑一寸九分なり、元龜三年の文書に見ゆ、天正十三年頃より又忠恕の印あり、楯圓一寸七分なり、また傳馬の印あり、家康の二字を記す、楯圓一寸八分なり、而して外交の章は源家康弘忠恕の六字を鐫す、方二寸九分なり、爾來歴代の將軍皆朱印あり(四代家綱は天し、十五代慶喜は紛亂の際日ならずして辭職したるを以て朱印なし)、大抵同様の印形にして、名を刻せり、書體は人によりて差異あり、類はしきを以て今省く、右に述べたる處にて、朱印其者に關しての大意を知るに足るが故に、轉じて朱印を捺したる文書、及び其他に就きて説明すべし、印狀(インシヤウ)及び同條の挿圖參看(一)朱印印狀によりて、外國貿易を許可せられたる船舶、また奉書船ともいふ、文祿元年豊臣秀吉が南海渡航の船に朱印狀を賜へるを以て嚆矢と爲す、此の時には長崎より發するもの末次平藏二艘、船本綱平次一艘、荒木宗太郎一艘、糸屋隨右衛門一艘、堺より發するもの伊豫屋某一艘、又京都より發するもの茶屋四郎次郎一艘、角倉了以一艘、伏見屋某一艘、總て九艘ありて、孰れも呂宋、媽港、安南、東京、占城、東埔寨、六

(朱印)

坤、太泥の諸國に往來貿易し舟楫海に望めり、爾來京都堺長崎等の商沽競うて船舶をいだし、大に利益を得しが、徳川氏執權の初めに至り、益々其制を擴張し、呂宋、安南、東京、占城、暹羅、東埔寨、信州、太泥、順化、迦知安、密西耶、斐萊、田彈、摩利伽交、摩陸、高砂、阿媽港、西洋の諸國へ渡るもの頗る多かりしが、此時にも豊臣氏の例に倣ひて朱印を捺したる免狀を與ふ、これを船免狀とも唱へたり、當時専ら金地院、圓光寺、豐光寺の僧徒にて、これを司り、免狀一枚の筆料銀一枚を納めしむ、其渡航者は、大名寺院、商沽、外國人等にして、大名にては島津陸奥守、鍋島加賀守、加藤肥後守、大村丹後守、松浦法印、羽柴越中守、五島淡路守、有馬修理大夫、龜井武藏守、山口駿河守、寺院にては金地院、豐光寺、圓光寺、商沽にては角倉了以、末次平藏、伊丹宗味、平戸傳助、大黒屋助左衛門、檜皮屋孫兵衛、浦井宗賢、皮屋助左衛門、茶屋四郎左衛門、田邊又左衛門、木屋彌二郎、舟本彌七郎、小西長左衛門、高瀬屋新藏、平戸助大夫、長升四郎左衛門、大黒屋長左衛門、長崎喜安、長崎惣右衛門、原彌次右衛門、今屋宗中、大賀九郎左衛門、伊藤新九郎、西村半人、綱屋喜齋、村山市藏、平野彌左衛門、西野與三、平野長左衛門、窪田與四郎、外國人にては林三官、四官、五官、計泉、安富仁、カラセス、ヤヨウス、ナリシタン、マテントマス、マノシルマンサル、ミウラアンツン、シンニヨロ等、皆徳川氏の朱印を請うて商船をいだせり、かく航海の進みたるに従ひ、船の製造も堅牢にして大形なるヒラガ船に櫓をあげ鐵砲をしかけ、三櫓を設け漆髹を施すに至る、其大なるものに至りては、長さ二十間幅九間にして、三百餘人を乗す、當時これを「フスマ」船といふ、これ平戸内「フスマ」船にて創製したるに由れり、大抵長崎にて南蠻、阿蘭

シヤレ

シユイ

シユイ

シユケ

建に係り、兩端切石を以て高く橋を築き、上に屋橋を作る、東を四阿屋とし、風箏に擬して屋頂に金銅鳳の花を呑み風に舞ふ状を作る、左右みな欄干擬寶珠あり、南北兩側腰掛を設け、遊憩眺覽の所となす、これを過ぐれば池の中央に岩石より成れる三島あり、老松叢生して龍蟠蛟風、翠光瀟々んと欲す、小亭あり、夫より還りて窮遠軒に登り、更に北に降る、苦徑羊腸として、紅紫の躑躅肩を没す、行くこと數百歩にして土橋あり、右に一島を望む、楓樹多し、紅葉谷と名づく、また池に傍ひ西に旋れば池畔に御舟屋あり、少しく西して左池畔に御舟附あり、南に向ひ切石も階級を作る、之より左折して南に進めば左は池に傍ひ、花樹を雜植す、更に進みて東へ折れ、正門内に至れば、則ち隣雲軒下にして、初めて園池を一周せるなり、大要林泉の構造は、自然の勝地に據りて人工を省く、其四方遠近の山川をとりこめて、園中の眺眺を爲したる如きは、趣向意表に出づ、その構作精妙歳月を経て、愈々その景趣を加へ、天下有数の名園となりしも、偶然にあらず、上ノ御茶屋より門を出て、再びもとの道に出で南に向へば、中ノ御茶屋に出づ○中ノ御茶屋は、上ノ御茶屋と同時の創建なり、樂只軒と號す、時に皇女光内親王深く佛法に歸依し、御落飾の意甚だ切なるより、此離宮を賜ひて佛寺となし、聖明山林丘寺と號せしが、明治十八年其一部を中茶屋とし給へり(リキキフジ)參看)其結構を按ずるに、正門は西南に向へり、まづ石階を登り、左折して行くこと百餘歩にして樂只軒に至る、即ち承應創立の時遺構ありし所にして、後水尾法皇宸翰の御額あり、正寝六疊をばじめ、次の間八疊龍田間と稱し、北數室相連接す、外傍に出で階を経て昇ること數級即ち正殿なり、入口廊下の杉戸紙

シユキ

閣會山鉦の畫は、住吉具慶筆といふ、二棟みな南面にして、正殿は十三疊、北側に床の間及び棚あり、棚の數凡て五層、長短高低みな變化ありて極めて奇なり、下層に押入あり、其上には三角形戸棚あり、小襖に友禪染製造の圖を繪く、壁張付には離宮八景の詩畫、色紙にして當時畫上人の合作なり、其他各間襖及び壁張付の畫はみな名匠の筆に成れり、南面はみな林泉にして、幽遠清楚なり、東北は佛間をばじめ數室あり、外條折廻りの欄干は、故さらに其柱を亂杭並となし、極めて奇なり、再び原路に還り、左折して下ノ御茶屋に至る○下ノ御茶屋は、御茶屋三所の中、最西部に在り、且つ最も低位に在り、書院十二疊東南に面す、壽月觀と稱す、上段三疊林邊棚架欄等あり、西南の高所に十三疊の一室なる藏六庵あり、壽月觀と共に、みな後水尾法皇宸翰の額を掲ぐ、又茶室あり、みな雅潔優美を主として成る、西南みな林泉に向ひ、蒼蒼渾渾として、湖泉石に咽ひ、上には雜樹柯を交へ、裝束掩映す、また一小仙臺にして、遊憩少時萬斛の塵慮を滌ふに足る(京華要誌)

シユケ

す、同條を見よ、
シユケクワン 宿官 外記、史、式部、民部、委、檢非違使判官、六位藏人等の既に叙爵せる者は、巡によりて受領に任するを以て、其順を待つ間、先づ諸國の權守權介に任するを云ふ、宿官すべき人々は毎年縣召除目の時、外記より勘申す、之を宿官勅文と云ふ(除目抄、羽倉考)
シユケサツ 宿札 「ヤドフダ」を見よ、
シユケシ 宿紙 紙屋紙(カミヤガミ)を見よ、
シユクシヤウツク 宿裝束 宿衣に同じ、
シユクセリヨウ 縮線綾 しまらなよせで織りたる綾を云ふ、しまらとは、糸の縮みたるをいふ、即ち地に縮みを織れるものなり(貞丈雜記)
シユクセリヨウ 熟線綾 極上の糸にて織りたる綾をいふ(貞丈雜記)
シユクツギクワシヨフギヤウ 宿次過書奉行 關西關東、室町幕府の職名、路次往還及び過書(關の通り切手)の事を掌る、宿次は驛路の義、過書は過所の義、所書同音、故に俗誤て過書となす(關西關東、室町幕府の職名、路次往還の義、過書は過所の義、所書同音、故に俗誤て過書となす)
シユクツギクワシヨフギヤウ 宿次過書奉行 關西關東、室町幕府の職名、路次往還及び過書(關の通り切手)の事を掌る、宿次は驛路の義、過書は過所の義、所書同音、故に俗誤て過書となす(關西關東、室町幕府の職名、路次往還の義、過書は過所の義、所書同音、故に俗誤て過書となす)

シユケ

シユケフギヤウ 宿奉行 將軍出行の時、宿制の事を掌る臨時の職、
シユケクラウ 宿老 舊は宿老成人の稱にて、職名にあらざりしが(一)鎌倉幕府の時、評定引付兩家を置き、老成人を以て之に補せるより、或は泛稱して宿老といへる事あり(二)室町幕府の時、右兩家の別稱となる(之を區別して稱する場合には評定衆を宿老、引付衆を中老といへり)故を以て老少の別なく、職に在る者皆之を稱す(三)又五箇番衆の領袖を宿老家となし(四)諸大名家、又其重臣を宿老と稱す、江戸時代にも同じく踏襲して老中を宿老とも稱したり(鎌倉年中行事、武家名目抄、徳川實紀)
シユケイシユチサキ 綜藝種智院 王朝時代に於ける私立の宗教學校(一)京都九條坊門の南小路の西(二)天長五年僧空海の創設する所にして、我國宗教學校の初めなり、空海死後沿革詳ならず(大内裡圖考證)
シユケイレウ 主計寮 「カズヘン」又「カソフツルカサ」とも訓む、唐名金部度支(一)大内裡美福門の内、民部省の東南(二)調及び雜物を計納して、國用を度り、用度を勘勾する事を掌る、民部省の被官(三)頭一人從五位上、助一人正六位下、本寮官外記は主税寮と共に要劇官なるを以て、長次官は吏務に熟練したるもの、若しくは諸道の博士を以て之に任じ、この内一人は必ず算博士の職を兼ねたり、大九一人正七位下、少九一人從七位上、大九一人從八位上、少九一人從八位下、算師二人(専ら計算の事を掌る)從八位下、史生六人、本寮職員は主税寮と共に、他司よりも其勞多きを以て、其俸給も從ひて優渥なり、故に後世二寮職員を稱して温職と云ふ(關西關東、室町幕府の職名、路次往還の義、過書は過所の義、所書同音、故に俗誤て過書となす)

シユケ

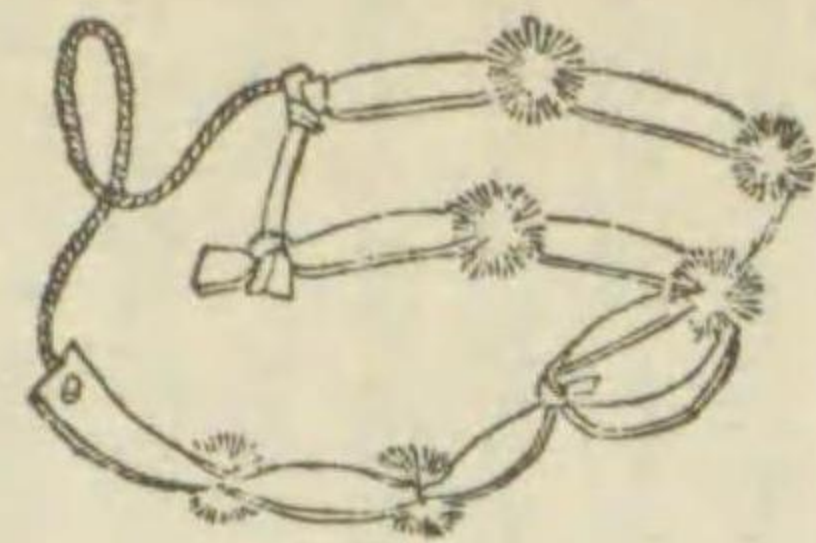
シユケゲンダウ 修驗道 佛教の一派、山岳に起臥して修行するを目的とするもの、修實行験法成の義なり、一説に修とは修生始覺の修行にして、験とは本有本覺の驗得なりといふ、不動明王を以て本尊と爲す、而して此道に入りて修行を爲すものを修驗者(略して單に修驗とも驗者ともいふ)またば山伏(山臥とも書す)といへり、山伏はもと山野に起臥して苦行するもの、總稱にして、修驗者のみに限らざりしが、いつしか兩者を混同して、山伏といへば、修驗者の事を指すこととなりたり(起原考)
 役小角より起る、小角は大和の人、長ずるに及びて深く三寶を尊び、心を呪術に傾け、三十二歳の時、同國葛木山に入り、巖窟に居し、葛を被り松を餌し、清泉に沐みて、孔雀の咒術を修め、神通自在にして、能く鬼神を驅役したりとの傳説あり、また攝津箕面山に入り秘密灌頂を修す、これ今の深山灌頂なりといふ、後ち宇多天皇の御宇、僧聖寶あり、好んで名山靈地を跋渉し、小角の跡を踏みて大峯を開拓し、昌泰三年吉野鳥栖山風閣寺にて奉受灌頂の儀をばじめ、修驗道を再興す、後ち貞觀の末醍醐寺を草創し修行の道場となして留住す、即ち眞言修驗にして、所謂三寶院の流なり、之を當山派といふ、尋で堀河天皇の御宇に増養あり、白河法皇熊野御幸の先達と爲り、熊野三山の檢校に補す、天台の修驗は實に増養の開闢所にして、所謂聖護院の流なり、之を本山派といふ、之より修驗道は漸く形を爲して次第に榮え、諸國の名山大川に到る處として其徒が修行の地とならざるはなく、從うて大和の金峯山、同國の吉野、紀

シユケ

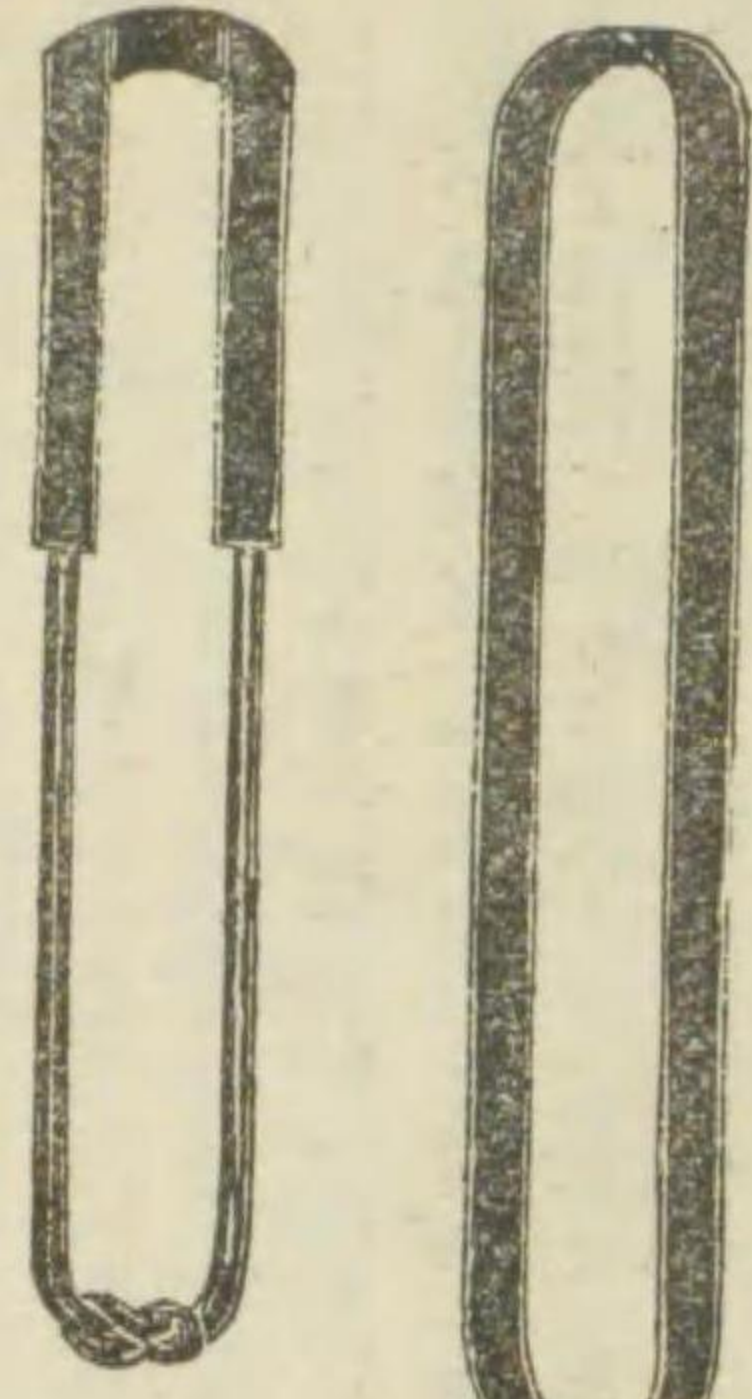
伊の熊野、出羽の羽黒、加賀の白山等、其著名なるもの頗る多し、而して當山派の山伏は、大峯より熊野に出で、本山派の山伏は熊野より大峯に出で、修行す、前者を逆の峯入といひ、後者を順の峯入といふ、江戸時代に入りて全國の山伏を二分して三寶、聖護二院に分屬支配せしめしが、寛政文化の際に至りては漸く衰へ、明治五年十一月に至り、太政官布達を以て遂に廢止せらる、然るに、近來又再興し、天台修驗は大和の金峯山寺を本山とし、舊によりて修驗道と稱し、管領職を置き、眞言修驗は三寶院に所屬し、未だ獨立の體を備へず、之を勤士と稱す、修驗者即ち山伏は、もと僧俗の間判然たる區別なかりしより、後には半俗半僧のごときものとなり、轉じて僧侶とは全く別のものとして取扱はるゝに至りしが現在俗人となれり、其頭髪は、本山派は役小角の形像に倣ひて有髮、當山派は聖寶の形像に倣ひて無髮なりき、而して其形により下山伏、摘山伏、剃山伏等の名あり、また裝束につきては古き時代は詳かならず、木葉衣に役小角の像あり、頭巾、袈裟を著け、錫杖、鐵鉢を左右に持ち、高履をはきて巖上に立つ、其相貌いかにも悚然たるものなれども、其服裝は、もとより小角當時のものにあらず、また七十一番職人歌合に山伏の圖あり、頭巾に鈴懸衣、袴、はき草鞋を著し、右手に斧、左手に念珠を持つ、これは鎌倉末期の風俗にして、小角を去る七百年餘年なりとす、江戸時代には頭巾、斑蓋、鈴繫、結袈裟、法螺、殿多角念珠、錫杖、笈、肩箱、金剛杖、引敷脚半を十二道具と稱し、また之に槍扇、柴打(斧及び刃鋸をいふ)走繩、草鞋を加へて十六道具と稱し、法器具足、頗る整頓せり、今其重なるものに就きて説明を加ふべし、(一)頭巾、頭上に被るもの、裏頭

シユケ

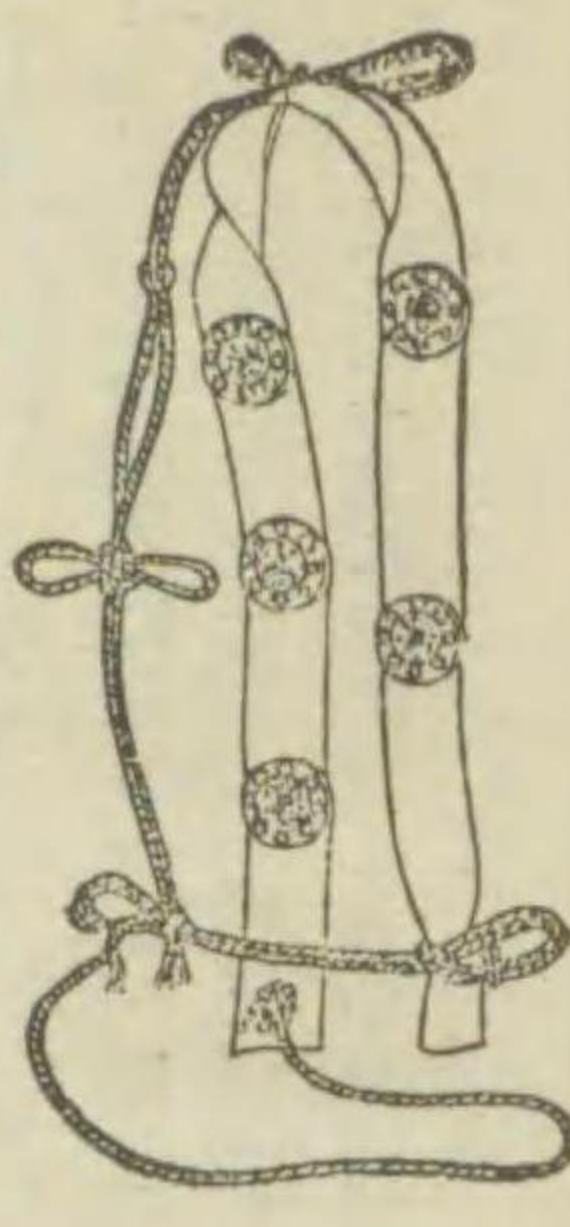
(註) 髪を表す、これを佛の山伏と名づけ、優婆塞形の山伏これを著す、満字形は後に結ぶ、長さ八尺なるは不動頂上の八葉を象る、満字とは八葉なり、捕山伏之を著す、行者頭巾は、役小角の形に倣へるもの、巻頭巾は頭上に巻きたるもの、羽頭巾は帽子の異製なり、また燕尾頭巾、合子頭巾の如きは、其形によりての名とす、(二)斑蓋、頭上に冠るもの、正大先達の用具にして、佛界薩埵の天蓋、慈悲覆護の形相なりといへり、白綾にて包み、頂上に八葉を表し



(装束結)



(装束字種)



(装束金紫磨)

巾、行者頭巾、巻頭巾、羽頭巾、燕尾形頭巾、合子頭巾等あり、裏頭巾また長頭巾といふ、螺髪形と満字形とあり、螺髪形は前に結ぶ、長さ五尺なるは五智に象り、黒色なるは法身不變の色相にして、佛身相好の螺

(註)

(備)

(備)

(備)

(備)

(備)

(備)

(備)

(註) 八角の錦を付く、(三)篠聚、素襖の如くにして二幅あり、修行衣にして、本山派は絲綿、當山派は金總なりといふ、名義は、山路を分け行くに、篠の葉にかゝるをいふ意なりとも、裾裾の義なりともいひ詳かならず、一に鈴懸とも書するは借字なるべし

(四)装束、五條七條九條等あり(ケサ)の條參看)結装束は本山派にて用ふ、直垂の菊綴のごときものをつけたり、俗に馬糞といふは形によりてなり、磨紫金装束は當山派にて用ふ、輪寶をつけたり、輪装束は兩派共に之を用ふ、(五)懸衣、先達度衆の著衣にして、従果向因の形儀なり、尤も衣帯を附すべし、新客等は、著籠を要し、従因至果の形儀に法る、(六)垂帯、懸衣の上に結び垂る帯なり、(七)法螺、佛道にて古くより法會の節之を用ひ、其役人を螺吹の役といへり、山臥も修法の時用ふれども、各人之を拂ふるにはあらず、而して別に小螺を各人腰に帶ぶ、これは修法用のみにあらず、峯中修行の時、雲霧暗夜等に、道を失はざらんが爲、互に吹きかへして、照答するの具に供したり、宿者、宿立の時等其吹き様故實ありといへり、(八)笈、縁笈横笈の二種あり、縁笈は正先達の用具にして、中に小不動一尊、金剛袋一筒、前具一面、乳木二枝、如意一本、香爐一枝等を納め、本尊袋、鉢袋、水瓶、斑蓋等を附す、横笈は新客の用具なり、中に金剛袋、金剛供、前供一面、佛具巾一筋、覆面一筋、乳木並に小乳木、抹香、散香、切花、花籃、鈴具、壇幣一手、油單一帖を納む、なほ、ガヒの條を參看せよ、(九)肩箱、笈の肩に附する小箱、長さ一尺八寸、横六寸、高さ五寸、白色の紐を蓮花合掌に結ぶ、中に峰書、座配帳、役者帳、現參帳、番帳、香傳帳、長帳、碑傳草案、三時勤行帳、研一面等を納む、(十)斧、山路を開くに必要なる用具にして、峰入の時の行

シユケ

シユケ

(註)

(備)

(備)

(備)

(備)

(備)

(備)

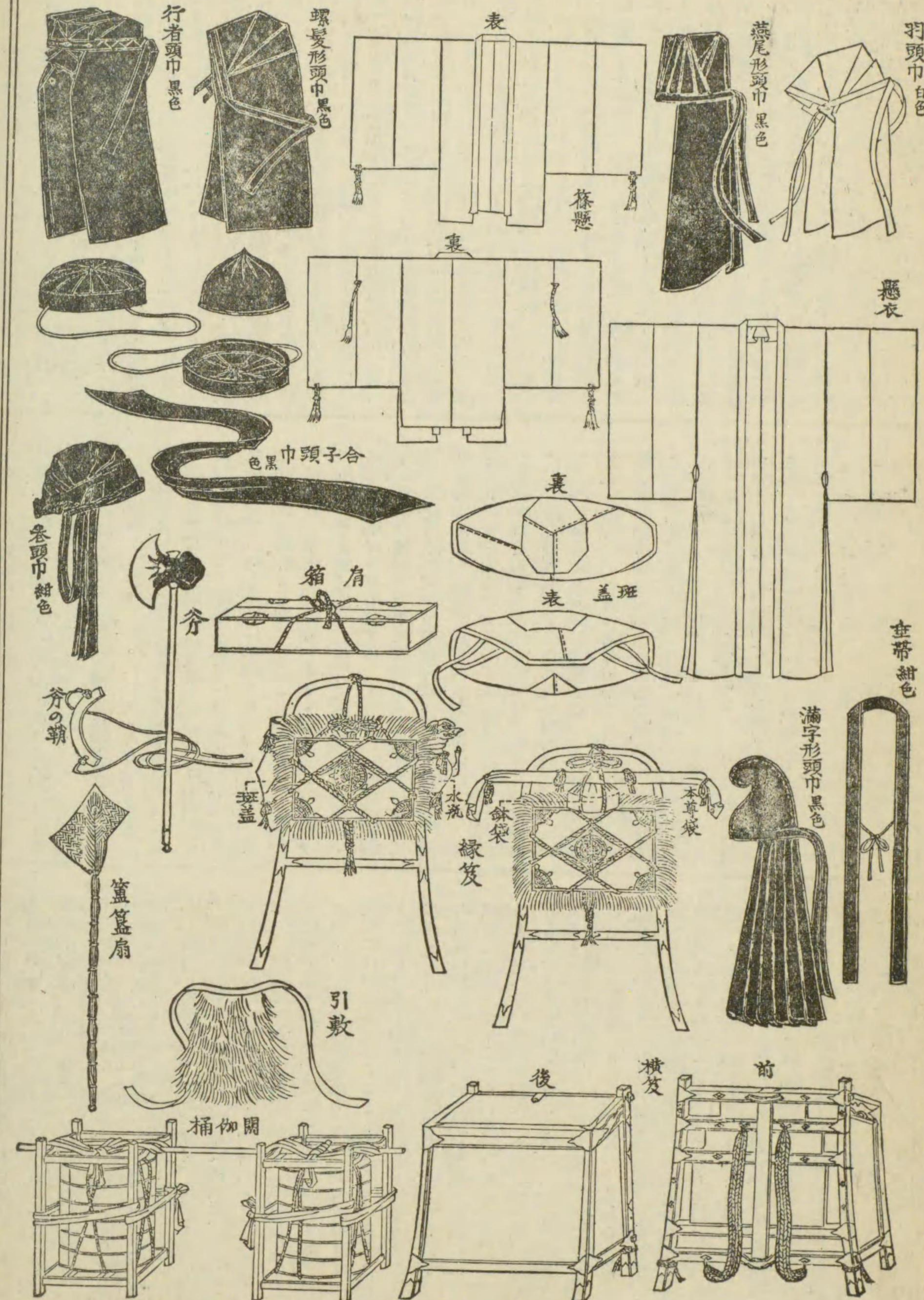
(備)

列には、第一番にあり、(十一)圓伽桶、水桶なり、峰入の宿々にて、新客等毎日三荷の圓伽水を吸む事、修行の第一としたりき、(十二)嚴多角念珠、稜角の立ちたる念珠なり、(十三)八目鞋、乳多くして一隻に入つたり、八葉の蓮華を表はすといへり、(十四)引敷、鹿又は熊の皮を用ふ、山岳經過の時、何處にても、腰打かけて休息する時の用なり、(十五)蘆蓋扇、蒲葵にて作りたるもの、峰入の時に腰に挿す、今修驗道衣體式により、其重なるものを圖して參考に供す(山伏の官職並寺務)當山派は、修驗の大意(天保年間)に當山派の總學頭深川寺行阿が幕府の諸問に應じて寺社奉行に呈したるもの、(年中)春夏秋三度入峯の僧侶を二僧祇と云、權律師に任せしめ、法師に叙せらる、僧祇六度の山伏を權大僧に任せしめ、法師に叙せらる、事古法なり、當今は三綱を經る族稀にして、直に法師に至り磨紫金衣を著し、大先達と稱し、出世と號すといへり、また、初度入峯の僧侶を新客と稱し、二度以上を度衆と云、九度を大越家と號し、三十六度を大先達とする等を職掌と名目に候事といへり、本山派は、修驗衣體式なる寺務并衆僧職掌名目之事の條に、(院家)三山奉行、院室、求菩提山窟門山兩座主、峯中出世、長床宿者、直參、參仕修學者、先達、公卿、年行事、御直末院、准年行事、役僧、觸頭、御朱印地別當、諸同行と見えたるにて其大概を知るべし、(修驗の大意、木葉衣、山伏考、佛教各宗綱要、山伏道具、修驗道衣體式)

シユケンモン 崇賢門 大内經豐院十七門の一、古本拾芥抄に「スケン」と訓めり、院の南面の門にて、豐樂門の西七間の所に在り、拾芥抄に、崇賢門、西方右廂門と見えたり(大内經圖考證)

シユケンモン井 崇賢門院

シユケ



行者頭巾 黒色
螺髪形頭巾 黒色
表
裏
蓋班
箱肩
引敷
桶伽關
後
前
横笈
満字形頭巾 黒色
金帶 紺色
巻頭巾 紺色
斧
籬蓋扇
鉢蓋
鉢袋
鉢
鉢蓋
鉢袋
鉢
鉢蓋
鉢袋

原仲子、梅町殿と號す、初めは三位局と號す、從一位贈左大臣無網の猶子、實は石清水八幡宮祠官法印通清の女、建武二年生る、後光嚴天皇の典侍、後圓融天皇の御母、康曆二年正月二十八日三宮に准ぜらる、永徳三年四月二十五日院號を賜ひ、應永三十四年五月十四日薨す、御年九十三、京都市上京區行衛町華開院中に葬る、尊卑分脈、女院部類、陵墓一覽、門院傳

守戸 陵(ミササキ)を見よ、

守護 武家の職名、警備の爲めに諸國に之を置く、其土地人民を守護して奸盜を防禦するより名づく、又總追捕使ともいふ、追捕使(ツキアツシ)の條參看○守護自ら其地に臨まず、人をして己に代らしめて、庶務を攝行することあり、之を守護代といふ、又守護代官、單に代官ともいふ(守護の幕府に祇候する間、及び在國の時にては代らしむることあり)、又任地に在りて、使を遣して其國の田畑を檢視せしめ、又は租税を催督せしむることあり、其使を守護使といふ、臨時の所役にして、守護の私に定むる所なり、また守護代に代りて所職を攝せしむるものを又代、又代官、小守護代といへり、

最初は警備を主とし、國中の雜務を沙汰し、在廳人と相並びて事を取扱ひしが、後には大番催促、謀反人、殺害人の檢斷の三箇條を務めとし、其他強盜竊盜山賊海賊等の檢斷をも兼ね行ひ、又軍役ある時は國中の地頭御家人を催し、國民を夫役に充て之を率ゐて事に従ひ、國務に交るを禁す、(文治元年十一月源賴朝、義經追捕及び奸盜に備ふるを名とし、奏請して諸國一般に設置せしを始めて、然れども是より先、各地に私に置きしものあり、治承四年安田義定を遠江、武田信義を駿河守護とし、元暦

元年梶原景時土肥實平を攝磨美作等五箇國の守護とし、大内惟義を伊賀國守護とせしが如し、貞永元年北條泰時式目を定むるに及びて、前に擧げし大犯三箇條の制を定め、正元元年鎮西守護には雜務を沙汰せしめ、弘安九年七月は訴訟の裁許を取扱はしむ、鎌倉幕府の末に至りては、諸國守護人、地頭職を兼攝し、遂には大小の事務悉く關涉し、地頭職を驅使する事臣僕に如く、且つ當時は概ね世襲の任となれり、然れど罪あれば所職を離たる、人員は大概一國に一人を置きしが如くなるも、又一人にて二箇以上數國を兼ねたり、北條時政は七箇國、佐々木經高は淡路阿波土佐三箇國、梶原景時は美濃攝磨二國、島津忠久は大隅薩摩日向等の守護たるが如し、建武中興諸將の功を論じ、新田足利楠木名和の諸氏並に一國若くは數國の守護に補す、此時は國司守護を併せ領して以前の如くならず、足利尊氏京都に據るに及び、建武式目の中に、守護職は、上古の吏務なり、國中の治否、只此職に依る、最も器用者を補せられ、無民の義に叶ふべし、頃者勤功の賞を以て守護を補するは、殊に古制に乖けり、若し功勞あらば莊園を給すべし、吏務に預る事を得ざれしと制定せり、又建武五年の令に、守護の職は、民を安んずるを主とし、若し治術に短ならば、理まきに職を革む可し、頃日聞く、守護勤功に誇り、譜第の職と稱し、擅に寺社、及び公卿の處領を奪ひ、これを家人に充て行ふ、其然る可らず、又本主に告發せらるる時は、引付の奉書を叙用せず、請文に及ばず、徒に旬月を涉り、多く催促を累め、愁鬱の輩、勝て計ふ可らず、仍て違背の科條に就き、守護改定の沙汰有るべしとあり、室町時代の初め、猶貞水の古制に據りて、守護は、大犯三箇條の外、關涉すべからずとの令あり、然れども當時の守護、率

直一人、驅使丁六十人、(文武天皇の大寶元年に創置す(令義解、職官志))

守護使「シユゴ」を見よ、
シユゴタイ 守護代「シユゴ」を見よ、
シユゴフキヤウ 守護奉行「シユゴ」を見よ、
府の職名、諸國守護人の轉補得替等に關する諸事を掌る、(武家名目抄)に鎌倉時代治久しく、武家の法制定まりて、守護轉替少きを以て、別に此職を設くる必要あらざりしが、足利氏權を執るに及びては、南北朝に分れて相攻伐し、諸家向背絶ることなきを以て、從て守護轉替多し、且つ所領を押領する等の事多かりし故に、其の沙汰繁雜なるを以て、特に此の奉行を設けしなるべしと云へり、建武式目追加に、諸國守護人之事(建武五後七廿九御沙汰、奉職防大進房園忠)とありて、條令を定めて本所領を押妨し、大犯三箇條の外、他の所務に従ふべからざることを命じ、近國は十日、中國は二十日、遠國は三十日を限り施行せしむ、これ守護奉行の濫職なるべし、花營三代記應安四年十月十九日の條に、守護奉行右筆齋藤右衛門入道と見えたり、義滿以後南北相和し、禍亂稍々定り守護の轉替多からざるを以て之を廢したり(武家名目抄)

れ世職に係る、一國の諸政、擧げて之に歸し、兼併橫奪至らざる所なく、新關を構へ、山川の税を收めて、黎庶を困ましむ、蓋し式目に載る所の制令行はれず、明德中の頃に至りては、諸將の守護を領する、少き者は一國或は半國を領す、遂に一國守護、半國守護等の稱あるに至る、多きは則ち二三國にして、山名時氏は五國、氏清は十一國を領するに至る、皆城に據り兵を蓄へ、儼然たる諸侯の姿をなし、幕府亦これに依りて費用を課するに至り、寶徳二年五月、神泉苑の壇壁を築く時守護に課するに、每國絹四丈八尺を以てす、寛正四年八月、將軍義政の生母藤原氏薨す、佛事錢を課す、三國の守護に萬匹、二國に五千匹と見えたる是なり、以て鎌倉時代の守護と事狀異なりしを知るべし、應仁大亂の後、諸將各在國して、復幕府に従はず、國中の地頭御家人を皆己の臣とし、終に兼併割據の世となり、海内亂れ群雄互に併呑し、甲介乙興り、天文の末に至り海内舊守護の存するもの、近江の六角、若狹甲斐の兩武田、駿河の今川、豊後の大友、薩摩の島津等六七家に過ぎず、織田豊臣氏起るに及び、海内の豪族を征服し、其國を以て親族部將に與へ、島津氏を除く外悉く滅亡す○守護代は、もと私に補せし職なれど、一國の成敗を執行するが故に、大名の家人たりとも、其職に補せらるる時は、幕府へ伺候し、謁見をも許さる、因りて守護代を補するに、守護より幕府に申して、後に命ずる例なり、吾妻鏡正治元年十月廿四日の條に、參河國守護藤九郎盛長の代官善禰見え、承元元年六月廿二日の條に、紀伊守護代見えたるを始めとす、室町の時、守護多く留りて京都に在りしかば、部下の吏務に練達せし者をして代りて治めしむ、舉用守護に由ると雖も、必ず幕府に請ひて之を授くる事、鎌倉の時の如

シユゴフニフチ 守護不入地、(佛寺權門の領地を云ふ、(建武)後鳥羽天皇壽永三年、源賴朝奏して神社佛寺に領地を加へて、神佛を崇敬す、其後守護地頭を置くや、守護地頭等漸く神佛領を押領し、恣に神人供僧等を驅逐するを以て、屢々令して之を禁せしむ、之を守護不入と云ふ、蓋し白河鳥羽の崇佛敬神の餘、多くの莊園を寄せ、國使の入部を停め、檢注租稅催促を禁じたりしに似せしものなり)

シユサイ 儒祭、(儒禮を以て其祖先等を祭るを云ふ、祭日は春夏秋冬四時の仲月を用ひ、或は家事の都合により春秋二季に祭るもあり、之を時祭と云ふ、又は忌日に行ふもあり、(支那宋の朱熹の家禮を基として、少し我國の風習を折衷したるものにして、一定の式なしと雖も、先づ主人は祭の前一月より別火をし、服忌の人を忌む、祭の時吉服にて肩衣袴着用、神主を續より出し大茅沙、小

し(關東にては鎌倉御所に請ひしなり)、歲時の進見、率し幕府の臣の如し、初めは人を擇びて任使せしが、後ち遂に世襲となる、高山氏の游佐に於ける、斯波氏の織田に於ける、赤松氏の浦上に於ける是なり、此等の守護代は、其地に土著し、威望あるを以て、室町時代の季世に至りては、守護を放逐して自ら代り、又は被管を離れて獨立したるものあり、織田豊臣兩氏の世にも、守護代の名稱ありと雖も、假に其地を守らしむる者の稱、一國の領主とせしにあらざり、慶長以來、此等の名稱悉く廢絶したれど、江戸時代にも、諸侯の重臣たる者、幕府に參して將軍に謁見を免さるゝ例あるは、全く古への守護代の餘波なるべし○又代は、守護の族人又は家人を任ず、若狹國守護職次第重時の條に、次守護御代官加賀守殿自延應元年拜領之、其代平左衛門入道云々、長門國守護職次第に、武藏守殿(師時)御代官駿河三郎殿、弘安四閏七晦、下國又代官、平内左衛門尉と見えたるを始めとす(吾妻鏡、貞永式目、守護地頭名義考、守護地頭考、武家名目抄、官制沿革略史)

シユゴウ 准后「シユサンケウ」を見よ、
シユコウシヨ 主工署「シユノミヤ」を見よ、
ノタクミツカサとともむ、(東宮土木の攝作及び銅鐵、雜作の事を掌る、春宮坊の被官、(首一人從六位下、令史一人少初位下、工部六人使部六人、

直一人、驅使丁六十人、(文武天皇の大寶元年に創置す(令義解、職官志))

シユサイ 儒祭、(儒禮を以て其祖先等を祭るを云ふ、祭日は春夏秋冬四時の仲月を用ひ、或は家事の都合により春秋二季に祭るもあり、之を時祭と云ふ、又は忌日に行ふもあり、(支那宋の朱熹の家禮を基として、少し我國の風習を折衷したるものにして、一定の式なしと雖も、先づ主人は祭の前一月より別火をし、服忌の人を忌む、祭の時吉服にて肩衣袴着用、神主を續より出し大茅沙、小

シユサ

茅沙み、其前に置き、煇香し拜して、降神とて主人盃に酒を受けて、大茅沙の上にしたみ、其後肉味の饌を供ふ、次に祝文を讀む、畢て飯汁を替へて、三獻あり、次に膳を撤して茶菓を供し、拜して飲福受

ノクラソツカサともよむ 春宮坊に於ける金玉、寶器、錦繡、雜綵、及び衣服を裁縫し、及び戲好の屬を掌る、春宮坊の被官 正一人從六位上、佑一人正八位下、令史一人少初位上、史生二人、藏部二十人、使部六人、直丁一人、驅使丁二人、文武天皇の大寶元年創置、廢絶の時詳かならず(令義解)

條、後朱雀、後冷泉(天皇外祖母)は長和五年六月に、大政大臣平清盛の室時子(安徳天皇外祖母)は治承四年六月に、知足院忠實の母儀從一位金子は、久安六年正月に准后宣下ありしが如し、僧侶は仁和寺御室法助、延應元年七月准三宮となりしを始めて、又贈准三宮の例もあり、中御門天皇御母故從二位藤原賀子に寶永七年三月、後櫻町天皇の外祖父故從一位二條吉忠に、明和六年八月准后を贈りし類なり(年給考)

シユサウカ

シユシ

蓋し朱氏家禮に據りて述べる葬式にて、佛葬に對して云ひたる詞なり 喪主以下の人々柩を奉じて直に墓所に至り、先づ其葬地の神を祭り、次に棺前にて祝詞を讀み、香を燒き、拜禮を行ひ、死者の魂を神主に遷して家に歸り、魄を墓所に葬るを例とす、神葬(シユサウ)と大差なし

シユサウキヨク 修造局 禪宗にて作事を掌る所、此内に諸色作頭あり、即ち匠人なり、作頭を監するを監作と云ふ、之を「コノコウヤ」と云ふ、又直裁あり、ジツスキと參看(禪林象器箋)

シユシガクハ 朱子學派 支那宋時代の儒學朱子の學說を祖述せる經學の一派をいふ、故に又宋學とも云ふ、朱子名は熹、字は元晦と云ふ、専ら性理を説く、性理とは、人々の受けたる天性を明らかに悟りて道を行ふを云ふ

シユシヤ

醍醐天皇花園上皇の御前に程朱の新釋を講説せり、花園院御記元應元年閏七月廿二日の條に、今夜寅朝公時等、於御堂殿上局、談論語、僧等濟々交之、朕竊立聞之、支惠僧部義、誠遠道歎、自餘人皆談義勢、悉叶理致、また元亨二年七月廿七日の條に、談論書、人數同、先々、其義等不能具記、行親義其意涉、佛教、其詞似禪家、近日禁裏(後醍醐)之風也、即是宋朝之義也云々、同三年七月十九日朝臣儒教を以て身を立つることを述べし條に、「但近日風體以理學爲先」とあるにて、朱子學の行はれしこと、知るべし、北島親房又朱子學を奉じ、蘊典を極め、一條兼長も亦この説によれり、室町時代の末、南禪寺の僧桂菴渡明して、宋學を修め、歸朝の後始めて朱子の註に據り、訓點を四書に施せり、藤原惺高に至り、大に此學を主張し、亦朱子の點本を出す、世に稱して我國朱學の祖となす、林道春は惺高の門人なり、徳川家康に聘せられ、大に信用せられ、後光明天皇英邁の資を以て、朱氏の新説を喜び給ひしより、朱學大に行はるゝに至れり、特に江戸幕府は林家をして天下の文教を司らしめしかば、其勢力頗大にして、其奉じたる朱子學は自ら官學の如き姿となり、林家一派は自家の學を以て正學と稱し、他を異學と稱するに至れり、異學(イカク)參看(教育志料、徳川太平記、古事類苑文學部)

シユシヤウ 守辰丁 陰陽寮の職員、漏刻博士に從ひて、漏刻を候ひ、鐘鼓を撃ちて時を報ずるを掌る、人員二十人、文武天皇大寶元年に置く(令義解)

也、以先王之道、能滿其身云々と見えたり、天延二年十一月十一日菅原文時奏に、當時儒者獻策之勞、云々、伏檢故實、儒者之式部大輔云々と見えたり、本邦史籍に見えたる初めとす、職原抄大學寮の條に、紀傳、明經、明法、筆道、謂之四道云々、凡四道儒者、第一等秀才、第二等明經、第三等明法、第四等筆道也、見令義解云々、故實拾要に、日野家、南家、武家、管家、江家者は儒門也と見えたり、二中歴には、菅原清公以下五十餘人の名を掲げたり、江戸時代に至りては幕府並に諸藩にて儒者を聘したり、幕府にては若年寄支配にて役高二百俵、御手當十五人扶持、諸大夫にて山吹問詰たり、而して古來より、儒者各門戸を立て、互に争ひしと見え、三代實錄貞觀十二年二月十九日參議春澄善繩の奏せし條に、昔者爲文章博士之時、諸博士每名名家、更以相輕、短長在口、亦弟子異門互有三分争事あり、江戸時代には辯難攻撃最も甚かりき(古事類苑文學部)

- 林 羅山 林 鶴峰 林 鳳岡 林 榴岡
澁井太宰 林 述齋 安積長齋 鹽谷岩陰
後藤芝山 柴野栗山 松崎愷堂 安井忠軒
伊藤坦庵 伊藤龍洲 江村北海
那波活所 那波草庵 那波魯堂 菅 茶山

- 石川丈山 室 鳩巢 南部景衡 松浦露沼 雨森芳洲 柳原聖洲 服部寛齋 三宅觀淵 向井三哲
菅 支同 松永尺五 木下順庵 柳 杏庵

- 新井白石 室 鳩巢 南部景衡 松浦露沼 雨森芳洲 柳原聖洲 服部寛齋 三宅觀淵 向井三哲
シユシヤウ 守辰丁 陰陽寮の職員、漏刻博士に從ひて、漏刻を候ひ、鐘鼓を撃ちて時を報ずるを掌る、人員二十人、文武天皇大寶元年に置く(令義解)
シユシヤ 受者 傳法灌頂を受くる人を云ふ、「クワンチャウ」を見よ、
シユシヤ 儒者 漢學者を云ふ、其家を儒家、其一流を儒門と云ふ、段註說文解字に、儒柔也、註に以「魯訥」爲訓、鄭目錄云、儒行者以其記有道徳、所行、儒之言優也、柔也、能安人能服人、又儒者濡

シユシ

に之を引付に披露するを云ふ(沙汰未練書)

シユシヨウ

首衆 首座(シユシ)を見よ、

シユシヨウ

朱舜水 名は之

瑜、字は魯瑛、舜水と號す、私塾して文恭といふ

八年を以て生る、早く父を喪ひ、やゝ長ずるに及び、

朱永祐、張肯堂、吳鍾燾等に就きて學び、遂に恩貢生

に擢でらる、尋で朝廷より累りに徵命ありたれども、

辭して就かず、即ち避けて舟山に之く、幾干ならずし

て始めて我が國に來り、尋で交趾に移り、後再び舟

山に移る、此時明朝已に清軍の爲めに攻圍せられ、國

勢日に蹙るの際なりしかば、舜水事の爲すべからざる

を知り、將に安南に之かんとしたれども、風利便な

らずして、我國に來り、久しからずしてまた舟山に

移る、而して其意常に海外の援兵を得て明朝の恢復

を圖るにあるがゆゑに、三たび我國に來りしが、志を

得ず、去りて安南に至り、尋で故國に移らんとせしか

ども、時に清既に四方を混壹せるを以て、義として其

業を食はず、四たび我國に來り、終に復た還らず、是

れ萬治二年なり、爾來難を冒して飄轉落魄するもの

十餘年、窮困頗る甚し、柳川の儒士安東省庵之に師

事し、餘一半を贈りて米鹽の資を助く、寛文五年水戸

光圀其才徳文行を聞き、聘して賓師と爲す、水藩の士

人多く其門に遊ぶ、性嚴毅剛直、博覽強記、其學生に

教授するや孜孜として倦まず、且つ古今儀禮の大典よ

り農圃梓匠の事、衣冠器用の制に至るまで大小凡百

の事殆んど通曉せざるはなく、八みな其多能に服す、

天和二年四月十七日卒す、年八十三、常陸國久慈郡太

田郷瑞龍山の麓に葬る、舜水生前貧賤自ら奉じ費す

處なく、遂に三千餘金を蓄ふ、蓋し恢復の用に供せん

とするにありしもの、ことし(先哲叢談、野史)

シユシ

シユシヨククワンチャウ 授職灌頂

灌頂(クワンチャウ)を見よ、

シユシヨシヨ

主書署 書寫(シユシヨシヨ)を見よ、

シユシヨシヨ

類を供進する事を掌る、春宮坊の被官(シユシヨシヨ)首一人

從六位下、令史一人少初位下、使部六人、直丁一人

從六位下、令史一人少初位下、使部六人、直丁一人

從六位下、令史一人少初位下、使部六人、直丁一人

從六位下、令史一人少初位下、使部六人、直丁一人

從六位下、令史一人少初位下、使部六人、直丁一人

從六位下、令史一人少初位下、使部六人、直丁一人

從六位下、令史一人少初位下、使部六人、直丁一人

從六位下、令史一人少初位下、使部六人、直丁一人

從六位下、令史一人少初位下、使部六人、直丁一人

從六位下、令史一人少初位下、使部六人、直丁一人

從六位下、令史一人少初位下、使部六人、直丁一人

從六位下、令史一人少初位下、使部六人、直丁一人

從六位下、令史一人少初位下、使部六人、直丁一人

從六位下、令史一人少初位下、使部六人、直丁一人

從六位下、令史一人少初位下、使部六人、直丁一人

從六位下、令史一人少初位下、使部六人、直丁一人

從六位下、令史一人少初位下、使部六人、直丁一人

從六位下、令史一人少初位下、使部六人、直丁一人

從六位下、令史一人少初位下、使部六人、直丁一人

從六位下、令史一人少初位下、使部六人、直丁一人

從六位下、令史一人少初位下、使部六人、直丁一人

從六位下、令史一人少初位下、使部六人、直丁一人

從六位下、令史一人少初位下、使部六人、直丁一人

從六位下、令史一人少初位下、使部六人、直丁一人

從六位下、令史一人少初位下、使部六人、直丁一人

從六位下、令史一人少初位下、使部六人、直丁一人

シユセ

したることなし、三代實錄に、元慶二年河内國早帆

す、御酒米六十五斛を貢進するに堪へずと見え、又正

倉院文書大正稅帳に、酒若干を擧ぐ、皆田租の中を以

て之を處辨し、未だ酒稅のことに與からず、然れど

も、式目新篇追加に、酒役は、往古より課する所な

りといへるによれば、鎌倉幕府以前已に之あること

知るべきなり、鎌倉幕府の時、酒は米穀を消耗するを

以て屢々沽酒を禁せり、後深草天皇建長四年九月鎌

倉中所々沽酒を禁制すべし、又諸國の市酒全分を

停止すべしと、尋で又、沽酒の禁制を殊に沙汰し、悉

く以て壺を破却すべし、而して一壺一壺は之を宥す、

若し違犯の輩あらば罪科に處すべしと令す、爾後稅

法漸く密なり、北朝後光嚴天皇應安四年酒屋壺別二

百文を課す、後花園天皇嘉吉元年酒屋壺別二

百文を課す、新加二十五所は半公事一貫四

百文を課す、東山天皇元祿十年、酒價の五割を課し、

譬へば、酒一石銀百目の相場なれば、百五十目に賣

り、五十目を運上と爲さしむ、寶永六年三月、稅を免

除す、正徳五年十月、更に遺石に課し、百石の稅金三

分一を納めしむ、後ちまた、株金のものは、百石に十

兩と爲す、孝明天皇元治元年、改めて一樽の冥加銀

六匁と爲せり、明治維新に至り、較々修正を加へ、明

治四年免許稅、釀造稅等の事始めて定まる、即ち免

許料として、清酒は金十兩、濁酒は五兩を納め、造

額の多少に拘らず、釀造稅は清酒金五兩、濁酒一兩

二分と爲す、爾後屢々改補修正して現今に至る(大日

本租稅志)

シユセイモシ 壽成門 大内裡八省院二十

五門の一、拾芥抄に、謂之北面覆、通廊西第一内門、

大極殿西登廊西門、南向通門と見えたり、西華門の

四廊を隔つ四間の所に位し、白虎樓の北扉十五間の

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユセ

シユツ

シユツ 首座 禪宗の僧役、六頭首の首に位し頗る重き役目なり、一山の座禪修行の大衆中第一位に在りて模範となる者、勅修清規に、前堂首座表一衆之首也、在叢林與長老三分風月、在菴中與菴主同展化儀、といへり、僧堂前板第一位に在るを以て亦第一座とも云ひ、僧堂座位の元首なるを以て座元とも云ひ、禪頭とも首衆とも云ふ(勅修清規、叢林象器箋)

シユタウエ

シユタウエ 授刀衛 兵仗を帯して禁中を警衛す 勅官 一人從四位上、佐一人正五位上、大尉一人從六位上、少尉一人正七位上、大志二人從七位下、少志二人正八位下 起原 唐書 文武天皇慶雲四年七月初めて授刀衛を置く、又略して授刀衛とも云ふ、天皇親衛の舍人を掌る、和銅元年三月小野馬養を帶劍察長官となす、蓋し本寮の頭を云ふなるべし、頭佐以下醫師、衛士等ありしこと、續紀に見えたり、これ授刀衛府の濫觴なり、天平勝寶八年七月、授刀衛の考選、賜祿、名籍等悉く中衛府に屬せしめ、尙ほ授刀衛の名を存せしめ、舍人四百人を定員とす、後ち廢絶せり、天平寶字三年十二月授刀衛を置き右の職員を置く、天平神護元年二月授刀衛を改めて、近衛府となす、蓋し此の時中衛府に屬せし舍人を改めて總轄せしならん、ユヱ、コノエフの條を見よ(續紀、職官志、古事類苑官位部)

シユタウトネリレウ

授刀舍人寮

シユタウレウ

授刀寮 「シユタウエ」を見よ

シユチャウ

主帳 郡の職名「カンシ」を見よ

シユチュウ

朱中 江戸時代駿河國にて黄金を量る稱呼、一朱の二分の一に相當す、小判一兩六

シユツ

十目、銀として算せば、朱中は一匁八分七厘五毛に相當す、朱中とは、一朱の半といふ意なり(古事類苑泉貨部)

シユツケ

シユツケ 出家 佛道に入りし人を云ふ、世の塵を避けて家を出る義、佛性を見れば、生死の家を出づ、四怨の多苦、三界の元常を怖厭し、六親の愛を辭し、五欲を捨つるを、眞の出家なりと云ふ、法華經に、非以自剃髮爲出家、若能發大精進、爲除衆生一切煩惱、是爲出家、と見えたり、敏達天皇十三年、蘇我馬子其二女を司馬達的女善信尼の弟子となし度せしむ、一を禪藏尼と云ひ、二を惠善尼と云ふ、是れ我國出家の始めなり(書紀、法華經講義、佛經いは辭典)

シユツケトクドテン

出家得度田 王朝時代人民が僧となりし時、其口分田及び位田、賜田等を官に收むるものをいふ、また私田と雖も之を傳受する者なきときは官に入る、輪地子田なり(延喜式、田制篇)

シユツセ

出世 (一)清僧(二)山伏(三)出家の總稱(四)堂上の息または養子の、僧となりて持佛堂の法事を勤むるものをいふ、(一)(二)(三)は、世事を捨て、一切に佛に仕ふる故に名づく、眞丈雜記に、出世の事清僧なるをさして云ふ、又山伏なども出世と云ひたる事有り、總じて出家をさして出世とは云ふ也、故實條々問書に云く、門跡の出世は大略御供養と對たるべき歟云々、門跡にて役義相應に清僧なるをさして出世と云ひたるなり」と見えたるにて、其大概を知るべし、(四)は、醍醐斷除に「出世(院號、權大僧部法印官位共に極るなり)、御持佛堂の法事を勤也、堂上の息或は養子なり」と見えたり、

シユツトウミン

出頭人 諸新新參

シユツ

に限らず、登用せられて、常に君邊に侍し、政務に與る者を云ふ(續紀、禪家の俗語より出でし辭にて、其意は評義の席頭に出座する義なり) 起原 室町幕府の時、三管四職以下奉行に至るまで、當時政務に與り、評議の席に列なるをば總て出頭と云ふ、康富記嘉吉二年八月廿八日評定始の條に、可著頭人出頭上云々と見え、永享記三浦介道心の條に、當御代(持氏)に成て出頭人におほえ劣り、内々面目を失ひ、無念に思ひける所に云々とあり、大名諸家又是に倣ひて、老臣奉行人を總て出頭と稱し、後には尊卑の別なく、時に遇ひたる者の、老臣等と國政に與るを云ふに至る、然れども正しき職名となりしにあらざるが如し(武家名目抄)

シユツナフ

出納 僧侶の役名、物品の出入を掌る僧を云ふ、白張立烏帽子を著く(寺官抄)

シユテウ

朱鳥 天武天皇御宇の年號、白鳳十五年七月二十日、大和國より赤雉を獻じたるを以て改元す、元年にして天皇崩す、持統天皇攝政中尙ほこの年號を用ひ、四年を経て即位し、後ち年號を建てざるに十年間(書紀、水鏡)

シユテン

主殿 一家總構の内主要なる殿舎を云ふ、寢殿造の寢殿に當る故に寢殿とも云へり、然れども寢殿と全く同じからず、室町時代以後の制なるが如し、眞丈雜記に、條々問書に云く、公方様御主殿は四方ながら藩にて候、此の御殿にて正月晚飯被下御祝御座候つる、又云く、式の御成の時、先公卿の間へ御成候御座を敷かるべし、又云く、式三獻あがり候て、式の御成の時、主殿へ御成候御座をしかれ候、又云く、常の御成の時、直に主殿へ御成候云々、三光院内府記に云く、主殿は七間四面、南向通法にて候、面七間の中妻戸は二ツ有之、一ツは公卿座の中な

シユテン

リ、(私に云く、公卿座とは公卿の間的事なり)是れは主人の妻戸也、仍平生は、これを開かず、貴人等出入の路なり、中門車寄此の所に相兼れて作る家々に有之、與等此の戸より寄すべきなり、其の次の妻戸は、平生の客人の通路なり、其の道は廣縁に出づるなり、(透連子なり、白壁の中なり、其の次落縁に開戸あり、是れは美着之仁、又雜人等の通路なり)其の廣縁の四面に又妻戸あり、是れは公卿の座の入口なり」と見え、家屋雜考に、主殿は造方別にあるにあらず、土岐家問書に、主殿のからばと見え、三好義長幸御成之記に、主殿の破風新に申し付けらるなど見えて、寢殿の造りかたにあらず、對屋造なり、中古以來の制、主殿と稱するは、多くは寢殿造なる故、主殿といへば、寢殿のこと、知られたるなり、舊説に、主殿一名寢殿と註したることあれば、心得誤る人多し、若し定式の寢殿造なれば、對屋、東西廊、中門、池島、釣殿などいふもの具足せざれば、舊制に叶はず、主殿といへば、其の造りに拘はらず、一家の内、むれとあるところをさしていふこと故、主殿と寢殿との差別なかるべからず、又今故實を談するもの、主殿は正殿にて、表座の名なるを、後世奥屋の稱とすること誤なるよし、いふは委しからず、今時守殿の字を用ふるも、音に依りて誤れるなり」と見ゆ、

シユテンシヨ

主殿署 「シユテンシヨ」見よ

シユテンシヨ ノトノモノツカサ」ともいふ、唐名典設局 東宮の湯沐、燈燭、洒掃、鋪設等の事を掌る、春宮坊の被官 首一人從六位下、令史一人少初位下、史生二人、殿掃部二十人、使部六人、直丁一人、驅使丁十人 起原 唐書 文武天皇天寶元年に創置す、後世代々諸大夫の士を以て之に補す(令義解、延喜式、職原抄、職官志)

シユテンダイ

主典代 院主典代(キソノシユテンダイ)を見よ、

シユデンレウ

主殿寮 「トノモレウ」を見よ、

シユトウ

種痘 天然の痘毒を後防する爲めに施す醫術、初めは痘症なる人類の痘瘡の膿を取りて人に植ふ移したり、植痘瘡といふ、故に此名あり、後に之を牛に移して後ち再び人體に移すこと、なれり、是を牛痘といふ(起原 痘症) 何頃より始まりしか詳かならず、多紀元簡著の醫論には、暹年有種痘之說、達於燕齊、近則通行南北、詳究其源云、自一女降亂之法、金鑑云、古有種痘之法、起自江右、達於京畿、究其所云、自宋眞宗時、峨眉山有神人、出爲丞相王旦之子種痘而癒、遂傳於世、才陽縣志云、黃曼暉五十五郡人、得十全神痘法、以棉絮取痘漿之佳者、送三人鼻內、及愈有驗、如眞往々靈驗、遠近皆聞、其風焉」と見えたり、我邦傳來の時代、また詳ならず、安房國濱海の一村に此法行はれ、多く痘毒を用ひたる由醫廳に見えたり、安永の頃より盛にその説傳はり、同七年に清乾隆年間の勅撰せる御纂醫宗金鑑の内より種痘篇一冊を梓行し世に種痘の法を傳へたれども、多く疑惑の念を懐きて用ひざりき、文化六年松前福山の中川五郎次といふ者、暹に魯人の爲めに虜にせられて彼地に留まる六年にして歸朝し、牛痘の種痘法を始めて傳ふ、其後嘉永二年痘苗また傳來し、是より牛痘の種痘漸々に行はれ、遂に人痘種痘法は廢れたり、牛痘は西洋紀元一千七百九十八年、吾邦寛政十年に「エドワード、ゼンネル」の發明せしものなり(種痘術の創意)

シユトウクワン

種痘館 江戸幕府西洋醫術を研むる學館をいふ、イカクツヨを見よ、

シユトクハ

壽徳派 木村壽徳の創めたる射術の流派(壽徳は近江堅田の人、姓は猪飼、射術を吉田出雲守重綱に學びて精妙を究む、末流多く、世人之を壽徳派と稱す(武藝小傳、武術流祖稿)

シユビキ

朱引 朱にて、物に線を引くことなりしが、江戸時代、江戸の圖面に、府内と府外との境に之を引きて區別せしめ、遂に境界の稱となれり(御府内備考、青標卷)

シユフクジ

壽福寺 相模國鎌倉郡扇ヶ谷村龜谷の龜谷山金剛壽福禪寺と號す(起原 臨濟宗、鎌倉五山の第三) 當寺はもと左馬頭源義朝の邸趾なり、治承四年阿時四郎義實親恩の爲め、此地を給りて梵字を草創す(起原 養和元年三月源賴朝母儀の佛事を修す、正治二年賴朝の夫人政子、僧榮西に寄せ清淨結界の地とし、大伽藍を建立す、七月成りて供養を行ふ、建仁二年政子、義朝の沼濱の舊宅を築西に寄す、後ち政子實朝屢々參詣して佛事を修す、建保三年六月五日榮西當寺に寂す、寶治元年十一月七日寺院燒失す、尋で再興せしが、應永二年再び同様の災に逢ひ、古書古器什寶等悉く灰燼となる、天正十九年十一月徳川家康寺領五貫二百文の朱印を給はる、其後境内九段餘の地を割て、隣寺英勝寺に寄附し、其替地として慶安二年十月三貫八十七文の地を加へ、總て八貫五百八十文餘の朱印を給はる(鎌倉志、鎌倉遺跡考、新編相模國風土記稿)

シユヘイシヨ

主兵署 「シユヘイシヨ」見よ

シユヘイシヨ ノツハモノツカサ」ともいふ、東宮の兵器儀仗の類を掌る、春宮坊の被官 首一人從六位下、令史一人少初位下、使部六人、直丁一人 起原 唐書 文武天皇天寶元年に創置す、平城天皇大同二年主藏監に合す(令義解、令集解、職官志)

シユテ

シユト

シユマ

朱間 掖地(クンチ)を見よ、
シユン 句 句初臣下に御酒を賜ひ、政をきこしめす儀式を云ふ、句は句宴の略にして、月初に行はる、宴會を云ふなり、もとは毎朔に行はれしが、後には夏冬の二季、及び十一月一日が冬至に當れる時にのみ行ひ、又内裏造營の後及び御即位の後、始めて政事に臨み給へる時に行へり、夏冬は恒例にして、夏は孟夏句、冬は孟冬句と稱し、又併稱して二孟句と云へり、十一月一日は朔旦冬至と稱す、委しくは各條に在り、就て見るべし、内裏造營後は新所句と稱し、御即位後は萬機句と稱せり、書紀天武天皇十二年十二月庚午の詔に、諸文武官人、及畿内有位人等、四五月必朝參とあれば、句の制の古きを知るべし、天皇御ある時は、南殿に於て此事あり、出御なき時には、宜陽殿に於て平座を行ふなり、後世は二孟句は多く平座なり、江次第抄に二孟句、今案、平座是也、出御之時者、公卿著南殿几子、無出御之時者、著宜陽殿平敷座、故也とあるにて明なり(江次第、年中行事秘抄、公事根源、建武年中行事註解)

シユン

を吹かせ給ひ、親王此曲を奏せしに、見るもの感賞せざるは無かりしとぞ、又國史に依れば、同御代に尾張濱主が百十五歳にして此舞を奏せし由も見えたり、今は舞絶えたり(禮樂志、歌舞音樂略史、舞樂圖説)

シユン

く、第一第二第三親王と巡給し、又其後鳥羽院の親王に移るの類、(二)一代の親王長幼を分て一巡す、例へば去年白河院の第一親王、今年堀河院の第一親王、翌年鳥羽院の第一親王となり、其次年白河院の第二親王、其次年堀河院の第二親王と巡るが如しと云へり、然れども是等諸説共に誤りなり、代々を別たす、通計して巡給し二合するなり、例へば親王四人あらば三年を隔て、二合し、男女親王十人あらば十年(九年を隔つ)目に一巡するが如し、即ち巡年は巡給宣下の次第によるものなり、ネンキフ(年給考)

シユンエイ 准類 物の價を類稱に准じて換へたるものないふ、三代實錄、三代格等に見えたり、「エイ」參看、
シユンオク 春屋 妙葩(メウハ)を見よ、
シユンカウジャウ 遵行狀 施行狀(シカウジャウ)を見よ、
シユンキ 春記 藤原資房の日記、一名資房卿記又野房記と稱す、原本は長曆二年より長久二年、並に永承七年の五箇年間の記事あり、但し長曆二年は春夏秋を欠き、長久二年は春及び七月、十二月の三箇月、同二年は正、二月及び夏秋冬、永承七年は春冬を欠く、寫本は永承七年及び長久元年の八月を欠き、治安元年、永承三年、天喜二年又長久元年に於て各數箇月を増す、之を補寫せば治安元年より天喜二年に至る凡三十四年間に於て僅に九年を存し、其中に於ても許多の缺佚あるは惜しむべし(歴史記略考)

シユンキクワウレイサイ 春季皇靈祭 皇靈祭(クワウレイサイ)を見よ、
シユンキフ 巡給 親王に給ふ年給の名、當代に生存せる親王は、凡て男女にかへらば、輪轉巡を爲して二合し、檢を申任するを云ふ、巡給に三説あり、(一)代毎に一巡す、例へば白河院親王、堀河院親王、鳥羽院親王と一代毎に二合す、(二)一代の親王一人づゝ一巡す、例へば白河院の第一親王第二親王第三親王と三年間給し、其後堀河院の親王同じ

シユンクワモン 春華門(春花) 大内裏外部門の一、南面の門にて、建禮門の東端に在り、拾芥抄に、春華門、謂之白馬陣、或批相障是也、また「白左馬陣、謂之左廂障仗門、建禮門東」と見えたり、此門土門兩扉にて一開、門前に東西の二仗舎あり、日本紀略に、應和元年十一月廿二日、政始、今日左大臣始乘車參内、去年十月二日、蒙宣旨、於春華門前下之、即著左仗座、諸卿同參有饗饌、また西宮記に、上卿以下爲先下階、北行、外記史列立春華門前、(東面北上)少納言辨入、自門列立鳥羽司前、(西面北上)參議已上列立左兵衛陣前、上卿到相對上卿入、揖入内(自北爲先上階入内)無官政、自官入内、猶用春華門云々とあり、
シユンクワモン井 春華門院 昇子(後鳥羽天皇第一の皇女、母は九條兼實の女宣秋門院藤原任子)順德天皇の准母、建久六年十月十六日内親王、同七年四月十六日准三宮と

シユンケイヌリ 春慶塗 漆器の一種、泉州堺の漆工春慶の發明に係るを以て此名あり、春慶は其姓を詳かにせず、後龜山天皇の御宇の人たり、其製法たるや、まづ樂樂を素水に潤塗し、木面の疎理を填勻したる後之を精磨し、雌雄或は鐵丹及び柿油を以て着色し、更に剛毛の刷子にて漆液を塗布す、此の液は漆油少量を混和せるを以て、精磨を要せず、只能く乾したるのみにて完全の瑩澤を生ずるなり、爾來堺の工人之を業とするもの多し、世に堺春慶と稱す、而して寛永年間に至り、金祿宗和といふものあり、飛驒の領主金祿可重の子なり、性點染を好み、諸工を同國大野郡高山に集めて茶器を製せしめしが、此際宗和、漆工蓋し堺より來りし工人なるべしに命じて折敷盆等を造らしむ、其色黄赤の間に色にして、褐色を帯び、且つ木質透明にして大に雅致あり、世に飛驒春慶と稱す、また延寶天和の頃、飛驒の工人山打三九郎といへる者、出羽國山本郡能代に赴き、飛驒のそれに摸して、また春慶塗を創む、其色淡黄にして木質透明す、傳へいふ、工人の之を塗るに當り、細塵の飛び來りて之を汚さん事を恐れ、舟を海中に浮べて業に従ふ者ありと、其注意の厚き事思ふべきなり、而して其主として製出する所は、堀廣蓋、重箱、折敷等にして精巧の名あり、世に能代春慶又は能代塗と稱す、右に擧げたるもの、外、後世傳播して春慶塗と稱して之を製造する地方は、大和の吉野、但馬の竹田、伊勢の山田、下野の日光、常陸の粟野、磐城の平等頗る多しと雖も、其最も盛大なるは能代及び飛驒と爲す、堺の如きは其起源地たるに關ら

シユンケンシ 巡檢使 鎌倉幕府臨時の職名、時ありて指定の國中を巡視し、民間の苦樂を察し、年の豐凶を檢する使を云ふ、(文治元年に、典膳大夫近藤七等、幕府の使として、院宣を帶し、畿内を巡り、人民の訴訟を聴き、建久六年、新藤二俊長、小中大光家等、幕府の分國を巡檢して、不熟損亡を察す(官制沿革略史))
シユンケンシ 巡見使 江戸時代、將軍の代替毎に、五畿七道に派遣して國郡の治否を驗せしむる臨時の職名、目付數人を以て、これに充つ、巡見使の職務に關しては、時々其心得を令せられ、時として其報告によりて諸有司、並に領主等の非違を糾さしめらる、事もありて、享保の頃までは、治否視察の功を擧げたりしが、其後は只儀式のみものとなりたり(徳川實紀)

シユンサツシ 巡察使 名國、メグリミルツカレとも訓む、臨時の官、諸國を巡察して國郡司の治否を考へ、人民の疾苦を問ふことを掌る、巡察の事項及び使者の員數は臨時に定む、(後醍醐天皇代臣連等を遣して、百姓の消息を巡察し、風俗を觀省せしめし事ありしが、巡察使の名は、持統天皇八年七月諸國に發遣せしを始めて、文武天皇の三年三月、巡察使を畿内に、十月諸國に遣はして、非違を檢察す、大寶の時制定して、巡察せんとする時には、權りに内外の官に於て、清正灼然たる者を取て充つ、即ち大寶三年正月、正六位下藤原房前以下七人を七道に遣し、政績を巡省し、冤枉を申理せしむ、道別に餘事一人あり、爾來國史に顯はれし所の巡察の狀を見るに、國司の政績を勘へ、黎民の勞逸を知り、豐儉得失を檢し、風俗を觀省し、關割を檢察し、老疾を賑恤し、疾苦を採訪す、天平十六年九月には、勅して巡察使の守るべき法規三十二條を頒つ、延暦十四年巡察使を遣すを停む、天長中之を復す、同三年藤原吉野を畿内巡察使となす、以後は使派遣のこと史籍に見えず(續紀、三代格、官制沿革略史)

シユンサウケン 春興殿 大内裏の一殿、武具を置く所、「シユンキヤウケン」又は「ツユンコウケン」とも訓めり、紫宸殿の東南に位置し、宜陽殿の南、即ち日華門の内南に在り、西安福殿と相對す、西面、廣き七間三間、西は土廂にて、左腋、日華の兩門に通じ、北及び東に廂あり、東廂の北端に内膳所の候所あり、尙ほ東方に又廂あり、僧空海書の額を掲ぐと云ふ、○里内裏の春興殿は、有職抄に、春興殿五間二面、日華門の北に在り、内侍所職抄に、ましますなり」とあり(拾芥抄、大内裡圖考證)

シユンサウケン 順造館 舊小濱藩の學校、(若狹國遠敷郡竹原)創立年代詳かならず、寛保年間藩主酒井忠用の時、小野忠市郎を聘して資師とし、文久二年忠謀の時、大澤雅五郎を招聘せしより、學事振興す、明治二年以後洋學算術等の課を設く(日本教育史資料)

シユンシ 俊士 文章生の稱、勝れたるものを云ふ、弘仁十一年五人を置き、天長四年之を停む、禮記註疏に、司徒論選士之秀者、而升之學、曰俊

なり、同年十二月五日八條院に入御す、承元二年八月八日皇后宮と爲り、同三年四月廿五日院號を賜ふ、建曆元年十一月八日崩す、御年十七(女院小傳)
シユンケイヌリ 春慶塗 漆器の一種、泉州堺の漆工春慶の發明に係るを以て此名あり、春慶は其姓を詳かにせず、後龜山天皇の御宇の人たり、其製法たるや、まづ樂樂を素水に潤塗し、木面の疎理を填勻したる後之を精磨し、雌雄或は鐵丹及び柿油を以て着色し、更に剛毛の刷子にて漆液を塗布す、此の液は漆油少量を混和せるを以て、精磨を要せず、只能く乾したるのみにて完全の瑩澤を生ずるなり、爾來堺の工人之を業とするもの多し、世に堺春慶と稱す、而して寛永年間に至り、金祿宗和といふものあり、飛驒の領主金祿可重の子なり、性點染を好み、諸工を同國大野郡高山に集めて茶器を製せしめしが、此際宗和、漆工蓋し堺より來りし工人なるべしに命じて折敷盆等を造らしむ、其色黄赤の間に色にして、褐色を帯び、且つ木質透明にして大に雅致あり、世に飛驒春慶と稱す、また延寶天和の頃、飛驒の工人山打三九郎といへる者、出羽國山本郡能代に赴き、飛驒のそれに摸して、また春慶塗を創む、其色淡黄にして木質透明す、傳へいふ、工人の之を塗るに當り、細塵の飛び來りて之を汚さん事を恐れ、舟を海中に浮べて業に従ふ者ありと、其注意の厚き事思ふべきなり、而して其主として製出する所は、堀廣蓋、重箱、折敷等にして精巧の名あり、世に能代春慶又は能代塗と稱す、右に擧げたるもの、外、後世傳播して春慶塗と稱して之を製造する地方は、大和の吉野、但馬の竹田、伊勢の山田、下野の日光、常陸の粟野、磐城の平等頗る多しと雖も、其最も盛大なるは能代及び飛驒と爲す、堺の如きは其起源地たるに關ら

シユンケイヌリ 春慶塗 漆器の一種、泉州堺の漆工春慶の發明に係るを以て此名あり、春慶は其姓を詳かにせず、後龜山天皇の御宇の人たり、其製法たるや、まづ樂樂を素水に潤塗し、木面の疎理を填勻したる後之を精磨し、雌雄或は鐵丹及び柿油を以て着色し、更に剛毛の刷子にて漆液を塗布す、此の液は漆油少量を混和せるを以て、精磨を要せず、只能く乾したるのみにて完全の瑩澤を生ずるなり、爾來堺の工人之を業とするもの多し、世に堺春慶と稱す、而して寛永年間に至り、金祿宗和といふものあり、飛驒の領主金祿可重の子なり、性點染を好み、諸工を同國大野郡高山に集めて茶器を製せしめしが、此際宗和、漆工蓋し堺より來りし工人なるべしに命じて折敷盆等を造らしむ、其色黄赤の間に色にして、褐色を帯び、且つ木質透明にして大に雅致あり、世に飛驒春慶と稱す、また延寶天和の頃、飛驒の工人山打三九郎といへる者、出羽國山本郡能代に赴き、飛驒のそれに摸して、また春慶塗を創む、其色淡黄にして木質透明す、傳へいふ、工人の之を塗るに當り、細塵の飛び來りて之を汚さん事を恐れ、舟を海中に浮べて業に従ふ者ありと、其注意の厚き事思ふべきなり、而して其主として製出する所は、堀廣蓋、重箱、折敷等にして精巧の名あり、世に能代春慶又は能代塗と稱す、右に擧げたるもの、外、後世傳播して春慶塗と稱して之を製造する地方は、大和の吉野、但馬の竹田、伊勢の山田、下野の日光、常陸の粟野、磐城の平等頗る多しと雖も、其最も盛大なるは能代及び飛驒と爲す、堺の如きは其起源地たるに關ら

シユンケイヌリ 春慶塗 漆器の一種、泉州堺の漆工春慶の發明に係るを以て此名あり、春慶は其姓を詳かにせず、後龜山天皇の御宇の人たり、其製法たるや、まづ樂樂を素水に潤塗し、木面の疎理を填勻したる後之を精磨し、雌雄或は鐵丹及び柿油を以て着色し、更に剛毛の刷子にて漆液を塗布す、此の液は漆油少量を混和せるを以て、精磨を要せず、只能く乾したるのみにて完全の瑩澤を生ずるなり、爾來堺の工人之を業とするもの多し、世に堺春慶と稱す、而して寛永年間に至り、金祿宗和といふものあり、飛驒の領主金祿可重の子なり、性點染を好み、諸工を同國大野郡高山に集めて茶器を製せしめしが、此際宗和、漆工蓋し堺より來りし工人なるべしに命じて折敷盆等を造らしむ、其色黄赤の間に色にして、褐色を帯び、且つ木質透明にして大に雅致あり、世に飛驒春慶と稱す、また延寶天和の頃、飛驒の工人山打三九郎といへる者、出羽國山本郡能代に赴き、飛驒のそれに摸して、また春慶塗を創む、其色淡黄にして木質透明す、傳へいふ、工人の之を塗るに當り、細塵の飛び來りて之を汚さん事を恐れ、舟を海中に浮べて業に従ふ者ありと、其注意の厚き事思ふべきなり、而して其主として製出する所は、堀廣蓋、重箱、折敷等にして精巧の名あり、世に能代春慶又は能代塗と稱す、右に擧げたるもの、外、後世傳播して春慶塗と稱して之を製造する地方は、大和の吉野、但馬の竹田、伊勢の山田、下野の日光、常陸の粟野、磐城の平等頗る多しと雖も、其最も盛大なるは能代及び飛驒と爲す、堺の如きは其起源地たるに關ら

シヨウ

士ことあるより出づ、眞擧(コッコ)を見よ、
シヨウシヨウ 殉死 尊族が死せる時、其卑
屬のものが之に殉するをいふ、殉とは身を以て従ふ
を云ふなり、俗に追腹といふ、**追腹** 殉死の風は、
蓋し靈魂の不滅を信ぜざるより起りたるものにして、
尊族の死後も、其生前におけるが如く、冥府に從ひ
行きて奉仕せんとする精神に基く、史に見えたるは、
書紀垂仁天皇二十八年十二月、皇弟倭彥命を葬りし
ことを記したる條に、「於是集、近習者、悉生而埋立
於陵域、數日不死、書夜泣吟、遂死而烟臭之、犬鳥聚
嗷焉、天皇聞、此泣吟之聲、心有悲傷、詔群卿曰、夫
以三生所愛、令殉死者、是甚傷矣、其雖古風之、非
其何從、自今以後、諱之止殉」とあるを始めて爲
す、此文によれば、殉死の風俗が、早く行れたるを
知るのみならず、卑屬自ら進んで尊族に殉するの外、第
三者より強迫して殉せしむる弊害の生じたるを知る
べし、されば二十三年に皇后日葉酢媛の崩じたる際
には、野見宿禰の議によりて埴輪(ハニツ)參看)の
制を採用せられたりき、かく垂仁天皇の時一度殉死
を禁ぜられしと雖も、只僅に朝廷もしくは朝廷に奉
仕せる貴族間のみ之を守り、其他の豪族等は依然
として舊態の如く、殉死の風を存せり、故に孝徳天皇
大化二年の詔には「凡或死亡之時、若經自殉、或經人
殉、及強殉亡人之馬、或爲亡人、藏於墓、或爲亡
亡人、斷髮剃股而誅、如此舊俗、皆悉斷、縱有違
詔犯所禁者、必罪其族」と見え、嚴に禁制せられ
たり、然れども積年の習俗容易に改まり難かりしと
見え、職員令強正尹の條の義解に、人居其地、習以成
性、謂之俗焉、假令信濃國俗、夫死者、即以結爲
殉、若有此類者、正之以禮教とありて、尠くも
も天長年間の際までは、地方によりてかくのごとき

變風の行れたるを知るに足る、爾來殉死の風は、一は
禁令の嚴なるを、一は佛教の感化並に文化の發達と
共に自ら其跡を絶つに至りしが、武門の興起するに
及び、再び生じたり、陸奥話記に、源賴義が阿部貞任
を征せし時、重圍に陥りて非常の苦戦したる事をい
へる條に、「是時官軍中有散位佐伯經範者、相模人也、
將軍厚遇之、軍敗之時固已解纜出、不知將軍處、聞
軍卒、軍卒答曰、將軍爲賊所圍、從兵不過數騎、
捕之難、脫、經範曰、我事將軍、已經卅年、老僕年已
及耳、願將軍亦遣一懸車、今當覆滅之時、何不命
命乎、地下相從是吾志、還入賊圍中」と見ゆ、地下
相從是吾志といへるもの、實に當年における武人が
其主に對する忠節の然らしむる處にして、自己の生
命を以て、主君其人に捧げ、生死を同じくせんとせ
るなり、而して經範の其後の事蹟詳かならざるがゆ
ゑに、生死を知るに由なしと雖も、殉死の精神あり
し事は明なるべし、只に經範のみに止らず、戰場に在
りて主君の死に従ふ事は當時已に武人の常なりしが
如し、其精神は遂に進みて、戰場ならざる場合にも、
其死に殉するものを生じたり、保元物語に、源義朝
が、乙若龍若天等四人の弟を舟岡にて害せし
時、乙若等の傳たりし内記平太、吉田次郎、佐野源
八、原後藤次等が幼主の爲に殉死したる事を述べて
「内記平太は直衣の紐を解きて、天王殿の身を我が膚
に當て、申しけるは、此の君を手馴れ奉りしより後
は、一日片時も離れ進らざる事なし、我身の年の積
る事をば思はず、早く人と成らせ給へかしと明け暮
れ思ひて育み進らせ、月日の如くに仰きつるに、只
今斯かる目を見る事の心憂きと云々、是より歸りて
命生きたらば、千年萬年を経べきや、死出の山、三
途の川をば誰かば介錯申すべき、恐しう思し召さん

シヨウ

に附けても、先我をこそ尋ね給はめ、生きて思ふも苦
しきに、主の御供仕らんと云ひも果てず、腰の刀を
抜くまゝに腹掻ききつて失せにける云々、同じく死
する道なれども、合戦の場に出で、主君と共に討ち
死し腹を切るは常の習なれども、斯かる例しは未な
しとて、擧めの人こそなかりけれと見えたりども、
其風は廣く習俗たるに及ばざりしがごとく、爾來史
に載せたる事なし、但し戰場に於て主従同じ枕に死
する事は盛んなりしも、狭き意味としての殉死にあ
らざれば省略に従ふ、更に下りて室町時代に至り、細
川頼之の歿せし時、家臣三島外記の殉せし事明徳記
に見えたるは、近代殉死のはじめなり、之より後
ち、戦國紛亂の時代に入るに及び、主従君臣の關係
愈々深きを加へ、從うて殉死の事實漸く武人間に行
はれたり、元龜二年島津貴久の卒せし時は一人の殉
死者あり、天正十二年伊達輝宗戦歿し、其葬儀の時
には、四人の殉死者あり、此風次第に盛大となり、遂
には其人數の多きを以て相誇り、甚しきは二十餘人
に及べるものありき、されば志ある名將は皆其家臣
の殉死を停めたり、徳川家康、黒田如水、藤堂高虎の
如きこれなり、然れども弊風依然として衰へず、徳
川忠吉、同秀忠、同家光、尾張義直等死去の時、若干の
殉死者を出したり、茲に於て寛文元年七月には水戸
頼房、同八月には保科正之、何れも其藩内に殉死の
禁令を布きしが、四代將軍家綱の時、之を憂ひ、寛
文三年五月廿三日諸大名を大廣間に召し、武家諸法
度を頒ちたるの後、更に一條を別書して之を示す、其
文に、殉死は古へより不義無益の事也と戒め置くと
雖も、仰出され無之故、近年追腹の者餘多有之、向
後左様の存念有之者には、當々其主人より殉死不
仕之様堅可申含之、若以來有之に於ては、亡主不

シヨウ

時後仍に從ひて菩薩戒を受く、嘉祿元年京都泉涌寺
に於て講堂を建て、講席を啓く、執則齋如たり、後鳥
羽上皇其徳を歎き、賀陽宮に於て菩薩戒を受く、妃嬪
公卿戒を受くるもの甚だ多し、藤原道家俊成と親み
善し、俊成仍佛法宗旨論、念佛三昧方法、座禪事儀等を
著して之を示す、嘉祿三年閏三月七日寂す、年六十二
(元亨釋書)
シユンス井 春水 爲永春水(タメナカシユ
ノスキ)を見よ、
シユンセイ井 順正院 花山院當雅(ク
ワザンキンツネマサ)を見よ、
シユンセツシヤウ 准攝政「セツシヨウ」
を見よ、
シユンダイジン 准大臣 大臣に昇進すべ
き人、大臣に閣官なき時に其人を優待し、大臣の次、
大納言の上に列して、朝議に參預せしむる者を云ふ、
長徳二年四月内大臣藤原伊周を太宰權帥に貶し、
三年勅ありて召還し、寛弘二年二月朝參の時に大臣
の下大納言の上に列せしむ、十月朝議に參預すべき
宣旨を下す、五年大臣に准じて封戸一千戸を賜ふ、自
ら儀同三司と云ふ、(ギドワツサンシ)參看) 是れ准大
臣の始めなり、職原抄に、知太政官事を始めと云へ
ど、これは准大政大臣の始めとも云ふべきものにて、
内大臣の始めにあらず、後ち暫く絶えしが、弘安六年
堀川基具大納言を辭して後一位に叙す、七年大臣に
准じて朝參すべき口宣を賜はる、爾來正應五年九月
に藤原定實、永仁七年に同通頼、元弘二年に北畠親房、
應永廿二年に藤原兼宣、文明九年に廣橋綱光、大永六
年に廣橋守光、明和八年に頼胤等皆准大臣となれり
(職原抄、官職雜儀、公卿補任、職原抄、中原家傳秘記)
シユンテイラク 春庭樂 唐樂、雙

シヨウ

覺悟落度たるべし、跡目の息も不令抑留儀、不届
に可被思召候也とあり、而して此制禁に關し、其
議を起したるは保科正之なりとも、松平信綱なりと
もいひ、なほ又神原忠次、井伊直孝なりとも稱し詳か
ならず、然るに同八年八月、宇都宮城主奥平忠昌の卒
するや、家臣杉浦右衛門兵衛、令に背きて殉せざるを
以て、幕府は其罪過を討し、忠昌の子昌能の封二萬
石を削りて山形に移し九萬石を賜ひ、杉浦の子二人
は斬に處し、惣二人、外孫共追放の刑に處す、これが
爲め諸藩にありても、各々戒心を加へ、殉死の事漸
く跡を絶つに至れり、降りて明治四年鍋島閣叟侯逝
去の時、藩臣古川與一殉死す、これ殉死の最終とい
ふべきなり(殉死者、後鑑、徳川實紀、徳川太平記)
シユンシン井 淳信院 徳川家重(トク
ガハイシメ)を見よ、
シユンシヨウ 俊祐 字は不可棄、大
興正法國師と號す、肥後飽田郡の人、七歳佛書
を讀む、十四歳飯田の眞俊に從て顯密の教を學ぶ、十
八落髮し、十九受具す、戒律を學ばんと欲して、建
久十年五月、秀賀の二弟子を率ゐて宋に入る、兩浙
の名刹を遊歴し、天台に登り、又雪竇の中品に到り
て、禪要を咨受し、徑山に登り、蒙庵禪師に見ゆ、明
年春景福寺如庵了宏律師に依りて律部を習ふ、と三
年、また台州に之き、赤城寺に居り、智者塔を禮し、
佛龕大慈寺に安居す、北峯宗印の道譽を聞き、其席
下に到りて留まること八載、天台の教觀精修遺す所
なし、又温州に如き徳廣律師に依り、七滅諍を學ぶ、
建曆元年歸朝す、其傳來するもの佛書備書雜書等凡
そ二千一百三卷なりといふ、榮西禪師迎へて建仁寺
に入らしめ、請侍甚だ厚し、二年冬榮福寺に遷る、貞
應三年平家連が請によりて相模に入る、時に北條泰

シヨウ

調七曲中の一、一名和風長壽樂、夏風樂、春庭子、春
庭花とも稱す、新樂にて中曲、總て春の節會に行ふ、
古例は東宮冊立の時、これを奏したりと〇舞者四人、
答舞白濱、唐則天武后の長壽年間の製な
り、我國桓武天皇の時、遣唐使舞生久禮眞茂の傳ふる
所にして節會に音聲を參へて之を用ふ、大食調なり
しが中絶したり、仁明天皇の時勅して和邇邇太田麻
呂に樂を、犬上是成に舞を作らしめて改作せしめ、雙
調に變へ、春庭樂と名づけられしと云ふ、この舞世に
多く知る者なく、唯だ狛氏獨り之を傳へたりしが、
堀河天皇の時、狛光季及び行高等をして、之を奏せ
しめしより、世人始めて此舞あることを知りしと云
ふ(禮樂志、歌舞音樂略史、舞樂圖說)
シユントクテンワウ 順徳天皇 名は守成、世に佐渡院と稱す、後鳥羽天皇の第
三皇子、母は藤原範季の女信明門院、第八十四代の
天皇、建久八年九月降誕、正治二年土御門天皇
の皇太弟となり、四年禪を受けて即位す、蓋し此の
時に當り、父上皇、源氏及び北條氏が覇權を掌握せ
るを憎み、王政の復古を企圖せんとするの意ありし
が、土御門天皇之を危みて諫め奉りしより、御父
子の間何となく不睦となりしを以て、後鳥羽上皇は、
太弟の氣性英邁にして、且關東征討の事を發し給へ
るが故、共に謀議する處あらんとし、強て土御門天
皇に追りて讓位を決定せしめ給へるなり、爾來天皇
は、後鳥羽上皇を輔けて、著々擧兵の策を講じ給ひし
が、在位のまゝにては事の不便尠ならずを以て、
承久三年四月位を皇太子に讓り給へり、之を仲恭天
皇となす、超えて五月後鳥羽上皇の院宣を以て兵を
募り、征討の軍を起し、と雖も、官軍連戦みな利あ
らず、東兵進んで京都に入る、時の關東執權北條義

シヨウ

南無觀世音菩薩

奉納西國三十三所國所

蓋し巡禮の起原は靈跡の巡禮に在りて、信仰の精神に基くこと勿論なりと雖も、後世に至りては其序を以て名所靈蹟を見物せんとする副目的を有せるもの過半を占め、中には旅行の便宜上姿を之に假りたるものも多かりき、なほ江戸における早春の七福神詣、彼岸の六阿彌陀詣、京都における七觀音、六地藏、二所藥師、三

年号月日同行何人 歎奏順禮西國三十三所 國所名

十所辨財天、淨土宗の四十八箇寺詣、日蓮宗の二十一箇寺詣等ありて、皆士女の巡禮せる處に係る、而して所謂巡禮といへるもの、風俗は、笈摺といへるを著し、笈摺を被り、札所に納むべき札を用意して胸に掛けたり、笈摺とは袖のなき衣にして羽織に類す、單衣なり、多くは婦女子之を著用す、其製は圖の如く左右中の三部より成り、兩親あるものは左右の

シム

も此等の靈場を模したる佛堂また甚だ多し、而して以上の靈地を廻國して巡禮するを廻國巡禮といひ、其人をも指して巡禮と稱することとなり、而して其風俗たるや、大笠を被り、笠には生國及び名を認め、笈摺を著、笈を負ひ、胸板をかけ、手には鈴など持ち家の軒に立ち、巡禮歌を唱へて奉捨を仰ぎつゝ廻國したりき、

シユメ

兩部を赤地、中央を白地、兩親なきものは左右の兩部を白地、中央を赤地を用ひて裁縫したり、近松の夕霧阿波鳴門に「笈摺も二親のある子ぢやによつて、兩方は茜染、アノ茜染に中形云々」と見ゆ、俚語集覽に「山伏の負ふ笈に擬したるものなり」とあり、其名の據り所、また之が爲なるべし、今文化九年の刊行に係る西國秩父坂東百番御詠歌と題せる小冊子に、載せたる笈摺番札の圖を上に掲げて參考に供す、サシフサンシヨクラン、オン、ハチジフハツカシヨバ、イシ、「ロクツフロクア」の條を參看すべし(嬉遊笑覽、足蕪翁の記、日本風俗史)

シユラ

司は自然に廢たる、延喜式に本司を載せず、以て早く廢絶せしを知るべし(書紀、續紀、令義解、日本紀略、後院考)

シユラウジン

壽老人 仙人の名、又南極老人とも云ふ、我國俗同七福神の一として尊崇す、其像白髪多く、秀目豐髯、短身にして頭と相半し、杖を携へ團扇を持して鹿を伴ふ、一説に、福祿壽と云ふも壽老人の異名なれど、其形を異にす、壽老人は端正にして仙老鹿を愛す、福祿壽は長頭短形にして異相、龜を愛し鶴を懼く、共に一星宿の精靈なり、南極とは人壽長延の應とする故に名づく、我國にて七福神の一として崇敬するは、長壽を預かる星宿の精靈なるが故なり、其鹿を愛し鶴龜を受するも、又鹿鶴龜の長壽なるが故なるべしと云ふ、一説に壽老人は老人星、福祿壽は壽星の現はれたるなりと云、又一説に、壽老人は南極星、福祿壽は司命星の精なりと云へり、風俗記、老人星傳によれば、支那宋の元祐年間の人に於て、長鏡に三尺、身と首と相半し、秀目豐髯、幅巾野服にして、トを以て市に遊び、錢を得れば則ち欲み、其頭を叩て吾が身、壽を益す聖人なりと云へり(七福神考)蓋し壽老人と云ひ、福祿壽と云ひ、共に長壽福徳を得んとする人情より作りたるものなれば、必しも根據あるものにはあらざるべし、

シユラケテ

聚樂第 京都における豊臣秀吉の邸宅、其壘原は城制にして、其宮殿は第宅なり、而して西方に諸大名の邸を構ふ(附註)東は大宮、西は千本、南は丸太(春日)北は一條に至る、東西四町(古尺)南北七町に及ぶ、即ち古昔大内裏の舊跡なり(附註)天正十二年に成り、十五年九月十三日大阪より移る、十六年奏請して後陽成天皇の行幸を仰ぐ、時に世亂れてより已に久しく、典故廢缺

シユリキウシヤウシ

修理右宮城使

シユリキウシヤウシ 修理右宮城使

シユリキウシヤウシ

修理左宮城使

シユリキウシヤウシ 修理左宮城使

シユリキウシヤウシ 修理左宮城使

シユリシキ

修理職

シユリシキ 修理職

シユリベツタウ

修理別當

シユリベツタウ 修理別當

シユレイ

主鈴

シユレイ 主鈴

シヨ井

叙位

シヨ井 叙位

シユリキウシヤウシ

修理宮城使

シユリキウシヤウシ 修理宮城使

シユリキウシヤウシ

修理宮城使

せるを以て、前田玄以に命じて、諸家の記録等を調査せしめ、後小松後花園兩天皇が、北山第及び室町第行幸の例に準據して儀禮を定め、四月十四日を以て其期と爲す、此日秀吉風に參内して天氣を感候し、更に諸大名を率ゐて聖駕に扈從す、儀衛園簿の盛んなる、古今種に見る所なりといへり、天皇驛を留め給ふ事五日、連日の饗宴歡樂、然たり、十五日秀吉京中の地子銀五千五百三十餘兩、並に米地子八百石(内三百石は院御所)を御料として上り、また五百石を關白料として六ノ宮に、近江國高嶋郡八千石を諸公卿に給與し、且つ諸大名をして大に朝廷を崇奉すべきを誓ひたる起請文を朝廷に納れしめたり、十八日天皇還幸あり、世に聚樂第行幸といひ、傳へて其盛を稱す、既に秀吉園白職を嗣子秀次に譲り、自ら征明の軍事を西海に總ぶ、秀次留守此に居り、専ら内事に當る、文祿元年秀次の罪ありて死を賜ふや、聚樂第また幾干もなく毀たる、寛永以後第址を開きて民家と爲し、近傍共に百二十町あり、俗に聚樂組といふ、今町名を尋れて其古を知るべきもの尙ほ多し、日暮通は行幸門の大路、本丸町は本殿の跡、洲濱町は園池の跡、山里町は園圍の跡、常陸町は木村常陸守重茂の宅跡、藤五郎町は長谷川藤五郎秀一の宅跡たるに似たり(野史、園藝考、平安通志、日本地名辭書)

官符に、左右坊城使の名見え、續後紀承和六年三月の條に、修理宮城使左右各二員、今者定置各一員、とあるを始めとす、後文徳天皇仁壽二年本使を停め、木工寮に隸せしむ、清和天皇貞觀十五年復、これを置く(職原抄、職官志)

シユリノナイコウ 修理内候 修理職官人の候所にて、校書外侍と共に、大内裡の西南外廊隅に在り、東鳥司と相對し、東面南面孰し五間、西面を修理と爲し、南面を校書外候と爲し、其東端に僧坊あり、東南に二面戸、及び北面東面に障戸あり(大内裡圖考證)

シユリキウシヤウシ 修理宮城使

シユリキウシヤウシ 修理宮城使

シユリキウシヤウシ 修理宮城使

シヨウキ

の頃より、七日白馬節會の時に叙せられし例多し、後には、六日となりしが、村上天皇天徳五年より五日に改正せられたり、是より永く五日を恒例とし、七日白馬節會の日に加叙ある定めとなり(江次第、除目抄、公事根源、建武年中行事註解)

シヨウキ

書院 (一) 僧侶勤學の所を云ひ、(二) 後に轉じて、武家にては表座敷を云ふ、遂には書院造といふ一種の建築様式となり、(三) 書院床の略稱に用ふ、「シヨウキ」と訓むが正音なりと云ふ(關西家屋雜考)、造りは梁間を長くし、明障子を用ひて蔀格子を用ひ、敷居、鴨居にして皆遺戸なり、もと學生を集めて、書を讀ましむべき爲の造方なれば、かたの如く作りまうけて、明るきを旨としたるもの故、その廣さはいはんとては、何十何十楹などいひしこと見えたり、然るに古代の寢殿造は、七間四面、十二間四面などいひて、梁間向背ともに齊しく、暗くして便利ならざる事多かりしかば、室町の末より、漸々押移りて、此の書院造と云ふ物を用ひられしなり、その書院造には、書院床、床間、棚、袋戸等の物ありて、寢殿造とは大に異なる事もありとあり、大概を知るべし、現今の書院造に於ては、玄關、床ノ間、杉戸、雨戸、上段ノ間等を有せり(關西家屋雜考) 支那宋の時、應天府の民曹誠と云ふもの、舍をひろむること、百五十楹、書を聚むること千餘卷、廣く學者を集めて講習せしかば、眞宗皇帝是を嘉し、應天府書院の號を賜ふ、また開寶中、潭の守朱洞は嶽鹿に、元和中、衡州の季寬は石鼓に書院を創立したり、後世廬山の白鹿洞を加へて、天下四書院と稱せり、蓋し學問所の意なり、我國にては、僧侶等宋に赴きて禪學を傳へしと共に、此の書院をも傳へ、佛書を講ずる所とせり、秋の夜長物語に、何某律師の

シヨウキ

人まつさまをしるし、書院の杉障子より遙に見出したるに(中略)書院の戸をほとりとたゞきてなどみえて僧侶の常に勤學する所のさまなりとあり、後ち禪學の盛なるに及びて、遂に武家に遷りしなるべし、伊勢貞丈は、鎌倉時代より武家禪學を好み、座禪などする者ありし故、寺方の如く書院を設け、其處にて客などに對面せしより、後に對客の所を書院といふに至れるなりといへり、太平記新將軍部落の條に、爰に佐渡判官入道道譽、都を落ちける時(中略)書院には、幾之が草書、韓愈が文集、眠藏には沈の枕、純子の宿直物とりそへて置くと見えたるは、武家書院の有様を知るに足るべし、されどこれは後世の書院床にして、書院造にはあらず、室町時代中葉以降、書院造と稱する一種の建築様式を生じ、指神の家屋は多く之を造れり、桃山時代に至り、稍々完全なる發達を遂げ、遂に今日に至れり、建築(クンシヤク)の條參看○書院床には平書院、附書院あり(一)平書院は、床ノ間脇に窓のみありて床棚なきものをいふ、(二)附書院は、床ノ間脇に窓ありて、床棚を附たるものを云ふ、其棚板は机の代用として、書籍を見、又は書寫することを得るものなり、故に又出府机、出文机とも云ふ、又書院床、明り床、明書院ともいひ、單に書院といひたり、世に、床脇に棚を作りたるにより附書院といへるなりと云ふ、恐くは、書院なる床棚の趣に似たるより誤りしものならん、出文机といへることは、圓光大師傳に見えれば、鎌倉時代の末より、附書院なるものありしなるべし○又江戸幕府にては黒書院、白書院あり、黒書院は荒木にて造りたるより名づけ、白書院は削りたる木にて造りたるより名づけと云へど、詳かなること知り難し、幕府役人に黒書院白書院諸あり(家屋雜考、秋草、嬉遊

シヨウキ

を合と定めし數に據れば、小量の升の積は、小尺八十一寸、今の六合六勺二撮弱とす(大量は小量の三位とす)「マス」參看(度量權衡攷)

シヨウキ

承安 高倉天皇御宇の年號、嘉應四年四月二十一日、天災に因て改元す、四年を経て安元と改む(出典)尚書に、王命我來、承安汝文德之祖、正義云、承安者承文王之意、安定此民也、とあるに據る、權中納言藤原長勳申す(國朝年號譜)

シヨウキ

承應 後光明天皇御宇の年號、慶安五年九月十八日改元す、三年を経て後西院天皇明暦と改む(出典)尚書律曆志に、夏商承運、周氏應期とあるに據る、文章博士菅原長勳申す(國朝年號譜)

シヨウキ

昇樂 法會の時、導師の高座に昇らんとする時に、音聲を發する雅樂の稱ならん、降樂(コウカク)參看(體源抄)

シヨウキ

證義 大法會の論議の時、問者講師の云ふ所を批判して決明する僧を云ふ、即ち判者なり、又證誠ともいふ、官班記に、證義其役有公廷之御願、公請之先途偏此事也、仍南北四ヶ寺之輩、互爭、錄、朝儀殊精選、可被盡篇目者也、御願講師參勤之度數、爲第一功勞、非殊器之輩者、強無超越之儀歟、但清花之輩、並密宗勞効之仁等、以言途被超越之時、任當坐之官次、被仰證義之役、常儀也、南京之輩尙申子細事也、其役參勤之次等、多分先參法勝寺御入講、然而又隨機、雖非殊抽賞之器用、最勝講直參之例有之、又南都兩門主等、最勝講之外、更不在他御願、又細々御入講等證義先有被仰之輩、此條大臨此役勅許之上事也、先爲講師之人數、勤證義之役稱之號、兼講師、極官以後一向勤

シヨウキ

笑覽、大日本美術史略) シヨウキツクリ 書院造 書院(シヨウキ)を見よ、

シヨウキ

シヨウキバン 書院番 (關西) 江戸幕府の職名、職掌小性組番頭と同じ、是を兩番頭と稱す、内衛を掌る、將軍の駕行前後に供奉し、遠近に使し、又儀式に將軍の給仕を役する等は、小性組方と輪任なり、當初番頭は、必ず奏者番を兼ねたり、若年寄の所管とす(關西)番頭十人、四十石高、從五位下に叙す、菊岡詰となす、一人づ、毎日營中に出頭し櫛に宿直す、組頭各一人、千石高、席次菊岡稷際とす、番衆各五十人、三百俵高にして、一組中半分を以て營中虎間を衛す、各組に與力十騎、同心廿人を附し、柳間、芝關前、中雀門、番所を守衛す、當職も亦旗下の護衛なるが故に、必ず重代の士を用ふ(關西)慶長十年十二月始めて番士四組を置き、番頭四人を任す、後年十組に定む、寛永十六年より番頭一人づ、毎年交代して駿府に在番す、慶應二年十二月廢して壯者は奥詰銃隊に編す○西丸書院番頭四人、慶安三年九月、家網西城に在し時、書院番頭水野忠重、伊澤正信、北條氏利、大久保政勝等四組を賜せしを始めてとす、從五位下に叙す、組頭四人あり、高及び支配向等本丸に同じ(明長帶録、仕官格義辨、官制沿革略史)

シヨウキ

シヨウキウカク 諸入用方 江戸幕府の職名、下勘定所の分科にて、代官所の諸入用を清查することを掌る、御代官語入用渡り、米金手形、口米永銀取立御勘定組、高國郡譯帳等のことを掌るなり(徳川氏官制)

シヨウキ

シヨウキウキ 證義之役稱之爲平座云々しあり、 承久 名義順徳天皇御宇の年號、建保七年四月十二日、天變に因て改元す、三年を経て後堀河天皇貞應と改む(出典)詩緯に、周起自后稷、歷世相承久とあるに據る、大藏卿爲長勳申す(國朝年號譜) 承久記 (關西) 二卷(關西) 後鳥羽天皇御即位より御性行等を述べ、鎌倉幕府の起り等を略叙し、承久役の源因より、戰爭の顛末等を詳細に述べ、三上皇御播遷及び事に預かりし公卿の最後を記したるもの、承久の役を研究するには、吾妻鏡、北條九代記、承久軍物語と共に必ず參看すべき書なり(關西)未詳、其書體について考ふれば、太平記以前餘り遠からざる時代に成りしもの、如しといふ(群書一覽、國史學の乘) 承久亂 (關西) 保元以來、武門傾りに勢力を得、源賴朝に至り、遂に海内を平定して、頼朝を鎌倉に開く、後鳥羽天皇これを慨し、政權を帝室に收めんとするの意あり、蓋し皇權恢復は、後三條天皇以來の御遺志なり、故を以て常にその勢ひあるものを倒さん、ことを謀り給へり、即ち後三條天皇は藤氏の權を殺さず、白河鳥羽兩天皇は武人を利用して僧兵を制したり、保元平治の亂を経て、武人平清盛、政權を專にするや、後白河天皇は、源氏及び僧兵を借りて平氏を倒さん事を謀れり、平氏亡びて源賴朝の漸く勢を得るや、弟義經に頼朝追討の宣言を與へて、頼朝の勢を挫かんとし給へり、然れども常に事志と違ひ、却て武人の爲に利用せられ、頼朝の請によりて守護地頭設置を許したるを以て、武人の勢ひ牢固として抜くべからざるに至れり、然れども間を見、機を得て、武士の勢力を

シヨウキ

滅じ、幕府を倒し、皇權を復せんことを謀れり、龍庭丹後局、中院通親等之が謀議に預れり、後白河法皇崩御の後、後鳥羽天皇御遺志を繼ぎ、早く位を土御門天皇に譲り、院に居て政を聽き、親ら武を練り、水遊武藝極めざるなく、刀劍を造りて武勇の士に賜ふに至る、通親同じく之れが參謀たり、建仁二年通親薨せし後は、九條良經と共に謀を廻らし、強て位を順徳天皇に譲らしめ、密かに時機の至るをまつ、此の時に當りて、鎌倉は頼朝の薨後、頼家その後を繼ぎしも、將帥の器にあらざるを以て、諸將和合せず、後鳥羽上皇又君臣の離亂の策を廻らし給ひしを以て、梶原景時、城長資等の叛あり、頼家は、北條時政の爲めに伊豆に幽居殺害せらる、尋て北條義時、僧公曉をして實朝を弑せしめ、京都より藤原頼經を迎へて征夷將軍とし、自ら其實權を握れり、時に承久元年二月なり、茲に於て機至れりとなし、順徳天皇をして位を仲恭天皇に傳へしめ、後鳥羽順徳二上皇、其臣權大納言藤原忠信、中納言宗行、參議藤原範茂等と謀議し、事を舉げんとす、時に義時信濃の人仁科盛遠、院御所に候せし故を以て、所領を沒收す、勅して還さしむ、又攝津長江倉橋の二庄を堀龜菊に賜ふ、地頭代龜菊を侮慢す、龜菊之を訴ふ、上皇因て地頭を改補せんことを命ず、義時皆命を奉ぜず、上皇大に逆鱗あらせられ、遂に亂慮を決して關東を征し給へり、即ち承久亂の遠因は、皇室の權を恢復し給はんとする御歴代の御意志にして、公武志想の一大衝突なりと言ふを得べし(關西)承久三年五月十四日、上皇鳥羽城南寺の流鏑馬と稱し、近畿の兵を徵す、兵集るもの一千七百餘、關東の武士大江親廣三浦胤義又召に應ず、明日北條義時追討の宣言を五畿七道に下し、關東の諸將武田小笠原千葉小山

シヨウケン

シヨウケン

シヨウケン

諸氏を招致す、押松宣旨を奉じ關東に赴く、又三浦胤義を遣はし、京都守護伊賀光季を誅し、且つ兄泰村に書を送りて同意を求めしむ、泰村應ぜず、書を義時に致す、幕府又押松等を捕へて宣旨及び關東武士の交名を得たり、尋で京都の變關東に達す、茲に於て幕府諸將を會して軍事を議し、遠江駿河以東十四國の兵を徵す、義時終に大江廣元の議を用ひて、舍弟時房泰時を東海道の大將、武田信光、小笠原長清を東山道の大將、北條朝時、結城朝廣、佐々木信實を北陸道の大將とし、總軍合して十九萬餘騎、三道並び進で京都を襲はしむ、義時鎌倉に在り、大江廣元等と軍政を總監す、官軍兵を分て二とし、東海道は藤原秀康、三浦胤義、佐々木廣綱、大内惟信、山田重忠等を將として、美濃尾張の險要に拒がしめ、又宮崎定範、糟屋有久、仁科盛遠等をして北陸道に赴て敵を拒がしむ、時房等進で尾張に至り、大井戸大豆渡等に於て官軍を破り、守將惟信、秀康、重忠等を走らせ、長驅して京都に向ふ、尋で北陸道の官軍も碓氷山、黒坂志保等に皆敗る、朝時進で西上す、京都敗報を得て、上下震駭す、上皇、中院(土御門)、新院(順徳)と共に延曆寺に幸し、兵を避け給ふ、尋で賀陽院に幸す、上皇更に議して兵を宇治勢多に集めて、東軍を防ぐ、大納言藤原忠信、前權中納言源有雅、參議藤原範茂、信能、山田重忠、藤原秀康、三浦胤義、大江親廣、佐々木廣綱、中條盛綱、河野通信、法印尊長等各部署に就く、六月十三日時房勢多に向ふ、山田重忠防戦最も務む、東軍利あらず、十四日泰時宇治川を渡りて奮戦す、守將源有雅藤原範茂等潰走し、藤原朝俊、佐々木氏綱、萩野成時皆之に死し、食渡、廣瀬、淀、牧島、芋洗等の官軍皆風を望て守を捨つ、泰時進で深草に抵る、時房亦勢多の官軍を敗り、大江親廣進走し、佐々木高

重之に戦死す、東軍勝に乗じて京都を陥る、中院新院は賀陽院より賀茂資布福に遷幸し、秀康、胤義、重忠等賀陽院に候す、上皇門を閉て容れず、重忠は嵯峨に、胤義は木島に抵り自刃す、十五日の上皇大勢の挽回すべからざるを察し、勅使を時房泰時の許に遣はして、義時の官職を復し、關東討停止を諭し、今同の合戦は決して觀慮に出でたるにあらざるを辯疏し、且つ洛中に於て狼藉すべからざるを勅す、時房泰時命を拜し、六波羅に入り、泰時は北方に、時房は南方に在りて、京都を鎮す、明日戦捷を鎌倉に報す、廿四日擧兵の主謀者、有範、光親、有雅、宗行、範茂等を六波羅に幽し、幕府の指令を俟つ、既にして廿八日鎌倉の命京都に達せしを以て、時房泰時官軍の刑罰を定め、藤原基朝、平有範、源廣綱、大江能範、藤原宗行、藤原光親を斬り、仲恭天皇を廢して、後堀河天皇を擁立す、尋で關東より再び命あり、更に議して後鳥羽上皇を廢せ、土御門上皇を阿波に、順徳天皇を佐渡に移し、近臣前内大臣久我通光、權大納言兒島に遷し奉り、近臣前内大臣久我通光、權大納言源定通等六人の出仕を停む、尋で近畿に兵を分遣して餘黨を誅す、八月七日餘黨悉く平しを以て、伊勢神宮以下諸社に地を獻じて、戦捷を報賀し、公卿武士の所領三千餘箇所を沒收して、諸將士に頒ち軍功を賞せり、時房泰時、留りて京都を守護す、名は京都を守護すと稱するも、實は朝廷を制して變に備ふるにあり、後遂に世職となり、兩六波羅探題と稱し、京都以西の事を總覽す、是より皇威益々衰へ、武門の威權海内を壓するに至れり(承久日次記、吾妻鏡、増鏡、承久記、承久戦物語)

壽殿の北に在り、弘仁以後の建造なり、廣さ七間四間、中間に馬道ありて横斷す、また四方に廂あり、南は、廂の外に簀子ありて其南に露臺あり、簀子の東西端に階級あり、また四面の腋戸に長橋を架し、中殿萩戸の前に達す、東西二面の廂各二間、執も三間の簀子ありて欄干を設く、北は廂のみにて、渡廊及び中門を経て北常寧殿に達す、また東西片廂の廊を経て、東は内御書所に、西は瀨口陣に通ず、北廂の北に廊あり、長さ二十五間、渡廊を以て東西に別つ、其西廊を、江次第は承香殿の馬道に、續古事談は承香殿のハザマ、又弘徽殿細殿の畫に、榮花物語は承香殿馬道、又は弘徽殿のハザマに作れり、左右に壇あり(大内裡圖考證)

シヨウケン 證空 名號字は善慧、鑑知國師と號す、藤原村上天皇の裔、加賀守親季朝臣の長男、久我内大臣通親の猶子、淨土宗西山派の祖、治承元年十一月九日生る、歳十四にして吉水の源空に投じて落髮す、源空之を器として意を加へて訓誨す、二十二にして菩薩大戒を受く、台教を願運に聽き、又密法を政春、慈鎮、公圓の三師に學く、建保年間、西山の三鈔寺に住して、盛に淨土を談す、演法の餘暇に彌陀經を誦すること九千七百餘部、五部大乘諸經及び章疏を刻すること若干卷、又梵刹を創建すること十二區、寶塔を建つること四所、太上皇帝及び文武公卿傾嚮せざるなし、後嵯峨天皇其德を敬し、請じて菩薩の大戒を受け給ふ、寛治元年十一月二十六日寂す、年七十一、臘五十八、觀經秘訣集等三十餘卷(本朝高僧傳、佛敎各宗綱要)

シヨウケン

シヨウケン

シヨウケン

云ふ、眞言宗の本尊聖德太子の御影、建原治堂用明天皇二年聖德太子物部守屋と戦ひ、守屋の流川の別業を襲はんとす、守屋防戦して其勢強く、太子將に危からんとす、纒に大樟の樹陰に隠れて逃るゝを得たり、故を以て戦勝の後、此地に寺院を建立し、樟樹山勝軍寺と號すと云ふ、今僅に一字を存す、寺内に樟樹、守屋の頭塚等あり(伽藍開基記、河内名勝圖會、名勝志)

シヨウケン 勝光院 足利滿兼アシカガミツカネを見よ、

シヨウケン 承光堂 大内裡八倉院十二堂の一、また承香堂に作る、院の東方、合章堂の南四丈に在りて北より第三の堂、長さ九間とす、祠堂の座者は中務、圖書、陰陽の諸寮司の官人にて、北を以て上と爲す(大内裡圖考證)

シヨウケン 稱光天皇 一の皇子、母は日野資國の女光範門院實子、第百一代の天皇、應永八年三月降誕、十八年親王となり、二十一年十二月、後小松上皇の禪を受けて即位す、上皇政を院中に聽く、初め南北兩朝の合一するや、兩統迭立を約す、故に後小松の次に南朝の皇子を立て給ふべき順序なりしが、迭立の約の如きは、もとより南朝を誘引せる手段に過ぎざるが故に、朝廷幕府共に之を履行せず、然れども或は異議の起らんことを恐れ、天皇の立つや、實に立太子の事なくして、直ちに位に上り給へるなり、天皇佛法を好み、常齋して嗣なし、因て位を皇弟後花園天皇に讓る、在位十六年、正長元年七月廿日崩す、御年二十八、改元するもの二、山城國紀伊郡深草村深草法華堂に葬る(皇胤紹運錄、大日本史、陵墓一覽)

シヨウケン 勝光明院 所在山城國紀伊郡鳥羽に舊址あり(鳥羽御堂とも稱す、建保四年)鳥羽上皇の勅願寺にして、保延二年三月上皇親ら臨みて供養を行ふ、忠孝導師となり、覺猷禪願たり、續本朝文粹によれば、瓦葺二階一間四面の堂にして、金色阿彌陀如來の像を安置し、四柱に金胎兩部諸尊の像、四面の扉には極樂九品往生迎接の儀式を圖し、四面の廂に普賢文殊虛空菩薩等二百二十三體佛を圖し、善美を盡したること詳かに見えたり、蓋し鳥羽離宮は持佛堂なり(寶鏡は歴代の御物多く納まりし事玉葉に見えたり、此の寶鏡は後白河法皇に傳はり、建久三年崩御の時、後鳥羽天皇に御譲與あらせたまへり(玉葉、山城名勝志))

シヨウケン 承觀堂 大内裡豐樂院九堂の一、拾芥抄承觀堂に作る、豐樂殿の西北、露景樓の南に在り、渡廊を以て接す、長さ十九間、東西に各五箇所の三級の石階あり、顯陽堂と相對す、元日節會の時、顯陽堂と同じく、不昇殿者の席とし、其他儀式等の時は、顯陽堂と同じ、内裡式(七日會)に、四位五位、座於顯陽承觀兩堂(中略)左右馬寮引(青馬、入)自延明、從顯陽堂後、北上入自逢春門(近仗與、待度乃座)經舞臺北、度殿庭(中略)出、自承秋門、經承觀堂後、出、自延秋門、ことあり(大内裡圖考證)

シヨウケン 承元 名號土御門天皇御宇の年號、建永二年十月廿五日改元、四年を経て順徳天皇建曆と改む、通典に、古者祭以西時、薦用仲月、近代相承元日矣、祥瑞ことあるに據る、權中納言資實勸申す(國朝年號譜)

シヨウケン 勝興寺 越中國射水郡伏木町大字古府、眞宗、西本願寺派

初め文明四年僧運知北國に來り、磯波郡蟹谷庄の土山と、新川郡勸清水邑との二所に堂宇を構へ、説法せり、其時、二男運乘を此堂に置きて住持と爲す、明應三年四男運誓の時、寺を同郡安養寺村に轉す、六世顯家七世顯幸の時、亂世に遇ひ、所々に轉々す、天正十二年今の地に再興す、越中西派の總祿と爲る、子院今四百あり、翌年豐臣秀吉佐々氏を撃つや、佐藤(顯幸五世孫)運誓、十六年國主前田利勝繩打百俵の地を寄せ、寛永中加増して二百石の地を給ふ、寶曆中國主宗辰の舍弟入院して法暢と云ふ、明和六年還俗して本宗を嗣ぎ治翁と云ふ、歳穀五百俵を給して舊誼に報す、爾後前田家並に本願寺より子女を入院せしめ、繁榮昔時に倍し、北陸道七箇國の總坊主法頭となれり(三州志、地名辭書)

シヨウケン 承仕 僧侶の役名、堂莊嚴佛具等を沙汰す、又寺中のフレ流し法事等の雜役をする者を云ふ、承仕法師とも云ふ、布衣持袴を著す、海入藻芥に、承仕法師の事、仙洞執柄以下被召仕、至宿老、皆叙法橋法眼、御堂門跡不詳、僧綱、雖然觀音院等皆預僧綱上令著座云々、承仕連綿叙僧綱、源平盛衰記祇園女御の條に、是は當社の承仕法師にて侍るが、御幸ならせ給の由承り候間、社頭に御燈進せんとて參るなり、又徒然草にも、遍照寺の承仕法師見え、禪尊入壇記、後七日法難勘等にも見えたり、叡山の承仕は、妻帯なること疑斷餘に見えたり、

シヨウケン 承仕 室町幕府の役名、剃髮法服を著く、僧侶の職名より出でし名なるべし、規式の時、殿中座敷の疊の敷様、屏風の立様等總て座敷の取繕を爲す、長享元年九月十二日江州御旅著到次第に、御承仕釣源坊香坊松坊云々と見えたり(貞丈雜

シヨウケン 勝軍寺 河内國澁川郡(今中河内郡)龍華寺村大字太子堂村(樟樹山)と號す、俗に觀福寺を上太子と云ふに對して、下太子と

シヨウモ

記(武家名目抄) 承秋門 大内親豐院十

七門の一、豐樂院四方の門にて、承觀堂の北廊を距ること六間の所に在り、景景樓と承觀堂との渡廊の中央に在り、古本拾芥抄に、西廊東面通路、同、逢春門と見えたり(大内親圖考證)

シヨウシウモ

承秋門院

幸子女王(系圖)有栖川幸仁親王の第一王女、母は家の女房(系圖)東山天皇の中宮、中御門天皇の准母、延寶八年九月誕生、元祿十年二月二十五日入内、寶永四年五月三日三宮に准す、同五年二月二十七日中宮となり、同七年三月二十一日院號を賜ふ、享保五年二月十日崩す、年四十一、三月五日泉涌寺に葬る(門院傳)

シヨウシホツシ

承仕法師 承仕(シヨウ)

シヨウシフギヤウ

昇進奉行

室町幕府の職名、將軍宣下、又は任大臣、任大將の時、事を處理す(起原)其始め詳かならず、松田貞秀、將軍義滿の産時の事を奉行し、又元服の奉行を勤めしを吉例とし、其後、將軍宣下任官等の時に皆之を勤む、子孫之を世襲す(武家名目抄)

シヨウシヤウ

證誠 證義(シヨウギ)を見

シヨウシヤウシ

證誠寺

立郡新横江村大字横越(護念院山元山と號す)真宗、越前三門徒の本山、今は山元派の本山(本尊、無量壽佛(起原)釋道性を開基とす、廿四輩圓會に、親鸞上人左遷の時、越前の群俗山元といへる處に一字を述べて、上人爰に入り勸化利生あり、其後善鸞上人來院ありて、門下を化益し、續て奥州大綱の

シヨウモ

淨如大徳、此佛閣を再興し、禁庭より山元山證誠寺の勸號を賜り、夫より相次で今に法脈相承せりとあり、相傳ふ、親鸞越後下向の時、當國大町に入道と云ふ大徳あり、親鸞に謁し、聞法願喜して弟子となり、専修念佛を弘む、其裔三箇寺に別れて鯖江誠照寺、中野專照寺、及び本寺となる、これを三門徒と云ふこと云へり、降りて明治十一年二月獨立して、眞宗山元派の本寺となる(廿四輩願拜圖會、越前名蹟考、法令全書)

シヨウシヤウラクケシ

證常樂院 近衛

シヨウシヤウ

勝瑞城

板野郡住吉村大字勝瑞(阿波國)阿波國(起原)止平中細川頼之、伯父清氏を滅し、弟詮春を阿波讃岐守護となし、應安中詮春當城を築く、京都管領の節に對して下館と稱す、既にして下館關絶ゆ、其族成之を繼ぎ、子義春に傳ふ、天文二十一年三好長慶の弟義賢、義春の孫持隆を弑して當城に據る、天正五年一宮成助、持隆の遺子貞元を奉じ、長曾我部元親に依り義賢の子長治を殺す、三好の遺臣其弟十河存保を迎へて主となす、十年元親存保を逐ひ本州を奪ふ、勝瑞城此時廢せしに似たり(阿波志、南略志)

シヨウセウ

勝照 私年號、敏達天皇十四年に相當し、鏡常五年に改めたるが如し、凡四年間繼續す、古代年號凡二年間と爲すも、近江國油日大明神緣起に、太子爲報神恩、勝照四年戊申四月到此界こと見えれば、誤れるか、古本水鏡に、勝烈に作る(逸年號考)

シヨウチウ

鐘頭 禪宗の僧役、念誦の時大鐘を撞くことを掌る、校定清規の念誦に、報鐘頭候鳴三鐘といへり、又禪宗にて勸化して鐘を鑄造す

シヨウモ

る僧を、鐘頭と謂ふことあり、應養華禪師録圓鐘頭に示す法語に、待備鐘了、則分付柱杖子ことあり(禪林象器考)

シヨウチシ

勝持寺

大原野村(小磯山)大原寺ともいふ、世に花ノ寺と稱す(起原)天台宗、三鈷寺に屬す(本尊)藥師瑠璃光如来(起原)寺傳に云、天武天皇役行者に勸して一字を創立せしめらる、延暦十年桓武天皇最澄に勸して伽藍を創立せしめ、最澄を中興の開基とす、其後最澄日吉山王の神託を蒙りて、自ら藥師の座像二體を彫刻し、之を本尊とし、寺號を小磯山(大原寺)と稱す、承和五年仁明天皇の勅により、四十九院を創立して子院となす、仁壽中文德天皇春日明神の託宣を蒙り、住持佛陀に勸して春日祭祀を行ふ、依て寺領若干を賜ひ、又寺號を改めて勝持寺大原院と號す、清和天皇の皇后當山へ行啓ありて、本尊藥師の行法を修せしめ、後ち皇子降誕す、是れ陽成天皇なり、帝歡感ありて多寶塔を建立せしめらる、昌泰中醍醐天皇行幸、正長五年小野道風に勸して寺號の額を書せしむ、天正十一年六月、青蓮院尊朝法親王より、四方に堂舎修繕の勸進ありて、堂宇を修繕す、延寶二年田圃を開拓して本尊獻供の田となす、創建已來年代久しくして盛衰一ならず(山城名勝志、山州名勝誌、平安通志)

シヨウチヤウシ

勝定院 足利義持(ア)

シヨウチヤウシ

勝長壽院

所(起原)相模國鎌倉郡雪ノ下村大字大藏町の南に舊蹟あり、其地を大御堂谷と唱ふ(彌陀山と號す、又雨御堂、或は大御堂と稱す)元暦元年源賴朝先考の爲めに草創する所、文治元年四月上棟十月落慶す

シヨウモ

文治二年五月頼朝の長女參籠して病を祈る、同年七月頼朝及び夫人參詣して、盂蘭盆を迎へ、考妣以下の菩提の爲め萬燈會を行ふ、爾來屢々佛事を修す、建久三年五月後白河天皇四十九日の佛事を修し、四年正月修正會あり、五年十二月當院奉行人を増し定む、頼朝、實朝、又尊敬淺からず、時々參詣し佛事を行ひ、地を寄す、嘉祿二年相模守北條時房塔婆を建立す、康元元年十二月火災に罹り、塔堂以下悉く烏有となる、正嘉元年再び工を起し、二年六月諸堂總門成りて供養を行ふ、尊宗親王參詣す、建武二年八月北條時行滅亡の時、諏訪三河守頼重を始め宗族四十三人當院に入て自盡す、永徳二年五月足利氏滿下野の小山義政を追討して歸鎌するや、暫く當院に居住す、古河成氏當院を最も尊崇す、後ち成氏下總古河城に移り、兩上杉氏他國へ移りしより、漸く荒蕪の地となり、遂に衰廢して荆棘の地となる(新編相模國風土記稿)

シヨウチヤウシ

勝定壽院 源義

シヨウデン

乘田 公田(コウデン)を見

シヨウトウ

鐘頭 シヨウチヤウシを見

シヨウトウシ

勝幢院 足利政知(ア)

シヨウトク

承德

名義)堀河天皇御宇の年號、永長二年十一月二十一日、天變、地震、洪水、大風等の災に因て改元す、二年を経て康和と改む(起原)周易に、幹父之蠱、用譽承以徳也とあるに據る、文章博士敦基勘申す(國朝年號譜)

シヨウトクテンワウ

稱徳天皇 孝謙天皇重祚し給へる時の御稱號、「カウケンテンワウ」を見

シヨウモ

シヨウニシヤウ

證人奉行

室町幕府臨時の職名、奉行人の訟を聴くや、主務省を本奉行とし、その外に他の奉行二人、若しくは三人を參座陪審せしめ、對決の曲直を證せしむる者を云ふ(起原)寛正四年四月、加賀國那谷寺、福藏坊田を買得たり、時に人あり、自ら本主と稱し、其沽券偽造に係るを訴ふ、證人奉行に命じ檢閲せしむ、又武田氏の被管、一色氏の被管と貨物を争ひ、相訟へて決せず、齋藤賴基、齋藤豐基を以て證人奉行とす(官制沿革略史)

シヨウニヤシキ

證人屋敷 江戸幕府の時、諸侯の妻子を證人として置きたる江戸の屋敷をいふ(御府内備考)

シヨウネンシ

稱念院入道

鷹司兼平(タカツカサカネヒラ)を見、シヨウハウカンシシヤウムクワウテイ 勝實感神聖武皇帝 聖武天皇シヤウムテンヲウを稱す、同條を見、シヨウハウ 春法 檢見法的一種、坪刈せし稻禾を、稻拔にて穂を去り籾を得、箕を以て糞糠を簸去するをいふ、クキミ參看(大日本租稅志)

シヨウフウ

松風

姓里見氏、上總小絲の人なり(起原)少にして秀異、英才あり、十三歳の時秀岩上人に投じて得度し、朝問夕參、三藏を貫徹し、安心起行して滯礙あるなし、瀧澤山に出世して、大に化門を開く、後ち江戸に寓し、東江を境めて精舎を築く、松風檀越に約し、江を境むること一簣毎に十念して宗譜に付す、江總干ならずして陸となる、時人靈巖島と稱す、精舎を靈巖寺と號す、化風天下に鳴り、雲納五百、常に座下に在り、一日房州に遊び、民家に投宿す、農夫云ふ、是

シヨウミヤウ

證明

私年號、何時代の曆號なるか詳かならず、茅慈漫錄に、兼延が名法要集に、吾唯一神道者、以天地爲書簿、以日月爲證

シヨウ

シヨウ

シヨウ

明、此語兼俱が神代抄に皇太子の語と云り、此等より出たるものと覺ゆと云へり(逸年號考)

シヨウミヤウ井ニフダウ 稱名院入道 三條西公儀(サンテウニシキケンエダ)及び、正親町三條公卿(オホヤマチサンテウキントモ)を見よ、

シヨウミヤウジ 稱名寺 所在 武藏國久良岐郡金澤村大字寺前(金澤山彌勒院と號す)西園寺古義真言律宗、西大寺末(超原塔)文永六年、金澤實時の本願にして、其子顯時と力を合せて、建つる所なり、同六年十一月實時寺外敷地を寄進し、同十年六浦庄世戸堤内の殺生を禁ず、開山を審海と云ふ、また妙性律師とも稱し、律德一世に高し、龜山天皇勅願寺となし給ふ、嘗て金澤沖に唐船著せし時、持來りし本尊一切經佛給、佛具等皆本寺に納めしと云ふ、かくて鎌倉幕府にて威儀ある金澤氏の崇敬厚きを以て、寺領を寄すること數多にして、文書に見えしもの、みにても、下總國殖生庄内山口郷、下河邊庄赤岩郷、信濃國太田庄内大藏石村の兩郷、武藏國六浦庄、富田金澤の兩郷等少からず、元亨三年三世滿堂結界の作法を行ふ時記せし圖繪あり、其圖に據れば、門を入て池あり、池中に島あり、その向に金堂建つ(文保年中造る所と云ふ)、金堂の向に講堂、右に方丈、左に兩界堂、池の左に本堂、その右に五重塔、左に新宮、傍に別當あり、五重塔の後に顯時、貞顯の石塔、その後の山間に文庫あり、講堂の左の流を帯ひて僧房並立ち、其左に善光寺殿廟、山を隔て、富士權現等あり、以てその盛大なりし一斑を知るべし、元弘三年後醍醐天皇綸旨を下して、寺領を安堵し祈禱せしむ、文に當寺自元爲勅願寺之上、當時殿殊可敬、祈禱之誠精、就中寺領等當知行地領掌不可有相違者、天氣如此仍執達如件云々とあり、述

武以後足利氏の崇信を受け、祈願寺として屢々寺領を寄せたり、小田原、北條氏亦之を信仰し、寺領を寄す、後頼朝に七十七貫文、幼庵新造知行分百三十六貫九百文とあり、天正十九年徳川家康朱印地百石を給はる。○本堂、六間四面南向、本尊彌勒菩薩、運慶の作と傳ふ、左に阿彌陀堂、右に經藏、鐘樓あり、古鐘は文永六年實時の寄附にして、正安三年其子顯時の改鑄せし所なり。○金澤文庫、阿彌陀院の後に在り、カナザハアノコを見るべし。○什寶は、新編武藏國風土記稿によれば、畫幅以下頗る多し、其内最も著名にして歴史の參考となるべきは、元亨三年の古圖、古文書數十通、及び北條實時、顯時、貞顯三代の影像とす、共に現存し、殊に三代の像は國寶となれり(新編武藏國風土記稿、國寶目錄)

シヨウミヤウジドノ 稱名寺殿 北條實時(ホウテウサネトキ)を見よ、

シヨウメイモン 承明門 大内親内郭門の一、又内門と稱す、拾芥抄に謂ふ南内門とあり、所在 内裡の南、正門にて、外郭門の建禮門に相對し、去ること十丈、大さ五間、戸三間にて、檜皮屋、圓窓なり、壇は圍むに條石の石板を以てす、石階内二級外三級なり、東西各五間に長樂、永安の二門あり、額には除障高二尺四寸、廣一尺四寸、堀河後房の書きしものを掲ぐ(應和元年小野道風の書額を掲ぐる由扶桑略記に見ゆ)、三代實録に、元慶六年正月二日乙巳(上略)御紫宸殿、左右近衛府内閣門、親王已下參議已上立宣陽殿西廂、また貞觀十一年七月廿六日壬午、納印鑑櫃、置於承明門内東廂、無故自開、亦無鎖子とあり(大内親圖考證)

シヨウメイモン井 承明門院 源在子、法名眞如觀、久我内大臣通親の女、實は

法勝寺執行法印能圓の女、母は刑部卿範兼の一女範子、後鳥羽天皇の妃、土御門天皇の母、正治元年十二月十三日從三位、同日准三宮、建仁二年正月院號を賜ふ、建曆元年十二月四日尼と爲り、正嘉元年七月五日崩す、年八十七(女院小傳)

シヨウモンシラベカク 證文調方 江戸幕府の職名、下勘定所の分科にて、すべて代官又は諸役所等より、差出したる會計出入の證文を改めて、これに調印をなすことを掌る、諸證文取計方何調印、引渡し繼添何、出立歸府押切り、諸國御所所村々買入田畑直段、並竹木直段帳等を改め調印するなり(徳川氏官制)

シヨウモンチ 證文地 江戸幕府の時、寺院の縁由あるものは、其分に應じて香花の地を寄附するものを見よ、また朱印地ともいへり、寺領(シツヤウ)、シユエン)參看、

シヨウウヤウタイシ 承陽大師 道元(ダウゲン)を見よ、

シヨウウリウジヤウ 勝龍寺城 山城國乙訓郡新神足村大字勝龍寺(應和曆二年細川頼春始めて之を築く)文明の亂、畠山義就此に據る、其後松永氏の屬城となり、文祿九年六月細川義榮に屬し、岩成佐通之を守る、同十一年九月織田信長に降り、細川藤孝入城修築す、天正元年二月矢部善七郎、猪子兵助代り守る、同十年明智光秀の將三宅綱朝在城し、光秀の叛に與して亡され、當城廢す(山州名跡志、廢城考)

シヨウリン井 乘林院 烏丸豐光(カラスマルトヨミツ)を見よ、

シヨウウリヤク 承曆 白河天皇御宇の年號、承保四年十一月十七日、天變に因て改元、四年を経て承保と改む(開闢維城典訓に、聖人者、以懿德、永承曆、崇高則天、博厚儀地とあるに據る、文章博士藤原正家勅申す(國朝年號證)

シヨウウレツ 勝烈 勝照(シヨウウセツ)を見よ、

シヨウウレツハ 勝劣派 日蓮宗の一派、山州名跡志に、勝劣とは、出世の佛に述化本化の二佛あり、經にも亦權實あり、所謂四十餘年の經は、權教、後八箇年の法華は實經、佛も亦本佛、久遠古佛也、爾前の經には、釋尊久遠實成の古佛なる事を顯はさるるが故に、説教た方便にして未實地を顯はさず、然るを今法華に至て過去の本地を顯し、開三顯一として、五十年の説經三乘の法、只今の一乘妙なりと教ふるを以て、衆生成佛の直因と訣せり、其久遠實成は第十六壽量品に見す、故に此品を取て一派を興し、此品を以て本門とし、述べ劣り、本は勝れたりと、一部の中にして勝劣を立るを以て勝劣といふなりと見えたり、明治九年二月妙滿寺派、興門派、八品派、本成寺派、本隆寺派の五派に別れ、各獨立するに至り、ニチレンシユウ)參看、

シヨウウ 承和 仁明天皇御宇の年號、天長十一年正月三日即位に由り改元、十四年を経て嘉祥と改元す、

シヨウウワシヤウハウ 承和昌寶 王朝時代に行はれたる錢貨の一種、承和の年鑄造したるを以て名あり、徑六分五厘強、重七分、徑六分五厘強、重六分の二種あり、尙亦徑七分半、重九分のものあり、錢文は菅原清公の書なり(超原塔)仁明天皇承和二年正月、鑄造して之を行はしめ、一を以て舊錢の十に當てしむ、同十四年にして通用を停む(大日本貨幣史)

シヨウウワラク 承和樂 本朝新製の樂、年號を以て樂名とす、壹越調廿五曲中の一、一名冬明樂、又一降樂と稱す、新樂にて中曲なり。○四人舞、答舞仁和樂、仁明天皇の承和、中曲の宴させ給ひけるとき、勅を奉じて大月清上樂を作り、三島武藏舞を作る、或は仁明天皇即位の時、即ち承和元年樂所の預大中臣成文、此樂を作て獻せりとも傳ふ、舞樂圖説に、唐書に唐興り太常少卿祖孝孫謂ふ、梁陳舊樂は吳楚の音を雜用し、周齊舊樂は多く胡戎の伎に涉ると、因て斟酌して大唐十二和の雅樂を作り、郊廟朝廷に用ひ、神人を和す、其第十二を承和樂と云ふ、この唐樂の古く傳へありしが、中絶してけるを、年號文字の偶同じきにより再興せしめられたるならんかといへり、中世以來、東宮の御宴、又皇太子の出入には此樂を奏すること例なりといふ(禮樂志、歌舞音樂略史、舞樂圖説)

シヨクキ 書記 禪宗の僧職、文案を掌る、もとば書狀と稱す、後には内外を分ち、内を書狀侍者、外を書記と稱す、即ち内は専ら住持の文案、外は四方の文案を掌る、朝廷の内記外記に擬せしなり(敕修清規、禪林象器箋)

シヨクケンゲウ 職檢校 盲人の官名、元祿五年杉山和一總檢校となりてより、京都にては、職何々檢校と稱するに至り、寛永の年元の如く京都にて總檢校と稱し、若松總檢校となり、職檢校の名廢す、江戸にては、總檢と稱せしむ(總檢校略譜)

シヨクケンセウ 職原鈔 二卷、群書類從七十一、經濟雜誌社本第四輯に收む、内官歴代官職の沿革、及び補任の次第を述べてたるものにして、蓋し我邦における法制史の嚆矢と稱すべきなり。○職原の名につきては藤井貞幹は、もと題號なく、只

卷首に百官の二字あるのみ、後人眼に増補して、官位鈔、明職、職原鈔等の名を附せしものなりと云へり、櫻雲記に依れば與國二年二月下旬之を作りて吉野に獻すといふ(評釋)本書の廣く行はれたるは其註釋の書の多きにも知るべし、藤原惟高の職原鈔首書五卷、林道春の職原鈔六卷、藤原會道十三卷、白井宗因の職原鈔句解十二卷、植木悅の職原鈔大全十二卷、於雲子の職原鈔參考五卷、典志多分宜の職原鈔問書八卷、後藤世鈞の職原鈔考證等頗る多し、されど壺井義知の職原鈔義私考三卷、同通考二十六卷、同假名抄七卷等出て、考證意精確となり、其門人多田義俊の職原鈔辨講二十卷、及び職原鈔述解二十卷、伊勢貞丈の職原鈔竊考五卷等又見るに足るべし、安政五年の刊本、近藤芳樹の標註職原鈔校本六卷は先人未發の言多し、蓋し職原鈔註釋中の良書なり(國史學、群書類、好古日録、標註職原鈔校本)

シヨクサイ 贖罪 「シヨクサイ」を見よ、

シヨクサンジン 蜀山人 太田南畝(オホタナンボ)を見よ、

シヨクセイ 職制 (鎌倉時代)源頼朝が鎌倉に據りて額業を起すや、朝廷繁文の弊に懲り、簡要を主として制を立て、政所、問注所、侍所の諸司を置く、政所は内外の職務を總べて、教令を施行す、執權(又後見職と云)連署(又連判、教令とも呼べり)及び別當、令、案主、知家事、執事、寄人等の職を置く、執權、連署は、外戚たる北條氏世々之を襲ぐ、又評定衆あり、會同して大事を議定す、其他公事奉行人あり、所謂恩澤奉行、安堵奉行、越訴奉行、評定奉行、諸奉行、官途奉行等なり、引付衆は評定衆を補佐して、

シヨウ

シヨウ

シヨク

訟事を沙汰す、問注所は衆庶の訴訟を聴決する所なり、長官を執事といふ、三善康信より後其家の世職となりて、町野太田の兩家、互に之に補す、また寄人あり、侍所は將士を指揮し、非違を檢断し、決罰の事を掌り、軍旅の事ある時は、機務に參預するを以て、最權勢ある重職とす、別當、所司、開闢、寄人等あり、初め和義盛別當となる、執權北條義時和田氏を排して之に代りしより後、文武の權途に北條氏に歸するに至れり、六波羅探題は、京都警衛の職なり、承久の亂以後、之を置きて時變に備へ、京畿及び關西の政務を總管せしむ、又北條一門の世職となる、此にも評定衆、引付頭、奉行人、問注所執事寄人、侍所、檢断所等あり、概ね幕府に准ず、又大番の職あり、諸國の武士を徴して、禁中を警護せしむ、後又鎌倉に置き、東國の武士をして之を勤めしむ、地方の職には、西海に鎮西奉行、九州探題を置き、長門に中國探題(又長門探題といふ)を置き、東北には奥州總奉行あり、蝦夷代官あり、而して諸國には守護、莊園には地頭を分置す、守護は盜賊を追捕し、罪犯を決罰し、大番を督促することを掌り、地頭は軍糧を徴收することを掌る、後世守護の權漸く重くなりては、民政に干渉し、郡縣に代官を置き、租税を聚斂するに至れり(室町時代)には大抵鎌倉に本づき、政所、問注所、侍所を以て、文武の樞機を執る、然れども又同じからざる所あり、政所の長を管領といふ、職掌鎌倉の執權の如し、執事、寄人、評定衆、式評定衆、之に屬す、引付頭人は、采地の争訟、租税の抑留等を裁判す、開闢、引付衆等の屬あり、問注所の職員は、ほゞ鎌倉におなじ、侍所は所司、(又頭人といふ)開闢、寄人等あり、専ら刑法を掌り、追捕警備の事は、之を所司代に委れたり、又其分職あり、即ち段錢を諸

國に課するには、段錢國分奉行あり、外國貿易には唐船奉行あり、市税を掌るには納錢一衆あり、五山十刹の奉行には律方頭人あり、並に鎌倉幕府になき所なり、地方の職には、關東管領(又鎌倉管領といふ)府を鎌倉に置き、關東の庶政を總べ、將軍の一族を補して世襲し、三執事を置く、初め源頼朝府を鎌倉に開くや、探題を兩六波羅に置て、關西を控制す、足利氏の時には、南朝尙は置を何ふを以て、府を京都に開きて之を鎮し、管領を鎌倉に置きて東國を治めしむ、此時室町將軍を公方といひ、其執事を管領といひ、關東の權盛なるに及びては、亦公方と稱して、其執事亦管領と稱するに至る、其府職も亦室町に擬して、評定衆、引付頭人、引付衆、政所問注所、侍所等あり、大權途に分れて海内事多し、其他の職には九州探題、奥州探題、羽州探題、諸國には守護、守護代、總領地頭、地頭等あり(江戸時代)には大政の出る所を用部屋といふ、本城に在り、大老、老中、若年寄等此に會同す、大老(一人)は初め家老と稱す、或は置き或は置かず、老中(五人)は初め年寄といふ、(後ち關老ともいふ)禁裏、院中、宮門跡、堂上方、諸大名等の事を掌る、若年寄(五人)旗下諸卒の事を掌る、奥表右筆あり、諸老に屬して文書を掌る、而して大事を裁斷する所を評定所といふ、龍ノ口に在り、老中、若年寄、寺社奉行、町奉行、勘定奉行等、毎月式日三度、立會日三度を定めて參會し、訴訟を總理し、大目付目付も臨みて之を監す、奉行等支配下の訴訟は各其官宅に於て聽斷す、勘定所は殿中に在り、租賦財用の事を掌る、勘定奉行は初め勘定頭と稱す、公事方勝手方の二つに分つ、公事方には評定所留役組頭あり、勝手方には御股詰勘定組頭あり、其他屬吏尙多し、目付所は城中に在り、大目付は老中の耳目

となりて大名の糾彈を掌り、兼て老中以下諸役人の非違を監察す、目付は若年寄の耳目となりて、旗下諸士の非分非禮を正す、其下に徒目付、小人目付あり、陪臣以下の非分を糾彈することを掌る、寺社奉行は寺社及神宮僧侶の事を掌る、吟味物調役等の職あり之に屬す、江戸町奉行は府内町人の事を掌る、與力同心之に屬す、寺社町勘定これを三奉行といふ、並に重職なり、この他番衛の武職には、小性番頭、書院番頭、大番頭、以下旗槍弓砲等、各奉行あり、殿中に候して禮儀の事に與るは、奏者番、高家、中奥番等の職あり、將軍の近習に仕へて、命令を吐納するには、側用人、御用取次、側衆、小性等の職あり、後房をば大奥と稱し、廣敷用人、廣敷番頭等の職あり、凡そ應匠、馬方、船手より、技藝雜職に至るまで、備はらざる所なし、地方の職には、京都に所司代あり、禁裏を守護して關西を控制し、二條、大阪、駿府には城代、定番、加番の職を置き、其他要衝部會の公料に屬する京、大阪、駿府、奈良、伏見等の地には、町奉行あり、長崎、津波、堺、山田、日光、浦賀等には奉行を置き、其他各地には代官を置き、貢租斷訟の政を奉行せしむ、凡そ其措置、前二代に鑒みて宜しきを裁したれば、内外大小相維持して、二百六十餘年の久しきに傳はり(明治時代)維新の初め、有名無實たりし二官八省の實を擧げ、續で歐洲各國の制を斟酌し、内閣以下十省を置き、諸政を總べ掌る、即ち現今の制なり、なほ詳しくは、各細目の條に説明し、また官制に關しては別に其條あり、就きて見るべし(日本制度通)

二十冊、國史大系第二卷に収む(六國史の一、文武天皇の元より、桓武天皇の延暦十年に至る、九十五年間の歴史なり)註釋(村尾元融の續日本紀考證十二卷、寺村成相が渡邊壽、生駒正直等五人の質問に答へたる續日本紀問答一卷あり)從四位下行民部大輔兼左兵衛督皇太子學士菅野朝臣眞直等奉勅撰とあるに依れば、二人の手に依つて成りしを知るべし、續日本紀考證に曰く「釋日本紀、本朝書籍目錄皆云、續日本紀四十卷、菅野朝臣眞直等撰、而不屬之於繼繩公(藤原)然此書自文武天皇元年(至)孝謙天皇(廿)卷、眞直朝臣所撰、自廢帝即位(至)桓武天皇延暦十年大尾(廿)卷、繼繩公所撰、其前後總裁固不同、而非成於一手、者、則觀二君上表及本書每卷首所題署、而可知矣、蓋繼繩公薨時、其書首尾未備、眞直朝臣獨能竣之、修成之功、故釋紀書目係諸一人歟云々」と以て察するに足る(群書一覽、續日本紀考證)

シヨクニホンコウキ 續日本後紀

二十卷、國史大系第三卷に収む(六國史の一、淳和天皇の天長十年より、嘉祥三年三月に至る、仁明天皇御一代の實錄、其間十八箇年なり)註釋(荒木田久老の續日本紀歌解一卷、及び續日本後紀素引四冊、同類標一卷あり)大政大臣從一位藤原良房、參議正四位下式部大輔春澄善繩等勅を奉じて撰する所にして、清和天皇の貞觀十一年に成る、初め文武天皇の時、良房、右大臣藤原良相、大納言伴善

男、善繩、從五位下大養貞守等に詔して撰修せしめしが、天皇崩じ給ひて中止し、清和天皇即位の後、其業を繼がしめられたれども、真相は幾じ、善男罪せられ、貞守邊州に守たりしを以て、良房善繩二人にて其功を奏せしものなり(群書一覽)

シヨクヨツギ 續世繼 今鏡(イマカミ)

を見よ、

シヨケイロシヨ 諸稽古所 舊小田原藩の學校一名集成館といふ

相模國足柄下郡小田原城内二ノ丸内、今小田原幸町一丁目

五年正月藩主大久保忠真之を設立して諸稽古所と云ふ、安政二年兵學を加へ藩士を訓練せしむ、慶應三年七月兵法を改め西洋に倣ふ、明治二年六月文武館と改稱す、翌月大改革を行ひ諸職員を廢し、文武總裁及び督學を置き諸職名を改む、且つ英學科を加ふ、又寄宿生を置く、同五年四月校を廢す(日本教育史資料)

シヨケウ 助教 大學寮の職員、ダイカクレ

ウを見よ、

シヨケチフセツキ 諸家知譜拙記

五卷、攝家清華大臣家をはじめ、公卿百三十七家の系譜を簡便に記したるものにして、貞享年間土橋定代之を撰びて刊行す、享保十年の頃後人これを増補して刊行せしむ、延享二年速水房常が更に増補訂正して出版したり、後ち屢々増補訂正出版せり、朝廷に於ける各流諸家の系統を知るには、最も簡便なるものなり(知譜拙記)

シヨコウ 諸侯 大名(ダイミヤウ)を見よ、

シヨサン 諸山 禪宗の寺格、十刹の下に班せる名刹を云ふ、諸山の名は五山記に就て見るべし、

シヨシ 書司

フミノツカサともよむ

内典、經籍及び紙筆、几案、樂器等の事を掌る、后宮十二司の一、尚書一人准六位、典書二人准七位、女書六人、文武天皇の大寶元年創置、廢絶の時代詳かならず(合義解)

シヨシ 所司 僧の職名、三綱即ち上座、寺主、都維那を云ふ(二)中層、拾芥抄、塵添、塵抄等に、行事、勾當、公文を云へば誤ならん(侍所の職名、サララヒドコロシ參看)

シヨシクゲテン 諸司公廩田 粟田或は

官田を割きて諸寮諸司の公廩田とするものなほ、不輸租田なり、天平寶字元年諸生供給の用に充てん爲に、大學寮、雅樂寮、陰陽寮に田を給し、武藝を興さん爲に、中衛府、衛門府、衛士府、兵衛府に田を給せること甚だ多し、クゲテン參看(田制黨)

シヨシダイ 所司代 室町時代の職名、侍所の所司の代官を云ふ、又所司代の代官を小所司代といふ、所司代官の私に置くものなり

室町時代、所司幕府に稟請し、家人の長たる者を以て補せしに起り、貞治中、所司佐々木道譽が、其部下吉田源覺をして、侍所の事を代行ししめしを初見とす、されど太平記庭訓往來等に職名となりしを見れば、鎌倉の末年已にありたれど、假初に設けたる私の職なれば、其名稱の傳はらざりしにや、應永中、所司赤松義則、部下浦上美濃を以て所司代と爲す、陪臣にて所司に等しき威權有しかば、直參の有司も、自ら其下風に立てり、文明以後は、所司と共に、此職も亦廢絶す、爾後七十年を経て、將軍義輝の時、三好長慶政權を執り、更に所司代と稱せり、當時、所司を補せずして所司代ある事、古制には違ひたれど、足利氏漸く衰弊に及びては、管領無くして、佐々木定頼、朝倉義景等を、管領代と稱せしと同例なり(官制沿革

シヨクドウ 贖銅

シヨクニホンギ 續日本紀 卷四十卷

シヨクニホンギ

シヨクニホンギ 續日本紀 卷四十卷

シヨクニホンギ

シヨクニホンギ 續日本紀 卷四十卷

シヨクニホンギ

シヨクニホンギ 續日本紀 卷四十卷

シヨクニホンギ

シヨクニホンギ 續日本紀 卷四十卷

シヨクニホンギ

シヨクニホンギ 續日本紀 卷四十卷

シヨクニホンギ

シヨクニホンギ 續日本紀 卷四十卷

シヨクニホンギ

シヨクニホンギ 續日本紀 卷四十卷

シヨクニホンギ

シヨクニホンギ 續日本紀 卷四十卷

シヨクニホンギ

シヨクニホンギ 續日本紀 卷四十卷

略史

略史○江戸時代には京都所司代ありて、京畿の守備を掌る、略して單に所司代とも呼びたり、キヤウトシヨシダイと參看、

シヨシノソウ 諸司奏 節會、七曜御曆、腹赤、氷樣等を奏するをいふ、詳しくは各條につきて見るべし、

シヨシハツト 諸士法度 江戸時代における旗下の憲章なり、又旗本法度ともいふ、三代將軍家光の時寛永九年に始めてこれを發布し、尋で同十二年に大成したり、四代家綱寛文三年八月にも、寛永の令を取捨して之を發布せしが、大旨武家諸法度に同じきを以て、五代綱吉以後はこれを廢し、法令の式ある時は、諸大名と日を異にして登城せしめ、武家諸法度を從聽せしむることなれり、今左に、寛永十二年の法度を示す、詳しくは、徳川實紀、徳川禁令考に見るべし、「アケシヨハツト」參看(徳川實紀、徳川禁令考)

一 忠孝をばけまし、禮法をたらし、常に文道武藝を心がけ、義理を專にし、風俗をみだるべからざる事、

一 軍役如定、旗号鐵炮鎗甲冑馬具、諸色兵具並人數積、無相違可相嗜事、

一 兵具之外、不入道具を好み、私之奢いたすべからず、萬倫約を用へし、知行水損早損風損蟲つき、或舟破損、或火事、此外、人も存たる大成失墜は各別、件の子細なくして進退不成、奉公難、勤輩は、可爲曲事事、

一 屋作、小身の族にいたるまで、近年分に過、美麗に及ぶ、自今以後、進退に應じ其例を承合、かくくいたすべし事、

一 嫁娶之規式、近年小身の輩にいたるまで、甚及華

略史

麗、向後、諸道具以下、分に過たる結構いたさず、可_レ用_レ儉約、警大身たりといふとも、ながえつり、こし三十挺、長持五十棒に過べからず、總而應三分限、可_レ沙汰事、

一 振廻之膳木具並盃、金銀彩色停止之、但し高貴人珍客には木具不_レ苦、或は晴之會合、或は嫁娶之時は、金銀之土器、鶴足可_レ爲_レ其意次第、總而振舞之儀輕くいたし、酒不_レ可_レ及_レ亂醉事、

一 音信之禮儀、太刀馬代黄金登杖、或銀十枚、隨分限、以此内可_レ減少之、或銀壹枚青銅二百匹禮物百匹にいたるまで可_レ用之、並小袖十、如_レ右減少之、雖爲_レ大身、不_レ可_レ過之、總而諸色此積を以_レ可_レ用_レ遣之、國持大名之禮儀とりかはしの時も、此上之美麗いたすべからず、勿論酒肴等も可_レ爲_レ輕少事、

一 被_レ行_レ死罪者有之時、被_レ仰付_レ置_レ之外、一切其場へ不_レ可_レ懸集事、

一 喧嘩口論堅誓停止之、若有之時令_レ荷擔_レは、其告可_レ重_レ於_レ本人、總而喧嘩口論之、一切不_レ可_レ懸集事、

一 於_レ殿中、萬一喧嘩口論有之節は、番切に可_レ相計之、猥に自他番、不_レ可_レ寄集、番無之座ならば、其所へ近き輩可_レ計_レ之、事に成間敷を見ながら不_レ可_レ令_レ致_レ惡事事、

一 火事若令_レ出來_レば、役人並免許之輩之外不_レ可_レ掛集、但役人差圖之者は可_レ罷出_レ事、

一 本主之障あるもの不_レ可_レ相_レ抱_レ之、叛逆殺害盜賊人之届あらば、急度可_レ返_レ之、其外かろき答之者に至ては、侍_レ届次第可_レ追_レ拂_レ之、小者中間は可_レ返_レ之、於_レ難_レは、番頭組頭令_レ相_レ談_レ可_レ濟_レ之、無_レ番頭_レ者は、其なみの輩可_レ致_レ談_レ合_レ若有_レ滯所_レば、

一 上意之趣、譬如何様之者雖_レ申渡_レ、不_レ可_レ違背事、(寛文三年削除)

右可_レ相_レ守_レ此旨、若_レ違犯之族_レ者、糾_レ其咎之輕重、急度可_レ被_レ處_レ罪科_レ者也、

寛永十二年十二月十二日

シヨシヤウ 書狀 (シヨキ)を見よ、

シヨシヤウシヤ 書狀侍者 山門三大侍者(サンモンノサンダイシヤ)を見よ、

シヨタイフ 諸大夫 (一)朝廷にては、初め非侍從の四位五位たるものをいひしが、後に攝政、關白、大臣等の家に祇候して、格勤の功によりて、殿上を許され、大中納言まで昇進するを得る家柄を云ふ、是を諸大夫家と稱す、(二)武家にては、五位(凡て從五位下)の通稱に用ひたり、按ずるに、大夫とはも一位已下五位已上の總稱なりしが、後には専ら五位のみの稱となりしなり、(三)「タイフ」參看、(四)朝廷の諸大夫は、職原抄後附に、四條、勸修寺、葉室、大福寺、日野、平親宗の子孫、式家、南家、菅原、大江儒者の家を諸大夫家とし、源賴義家の後胤、平正盛忠盛の餘流、官外記、醫陰兩道、及び伊勢齋主等の家は、皆諸大夫の列にして、攝關大臣家の家司職事に補せらるると云へり、又石原正明の年々隨筆に、諸大夫といふ名目、も一義ながら、さまざまに轉じれば、其所につきて定むべき心得あり、しばらく相對する所を以て辨ぜば、まさるゝ所なくやあらん、古書どもに、侍從諸大夫と相對したる諸大夫あり(中略、侍從の説明を略す)諸大夫は非侍從なり、おまへ近くは仕うまつらぬ四位五位なり、侍從諸大夫の差別、藏人所にて堂上地下といふも同じ趣なり、諸大夫とは、大ぞうにおしこみたる四位五位といふ事、侍從ならぬをおしこめて諸大夫といふなり、國史などに賜

略史

達_レ役者_レ可_レ請_レ差圖_レ事、

一 於_レ諸家中、有_レ大犯人_レば、警雖_レ爲_レ親類直參之輩、取持相拘はるべからざる事、

一 知行所務諸色相定、年貢所當之外、作_レ非法領知_レ不_レ可_レ致_レ事、

一 知行境野山水論并屋敷境、於_レ何事_レも不_レ可_レ致_レ私之_レ評論、若_レ申分あらば、番頭組頭可_レ令_レ相_レ談_レ、無_レ番頭_レ者は、其なみの輩に及_レ相_レ談_レ可_レ濟_レ之、有_レ滯儀_レば、達_レ役者_レ可_レ受_レ其旨_レ事、

一 組中並力同心、他之組と申合有_レ之時、不_レ致_レ其組之_レ荷擔、番頭番組互及_レ相_レ談_レ可_レ濟_レ之、若有_レ滯儀_レば、達_レ役者_レ可_レ受_レ差圖_レ事、(寛文三年削除)

一 百姓公事、雙方自分之知行たるにおいて、其地頭可_レ計_レ之、相地頭之百姓と公事いたさば、其類之番頭組頭、以_レ相_レ談_レ可_レ濟_レ之、無_レ番頭_レ者は、其なみの輩寄合可_レ濟_レ之、總而有_レ滯儀_レば、達_レ役者_レ可_レ請_レ差圖_レ事、

一 跡目之儀、養子は存生之内可_レ致_レ言上_レ、末期におよび忘却之刻申といふとも、不_レ可_レ用_レ之、勿論無_レ筋目_レもの不_レ可_レ許答_レ、たとひ雖_レ爲_レ實子、筋目違ひたる遺言立問敷事、

一 結_レ徒黨_レ致_レ荷擔_レ、或妨をなし、或落着張文博奕不行儀之好色、其外侍に不_レ似合_レ事業不_レ可_レ仕事、

一 大身小身共に自分用所之外買置、商賣利潤之かまへ致すべからざる事、(寛文三年削除)

一 徒若黨之衣類、さあや、ちりめん、平島羽二重絹袖布木綿之外停止之、

附、弓鐵炮之者、紺袖布木綿之外不_レ可_レ著_レ之、小者中間、衣類萬に布木綿可_レ用_レ之、

一 物頭諸役人、萬事に付不_レ可_レ致_レ依怙_レ、並諸役者其役之品々常に致_レ吟味_レ、不_レ可_レ油斷_レ事、

一 上意之趣、譬如何様之者雖_レ申渡_レ、不_レ可_レ違背事、(寛文三年削除)

右可_レ相_レ守_レ此旨、若_レ違犯之族_レ者、糾_レ其咎之輕重、急度可_レ被_レ處_レ罪科_レ者也、

寛永十二年十二月十二日

シヨシヤウ 書狀 (シヨキ)を見よ、

シヨシヤウシヤ 書狀侍者 山門三大侍者(サンモンノサンダイシヤ)を見よ、

シヨタイフ 諸大夫 (一)朝廷にては、初め非侍從の四位五位たるものをいひしが、後に攝政、關白、大臣等の家に祇候して、格勤の功によりて、殿上を許され、大中納言まで昇進するを得る家柄を云ふ、是を諸大夫家と稱す、(二)武家にては、五位(凡て從五位下)の通稱に用ひたり、按ずるに、大夫とはも一位已下五位已上の總稱なりしが、後には専ら五位のみの稱となりしなり、(三)「タイフ」參看、(四)朝廷の諸大夫は、職原抄後附に、四條、勸修寺、葉室、大福寺、日野、平親宗の子孫、式家、南家、菅原、大江儒者の家を諸大夫家とし、源賴義家の後胤、平正盛忠盛の餘流、官外記、醫陰兩道、及び伊勢齋主等の家は、皆諸大夫の列にして、攝關大臣家の家司職事に補せらるると云へり、又石原正明の年々隨筆に、諸大夫といふ名目、も一義ながら、さまざまに轉じれば、其所につきて定むべき心得あり、しばらく相對する所を以て辨ぜば、まさるゝ所なくやあらん、古書どもに、侍從諸大夫と相對したる諸大夫あり(中略、侍從の説明を略す)諸大夫は非侍從なり、おまへ近くは仕うまつらぬ四位五位なり、侍從諸大夫の差別、藏人所にて堂上地下といふも同じ趣なり、諸大夫とは、大ぞうにおしこみたる四位五位といふ事、侍從ならぬをおしこめて諸大夫といふなり、國史などに賜

略史

一 上意之趣、譬如何様之者雖_レ申渡_レ、不_レ可_レ違背事、(寛文三年削除)

右可_レ相_レ守_レ此旨、若_レ違犯之族_レ者、糾_レ其咎之輕重、急度可_レ被_レ處_レ罪科_レ者也、

寛永十二年十二月十二日

シヨシヤウ 書狀 (シヨキ)を見よ、

シヨシヤウシヤ 書狀侍者 山門三大侍者(サンモンノサンダイシヤ)を見よ、

シヨタイフ 諸大夫 (一)朝廷にては、初め非侍從の四位五位たるものをいひしが、後に攝政、關白、大臣等の家に祇候して、格勤の功によりて、殿上を許され、大中納言まで昇進するを得る家柄を云ふ、是を諸大夫家と稱す、(二)武家にては、五位(凡て從五位下)の通稱に用ひたり、按ずるに、大夫とはも一位已下五位已上の總稱なりしが、後には専ら五位のみの稱となりしなり、(三)「タイフ」參看、(四)朝廷の諸大夫は、職原抄後附に、四條、勸修寺、葉室、大福寺、日野、平親宗の子孫、式家、南家、菅原、大江儒者の家を諸大夫家とし、源賴義家の後胤、平正盛忠盛の餘流、官外記、醫陰兩道、及び伊勢齋主等の家は、皆諸大夫の列にして、攝關大臣家の家司職事に補せらるると云へり、又石原正明の年々隨筆に、諸大夫といふ名目、も一義ながら、さまざまに轉じれば、其所につきて定むべき心得あり、しばらく相對する所を以て辨ぜば、まさるゝ所なくやあらん、古書どもに、侍從諸大夫と相對したる諸大夫あり(中略、侍從の説明を略す)諸大夫は非侍從なり、おまへ近くは仕うまつらぬ四位五位なり、侍從諸大夫の差別、藏人所にて堂上地下といふも同じ趣なり、諸大夫とは、大ぞうにおしこみたる四位五位といふ事、侍從ならぬをおしこめて諸大夫といふなり、國史などに賜

略史

一 上意之趣、譬如何様之者雖_レ申渡_レ、不_レ可_レ違背事、(寛文三年削除)

右可_レ相_レ守_レ此旨、若_レ違犯之族_レ者、糾_レ其咎之輕重、急度可_レ被_レ處_レ罪科_レ者也、

寛永十二年十二月十二日

シヨシヤウ 書狀 (シヨキ)を見よ、

シヨシヤウシヤ 書狀侍者 山門三大侍者(サンモンノサンダイシヤ)を見よ、

シヨタイフ 諸大夫 (一)朝廷にては、初め非侍從の四位五位たるものをいひしが、後に攝政、關白、大臣等の家に祇候して、格勤の功によりて、殿上を許され、大中納言まで昇進するを得る家柄を云ふ、是を諸大夫家と稱す、(二)武家にては、五位(凡て從五位下)の通稱に用ひたり、按ずるに、大夫とはも一位已下五位已上の總稱なりしが、後には専ら五位のみの稱となりしなり、(三)「タイフ」參看、(四)朝廷の諸大夫は、職原抄後附に、四條、勸修寺、葉室、大福寺、日野、平親宗の子孫、式家、南家、菅原、大江儒者の家を諸大夫家とし、源賴義家の後胤、平正盛忠盛の餘流、官外記、醫陰兩道、及び伊勢齋主等の家は、皆諸大夫の列にして、攝關大臣家の家司職事に補せらるると云へり、又石原正明の年々隨筆に、諸大夫といふ名目、も一義ながら、さまざまに轉じれば、其所につきて定むべき心得あり、しばらく相對する所を以て辨ぜば、まさるゝ所なくやあらん、古書どもに、侍從諸大夫と相對したる諸大夫あり(中略、侍從の説明を略す)諸大夫は非侍從なり、おまへ近くは仕うまつらぬ四位五位なり、侍從諸大夫の差別、藏人所にて堂上地下といふも同じ趣なり、諸大夫とは、大ぞうにおしこみたる四位五位といふ事、侍從ならぬをおしこめて諸大夫といふなり、國史などに賜

略史

一 上意之趣、譬如何様之者雖_レ申渡_レ、不_レ可_レ違背事、(寛文三年削除)

右可_レ相_レ守_レ此旨、若_レ違犯之族_レ者、糾_レ其咎之輕重、急度可_レ被_レ處_レ罪科_レ者也、

寛永十二年十二月十二日

シヨシヤウ 書狀 (シヨキ)を見よ、

シヨシヤウシヤ 書狀侍者 山門三大侍者(サンモンノサンダイシヤ)を見よ、

シヨタイフ 諸大夫 (一)朝廷にては、初め非侍從の四位五位たるものをいひしが、後に攝政、關白、大臣等の家に祇候して、格勤の功によりて、殿上を許され、大中納言まで昇進するを得る家柄を云ふ、是を諸大夫家と稱す、(二)武家にては、五位(凡て從五位下)の通稱に用ひたり、按ずるに、大夫とはも一位已下五位已上の總稱なりしが、後には専ら五位のみの稱となりしなり、(三)「タイフ」參看、(四)朝廷の諸大夫は、職原抄後附に、四條、勸修寺、葉室、大福寺、日野、平親宗の子孫、式家、南家、菅原、大江儒者の家を諸大夫家とし、源賴義家の後胤、平正盛忠盛の餘流、官外記、醫陰兩道、及び伊勢齋主等の家は、皆諸大夫の列にして、攝關大臣家の家司職事に補せらるると云へり、又石原正明の年々隨筆に、諸大夫といふ名目、も一義ながら、さまざまに轉じれば、其所につきて定むべき心得あり、しばらく相對する所を以て辨ぜば、まさるゝ所なくやあらん、古書どもに、侍從諸大夫と相對したる諸大夫あり(中略、侍從の説明を略す)諸大夫は非侍從なり、おまへ近くは仕うまつらぬ四位五位なり、侍從諸大夫の差別、藏人所にて堂上地下といふも同じ趣なり、諸大夫とは、大ぞうにおしこみたる四位五位といふ事、侍從ならぬをおしこめて諸大夫といふなり、國史などに賜

シヨタ

シヨタ

シヨダウクダギヤウ 諸道具奉行 室町幕府の末より諸家に置きたる職名、弓、鐵炮、鎗、旗の外、戰爭に要用なる諸道具をあづかり掌る(武家名目抄)

シヨタフジヤウ 初答狀 鎌倉時代の法律語、訴訟の時の初めの陳狀を云ふ、又初陳とも支狀

シヨテ—シヨホ

とも云ふ(沙汰未練書)
シヨテイフベツアギヤウ 諸亭賦別奉
行 鎌倉室町兩時代の職名、公事執行の時、其

シヨハカセ 書博士 大學寮の職員、コダイ
ガクレウを見よ、
シヨハキフ 序破急 樂の曲名、序、破、急の

シヨボク 如木 白張を云ふ、白張(白布の狩
衣)は其字の如く、白布の強びりて木の如き故に名づ

シヨフンチャウ 處分帳 長帳(ナカチャ
ウ)を見よ、
シヨボク 如木 白張を云ふ、白張(白布の狩

シヨム—シヨホ

シヨムサタ 所務沙汰 鎌倉時代、所領の田
島下地相論の事を沙汰するを云ふ、沙汰未練書に、

シヨメイヒロウ 疏銘披露 御祈禱の意趣
を書きたる書付に、願主の姓名を書きて遺すを云ふ、

シヨモツアギヤウ 書物奉行 鎌倉江
戸幕府の職名、圖書の出納保管に關する事を掌る、二

シヨメイヒロウ 疏銘披露 御祈禱の意趣
を書きたる書付に、願主の姓名を書きて遺すを云ふ、

シヨリ—シライ

シヨリウ 叙留 位を昇叙して、官は原職に
留るを云ふ、位は叙し、官は抑留するの意なるべし、

シヨリヨウシ 諸陵寮 諸陵司に
同じ諸陵寮に同じ諸陵寮頭一人從五位上、後

シヨリヨウレウ 諸陵寮 諸陵司に
同じ諸陵寮に同じ諸陵寮頭一人從五位上、後

シライシガマ 白石寮 肥前國の製
陶の業、肥前國開窯の時を詳かにせず、安政年間

シライ

京都より陶工走波といふ者此地に來りて之を製す、
京都の永樂の如く彩畫描金の物を作るに長ぜり、一

のものに劣りたり、されば家康は輸入の生絲を用ひ
て、内國織物の工業を起さん事を欲し、特に京都堺

港と定め、其翌年發布の新令に於て、船載白絲は價格
を定めたる後五所の商人に配付すべし、其他諸品は

シライ

シライ

シライ

シラウ

二九半、小倉一丸半、平戸十丸とす、元文三年絲割符宿老一人を増して三人とし、新に扶持米を給す、元...

シラウメ

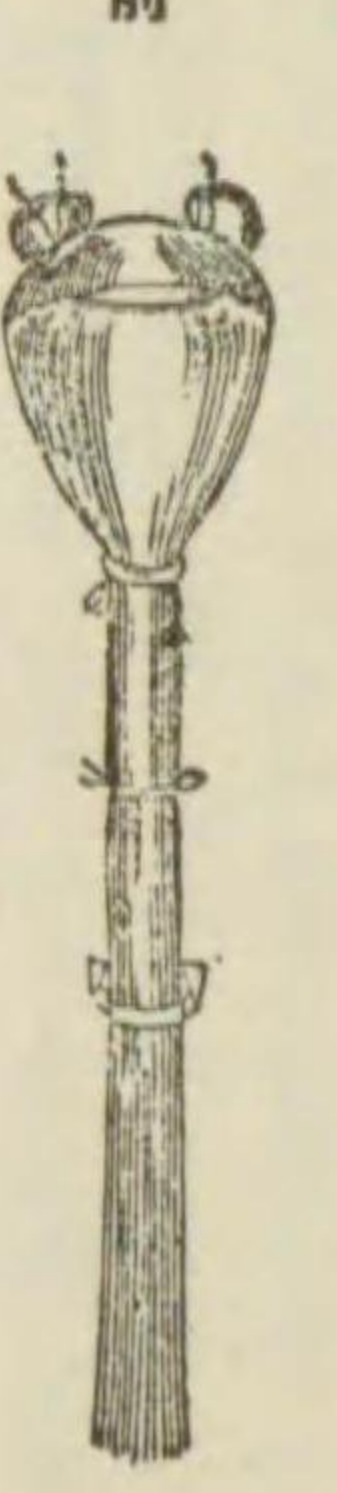
白梅、鷹の色目の名、ひとへうめ、またゆきの下に同じ、

シラガ

白髪 小兒髪置の時、其頭に被らしむる爲めに、すが糸にて模造したる垂髪をいふ、小兒...

シラガ

は、左圖のごとく、頭に被る處を丸くし、白紅の水引にて、白髪をつまみ上げて、みづらな結び、しかと真結にして其結...



此處は額に當る所、下地を細かにあみてあみたる端を切そへ、其切口を白絹にてつゝむ、

シラカ

シラカゲ 白鹿毛 馬の毛色の名、黄白色のものなほ、顔會小補に、騾、説文黃馬發白色、倭名抄に、驢馬、白鹿毛也と見えたり、

シラガサネ

白重 鷹の色目の名、上下共に、白きかされにて、四月と十月との衣更の外には、夏の暑時のみに之を著用す、雅亮裝束抄に、白きうす物を半臂下裳に著るなりといへり(藻鹽草)

シラガノテンワウ

白髪天皇 清寧天皇(セイネイテンワウ)を見よ、

シラカハウチ

白川氏 華山源氏(クラザンゲンシ)を見よ、

シラカハオシノコウチドノ

白河押小路殿 山城國愛宕郡に在り、黒谷上人傳に、河東押小路仙洞と見ゆ、元鳥羽院の仙居なり、後ち美福門院傳領して御所とす、兵範記に云、保元三年正月十日辛未、天皇爲朝親、行幸美福門院御在所白河押小路殿(中略)自郁芳門大路一號行、自押小路去、東行、とある是なり、其子高松院傳領し、次で建春門院に讓與せらる、それより高倉院に傳へ、再び建春門院の御領と爲る、其後ち後白河院に獻じ奉る、吉記に、壽永三年四月十六日甲戌、今夜院押小路殿御移徙也とある是なり(山城名勝志)

シラカハカキ

白川家紀 寛本十三冊 國史編纂部實業三王の日記を、合纂せしものなり、第一冊治承二年顯廣王の記、第二冊文治五年、第三冊建久五年、第六冊元久元年、第七冊建永元年、第八冊承元元年、第九冊建曆元年、第十二冊建保元年、並に仲實王の記、第四冊正治元年、第五冊建仁三年、第十冊建曆元年、第十一冊同二年、第十三冊建保六年、並に業實王の記とす、本書全年毎日の干支旺相、

及び建除を具録して遺す事なし、是單行水の三王日記の如く、無事の日を除けるものと異なる所なり、又其載する年月も全く異なる點少からず(歴史記録考)

シラカハサキノナイダイジン

白川前内大臣 三條公親(サンテウキンチカ)を見よ、

シラカハシヤウ

白河城 新田公繁國白河郡(今西白河町)白河町(河原)文治五年、源頼朝陸奥國を平定して、結城朝光に白河を與ふ、朝光下總に居て之を治む、正應二年孫祐廣の時に至り白河に移り、大沼村字搦山(白河町の東部)に城を築く、子孫此に居城す、後世之を白河古城と稱す、南北朝の時宗廣居城し、南朝に忠を盡す、義貞親王、北畠親房顯家等東下西上ありし毎に、駐まらせ給ひし所なり、永祿中小峯氏その本宗(白河氏を尊び侍し、小峯は即ち後の白河城なり)、九世の孫義親(白河結城氏の祖)絶え、支族義親(白河氏を稱す)に至り、天正十八年豊臣秀吉の東征の時、禮を盡さるるを以て封を收めらる、秀吉關一致を封す、徳川氏寛永六年丹波長重を封じ、修造して再興し、奥羽の重鎮となれり、寛永二十年松平忠次、慶安二年本多忠義、延寶九年松平忠弘、元祿五年松平直矩、寛保二年松平定賢交々封ぜられ、文政六年阿部正權十萬石に封ぜられてより、子孫相繼ぎて明治に至り、榎倉に轉封せらる、戊辰の際、會津兵此に據りて官軍に抗し、攻戦數日、終に火を放ちて之を陷る(白河古事考、同風土記稿、徳川加除封録、名勝地誌)

シラカハゼンバウ

白河禪房 金戒光明寺(コンカイクラウミヤウジ)をいふ、同條を見よ、

シラカハテンワウ

白河天皇 同條を見よ、

シラカ

は貞仁、法隆寺僧、後三條天皇の長子、母は藤原公成の女茂子、第七十二代の天皇、天喜元年六月降誕、延久元年父天皇の太子となり、同四年十二月即位す、天皇、後三條天皇の遺志を繼ぎて皇權の恢復に勉め給ひしを以て、攝政の勢威漸く衰へ、大政ははじめに廢裏に出づるに至れり、應徳三年十一月位を越河天皇に讓る、然れども政は院中に出づ、所謂院政の起れる所以實に茲に基づく、寛治元年鳥羽宮成る、即ち從りて住し給ひしが、嘉保二年また院政を造り、郁芳門院と共に之に從御す、永長元年門院崩するに及び、衷悼殊に甚しく、遂に落髮し給へり、爾來法皇と稱し奉る、大治四年七月七日三條鳥丸邸に崩す、御壽七十七、山城國紀伊郡竹田村成菩提院に葬る、天皇性嚴にして温雅、頗る後三條天皇の風あり、政衰裏に出で、相門手を敷む、然れども愛憎意に任かせ、官を授け職を任するや、率れ書典に從はず、源俊明、藤原顯隆等最も親幸せられ、攝政の臣と雖も、なほ之を憚りしといへり、而して讓位の後幾十年の間利實黜陟與り聞かざるはなし、凡そ院宣を以て天下に號令し、別當北面等をおくこと實に此に始まる、嘗て宣はく、天下意のごとくならざるもの惟鴨河の水、雙六の采、山法師の三つのみと、また篤く佛法を信じ、自ら金字大藏經を書し、法華經を増譽、玄義文句止觀を眞實に愛く、前後を通じて、高野に幸する事四度、熊野に幸する事八度、慶する處の佛五千四百七十餘幅、丈六佛像百七十二軀、等身佛像三千五百五十軀、三尺以下の佛像二千九百三十餘軀、七寶塔二十一基、小塔四十四萬六千六百三十餘基に及べり、且つ殿に天下の殺生を禁じ、鷹軍鶴鷄諸籠鳥を放ち、漁網八千八百餘張を焼き、式條載する所

の諸國眞魚を停め、殿上の簞盤と雖も、殆ど六齋日のごとし、釋典また素儀を用ひ、惟神厨のみ僅かに舊式を存したり、なほ屢々營造を事とし、國用凋喪し、國司選管等頗る舊典に乖くもの多し、萬石萬匹を上りて國司たりしものあり、父子三人同時に並び任ぜらる、あり、童稚にしてまた任を得るありて、地方の政治廢頓し、加ふるに上下競うて華服を尙ひ、奢侈の風此に至りて極まれり、天皇また射を善くし、詩歌を好み給ふ、後拾遺集、金葉集、續本朝秀句のごとく、みな勅撰に係る(大日本史、陸奥一覽)

シラカハドノ

白河殿 白河院(シラカハノケン)を見よ、

シラカハドノ

白河殿 藤原良房(フザハラノヨシフサ)を見よ、

シラカハニフダウ

白川入道 三條實親(サンテウサネチカ)を見よ、

シラカハノイツミドノ

白河泉殿 白河法皇の御所、もと白河阿彌陀堂御所といふ、山城國愛宕郡聖護院の北に在り、永久三年十一月二日移徙せらる(百練抄、山城名勝志)

シラカハノ井

白河院 白河法皇の仙洞、白河殿とも稱す、もと藤原良房の家、山城國愛宕郡二條通の北に在り、本朝文粹に、白河院者、故左相府之山庄也、自掩黃閣、不掃綠蕪、柳柳欲眉、二年之春空翠、水石如咽、三廻之秋欲、左武衛藤原公、戀尊閣之遺徳、暮勝地之舊遊、遂與三層事納言尙書相公、登三層眺、眺暇日而遊雲々、凡此院盛異也、三代傳而其主皆貴、四時移而其地常幽、南望則有關路之長、行人征馬駱、驛於翠麓之下、東顧亦有二林唐之妙、紫葢白鷗遺、遺於朱樓之前、本朝續文粹に、夫白河院、昔本是太相國昭宣公之幽居、今則傳

シラカ

シラカ

シラカ

シラカ

陸奥右丞相之別業也、城岡占隣、是以全君臣之節、山水遇境、以示仁智之心云々

シラカ

シラカ

白河郡 磐城國 元正天皇養老二年五月、陸奥國より白河、瀨磐、安積、會津、信夫の五郡を割て石背國を建てたり

シラカハノセキ

白河關 關址磐城國白河郡古關村大字旗宿に在り、早く埋没して詳かならざりしが、寛政十二年白河樂翁公の地と定めて碑を建てたり、文に云ふ、

白河關址、埋没不知其處所者久矣、旗宿村西有叢祠、地隆然而高、所謂白川邊其下而流焉、考之圖史詠歌、又徵地形、老農之言、此其爲遺址較然無疑也、迺建碑以標焉、

寛政十二年八月八日 白河城主從四位下左近衛權少將 越中守源朝臣定信識

其始め詳かならず、承和二年十二月三日の太政官符に、應准長門國關、勅過白河多兩割、事、右得陸奥國解、檢舊記、置割以來、于今四百餘歲矣、至有越度、重以決割、諸檢、格律、無見件割、然則雖有所犯、不可勸、而此國俘囚多數、出入任意、若不勸、何用爲、加以進官雜物、觸色有數、商旅之輩、竊買將去、望請勸過之事、一同長門、謹請官職、權中納言從三位兼行左兵衛督藤原朝臣良房宣、奉勅依請、とあり、蓋し本文によりて考ふるに、承和二年より四百餘年前は反正天皇の代に相當せり、按ずるに、景行天皇以來蝦夷の勢ひ漸く盛にして、屢々之を征討せしむ、盡く殲滅し得ず、仁德天皇の御代は、田道の敗死するに至れり、かくの如く蝦夷の勢ひ衰へざるを以て、之が南下を防ぐ爲めに、關を置きしものなるべし、然るに、其後何時頃よりか廢せられたるを、承和に至り、更に再興の必要を生じ、陸奥國より奏請し、勅許を得て置きしものなり、和漢三才圖會に、孝德天皇の朝置きしと云へど信難し、元慶四年の官符に、禁斷諸人、入關、三代實錄貞觀八年の條に、陸奥國稱無舊例、不聽入關とあり、此の關は白河關多を云へるものにて、此の時までは嚴然として存したること明なり、安倍賴時與羽に據るや、白河關を以て警固としたり、吾妻鏡に、安倍賴時國郡を掠め領するの時、此所(衣川)に家屋を構ふ、西は白河關を境ひ、廿四日の行程たり云々藤原清衡與羽を領するや、同じく安倍氏に敵ひ、關を警めたりしが如し、同書清衡中尊寺建立の事を云へる條に、白河關より外濱に至るまで廿餘日の行程なり、其路一丁別に笠卒都婆を立て、其面に金色阿彌陀像を圖す云々と云へり、今白河郡旗宿村に一丁佛と唱ふる碑二基ありと云ふ、文

治五年源賴朝奥州泰衡を討するや、七月廿九日關を越り、時に梶原景季馬を扣へ、秋風に草木の露を拂はせて、君が越れば關守もなしと咏せり、これに依れば關守ありしも、賴朝の威風に恐れて、一戦もなくして退きしが如し、關の廢せし年代詳かならず、古事考に、廢關の年代を推すに、西行法師奥州修行の時、關屋の柱に書き付侍りける、白河の關屋を月のもるからに人の心はとまるなりけり、又建治三年一遍上人奥州白河關を通りしに、西行法師が歌を思ひ出で、關屋の柱に、行人を彌陀の誓にもらさじと、名をこそむれ白河の關と記せりと云ふ、然らば關の設けは廢れて、家屋毀るに任せてそありけん、文治五年結城氏此郡を給りて後、更に築きし城を以て、奥州の咽喉を控制すれば、區々たる關門を以て國の鎖鑰とならざるべし、其時を廢したるならん」と云へど、樂翁公退關雜記に、一遍上人の繪縁起に白河關の圖あり、關を山の半につくりて、麓に道をはりたるにや、關守下を望むけしき、そありければ、俄に以て斷定し難し、道與准后の廻國雜記に、白河二所の關に到りければ云々、花の陰に休みて、春は唯花にもらせよ白川の關とめすも過るものかはし、しら川の關の並木の山櫻花にゆるすな風のかよひ」とあれど、存亡に關しては詳かならず、古事考に、二所とは白河古傳記に云ふ如く旗宿と大塊との二關を云へるにあらず、旗宿村の首尾に關門を二箇所に設け、行旅を改め、非常を戒め、一重の關にはあらで、二重に嚴重にありし故に二所の關と云へるなるべし、大塊の方にも僅に六七丁を隔て、上の關、下の關と唱ふる地ありて、旗宿と同姿に造られたり」と云へり、關(セキ)の押圖參看、

シラカハノセンサウ

白河戰爭 會津籠

シラカ

シラカ

シラカ

城(アヒツラウウツヤウ)を見よ、シラカハノミササキ 白川陵 笠間山陵

シラカハノミササキ 白河陵 文德天皇

シラカハノミササキ 白河陵 文德天皇

シラカハノミササキ 白河陵 文德天皇

シラカハノミササキ 白河陵 文德天皇

シラカハノミササキ 白河陵 文德天皇

シラカハノミササキ 白河陵 文德天皇

シラカハノミササキ 白河陵 文德天皇

シラカハノミササキ 白河陵 文德天皇

シラカハノミササキ 白河陵 文德天皇

シラカハノミササキ 白河陵 文德天皇

シラカハノミササキ 白河陵 文德天皇

シラカハノミササキ 白河陵 文德天皇

シラカハノミササキ 白河陵 文德天皇

シラカハノミササキ 白河陵 文德天皇

シラカハノミササキ 白河陵 文德天皇

と、宮崎博士は新羅の別都を月城と云ふ、月は韓語で「月」と云ふ、蒙古語の「月」と同語と考へらるゝを以て、韓國にて昔時は「月」とも稱せしものなるべし、若し果して然らば、Silla は此の Silla で月の義なり、我國にて城を「邑」と云ひ、韓國にて「邑」と云ひしものなるべし、故に「邑」の「邑」は「邑」にて城の義なり、即ち「邑」は月城の土言にて、始は單に首府に限られし名なるが、後には遂に全國の名となりしものなるべしと云へり、新羅は、もと辰韓の地なり、是より先、秦漢朝鮮の遺民、東海の濱の山谷間川楊山、突山高嶺、箕山珍支、茂山大嶺、金山加利、明活山高耶に分居す、是を辰韓の六部とす、高嶺の村長蘇伐公、一人の嬰兒を養ふ、稍々長じて岐嶺なり、六部の人立て、君となす、是を朴赫居世と云ふ(舊説に赫居世初大卵より生る、其卵狐の如し、方言に狐を朴と云ふ、故に朴を氏とす)我崇神天皇四十一年に當れり、居西干と號し、國を徐羅伐と云ふ、赫居世六部を巡撫して、農桑を勸督し、又城郭宮室を築き、百姓安堵、門戸夜扃さす、樂浪國を以て來り降り、東沃沮亦其馬を獻するに至る、赫居世薨じ、子南解立ちて、南解病篤し、子儒理及び脱解に謂て曰く、吾死後、朴昔の二姓、年長を以て位を嗣げと、薨するに及びて、儒理脱解が德望あるを以て之を讓る、脱解辭して儒理を立て、尼師今と號す(是より後實聖に至るまで皆尼師今と號す)、儒理終に臨みて臣僚に謂て曰く、脱解身國戚に聯り、位輔臣に居り、屢功名を著す、朕が二子其才及ばず、且先君の命あり、吾死するの後に即かじめんと、脱解遂に位に即く、昔氏茲に於て始めて其統を承く、儒

理は、國內を巡りて、窮民を賑給し官制を定め、隣國來歸する者衆し、脱解の時當りて、始めて百濟の來使ありと雖も、其志を還つるを得ず、九年、國號を難林と改む(ケイリン 參看)、婆婁に至りて、精桑を勤め、治を爲し、兵革を練り、城壘を繕め、民に農桑を勤め、老を問ひ、殺を賜ひ、専ら恭儉を務めて、殷富を致すを期す、是を以て伽耶、其德に傾き、百濟和を請ひ、悉皆(江原道三陟府)押智(慶尙道慶山縣)の諸國も、亦盡く歸服せり、遂に婆婁の意志を繼ぎ、心を政治に用ひしかば、國益鞏固なりき、八代阿達羅薨す、國人脱解の孫伐休を立て、王とす、王聰明にして、政を能くす、助貢に至りて、甘文(慶尙道開寧縣)を討ち破り、骨伐(慶尙道永川郡に在り)の主も衆を率ゐて來り降る、王皆其地を以て郡縣とす、沾解は沙梁伐(慶尙道尙州)を滅ぼし、始めて政を南堂に聽く、其薨するや嗣なし、國人助貢の婿金味都を立つ、味都は金閔智の裔孫なり、茲に於て、金氏始めて位を嗣ぎ、是より後、王統久く金氏に歸す、儒禮基臨は、皆助貢の胤を以て位を嗣ぐ、秦解の孫脱解、之に繼ぎて立ちしが、其薨するや、昔氏の統絶えたり、新羅は、脱解の時以來百濟と邊境の争ありしが、高句麗とは好を結びて、奈勿は實子實聖を送り、高句麗の廣開土王は、又師を出して日本の兵を新羅に撃ちて之を救ひたり、其後實聖還りて王となり、奈勿の己を外國に質とするを怨み、其子訥祗を殺して怨を報ぜんとせしが、反りて訥祗の爲めに弑せらる、訥祗自立して麻立干と號す、此時新羅は高句麗の邊將を殺し、又百濟を救ひしより、其好を失ひ、炤智將に至りて、高句麗の長壽王文咨王、屢々北邊を侵し、かば、新羅は百濟と合して之を破り、百濟亦高句麗の寇あれば、新羅之を救ひたり、然れども眞

シラギ

興王一たび百濟聖王の請に従はざりしより、兩國の交又大に破れ、眞平善徳の時に至りても、戦闘常に已まざりき、然るに新羅は力を戦闘に費すのみに非ずして、又頗る心を内治に用ひたれば、文化の進歩は、

大等金真相、伊嶽金敬信と俱に兵を擧げて叛賊金志貞を討じ、遂に王を弑して自立す、之を宣徳王と云ふ、敬信を以て上太等とす、王薨じて嗣なし、群臣

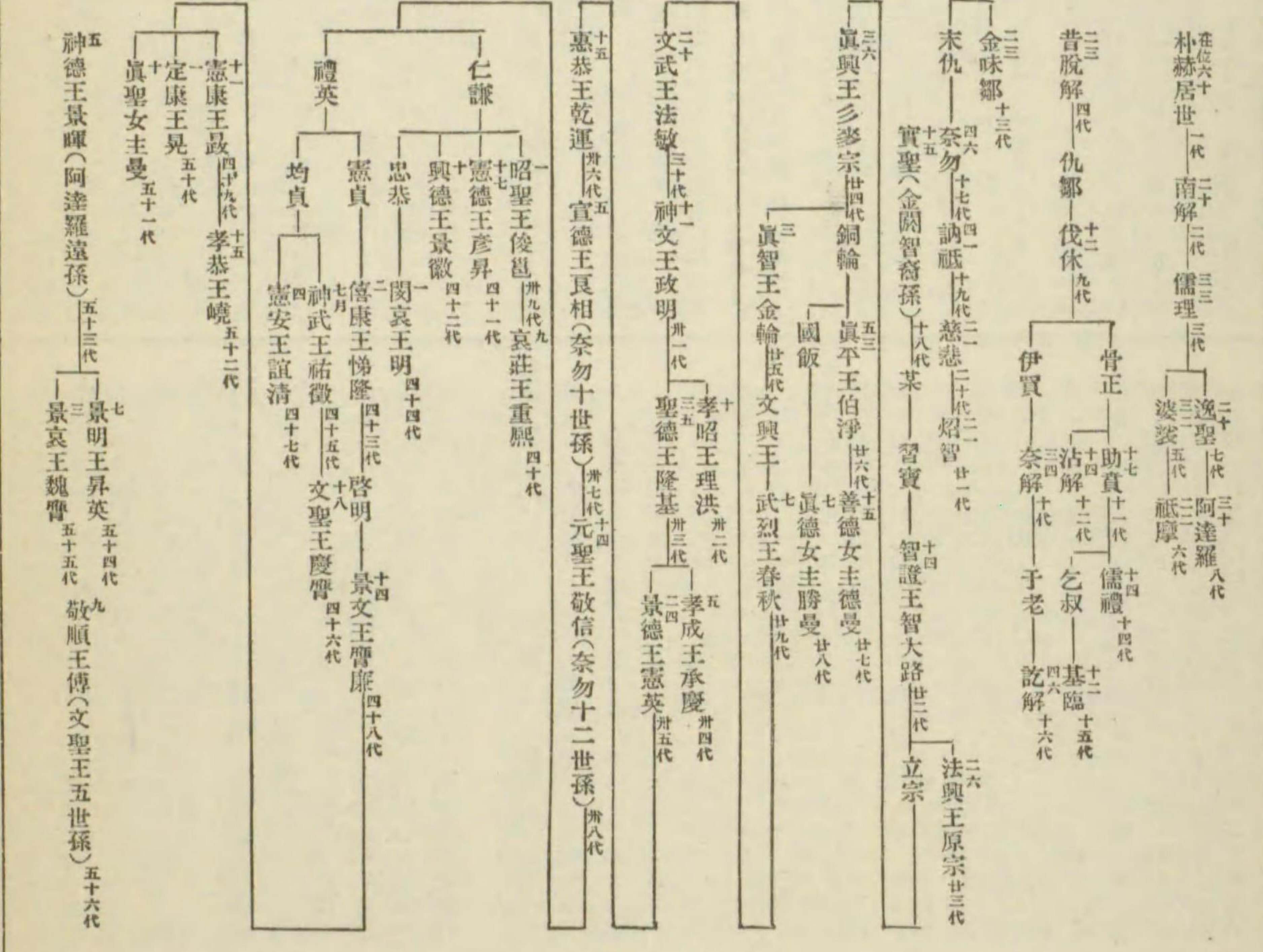
シラギ

シラギ

に遊びて置酒娛樂す、忽ち兵の至るを聞て、倉卒爲す所を知らず、城南の離宮に遁匿す、眞王を索めて

シラギ

皇又境部臣をして五城を抜かしむ、故を以て朝貢尙意らず、眞徳女主人年(我孝徳天皇大化三年)、金春秋を以て質となし、よ



入るを禁せり、此より後に入貢するもなく、時々日本の邊境を侵せり、猶委しき事は大日本史諸新羅の條を見るべし、今新羅の世系を示せば上の如し朝鮮

シラギ

シラギ

シラト

刀を云ふ、宗五大雙紙に大かたがらの事、單の直垂に下かたがらの白きを腰より上にのりをこわくして著重れてももんを取るなり(中略)、はき候太刀は白太刀とて、つかさやとも白し、つか銀の打さめあのあしなをかばくべしと見ゆ、真丈雜記に、白太刀と云ふは柄きや銀にのし付也、ノシ付とは金にて包む也、柄きんの打敷にて柄巻かす、目貫金にて家の紋を付くる體は斐鏝金也、家の紋を付くる體も銀にて包み、けぼり家の紋あるべし、金具皆銀にて毛ばりなり、帶取甚薄平、たくはくの時は、足間に當る所を白地の銀間に縫ひく、むなり、是を白太刀と云ふと見えたり、

シラトリノハ 白鳥羽 白鷺の羽を云ふ、白き真鳥の羽の略(真丈雜記)

シラトリノミササキ 白鳥陵 日本武尊の御陵、大和國南葛城郡秋津村大字富田に在り、又河内國古市郡(今南河内郡)古市村大字輕墓に假御陵あり(陵墓一覽)○日本紀に、日本武尊化、白鳥、飛至河内、留、舊市村、其處作、陵曰、白鳥陵、然遂高翔上天(古事記曰、化、入、尋、白、鷺、矣、又、仁、德、天、皇、紀、に、差、白、鳥、陵、守、等、充、役、丁、天、皇、臨、之、愛、陵、守、目、杵、忽、化、白、鹿、以、走、於、是、天、皇、詔、之、曰、是、陵、自、本、空、故、欲、除、其、陵、守、而、甫、差、役、丁、今、視、是、怪、者、甚、懼、之、無、動、陵、守、者、則、且、授、土、師、等、等、と、見、ゆ、)

シラナミ 白波 熊谷直家の乗用せる名馬、源平盛衰記熊谷向、追手、の條に、小二郎は白波と云ふ馬に乗たりけり、此馬は奥州姉葉と云ふ所に白波と云ふ牧より出来たる上、尾髪あくまで白ければ白波と名付たり、權田栗毛に上下論たる逸物也と見えたり、

シラハタジャウ 白旗城 播磨國赤穂郡赤松村大字赤松白旗山、赤松系圖に、

シラハ

季則の始めて築く所と見えたり、延元元年二月、赤松則村當城に據て叛逆す、新田義貞之を攻めて功なく、五月圍を解きて返る、爾來中國地方における名城として其名高く、赤松氏の子孫世々に據る、廢城詳かならず(太平記、赤松記)

シラハマジャウ 白濱城 安房國朝夷郡(今安房郡)白濱村字青木、文安二年、里見義實始めて城を此に築く、今尚ほ館前、大庭等の地名を存す、蓋し其居館の跡ならん、明治元年本多正訥、駿河田中城より封を本國に移し、城を本村字長尾に築き長尾藩と稱す、同三年十一月安房郡北條村に移り城廢す(大日本國誌)

シラビヤウシ 白拍子 王朝時代の末より、鎌倉時代にかけて舞妓を業とせる婦女を云ふ、鳥帽子千子を著けて舞ふ故に名づく、水干は多く白色を用ふる故なり、又男舞とも云ふ、服装男に類するによりて名づく、倭調葉に、興福寺延年舞の古譜中に、白拍子と云ふ曲あり、その詞の條、節をつけたる趣、今の申樂の譜本によく似たり、又春日若宮の神樂歌の中にも之真拍子と云ふ曲あり、然れば白拍子の歌曲を専ら詠ひたるによりて、やがて舞女の稱となれるなり云々、嬉遊笑覽にも、拍子の名が歌舞の名となりしなりと云へり○舞姿は、源平盛衰記に、初には直垂に立烏帽子、腰の刀を持して舞ひければ男舞と申しけり、後にはことごとく悪しとて、烏帽子腰刀を止めて水干に袴ばかりを著て舞ふ云々、續古事談に、妙音院相國云、白拍子と云ふ舞あり、其曲を聞ば五音の中には商の音なり、此音は亡國の音なり、舞のすがたをみれば、立廻り空をあふきて立ち、其姿物を思ふ姿なり、詠曲身體ともに不快の舞なりとぞの給ひける云々と云へるにて大體

シラビ

を知るべし、頭は、今様明詠又は佛神の本縁を誦ひ、樂器は、鼓笛銅拍子等を用ひたり(源平盛衰記)には、鳥羽天皇の代、鳥の千歳、若前と云ふ二人の遊女舞ひ始めたりと云ひ、徒然草には、通靈入道舞の手の中に、興あるものを撰びて、磯の禪師と云ふに舞はしめ、其女靜をして藝を繼がしめたるを始めとせり、治承中、祇王、祇女、佛御前あり、天下無雙の舞妃にして、容顏美麗なりしを以て、平清盛の寵を受けたり、源平盛衰記に、其比京中第一の白拍子あり、姉をば祇王、妹をば祇女と云ふ、天下無雙の舞妃と披露しければ、入道彼等を召す、旁ら弟ども三人同車して、祇王祇女參り、五人の女侍所に並居たり、入道先景色を見れば、紅顔色鮮かにして白粉媚を造れり、容貌品々まやかにして蘭麝の匂なつかし、舞給へと宣ひければ、蓬萊山には千歳經、萬歳千秋重れり、松の枝には鶴巢食、殿の上には龜遊と同音に歌ひ澄したれば、入道興に入給へり云々、又佛御前を云へる段に、さらば舞一番と宣へば、佛は水干に白袴著て、髮結あげ、調子取負せて、徳是北辰、椿葉影再改、尊猶南面、松花色十廻と朗詠しけり、廣廂に鑑しかせて、器量の侍に鼓うたせて、佛の白拍子かすへて舞澄したりとあり、以て其一斑を知り、且つ當時皆之を餘りに感まざりしことを察すべし、鎌倉時代の初期は、最も全盛を極め、京都鎌倉共に流行したり、就中源義經の妾靜は最も秀で、頼朝政子の請によりて鎌倉鶴岡舞殿にて舞ひし事は人口に膾炙したり、又後鳥羽天皇も之を好み、自ら歌曲を作らせ給ひ、龜菊をして舞はしめたりき、又源光行も盛に白拍子の歌曲を作たりと云ふ、鎌倉中葉以後、猿樂、田樂行はれ、南北朝以後流行するに及びて、漸次衰へて終に廢れたり、然れども地方に

は往々此の遺風存したること、甲陽軍鑑、隨房等に見えたり、又白拍子を左右に分ちて、各其伎を開はしめたることあり、これを白拍子合と云ふ、後鳥羽天皇御讓位の後、最もこれを好み、水無瀬鳥羽殿等に於て屢々行ひしこと明月記に見えたり(徒然草、嬉遊笑覽、白拍子考)

シラヒワケ 白日別 筑紫國の別名、古事記神代卷に、故筑紫國謂、白日別とあり、按するに、當時筑紫の國を支配せる神の名なるべし、

シラフチ 白藤 藤の色目の名、表薄葉、裏濃き紫なるものをいふ、春季著用す、カサネノイロメの挿繪を見よ(胡曹抄、藻鏡草)

シラボシノカフト 白星兜 「ホシカフト」を見よ、

シラマユミ 白眞弓 削りたる白木の丸木弓を云ふ、古歌などにしらま弓とよみたるは此の事なり、又流鏑馬に用ふる白眞弓は、白卷弓を云ふ、しらまきを略してしらま弓と云ふ、白巻とは黒めりの弓に、白き藤を巻きたるなり、即ち重藤の弓の事、寶弓兵鑑には、流鏑馬は神通のかぶらに、しらま弓を持つべしとあり、射手方問書には、流鏑馬に、弓は重藤、矢はかぶらと有り、古歌によめるしらま弓とは別なり(真丈雜記)

シラミネノミササキ 白峯陵 崇徳天皇の御陵、讃岐國阿野郡(今綾歌郡)松山村大字青海に在り○高倉天皇治承元年、勅して墓を山陵と稱せしめ、周圍に障を設け守戸を置く(禮樂志、陵墓一覽)

シラミネノミヤ 白峯宮 阿波國山城國京都市上京區今出川通堀河東飛鳥井町○現今官幣中社、崇徳天皇の神靈を慰めんが爲め、京都の地に遷し奉

らんの寂慮あり、幕府に命じて鴨川合社に擬し、新に宮殿を造立せしめ、未だ祀典を擧げずして崩す、今上天皇先帝の遺志を繼ぎ、慶應四年八月、正三位行權大納言中院通富等を讃岐國阿野郡松山白峰御陵に遣し、陵傍頓證寺に齋祀する神體を奉迎し、同年九月六日新宮に鎮座し、明治六年十二月十八日、式部助從四位五辻安仲を淡路國三原郡加集中村天王森山陵に遣し、淳仁天皇の神靈を奉迎し、同月廿四日合祀し、同年官幣中社に列せらる、祭日九月廿一日(平安通志、古事類苑神祇部)

シラマヒ 白目 物をはかりていふ目方の名、又輸目ともいふ、藥舖に於て専ら之を用ふ、其量、二百三十匁を一斤と爲す(地方新書)

シラヤマヒメノシラヤ 白山比咩神社 加賀國石川郡河内村三宮○俗に呼びて社、社、所謂白山山下七社の一なる下白山社にして、本社は白山の絶頂に在り、禪定本宮と稱す、然るに道路險阻登山困難を以て山麓に一社を設く、即ち此社なり(續理媛、伊弉諾尊、伊弉册尊)

以来、これ有るといひ、白山之記には、靈龜元年、勅命ありて四十五字の神殿佛閣を造立せらるるといひ、或は養老元年ともいふ、文徳天皇仁壽三十年十月從三位を授け、清和天皇貞觀元年正月正三位に叙し、後冷泉天皇治暦四年神殿並に御體火に罹て焼亡す、尋で社を修め御體を造らしむ、後三條天皇延久二年六月御體又災に逢ふを以て、議を下して改造すべきや否を勘へしめき、白河天皇承暦四年六月御下に、白山神の神事を續す樂あるを以て、使を遣して社司に中祓を科せしむ、四條天皇延應元年八月焼亡、新に寶殿を作る、降りて慶長十五年、及び寛永十三年に建立あり、其他堂宇の經營屢々あり、何時頃より下白山に設けたるや詳かならず、寛文八年前田綱紀、下の字を除きて白山とのみ呼ばしむ、延享四年、明和二年、寛政六年、文化十三年等に於て、本社併に末社の堂宇破損に及び修理助成の爲め、諸國勸化を許したることあり、社領二百石を有す、明治四年五月國幣小社に列し、大正三年三月中社に昇格す、攝社末社に、白山、金銀、岩木、三宮(以上本宮四社と號す)、中宮、佐羅、別宮(以上中宮三社と號す)等あり(三州志、神祇志料、官國幣社一覽、古事類苑神祇部)

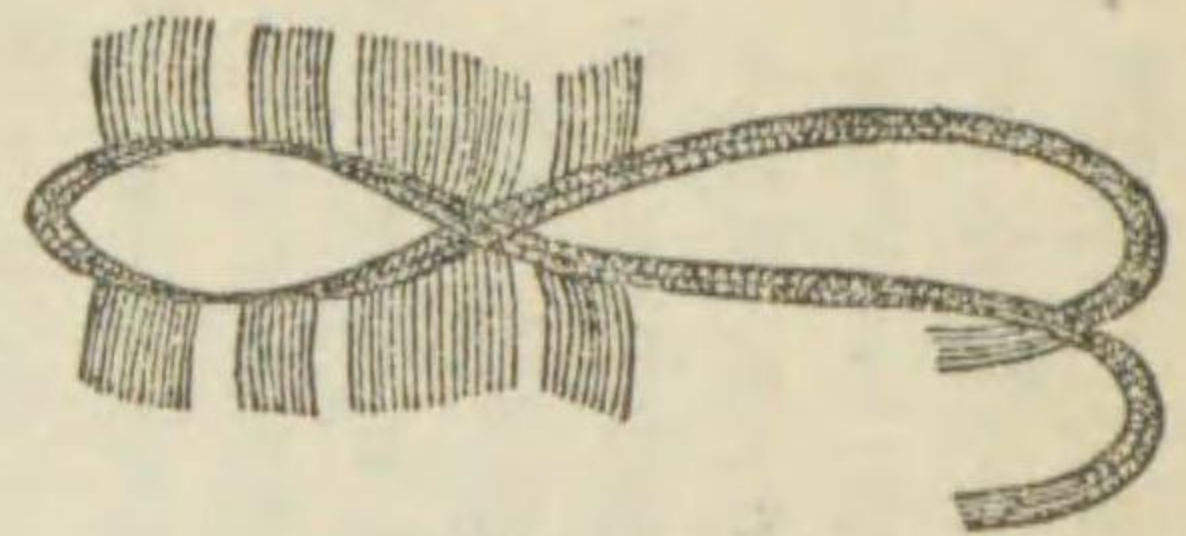
シラカイ 鞞(尻懸) 馬具の名、尾より鞍に繋ぐる粗緒を云ふ、尻懸の音便、シラカキとしたり、再轉してシラカイと唱ふるなり、世に、當面と當胸と併稱して三懸といふ(源平盛衰記)の制六位以下は鞞に連着を著くるを得ず、又緋鞞を禁ず、鞞鞞は制の限にあらず、參議以上檢非違使別當以下府生以上は、緋鞞をゆるす、世俗淺深抄に、公卿は連着、小總は殿上人(稀には連着を用ふ)辻總は檢非違使著く、室町幕府の時、將軍は紫を用ひ、平人は赤きを用ひ、入道法師は淺黄、唐茶、朋黄等を用ふ、江

シラヒ

シラヒ

シラヒ

シリク—シリザ



(載所考馬飾)

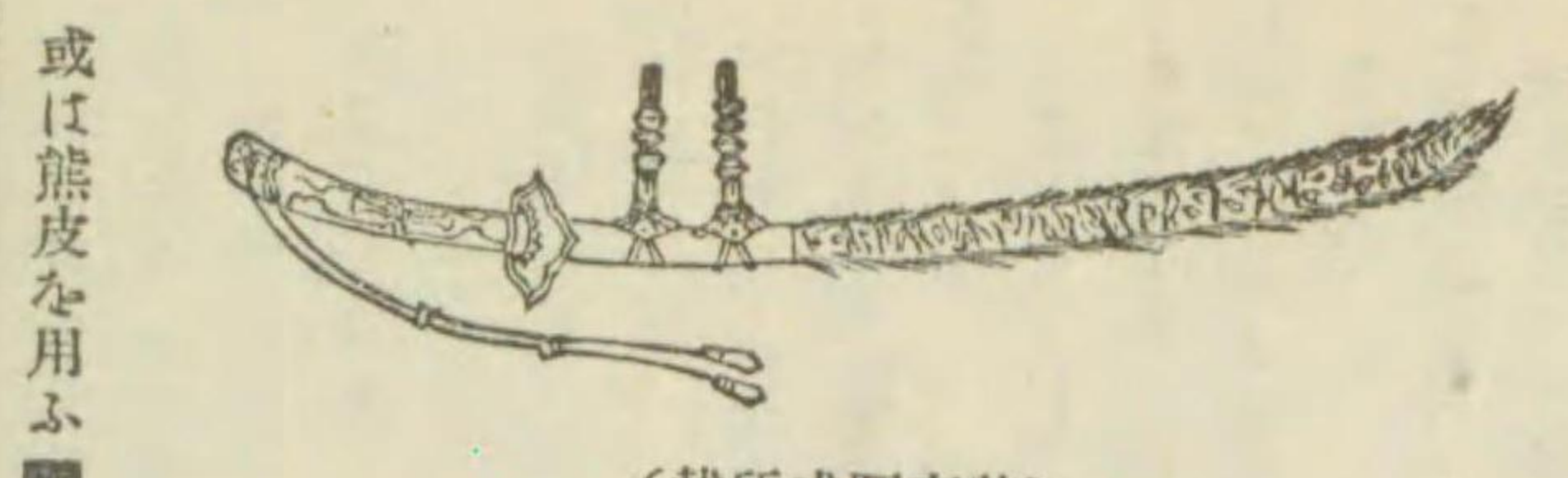
戸幕府にては平人も紫を用ひたり... 平鞆、楚鞆、野鞆あり、製作地によりて名づくるものに、上總鞆、遠江鞆、長井鞆あり、色によりて名づくるものに、赤草鞆、朱鞆、緋色鞆、紫鞆、紺鞆、(法體の人を用ふ) 青鞆(入道法師之用ふ) 唐茶蒴黃鞆(同上) 鈍色鞆(凶事に用ふ)等あり(倭名抄、世俗深秘抄、軍器考、貞丈雜記)

シリクメナハ

注連繩(シメナハ)を見よ

シリザヤ

尻鞆



(載所式圖東裝)

太刀の鞘の上に被ふべく、毛皮を附して裝へる袋を云ふ、太刀の鞘、雨露に逢へば濕氣にて太刀さびる故に、毛皮をかけて之を防ぐ爲めなりと云ふ、又「シリザヤ」とも云ふ(武家傳) 主として、豹、虎、熊等の毛皮を用ふ(延喜式)に於ては五位以上虎皮、參議、非參議、及び三位以上豹皮と規定されど、後世に至り、其制廢れしと見え、世俗深秘抄には、四位豹、五位虎、但し行幸の時、五位次將豹皮とあり、平安朝の末年以後、武人の主將たるべき人もこれを用ひたるが、主に虎皮、豹皮、狐皮を用ふ(繪尻鞆、弘尻鞆、細尻鞆、平尻鞆)

シリツ—ジリヤ

鞘、丸尻鞆等あり(裝束集成、裝束圖式、延喜式、貞丈雜記、武家名目抄)

シリツケ

尻付「シリツケ」を見よ

シリヘノミヤ

後宮「シリヘノミヤ」を見よ

ジリヤウ

寺領「ジリヤウ」を見よ

其他佛事の供料に充る爲め、寺院に寄附したる田地をいふ、古への寺田なり、不輸租田(唐田)と稱するに至る、執政の頃より、寺田の名廢れ、寺領と稱するに至る、爾來室町時代に至るまで、皆之を重する、と神領に同じ、而して其盛なる、大に神領に過ぐ、食貨志に云、源平以後興福延曆二寺の莊園、國郡の膏腴を盡し、諸國の末寺亦各田園を擁す、蓋し其然る所以の者は、朝野共に佛を信じ、競て之に地を寄附し、累世の久しき、寺領甚だ廣く、終に巨族大家の所領に過ぐる者あるに至る、織田氏の時、或は之を減し、或は之を削る、江戸時代に至り、大寺小院の緣由あるものは、其分に應じて香花の地を付與す、其中將軍家より寄與するものを朱印地(シユイン)と稱す、證文地と云ふ、而して歴世租入のこと略々神領と同じ、徳川家康素より浮屠を信ず、海内を平定するに及びて、所在其田地を盛にし、諸役を免除す、爾來遊學して累世聯綿たり、明治維新に至り、境内の外は皆土地せしむ、茲に於て全く廢す(今寛文中の朱印帳により諸寺院の寺印地を示せば左の如し(大日本租稅志))

Table with 2 columns: Temple Name (e.g., 増上寺, 山和城, 大河津) and Amount (e.g., 五千二百石, 二萬五千六百五十七石二斗餘)

シリシノツルギ

風土記に見えたり、セツタツ(シシノツルギ)をいふ、紫式部日記に見えたり、

シリシノハコ

師鍊(シリシノハコ)をいふ、後水尾國師の號を賜ふ、俗姓は藤原氏、父は左金吾校尉、弘安元年四月十六日京都に生る、八歳にして三聖寺の寶覺和尚に依り、十歳祝髮して比叡山の戒壇に上り、具足戒を受く、後四方を歴遊して、南禪寺の規庵、圓覺寺の桃溪に從學し、又無隱、一山、約翁等に參す、正和二年、京都に歸る、後伏見天皇、詔して河東の歡喜光院に館せしめ、屢々法要を問ふ、元亨二年八月、元亨釋書既に成り、十六日を以て天皇に上る、正中元年歡喜光院の寺務を辭し、四月京都圓通寺の請によりて寺に入り、嘉暦元年三聖寺に出世す、正慶元年、伊勢西明寺の衆僧、教利を革めて禪となし、師鍊を請す、扁して神變寺といふ、後ち安國寺と改む、五月再び釋書を新帝後醍醐天皇に上る、九月相公藤原房請して東福寺に住せしむ、明年宮中に入りて法を説く、曆應二年光明天皇の詔を

シロ

受けて南禪寺を領し、四年に至り、印を解きて東福寺海藏院に居る、康永元年後村上天皇國師號を賜ひ、

シロ

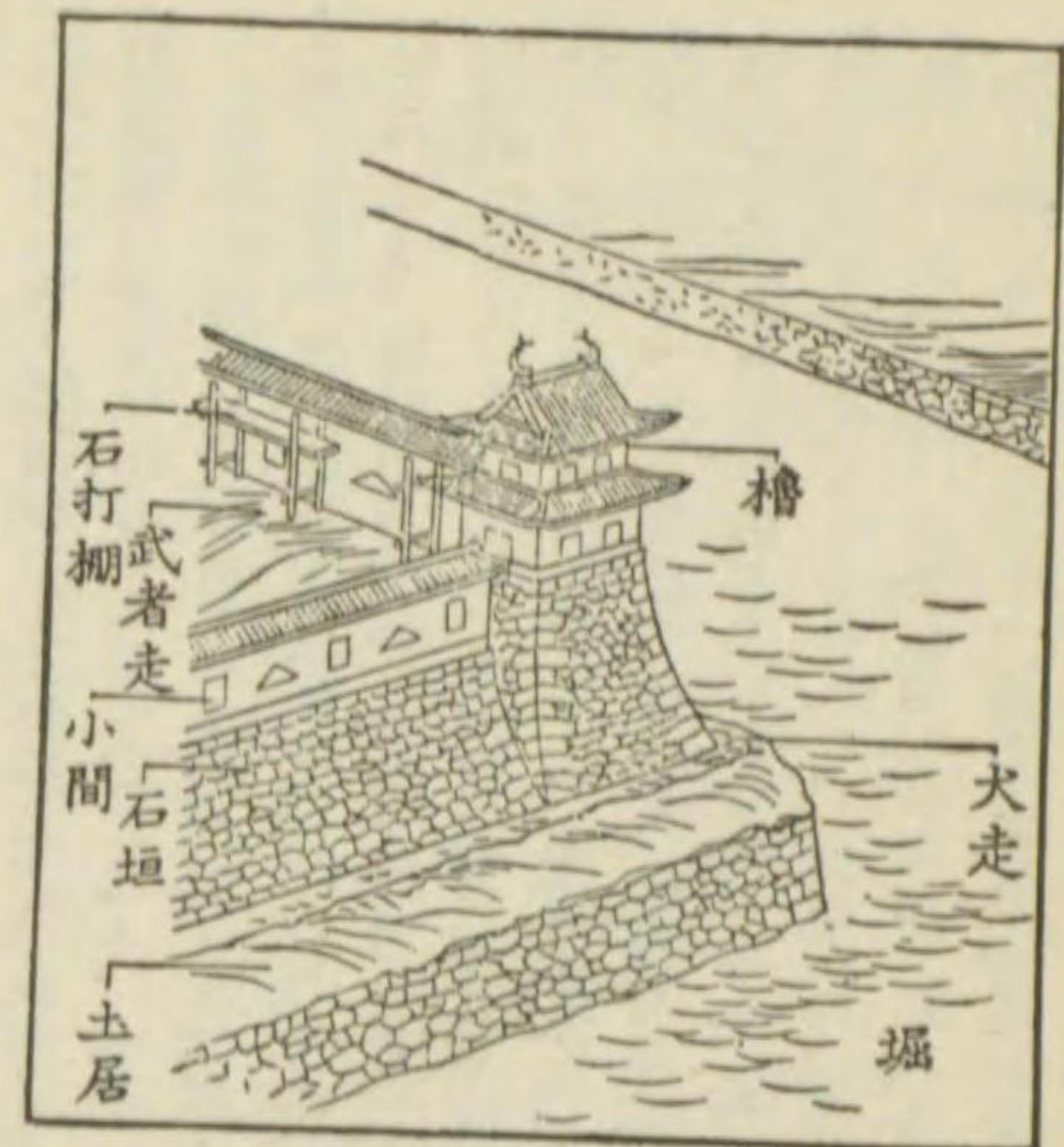
城、敵を妨がんと爲めに築きたる建築物、多くは郭垣、堀等ありて之を圍繞す、上古は、城も櫓も城櫓の二字も、共にキと云ふ、キは限の義、垣増をカキ、關塞をセキと云ふ類にて、内外を限る意なり、故に櫓を積み置きし所を櫓城、水を貯へ置きし所を水城と云へり、中古は音のま、呼びしが如し、伊呂波字類抄に、シヤウと見えたり、後にシロと云ひ、シヤウと共に並び用ひたり、シロの義詳かならず、或説に、苗シロ、松シロのシロと同義にて、城郭は兵士を集め置く料所なるが故に名づく、倭訓乘に、白壁より名づくるなるべし、又は領知の意にやと云へり、延暦十三年の詔に、此國山河襟帯、自然作城、可制新號、宜改山背國爲山城國、とあれば、シロと云ひしも、新しき詞にあらざるべし

シロ

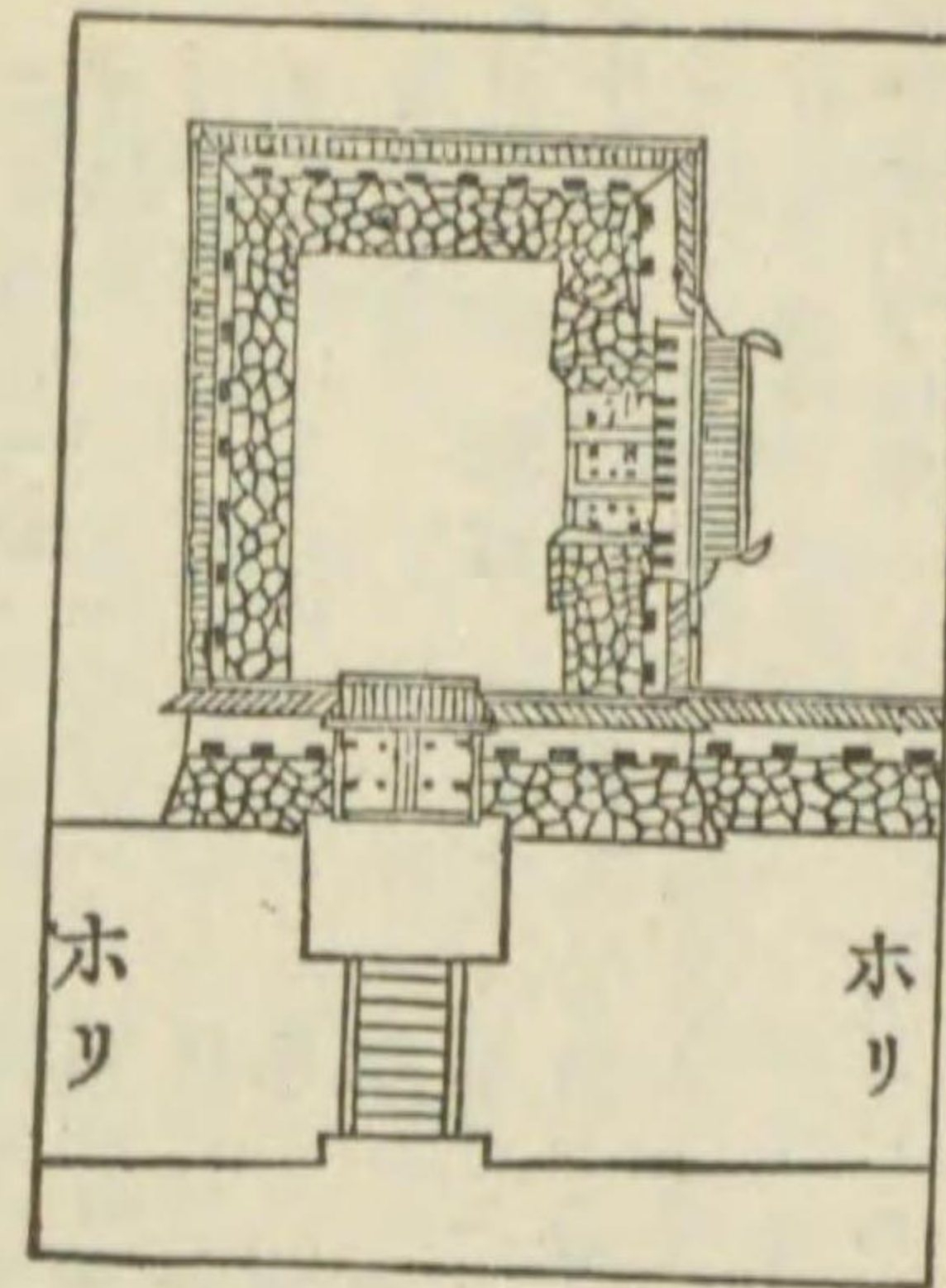
謂稻城、論日不降とあれど、單に城と云ふべきものにあらずして、事ある時に、臨時城の用を爲すものなりき、又皇極紀に、蘇我大臣蝦夷交子、家外作三城櫓、門傍作兵庫、更起家於敵傍山東、穿池爲城、起庫儲箭、と見えたるが、稻城の形を成せるが如し、而して、上代に城と云ひしもの、制を略々窺ふに足れり、天智天皇三年に、筑紫に大堤を築き、水を貯へ、名づけて水城といふ、次で長門、壹岐及び筑紫に大野及豫の二城を築き、又大和の高安城、讚岐の屋島城、對馬の金田城等を築きて外寇に備ふ、蓋し此時新羅我國に叛きて唐國に内附し、百濟高麗を滅したるによりてなり、文武天皇の時、三野稻積二城を修理し、又城郭の爲に法度を設くるに至り、其制漸く備る、天平寶字八年筑前國に怡土城を築き、天平神護元年、怡土城及び水城を修理せしめて外寇に備へたり、其後廢絶詳かならず、又北邊邊夷防拒の爲め、奥羽越後等に城櫓を築きたり、櫓といふものを置れば、孝德天皇の四年淳足(今越後國新潟の沼垂)磐舟の櫓を置しを始めてす、天平寶字桃生城を城かしむ、是東北の城の始めなり、其後相繼ぎて桓武平城嵯峨三代の間に雄勝城、多賀城、覺龍城、膽澤城等を置きたり、然れども其存廢は是亦詳かならず、その後源平の亂起るに及て、連年の戰爭に諸國に城郭を設けしこと、吾妻鏡以下諸書に累見す、吾妻鏡壽永二年九月廿八日の條に、越後國城四郎永用、於越後國小河庄赤谷、構三城郭、と見え、又平氏の軍一谷に城郭を構へし事見えたり、又源平盛衰記衣笠城合戦の條に、さて下知しけること、は、木戸を三重にしらふべし、敵は軍の法なれば、定めて追手搦手二手に分け寄すべし、追手の方には道を造れ、廣さ七八尺に過ぐべからず、道廣ければ大

シロ

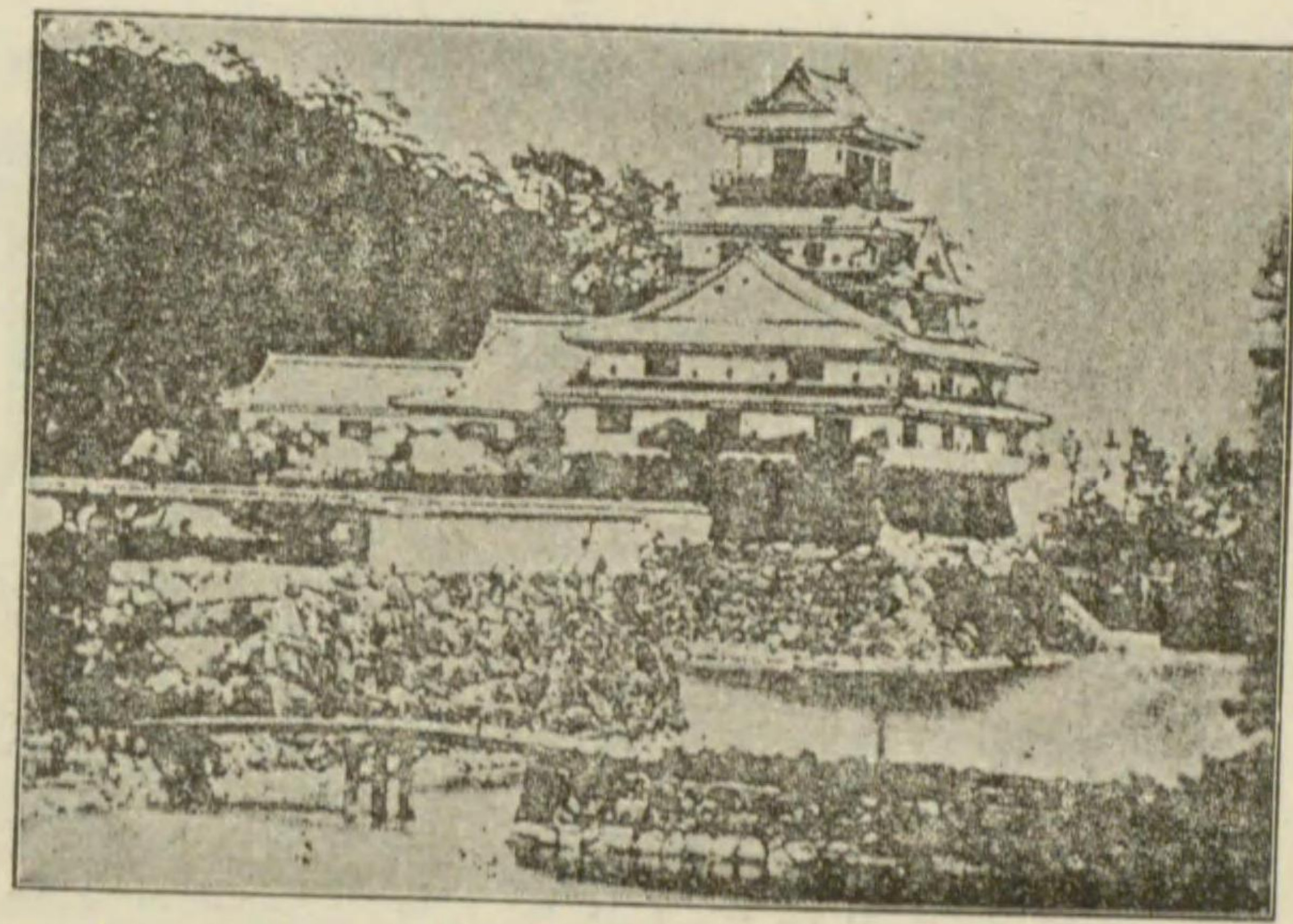
増上寺



(橋形図)

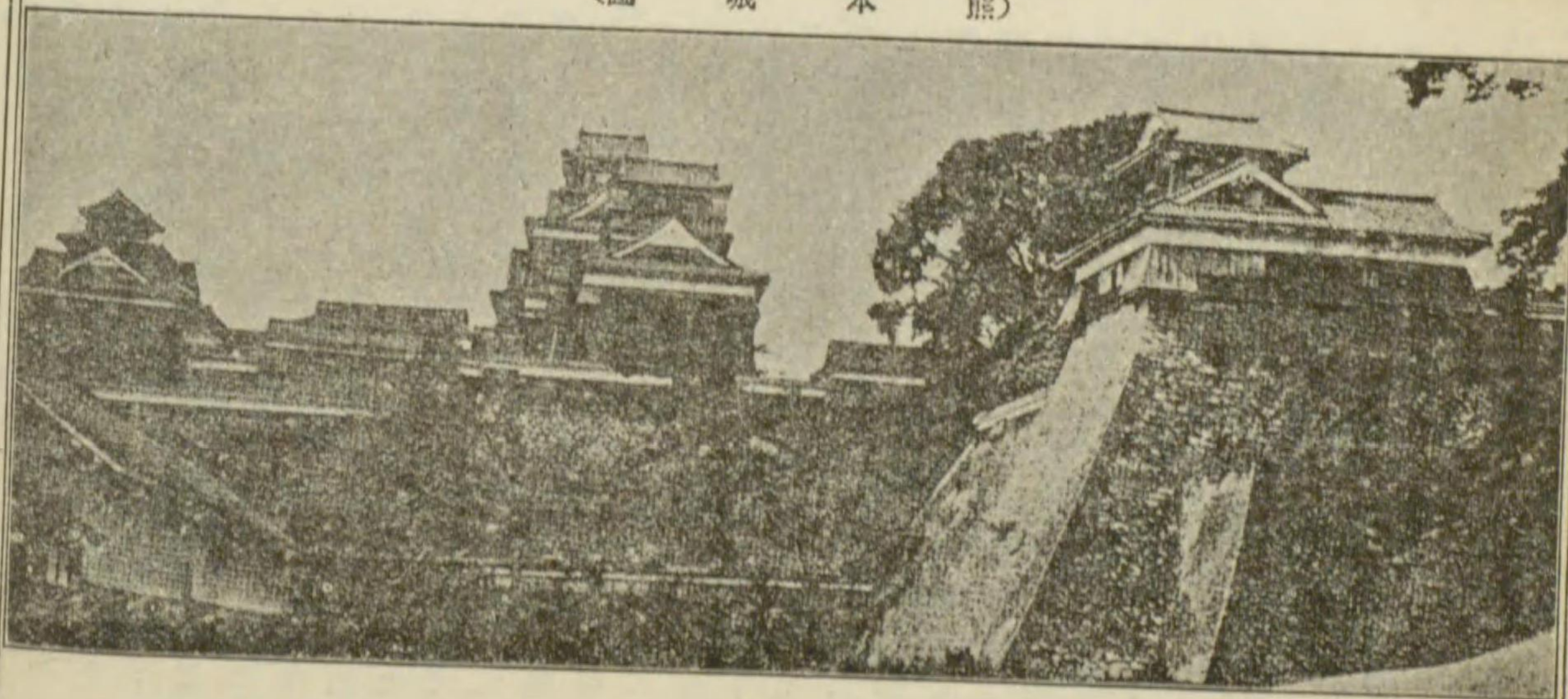


(石垣形図)



(城城圖)

(圖城本熊)



勢を並べて押寄せ、城の中に隙なくして防得ず、馬二匹許通る程に造れ、道の片方は沼なれば、兎角するに及ばず、片方には大堀をほれ、道を三重に堀切て、一の堀には橋を廣く渡せ、中堀には細橋を渡せ、二の堀には逆茂木を引き、堀毎に板橋を構へ、櫓をかけ、弓よく射るもの共は、兜を著され、腹巻腹當筒丸などを著て、矢倉に上りて敵の鎧の胸板を差詰て射よ云々、文治五年源頼朝奥州征伐の時に、阿津賀志山刈田郡に城郭を構へ、水を引き堀をほりて固めとせし事見えたり、以て當時城郭の有様を推知すべし、是等は事ある時に臨み、要害の地を擇みて城を設けたるものにて、常に其内に居住するものにはあらず、太平記に見えし千飯坂、赤坂、吉野、笠置、金剛山等の城も、皆これに同じかるべし、其後百數十年を経て室町時代の中頃より、豪傑四方に興り、戦亂の世となり、互に城郭を構へて常に居住し、自ら守り、兼て敵を禦ぐべき準備をなしたり、是れより城郭の制、次第に堅牢に赴き、従前の構造とは、同じからず、其後織田氏興りて、禍亂を平け、群雄を征服しければ、其勢を以て安土城は築かれたり、其規模の宏大壯麗なりしさまは、信長記にては知らる、殊に天守閣の制を取りしより、爾後天守閣を作る者多く城制全く一變せり、尋て豊臣氏徳川氏出で、大阪江戸の兩城を経營するに及では、殆ど天下の人力と財力とを傾けしを以て、其崇大雄偉は、古今未だ曾て聞き及ばざる所なり、戦國時代には城郭極めて多かりしが、秀吉の時一國一城の制を定め、其外は毀却せしめたり、江戸時代に至り、其制益々整ひたり、慶長二十年七月頒布の武家法度に、諸國之居城雖も、修補可三言上、況新儀之構營堅令停止事とありて、築城の制限を加へ、一方には濫に城郭の修築を

許さざりき、今諸國廢城考及び伊達家封内古城調に據れば、壽永三年以降元和六年に至る四百三十六年間に於て廢毀せる城數は、全國を通じて千八百二十八城とす、而して元和以降慶應三年に至る江戸幕府治世二百五十三年間の中、慶應三年の現在に在る城郭は、大名の條に表示すれば參看すべし、鐵砲傳來以來は舊式を一變し、多少西洋式を酌用せしが、全く洋式を以て築きしは、徳川の末年渡島の龜田へ五稜郭を築きしを始めとす、明治五年廢藩置縣の後、諸國城郭殆ど廢絶す、今其形状の一斑を示さんが爲に、江戸時代における重なる城郭一二の寫眞を掲げて參考に供す、挿圖參看圖圖上代の制は詳かにし難きを以て、今後世のものに關して大要を擧ぐれば、城は郭を以て成れり、郭は曲輪と云ふ、曲輪はもと城の周圍に繞らしたる土石の圍の稱なりしが、轉じて其圍の中なる土地、並に建築物をも合せ唱ふる事となり、漢字にては郭の字を充つ、蓋し城郭は、丸く廻り廻りて築くが故に、丸といひ曲輪ともいへる名目起りしものなり、而して城内は廣く呼びて總曲輪と云ふ、更にこれを幾層にも區分を施し、主將の居る處を本丸といふ、即ち本城なり、普通其中央に天守閣(テンシヨ)を營み之を圍繞し、または之に附隨せる處を、二丸、三丸、東丸、西丸、北丸、南丸、もしくは何の曲輪など方角に従ひて稱す、即ち支城なり、此稱呼は何時にはじまるかを詳かにせずと雖も、甲陽軍鑑城取の事の條に、すみ馬出し、辻の馬出し、横曲輪、つけ城、ちん城等の名見え、北條五代記小田原籠城の條にも、出曲輪、捨曲輪のこと見えたれば、當時よりしてこれらの稱起りしものか、尋て豊臣秀吉の大坂城を築きし時には、明かに、本丸、二丸、三丸、四

丸、帶曲輪、山里曲輪等の名あり、また其後に松丸眞田丸等の名もありたりき、然らば豊臣氏の頃には、已に周く用ひられしものなるべし、本丸はまた牙城、内郭、二丸は外城、羅城ともいふ、別に月城あり、城を離れて築きたる別壘にして、即ち出丸なり、端城あり、大なる城郭に附隨せるは小城郭にて、即ち子城なり(ハジロ)參看、内郭外郭の間には必ず堀を構へて敵を拒ぐの便に供す、内堀外堀の別ありて水堀乾堀の二あり、兵學者流によりて堀幅の法一定せず、大凡十五間を法とす、堀には橋を架し以て城門に通ず、橋に土橋、引橋、廊架橋等の種類あり、郭門は普通石を樹形に築きて櫓を造り、守兵を備ふ、門番と稱す、(江戸城の諸門は多くは大名守備の任に當れり)、而して城の正門を追手(オウテ)參看、昔門を搦手(カラメテ)參看と唱へ、また一般に城門のある處をば、俗に見附といへり、城門の内には、馬出(角馬出、丸馬出、辻馬出、的馬出、曲尺馬出等の名稱あり)、櫓形(城門一二の門内を云ふ、此所にて人數を量り出すを以て名づく、又武者屯とも云ふ)勢溜、馬溜等あり、櫓は一に矢倉とも書す、敵兵の動靜を視察し、又射撃する爲めに設けたる高樓なり、櫓間は、櫓又は屏等に設けたる小窓にして、敵兵を撃射する所となす、而して屏の内土臺際横行の道を武者走、外屏際横行の道を、犬走といふ(續紀、吾妻鏡、源平盛衰記、太平記、東雅、倭訓栞、武家名目抄、古今城制考、古事類苑兵事部)

シロ(頃) 上古田地の廣狹を度るに、いふ稱、書紀には、頃の字をシロと訓めり、代とは其用に供する義にて、御年代、苗代の代に同じく、個種すべき爲めに墾開したる土地をいふ、即ち高麗尺の方六尺を一歩とし、其五歩を以て一代とす、五代

シロア

二十五歩の地は、大寶和銅の三十六歩の地に同じく、五十代二百五十歩の地は、大寶和銅の一段即ち三百六十歩の地に同じく、五百代二千五百歩の地は、大寶和銅の一段即ち三千六百歩の地に同じく、田制篇に、代と云ふ名稱は、上古より起りて久しく見聞に熟せるが故に、町段の制を定めしより以來、近世に至るまでなほ此の稱を存し、或は音を以て呼んで「ダイ」といへり、其の歩積は和銅以後の制にては、一代は七歩二分(上古の五歩)十代は七十二歩(上古の五十歩)、五十代は一段、百代は二段、五百代は一町なり、天正に田制を改め三百歩を以て一段とせし後、なほ播磨國赤松邊にては代の名稱を存し、土佐國高知邊にては檢地竿一間四方の地を一坪といひ、又一步といふ、其の一步の半を勻といひ、四分一を才といひ、一步を六箇合せたるを一代といひ、一代を十箇合せたるを十代といひ、十代を五箇合せたるを一反とし、十反を一町となす云々と云へり、

シロア井 白藍 藍色の名、藍にて薄く染めたる色、アキシ參看、
シロアヲ 白青 靨の色目の名、表裏みな薄花田なるもの、
シロアシゲ 白茸毛 馬の毛色の名、茸毛に白みあるものを云ふ、保元物語義朝白河殿夜討の條に、白茸毛なる馬に、金覆輪の鞍置て乗たりけるが、懸出て鎮西八郎此に在と名乗給ふ云々、此外平家物語、源平盛衰記、梅松論、太平記等にも屢々見たり、アシゲ參看、
シロカゲ 白鹿毛 馬の毛色の名、鹿毛に白みあるを云ふ、吾妻鏡嘉祿元年八月十八日舞人多好氏に賜ひし馬に、白鹿毛と見えたり、カゲ參看、
シロカハラケ 白河原毛 馬の毛色の名、

シロキ

河原毛の白びみたるを云ふ、太平記武藏野合戦の條に、二陣には白旗一揆二萬餘騎白茸毛白五毛白佐目鶴毛なる馬に乗て練貫の笠符に白旗を差たりける云と見えたり、カハラケ參看、
シロキ 白酒 大嘗會或は新嘗會の時、神前に供ふる清酒をいふ、久佐木灰を混ぜざる酒にて、黒酒に對しての稱、真丈雜記には、今いふ濃き「シロザケ」とは異にて、常の澄み酒なりといへり、黒酒(クロキ)の條參看、
シロクサン 四六三 的の一種、其製詳かならず、四季草には「三三九の事に准じておもふに、四六三といふは、四寸、六寸、三寸の三的を三所に立て、射るをいふなるべきか」と見え、四六三の的の卷には「四六三の的とは、矢四本持、一人にて三度弓に射る、矢数は七十二候に象り、又白黒三の的と書く時は、白黒交りたる筋を的に書く故に、白黒三とも謂へり、本説は然らず(中略)的の拵、神頭にて射は木にて拵へ、革にて縫ひくるむ、的矢にて射る時は、張貫して中に藁を入る、結留口傳」とあり、暫く掲げて參考に供ふ、類聚流鏑馬次第には、「八的、取留、馳引、三々九、四六三、是は何れも、馬上の作物也」と見えたり、なほ此事ははじめて吾妻鏡安貞三年十月廿二日藤原賴經が由比濱にて流鏑馬を行ひし條に見え、三的之後、三々九、四六三以下作物各射」とあり、爾來室町時代まで行はれし事、了俊大草子、庭訓往來等によりて之を知るべし、

シロクデ 四六出目 江戸時代上野園群馬郡より出す年貢の名、地方落穂集に、四六出目といふ納物あり、是れは俵入の出目米なり、上州は四斗入に二升の延米を加へ四斗二升にて納め、此外に六升充の出目米を定式の納物となす也、尤も年々

シロク

年貢の増減により、此出目も増減あり、是れは外々になき餘計の納物なり、此起原をいかにと尋ねるに、此村古へ私領の節、物成の内に糶納あり、此糶二斗又は三斗程にて、入札を以て拂に成に、地相場より直段よく、代金納に成る由、尤も糶一俵は四斗二升入の米を五合摺りの積りを以て八斗四升入なり、年々右の村々に、同に入札して買ひ落し、引分け俵數に依て金納にせしとなり、或年右の糶、領主にて直摺立の積りにて入札なく、其旨相觸れられし處、糶納の村々、摺立の儀を願ひしに、然らば摺立米を以て上納致すべき旨を申渡し、摺立奉行立合て摺立しに、糶一升を三合摺にし、糶一俵にて摺立米五斗四合出しかども、勘辨を以て此内二升四合は百姓へ給はり、跡四斗八升を一俵として年々米納致すべき旨申渡され、夫れより糶納は相止みしといふ、其後右の村々上地に成りし節、俵入の儀は料所一同四斗一升入に成り、外に六升の出目米を別段に申付られ納ること也、是を四六出目と云ふ、是等のことは知行渡しの儀、役人心得を以て俵入を外並四斗二升入として引渡すべき也」と見えたり、

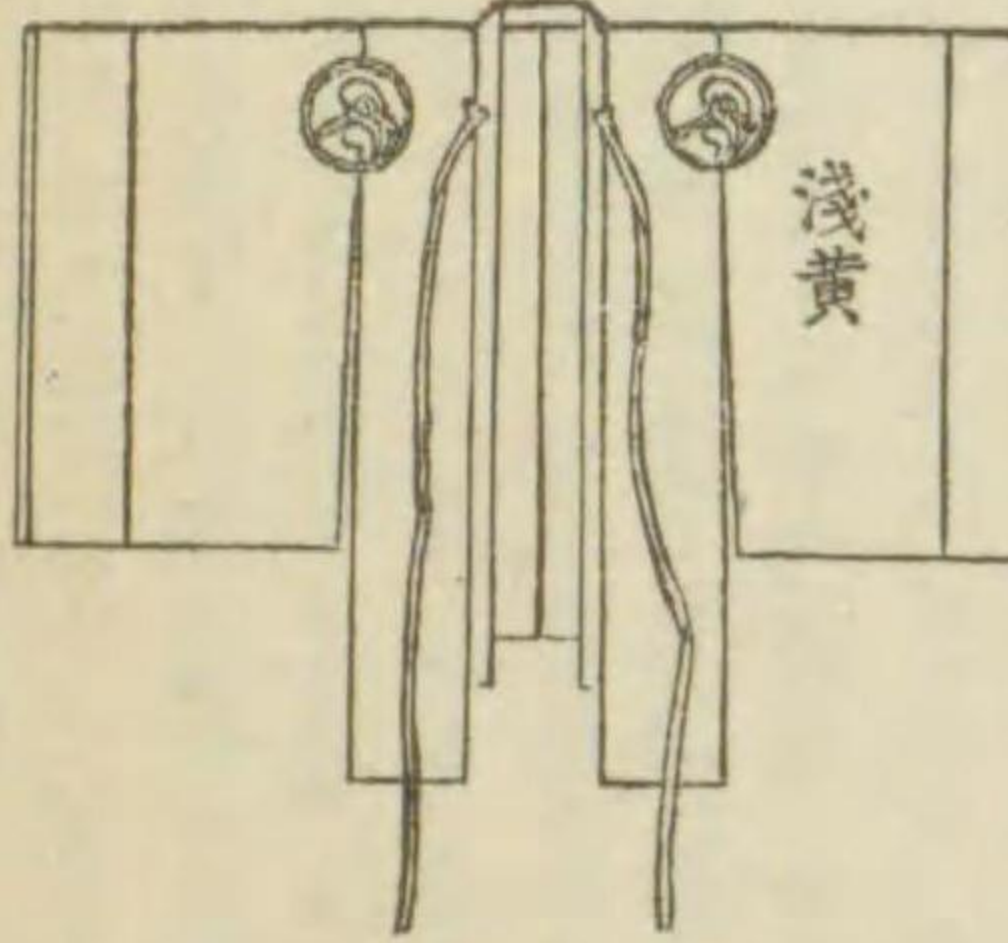
シロクリケ 白栗毛(黄驢) 馬の毛色の名、栗毛に黄びみあるものを云ふ、著聞集に、或人のもとに白栗毛なる馬を飼ける云々、太平記六波羅攻の條に、爰に六波羅勢の中より年の程五十許なる老武者の、黒絲の籠に五枚甲の緒を纏て白栗毛の馬青總懸て乗るが云々と見えたり、クリケ參看、
シロサクラ 白櫻 櫻(サクラ)を見よ、
シロシャウゾク 白裝束 白張の單衣、帷に裏白の表袴を取りそろへて着用したる裝束を云ふ(後照念院裝束抄、裝束集成)
シロシヨ井 白書院 江戸城居間の名、大

シロツ

廣間の北庭園を隔て、位し、帝鑑ノ間の西に在り、上段下段の二間あり、共に帝鑑の繪を畫く、杉戸には雁瀟芙蓉の繪あり、永眞の筆なりといふ、江戸城(エドシヤウ)の挿圖を見よ(柳營秘鑑)
シロツツジ 白躑躅 靨の色目の名、表白、裏紫なるもの(胡曹抄)
シロノリサندان 城乗三段 軍功の一、鈴鉢に、城乗三段と云て、大手の虎口のりを上とし、搦手の虎口のりを次とし、平のりを下とす、但し不堅固の處をのるを賞翫す、虎口際の勳是又賞翫す、といへり、
シロメゼニ 之呂女錢 江戸時代に行はれたる錢貨の一種、銅色、鉛鐵を混和せしに似たり、徑八分、重八分、二様あり、此錢初鑄の時、千二百を以て銀六十錢に當つ、一種黄色を帯ぶる者あり、甚だ少し、元文四年江戸深川にて鑄造す(新寛永錢譜)
シロモノカ 代物替 江戸時代、貨物の交易をいふ、代物とは、價に代ふべき貨物をいふ、元祿八年清國二國より渡來の貨物に、賣殘りの品多かりしかば、之を拔賣になすものあり、因て江戸の商人伏見屋四郎兵衛、銀額千貫目分の殘品をば銅と交換し、其利益の幾分を長崎市中へ配當せんことを請うて、其許を得たり、これを代物替の始めとす、九年、更に五千貫目の代物替の許を得て、一萬兩の運上を納む、其後長崎町年寄高木彦右衛門、六千貫目の外に、銀額二千貫目分の殘品代物替を、俵物諸色(俵物は、煎海鼠、乾鮑、鱈、諸色は昆布、樟腦、錫、椎茸、いたら物、瀧貝、雞冠草、乾海老、寒天、鯉節、人参、茯苓、五倍子等)にて、交賣すべき許可を得たり、これを追定額といふ、十年代物替會所を長崎本興善町に建て、高木彦右衛門を頭取となしてこれを管せし

シワウ

む、十一年より會所利益の内、金三萬五千兩を幕府に上納し、殘額を市街に配分することなし、伏見屋の代物替を停む(皇典講究所講演「長崎に於ける清蘭の貿易」)
シワウ井 四王院 西大寺(サイダイシ)を見よ、
す たるもの、布の襖の意なりと云ふ、下に長袴を着く、袴も同じ色なるを上下と云ひ、袴の色異なるを素襖袴と云ふ(素襖袴) 常用裁縫全書に直垂に同じ、只異なるは、地に布に限り、胸紐菊綴には草を用ひ、菊綴の處に家紋を附し、袖のつゆを省きたるのみ、長袴は多く素襖と同じ地、同じ色を用ふ、胸紐は主に黒梅小紋のつきたる俗に紀伊國草と稱するものを用ひ、又丹波目結(目結とは鹿ノ子に染めたるもの)ひきめ革(黒革に赤色を以てカラビ手の如き紋をつけたるもの)等を用ふ、丈は膝迄を通例とし、幅は初はヒトモンとて一文錢の廣さなりし



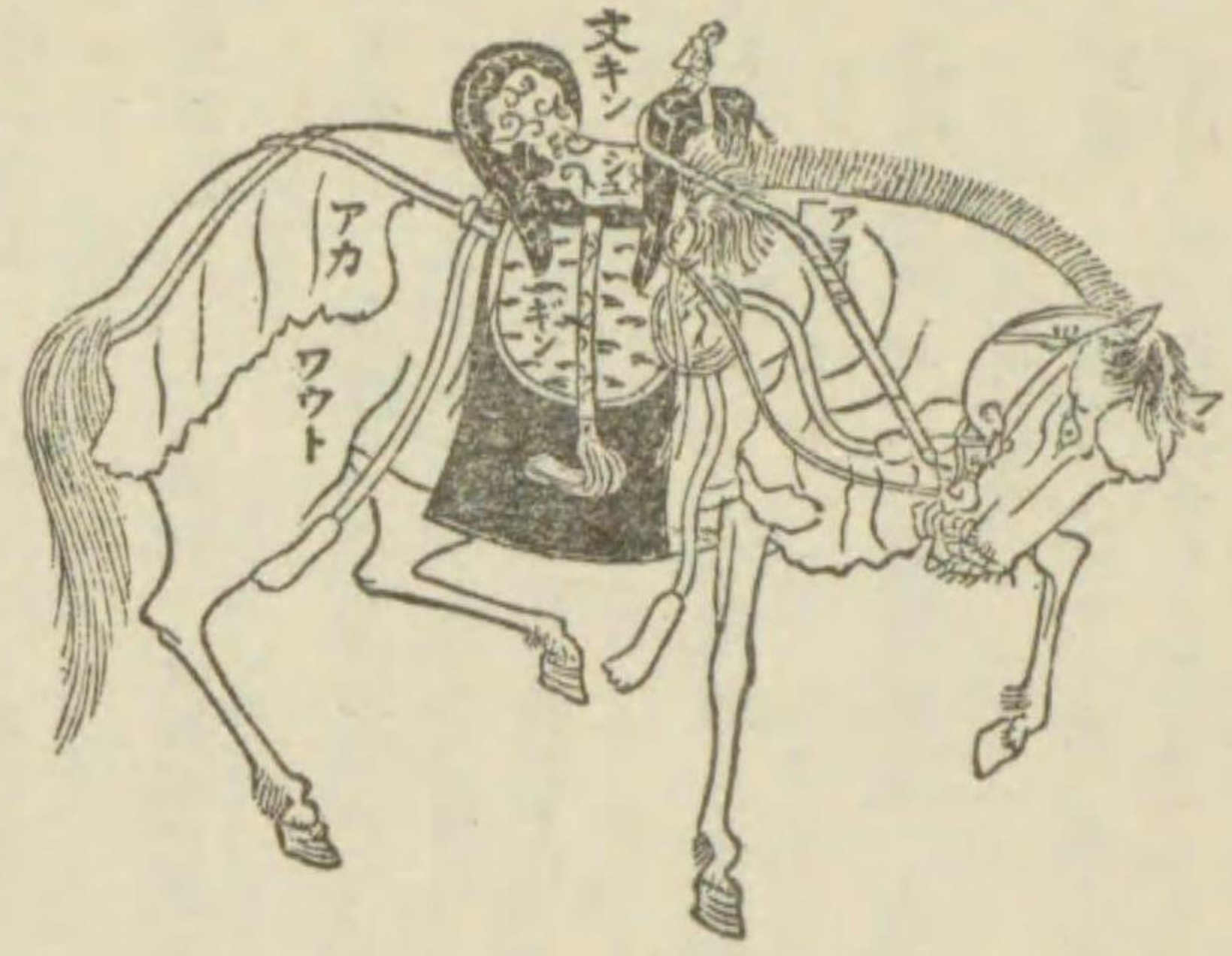
(裁所解圖色服) 浅黄 色を以てカラビ手の如き紋をつけたるもの(等を用ふ、丈は膝迄を通例とし、幅は初はヒトモンとて一文錢の廣さなりし)

スアヒ

が、後には稍々廣くなれり、菊綴も元は素襖をほるばさじとて、糸にてぬび付たりしが、後には筋となりて、ソクセにて付け、紋も初めは松竹、鶴龜或は桐葉、蕨、澤瀉、尾長鳥などを用ひ、後には家紋を用ひたり、五所に紋を置く、又紋の内を色々にいりとりたるを「ウモン」と云ふ、地色はとり染、巻染、淺黄、褐、茶染、栗、梅等定制なし、小袖の上に着用す、紐の結び様は真中より二つに折りに眞字結となす、手を使ふ時などには、小袖と素襖との間に入れ、内にて帯の通りに挟みおくなり、猶服制(フクセイ)の條の挿圖を見るべし(素襖) スキ素襖(越後布にて作る、六七月用ふ) アツ素襖(常陸布にて作る、八月用ふ) モチ素襖(モヤ布にて作る) 射手素襖(イテスアチ參看) 打掛素襖(ウチカケスアチ參看) 小素襖(ゴスアチ參看) 等あり(素襖) 室町時代より起る、寛正應仁頃の書に初て此名見えたり、古くは直垂を以て庶人の常服となしたりしが、この頃より布直垂の紋所及び腰紐、胸紐、菊綴等を變じて、素襖と名付け、直垂より下等の服に作られ、其末年より一般に行はれ、次で江戸時代に至り、遂に無位無官の士人の禮服と定まりたり(真丈雜記、安齋隨筆、裝束集成、四季草)
スアヒ 牙僧 物品賣買の中繼をなす商人を云ふ、男のには牙人、眼僧、女のには、牙婆、度婆と書して、かく訓めり、職人盡談合に、女の被笠きたる姿を畫き、其詞に、御用やさふらふ歌「月のさる雲の衣をうりものやさふらふと云人もかばめや」思ふこと人につたふるみちならでおようやあるといふはよしなしとあるに據れば、室町時代、諸家の奥向などに立入りて、古衣などを鬻ぎし女をいへるものならん、

ス井ケ

乗間せばきかゆふに、鞍小さく、角たす、今にても正しく試むるにかりしといひ、飾馬考は、水干鞍と名付る由は、水干を着せる人の乗鞍なりと云



(載所考馬飾)

ス井ケウツシ

説あり、いかにも、褒の御幸には供奉の人々、小直衣或は狩衣水干等を着て、皆此鞍馬に乗りたる事、物に見えれば、右の説に據るべきにやといへり、其名はじめて禁秘抄に見えれば、古くより行はれしものなるべし、ノクラを参看、

隨願寺

郡増位山の上〇増位山と號す、天台宗〇本尊藥師佛、聖德太子の開基にて、太子自ら其像を巖石に刻みたりと云ふ、今猶太子谷の名を存せり、天平七年僧行基、藥師の示現に因り、此地に一寺を建立す、當寺はその頃まで法相寺なりしが、行基の法弟法勢、仁明天皇の勅を奉じて天台宗に改め、且増位山隨願寺醫王院の勅號を賜ふ、寛平七年三月義

ス井ケ

ス井コ

算僧正に任じ、當寺長吏第一世となる、その後、後鳥羽、土御門の二天皇、崇敬頗る厚く、最勝講執行ありしが、天正中兵燹に罹りて堂宇悉く烏有に歸し、崇僧僅に本尊及び脇士十二神將、行基の像を携へて、姫路の西風山に遁る、同十三年に至り、豊臣秀吉舊地に伽藍を再興す、後に、姫路城主榊原氏の菩提所と爲り、寺領四百八十石あり(隨願寺集記、峰相記、名勝地誌)

ス井ケイ井ン

瑞慶院 大炊御門宗氏(オホヒミカドムネウヂ)の法名、

ス井コ

出舉 王朝時代、公私の財物を貸し與へて、利息を取るを云ふ、又、スゴとも云ふ、吏學指南に、出舉謂、以、財得、利潤、者、と見えたり、中尾奉政曰く、出は國司より百姓へ出し貸す義、舉は百姓より國司へ舉返す義と、荷田在滿之を駁して、出舉は貸す義にて返す義なし、舉は用の意にて、出し用ふる義なり、故に出舉は固より利を得る爲なるも、利なき時も出舉と云ふべしと、是又一説なり、公出舉、私出舉の二種あり、公出舉は官稻を出舉し、私出舉は私稻を出舉するを云ふ、其稻を出舉稻と云ふ、稻の外錢貨の出舉あれど、こゝには専ら出舉稻に就きて述べし、其出舉官稻の出納を精細に記したる帳を出舉帳と云ふ、毎年大帳に附して奉る、中以下の民戸の窮乏を賑助せん爲めに貸税せしに起り、後には正税公解の中を、毎年出舉して、利稻を納め以て諸般の用途に充つるに至れり、出舉の始めて史に見えしは、孝德天皇大化二年三月の條に、宣、器、官司處、田、及、吉備島皇祖母處、貸稻、とあるものにして、貸稻の行はれたりしと、此より以前にありしこと明なり、天武天皇四年四月詔して、諸國貸税、自今以後明、察百姓、先知、富

貧、簡定三等、乃中戸以下應與貸ことあれば、貧困の百姓に貸與し、春耕秋收の時を違へざらしむる方法にて、勸農賑卹の旨意に在るを知るべし、文武天皇大寶令に、公私稻出舉の法を定め、一年を限とし、春耕に貸與して、秋收の時返還せしめ、利稻官稻は半倍、私稻は一倍に過ぐるを得ず、又利に利を重ね、舊本と合して更に貸付るを許さず、若し借りて返さざるものは、其身を役せらる、即ち官稻十束にて元利十五束、私稻は二十束を返納するなり、然るに息利高くして、百姓苦むを以て、元明天皇和銅四年、私稻も半倍の利とし、養老六年には、正税以外の出舉官稻の利を十分の三とし、同六年には私稻も十分の三に減じたり、又和銅六年には、同四年以前の公私出舉稻の未償稻は悉く免除し、養老四年には、同二年以前に出舉せる公私稻、天平八年には、公稻は八年前、私稻は七年前を限り、同十二年には、同十一年前の公私稻、天平寶字三年には、同元年前の未納公私稻、天平寶字七年には同五年前の公私の負債を悉く免除し、寶龜十一年十一月の勅に、出舉官稻、每國有數、如致、逃犯、乃有、刑憲、比年國司尙乖、朝委、荷規、利潤、廣舉、隱蔽、無知、百姓、爭成、貧食、屬、其、徵收、無可、物贖、賣、田、浮、逃、他、鄉、民、之、受、弊、莫、甚、於、此、自、今、以後、隱、藏、官、稻、者、隨、其、多少、科、斷、永、歸、里、巷、以、懲、賊、汚、とあるにて、出舉の弊害漸く多くして、百姓窮乏し、如何に徵責を受くとも、之を償ふ能はずして、浮岩絶實の民を造りしを知るべし、延喜主税式に、諸國出舉の正税、公解、雜稻の數見えたり、此の數は年々の舉稻なりや、又基本財産なりやは疑問に屬し、頗る研究を要すべきものなりと雖も、當時國家財用の大概を知るの便あれば、左に示す、然して延喜以後に至りては、莊園漸く多くして、地

ス井コ

Table with columns for location (e.g., 國名, 山城, 大和), tax type (e.g., 正税, 公解, 雜稻), and amount.

ス井コ

Table with columns for location (e.g., 出羽, 若狹, 越前), tax type, and amount.

ス井コ

Table with columns for location (e.g., 筑後, 肥前, 肥後), tax type, and amount.

ス井コチヤウ

出舉帳 出舉(ス井コ)を見

ス井コテンワウ

推古天皇 御名は額田部、また豐御食炊屋姫命とも稱す、欽明天皇の第三皇女、敏達天皇の皇后、御母は蘇我稻目の女堅鹽媛、第三十三代の天皇、欽明天皇十五年降臨、敏達天皇五年、廿三歳にして皇后となり、卅二歳にして天皇崩じ給へり、既にして崇峻天皇の試害に遇ひ給へるに及び、其蘇我氏の出たるの故を以て、蘇我馬子に擁立せられて位に即き、都を大和國高市郡小墾田宮に遷す、即ち皇姪豐聰耳皇子(聖德太子)を立て、皇太子とし政を攝せしむ、然れども馬子大臣たること元如く、政權全く其手中にありき、而して此御宇に當り聖德太子は馬子と謀して冠位を定め、十七箇條の憲法を制し、國史を撰み、または

ス井サ

新羅を征したる等、治蹟見るべきもの妙ならず、(シヤウトクマイシ)を在位廿六年にして崩す、御壽七十五、河内國南河内郡山田村大字山田磯長山田陵に葬る(大日本史、陵墓一覽)

ス井サキ

御門俊房の日記、一名堀河左府記、俊房は源姓なれば水左の二字を名とす、本書も六冊あり、内二冊は同本なれば重複を除きて四冊と定む、第一冊康平五年より承保四年迄、第二冊同年七月より同十二月迄、第三冊承暦五年七月より十二月迄、第四冊承保四年より應徳三年迄、而して第二、三は月日具備すれども、第一、第四は月日具らず、字句省略多し、蓋し抄録に係るものならん(歴史記録考)

ス井シ

水司 後宮十二司の一、トモヒトリノツカサとも訓む、御膳水、雜物を進むる事を掌る、尚水一人准七位、典水二人准八位、采女六人、文武天皇の大寶元年創置す(令義解)

ス井シ

隨使 王朝時代外國使臣入朝の時記録及び公文の事を掌る、一人とす(延喜式)

ス井シ

隨身 左右近衛府の舍人、即ち將曹、府生、番長、近衛等の太上天皇、攝政關白、大少將、衛府、兵衛の督佐に隨ひ警衛するものを云ふ、之を兵仗と云ふ、太上天皇の隨身は、尊びて御隨身と云ふ、委しくは、ケノミ、メ、キ、シンドコロを見るべし、又中少將衛門兵衛佐等、本府隨身の外に、召仕ふを小隨身と云ふ、本府へ候せしめて、人に附屬する隨身を散所隨身と云ふ、小右記に見えたり、攝政關白は、必ずしも一定せざれども、大抵隨身十人、即ち左右近衛府生各一人、近衛各四人を隨身兵仗となすを例とせり、大臣大將は、隨身八人、即ち府生一人、番長一人、近衛六人、納言大將は隨身六人、即ち番長一人、近

ス井シ

衛五人、中納言中將より少將は衛府長一人、小隨身四人(或は二人)大納言の時衛府中一人小雑色四人なりと云ふ、院、攝關等の隨身の詰所を御隨身所と云ふ、別當以下を補して事をなはしむ、大抵其家の廳中に在りと云ふ、隨身の裝束は、時によりて多少の異ありと雖も、多くは冠(細纒老懸)、襦袢(疊納、左近衛は獅子丸長尾鳥、右近衛は熊丸意)、袴(左は蘇芳或は二藍、右は朽葉或は萌木)を著け、弓を持し胡蝶を負ひ、太刀を帶せり、服制(フクセイ)の條掛圖を見見て大概を知るべし(北山抄、官職雜儀、桃花菫葉、裝束集成)

ス井シ

隨心院 關白山城國宇治郡山科村大字小野、眞言宗、本尊如意輪觀音と號し、眞言宗古義派に屬す、五世増俊に至り今の名に改む、六世親嚴に至り、祈雨の功驗により門跡號を賜はる、此より攝家の連枝多く相承く、二十八世准三后増護に及び、應仁の兵火に罹り、殿舎烏有に歸す、江戸幕府院領六百二十石餘を寄せ、小野村を管領せしむ、寛永正保の後、眞言宗長者の候補寺と定む、寺藏は徳川氏より六百二十石を附し、以て明治維新に及び、現に本堂方丈庫裡等皆備はれり(山城名勝志、山州名勝志、諸門跡譜、平安通志、京華要誌)

ス井シ

隨心自在院 大炊御門冬信(オホヒメカドフエノ)を見よ、ス井シヤウ 隨筆、室の一、前漢律歷志註に、應劭曰、世本隨作、室といひ、隋音樂志には、女嬃の作る所なりとも見え、又隨は女嬃臣なりとも見えたり、是れ此名の原始ならん、シヤウと參看、ス井シヤウチノクラ、水晶地鞍、前後輪

ス井シ

の本地をよく磨きて、水精を彫り入れたる鞍、水精は即ち水晶なり、玉葉治承二年十月廿五日の條に「自白河殿、被送水精地鞍、加檢知返納、臨期可申請也」また同日の條に「右中將長通爲春日祭使、發向云々、引馬鞍(水精地云々)已上借白河殿用之、代々春日使所騎用也」とあるを初見とす、蓋し春日祭の時に用ふるものにして尋常の事には用ひざりしものか、後世廣く行はれざりしがごとく、江戸時代には其制已に絶えたりしを、酒井雅樂頭忠恭、寛治年間製作なりとの傳説ある古鞍を模造したる事あり、古鞍は、輪の總體を梨子地に塗りて碁石のごとくなる圓形を散して、水晶をまどかに摺りて彫り入れたるものなりしを、忠恭の好みにて、圓形を牡丹花に變へて製りたりといへり、クラと參看(古今要覽稿)

ス井シ

出車衆 貴神が他行する場合に、其人より借り受けたる車に乗りて、之に供奉する人を云ふ、貞丈雜記に、紀河原勳進撰樂日記に云く、上樓(御養核の事御所様御成以前)御輿也、出車衆(數多御發向、日野殿御女中伊勢御母御參也)云云、出車衆とはス井シヤウの衆と云ふ、ス井シヤウとは、ヒトマロとも云ふなり、ひとたまはと云ふは、副車と書く、後名抄に云く、漢書註云、副車(曾閉久流萬、俗云比度太萬比)後乘也、又花鳥餘情に云く、出車を公方(キンリノコトナリ)より點(カシ給ハルト云フ意)せられて、其の人に給ふゆるに人給となづくる也云々、人給とは、人に車を借し給はるを云ふ也、人給の車と云ふべきを、車を略して人給とばかり云ひ習はしたるなり、と見えたり、

ス井シ

綏靖天皇 綏靖天皇 名は、神澤名川耳尊、神武天皇第四の皇子、御

ス井セ

母は媛額彌五十鈴媛命、第二代の天皇、神武天皇二十九年降臨、四十二年壬寅立て太子となる、既にして、神武天皇崩すに及び、庶兄手研耳命政治を預り聞きしが、遂に皇位を望み、密に綏靖天皇を害せん事を圖れるを以て、天皇は皇兄の神八井耳命と謀り、手研耳命を殺し、尋で位に即く、在位三十三年にして崩す、御壽八十四、大和國高市郡白檜村大字四條桃花島田丘上陵に葬る(皇胤紹運錄、大日本史、陵墓一覽)

ス井セ

瑞泉寺 山城國京都市下京區石屋町、淨土宗、禪林寺末に屬す、本尊阿彌陀如来立像、脇侍觀音勢至、文殊、普賢、關白秀次暴横の聞あり、秀吉怒り之を高野山に放ち自殺せしむ、其子以下侍女三十四人を三條河原に斬り、塚を起して惡逆塚と云ふ、俗に畜生塚といふ、僧慶順、其慘死を悼み、菩提を弔ふ、後、洪水の爲めに破壊せしが、慶長十六年、角倉了意の高瀬川を開くや、其荒廢を哀み、僧桂叔と相謀り、石塔を置き、誓願寺の教山に請ひ、雙卷妙典四誓要偈の文字を取り、各法號を授け、之を其石に刻み、傍に大佛殿の殘木、聚樂邸の舊材を請ひ得て、一寺を創立し、桂叔を以て開山とし、本尊阿彌陀如来を安ず、角倉氏、世々之を管理せりといふ、今の堂宇は、天明災後の建築なり、寶物、秀次夫人以下の辭世の和歌數十幅あり、其表装は、其人々の衣裳の切れなりと云ふ(平安通志、京華要誌)

ス井セ

瑞泉寺 相模國鎌倉郡二階堂村朝夷奈切通の北〇錦屏山と號す、臨濟宗、關東十刹の一、開山は疎石(夢窓國師)中興

ス井セ

の開基は足利基氏とす、嘉曆元年疎石始めて此地に菴室を造り、南方菴と號し、同二年瑞泉寺を建立せしが、後、廢頽し、管領基氏再興せり、關白貞治元年將軍義隆當寺にて僧通叟と贈答の詩作あり、後ち屢々詩會を行ふ、三年四月基氏を當寺に葬る、應安元年基氏の母を當寺に火葬す、後ち氏滿、疎石からず、屢々參詣す、應永五年十一月氏滿を當寺に葬る、後ち佛事を修し、永安寺を建て、塔頭とす、永享十年持氏の亂、永壽王通れて小入幡に在りしを、當寺の住僧昌在抱き取て甲斐に隱る、永壽王元服して成氏と稱し、鎌倉管領となるに及びて、毎年二月必ず當寺に參詣するを例とす、天正十九年十一月、徳川家康寺領三十八貫文を給ふ、慶長八年八月圓覺寺四堂靈如梵意台命により、住持となりしより、圓覺寺四堂の僧を以て補する制となる、〇寺後に基氏の墳墓あり、五輪塔なり、本堂北方高山の頂に亭跡あり、亭は、通界一覽亭と號す、嘉曆三年の造立、疎石此亭にて詩を賦し、歌を詠す、基氏又此亭にて詩會を催はす、其他五山僧徒等の此亭にて詩文を詠せしもの多し、後ち廢絶に歸せしが、元祿中水戸光圀一亭を建て、觀音を安置す、天明中亡ぶ、今其礎石殘れり(鎌倉搜勝考、新編相模國風土記稿)

ス井セ

瑞泉寺殿 足利基氏(アシカガモトウヂ)を見よ、水道 上水(シヤウスキ)を見よ、水頭 禪宗にての役僧、日々大眾の使用すべき水湯を汲みて盥洗に供すること掌る(勅修清規)

ス井セ

出納所 國術の勘定を掌る所(松の屋雜考)

ス井セ

衰日 陰陽五行の說にて、生年に

ス井セ

ふりて人の忌み懼むべき日を云ふ、後には衰日を忌んで徳日と云へり、古今要覽稿に、衰日は、もと五行家の説なり、皇朝にて用ひられし始め未だ詳ならず、その衰日といふ義は、たとへば子年に生れし人ならば、子を得て丑は、丑にいたりて衰ふ、故に丑を衰日とす、午年に生れし人は、午を得て未は、未にいたりて衰ふ、故に未を衰日とす、(五行大義)これ即ち生年衰日なり、(拾芥抄)然るに今世生年衰日を用ひずと洞院相國記し給へば、それより前には行はれざりしとらる、さて今に用ひらる、行年衰日(拾芥抄)といふこと、また、一つの世より用ひられしや、そのはじめを知らず、されども行年をくることば、隋唐の比専ら行はれしことなれば(五行大義)その始め久しき事しられたり、行年のくりやうを考ふるに、甲子より癸酉まで十年の内に生れし男は、丙寅を一とし、丁卯を二とし、戊辰を三とし、己巳を四とし、庚午を五とし、順にその人の歳ほど數へ、そのあたる歳を以て行年とす、(五行大義)然してその行年にあたる卦を見るに、離は寅申に衰へ、坤震は卯酉に衰へ、兌は子午に衰へ、乾巽は辰戌に衰へ、坎艮は丑未に衰ふ、(拾芥抄、假名陰陽書)されば今上天皇文政九年寶算廿七におはします年は、辰戌を御徳日とす、仙洞寶算五十六におはします年は、寅申を御徳日とす、大宮御年四十八、女御御年十六、みな寅申を以て御徳日とす、今上は寛政庚申に降誕しました、庚申は甲寅旬の内なれば、丙辰を以て一とし、順に數へて廿七を見れば、壬午にして乾卦にあたる、乾巽は辰戌を以て衰ふ、故に辰戌を御徳日とす、仙洞は明和八年辛卯に降誕しましたし、辛卯は甲申旬の内なり、即丙戌より數へ、五十六は辛巳にして離卦にあたらせ給ふ、大宮は安永九年庚子なり、庚子は甲午旬の内な

ス井ニ

り、女は壬寅より歿ふ、四十八は己丑にして、離卦なり、女御は文政八年乙酉なり、乙酉は甲申旬の内なり、女は壬辰より歿ふ、十六は丁未にして離卦なり、即ち仙洞大宮女御三所共に離卦にあたりせ給ふが故に、寅申を以て徳日となさせ給ふなり、その明年二十八にならせ給ふ年は丑未を以て徳日となさせ給ふれば、行年衰日は年々かばりて一定せず、生年衰日は一定してその人生涯かばることなし、故に行年衰日の般なるに及ばざるを以て、遂にとりめられしなるべし、是を徳日と稱すること、またいつよりといふことを詳にせず、けだし凶事を吉事といひ、病痾を歡樂といへる例なるべし、と見えたるにて、其一斑を知るべし、

ス井ニテンワウ

垂仁天皇

名は活目尊、また活目入彦五十狹茅天皇とも稱す、神代卷、崇神天皇の第三皇子、御母は大彦命の女御間城姫命、第十一代天皇、崇神天皇二十七年正月降誕、生れて岐嶺、壯なるに及び備前大庭に、且つ率性任真にして、矯飾する處なし、父天皇深く愛撫し給へり、天皇の崩後位に即き、纏向の珠城宮に都す、即位のはじめ皇后狹穗姫の兄狹穗彦の叛あり、將軍八綱田をして之を討たしむ、狹穗彦誅して伏し、皇后また城中に入りて崩す、廿五年皇女倭姫命をして天照大神の祠に奉仕せしめらる、茲に於て命は、大神を鎮座し奉らん處を諸方に求めしが、遂に神託によりて伊勢國に至り、はじめて祠を此地に建つ、今の内宮即ちこれ也、また齋宮を五十鈴川の上に營む、齋宮茲にはじまる、廿七年神地神戸を定め、敬神の實を明かにす、卅二年皇后日葉酢媛崩す、これより先二十八年倭彦命薨するや、近習を聚めて生きながら陵城に埋めしに數日の間死せず、號泣の聲四方に聞

ス井ハ

ゆ、天皇崩御の情に堪へず、詔して自令以後殉死を留められしが、茲に至り、野見宿禰の奏請により、出雲國の土師百人を召し進を以て人馬以下諸種の形を造りて陸側に進せしむ、(地輪ハニハ)參看卅五年九月、皇子五十瓊敷命を河内に遣りて高石池、茅渚池を作らしめ、十月また倭の狹城池、迹見池を作らしめらる、なほ此歳また諸國に命じ、池溝を開かしむるもの凡そ八百餘、以て農事を勤む、九十五年七月崩す、在位九十九年、御壽百廿九、大和國生駒郡郡述村、菅原伏見東陵に葬る(書紀、皇胤紹運録、大日本史、陸奥一覽)

ス井ハ

水馬

馬に水練を仕込むものにして、また馬渡ともいふ、○毎年六月に之を行ふ、書院小性の兩番及び大番、鶴見、曲木、諏訪部、浦部四所の殿、田安、一橋、清水の三卿付の諸士等、眞洲崎、長命寺下、淺草駒形、兩國等の河流に臨みて此事を行ふ、間々十人等も願ひて行ふ事あれども極めて稀なり、而して修練の士は各酒麻布を太糸もて縫へる水半纏の白紺淺黄等なるに、其家々の定紋を染め出せるを著、馬は麻の水腹帯にて敷しく纏ひ、其平首の右に添うて、馬を水中に曳き入れ、馬足の立ざるに垂んとする處に至れば、臂後に退き、腹帯の輪に取り添へたる手綱を操り打渡すなり、また其技の熟練せるものは、水半纏の上に短き水袴を着、馬にも水鞍水籠等を裝ひ、之に跨りて馬足の及ぶ處まで乗り入れ、後其平首に添うて下り、臂を取りて助け進め、臂後に退き打渡し、將に前岸に達せんとして、馬足の及ぶ處に至れば、再び前のごとくするなり、特に卓絶したるものは甲冑を着することもありといへり、而して時に將軍の臨臨あり、水馬上覽といふ、享保廿年七月十三日、徳川吉

ス井ヒ

ス井リ

宗大川筋に臨みて上覽ありしを以てはじめと爲す、此時は小性組より三人、書院番より三人、他に馬方一人、下乗一人、都合八人なりしが、後日これを召して金二枚を(下乗には銀)賜へり、爾來度々此事ありと雖も、煩しきがゆゑに省略に從ふ、また朱塗の御用船を出して警固するは、上覽の時に限りたりといへり(昔標紙、幕府年中行事)

ス井ヒヤウ

隨兵

著り騎馬にて供奉警衛するものを云ふ、兜を著けず從儀に持たしむるなり、先陣後陣共に或は左右に番ひ、或は三行に列す、左右に番へば左を上とし、三行に列すれば中を以て上とす、先陣は前を以て上とし、後陣は後を以て上とする故實なり(昔標紙、武家名目抄)

ス井モン

水間

水貫(ミツセメ)を見よ、

ス井ラウ

透廊

は唯柱のみありて勾欄を設け簾を垂れ通路とす、スキラウの音便なり、又透渡殿とも云ふ、十訓抄に、御堂入道東三條の御所を造り給ふ時、有國奉行しける西泉の透廊南へ長く差出たる中ほど、一間こそ長押を打ざりけり、明月記嘉祿二年四月十六日の條に、來召、次昇外沓脱、入妻戸、自廊柱内、北行、經對代南黃子、著透渡殿(件渡殿三間、寄西方、南北行數二高麗帖一帖)同書寛喜二年五月廿四日條に、經人説云、嘉陽門院燒亡云々、末代通作透渡殿之家、已斷絶歟、是京中之運基之故歟云々と見えたり、

ス井リウジ

瑞龍寺

上京區堀川通堅門前町、日蓮宗、本國寺所轄に屬す、○本尊題目寶塔釋迦多寶佛、文政五年正月、豐臣秀次之母尼と爲り、法名を日秀と號し、本寺を村雲の地に創建し、秀次の菩提を申ふ、それ

より後ち尾宮の寺となり、後陽成天皇瑞龍寺の號を賜ひ、寺領千石を寄す、寛永二年徳川家光上洛の時、更に五百石を増給し、二條城の客殿二棟を寄せ、堂宇を増築せしが、天明の火災に罹る、現今の堂宇は其後の再建にかゝり、本寺は古來同宗唯一の門跡として世に稱せらるゝ名刹なり(山城名勝志、平安通志、京華要誌)

ス井リウジ

瑞龍寺

阜山の南方、金寶山と號す、臨濟宗、美濃國稲葉郡岐應仁元年齋藤利藤入道妙椿、主君土岐成頼菩提の爲めに天台の廢寺を興して建立し、成頼の法名をとりて寺號とし、悟溪宗頼を開基とす(美濃記には、長井利隆入道、悟溪に歸依して、明應六年四月、天台舊蹟に此寺を再興せし由あるせり)、後土御門天皇師の道譽を聞き當寺を陸せて官寺となし金寶山の額を賜ふ、塔頭八箇寺ありて、雲龍院、瑞雲院、開善院、鶴栖院、臥雲院、龍震院、息耕院、瑞雲院といふ、此八院より本坊を輪番持とす、慶長五年中納言秀信、石田三成に黨せし時、三成の部將瑞龍寺山に登り岩を設けて防戦せし舊跡山上に在り、世々悟溪の法孫住持となり、悟溪派の田舎本寺と稱す(延寶傳燈錄、新撰美濃志)

ス井レンジュツ

水練術

泳する術、今昔物語には、泳ぎを極くと見え、倭名抄には拍浮、註に白拍打也、俗云於布須是也とありて、於布須は箋註倭名抄に、今俗所謂水泳是也、とあり、水泳術、游泳術等とも稱す、(國語)書紀崇神天皇六十年七月の條に、「己酉兄謂弟曰、湖水清冷、欲共游泳云々」とあるは、書に見えたる始めとなす、爾來諸種の必要上より、其術日を遂うて盛に、古今著聞集等によるに、幾多の水練達者の逸話を載せ

ス井リ

ス井レ

スウク

たり、武家時代に入りては之を戰爭に應用するに至り、或は開城中を出で、信を通じ援を求むるが如き、或は水の淺深を測らざるが如き、其類頗る多く、凡て戰場に臨むものは、此技を知らざるべからざるに至り、故に彼の朝比奈三郎義秀が、源頼家の命を受けて、相模國小壺の海上に浮び、往來する事數十返にして、終に海底に没し、三隻の鮫を捕へて出でし如き、後原伊賀守の戦ひ敗るゝに及び、鎧を着して海上に浮ぶ事五町許にして船に駕して逃れしが如き、最此術に熟せるものとして史上に有名なり、江戸時代及びては之を以て武術の一科に加へ、盛に教授したりき、されば將軍吉宗は、毎に江戸の城濠にて此技を演じ、また曾て隅田川に遊び、徒士の水を泳ぐを見て、其技に熟せるを知り、宿直の外は、必ず之を習ふべしと命じたり、而して江戸幕府年中行事の一たる夏日の水練は、毎年六月、淺草駒形堂附近の隅田川に於て、徒士のもの之を行ひ、熟練せる者は、水中に立ちて泳ぎながら、短冊に字を認め、或は西瓜の皮を割ぐなど、種々の技藝を試みたり、然るに寶永正徳の頃は、大に衰へしが、徳川吉宗、將軍職を繼ぐに及び、もと紀州にありて、海上に游泳せしに、殊に此技に長じたるが故に、曾として奨勵せるを以て、幾干もなくして幕士の内にも練達のもの置出し、或は馬に駕して水を渡るあり、或は甲冑を着し刀を帯びて遊ぐものもあるに至り、また流派を立て、水泳を教授する事も、實に此時代に起り、其重なるものに、向井流、小堀流、神傳流、水府流、笹沼流等あり、「スキヤ」參看(遊遊笑覽、日本教育史、幕府年中行事、古事類苑武技部)

スウクワウクワン

崇廣館

番柏原藩の學校

スウケンモン

崇賢門

「シユケンモン」を見よ、

スウケンモン

崇賢門院

「シユケン」を見よ、

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウケン

スウチ

城國京都東五條京極に在り、往年、勾當樋口の北、京極の西隅に在りしと拾芥抄に見えたり、其區域南北六町に亘り、其舊址は四條寺町より東南鴨川を限り五條に至る地、

スウテン

照本光國師 色秀勝の子、南禪寺の長老にして、江戸金地院の開山なり、徳川家康秀忠家光三代に近侍し、南光坊天海と共に幕府の密議に参したり、初め殊に家康の信任を得、常に陣中に扈從して筆札を司る、大阪の役、敵兵家康の陣を襲ふや、家康に侍するの士頗る少し、崇徳乃ち刀を執りて闘ひ、敵首二を得たり、家康之を賞し、墨星三つを以て金地院の徽號となさしむ、慶長十三年召されて駿府に至り、家康の命を受けて、諸寺を管し、京都所司代板倉勝重と共に諸事を行ひ、兼れて外國に對する書簡の事を掌る、同十五年駿府に金地院を建て、後、京都南禪寺に亦金地院を建て、同十六年關原古國使を遣して通交を乞ふ、家康之を許し、且つ答ふるに宗教を布くとなからしむ、其復書立案は崇徳の草する所なり、元和元年足利氏の舊制に倣ひ、諸寺の僧録職(ソウロク)を命ぜらる、此年公武並に寺社の諸法度の發布ありしが、其中公家法度、及び諸寺の法度は崇徳の起草に係り、同二年家康病篤き及び、本多正純と共に枕頭に召されて、遺言を受けたりと云ふ、同五年江戸に於て地を賜ひ、金地院を増上寺の傍に建立す、寛永三年秀忠の執奏によりて圓照本光國師の號を勅賜せらる、同十年正月廿日寂す、年

スウト

六十五、崇徳、幕府創設の際に當り家康に親任せられて樞機に參し、書策せる所頗る多しと雖も、事秘して傳はらず、本光國師法語四冊、本光國師日記四十七卷(史微墨寶考證、寺社奉行記録、三省錄)スウトククワン 崇徳館 舊長岡藩の學校、越後國古志郡長岡殿町、文化五年藩主牧野忠精創建す、成章堂、選善閣の二種に別ち、文武の學を研めしむ(日本教育史資料)

スウニモン

除目に軒廊戸に作る、紫宸殿の北廂の西階より明義門に出て、無名門に至る軒廊の間に在る北面の門なり、鳥羽天皇の時、御諱に觸るゝを以て門額を撤去すといふ(大内裡圖考證)

スウアノクワン

上總國長柄郡(今長生郡)一宮本郷村舊陣屋外郭の廢寺を以て假設す、慶應義塾安政年間藩主加納久俊創建す、學問所と稱す、明治二年久宜校字を設け、崇文館と云ふ、漢學の外和學數學の科あり、廢藩の時共に廢す(日本教育史資料)

スウヤウジンド

嵩陽寺殿 豐臣秀頼(トヨトミヒデオ)を見よ、根郡(今八束郡)松江市の北隅、富田義泰の四男胤清、龜山天皇の頃始めて末次に居り、以て兵と爲す、後、足利氏に屬し、永正中尾子經久に從ひ、後また毛利氏の附庸となれり、然れども城を築きたるの年代は詳かならず、書に見えたるは陰徳太平記を始めとなせども、思ふに其以前已に城郭を構へ居りしなるべし、なほ九州軍記に、島根城といへる名見えたり、恐らくは末次城の別稱ならんか、下りて慶長中、尾吉晴遠江濱松より轉じて出雲國富田城に入部

スエノ

したりしが、末次が形勝の地たるを知り、富田城を茲に移して、規模を擴張し、改めて松江城と稱す、マツコウヤウ(參看(伯耆志、懷補談))スエノコホリ 周准郡 上總國國郡制定の時、上總國の管する所、十五郡あり、後ち四郡を割て安房の國を建つるに及びて十一郡となる、蓋し此郡も亦其一なるべし、舊事記須惠に作り、延喜式周准に作る、倭名抄に、山家(ヤマイ)山名(ヤマナ)額田(ノカタ)三直、丸田(マルタ)湯壺(トエ)藤部(フジベ)勝部(カツベ)勝川(カツカ)等

スエハルカタ

陶晴賢 陸奥、奥房等の名あり、剃髮して卓錫軒全置と號す、關原與明の二子、大内氏の一族にして世々其重臣たり、晴賢幼より大内義隆に仕へ、中務大輔に任じ、尾張守を兼ね、從五位上に叙す、天文十九年八月、晴賢鑿臣相良武任等を殺さん事を圖る、蓋し此時に當り義隆、武を棄て、文を弄し、専ら便佞を寵し、變倖を擧げて國事を預り聞かしむ、晴賢及び杉重政、内藤與盛等の宿臣みなこれを悦ばず、竊かに異圖を圖く、而して武任等また間にありて屢々晴賢以下の徒を諷せるを以て、義隆は晴賢を廢逐するに至れり、會々晴賢が叛逆を企つる由を義隆に告ぐるものあり、晴賢怒り、人を遣はして之を檢せしむ、晴賢陳謝し、且つ請うて采邑富田若山城に歸り、益々異謀を逞うす、即ち人を豊後に馳せ、大友宗麟に告げて曰く、臣義

スエヒ

隆の疏斥する處となり危急漸く至る、因りて廢立を圖らんとす、請ふ貴族一人を奉じて社稷を保たん、宗麟喜びて許諾す、二十年八月晴賢遂に兵を起して山口に入り、義隆を襲ふ、義隆走りて大寧寺に入りて自殺す、大内氏茲に亡ぶ、茲に於て宗麟の弟義長を迎へて大内氏の家督と爲し、晴賢自ら國政を行ふ、尋で別號し、全璽と稱す、天文二十三年毛利元就義軍を標榜して來り討ち、兩軍大に戦ひ、晴賢は、シマノタマカヒ參看)晴賢敗走し、青苔濱に至りて自盡す、元就其首を洞雲寺に送りて驗葬し、爲めに佛事を修せりといふ(野史)

スエヒロ

末廣 編綴(カホリ)を見よ、スエモリジャウ 末森城 尾張國愛知郡末森城(今田代村と稱す)○東西百間、南北八十間の城廓と爲す、天文中織田信秀始めて之を築く、其子信行繼ぎて居城せしが、弘治二年五月信長に殺され城廢す(飛州府志)

スエモリジャウ

末森城(末守城) 能登國羽咋郡末森村、其初め詳かならず、天文十九年五月、遊佐義作輝光、加賀松根の洲崎兵庫を拘引し能登へ侵入の時、末森城主土肥但馬川尻に於て防ぐ、此時但馬四萬石を領す、是末森城主の見えたる始なり、天正八年柴田勝家加賀門徒攻撃の時、佐久間盛政末森を攻む、壁主本多三彌、西郷新太郎等防ぐ能はずして逃走す、同一年但馬柳ヶ瀬に戦死後、前田利家、但馬の弟伊豫を在城せしめ、要害を修補し、本丸に奥村助右衛門、二丸に千秋主殿助等を置き、十二年九月佐々成政此城を圍む、奥村等堅く守りて陷らず、前田氏之を急援し、越兵圍を解きて去る(三州志)

スエヨシフネ

末吉船 江戸時代

スガシ

初め、末吉氏が、幕府の允許を得て、外國貿易の爲めに用ひたる船舶、即ち朱印船の一なり、末吉氏の經營にかゝるを以て此稱あり、船の製造は、下のかた底を深くし、外面を油石灰にて悉くぬり、又上の方は丹土色に塗りたるあり、或は木地に油を抹りたるもあり、舵は大なる鐵の肘を數所にうちて、其肘を受くる所の軸も又大なり、壺を打つて舵を駕るなり、これをミスツイス造の船と名づく、帆は皆布帆にして其船大なること長二十間、荷物二百萬斤、中なるものは長三十七八間、荷物百五十萬斤、小なるものは長十五六間、荷物百二十萬斤を受くべし、(但二百萬斤の實目を四斗俵の米に直し凡そ二萬俵石敷にして八千石積なり)○末吉氏は坂上田村麿の後裔にして、利方及び其子孫左衛門吉康の時、盛に南洋貿易を營みたり、孫左衛門の所持せりと傳説ある羊皮製の航海圖、今現に其末孫たる大阪の末吉勘四郎氏に藏す、以て末吉船の渡航地を伺ふべし、なほ朱印(シユイン)の條下なる朱印船の項、並に船(フネ)の挿圖を參看すべし(江戸會誌、末吉家系概要)

スガシラヤク

酢頭役 江戸時代銀座の役名、銀座の手代之を勤む、銃役(ナマシヤク)より出來の丁銀を請取り、筋役より請取置し小札書に、員數引合せて請取り、奥書の者へ相渡すことを掌る(金銀吹替次第)

スガタタミ

菅壘 菅にて作りたる壘、タミミ(參看)

スガチヤザン

菅茶山 名は菅柳、字は禮卿、太沖と稱す、文恭公と私諱す、備後の人、家世々農を業とす、茶山學を好み、京都に至り那波魯堂に從ひ、洛陽の學を研む、業終りて郷里に歸り、一榮を開きて子弟を教育す、西山拙齋の歿後



(藏所館物博室帝京東)

山陽南海諸國の子弟、就きて學ぶ者多し、茶山最も時に長ず、務めて實際を叙し、淡簡釋秀、近世の詩體一體すと云ふ、舊侯初め其名を開かず、江戸在勤の時林述齋より茶山の名聲を聞き、之を擧げんとす、茶山病の故を以て辭す、即ち五人扶持を給して優禮す、享和元年侯命じて儒員に準じ、時々召對せしむ、晩年、生徒其數を増し、入塾せしめ難きを以て藩に請ひ、郷校となし庶塾と名づく、藩年々金を給して、其實を助く、文政十年八月十三日卒す、年八十、茶山人となり骨格岸靈、方面高嶺、老いて朱顔白髮、物に接する溫和、酒を嗜みて日に酔ふこと二回、常に柴野栗山、尾藤二洲、古賀精里、頼春水等と交遊す、華のすまじ、黄葉夕陽村舍詩前編、同後編、遊藝日記、福山志料、福山風俗、常遊記、文稿等(事實文編、續近世叢書)

スガヌマウチ

菅沼氏 姓は美濃源氏、土岐氏の支流、新三郎定直の時、參河國駿野郡菅沼の地を領して之に住す、依て氏とす、其孫新八郎定則、同國野田城に移住す、孫定盈初め今川氏に從ふ、後ち徳川家康に從ふ、故を以て今川氏眞の爲めに野田城を陥らる、永祿八年遠江の諸城を奪ひ家康に歸す、家康大に喜び河合郡等の地及び本領を賜はる、天正元年武田信玄に野田を攻められ虜にせらる、後ち家康の許に還り、信玄死して後野田城に還る、其後屢々

スガヌ

スガノ

戦功あり、十八年上野阿布城一萬石を賜ふ、慶長五年留て西城を守る、六年二月關ヶ原の役の功を以て、一萬石を加賜せられ、封を伊勢國に移し長島城を治む、元和五年正月左近將監定秀、一萬石を加賜せられ封を近江國に移し膳所城を治む、寛永十一年十一月一萬石を加賜せられ、封を丹波國に移し龜山城を治む、前封を併せて四萬石、正保元年三月右近將監定昭嗣なきを以て封除かる、更に弟主水定實に七千石を、主税定實に三千石を賜はる(藩翰譜、武鑑、徳川加除封録)

スガノウチ

菅野氏 蕃別、朝臣姓、右京に貫す、百濟國王都蓋十世の孫貴須王より出づ、桓武天皇の時、左中辨百濟王仁貞、同治部少輔元信、中衛少將忠信、與津連眞道等、上表して曰く、臣等の先、百濟第十六世貴須王より出づ、輕島豐明の朝詔に應じてその宗族孫長孫入朝し、始めて書籍を傳へ大に文風を開き、難波高津朝辰孫の子阿耶を以て侍臣となす、其子支陽君午定君を生む、午定の三千味沙、辰陽、麻呂、三流始めて分れ、官を以て氏となす、葛井、船津諸氏即ち此なり、譯語田朝高麗鳥羽の表を上る、群臣讀む者なし、辰陽奇智能く解し、具に其旨を奏す、帝深く嘉賞して殿中に侍する事、史策に載せて人々の知る所なり、臣等の家備業を傳へ、明世に遭逢す、伏して天恩を望む、舊姓を改めて朝臣を賜はらん」と、勅して其居地に因り菅野朝臣を賜ふ、眞道文學あり、與りて續日本紀を撰す、仁明天皇の時、諸陵少允中宿禰直門、左少史繼門等に、清和天皇の時、右京の人從五位下船宿禰產主、從七位上船連助道、河内守善真朝臣豐持、兵部少錄葛井連居部成等に何れも皆菅野朝臣を賜はる、居部成は、本河内丹比郡の人、是より先改めて右京に貫す、陽

スガハ

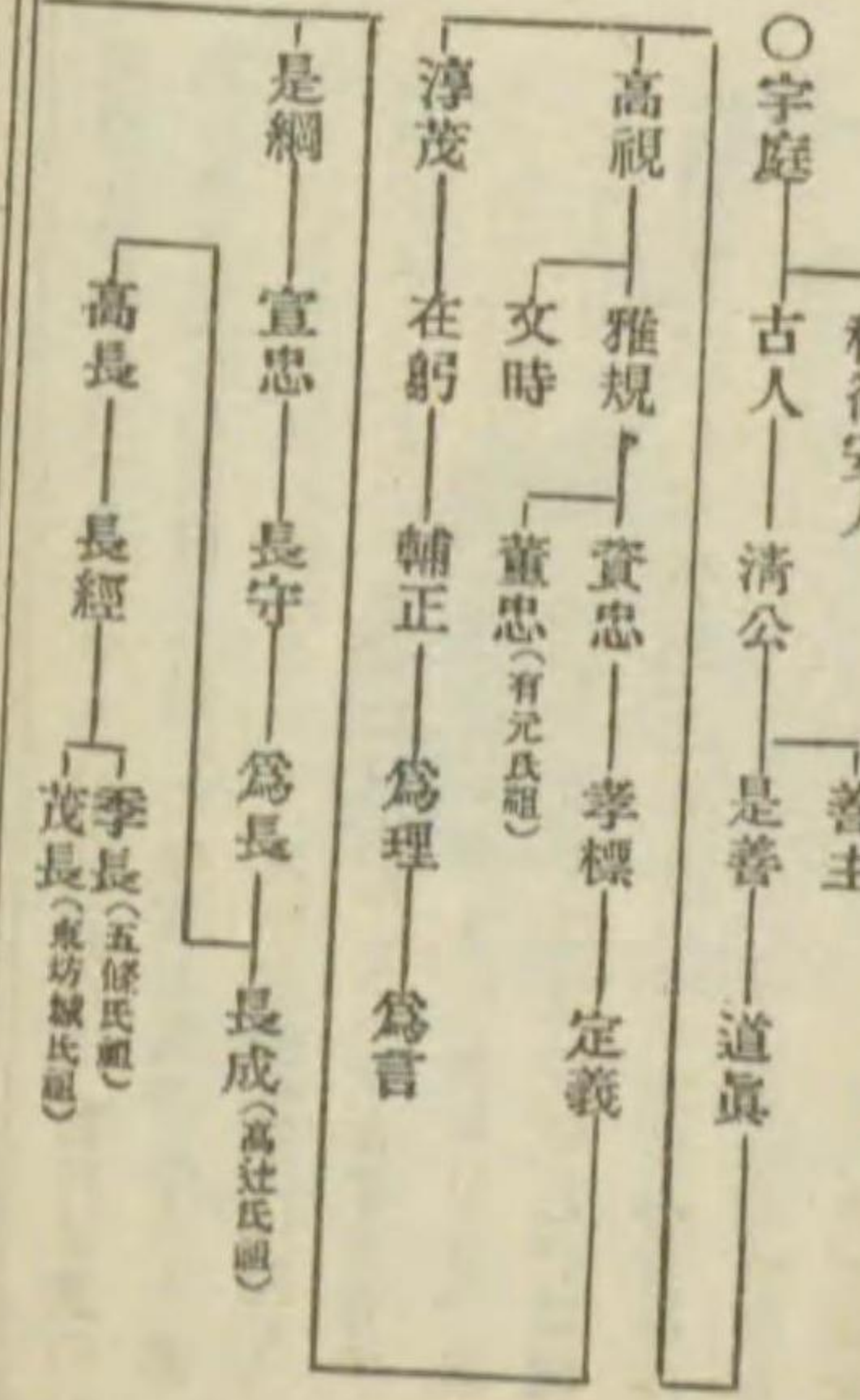
成天皇の時、右京の人從五位下船連副使麻呂、正七位下津宿禰輔主、及び葛井連直臣並に菅野朝臣を賜はる(氏族志)

スガハラウチ

菅原氏 朝臣姓あり、宿禰姓あり、朝臣は右京に貫す、飯入根七世の孫大保度に出づ、大保度五世の祖野見宿禰、垂仁天皇の大喪事を掌る、子孫世々陸側菅原伏見色に居る、大保度九世の孫遠江介土師宿禰古人、長子外從五位下道長等光仁天皇の朝上言して、臣等遠祖野見宿禰、垂仁皇后の崩御に當り、建議して地輪を作り、殉理に代ふ、其より以降世々凶を掌ると雖も、祭日の吉にも預る、今専ら凶事を職とす、祖業に違ふに似たり、請ふ土師を改めて居地に因り、菅原氏たらんと、之を許す、桓武天皇の時、道長改めて朝臣を賜ふ、嵯峨天皇の時、山城人正六位上土師宿禰百枝、姓菅原朝臣を賜ふ、仁明天皇の時、從六位上土師連眞道、族人道吉等と菅原宿禰を賜ふ、清和天皇の時、左京の人木少屬日置臣岡成改めて菅原朝臣を賜ふ、日置造久米麻呂、姓名菅原朝臣を賜ふ、並に承は天德日十世の孫阿陀宿禰に出づ、陽成天皇の時、紀伊の人日置首水津等に菅原朝臣を賜ふ、菅原氏は古人より後世々令徳あり、曾孫道眞に至り文章と德行とを以て、宇多天皇に奉仕し、官右大臣に至る、身歴殿に終ると雖も、威靈顯赫、祀して明神と爲す、子孫世々文學の家たり、道眞、高祖淳茂等を生む、並に大學頭たり、高祖山城守雅規を生み、雅規、實忠、董宣の二子を生む、實忠右中辨となる、實忠の孫定義、大學頭たり、定義、是綱在眞を生む、是綱大學頭となる、曾孫參議爲長、長成高長を生む、長成大學頭となる、其後裔高辻家となる、高長式部大輔となる、其後裔五條家となる、高

スガハ

長の孫茂長治部卿となる、其後を東坊城家となす、在真式部大輔となる、其後唐橋家となる、董宣紀伊守となる、子孫美作に居る者有元氏といふ、支流稱滋し、後醍醐天皇の時、有元佐弘弟佐光佐吉と勤王、京都に戦死す、所謂菅家一黨なり、菅原氏の裔に又笠清原道廣の養ふ所となり、其氏を冒す、惟光美濃尾張等の守に任ず、天治中祇園祭使たり、勅して裝束笠を賜ふ、因て衣笠氏を稱す、後ち笠氏と更む、支流に葉室氏あり、其系は、惟光六世の孫善賢に出づ、世々肥後に居る、善賢五世の孫親善、建武中興の時、勤地氏と共に勤王す、後ち護に遭ひ邑を奪はる、後龜山天皇の時、親善上奏して曰く、臣祖先より以來世々忠を王室に致し、未だ嘗て凶逆に與らず、承久の變、善賢難に死し、元弘の亂、高義節に殉じ、建武延元の間、祖吉宗資善善皆王事に勤む、文中和、臣將軍宮に屬し、水島博多等に戦ひ、弟善安死す、且つ將軍宮正平の勅を奉じて故大王に代り、軍事を攝行す、臣常に軍に従ひて勤王す、今繼々新恩に預るを得ざるも、伏して請ふ積年の功勞を録し、全舊邑を得む」と、乃ち勅して食邑を還し賜ふ、之を子孫に傳ふ、後ち單に室氏と稱す(尊卑分脈、氏族志)



スガハ

菅原寺 大和國添下郡(今生駒郡)都跡村菅原○喜光寺とも云ふ○本尊阿彌陀佛(彌勒尊)靈龜元年僧行基の創建する所に係り、畿内四十九院の一ならんと云ふ、聖武天皇嘗て行幸し給ふや、阿彌陀忽ち耀然たる光を發したるを以て、喜光寺の號を賜ひたりと云ふ、天平二十一年行基本寺の東南院に寂す、類聚國史延暦十一年四月丙戌、在攝津國島下郡菅原寺野五町云々とあるは、當寺の所領なるべし、後ち幾多の變遷を経て、江戸時代に至り、慶長中寺領三十石を給せり、今は荒廢し僅に堂宇を存す、本堂は室町時代の建築にて特別保護に屬せり(扶桑略記、伽藍開基記、大和志料)

スガハラノコレヨシ

菅原是善 清公の二子 幼にして父祖の業を傳へ、弘仁の末殿上に侍す、時に年十一、承和の初め文章得業生となり、從六位下に叙し、六年對策す、判中上等あり、三階を進めらる、明年大學少允となり、また助に轉じ、尋で大内記從五位下に任叙し、文章博士に移り、東宮學士を兼ね、文德天皇即位の初め正五位下に叙し、加賀權守を兼ね、仁壽三年大學頭となる、齊衡中從四位下左京大夫に轉じ、天安中、美作伊勢等の守を兼ね、貞觀二年從四位上に陞り、五年彈正左衛門となり刑部卿に遷る、十二年式部大輔伊勢權守を兼ね、十四年大參議に拜す、明年正四位下に進み、既にして勘解由長官近江守を兼ね、元慶三年從三位に叙す、明年薨す、年六十九、是善、仁明文德清和三代の儒宗として一門の貴紳多く其門に出づ(菅原文德實錄(他數人との編著)東宮切韻、銀榜輪律、集韻律詩、會分類集等(大日本史))

スガハラノフミトキ

菅原文時

スガハ

世に菅三品と稱す 高規の子、道眞の孫 天慶五年對策に及第し、内記辨式部大輔を經、正四位下に進み、文章博士となり、尾張權守を兼ね、村上天皇の時、封事を上り、奢侈を禁じ、實官を停め、遠人を懐けん事を奏す、言甚だ割切なりき、應和中天皇冷泉院に遊び、文人を召し、花光水上浮の題を賜ふ、文時序を作る、其一節に、誰謂水無心、漣點隨兮波變色、誰謂花不語、輕濼激兮影動唇の句あり、世傳へて之を稱す、また一日群臣に命じ、宮殿曉光の詩を賦せしめらる、御製に曰く、露瀼瀼露園花底、月落高歌御柳陰、天皇自ら佳作なりと信じ、私に誇色あり、既にして文時詩を獻じて曰く、西樓月落花間曲、中殿燈殘竹裏聲、天皇以て絶作となし、即ち文時を召し、其優劣を問ふ、答へて曰く聖作臣の及ぶ所にあらずと、天皇數回已ます、因りて徐るに曰く聖作實は臣より下る事一等なりと、天皇笑うて之を然りとす、晩年官途滯塞す、天元の初め頼りに從三位に叙せられん事を請ふ、四年に至りて之に叙せらる、尋で薨す、年八十四、文時文才博洽にして、名聲當時に振ふ、源英明、源爲憲、大江匡房等、皆文時に請うて、其辭賦を改竄したりといへり(大日本史)

スガハラノミチサネ

菅原道眞 字は三、幼字を阿呼といふ、世に菅丞相と稱す、薨後神に祀られて天満天神と號す 是善の子 幼にして穎悟、貞觀中文章得業生となり、尋で對策に及第して支蕃助となり、少内記に任じ、十六年兵部少輔に陞り、元慶の初め式部少輔に轉じ文章博士を兼ね、仁和中讃岐守に遷る、此の時阿衡の事により、書を藤原基經に呈して陳説する處あり、橋廣相爲めに罪を免かるを得たり、(アカカノフミトキ(參看)) 寛平三年藏人頭に任ず、蓋し此時に當り、宇多天皇

スガハ

藤原氏の權を殺かんとするの御心あり、密に道眞の用ふるに足るを看破し、引いて典黨と爲さんとし、累りに其官位を進め給へるなり、四年從四位下に陞り、左京大夫を兼ね、天皇敦仁親王を立て、太子となすや、獨り道眞と議し他は與かるものなかりき、以て信任の厚きを知るべし、五年參議に任じ、式部大輔、左大辨、勘解由長官を兼ね、また俄に春宮亮を兼ね、尋で女行子を入れて女御と爲す、明年遣唐使を命ぜらる、時に在唐の僧中理書を寄せて、唐國擾亂の事を報す、茲に於て道眞奏して遣唐使を止めん事を請ふ、朝議之を納れて其行を留む、遣唐使遂に停廢に歸す(ケムタウシ(參看)) 此年道眞年五十、門人宴を設けて之を賀す、會々一老父あり、賀章及び沙金を案上におき願ひすして去る、衆見て之を怪しむ、後ち探聞すれば實に天皇の設け給へる所なりといへり、其貴重せられし事斯のごとし、爾來累進して、七年中納言に拜し從三位に叙し、八年兵部卿を兼ね、九年大納言となり、右大將を兼ね、氏の長者となる、同年天皇位を皇太子に讓る、醍醐天皇これなり、按ずるに天皇皇子多し、皇長子敦仁親王は、内大臣藤原高藤の女胤子を生む所、二子齊中親王(寛平三年薨)三子齊世親王は共に橋廣相の女義子の生む所にして、基經の女温子、道眞の女行子の腹には皇子なし、晩に藤原時平の女安子に三親王ありしも、みな讓位の後なりき、故に藤原氏の權を抑へんとする天皇にありては、藤原氏の勢力を代表せる時平の女に皇子生れざる以前に讓位する事、極めて肝要なりしがゆゑ、密にこれ道眞に謀議し、且つ其意見により、淹留して變の生ぜん事を恐れ、七月三日太子元服ありて即日位を傳へ給へるなり、即ち時平時に大納言たりと道眞とに詔し、幼主を輔けて、機務を參決せしめら

スガハ

る、而して禪讓の事、道眞の賛助に由るの故を以て、醍醐天皇特に之を重んず、尋で正三位に叙し、中宮大夫を兼ね、内覽の宣旨を蒙る、昌泰二年時平左大臣に、道眞右大臣に任じ、相並びて政を行ふ、道眞の寵眷日に隆く、禁中の内宴毎に之に預る、三年天皇朱宮院に朝し、密に宇多法皇と謀る所あり、因て道眞を召して、天下の政、卿宜しく之を專決して奏すべしと内諭し給へるも、固辭して、敢て受けざりき、道眞身翰林より起り、法皇に遭遇して不次登庸せられ、位將相を極め、また頗る治體に諳練し、裁決流る、がごとし、紀綱振肅、人風采を想ふ、時平常に寵任の已れに勝れるを嫉み、且其密諭あるを聞くに及びて、獨々悦ばず、時に源光、藤原定國等資望高く、而して位道眞の下に在るを以て居常快々たり、藤原管帳亦道眞に憾みあり、時平因りて相結び、力を協して排擠せん事を圖る、既にして時平密かに奏して曰く、道眞異圖あり、陛下を廢して齊世親王を立てんとすと、蓋し道眞の女親王に適くを以てなり、天皇春秋に富み、位に在る事日なほ淺し、遂に之に感ひ給ふ、延喜元年正月從二位に叙す、俄にして太宰府に左遷せらる、源善以下縁坐するもの多し、道眞憂悶、和歌を以て法皇に哀訴す、法皇大に驚き、天皇に見えて申救せんとて、急き清涼殿に幸す、菅根等宮門を鎖して、入れ奉らざるを以て、空しく還御ありき、道眞男女廿三人あり、皆處を異にして貶黜せられ、只僅かに少男女の隨行するを許さる、太宰府に至るの後門を開けて出でず、文墨に託して自ら遣るのみ、三年二月貶所に薨す、年五十九、筑前安樂寺に葬る、道眞文を能くし歌に巧みに、且最も詩に長じ、また博く經史に涉り、更になほ筆道に達し、空海、小野道風と共に三聖と稱せられたり、而して其後

スガハ—スギ

時平菅根相繼で歿し、加ふるに京都數々災あり、文獻太子また暴かに薨す、世以て道眞の榮と爲す、天皇皇深く悔悟し、延長元年本官に追復し正二位を贈り、左遷宣旨及び外記の文書等、凡そ事道眞に關するもの皆焚せしめらる、一條天皇正曆四年左大臣正一位を贈り、尋で太政大臣を贈る、はじめ天曆中、民間を北野に建て、道眞の靈を祀り、稱して天滿天神といふ、爾後貴となく殿となく崇奉頗る盛んなり、朝廷また八月四日を以て祭禮を設け、二十二社の數に入る、寛弘元年始めて北野社に行幸あり、これより歴朝相承て奉幣絶えず、世に聖廟と稱す、後世更に文字の神となし、所在之を祀るもの極めて多く、天神といへば、殆ど道眞に限るがごとき狀況を呈するに至り、新撰萬葉集、類聚國史等(大日本史、大日本通史)スガハラフシミノニシノミササキ 菅原伏見東陵 垂仁天皇の御陵、大和國生駒郡都村大字尼ヶ辻に在り、もと菅原伏見陵と稱せしが、安康天皇の陵造られしより東陵と稱へ、區別するに至る、菅家傳記に、御立野中陵に作れり、南面にして、前方後圓、環らずに池を以てす、光城方二町、景行天皇の御宇、土師氏を以て陵戸に充てしめ、元正天皇、守陵三月を充て、延喜の制、陵戸二烟、守戸三烟を置く、延喜式、諸陵考、陵墓一覽)スギ 朱器 藤原氏歴代の什寶、藤原氏の長者

スギ—スギタ

たるものは、長者の印、及び台盤と共に必ず之を傳領す、水左記には、朱器を長櫃四合に收めたることを記し、兵範記に據れば、大寶の朱器、節供の朱器に分れ、其數二十有餘ありと云ふ、閑院左大臣冬嗣の物品にして、爾來代々長者初任の時に之を渡す例なり、江次第裏書には、勸學院に在りとし兵範記には、東三條殿倉町に朱器藏ありて、之に收めたることを記したり、蓋し水左記、台記、兵範記、玉葉等を考ふるに何れも長者の什寶に關するもの即ち長者印、文書、朱器、台盤は共に同一藏に收めたるが如し、而して此の器の授受に關しては、兵範記治承三年十一月廿八日の條に詳しく見えたれば就て見るべし、スギ 主基(次基)大嘗祭(ダイシヤウサイ)を見よ、スギカヘシ 澁返(還魂紙) 紙屋紙(カミヤガミ)を見よ、スギタゲンバク 杉田玄白 名は異字は子鳳、九幸と號す、玄白は其稱なり、(若狹小濱藩の醫員)の子、玄白の生れし時、其母産産にて絶命す、左右之を救ふに急にして、生兒を顧るに遠あらず、且難産の子なるを以て生育せざるべしとし、布片に包み、之を扉側に置けり、既にして之を顧るに、命猶全くして、加ふるに男子なりしかば、人々再び慈眉を開き、乳哺養育して漸く生長するに至れり、年甫めて十八、江戸牛込矢來なる若州侯酒井氏の邸内に在り、一日交に告げて曰く、不肖兒此處に至るまで、疎慢にして徒に日を消したり、願くは自今新たに冥師を求めて本業を習はんと、交欣然として之を許し、即ち當時二本橋に住せる官醫西立哲に就きて外科の術を學び、また本郷なる龍門先生宮淵三郎右衛門に從うて經史を研精せ

スギタ



(集菟藁編料史)藏所氏彦文欄大京東

杉原紙

しむ、廿五歳の時藩主より部屋料五人扶持を賜ふ、因りて父に請ひて外宅す、父歿後、新大橋なる藩の中屋敷に移る、茲に於て蘭學創始の事あり、居る事數年、再び濱町に外宅し、これより家學を全備せんとし、奕世傳來の和蘭醫學と稱する書を撰するに、皆譯官を以て彼國人より問書せるもののみにて取るに足るべきなし、尙漢土の外科書を渉獵するに、亦疎漏にして遺徒する所を知らず、即ち新たに日本一派の外科を創立せんと思惟し、日夜研

究する所あり、醫科大成數卷を撰述す、其後和蘭原書人身内景圖を見、臟腑筋脈等漢訳と大に異なるを疑ひ、明和八年三月、小塚原に於て刑死の屍を解剖

スギノ—スギハ

し、之を其圖に徴するに、恰も符節を合するがごときに心服し、遂に憤然として、同志と共に、其圖説を翻譯せん事を謀り、前野玄澤會主となり、玄白及び桂川甫周、中川淳庵、石川玄常等數人、毎月數回相會して其文意を考定す、四年の間に稿を改むる事十一度、新譯解體新書と名づく、安永三年に至りて刻成り、之を幕府及び諸家に獻遣せり(カヅラガホシウ)參看)實に蘭書翻譯の嚆矢なり、茲に於て玄白の名海内に轟き、治を請ふもの常に門前市を爲す、晩年に至り將軍に謁す、文化十四年四月十七日歿す、年八十五、(蘭)解體新書並に約圖(他數人との編著)外科備考、和蘭醫學問答、和蘭醫説、和蘭事始、養生七不可、形影夜話、天眞樓漫錄、後見草等(洋學大家略傳)スギノコホリ 周吉郡 譯岐國島後(カモ)奄可(アマカ)新野(ニホ)等の郷見ゆ、郡名考、シユキツ、郡名録、スキツと稱し、地誌提要スキに復す(郡名異同一覽、國郡沿革考)スギハラガミ 杉原紙 紙の一種、播磨國揖保郡(今揖保郡)杉原村より造出せし紙なる故に名づく、(スイハラ)「スイハ」ス「イ」とも云ふ、後ち糊を入れたるを糊入と云ふ、(スギハラ)「スギ」も「ス」も、北條九代記に、承久元年杉原紙始流行とあれば、鎌倉時代より盛に用ひられたるものなり、杉原紙の中に思草尤も始めなりと云ふ、好古小録に、古代の杉原は板スキとて蔑めなし、奉書も杉原なれども、奉書は蔑めありと云へり、室町時代以後武家には一束一本と稱し、祝儀の贈遺には必ず此の紙を用ひたり、(イツククイツク)を見よ、後には備後より製出するを上等とし、伊豫、加賀、出雲、備中、丹後、但馬、土佐、大和の吉野等より製出するに至れり

スキヤ—スキヤ

大廣(縦一尺一寸、横一尺五寸)御上杉原と稱す、大物(大さ同上)大中(縦一尺八分、横一尺五寸)澁込(大同上)鬼杉原とも又十帖紙とも云ふ、色鮮明ならず、一束一本に用ふるは此紙なり、大谷(本谷、縦一尺一寸五分、横一尺七寸)中谷(小谷、縦一尺一寸五分、横一尺四寸八分)久瀨(縦九寸六分、横一尺二寸六分)思草(縦一尺五分又は一寸横一尺四寸五分)以上は皆播磨國にして、此他は國によりて名づく、但馬杉原(中品)丹後佐次杉原、備後三好杉原、加賀杉原、土佐杉原(中品)大杉中杉(以上共に粗質)美濃杉原、阿波杉原、豐後杉原(實質)安藝廣島杉原(同上)同大杉(色白肌滑)下野那須杉原、因幡杉原(奉書ともいふ)越前杉原、岩山杉原、丹後杉原(中品)大和吉野杉原(下品)同小廣(小吉野、小ケタとも云ふ)信濃杉原等なり(文藝類纂)スキビタヒ 透額 冠(カンムリ)の名所を見よ、スキヤ 數寄屋 室町時代以後、茶會の爲めに、別に小さく建てたる一種の座敷、茶寮、茶居とも云ふ、俗にいふ茶座敷なり、數寄とは、嗜好、好事の語意にて、茶事を嗜める者の居所なるを以てかく名づくといふ、嬉遊笑覽に、茶居問話に、昔は茶會の席とて、制に定めてはなく、其席々に見合せて爐を切て點じ、珠光の座敷などは六疊鋪なりしとぞ、但し爐の切處は幾疊にきにも三所あり、其傳にあげて切と、道具疊のみかふの地敷居へおし付て切との一ツなり、然るに武野紹鷗が四疊半の座しきを作りはじめ爐を下中に切りしより以來四疊半構といふことありて、其の後利休三疊大目構の座敷造り始めて爐を中にして切りしより、大目構の爐といひならは

スキヤ

し、其の頃より昔からいひ傳へしあげて切、さけて切といふ詞は捨り果て、今の世などは、昔かゝるこ

スキヤバウスガシラ

敷寄屋坊主頭 江戸幕府の職名、茶禮、茶器を掌り、殿中の喫茶に供

スキヤ

す、又單に敷寄屋頭ともいふ、若年寄の所管にして三員あり、高百五十俵とす、其下に敷寄屋坊主頭、

スキヤマリウ

杉山流 鐵衛の一派、シン

スキワタノ

透渡殿 透渡(スイワウ)を

スキウ

スキエ

スキヤマリウ

杉山流 鐵衛の一派、シン

スキエウシ

宿曜師 廿八宿九曜の行度を

子 伊勢の人、藤堂氏の家臣なり、慶長十五年

を讀ましめ、悉くこれを暗記せり、即ち京都に赴き、

スキシ

スキネ

スキネ

吉志 鳥井

スキリ

善 櫻田

スキシ

宿紙 「シエクシ」に同じ、同條を見

スキネ

宿禰 戸の一種、足尾、叔尼、宿

久八年四月二日、今日巳時有北斗本拜事、依宿曜師

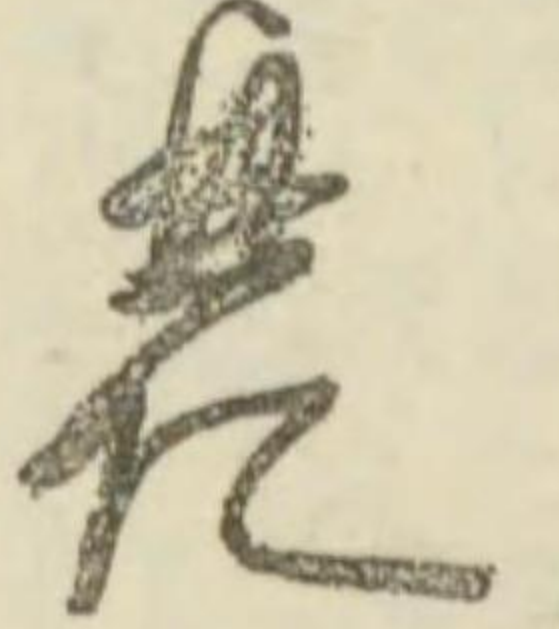
に、三日宿禰とありて、此時始めて姓の稱となれり、

海部 椋部 巨智 當世 上村主

スクリ

れば同語なり(倭訓栞)、(二)天智紀二年に白村江あり、新羅の地名なるが、村をスキと訓み、又欽明紀二年皇極紀元年共に主をニリムとも訓み、然らば村主はスキニリムの合語なるを、ニキをキに約め、キをクに轉じてスクリとなるにあらじ歟(氏族考一説)、(三)韓語にて村長の義なり、韓語スキオリの轉約にて、スキは韓語の村、オリは國語のアルツのアルと同語にて、主人主長の義なり(可波根考)、(四)サツクリの約にて、得物撰の意なり、サツは能く物をみとめ、其美物を撰りとれる古語にて、諸國の里邑の長として、各地の美物を撰定て、貢進れるものをさしての美稱が、姓となれるなり(姓序考)、(五)俊秀の義にて、村中の主首となる俊秀人を撰て村の主とするより村主と書けるなり(氏族考)、(六)村主は總領なり、須久利は須布流なり、クとフと横音通へり、リとルと五音亦通へり、スクに村字を借りたるは、村落の意にて、スダクの中略ならん、主なりと讀むは、大物主の主の如し云々(支同放言)、按ずるに第三説従ふべし、又姓序考に村首は村主の充字なりと云へど、可波根考に、村首は村主とは別に、ムラオビトとよみ、屯倉首の義なりと云へり(氏族考)氏族考に、成務天皇四年の詔に、國郡立長、縣邑置首と見えし時おかれしものにて、もと諸國邑里の長として、其地を治むる職なりしが、後ち轉じて姓となれるなりと云へり、姓の正しく書に見えしは、孝德天皇大化二年正月の詔に、別、臣、連、伴造、國造、村首所有部曲之民云々とあるをばじめとす(氏族考)左の如し(古事記傳、古史傳、姓序考、姓名錄抄、可波根考、古今要覽稿)

スクワウテンワウ 崇光天皇 御名は興仁、初め益仁、法諱勝心、光嚴天皇の第一皇子、御母は正親町公秀の女陽鏡門院藤原秀子、北朝第三代の天皇、建武元年四月降誕、曆元年(南朝延元三年)八月、立つて光明天皇の太子となり、貞和四年(正平三年)十月讓を受けて、踐祚し、觀應元年(正平五年)位に即く、二年(正平六年)足利直義兄弟と隙あり、其黨を率ゐて南朝に下る、尊氏即ち大兵を擁して關東に赴き、子義詮を留めて、京都の留守たらしむ、義詮兵寡くして鎮護する能はざるを慮り、許りて講和を南朝に請ふ、南朝また許りてこれを許す、爰に於て義詮は十一月七日、天皇及び皇太子直仁親王を廢し、正平の號を用ふ、十二月廿三日叙置鏡(爲神器)なり、三種神器、サンジュンツクキ(參看)を後村上天皇に奉る、翌日後村上天皇、天皇を尊びて上天皇といふ、明年二月後村上天皇、天王寺に幸す、伊勢國司北高顯義兵を率ゐて來り從ふ、尋て男山に幸し、更に顯能及び楠木正儀等に命じ急に京都を襲はしむ、細川頼春防戦して利あらず、遂にこれに死す、義詮大に懼れて近江に走る、顯能即ち持明院殿を圍み、本院(光嚴)新院(光明)の二上皇、崇光天皇、皇太子直仁を捕へて賀茂生に移し奉る、在位僅に三年なり、延文二年(正平十二年)許されて三上皇みな京都に還幸あり、崇光院は伏見殿に御し、明徳三年(元中九年)十一月落飾、應永五年正月十三日崩す、御壽六十五、山城國紀伊郡堀内村大光明寺陵に葬る(後編、大日本史、隆盛一覽)



崇光天皇 (署自御)

スクケガウ 介 國司(コクシ)を見よ、宿驛助成として、傳馬役夫を出さしむる爲めに、特に點定したる宿驛附近の村落を云ふ、蓋し街道の往來漸く繁きを加へ、宿驛のみにては其用を満たす能はざるが故に、其補助として附近の諸村に課したるものなり、之に定助郷、大助郷の區別あり、(一)定助郷は、定置の助郷にして、平常其任務に服す、其割合は、高百石に付馬二匹、人足二人なり、其他の公役は免除せらる(二)大助郷は、臨時の用に供へたる助郷にして、諸侯參觀交替、或は番衆通行等の大通行ある時に出すものにして、其割合は、百石に付馬二匹、人足二人の割合なり、臨時の用に供する目的たるが故に、其他の公役を免除せり、後世往來の頻繁となりて、定助郷に不足を生じ、通行に差支を起ししより、定及び大の名稱を合して定助郷と唱へ、人馬を増さしめたり(氏族考)文應元年十二月、鎌倉北條氏大番役別を停めて毎田五町に官駈若干を課し、以て驛傳の缺乏を補ひたることあり、これを濫賜となす、江戸時代に至り、元和五年四月、中山道の驛傳未整頓せざるを以て、各驛常備人馬を置く能はず、沿道領主代官及び郷村に課して人馬を出さしむ、其法知行每高百石に詰夫一人、每高百六十石に傳馬一匹、馬夫一人、諸郷は一年六人六匹を徴せしむ、これの起原とす、寛永元年十一月中山道太田川助郷船の爲に、高三千三百四十三石餘の郷村を付屬するに至りて始めて助郷の名あり、明暦三年四月各驛に令して驛馬及び助郷馬を定備し、時々其運傳の遲滞ならしむるに至りて、助郷の制度始めて定る、萬治元年十二月、驛傳其付屬の助郷を隨使し、助郷之が爲めに付屬を肯せざるに至るを以て、宿驛

スクワウスケ

スクケガウ

スケガ

及び助郷に命じて警備を呈せしむ、元祿二年各驛助郷を取らざる者、皆其封境或は國郡を限るが故に、往々濫賜の患あるを以て、更に各驛近傍の諸村を擇て其所屬を定めしめ、同七年各驛所屬を一定せしむ、正徳二年道中奉行助郷人馬の用法を陳じて、其助郷人馬を便役するは、勉て驛家常備の人馬を用盡し、其足らざるを待て始めて定助郷に課し、尙足らざるに至りて大助郷に課す、但東海道箱根伏見の二驛は、舊來付屬助郷なく、守口驛は助郷夫あつて助馬なし、故に直に此三驛を度越して、前後驛に至るを許す、又定助郷は、每高百石に馬三四匹、人夫五六人に止り、以上は皆大助郷に課す、凡助郷人馬は公私領の別なく、其石高に應じて之を出さしむ、又東海道岡崎驛以四大阪に至る諸驛、及び中山日光兩道は、大助郷あつて定助郷なし、故に其定助郷に課すべき人馬も亦之を大助郷に課するを例とす、又奥州街道甲州道中に一定の助郷なしと雖も、行人輻湊の日、臨時近郊の人馬を徴して以て之に充つ、蓋助郷の意なりといへり、享保十年二月更に定助、大助の兩助郷を合して一に定助郷と稱せしむ、延享四年四月沿道領主代官に令して助郷人馬を監督せしむ、曰く、近來助郷人馬の使用多く、頗に其懸訴を聞く、沿道領主代官宜く其下吏を出して卒然驛傳に入り、其人馬日縮帳を査檢し、又其先觸に照して正否を糾すべし、又助郷諸村皆總代人を撰びて、其驛家に出し、日々受領する所の人馬賃錢を以て、驛傳の日簿帳に記入せしむべし、又驛傳に於て助郷人馬を召集せんと欲すれば、宜く先づ先觸書の副本を以て助郷總代に示すべし、助郷諸村も亦、老人羸馬を出して總に其數を充す等の事あるべからずと、又同年各驛火災に罹るを名として助郷を苦役することを禁す、天明七年正

月東海道各驛助郷に命じて警備を呈せしむ、近來其事中絶するを以てなり、慶應三年十月各驛助郷及び當分助郷の課役を解く、降りて明治元年三月、海内一同に助郷動むべき旨を布告し、同年六月に、一般を助郷に組込み、凡東海道に七萬石、中山道に三萬五千石、關東道に一萬石程の見込を以て附屬せしめ、京都には、傳馬所を設けて助郷十三萬石を附屬せしめ、又諸道助郷總代等の名稱を廢し、新に傳馬所取締役を置く、其後屢々組替或は改正する所ありしが、五年正月陸運會社を設置して、助郷を廢す(地方凡例錄、助郷考、驛志稿、法令全書)

スゲノミヤツコ 少領 郡司の一、ケケンツクを見よ、スケヒトシシワウ 典仁親王 自王院と號す、後に慶光天皇と追尊す、東山天皇の孫、直仁親王(閑院宮)の王子、享保十八年二月降誕、寛保二年三月中御門天皇の猶子となり、三年九月親王となる、延享元年九月加冠、尋て三品に叙し太宰帥に任ず、寛延元年九月二品に叙し隨身兵仗を賜ふ、安永九年一品に進む、天明六年七月薨す、年六十二、明治十七年三月、太上天皇の尊號を追贈し、慶光天皇と稱せらる、これ光格天皇の御實父たるに因てなり(野史、法令全書)

スケノハカセ

スゲノミヤツコ

スゲノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スケノハカセ

スゴロ

六、於侍者可被許、至下藤、永可令停止、と見ゆ、下藤の輩のみ禁せられしは、單に遊戯としてのみならず、多くは贏輸を争ひ、闘擾の媒となる事あるが爲なるべし、江戸時代に至りては専ら上流婦女の間に弄ばれ、一般には餘り行はれざりき、柳亭種彦の記に「廢れし遊びは雙六なり、予をさなき頃も、雙六をうつものは、百人に一人なり」と見えたり、而して此時代には最早博奕の性質は全然帯びずして、只遊戯としてのみ行はれし事、歴代の法令中、



(載所風屏根彦)圖六雙盤

其禁なきにて推察すべし、かくのごとく江戸時代の中葉以後は殆ど婦女の一部に限られしが、系統を盤雙六より引きたる紙雙六は、之と反對に大に世上に弄ばるゝに至れり、盤雙六の形状並に方法を按ずるに、盤は縦七尺八寸、横一尺餘、高さ四五寸位の木盤にして、其面に圖の如く雙方に十二づゝの目を盛り、之に十二の馬(共に黒白の二種あり)を配置し、二箇の采を竹筒の中に入れ、互に振り出して、采の目の

スザク

まに馬を進め、早く敵の線中に入りたるものを勝と爲す、維新以後、全く廢絶に歸したり(紙雙六)雙六といへど、前者とは甚だ異れり、蓋し采を振りて馬を動かすの法を應用して起りしものなるべし、佛法雙六、官位雙六といへるは、其最も古きものにして、共に江戸時代の初めに行はれたり、其製たる、一枚の紙へ天台の面目、又は官位の次第を記したるものにて、全く兒童輩に佛法の面目、有職の品級等を心得させん爲めに作れるなりき、而して此雙六には繪畫なかりしが、淨土雙六の出づるに及び繪畫を加へ、繪畫六の起原を爲し、爾來各種の雙六は悉く之を學びたり、而して淨土雙六は、佛法雙六より一變したるものにして、まづ南園浮州より振り出し、目の善悪により或は天道に登り、或は地獄に落つる等種々の趣向あり、萬治寛文の頃の、俳諧の發句に其名見ゆれば、古き事知るべし、また貞享の頃より、更に道中雙六あり、淨土佛法官位等の諸雙六は、みな所謂飛雙六なりしが、道中雙六は、振り出したる采の目の數ほど進むものなる事、普く人の知れるがごとし、これよりして繪雙六は日を逐うて盛んになり今日に至りては衰へず、而して之を弄ぶには、元來其季節のごとくに關らざりしを、いつの頃よりか歌がた、羽子等と共に、主として新年の遊戯となりたり、なほ此種の雙六は、全く兒童の弄び物に過ぎずして、盤雙六のごとく、博奕の具に供せられし事あらざり、從つて政府より禁せられし事もなかりき、(選魂紙料、柳亭筆記、嬉遊笑覽、如蘭社語、雙六沿革)

スザク

朱雀 遼年號、神皇正統記藤中抄合運圖等には、天武天皇元年相當と爲し、水鏡に天武天皇大友皇子を亡し給ふ年八月に御門野上の宮にう

スザク

つり給ひたりしに、筑紫より三足の雀の赤きを獻りしかば、年號を朱雀元年とぞ申侍りし云々といへり、年代記皇代記二中歴等には、天武天皇十三年の年號、二年繼續と爲す(遼年號考)

スザク井

朱雀の西、方四町を占め、境内廣く、稲穂殿、鎮守石上明神、軍町、島町等ありしが如し○又四條後院とも云ふ、四條坊門に在る四條後院とは別なり、(後院)と稱するものならん、朱雀院の史に見えたるは、續後紀承和三年五月癸亥、以平城京内空閑地二百卅町、奉充大皇太后朱雀院とあるを初見とす、嵯峨崩御の後太皇太后福嘉智子之に御座し給ふ、仁明天皇承和五年十一月三十日太后朱雀院にて五位已上に宴を給ひたり、後、累代の天子皆之を後院とし給ふ、清和宇多醍醐朱雀天皇の如き是なり、天曆四年燒失す、後、再び造營して村上天皇の中宮藤原安子の御所とし給へり、後朱雀天皇も亦之れを後院とし給ひしものなるべし、二條天皇保元三年九月七日造營せり、治承元年正月朱雀院内の石上明神燒失す、建久三年正月後白河法皇の新熊野起請に、萬歳之後、朱雀院別當以下可令參向、者也とあるを見れば、朱雀院は、後白河法皇傳領して、嚴然として此頃まで存せしこと明なり、この後史料少くして與廢のこと詳かならず(後院考)

スザクオホチ

朱雀大路 平安京城宮城の南面の朱雀門より、南極の羅城門までの大路を云ふ、廣二十八丈、其東を左京とし、西を右京とす、延喜式に、朱雀大路廣二十八丈、自垣半一至溝邊、各一丈八尺、(垣基三尺、犬行一丈五尺)溝廣各五尺、兩間二溝十三丈四尺とあり、尙ほ皇居(クラウキヨ)參

スザクテンノウ

朱雀天皇 名號御名は寛明、法隆佛陀識、醍醐天皇の第十一皇子、御母は藤原基經の女穩子、第六十一代の天皇、(皇統)長元年七月降誕、同三年十月醍醐天皇の太子となり、同八年九月禪を受けて踐祚し、十一月即位す、此時に當り政綱既に弛みて、京都と地方との氣勢通ずるなく、加ふるに旱水風蝗の災害屢々臻りて群盜横行せり、而して殊に山陰南海の地は海賊極めて多く、公私の船舶にして掠奪せらるゝもの、紛々ならず、また地方にありて豪族漸く興起の姿を呈して、政令四方に及ばず、遂に天慶年間及び平將門藤原純友等の變となれり、天皇即ち兵を遣はして之を討たしめ、幾千もなきて平さしと雖も、世慮全く一變せんとするの兆、實に茲に萌せり(テンケイノヲシ參看)天慶九年四月位を村上天皇に譲りて朱雀院に移り、爾來屢々嵯峨、醍醐、大井河、宇治、東山等に幸し、或は岸川野、栗隈野等に遊獵を試み給へり、天曆六年三月癸亥、四月仁和寺の本院に遷り、八月十五日崩す、御壽三十、在位十六年、改元するもの二、山城國宇治郡醍醐村醍醐陵に葬る、天皇政寬仁を尙ぶ、人以此に寛に過ぎたりとなせり、藤原忠平此事を以て奏上し、密に諫むる所ありしに、天皇は朕これ先帝に聞か、卿の先人嘗て云ひしに、政は琴を張るがごとし、大絃急なれば小絃絶えんと、朕もし殿急にせば下民は堪へざるべきなりと宣へり、また服御常膳を減じて下民を仁惠し給へる事も屢々なりき(皇風紹運録、大日本史、陸奥一覽)

スザクモ

朱雀門 大内親外郎十二門の一、又大門、南門、重開門、伴門、(伴氏作る故なり)雲門ともいひ、又スザカノモンとも云へり、三

スザク

スザク

代貫録に、大明宮南面五門、正南曰、丹鳳門、夫丹鳳朱雀其義是一、然則以其在南方、故謂之朱雀、乎とあり(所載)大内親南面の正門にして、内は應天門、外は羅城門と相對し、朱雀大路より宮城に入る口に在り、東に美福、西に皇嘉の二門あり(所載)桓武天皇延暦十三年、大内親を經營せられし時、伴氏之を造る、大七間、戸五間、二重間なり、左右の衛士共に之を衛る、圓楹丹楹を以て彩り、東西各一間、東面西面各二間、並粉壁す、東西各八間に腋門あり、嵯峨天皇弘仁九年、額を改め、弘法大師の筆額を掲ぐ、永祥元年八月大風のため顛倒す、保元三年之を修造し、兼行朝臣の書せし舊額を撤し、前關白忠通の書額を掲ぐ、元久元年後京極攝政また額を書し、建曆二年十月、經に諸門顛倒の爲め新に額板を製し伊經入道の筆額を掲げたり、尙ほ皇居(クラウキヨ)參看(拾芥抄、大内親圖考證)

スザクヲノミコト

素盞鳴尊 伊弉諾尊の皇子、御母は伊弉册尊、天照大神の御弟、(所載)伊弉母の兩尊國土經營の功稍々其緒に付く及び、所謂三貴子を得、天照大神に高天原、月夜見尊に淡海原、素盞鳴尊に天の下を統治せしめ給へり、(古事記並に紀の一書には、素盞鳴尊を淡海原の君と定めらるゝと見ゆ)然るに素盞鳴尊は勇悍にして天下を治めず、暴惡の所業多かりしかば、父母の二尊大に之を憂ひ、汝は無道にして此國に君たるべき責にあらざらざれども、恐らくは、出雲の地方ならんか、時に尊は一度天照大神に見えて退居せんと欲し、高天原に赴くに當り、深淵鼓盞し、山岳鳴動せり、大神大に驚き、尊に異志ありて、我國を奪はんとするものなりと爲し、兵備を整へて之を俟つ、然るに尊は

スザク

スザク

決して惡意のあらざるを辯疏せざるを以て、大神の怒りや、解け、遂に此二神は互に誓約して、各々皇子女を生みて赤心を表したり、然るに幾千もなきて尊の行動は更に横暴となり、大神の御田を害し、大神の新嘗殿を碎き、大神の齋服殿を侵す等無狀の事多かりしを以て、大神大に怒り天の岩戸に隠れ給ふ、此に於て天地悉く暗く邪神並び作る、諸神即ち相談して漸く大神の怒りを慰めて岩戸より出し奉り、遂に尊に課するに贖罪を以てし、之を根の國に逐ふ(アマノイトノヘン參看)かくて尊は皇子五十猛の神を率ゐて新羅國曾戸茂梨の地に至り、後歸りて出雲國に赴き、簸の川上なる島上の峰に到り、足名椎、手名椎なる二神の爲めに高志(同國神門郡)なる八岐の大蛇を伐り平げて其女櫛名田姫の死を救ふ、時に大蛇の尾より名劍を得たり、これ私に有すべきものにあらずとて使を以て大神に獻す、天叢雲劍また草薙劍と稱し、三種神器の一に備はれるもの此の劍なり、既にして尊は櫛名田姫と婚し、宮を須賀の地に立て、之に移る、彼の有名なる「八雲立つ出雲八重垣妻ごめに八重垣つくる其八重垣を」といへる歌は、其時の詠にかゝる、これ三十一文字の短歌にして今日に傳はるもの、中、最古きものと爲す、後遂に根の堅洲國に就き給へり、「アマテラスオホミカミ」參看(古事記、書紀)

スシキタウ

修式堂 「シユシキダウ」を見

スジンテンノウ

崇神天皇 名號御名は御間城入彦尊、また御間城入彦五十瓊殖天皇と稱す、なほ其諱化を養し御肇國天皇と稱し奉る(所載)開化天皇の第二皇子、御母は大綜麻杵の女伊香色謎命、第十代の天皇、(開化天皇十年降誕、即位の初め疾

スシキ

スタレ スチカ

リ、鷹居上の前又居上の時分を注進いたさげ、右居上として鷹匠来るなり、これに依て此のごとき集鷹ある村方は、物成の内にて年々鷹扶持を獲しおくなり、其負数は、大體鷹匠逗留の日数及び人数等を尋ね合せて獲すなりと見えたり、

月吉日鐫物師推名伊豫重休と銘あり、明和九年火災後元の如く造營す、門衛に、萬石以下五千石以上のもの三箇年宛勤番、番士三人羽織袴着用す、武器には、鐵炮五挺、弓三挺、長柄五筋、持筒二挺、持弓一組を備へ置く(御府内備考、殿居録)

スチノコホリ

周智郡 遠江國

る竹を以て、帳の如く編みたるものを云ふ、物の隔とし、日光を遮るに用ふ、簾垂の義なり、又單に「ス」とも云ふ、竹を極めて細く精巧に削りて編みたるものに、綾、純子等を縁にしたるものを「ミス」と云ふ、御簾の義にて敬語なり、或は眞簾の義なりと云ふ、又翠簾とも書す、宮殿前等に掲ぐ、伊豫、伊豫國より出づる故に名づく、枕草子に紫かはして伊豫すかけわたして云々とあり、簾を以て編む、青簾、翠簾にて竹の青に青き緒を以て編みたるものなり、白簾、白き簾を云ふ、夫木抄に見えたり、蓋、蓋にて作りたるもの、源氏物語に見えたり、蓋、蓋にて作りたるもの、今も地方に行はる、玉簾、又玉鈎簾とも云ふ、水鳥又はカラス等にて作りしものと云へど、恐くは麗しき簾の稱謂なるべし、拾遺集金槐集等に見えたり、覆御簾とは宮殿等にて、柱の外に掛くる翠簾を云ふなり、後には繩暖簾、延慶等あり、御簾を懸くる式のこと、伊勢家禮式に見えたり、類聚しきを以て省く(錦屑譚、倭訓栞、類聚名物考)

透波 戦國時代武門にて用ひたる細作の一、忍の者と同じ職掌なれど、賊人等を勤むるなり、武家名目抄に、按、透波或は亂波といふ、これは常に忍を役するもの、名稱にして一種の職人なり、たゞ忍とのみよる中には、庶士の内より役せらるる、もあれど、透波とよばる、種類は、大かた野武士強盗などの内より出されて扶持せらるるものなり、されば間者かまり夜討などには殊に便あるが故に、戦國のならひ大名諸家何れもこれを養置しと見ゆ、透波よみてすつばといひ、亂波これをらつばと云、さて其名稱は當時の諺に、動靜とこのはす首尾符合せざるものすつばといひ、事の騒がしく擾ならぬをらつばといひしより起れるなるべし、(今俗にとつば、すつば、又らつびなどいふ詞のあるは、この遺言なり)、さるは、この間諜に役せられ、又夜討強

盜のふるまひをなすものは、人をあざむくが常なれば、おのづから起居正しからず、狐疑の形状をあらはし、言辭も首尾せざる事多かる故に、かく名づけられしと見ゆ(すつば業とは、眞實ならぬといひ、すつばめきとは、狼りに刀劍などぬく事をいへるを思ふべし)透波亂波一種のものとなへなるは勿論なれど、わけていは、關東にては大かた亂波と稱し、甲斐より以西の國々は透波とよびしと見えたり、尙本文によりて辨ふべし(いにしへ、檢非違使廳にて放免といふをつかはれ、平清盛國柄をとりし時亮を用ひ、今の世目明などいふがあるは、いづれもこの透波の類なり)と見えたり、

スチノ スツバ

ステリ ステア

スチカヒモン

筋違門 江戸城郭門の一、今の萬世橋(舊橋)より昌平橋と新萬世橋との間に在り、の處にて、神田より下谷本郷に通ずる城門とす、正保御園繪圖に筋違橋とあり、江戸志には、神田見付とも稱せし由いへり、此門の橋、古くは假初の造りなりしにや、今の欄干葱花子には、正徳元年辛卯年七月

透波 戦國時代武門にて用ひたる細作の一、忍の者と同じ職掌なれど、賊人等を勤むるなり、武家名目抄に、按、透波或は亂波といふ、これは常に忍を役するもの、名稱にして一種の職人なり、たゞ忍とのみよる中には、庶士の内より役せらるる、もあれど、透波とよばる、種類は、大かた野武士強盗などの内より出されて扶持せらるるものなり、されば間者かまり夜討などには殊に便あるが故に、戦國のならひ大名諸家何れもこれを養置しと見ゆ、透波よみてすつばといひ、亂波これをらつばと云、さて其名稱は當時の諺に、動靜とこのはす首尾符合せざるものすつばといひ、事の騒がしく擾ならぬをらつばといひしより起れるなるべし、(今俗にとつば、すつば、又らつびなどいふ詞のあるは、この遺言なり)、さるは、この間諜に役せられ、又夜討強

捨札 武家時代、罪人を刑に行ふ時、其罪状を記して十字街に立て、衆に示す札をいふ、刑を行ひし後數日間、其地に掲げ置くなり、刑罰(クイバツ)の條の圖を見よ、

首藤氏 姓は藤原、魚名の子伊勢守藤成より出づ、其裔在藤公清の子助清主馬首となる、因て首藤氏と稱し、源賴義に仕へ、從騎七人の一なり、子助道を生む、助道親清、通清の二人を生む、親清の子利部丞義通、山内氏と稱し、通清鎌田氏を稱す、助道以後世々源氏に服從す(尊卑分脈、氏族志)

透波 戦國時代武門にて用ひたる細作の一、忍の者と同じ職掌なれど、賊人等を勤むるなり、武家名目抄に、按、透波或は亂波といふ、これは常に忍を役するもの、名稱にして一種の職人なり、たゞ忍とのみよる中には、庶士の内より役せらるる、もあれど、透波とよばる、種類は、大かた野武士強盗などの内より出されて扶持せらるるものなり、されば間者かまり夜討などには殊に便あるが故に、戦國のならひ大名諸家何れもこれを養置しと見ゆ、透波よみてすつばといひ、亂波これをらつばと云、さて其名稱は當時の諺に、動靜とこのはす首尾符合せざるものすつばといひ、事の騒がしく擾ならぬをらつばといひしより起れるなるべし、(今俗にとつば、すつば、又らつびなどいふ詞のあるは、この遺言なり)、さるは、この間諜に役せられ、又夜討強

捨札 武家時代、罪人を刑に行ふ時、其罪状を記して十字街に立て、衆に示す札をいふ、刑を行ひし後數日間、其地に掲げ置くなり、刑罰(クイバツ)の條の圖を見よ、

ストウ ストク

ストモ スネア

スノコ スハウ

ストウウチ 首藤氏 姓は藤原、魚名の子伊勢守藤成より出づ、其裔在藤公清の子助清主馬首となる、因て首藤氏と稱し、源賴義に仕へ、從騎七人の一なり、子助道を生む、助道親清、通清の二人を生む、親清の子利部丞義通、山内氏と稱し、通清鎌田氏を稱す、助道以後世々源氏に服從す(尊卑分脈、氏族志)

ストクテンワウ 崇徳天皇 鳥羽天皇の第一皇子、顯仁、世に讀岐院と稱す、鳥羽天皇の女符賢門院璋子、第七十五代の天皇、文永二年五月降誕、保安四年正月、父天皇の譲りを受けて踐祚、二月位に即く、時に年五歳、白河法皇院中に在りて政を聽き、大治四年法皇崩御の後鳥羽上皇同じく政を院中に視給へり、保延五年上皇の寵姫美福門院、體仁親王を生む、上皇之を鍾愛し、生れて僅かに三月にして天皇の皇太弟と爲す、永治元年十二月位を太弟に讓る、近衛天皇これなり、天皇もと過位の意なし、而して法皇(此年鳥羽上皇薨變)早く太弟を立てんとし、美福門院また之を促す、故に天皇に強ひて讓位、しめたるなり、尋て尊號を上りて太上天皇といひ、法皇を本院と稱するに對して、また新院と稱す、これより兩院の間漸く諸はざるに至る、久壽二年近衛天皇崩す、崇徳上皇皇子重仁親王を立てんとし、衆議亦親王に歸せり、然るに美福門院は、近衛天皇の崩御は、上皇の呪咀によるとなし、法皇に勸むるに、雅仁親王を立てんことを以てす、親王は法皇の第四子にして上皇の同母弟なり、而して關白藤原忠通また之に賛同せるが故に、法皇遂に其言を納れ、雅仁親王を立て、之を後白河天皇と爲す、上皇益々不平な

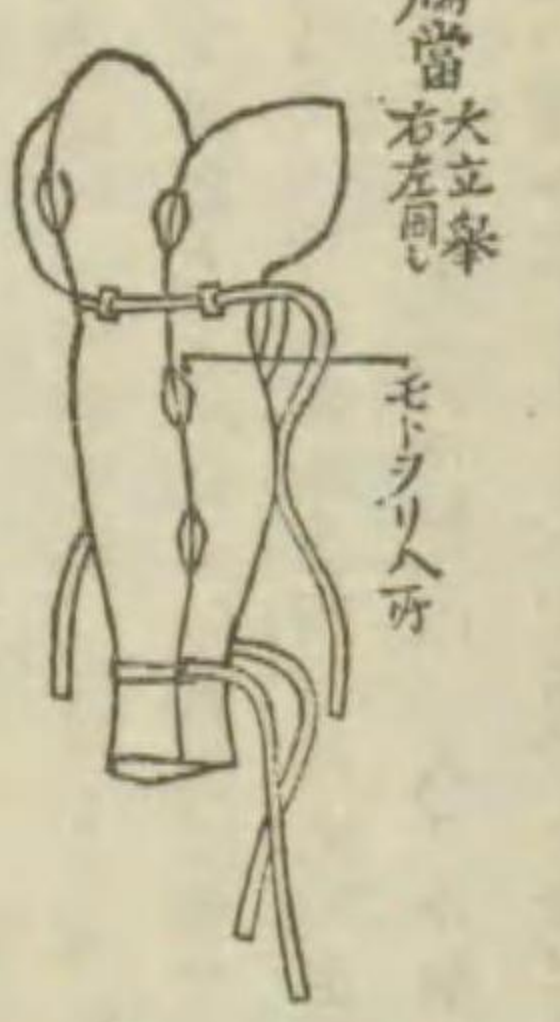
ストモ 簀戸門 (一)竹製の戸を附したる門を云ふ、又略して「スト」とも云ふ、(二)扉へ竹簧を打ち目透り作りたるものを云ふ、戦國時代以後兵家に木戸門を簀戸門とも云へど、果して此の門なりや否や詳かならず(家屋雜考、建築辭彙)

スネア 簾(籠宛) 籠の具、簾を包むものを云ふ、鐵竿を以て作る、大立簾(細き金を並べ作りたるもの、その形、簾に似たる故に名づく)、銀磨付簾(銀にて飾れる簾を云ふ、白檀磨簾當とも云ふ)、毘沙門簾(立簾の處を十王頭にせしもの、佛像の毘沙門天王の著たるに似たるより名づく)等あり、太平記四月三日合戦の條に、大立簾の簾當に藤

ストウ ストク

ストモ スネア

スノコ スハウ



(載所圖附記用軍) 腰當モクリノハ

鏡かけて云々、保元平治物語に、御曹司に云々、平野平太が腰當を射切云々、太平記關東大勢上洛條、長崎

スマデ—スマヒ

之座頭意津一を岩船にて簀巻にいたし於三御島之沖...

スマデラ 須磨寺 福祥寺(フクシャウジ)を見よ、

スマノミソギ 須磨御祓 巳の日祓(ミノヒノハラヒ)を見よ、

スマヒノセチ 相撲節 皇朝時代、毎年七月、天皇宮庭に於て相撲を覽給ひ、群臣に宴を賜ふ儀式をいふ。もと式部省の所管なりしが、清和天皇貞觀十年、兵部省に隸屬せしむ、是れ常に娛樂に供するのみにあらずして、其意武力を鍛練するにあればなり、醍醐天皇延喜兵部式の制に、七月相撲節に、不參の者を懲罰すること、射禮、騎射の節に同じからしむ、上世此節を重じ給ひしこと知るべし。○節日は、始は七月七日を以てす、蓋し垂仁天皇の七年、此日を以て野見宿禰、當麻蹶速に命じて相撲せしめ給ひしに因るか、淳和天皇の天長三年、改めて十六日と爲し、其後大の月は二十八日、小の月は二十七日に定まれり。凡そ相撲節を行はんとする時は、先づ其年の二三月頃、左右近衛府より、各々相撲使を諸國に遣し、相撲人を徴して領し至らしむ、之を部領使と云ふ、而して左府にて領せるを左方と爲し、右方にて領せるを右方と爲す、次で七月中旬に召仰の事あり、上勅勅を奉じて、左右近衛の次將、及び裝束司の辨を召し、相撲節を行ふべき由を仰す、次で内取の事あり、内取に御前の内取と府の内取とあり、節會の數日前より、左右近衛府は、各相撲所を開始して、互に其方の相撲人をして相撲せしむ、之を府の内取と云ふ、節會の二日前

スマヒ

に、相撲人を宮庭に召し、先づ左方をして互に相撲せしめ、次に右方をして互に相撲せしめて御覽に供す、之を御前内取と云ふ、内取とは試練の謂なり、節會の當日に至り召合あり、左右の相撲人を分ちて、互に勝負を決せしむ、若し決し難きものある時は、天



(載所筆耕田閑)

判を以て之を定むるを例とす、召合はもと二十番なりしが、後には十七番となれり、此日女官御膳を供し、親王公卿にも酒食を賜ひ、勝方亂聲舞樂を奏するを例とす、勝負方とは、其方の人の勝負を通計して其多きを取るなり、節會の翌日、拔出及び追相

スマヒ

出撲の事あり、拔出は扱手とも書し、又扱取とも云ふ、前日の相撲人の中に就きて、優等の者を簡拔し、或は勝負分明ならざりし者等をして更に相撲せしむるなり、追相撲は、白丁又は衛府の舍人等をして、拔出の後に相撲せしむるなり、雙勝の儀、昨日の如く、左右共に舞樂を奏し、或は親王公卿以下に儀を賜ふ、相撲節終て後、負方より物を獻する事あり、之を輸物と云ふ、又左右近衛大將の相撲節に預りし職員を其第に會して、其方の相撲人を贊する事あり、之を還贊と云ふ、抑々相撲節の儀は、弘仁の内裏式に見えて、其式前後二日に亘り、淳和天皇の天長六年以後は、其式三日に亘り、蓋し第一日の相撲は、後世の所謂内取なるべし、又節代と云ふあり、略儀の稱にして、其式亦二日に亘れり、式場は時に由りて一定せず、古くは召合は神泉苑に於てし、拔出は紫宸殿前に於てし、内取は仁壽殿の東庭に於てす、紫宸殿に出御なき時は、召合拔出共に仁壽殿の東庭にて行ひしことあり、其他朝堂院、豐樂殿、建禮門、綾綺殿、武德殿、清涼殿等を用ひられしことあり。○相撲節より一月前、左右の相撲司を任じ、參議以上を左右司に分配して、諸般の事を準備せしむ、親王を以て別當と爲し、而して相撲司を置くことは、淳和天皇の天長三年に始まる、是より先き元正天皇の養老三三年に拔出司を置く、蓋し亦相撲司の謂にして、後世の所謂拔出の義にはあらずるべし、相撲の當日には、左右の出居あり、近衛の將佐を以て之に充つ、式場に臨監して、勝負を審判する職なり、又左右に相撲長あり、立合あり、審判あり、相撲長は相撲人を監督し、

スマヒ

立合は左右の相撲人を立ち合はしめ、審判は審判を別して勝負の數を明かにす、何れも衣冠を著け、劍及び弓箭を帶して事に従ふ、負方は度毎に、立合審判を改め替ふるを例とす、又相撲人に最手、腋等の稱あり、最手は本手とも書す、近衛府其人を選びて之を補し、進で近衛の番長に任ぜらる、事あり、腋は腋手又は助手とも云ふ、最手に亞げる相撲人なり、又別に占手、垂髮、總角と云ふあり、占手は小童を以て之に充て、垂髮總角は、共に白丁を以て之に充つ、古は相撲節の當日、左右共に先づ占手(一番)を出し、次に垂髮(二番)次に總角(三番)を出し、四番より普通の相撲人を出し、最後に腋最手を出して二十番に至る、後世は占手、垂髮、總角等の稱なく、又最手、腋等を最初に出すことあり、凡そ相撲人は、何れも犢鼻褌の上に狩衣を著け烏帽子を被り、其場の上るや、左方は葵の造花を頭に著け、右方は狐の造花を著け、共に劔衣を取りて圓座に置き、勝負を決して後、更に劔衣を執て出づ、勝方の造花、及び劔衣は、骨物と稱して、再び次番の相撲人に著けしむるを例とす、聖武天皇の神龜五年以後、屢々詔して諸國相撲人の入京の期を定め、若し期に違ひ、及び上らざる時は、其國司の俸祿を減奪し、其相撲人を禁獄する等の制あり、又相撲人等、事を供節に託して、動もすれば官司を侮蔑し、民人を凌辱するを以て、其制をも設けられたり。○相撲節の外に、臨時相撲あり、其儀大抵相撲節に同じく、番數は五番七番より、十二番十六番を以て限とす、多くは八月に行はる、蓋し節會の相撲人の未だ歸郷せざる者を召して、相撲せしめらるゝなるべし、然れども、又必しも相撲人のみにあらずして、流口又は藏人所の衆等をして相撲せしめしことあり、臨時相撲の後、又は還選の時等に、布

スマヒ—スマフ

引の事あり、左右の相撲人をして各々布一段を執らしめ、互に之を糾せて索と爲し、相曳を以て力を争ふなり、而して勝者に其布を賜ふ、蓋し相撲の餘興なり。○相撲節の史に見えたるは、聖武天皇の天長三年七月、及び其十年七月に在り、桓武天皇の延暦十二年より、毎年の恒例となり、此後時に由りて延引停止等なきにあらざれども、殆ど三百年間、衰廢の事なかりしが、鳥羽天皇の保安以後、三十餘年間廢絶せり、後白河天皇の保元三年に至りて再興ありしが、其明年より復行はれず、其後十餘年を経て、高倉天皇の承安四年に一度行はれしかども、其明年(安元元年)より又復行はれず、遂に後世永く廢絶するに至れり(古事類苑武技部)、なほ吉田追風の家記に、後鳥羽院の文治二年相撲節會ありしも其後再び中絶し、更に下りて正親町天皇の永祿申また之を行ひ、十三代追風行司の役を勤めたりと見えたりとも傍證なし、暫く後考を俟つ。スマフ參看、

スマヒノツカサ

相撲司 臨時官、相撲節の時相撲の事を掌らしむ、淳和天皇の天長三年始めて置く、三位二人、四位八人、五位十五人を左右に分置す、後醍醐成天皇元慶六年左右各々十二人となし、中納言以下の人を任じ、親王各一人を以て別當となす、スマヒノセチ參看(紀略、三代實錄)

スマフ

相撲(角力) 安齋隨筆に、スマフともスマフともいふは、サカラフ事といふ、馬の乗りすまひ、付すまひなど、いふにおなじ、相撲は兩人相互に投げんとし、投げられじとサカラフなりと見え、相撲沿革史に、上世に在ては其名を力競、又は争力と稱へ、中世以後は角力、又は相撲と號し、或は角抵、角力、手搏、拍張の文字を使用すれども、其實は一物たるに過ぎず云々、搦力は、舍人親王が日本紀

スマフ

に、宿禰と蹶速の力競を記するに、始めて此文字を用ひたり、搦は競の義、力は筋幹の義なり、スマヒとは互に抵競せる形容より出でたる語なり、以來此名を持續せり、相撲は、日本紀に、皇極朝の朝以來の力競に此語を用ひて記せり、此語は、法華經安樂品に、諸有凶獸相撲と云へる語あるに基きたるなり、角抵は支那の六國の時に始めて遺出せる戯技の名目なり、我邦の力競とは全く異にせり、好事者の假借使用したるものなり、角力、手搏、拍張は共に角抵の換字なり云々といへり。○追原隨筆に、相撲の起原遠く神代に在り、古事記既に、建御名方神と建御雷神と力競したる神話を載せたり、是蓋し相撲の濫觴なるべし、次で又垂仁天皇の時に及び、野見宿禰と、當麻蹶速との相撲あり、垂仁紀七年七月乙亥の條に、則當麻蹶速、與野見宿禰、令搦力二人相對立、各舉足相蹶、則蹶折當麻蹶速之脇骨、亦踏折其腰、而殺之、と見ゆ、今日の相撲に比すれば、大に異なる處あり、聖武天皇以來、朝廷には相撲節(スマヒノセチ)參看なる恒例の公事起り、天下に令して相撲人を賞せしめ、毎年七月其技を角せしめて天覽あり、年中行事以外に於て、また臨時に之を催さる、事も屢々なりき、これより日を逐うて盛んとなり、貴族間にありても、流行せしがごとく、紀名虎と伴善男と相撲へる事、盛衰記に見え、宇多天皇と在原業平と相撲へる事世繼物語に見ゆ、殊に一條天皇以後は、此技に巧なる相撲人相踵で輩出し、公卿中にもまた之を善くせるものありき、鎌倉時代に入りては、頗る武人の間に行はれ、歴代の將軍屢々之を其邸もしくは諸大名の邸に催さしめ、且つ鶴岡八幡の祭には例として相撲を興行するに至れり、而して其相撲人は一國一城の主、又は其子弟あり、或は士にして、技倆の

スマフ

拔群なるものは、時々推薦せられて面目を施せるものあり、吾妻鏡に據れば河津祐泰、後景景久、高山重忠、和田義秀等が力を闘はせしこと散見し、如何に武人間において盛んに行はれしかなるを知るに足るべし、南北朝以後、室町時代の初めには、特記すべきものなしと雖も、室町の末期、即ち戦國時代に入りては、再び盛大となり、其事の諸書に散見せるもの多しとせず、特に織田信長の如きは最之を好み、諸國より力士を召集せる事數千人の多きに上り、なほ大友家記に、雷、稻妻、辻風等の相撲取、豊後府内に於て勳進相撲を興行し、大友宗麟の家士原大隅守と力を角せんとせる事見えたり、以て當時既に専門の力士ありて、營利の爲めに、遊覽場に於て興行したる者ありし事と、藝名の行はれし事とを何ふべきなり、江戸時代にも、亦好んで武士間に弄ばれし事、伊達政宗の井伊直孝と江戸城の殿中に於て、相撲ひたりといへる有名な逸事を以て何ふに足る、而して此時代の興行相撲はみな勳進相撲と唱へたり、蓋し勳進相撲は、神社佛閣の建立修繕等の事ある場合、人々に淨財の喜捨を勧むるが爲めなりしが、いつしか變形して、只營利的に興行するものをも、また爾か稱することになり、前に擧げたる大友家記の内に、勳進相撲の名ありて、其力士は皆専門營業の者たりしを以て見れば、當時における勳進相撲は、既に其本義を失ひたるものにして、今日と相同じかりしなるべし、また江戸の勳進相撲は、寛永元年明石志賀之助が、四ッ谷鹽町に於て、晴天六日間興行せしを以てめと爲すよし、相撲大全に見ゆ、此時に當り名力士の出づるもの、前後相繼ぎしを以て、非常に世に歡迎せられ、大小の勳進相撲各地に行はれ、從つて紛擾を醸す事夥なからざりしがゆゑに、慶安元年遂に禁

スマフ

止の法令下りしが、幾干もなく其禁漸く緩み、之を能すもの多かりし爲め、寛文年間更に禁止令を勵行せり、斯くて勳進相撲一時衰廢せんとせしが、元禄十一年淺草なる卅三間堂火災に罹り、尋で之を深川に移すに及び、地堅勳進相撲を請願し、再び認可を得て興行し、且此時より専ら勳進方のみの力士を限り、寄り手を加ふる事なかりしを以て、紛擾自ら少く、能く繼續して、明和年間に至るまで、凡そ八十年の間、概れ此の處を以て大相撲の演舞地となしたり、然れども當時は、今の同向院の如く、一年二期の相撲共に、必ず一處に限りたるにあらず、二期の中一期は、多く市内有名神社佛閣境内を順次に選擇し行はるものなり、既にして卅三間堂は、寶曆八年の火災に焼亡し、再建後僅かに九年にして、明和六年の大風に壞倒せしがゆゑに、更に其隣地なる富岡八幡宮を一定の演舞場となし、一期は概れ此地に於てなす、後淺草藏前八幡宮の境内を多く演舞の場となし、文政十年より、一年二期共に同向院を以て一定の演舞地とし、今日に至るまで變更したる事なし、また京都の勳進相撲は、正保二年六月糺森における興行を、大阪にては元禄五年南船江高木屋橋筋立花通における興行を、並に其起原と爲す、之を要するに、三府の勳進相撲は、殆ど相前後して起り、時に盛衰ありと雖も、寛政年間に至り、谷風小野川の如き、名力士併出するに至りて、相撲熱益々上騰したるのみならず、力士にして少く技倆ある者は、悉く諸大名の抱へとなりて秩祿を食み、其勝敗を以て、一番の榮辱とするに至りしかば、天下の力士は、争つて三府勳進相撲の下に集り、特に江戸は幕府の所在地たるを以て、最盛況を極むるに至り、而して維新の前後は、戦亂と舊物破壞の形勢

スマフ

とに壓せられて、一時衰頽を極めたりしが、高砂浦五郎、雷權太夫の二人ありて、銳意其挽回を謀りしに、遂に再び今日の盛況を來したり【土俵】は古へになき處にして、木村孫六の相撲強弱理合書によれば、土俵を築く事、天正年中よりはじまり、慶長に至りて諸國一同に之を定む、其より以前に境界なしと見ゆ、孫六は延寶年間に生れ、天正慶長を去る事、あまり遠からざれば、其説恐らくは信すべきに似たり【力士の階級】王朝時代には力士の最上位を最手(秀逸最上の取手といへる義)其次を最手脇(最手の補佐といへる意)といへる事、著聞集、小野宮年中行事等に見ゆ、最手は今の太閤に當り、最手脇は關脇に當る、また江次第に助手と記したるは、最手脇の事なるべし、江戸時代以後は、初級を前取、次を水中、次を序の口、次を序の二段、次を三段、次を二段、次を十兩取關取格とし、次を幕の中と爲す、幕の中にまた前頭小結關脇太閤あり、其上を横綱と爲す、小結關脇太閤を併稱して、また三役と名づく、古は最手、最手脇の二役に止まれり、横綱は、日下開山と稱せられ、天下無雙の力士を擧げたるものなり、傳に、往時近江國の住人ハジカミと云へる人、佳吉神社の神前に在りし注連繩を腰に巻き締めたるより始まればといへど、確かならず、而して横綱免許は、新道の宗家吉田道風より授與するを以て古例とす、然れども時としては、五條家より與へられしことあり、其免許の年代に就き數説あれども、現今相撲協會が吉田家の舊記に據り査定せしもの左の如し、初代 明石志賀之助 傳説のみにて記録なし 源氏山 綱五郎 年號不明 二代 丸山權太左衛門 寛延二年八月 三代 谷風權之助 寛政元年十一月

スマフ

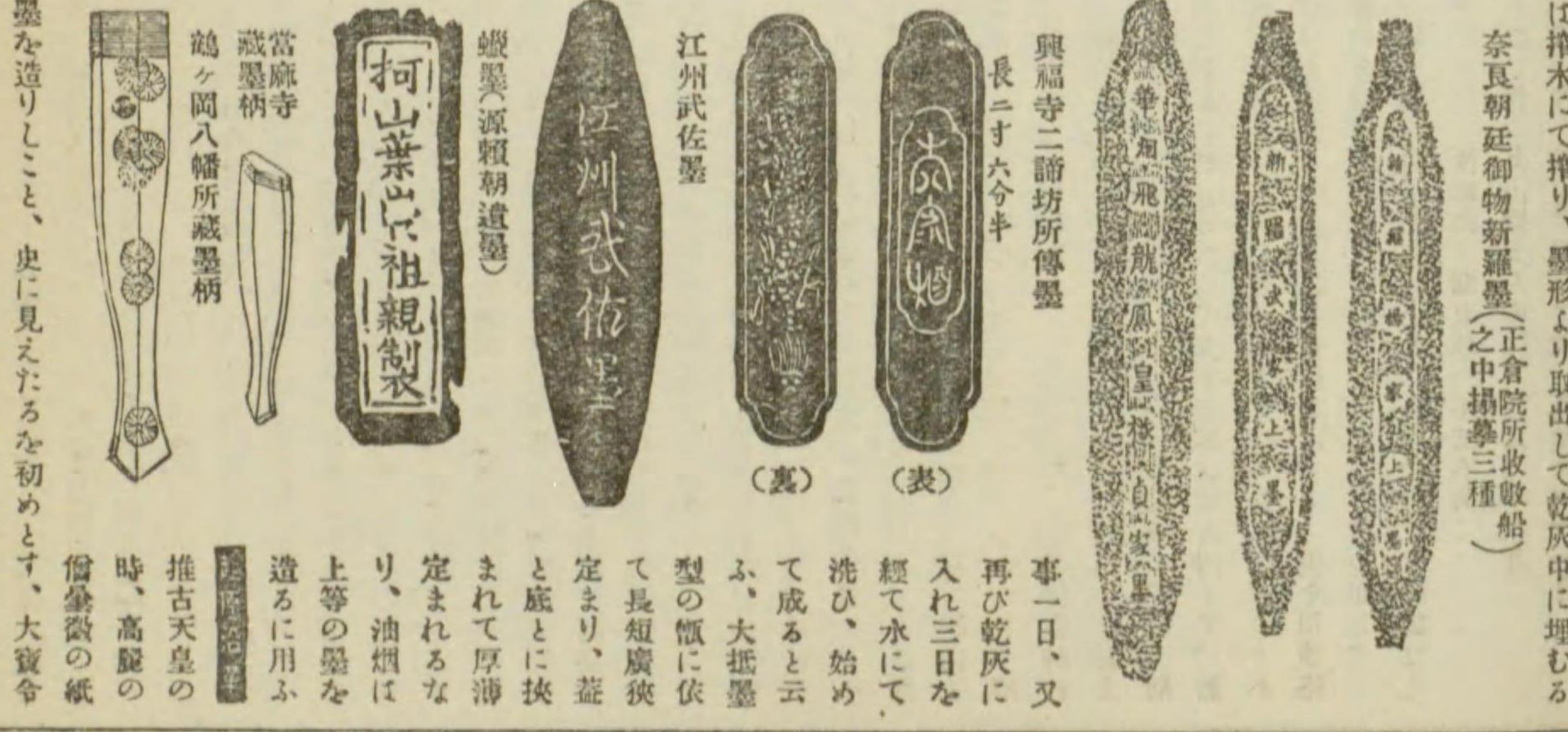
【行司】王朝時代、相撲節の時に立合せと稱するものあり、相撲人を互に立ち合せて番はしむるものにして、後世の行司に比すべし、後世は肥後の吉田家、行司の家元として、兼て相撲に關する禮式故實を司り、行司並に力士の免許は其管する所なりき、家傳によれば、後鳥羽院文治中、吉田家といふもの、追風の名を賜ひて、朝廷相撲の司、行司の家となる、後世襲して十五代追風に至り、はじめて肥後の細川家に仕へ、なほ舊のごとく其職を世々にすとあり、鳥羽院の時云々といへるは信すべきにあらず、遙か後世の事たるべきは疑なしと雖も、他に傍證なきを以て其年代を詳かにする能はざるなり、之につきて勳進相撲行司の家元として、現今なほ子弟繼承するものを木村、式守の二家と爲す、共に吉田家の門流にして、木村家は寛永二年より、式守家は寛政年間よ

スマフ

り、其業に就きしこと、相撲行司家傳及び式守氏の系圖に見ゆ【四十八手】年代及び記録によりて一様ならず、いま隱雲解に載する處、現在行司代に傳はる所と概れ同じきがゆゑ、抄して參考に供ふ、反十二手(向反、居反、掛反、寄反、撞木反、一寸反、ギホウシ、枕腕反、鴨の入首、クダキ反、衣カッギ)拾十二手(合掌捻、肩スカシ、外無雙、内無雙、逆捻、クダキ、引落、出シ捻、巻落、頭捻、片手ラク)投十二手(上手投、下手投、引投、上矢倉、下矢倉、首投、カラミ投、握投、寄投、出シ投、手抜の腹投、八柄投、掛十二手(二足掛、一本掛、内掛、外掛、手拵掛、泥障掛、呼掛、渡掛、タグリ掛、掛モタレ、水掛、傳掛)等なり、尙ほ新手上、手投八十二手、手碎八十六手あり(相撲沿革史、相撲大全、古事類苑武技部、相撲史傳)スマフノセチ 相撲節 「スマフノセチ」を見よ、スマフフギヤウ 相撲奉行 武家に於て相撲の興行ある時、之に關したる一切の事を司る臨時の職、其家々にて之をおく、鎌倉時代以後桃山時代にかけて此職あり【墨】香墨鏡に、建久三年八月十四日甲寅、於鶴岡邸外庭放生會、相撲内取手被召決云々、藤判官代爲奉行云々とあるを初見とす、室町幕府の時詳かならず、織田豊臣時代には諸大名には相撲人を扶持し、角力を興行せしを以て、相撲奉行を置くに至り(武家名目抄)スマフ 墨 墨の義にてソミの轉語なり、又「マツノケアリ」とも松煙とも云ふ、後には繪の具にて磨るべく作りたるものも云へり、朱墨、藍墨の如し、古は常に墨柄に箆めて使用せり【油煙】油煙は松煙を膠汁に合はせ、香料などを加へて充分に洩れ、是を墨型に入れて形を造る、此の墨型に膠を置き、又

スマフ

は擇木にて擇り、墨形より取出して乾灰中に埋むる 奈良朝廷御物新羅墨(正倉院所收敬船)之中揚墨三種



事一日、又再び乾灰に入れ三日を経て水にて洗ひ、始めて成ると云ふ、大抵墨型の概に依て長短廣狹定まり、蓋と底とに挟まれて厚薄定まれるなり、油煙は上等の墨を造るに用ふ 推古天皇の時、高麗の僧曇徴の紙墨を造りしこと、史に見えたるを初めとす、大寶令

スミ

の制に、圖書寮に造墨手四人を置き、製墨に従事せしめ、天皇及び諸司の需用に供し、延喜の制に、造墨手の上に長上一人を加へたり、而して圖書寮にて造る所は四百挺にして、別に丹波播磨太宰府より貢せしめたり、諸司に配する各定數あり、當時は松烟にて造る、この時墨の貴きことはその配付に半挺とあるを以て知るべし、藤原時代以後藤原代(紀州)、武佐墨(近江)最も賞せられたるが、鎌倉時代には七びたり、江戸時代、皇室及び幕府の御用を務むるを墨師と稱し、その家を墨所と稱す、京都は新川彌次兵衛(四條寺町西)古梅園(寺町二條上)長田惣七(衣棚下立賣下)江戸は森若狭(日本橋三丁目)岡肥後(大傳馬町一丁目)松井和典(古梅園、日本橋二丁目)等あり、此他各國に於て盛に製造するに至り、就中、奈良は最も盛にして松井氏(古梅園)其名を擅にせり、**品質**形状によりて其名を異にし、形を以てするは、大墨、丸墨、八角墨、品等を以てするは、好墨、中墨、凡墨、原料を以てするは、松烟墨、油烟墨、掃墨、灰墨とも云ふ、土地を以てするは藤代墨、淡路墨、武佐墨、柏原墨、唐墨、和墨、南部墨(平安墨)、筑紫墨、太平墨(泰平墨)等あり、今王朝時代に傳來せしと云ふ唐墨李家烟、新羅墨等を圖に示したれば就て見るべし(侯訓業、文藝類纂、天朝墨談、古事類苑文學部)

スミアアラフギヤウ 炭油奉行 室町時代、將軍大名の第に赴く時、諸家臨時に置く所職、炭油の事を掌る(武家名目抄)

スミガマヤク 炭電役 江戸時代納税の一種、炭を焼き出す竈に課したる役錢、竈一箇につき幾許と極めて納むるなり(地方凡例録)

スミサ 炭座 鎌倉幕府の時、炭を賣る所をいふ、所謂鎌倉七座の一なり(庭訓抄)

スミノクラリウ

角倉流 角倉與市の創めたる入木道の流派、與市名は光昌、字は芝之、素庵、貞順等の號あり、江戸幕府に仕へて法橋に叙す、其學を藤原惺高に學び、書を本阿彌光悅に學び、入木道を以て遂に一家をなし、光悅及び八幡昭乘と共に落下三筆と稱せらる、寛永九年六月十二日歿す、時に年六十二(古今書畫鑑定便覽、先哲叢談)

スミノクワレウイ 角倉了以 幼字與七、名は光好、後了以と改む、本姓は吉田氏、**吉田宗佳の子**、**天文廿三年**生る、性工役を嗜む、後徳川家康に仕ふ、慶長八年家康の命により巨船を造り、安南に通商して利あり、九年美作和計川に往き、帆船を見て思へらく、凡百の川皆船を通すべきなりと、即ち蟻峨に歸り、大井川を派り丹波保津に至り、其地勢水路を檢し、翌三年に千支之を江戸に遣はして開鑿の事を請はしめ、許可を得るに及び工役を督し、川中に横る處の嵩石を除き、土砂を浚へて其水を深くし、八年の秋に至りて功成る、是より先編筏僅かに通するのみなりしに、茲に及び丹波世喜村より蟻峨に到るの間舟楫始めて通じ、兩國の民其利を享くる事頗る多し、十二年の春、更に幕府の命により帆を富士川に通ず、駿河岩淵より舟を挽き甲府に到る、山峽の洞民いまだ嘗て舟を見ざるなり、みな驚いて曰く、魚にあらずして水を走る、惟なる哉と、而して國民爾來運漕の便宜を得て大に喜ぶ、十二年大佛殿を洛東に營むの事あり、大木巨材甚だ挽牽に勞す、了以請うて河に循うて之を運ぶの許可を得、川を修理して水運に依る、故に力を勞せずして、遂に材木悉く達するを得たり、十六年船を鴨河に行らん事を請うて許さる、因りて伏見川より帆を漕ぎて上流に廻り二條に達す、十九年富士川鹽

スミノケイオン

住吉慶恩 幼名聖壽、**鎌倉**評かならず、**圖書考**、大和錦、扶桑畫人傳等には、住吉隆親の二子、光長の弟と爲せども證據なし、**攝津住吉の繪所**にて、住吉の里に住せるを以て氏と爲したるなり、畫を以て法眼となる、而して其圖する處の名畫世に殘りて人の賞するもの尠なからず、殊に瀧頂の卷、或は小柴垣草紙等に至りては、秘戲の圖にして頗る名高し、本朝畫史に「宅廣、住吉、粟田口、芝の四人は、春日の繪所なり、共に南部に仕して、世業佛像を寫す」とあり、これによれば慶恩も、後には南部春日に移りたるものか、然れどもまた其畫きたる著名の繪卷等には、後白河天皇、後京極大臣、慈鎮等が詞書を書したるの多きによりて考ふれば、多くは京都に住せしものなるべし、歿年詳かならず、**スミノシハ**參看(扶桑畫人傳、横井博士、日本繪畫史)

スミノシノコホリ

住吉郡 攝津國古(墨江)と稱す、古事記仁德天皇の條に見ゆ、蓋し難波の大郡を割て、之を置きしなるべし、**萬葉集**墨之江、清江、又、須美乃延に作り、延喜式以後住吉に作る、**倭名抄**に住道(スミチ)大羅(オホロサミ)杭全(クマタ)餘戸、榎津(イナツ)等の郷あり、後住道郷、河内國丹波郡に入る、蓋し大乗院寺社雜事記に依るに、文明十四年細川政元、畠山義就と和し、關郡を取りて河内十七ヶ所を還したること見えれば、此頃義就の住道郷を河内に併せしものなるべし、郡名考以後關郡の一部を併せて住吉郡と稱し、明治

スミ

元年十二月より二年二月に至り、此郡の諸村新大和川以南に在る者を和泉國大島郡に併せ、同七年八月遂に七道村を二國に分隸せしむるに及び、新大和川を以て攝津和泉二國の界と定む、今は郡名失せて東成郡に併せらる(郡名異同一覽、國郡沿革考)

スミノシノシヤ 住吉神社 攝津國住吉郡(今東成郡)住吉村○又、スミノエノナシロとも云ひ、住吉大神と稱す、本國の一宮、現今官幣大社、**表筒男命**、**中筒男命**、**底筒男命**の三神、後に息長帯姫命を加へて四座とす、**原田**神功皇后征韓の時、此神に祈禱して靈驗ありし故を以てはじめて社を造りて鎮め奉る、是を本社と起原とす、(一代要記に孝謙天皇寶字二年、始て住吉社を造るとあれど修造の事をいへるなるべし)欽明天皇の御宇使を遣して住吉神を祀らしむ、**天武天皇**十三年神田三十町を奉て御酒料に充て、**朱鳥元年**七月幣を奉り、**持統天皇**六年幣使を遣して新宮を造る由を告げ、**文武天皇**慶雲元年七月幣帛を奉り、**稱徳天皇**天平神護元年造幣あり、**桓武天皇**延暦三年從二位を賜ひ、八年本社に行幸あり、住吉行幸此に始まる、**平城天皇**大同元年遣唐使の御祈に依て從一位を授く、凡此後外國に使者者、必ず幣帛を奉りて船舶の恙なき事を祈る、是歲神封二百廿九戸を充つ、**嵯峨天皇**弘仁三年六月、本社正殿の外、破るに從て修理するを永例とす、**仁明天皇**承和六年幣帛を奉り、**昭後**天皇泰幣のこあり、**醍醐天皇**延喜の制、**名神大社**に列なる、**新年**月次相嘗新嘗の案上官幣、及び祈雨の幣帛に預る、**江戸幕府**より二千六十石を給はる、**凡神社**正殿二十年毎に造らしむ、其料は神稅を用ひ、其造宮には、神祇副を使とす、中古以來和歌の神として玉津島と共に歌人より最も尊崇を受けたり○

スミ

祭祀は甚だ多し、二月四日新年祭、五月廿八日田植祭、六月晦日大祓、神輿閉口の旅所に幸す、十一月新嘗祭、神人祭衣を著け馬に騎り、大和歌火山口神社の地を取來て天平瓮を造て神饌を供ふ、新年祭もまた同じ、其神社に仕ふる者、**神主**、**權神主**、**社務**あり、**板屋**、**狛**、**津守**、**大宅**、**神奴**、**大領**、**高木**之を神主七家といふ、皆田雲見宿禰の裔なり、其他神人三百餘家あり(神祇志料、古事類苑神祇部)

スミノシハ 住吉派 繪畫の一派、住吉慶恩これを創始し、後一旦中絶したりしを住吉廣通更に中興したるもの云ふ、慶恩は鎌倉時代のはじめ、住吉の繪所たりしが、其家久しく中絶したりしを、住吉廣通の時、後西院天皇の勅旨によりて住吉家を繼ぎて、之を再興せり、**子廣澄**(具慶)に至り、はじめて、**江戸幕府**に仕へて、**狩野家**と相並びて其繪所となる、父子共に名手として名高かりしも、**廣保**、**廣守**、**廣行**、**廣尙**等に及びては、徒らに家名を世襲せしに留り、敢て振はざりき、只最後に弘貫出て、大に有職故實を研究し、名工として知られ、門下に**守住貫魚**、**山名貫義**等を出せり、又**廣守**の門より、**近藤直芳**、**板谷廣當**二人出で、**幕府**の繪師となり、各々一家を爲す、**直芳**は近藤五郎兵衛と稱し、**元芝**の赤羽根に住せし浮世繪師なりしが、名手たるにより、召されて繪師の末に列し、改めて**廣守**の門人と名なりし粟田口法眼隆光の氏をとりて、**粟田口慶羽**と改稱し、一家を爲せり、又**板谷廣當**も、**廣守**の門人として名あり、早く**青山大膳亮**に召抱へられしも、後**幕府**の繪師となり、名を**慶舟**と改め、**慶羽**と共に、其畫法を子孫に傳ふ、今住吉家及び其末流の系統を擧ぐれば左のごとし、なほ住吉慶恩(スミノシ

スミ

ケイオン)住吉廣道(スミノシヒロミチ)住吉廣澄(フミノシヒロズミ)及び繪畫(クワイイクラ)の挿圖等參看すべし(横井博士、日本繪畫史)

○住吉慶恩(慶通)如慶(如慶)廣澄(具慶)廣保(廣守)廣行(廣尙)弘貫(廣賢)廣一(住吉)板谷慶舟(桂意)桂舟(守住貫魚)山名貫義(桂意)桂舟(山名貫義)

スミノシヒロミチ 住吉廣通 通稱は内記、はじめ土佐光陳といふ、**雅**して如慶と號す、**土佐光吉**の二男、**光則**の弟、**實**は銚子某の男、幼より土佐家の門人として繪畫を學び、其技に堪能なりしより、**慶々東福門院**の御用を勤めしが、遂に**江戸幕府**の繪師に擧げらる、此の時始めて**光則**の弟分にて、**土佐**を名乗せたりといへり、**寛文三年**六十五歳の時、後西院天皇の勅旨によりて、永く絶えたる住吉法眼慶恩の後をつぎ、住吉家を再興す(後西院天皇の勅旨により、津守國治より住吉稱號の免許狀を受く)依て**雅**して法眼に叙せられ、住吉如

スミレ

慶と改稱す、其後水尾上皇の御旨をうけて、子廣澄と共に多武峰新緑起を誦き、又百人一首、三十六歌仙等を誦けり、廣通近世の名工にして、一代中名譽の遺筆甚多し、殊に太子繪傳、天若彦草子、宇治拾遺、橋姫物語、木曾物語、夢物語、廿四季巻物など傑作と稱せらる、寛文十年六月二日京都において卒す、廬山村に葬る(横井博士日本繪畫史)

スミレ

物の長短を度る時にいふ詞、十分を一と爲し、十寸を一尺と爲す、邦訓キと云ふ、キとは物を限る言にて、切キルと訓み、刻キキサムと訓むと同語なり、「モノサシ」も一寸にて限るを以て寸を「キ」といへるなり(度量權衡考)

スンプカバン

駿府加番 駿府に在りて城代を輔く、毎年九月を以て交代す、萬石以上の者一人、寄合家の内二人之に補す、老中の所管なり(寛永十年に始まる(官制沿革略史))

スンプキバン

駿府勤番 江戸幕府の職名、駿府城代の下に屬して駿府の政務を掌る、スンプジャウダイを見よ、

スンプサイバン

駿府在番 江戸時代駿府城擁護の爲め、駿府に勤番するをいふ、而して其勤番の任に當るものは、大番の番士にして、寛永九年十二月松平豊前守、大番頭より、番士を率ゐて在番したるをいふと爲す、寛永十二年に番一ヶ年を期とする事に定められ、十六年大番を改めて書院番の任とし、番頭一人、番士を率ゐて在番する事となりしが、寛政二年之を停廢す(○在番の頭を在番頭といふ、大番の時は大番頭、書院番の時は書院番頭其任に)

スメイモ

修明門 大内親外郭門の一、古本拾芥抄假名に「シユメイモ」と訓めり、南面の門にて、建禮門の西端に在り、拾芥抄に、南面云右馬陣、謂之右馬陣門、建禮西」と見えたり、門前に東西の二伏舎あり(大内親圖考證)

スメイモ

修明門院 從二位藤原範季の女、子本は範子、法號性覺、從二位藤原範季の女、母は權中納言平教盛の女平教子、後鳥羽天皇の寵を受け、順德天皇を生む、建久九年十二月從三位に叙し、尋で從二位に昇る、承元元年六月准三后、同月院號を給はる、承久三年七月後鳥羽上皇隱岐に流され給ひしを以て、落飾して尼となる、同年十一月院號並に年官年爵封戸諸司例給等を拜す、文永元年八月二十九日薨す、年八十三、七條院御領四十七ヶ所を傳領し、順德天皇の皇子四辻善統親王に讓る(女院小傳、皇室御領考)

スメイマノミコト

皇御孫命 天皇の尊號、天祖天照大神の皇孫の義なり、我國上世の尊號は儀制令の義解に、自天子一至車駕、皆是書紀所用至風俗所稱、別不依文字、假令如皇御孫命、及須明樂美御德之類也、とあり、古事記傳に皇孫命とは、此尊(遺々藝命)を始めて、後の御世御世の天皇をも申し奉つる稱なり(書紀に、皇孫とある是なり)、續紀十五に、美麻乃彌己止とあり、みは此に依るべし、孫を麻とのみ云はんは心得がたけれど、未だ考へ得ず、又書紀に、天孫ともあるは古言にあらず、こは天神の御子を、例の漢めかして、簡にかゝれたるものなり、アマツカミノミコとよむべし、アメイマと

スメイ

スンプ

スンプジャウ

當る(明長帶録、駿國雜志) 駿府城 駿河國安倍郡府中(もと府中城、今静岡と稱す)に在り、始後十二代の間相續し、永祿十一年氏眞の時、武田信玄の陥る所となる、殆ど二百三十餘年間、今川氏領す、信玄山縣康景を城代と爲して守らしむ、徳川家康再び之を取り、家臣岡部を以て守らしむ、元龜三年又武田の手に歸し、天正十一年に至る十年間之を有す、武田勝頼滅亡後家康の領となる、同十四年十二月駿府に移り、翌年本城を經營す、同十七年三月家康關東八州に封ぜらる、中村一氏居城す、慶長五年九月中村氏を伯耆に移し、徳川の領國と爲し府中を内藤信成に賜ふ、同十一年又幕府の領とし、十二年正月より居城を經營す、同十二月廿三日駿府城火災す、翌年三月再經營す、十四年十一月之を頼宣に賜ふ、知行高五十萬石、家康と共に居城す、元和五年頼宣紀州に移り、忠長を駿河、遠江、美濃、五十五萬石に封ず、寛永九年叛逆の爲め高崎に預け、夫より駿府には城代を置く、明治維新、徳川將軍政權奉還後、此に居城す(駿河國志、明治政覽)

スンプジャウダイ

駿府城代 江戸幕府の職名、駿河國駿府に駐在し、駿府の庶政を綜理し、警衛に備へ、修理を督し、久能山の代拝、管内の巡檢等を掌る、凡此職に拜すれば、墨印下知狀を賜り、任に赴く時調を賜ひ、時服羽織を給す、而して妻子を携へて在勤し、五六年に一度出府し、將軍に謁す、大番頭より拜任するを例とす、又書院番頭より任する事もあり、老中の支配にて從五位下に叙し、職祿二千石、雁御御縁に侍して同列たり、勤番三十人、(組頭一人、職祿三百俵、與力十騎、同心五十人)

スンプ

あり(起原書)慶長十二年、徳川家康伏見より、遠甲三州を以て、將軍家光の弟忠長に與へ、駿府城に居らしむ、九年、罪ありて地を除く、十年二月、更に城代を置き大久保忠成を之に充つ(官制沿革略史)

スンプチャウバン

駿府定番 江戸幕府の職名、駿府城に在りて城の守衛を掌る、初め留守居番といふ、老中の所管にて一人なり、高千石、役料七百俵を給す、席次美譽問詰とす、與力十騎、同心五十人にて課す(起原書)寛永九年始めて、此職を置き、井戸直弘を以て之に補す(明長帶録、吏職)

スンプフクギヤウ

駿府武具奉行 江戸幕府の職名、駿府に駐在して武具の事を掌る(起原書)寛永四年三月、始めて之を置き、駿府破損奉行庄田主税勝金左衛門を以て之に宛つ、城代之を管す、在職手當現米四十石を給す、元文五年二月藥園頭をして之を兼掌せしむ(吏職)

スンプマテフギヤウ

駿府町奉行 江戸幕府の職名、駿府に駐在して駿府の市街を管し、訟獄を斷じ、兼て近傍地方の刑獄を處理し、また清水港及び江尻丸子の兩宿を管す、諸事城代及び定番に協議す、老中の所管なり、一人にて、千石高、職祿百俵なり、美譽問詰とす、與力八騎、同心六十人、水主五十人にて課す(起原書)慶長十二年七月、始めて之を置き、井出正次、彦坂某を以て此の職に宛つ、後元和二年六月、此の職を廢す、寛永九年十月、再置して佐藤勘右衛門、長崎某之に補す、元祿十五年十一月、奉行一人を廢し、與力同心の數を減す(明長帶録、吏職、官制沿革略史)

スンプメツケ

駿府目附 江戸幕府の職名、使番の任として、毎年一人江戸より駿府へは皆離散するに至りたり、其後、磯多萬吉、萬引の虎の兩人が破牢を企てし時、萬九郎遠州屋の兩人之を阻止し、終に破牢を防ぎたる事あり、其功により遠州屋は斬罪を免れて追放となり、萬九郎亦入牢十七年にて出牢を赦され、横濱の秀奴も亦出牢するに至り、然るに秀奴は、入牢中萬九郎より拘兒の呼吸を習ひ、出牢後は、横濱東京の間を横行せり、明治維新となり、番屋の非人等生活の道を失ひたるより、彼等は又も市内の盛場に出没し、先づ煙管より始めて、次第に懷中物の抜取を覺え、一旦絶滅したる拘兒の徒再び跋扈し、今日に至りては、(一)おき師、銀行又は稅務署の窓口に立ち、他人の金錢を授與するを見て、横合より之を引擡ぶもの、(二)買手、所有者に撞突りて取り取るものをいひ、其品を受取る者を吸取といふ、(三)ボチ(覆ひ物)風呂敷又は襪巻を以て我手を蔽ひ、其下にて巧に其手を働かし、(四)チカガヒ、摺れ違ひざまに拘取る、(五)ボタ、袂を探りて取る、(六)ボタハラシ、ボタよりも風暴なる拘方もの、(七)ゲンの前齒の岩、女の帶の間を覗ふもの、(八)袖買、先づ被害者の傍に坐し、左腕を其者の肋骨邊に押當つ、右腕を其懷に入れて懷中物を抜き取るもの、(九)停車場にて切符購求の時、又は開札の時を視つて取り取るもの、或は旅客の大金を所持するを見る時は、其身も同列車に乗込み、傍座し機を見て取るもの、(十)中商、汽車の車室内にて拘る事にて、重にカバンの中抜、又は提出の襪きなり、(十一)地使ひ、市内にて襪きもの、(十二)箱使ひ、汽車内にて襪きものとの二派あり(俚言集覽、東京朝日新聞)

スリゴロモ

摺衣 草木花鳥等の形を

スリ

素槍 ヲヤリを見よ、

スリ

素槍 ヲヤリを見よ、

スメラ

よむは非なり、と見えたるにて、其義を知るべし、
スメラミコト 天皇 天皇の尊號、天下を「スメシロシメス」の略言なりと云ふ、古事記に、故是以至于今、天皇命等之御命不長也とあり、古事記傳に、「かくの如く命字を添へても書奉れる事、出雲國造神寶詞にも二處あり、續紀の(一)の卷、三の卷など(詔詞の中などにも見えたり、三字を、スメラミコトとよむべし、儀制令の義解に、須明樂美御德、書紀竟宴歌に、數女其美己度(又須女羅乃支美とも、數羅機彌ともよめるあり)などあり、須實とも、須實良とも須實良殿とも申し奉れり、須實良殿とも御みづからものたまへり、とあり、と見え、白鳥博士は高岨發角、欽、總と語源同じくして、高、大、多等の義にて、敬稱に用ひられたるものなりと云へり(國語に於ける敬稱語の源義)

スメイ

派出し、八月より十二月まで滞在し、夫より直に甲州へ城番の目附を爲す(起原書)此職天和和申より始まり、寶永四年職制を定む(徳川實紀)

スメイ

修明門 大内親外郭門の一、古本拾芥抄假名に「シユメイモ」と訓めり、南面の門にて、建禮門の西端に在り、拾芥抄に、南面云右馬陣、謂之右馬陣門、建禮西」と見えたり、門前に東西の二伏舎あり(大内親圖考證)

スメイ

修明門院 從二位藤原範季の女、子本は範子、法號性覺、從二位藤原範季の女、母は權中納言平教盛の女平教子、後鳥羽天皇の寵を受け、順德天皇を生む、建久九年十二月從三位に叙し、尋で從二位に昇る、承元元年六月准三后、同月院號を給はる、承久三年七月後鳥羽上皇隱岐に流され給ひしを以て、落飾して尼となる、同年十一月院號並に年官年爵封戸諸司例給等を拜す、文永元年八月二十九日薨す、年八十三、七條院御領四十七ヶ所を傳領し、順德天皇の皇子四辻善統親王に讓る(女院小傳、皇室御領考)

スメイ

皇御孫命 天皇の尊號、天祖天照大神の皇孫の義なり、我國上世の尊號は儀制令の義解に、自天子一至車駕、皆是書紀所用至風俗所稱、別不依文字、假令如皇御孫命、及須明樂美御德之類也、とあり、古事記傳に皇孫命とは、此尊(遺々藝命)を始めて、後の御世御世の天皇をも申し奉つる稱なり(書紀に、皇孫とある是なり)、續紀十五に、美麻乃彌己止とあり、みは此に依るべし、孫を麻とのみ云はんは心得がたけれど、未だ考へ得ず、又書紀に、天孫ともあるは古言にあらず、こは天神の御子を、例の漢めかして、簡にかゝれたるものなり、アマツカミノミコとよむべし、アメイマと

スメイ

皇御孫命 天皇の尊號、天祖天照大神の皇孫の義なり、我國上世の尊號は儀制令の義解に、自天子一至車駕、皆是書紀所用至風俗所稱、別不依文字、假令如皇御孫命、及須明樂美御德之類也、とあり、古事記傳に皇孫命とは、此尊(遺々藝命)を始めて、後の御世御世の天皇をも申し奉つる稱なり(書紀に、皇孫とある是なり)、續紀十五に、美麻乃彌己止とあり、みは此に依るべし、孫を麻とのみ云はんは心得がたけれど、未だ考へ得ず、又書紀に、天孫ともあるは古言にあらず、こは天神の御子を、例の漢めかして、簡にかゝれたるものなり、アマツカミノミコとよむべし、アメイマと

セイ 租税(ツセイ)を見よ、
西菴 東堂(トウダウ)を見よ、
井蛙流 深尾角馬が創めたる
銀術の流派、角馬は因幡島取なる池田氏の臣なり、擊
錮叢談に「此流は態多き太刀にて、其内不識錮と名
づくる一錮を以て、専ら勝負太刀に用ふ、是は敵の精
にも拘はらず、留て勝か、打て取か、速に勝負を決す
ることを習はずと見えたり」とあり、

セイヤン

誠意館 舊庭瀬藩の學校
備中國賀陽郡庭瀬藩 元祿十二年板倉
重高、之を創立す、文政年間勝資の時、校舎を建設す、
維新後は江戸邸を閉ぢ、藩士師邑せしを以て生徒増
加せり(日本教育史資料)

セイクワンシ

制衣冠司 文武天皇の
四年此司を置く、蓋し衣冠を制することを掌りし所
ならん(續紀)

征夷使

初めは臨時官に
して、陸奥の蝦夷を鎮撫することを掌りしが、後に
は常置の官となり、天下の權皆之に委す、大將
軍一人、副將軍一人以上三人の時あり、軍監三人以上
八人に及ぶ、軍曹二人以上多きは三十二人の時あり、
武家之に任ずるに及びて、副將軍以下は任ぜざりき
蝦夷を征するは、景行天皇の代、日本武尊
を遣はせしを始めとす、爾來屢々使を遣はして蝦夷
を征せしも、征夷の號なく、元正天皇養老四年九月、
多治比縣守を持節征夷將軍とせしを始めとす、下毛
野石代副將軍となり、軍監三人軍曹二人を附したり、
藤原抄に文屋綿丸以來となすは誤なり、尋で將軍を
大將軍となす、聖武天皇神龜元年四月、藤原宇合を
以て、始めて之に補す、高橋安磨之に副たり、判官
八人、主典八人を置きたり、光仁天皇の代、征夷使を

セイヤン

改めて征夷使となす、桓武天皇延暦十二年二月、壽に
よりて征夷使となす、此の時大將軍たるものは大伴
弟麿、副將軍は坂上田村麿なり、此れより征夷の任最
も重し、十六年十一月田村麿は征夷大將軍となり、廿
三年正月重れて之に任じ、大に蝦夷を討平す、嵯峨
天皇弘仁二年四月文屋綿丸を征夷大將軍とし、大伴
今人佐伯耳麿坂上應養等を副將軍とす、綿原田村麿
の後をつぎ、拮据經營、大に蝦夷征服に務め、終に其
禍根を討滅したるを以て、鎮守府をして蝦夷を治し、
征夷使は任ずることなかりしが、元暦元年正月伊豫
守源義仲征夷大將軍を兼ねたり、然れどもこれ征夷
夷の爲めにあらずして、天下の權を得んとする義仲
の意に出でしものにして、征夷將軍の意義此に至り
て全く變ず、爾來兵馬の權を握るもの、皆此職に居て
天下に號令せり、然るに幾干ならずして義仲は同族
源賴朝の爲めに殺されて意を遂げず、賴朝天下の權
を取り、幕府を鎌倉に開きし後、奏請して征夷大將軍
となる、吾妻鏡建久三年七月廿日の條、除書に征夷使
大將軍源賴朝と見えたり、これより征夷の任を重じ
鎮守府を置かず、賴朝實朝此職を襲ぎ、實朝の歿後、
藤原賴朝賴朝及び宗尊惟康久明守邦四親王相繼で大
將軍となれり、而して賴朝以下は北條氏の立つる所
にして、實權なく虚器を擁するのみ、後醍醐天皇中興
の後、良成良興之に任じ、建武五年八月、足利尊氏
征夷大將軍に任ぜしより子孫之を世襲し、義昭に至
る、義滿の時源氏長者、淳和獎學兩院別當、馬寮御
監たりしより、將軍たるものは之を兼ねるを例とせ
り、此時に當り征夷の職に任じたるものは、虚位を擁
したる藤原氏もしくは皇族を除くの外は、賴朝以來
みな源家の出にかゝるを以て、天下此職に任ずるは
源家の族に限ると信するに至り、彼の豐太閤不世出

セイヤン

改めて征夷使となす、桓武天皇延暦十二年二月、壽に
よりて征夷使となす、此の時大將軍たるものは大伴
弟麿、副將軍は坂上田村麿なり、此れより征夷の任最
も重し、十六年十一月田村麿は征夷大將軍となり、廿
三年正月重れて之に任じ、大に蝦夷を討平す、嵯峨
天皇弘仁二年四月文屋綿丸を征夷大將軍とし、大伴
今人佐伯耳麿坂上應養等を副將軍とす、綿原田村麿
の後をつぎ、拮据經營、大に蝦夷征服に務め、終に其
禍根を討滅したるを以て、鎮守府をして蝦夷を治し、
征夷使は任ずることなかりしが、元暦元年正月伊豫
守源義仲征夷大將軍を兼ねたり、然れどもこれ征夷
夷の爲めにあらずして、天下の權を得んとする義仲
の意に出でしものにして、征夷將軍の意義此に至り
て全く變ず、爾來兵馬の權を握るもの、皆此職に居て
天下に號令せり、然るに幾干ならずして義仲は同族
源賴朝の爲めに殺されて意を遂げず、賴朝天下の權
を取り、幕府を鎌倉に開きし後、奏請して征夷大將軍
となる、吾妻鏡建久三年七月廿日の條、除書に征夷使
大將軍源賴朝と見えたり、これより征夷の任を重じ
鎮守府を置かず、賴朝實朝此職を襲ぎ、實朝の歿後、
藤原賴朝賴朝及び宗尊惟康久明守邦四親王相繼で大
將軍となれり、而して賴朝以下は北條氏の立つる所
にして、實權なく虚器を擁するのみ、後醍醐天皇中興
の後、良成良興之に任じ、建武五年八月、足利尊氏
征夷大將軍に任ぜしより子孫之を世襲し、義昭に至
る、義滿の時源氏長者、淳和獎學兩院別當、馬寮御
監たりしより、將軍たるものは之を兼ねるを例とせ
り、此時に當り征夷の職に任じたるものは、虚位を擁
したる藤原氏もしくは皇族を除くの外は、賴朝以來
みな源家の出にかゝるを以て、天下此職に任ずるは
源家の族に限ると信するに至り、彼の豐太閤不世出

の英資を以てするも、之を望みて、遂に其意を果す事
能はざりき、徳川家康慶長八年征夷大將軍となり、
同じく義滿に倣ひ、長者、兩院別當、馬寮御監を兼ね、

【王朝時代】

將	軍	別名號	父	母	就職の時日	去職の時日	歿年 (年齢)
多治比縣守	弟麿	鳴	古慈	斐	養老四、九、	同十一、十一、	天平九、六、廿三、
坂上田村麿		刈	田	麿	延曆十三、正、	同十四、正、	大同四、
同					延曆十六、十一、	同廿、十、	弘仁二、
文屋綿麿	駒王丸	淨	三	三	弘仁二、四、	弘仁元(?)	弘仁十四、
木曾義仲	旭將軍	義	賢	賢	元暦元、正、	元暦元、正	元暦元、正

子孫相繼ぎ十五代慶喜に至り、大政を奉還し、將軍
の號遂に廢す、今將軍の表を左に示す○賴朝以來將
軍を任ずるの式を生ぜしを將軍宣下と云ふ、委しく

は將軍宣下(シヤウケンセンゲ)の條を見るべし(武
家名目抄、古事類苑官位部)

【鎌倉時代】

將	軍	別名號	父	母	配	偶	就職の時日	去職の時日	歿年 (年齢)
源賴朝	朝	鬼武者	義朝(三子)	藤原氏(熱田大宮 司季範女)	平政子(北條時政 女)	建久三、七、十二、	建仁三、七、廿二、	正治元、正、十三(五十三)	
源實朝	家	一萬、萬壽	賴朝(長子)	平政子	比企氏(能員女)	建仁二、七、廿二、	建仁三、九、七、	元久元、七、十八(二十三)	
源賴朝	千幡	賴朝(次子)	賴朝(長子)	賴家同母	藤原氏(信清女)	建仁三、九、十、	寬元二、四、廿八、	承久元、正、廿七(二十八)	
藤原賴朝	三寅	道家(三子)	賴朝(長子)	藤原倫子(公經女)	竹御所(源賴家女)	嘉祿二、正、廿七、	寬元二、四、廿八、	建長八、八、十一(三十九)	
藤原賴朝	賴朝(長子)	賴朝(長子)	賴朝(長子)	二棟御方(藤原親 能女)	檜皮姫君(北條經 時妹)	寬元二、四、廿八、	建長四、二、廿、	康元元、九、廿四(十八)	
宗尊親王	後嵯峨天皇(二子)	平棟子(棟基女)	平棟子(棟基女)	平棟子(棟基女)	平棟子(棟基女)	文永三、七、	文永三、七、廿九(三十三)	文永三、七、廿九(三十三)	
宗尊親王	後深草天皇(二子)	宗尊親王	宗尊親王	宗尊親王	宗尊親王	文永三、七、廿四、	正應二、九、	嘉暦元、十、三十(六十三)	
久明親王	後深草天皇(二子)	久明親王	久明親王	久明親王	久明親王	正應二、十九、	延慶元、七、	嘉暦三、十、十四(五十三)	
守邦親王	久明親王(長子)	守邦親王	守邦親王	守邦親王	守邦親王	延慶元、八、廿七、	元弘三、五、	元弘三、八、十六(卅二)	

【室町時代】

セイヤン

セイカ

るべし、然れども史に於て所見なし、而して近時に至る、明治初年、上野の桐生の織工、始めて嗜好を製す、數年にして業を廢す、京都も亦廢す、京都、桐生並に業を廢すること、は、服制の改定によるなり(工藝志料)

セイカウ

仁壽四年十一月三十日、禮泉出づるに因て改元す、三年を経て天安と改元す(開元通鑑)、欲使職代禱符及萬邦以共慶、隨時德政遂五帝而齊衡、とあり(文德實錄)

セイガウリウ

制剛流 水早信正の創めたる柔術の流派○信正は長左衛門と稱す、何國の人たるを詳かにせず(按するに、信正の生年月詳かならざれども、其門人梶原直景は、尾張義直に仕へて延寶年間死したるによりて考ふれば、蓋し元龜天正より文祿慶長の際にかけての人なるべし)、剛強にして萬夫の勇あり、一日制剛といふ僧來りて柔術を信正に授く、練習其宗を得、制剛去て再び來りて、信正遂に妙を究め一流を立つ、梶原直景其術を傳ふ(武藝小傳、武術流祖錄)

セイカクワン

栖霞館 源融の山莊、後ち淨捨して寺と爲し、栖霞寺といへり、山城國京都に在り、其地域廣袤堂宇の位置等詳かならず、花鳥餘情に栖霞館は左大臣源融公の山莊なり、後寺と爲り棲霞寺と云ふ、今の清涼寺に在る阿彌陀堂是なりと云ひ、本朝文粹源融の記に、栖霞寺、本栖霞觀也、昔丞相遊息、所遺者泉石之聲、今大王紹隆、所供者香花之色と見え、三代實錄に、元慶四年八月廿三日甲辰、太上天皇(清和法皇)水尾山寺より嵯峨樓栖霞館に從御のことと載せたり、昔は嵯峨院の西南に當り、頗る宏壯なりしものならん、一條源朝兼良の時、只阿彌陀

セイカ

堂一字を存せしことを記せり、今も清涼寺の阿彌陀堂を栖霞寺と稱し、當時の古佛を安置せり(山城名勝志、平安通志)

セイカシ

栖霞寺 栖霞館(セイカクワン)を見よ、

セイガタウ

善我堂 舊高槻藩の學校(善我堂)攝津國島上郡(今三島郡)高槻村(善我堂)寛政年間永井直興、舊城内三ノ丸の別館を以て假學館となし、専ら經學を主とす、後ち天保年間、龜田鶴齋の門人並木晴字を聘し、更に學校を新築し、漢學及び筆道禮式等を習はしむ、明治元年文武兩館を設置す、同四年七月廢す(日本教育史資料)

セイカンシ

清閑寺 山城國愛宕郡清水寺の南清谷の北、歌の中山(清閑寺)真言宗、初め天台宗○本尊千手觀音(清閑寺)桓武天皇延暦二十一年、僧紹繼の草創する所なり、往古は堂塔迦藍頗る輪奐莊麗なりしも、後荒廢に歸し、一條天皇の御宇、左伯公之を再興せしむ、爾來幾多の星霜を経て再び荒廢し、今は僅かに破壊せる本堂の外に一字の古鐘を存するのみ、源平盛衰記に、季定承り、所縁を以て小督殿をすかし云々、東山の麓なる清閑寺と云ふ所に具足し奉り、姿を替はせたまつるとあり、附近に小督局の古塔あり(山州名跡志、山城名勝志、平安通志、京華要誌)

セイガンシ

青巖寺 金剛峯寺(コンガツァ)シを見よ、

セイカンシウチ

清閑寺氏 姓は藤原、甘露寺權中納言爲輔の十二世、吉田權大納言經長の長男、吉田内大臣定房の男、參議正三位資房の後、始めて清閑寺と號す、名家の一たり、權大納言を極官とす、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、伯爵

セイカ

を授けらる(諸家知譜拙記、華族諸家傳、華族譜)

- 資房 資定 家房 家俊 幸房 家幸
- 共房 共綱 照房 照定 治房 秀定
- 益房 親定 共福 豐房 盛房 經房

セイカシトモフサ

清閑寺共房 清閑寺と號す(寛文元年五月内大臣に任す、同年七月辭し、同廿八日薨す、年七十三(公卿補任、大臣補任)

セイカンシノミササキ

清閑寺陵 六條天皇の御陵、山城國京都市下京區清閑寺町に在り○南北六十丈許、東西八十丈許、土人呼びて法華堂と爲す(諸陵考、禮樂志、陵墓一覽)

セイカンシホツケダウ

清閑寺法華堂 後清閑寺陵(ノチノセイカンシノミササキ)を見よ、

セイカロン

征韓論 明治元年十一月、宗對馬守をして朝鮮に使を遣はし、舊好を修めしめ、新政府創立の事を報す、朝鮮我國書を却けて受けず、其後屢々書を送りしも、皆却けて顧みざるのみならず、其答ふる所無禮を極めたり、茲に於てか明治三年既に征韓の議を唱ふる者あり、明治六年朝鮮東萊府使書を在釜山の我官吏駐在所に掲げて侮辱を加ふ、是より征韓論熾んに起る、當時副島種臣清國に在り、清國が朝鮮に關せざるを聞き、歸朝して率先征韓の議を唱ふ、西郷隆盛またこれに賛同し、板垣退助、江藤新平、後藤象次郎等またこれに賛同し、將に廟議出征に決せん、然るに既に歐米へ派遣せられたる全權大使岩倉具視、副使大久保利通水戸孝允等歸朝し、内治の急務を説き、征韓の不可を唱ふ、茲に於て朝廷の議二派に分れ、互に痛論切論し、遂に

セイカ

征韓の議止む、西郷副島等皆其議の容れられざるを以て職を辭す、時に十月とす、文武の官僚此議を贊する者、相繼ぎて朝を去り、人心恟々たり、世に之を六年の征韓論と稱す(明治歴史)

セイカク

栖霞樓 大内裡豐樂院内二樓の一、一に東樓ともいふ、豐樂殿の東に在り、廊を以て接し、去ること十間、又東面の築牆を距る三間、其間に廂門あり、南廊は願陽堂に接す、此樓四間となす、西隣景樓と相對す(大内裡圖考證)

セイカ

拔等望三清華と見え、魏劉邵の人物志に、夫草之精秀爲英、獸之特群者爲雄、故人之文武茂異取名於此云々と見えたり、轉法輪三條、菊亭、大炊御門、花山院、德大寺、西園寺、醍醐、久我、廣幡の九家之なり、始めは轉法輪三條、菊亭、大炊御門、花山院、德大寺、西園寺、醍醐、久我の三流として、また三家ともいふ、英雄三家、清華三家等號せらるるの即ちこれなり、後に醍醐、廣幡の二家を加へて九家となれり、攝家につぎたる家柄にして、官三公及び大政大臣に任じ、大將たるを得れども、攝政關白を兼ねるを得ず、右九家の内轉法輪三條、菊亭、大炊御門は格最高く、花山院、德大寺、西園寺、醍醐これにつき、久我、廣幡は最下の格に屬せり、而して清華たる諸家の子弟を公達といふ(書言字考、節用集、和漢三才圖會、官職秘抄、職原抄、安齋隨筆、海人藻芥、公武大體略記、三内口決、光臺一覽、枕草子春曙抄、官職要解)

セイカ

參看(大内裡圖考證)

セイカク

清光院 藤原房子(藤原)内大臣藤原(萬里小路)秀房の女(藤原)正親町天皇の妃、陽光院太上天皇(誠仁)の御母、正親町天皇の宮に入りて典侍となり、新大御侍と稱す、天正八年十二月二十九日卒す、准三宮を贈る(皇年代略記、門院傳)

セイカ

盛光院 九條道前(クダウチササキ)を見よ、

セイカ

西華堂 大内裡豐樂院九堂の一、不老門内清景堂の西、霽景樓の正北三丈の所に在り、長さ七間、東華堂と相對す、トウクツラダウ

セイケ

周旋せるを以て、遂に裁可あり、此に於て宮は、文久元年四月十九日親王の宣下を蒙り、同年十月京都を發與し、中山道を経て十一月十五日江戸に著し、まづ清水邸に入り、十二月十一日更に本丸に遷御あり、十四代將軍徳川家茂と婚姻の大禮を挙げ給へり、時に御年十五なりき、既にして慶應二年家茂の大坂城中に薨するに及び、落飾して靜寛院と稱せられしが、慶應四年十五代將軍徳川慶喜、恭順の意を表して水戸に退去し、尋て朝廷江戸を收むるに際し、閏四月十一日田安邸に立退き、更に築地なる一橋邸の下邸に移り、翌年二月京都に遷へられしが、明治五年再び東京に移られ、十年九月二日薨す、年卅二、芝増上寺徳川廟所に葬る、按ずるに宮は落飾にして規律に拘はらざる性質なりしかば、前將軍の夫人天璋院の方正率直なると相容れざる處ありしが、家茂とは琴瑟相和し、伉儷頗る睦まじかりき、故に大阪に於て家茂の薨去ありし時の如きは悲歎大方ならず、幾干もなくして豫て御土産として持参あるべき苦なりし西陣の織物も、今は御形見と名を改めて上覽に供へたるに、宮は織物を抱きたるまゝ泣き沈み給ひて、空蟬の唐織衣何かせん綾も錦も君ありてこそと詠じ給へりといへり(執事詰所本御系譜、續徳川實紀、幕府衰亡論、千代田城大奥)

セイグワンジ 誓願寺 山城國京都下京區櫻之町西園寺浄土宗、四山派四箇本寺の一〇本尊阿彌陀如來座像 其始は南部に在り、舒明天皇の朝、僧惠隆の開基にして、天智天皇の勅願によりて本寺を開創し、誓願寺としたりと云ふ、建暦年間京都に遷り、今の元誓願寺通り小川の西に建立す、初め三輪宗なり、其後、藏俊僧正、法然上人の法徳に歸入し、浄土宗に改め、法然上人を開山とす、文明

セイケ

中火災に罹り、十穀沙門と云ふ者再建す、天正十三年、關白豐臣秀吉命じて今の地に移さしむ、諸堂は秀吉の側室松丸殿京極氏の造營なりしが、數々火災に罹り舊境内六千三百三十二坪餘を有し、徳川氏寺領十七石を寄せ、頗る盛大なる寺院なりしも、元治の兵火に焼失し、且明治維新後大に寺地を收められ、甚だ狹隘となり、現今境内二百五十四坪に過ぎず、今本堂は近年六孫王大通寺の本堂を移せしもの、本尊も元は綴喜郡八幡の阿彌陀堂にありしを遷座したるなり、寺内寶樹庵、大善寺、長仙院、頂源院あり、諸國の末寺四十四ヶ寺あり〇什寶、誓願寺縁起二幅あり、一幅は傳土佐光信、一幅は海花友雪の筆にして、共に國寶となる、此外雙鶴圖(傳林真)鯉波屏風(傳狩野元信筆、源平合戦圖)等少からず(山城名勝志、平安通志)

セイグワンジ 誓願寺 武藏國東京淺草〇田島山と號す、快樂院とも稱す 浄土宗、江戸四箇寺の一、本尊阿彌陀如來(安阿彌の作、齒吹如來と稱す) 開山を東譽上人となす、當寺往昔相模小田原に在りしを、天正十八年徳川家康當國に移し、文祿元年本銀町一丁目に於て寺地を賜ふ、慶長の頃神田須田町へ移され、明暦の火災後、淺草にて替地を賜ふ、元禄中龍岳上人常樂衣を賜はる、爾後檀林の中より住職するを規定せり(江戸砂子、江戸名所圖會)

セイクワモン 西華門 大内裡八倉院二十五門の一、又「セイグワモン」とも云ふ、拾芥抄に、謂ふ之北面覆道廊、西第二内門、大極殿西登廊東門南面通門と見え、即ち大極殿軒廊の西門なり、廂門にして其結構及び額等は、東福門と同じ、トウフクモシ(參看(大内裡圖考證))

セイケ

セイクワモン井 西華門院 基子、二條局と稱す、法名清淨法 後醍醐天皇の二女、母は從三位平親繼の女 後宇多天皇の妃、後二條天皇の御母、徳治三年八月廿六日尼と爲り、延慶元年十一月從三位に叙せられ、十二月准三宮、同日院號あり、正平十年八月二十六日薨す(女院小傳、女院部類)

セイクワモン井 盛化門院 名 准后近衛内前の三女 後醍醐天皇の女御、光格天皇の御養母、中宮欣子内親王の御母、寶曆九年十二月生る、安永元年十一月二十八日從三位に叙し、十二月四日入内、五日女御となる、同八年六月三日三宮に准じ、天明元年三月十五日皇太后となり、同三年十月十二日院號を賜ふ、同夜崩御、年二十五、同年十一月十三日泉涌寺(京都市下京區今熊野町月輪院)に葬る(女院部類、門院傳、陵墓一覽)

セイケイロウ 霽景樓 大内裡豐樂院内二樓の一、一に四樓ともいふ、豐樂殿の西に在り、廊を以て接し、相去ること十間、又西面の築牆を距る三間、其間に廂門あり、南廊は承觀堂に接す、此樓四間となす、東西霞樓と相對す(大内裡圖考證)

セイケンジ 清見寺 駿河國原原郡與津町大字清見寺、初め淨見寺と號し、後改めて巨龜山清見興國寺と號す 臨濟宗、妙心寺末 起原 弘長元年聖一國師の法嗣關聖明元禪師(一説に關聖は關ヒジリの義にて名にあらずと)が淨見と云ふ者の師依によりて開創し、淨見寺と號したり、聖一國師鎌倉に下る途次、此寺の落慶をなす、俗に淨見原(天武)天皇の御代に、淨見崎(即ち今の興津)に關を置き、其の傍に佛堂を建てしを本寺の始めと云へど、取るに足らず、後足利尊氏再興し、改めて清

セイサ

見興國寺と號し、曆應四年玉淵師伯推され住持となり、居中時を贈りて其榮を賀せり、海岸に臨み風光絶好なるを以て、貴人名士の往詣する者漸く多く、此寺の名益々著る、永享四年六月將軍足利義満が遊覽の途次此寺に詣り、飛鳥井雅世等和歌を詠じ、風光を賞す、後に三條實枝、北條氏康、二條康道、鳥丸光廣及び正廣宗長等此寺に詣りて、和歌文章を作りたるもの甚多し、今川氏本寺の興隆に力を盡し、高僧を請じて住持となす、太原宗字の住持となるに方り最も隆盛を極めたり、天正中兵火に罹りて焼失したるも、慶長年中住持大輝和尚、豊臣秀吉、徳川家康の知遇を受け、殊に家康は木材等を寄附して殿堂を再建したり、地誌提要に、今川氏親僧明元をして再興すと云へど信難し、後出家康數々往詣し、且旅館となしたり、寺に七境あり、清音閣(山門)清淨觀(客殿)利生塔、殿腰亭、四分境亭、將軍石、九曲泉と云ふ、〇寺内に琉球王子尙宏の墓あり、慶長十五年江戸に入る途上卒し、此寺に葬りたりと云ふ(聖一國師年譜、嵩山集、駿河志料、東海道名所圖會)

セイサツ 制札 武家時代、徒、條目、禁令等を公布の目的を以て板及び紙に記したるものを云ふ、衆庶を制する札の義なり、其うち市場、要路等の最も人目を引易き所に高く掲示するものを高札といひ、マカフダ、カウサツとも訓めり、其を掲ぐる場所を高札場と云ふ、主として簡單なる禁止的命令のみを載せたるものを、特に禁制とも、制札とも又制符とも、懸札とも云へり、即ち制札には廣狹の二義あり、廣義には高札、禁制を總稱すれども、狹義には禁制のみを云へり、蓋し制札は一般公衆、特に中流以下に法令を普及知悉せしむる目的より出でしなり、戰國時代には制札を與ふる爲め、錢を徴收したり、之

セイサ

を制札と云ふ、又判錢、筆、練、とも云へり 鎌倉時代には概ね禁令の要點を事書として前に掲げ、次に其趣旨を簡單に書下すに過ぎざりしが、後には一々項を分つて、これを列記する例となり、先づ禁制、若しくは制札、定等の文字を載せ、下にこれを受くべき土地、社寺、若しくは人名を出だし、これを禁制の要旨を條記して、これを禁する事と、違犯者を罰する事とを示し、年月日の下、制札を與ふる上官、又は下僚の官名姓、若しくは名と華押、又は印章とを押捺せり、然れども中には禁制、制札の標目なく、直にこれを受くる社寺以下の名を掲げ、又はこれを與ふる人の種別を載せたるもあり、或は又初より禁制の要項のみを列記せるもありたり、古河公方、今川、武田北條諸氏の禁制は首の制札なる文字の上か、終の年月日の下かに其印章を捺し、部下の氏名、若しくは、氏名及び稱號の下に、奉之と書するも、華押を載せず、其他は、首の制札、若しくは宛所の上下に於て、既に華押、又は印章を押捺すれば、年月日の下には、全く氏名華押等を載せざりき、而して上官自出たすと下僚の旨を承けて出たすとに依り、自ら文體に少異あり、前者は、若しくは違犯之族者、速可處嚴科者也と書し、後者は、若有違犯之輩者、速可被處嚴科之由、所被三仰下也とすが如し、又禁制には、必ず年號と月とを載するも、日はこれを記入せしむとせざりしとあり、其記入せざりしは月の下、單に日の一字を書せしのみ、又これを受くるものにして、禁制に著はされたるには、社寺の外、寺院の門前あり、町村あり、後者は概ね一町一村なりしも、後陽成天皇慶長五年九月十六日、徳川家康の禁制には十九箇村を細書せしものあり、是等は大抵國名を冠せりとも、京都は特にこれを省くを例とせり、其一國に向つて

セイサ

出だしものには、天正十七年、豊臣秀吉の禁制に信濃國と書し、同二十年の禁制に、高麗國中と書するが如きあり、一個人には、同天皇永祿三年、幕府の禁制に、本願人清玉、幾利紫巨國僧波阿傳連、とせるが如きあり、禁令を列記するには三箇條を本式とす、必要の爲に其條數を増す時は、五箇條、七箇條等の奇數に限るべしとの説あり、後には其體制も自ら定まりて、口傳、禁息の訛を生ずるに至る、紙の制札は概ね鳥子を用ひ、板は其本質堅固にして、保存に堪ふるが爲め多く槍を用ひ、板を本制とせしかど、條數の多きは横板とせり、禁制の文は其表面に限りて記せるものなるも、間々裏書ありしもあり、例せば後花園天皇文安三年、幕府の兵庫關に於ける制札に、表面に通過の船舶が、權門の號に據りて、關賃即ち關稅の納付を拒み、若しくは脱稅を圖るを禁するの文を載せ、裏面に大神宮の船以下、特に關賃の免除を得べき船種を掲げたりしが如し、制札は兵士以下一般文字に乏しかりしものに示すが故に、其文は當時の通用文たりし和奥の漢文か、平易なる假字交文、若しくは總假字文にして、特に國實所買一錢切杯いへる俗語を其儘記入せしもの少からず〇此禁制の、社寺町村に與へられしものは、平時にありては、社寺の境内に於て漁獵をなし、竹木を剪伐し牛馬を放飼するを禁じ、非分の課役を停めしもあり、社寺の領内には、司法、警察の獨立を保ちしを以て、門裏諸沙汰出内外事、寺家之儀俗徒緒之事を許さざりしもあり、徳政の行はれてより、制札に寺院の祠堂金等は徳政免許事との規定を載せしもあり、戦時に兵士等の亂入寄宿して狼藉を演じ、或は矢錢を課し、或は兵糧米を徴し、又火を放ち、木を伐る事等を禁せしもあり、戦地の民にして、難を他方に避け

しものに向ひては、一切の課税を蠲き、宿舎の徴發を免して、これが還住を圖りしもあり、當時陣中の禁厭、敵狀の偵察、輿圖への使節等を以て、僧徒に強ひし事ありしより、寺院に與へし禁制の中には、問々陣備、飛脚僧の免除を規定せしもありたり、又市場は、所在の領主は、皆百方保護を商估に與へて、其股賑ならん事を期したり、乃ち其市場に到るものには、往還の關税を免じ、殊に所謂樂市樂座なるものには、郵舖の敷地に對する租税、戸數割(門並諸役と稱せしもの)、商品税等一切の賦課を免かれしめ、猶これに制札を與へて、市場に有勝ちなる喧嘩口論、押賣、押買、博奕、狼藉、及び擲錢に關する爭論を禁じたり、禁制の中には違犯者の處分法を明記せしもの、往々これあるも、概して可_レ處_二罪科_一、可_レ處_二重科_一、可_レ處_二嚴科_一、可_レ加_二成敗_一等の語を以てし、明らかに其制裁を示せりしもの多し、これをなして其如何なる嚴刑に處せられんかと危ぶましめ、依つて以て犯罪を未發に防止せんとせる一種の脅嚇主義に外ならず、然れども戰時に於ける制札は、極端なる脅嚇主義の制裁を規定し、輕微の罪も當つるに峻刑を以てする所謂一錢切の如きは、其最も甚しかりしものなり

起原 原簿制札は、戰國時代に於て最も廣く用ひられたれど、古くより行はれたり、本朝文粹に、源順の作に係れる村上天皇天曆五年十月の禁制を收めたり、思ふに其頃ば、恰も攝和歌所を設けて、後攝和歌集を撰ばしめられし時なれば、自ら請託の行はれん事を慮り、これを其門に掲げて、闖入を禁せしものなるべし、當時特に寺院等に向つて、禁制を勝示せしめられしもの、格文に見ゆるは、亦後の制札に同じ、鎌倉時代には、神社寺院等に與へて、各境内領地に於ける漁獵、伐木を禁じ、又獲りに檢斷使の入るを停

めしものあり、是等は或は板に書し或は紙に書して與へし事にて、板に書したるには、奉行筆者の名を其裏に記し、見ゆ、其寺門等に懸置くより又懸札の名あり、紙に書したるもこれを受けしもの更に板に寫して掲せしなり、而して制札の最も古くして現存せるものは、文治元年十二月北條時政の河内國關光寺に下したるものとす、木札にて、圭形をなし、上殺下張せり、縱六寸七分、横上方は四寸七分、下方は四寸九分とす、今玉祖神社に藏せり、文に、河内國關光寺者、鎌倉殿御所藏所也、於寺井田畠山林等、甲乙人等不可_レ有_二亂入_一之狀如_レ件

文治元年十二月日

非時長平(花押)

とあり、又制符とも云ひしは、吾妻鏡仁治元年三月十八日の條に、關東御家人並鎌倉威候人々、萬事停止過差、可_レ好_二儉約_一條々事、日來有_二沙汰_一、今日被_レ造_二其制符_一、自來四月一日、固可_レ禁之云々」と見えたり、鎌倉時代の末元弘建武の亂より、南北朝に至り、各地に宮方あり、武家方あり、武家方の中、又將軍方あり、錦小路方あり、又左兵衛佐方あり、互に黨を樹て、相争ひ、次で所謂戰國時代となりて、天下の紛亂、殆ど止む時なく、兵士の不規律なる、動もすれば割奪を事とし、古來神聖と看做されたりし社寺の境内領地すら、屢々馬蹄の爲めに蹂躪せらるるを免れず、一般人民にありても、或は軍資を徴發せられ、或は人馬を驅使せられて、其繁苛に堪へざりしなり、是を以て、神社、佛寺、市場、村落等、苟くも危害を蒙むるべき虞ありし所にては、軍隊の通過するに先きだち、主將の禁制を得て、これに備ふるの風をなせり、これ戰國時代に於て、最も此種の禁制に富みし所なり、蓋し制札は、初は社寺町村の特別なる場所に對する、信仰撫恤の意よりして、自ら

與へしも、戰國時代の如く社會の秩序擾亂せし時に當りては、所在争うて主將を要し、制札を求め、行軍の際、これを掲げて、其掠奪を免れんとしたりしより、これを與ふるものも、其報酬を食りて、一種の軍資徴收法たりし奇觀を呈するに至れり、是に於て、制札の筆者、又は主將に拂ふべき報酬に向つて、筆耕錢、取次錢、判錢、制札錢、札錢、禮錢、防禁錢等の名目を生じ、永祿十年、奈良の春日社が山内の制札を請ひ得し時、主將三好長繼、松永久秀父子は、別段敬神の儀を以て、札錢を受けたりしも、主將以下、下條の幹旋せしものに、多少の權代を贈りて、猶三貫百文を要せしといふ、又同十一年、織田信長奈良中に、防禦制札を與へ、過分の判錢を課して、其納附を迫りし事あり、當時上等三貫二百文より、下等五十文に至る迄、十四五等の等級を作り、總額千貫餘に及び、住坊院家も免る、事能はず、法隆寺は、爲めに萬座仁王講の修法を期して、其難を避けん事を祈り、遂に札錢六百貫文、其他總計千貫餘を費やし、寺領の安全を得たりしは、全く此立願に由れりとし、直に臨時會式を行ひて、宿禰を賽せり、其禁制の文は左の如し。

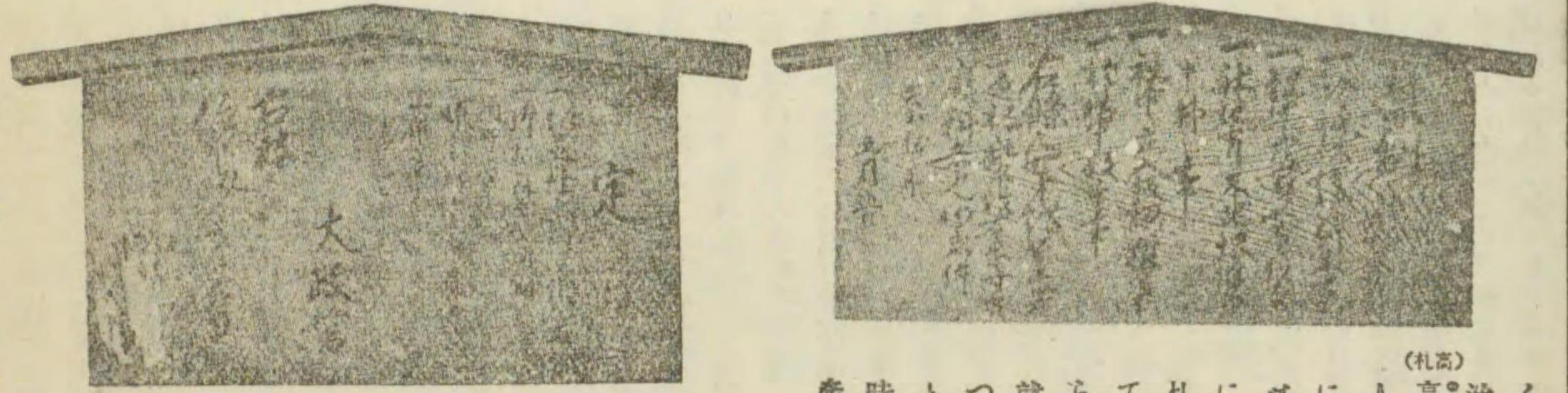
禁制 大書法隆寺

- 一 當手軍勢濫妨狼藉之事
- 一 陣取寄宿放火之事
- 一 相惡失錢兵糧米等之事
- 右條々於_二違犯_一之族者、遠可_レ處_二嚴科_一者也、仍執達如_レ件

永祿十一年十月日 彈正忠(朱印)

されば其部下も亦これが聲に傲ひて、禁制の筆者の如きは、これを請ひしものより、一貫二百文の報酬を受くるを常とし、其納附を怠れば、自ら督責して已

まさりしなり、日本西教史に、當時來朝したりし耶蘇教の教師フローエが京都の居住に對する制札を得るの難かりしを説き、言へる事あり、此の如き免許狀(即ち禁制)を得るは、莫大の金額を納るを要す、前に堺に於て、僅に四行の免許を受くるに、四千、アユカ(金貨の量名)を信長に納めたり、又或る釋徒は輕事の免許を受くるに、金二十塊を納めたりと、但此報酬には多少の除外例もありて、制札なくして制札を下し、紙端に、御判錢取次錢筆耕錢等不可_レ出_レ之と細書せるもの等もありき、然るに此の如き巨額の出金を要せしにも係らず、神社佛寺等の難を免れんとするに急なりしや、戦端の將に開けんことを願ふより、遠く使を主將の陣營に馳せて、其制札を受けんとし、甚しきに至りては、制札を受くるものは、危害を避くるを唯一の目的とせしより、敵味方雙方の主將より、共に制札を受置き、行軍の際適宜に取出して、これを掲げたり、江戸時代に至りて前代より享有せる制札は、此時代の幕府又は領主が其請によりて書替を爲し、紙又は木にて書き與へ新に與ふるは勿論、一旦中絶せる古制札を立てん事は、往々社寺に向つて、特典を附與する事となるを以て、社寺の請願あるも、容易に許可を與へざるの例なりき、又私設の制札は都合なき限り、これを默許せる事にて、其中他領の交錯せるもの、例せば入會の社寺領の如きものありては、彼我の領主、連署して、制札を立てしなり、櫻町天皇寛保三年、上野下野武藏相模下總の諸國に於て、郡村の境界に禁制の札を立て、穢多非人に看守せしめて、神子修験の村内に入出入るを禁せしめしに、幕府令を發して、是等の神子修験の隔頭より修行札を得たりしもの限り、通行の自由を許さしめし事あり、爾來變化な



く而して此等の禁制は明治初年まで行はれたり、高札は、鎌倉時代には、人身賣買の禁等は、市庭に札を立て、これを掲示せし事あり、又室町時代にも、擲錢に關する高札を洛中の要路に立てて、濫りに錢を擲ぶべからざるを示し、事あり、就中此時代の特徵とも謂つべきは、徳政高札なりとす、鎌倉時代より戰國時代に亘れる徳政は、動産、不動産の賣買、質入に關する契約の一部、若しくは全部の破棄を、幕府より命令して、債務者の利益を圖りしものにて、室町時代に至り、屢々これを行ひしのみならず、債權者に取りて不利なる條件は、益々附加せられ、殊に徳政一揆と稱せる窮民の暴動強迫に依りて、發令を餘儀なくせられしもの多かり、而して高札の字の見えたるは、建武

式目追加に、

撥錢事、近年令_レ超過先規之條、爲_レ世爲_レ人、不可_レ不_レ誠、所詮於_二古今渡唐錢_一者、悉以_レ可_レ取用、之、次惡錢質買儀停止事、被_レ定_二御法_一、被_レ打_二高札_一於_二洛中_一、可_レ令_レ存之由被_レ仰出_一也、仍執達如_レ件

永正五

八月七日 信祐

とあるを初見とす、江戸時代には高札を立つる特別の場所に依りて、浦高札、關所高札、山札、辻札、郷中高札等の名目あり、又其掲示の期間の一時的と、永久的なりしとあり、一時的のものの中に、定期と臨時との二種あり、後者は、これを臨時札といへり、又正高札に對して添高札といへるものありき、今先づ其江戸に立てられしものに就きていはんに、日本橋以下六箇所の高札場を始め、其他御高札場と稱せしものにして、町奉行所の管轄に屬し、一般人民に掲示すべき性質のもの、凡そ三十五箇所あり、此二者は、これを立つべき高札の數、これが管轄の點に於ても相違あり、即ち前者は町奉行所の最も重とせし所、設立修理の費用も、從つて多額を要し、すべてこれを札に付したりし後、町年寄の保管に係れる公金(町方入用金)即ち六百兩金と稱せしもの、中より支出せしも、後者は數町聯合の負擔に係り、新設修補共に、其町費(町入用)を以て、費用を分擔せるなり、其他又作事奉行より修造せるもあり、然して何れも共に町奉行所の管轄に屬し、所在の町に保管せしむるものにして、本文の末尾には、皆奉行と署したれば、一般に敬語を加へて、御高札と呼び、枳損頓燒、其他改正の爲め書替を要せる場合に、新造の板に記入するは、

セイセ

セイセイシヤ 菁々舎 養老館(ヤウラウ)

セイセイダイシヤウケン 征西大將軍

老四年七月の條に、征西將軍と見えたり。是は征西人將軍を云へるなり、始めて任命せしは、天慶四年五月とす、藤原忠文を以て征西大將軍となし、藤原純友を討す、副將軍、軍監等あり、未だ發せずして事治まる、爾來中絶したりしが、後醍醐天皇の時に及び、延元中懷長親王を征西大將軍とし、九州の賊徒を追討せしむ、太平記には、征西將軍宮と云へり、尋でまた後村上天皇の時正中中、其成親王を之に補して、九國の北軍を討たしめ給へり、此後本職を任補したることをし(紀略、阿蘇文書、武家名目抄)

セイセウナゴン 清少納言

原、名詳かならず、後宮に入りて少納言と稱し、更に清原の頭字なる清の字を、其上に冠して清少納言と呼ばれたり(源氏物語、一條天皇の時、皇后藤原定子に仕へ、才學を以て著はれ、紫式部と名を齊うす、或時雪の降りたる後、皇后宮左右を顧みて、香爐峯の雪は如何と仰せありしに、清少納言は、言下に座を起ちて、御前の簾を捲げたり、これ唐の白樂天が老後に廬山の麓に草堂を結びし時の詩に、「遣愛寺鐘歇、枕聽、香爐峯雪撥、簾看」と賦したりし故事に基きたるものにして、時人其敏捷なるを稱嘆したりといへり、また彼の百人一首にも入りて有名なる、死をこめて鳥のそらればはかるとも世にあふ坂の關はゆるさじ」の歌は、拾遺集雜二に出て、詞書に、「大納言行成物たりなどして侍りけるに、内の物忌にこもればといそぎ歸りて、つとめて、鳥の聲に催されてといひをこせて侍りければ、夜ふかりけん

セイセ

鳥の聲は、函谷の關のことにやといひ遣はしけるを立かへり、これは逢坂の關に侍るとあればよめる」とあり、皇后宮深く其才華を嘉みし、奏して内侍と爲さんと欲したりしが、御兄なる藤原伊周が不敬の罪によりて流罪せらるゝに會し、遂にこれを果さざりき、然して其末年の状況詳かならず、只僅に、老後零落して陋屋に住したりしに、門前を過る年少の殿上人等、其貧乏なるを見て憫笑せしを、少納言殿中より、駿馬の骨を買ふものあるを聞かずやと呼びはりしかば、前に笑ひしものも慚ぢて去れり傳ふるのみ、清少納言才學一世に卓絶せるのみならず、資性活潑にして、や、才に誇るの風あり、好んで故事古語を引きて、當世の學士と議論し、鬚眉男子をして屢々後に墮着らしめし事あり、また幾多の男子を誦弄して嘲諷を試みたる等あり、従うて其内行も修らず、枕草子を檢するに、情交ありしもの蓋し三人に留まらざりしがごとし(源氏物語、枕草子、マクラノサウシ、參看(大日本史、百人一首一夕話、日本文学史))

セイセツ 清拙

正澄(シヤウチヨウ)を見よ、精錢 永樂錢をいふ、惡錢に對して善良なる錢をいふ詞なるが、永樂錢は我國當時の錢に對して、性質善良なるよりかく名づく、昆陽漫錄に、室町殿の比より西土歴代の錢を精錢と云ふ、關東にては之を京錢と云へり」とあり、「エイラクセシ」參看、

セイセンタンザク 成選短冊

「タンザク」を見よ、

セイリウジシヤ 聖僧侍者

「シヤウソウツ」を見よ、

セイダウ 聖堂

名義孔子を祀りたる堂宇、先聖堂の義、諸國往々にして之ありしも、今は只

セイダ

江戸幕府の官設に係れるもの、みまを掲ぐ○按するに孔子以下の像を安置せる所、古くは先聖殿といひ、後ち大成殿と改む、聖堂とは之に諸門廊廡等を合せたる一廓の總稱なり(勅諭、江戸湯島聖堂、今東京女子高等師範學校の構内に在り、堂宇現存す(延慶、寛政九年幕府の儒役林道春、孔子の祠を忍阿(今の上野)の宅地に建つ、尾張藩主徳川義直、財を捐て、費を助け、聖像及び四配(顔子、曾子、子思、孟子)の像をおき、先聖殿と自書して之を扁額とし、また祭器を寄せて釋奠の用に供ふ、十年二月はじめて釋奠の式を行ひ、九月また之を行ふ、爾來以て恒例と爲す、元祿三年七月、是より先將軍徳川綱吉深く儒學を尊崇せるがゆゑに、更に聖堂の規模を大にするの意あり、即ち之を湯島に移さんとし、御側松平輝直を尊請奉行となし、蜂須賀隆重に其手傳を命じたり、十月尾張光友、紀伊光貞、水戸光圀、松平頼純は典藉を、伊達綱村、細川綱利は祭器及び其他の物品を寄進し、十一月綱吉自ら大成殿の三字を書し、林信篤に命じ、新築堂宇の扁額に鐫るべきの旨を命ず、十二月大成殿造營功を竣り上棟の式あり、超えて四年二月七日聖像を遷す、十一月綱吉親臨して聖廟を拜し、祀田千石を寄す、寶永元年五月再び聖堂を經營す、蓋し前年十一月火災に罹れるを以てなり、十一月大成殿上棟の式を行ふ、天明六年また焼亡し、七年九月新廟成る、既にして寛政年間及び將軍家齊、林述齋を用ひて大に文教を興すや、十年三月大に工役を興して廟宇を改築し、翌年九月に至りて成り、十一月聖像を移す、結構粲然として規模頗る見るべし、維新後廢頽に歸したれども、大成殿はなほ舊態を保ちて現存せる事人の知れるがごとし(勅諭、寛永忍阿の創建の際に、極めて小規模なりしと、昌平志所載の圖を以て知るを得べく、其改築

セイダ

東の二廊あり、各十五間、北は正殿に接し、南は杏壇門に屬す、門の長さ十一間、奥行一丈六尺五寸、兩端各房舎を作る、門を出て、行くも數十歩、また入徳門あり、六柱にして髹漆を塗りたり、これより更に南折すれば仰高門に達す、即ち正門なり、六柱にして東面す、側に門衛の舎あり、其廣義學舎の地を合して、凡そ一萬千六百餘坪に及ぶ、明治以後衰頽に歸し、舊觀を失へること尠ならず、大成殿に至りては、なほ古のまゝにして存せり、なほ學舎に關しては、昌平坂學問所の條に詳説し、寛政聖堂閣また同條の挿圖として收めたり、また釋奠は別に其條あり、並に就きて見るべし(昌平志、聖堂沿革考)

セイダウ 西堂

東堂(トウダウ)を見よ、

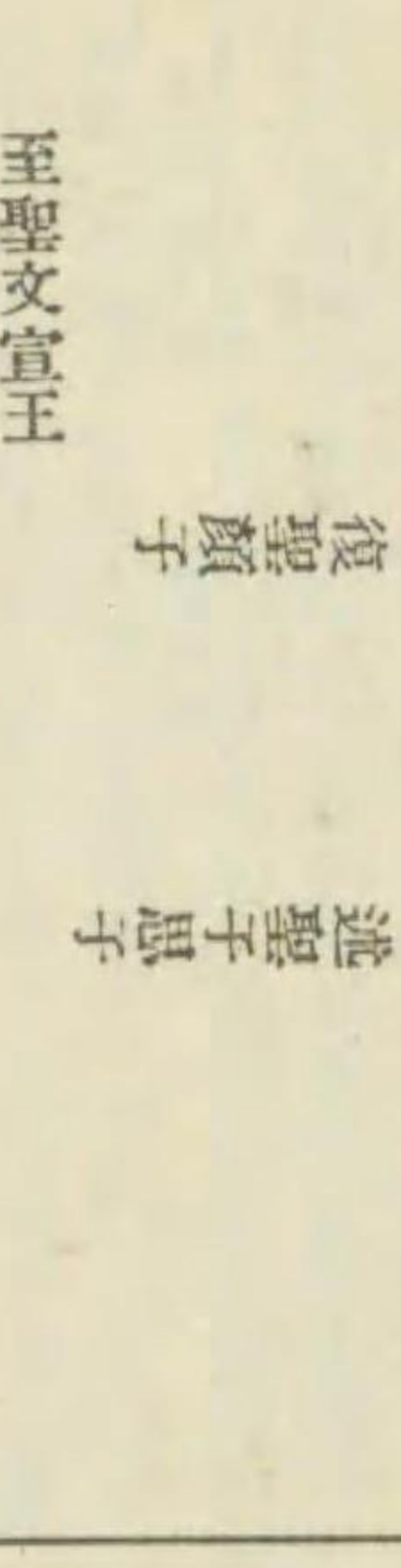
セイチ

東西の二廊あり、各十五間、北は正殿に接し、南は杏壇門に屬す、門の長さ十一間、奥行一丈六尺五寸、兩端各房舎を作る、門を出て、行くも數十歩、また入徳門あり、六柱にして髹漆を塗りたり、これより更に南折すれば仰高門に達す、即ち正門なり、六柱にして東面す、側に門衛の舎あり、其廣義學舎の地を合して、凡そ一萬千六百餘坪に及ぶ、明治以後衰頽に歸し、舊觀を失へること尠ならず、大成殿に至りては、なほ古のまゝにして存せり、なほ學舎に關しては、昌平坂學問所の條に詳説し、寛政聖堂閣また同條の挿圖として收めたり、また釋奠は別に其條あり、並に就きて見るべし(昌平志、聖堂沿革考)

セイテ

東西の二廊あり、各十五間、北は正殿に接し、南は杏壇門に屬す、門の長さ十一間、奥行一丈六尺五寸、兩端各房舎を作る、門を出て、行くも數十歩、また入徳門あり、六柱にして髹漆を塗りたり、これより更に南折すれば仰高門に達す、即ち正門なり、六柱にして東面す、側に門衛の舎あり、其廣義學舎の地を合して、凡そ一萬千六百餘坪に及ぶ、明治以後衰頽に歸し、舊觀を失へること尠ならず、大成殿に至りては、なほ古のまゝにして存せり、なほ學舎に關しては、昌平坂學問所の條に詳説し、寛政聖堂閣また同條の挿圖として收めたり、また釋奠は別に其條あり、並に就きて見るべし(昌平志、聖堂沿革考)

とも多少發展の姿を呈したりしが、元祿の湯島移轉の時に及び、はじめて其面目を改めしが、寛政の重修に及び更に其規模を大にしたり、今其一斑を擧ぐれば、正殿を大成殿といふ、長さ十一間奥行四丈七尺九寸、基礎より殿極に至る四丈八尺四寸、南面す、室を殿内の北壁に構へて神座とし、正位は南面し配座は東西面す、其位置左の如し、



至聖文宣王

東西の二廊あり、各十五間、北は正殿に接し、南は杏壇門に屬す、門の長さ十一間、奥行一丈六尺五寸、兩端各房舎を作る、門を出て、行くも數十歩、また入徳門あり、六柱にして髹漆を塗りたり、これより更に南折すれば仰高門に達す、即ち正門なり、六柱にして東面す、側に門衛の舎あり、其廣義學舎の地を合して、凡そ一萬千六百餘坪に及ぶ、明治以後衰頽に歸し、舊觀を失へること尠ならず、大成殿に至りては、なほ古のまゝにして存せり、なほ學舎に關しては、昌平坂學問所の條に詳説し、寛政聖堂閣また同條の挿圖として收めたり、また釋奠は別に其條あり、並に就きて見るべし(昌平志、聖堂沿革考)

セイダウクワン 誠道館

舊佐貫藩の學校、上總國天羽郡(今津那)佐貫字清水、寛政八年學校を建築し、藩士百廿三合落合宇右衛門の二人師範役を勤む、文化より嘉永年間に至

るまで學事衰頽す、安政二年藩政一變し文武復盛興に至れり(日本教育史資料)

セイチヤウ 税帳

王朝時代、四度公文の一、國內の定額額出、並に借貸、境納勘出、田租、穀類、及び例用、臨時並に其年規定額額正倉等の事を記す帳簿を云ふ、又正税帳とも云ふ、毎年二月三十日以前に太政官に送る、但飛騨信濃等の八國は四月、大宰府と出羽とは五月の定めなり、太政官之を受取りて民部省に下せば、主税寮にて勘檢す、即ち藩國內の官物と去年の雜費支出との決算帳なり、この税帳に附して、支文六を上るなり、その書式は、詳しく延喜式主税式に見えたり、就て見るべし、猶「ヨドノツカヒ」參看(延喜式、四度使考)

セイチヨウジ 清澄寺

安房國長狹郡(今安房郡)清澄村字妙見山〇千光山と號す、「キヨスミテラ」とも云ふ、眞言宗(法華部)の寺、傳に寶龜二年不思佛法師と云ふ者、老柏樹を伐りて虚空藏菩薩の像を刻し、小堂を營みて安置し、爾來靈場となり、承和三年天台宗の圓仁(慈覺大師)來りて不動明王の像を刻し、共に安置したりと云ふ、房總志料に、神武天皇の時、天宮命を祀りし靈場なりといへり、今猶寺中に存す、寺の四方崇巒圍繞、寶珠、摩尼如意、獨鈷、雞足等の號あり、皆大師の名づくる所と云ふ、天福の頃道善と云ふ者あり、日蓮就いて師事し、建長五年四月此山上に於いて始めて南無妙法蓮華經の七字題目を高唱し、これを日蓮宗の開立となす、南北朝の時大僧正弘賢住持となり、明徳三年梵鐘を鑄造したり、其後伽藍火災に罹りて、荒廢したるが、慶長の初め頼勢中興して伽藍を修理し、里見忠義寺領百六十石を寄す、證判今に存せり、後ち江戸幕府百七十石を寄附す、今は舊時の壯觀なしと雖

も、尙ほ本州の大刹なり、山林幽邃にして夏時暑を避くるに適す〇山前に日蓮の遺跡あり、一小堂を建て開宗發教の道場と云へる額を掲ぐ、境内に道善屋敷と呼べる地あり、慶長以後の文書を藏す(縁起、鐘銘、房總志料、上總國志)

セイテツヨフギヤウ 製鐵所奉行

江戸幕府の職名、製鐵のことを掌る、老中の所管にて、高二千石を食む、奉行並あり高千石(肥後)を置く、持高の外、別に職祿金百兩を給す、同年二月改役及び調役下役を置き、並に奉行の支配とす(官制沿革略史)

セイテツゼニ 製鐵錢

江戸時代に流行したる錢貨の一種、一の寛永錢なれど鐵質の善きを以て此名あり、徑九分、重一匁一分(肥後)萬延元年十二月銀座に於て之を鑄造す、一文を以て他の四文に充つ、初め眞鍮錢を造るに銅價貴く、之を鑄るに利あらざる故、鐵を代用したるなり、明治五年、八千箇を以て新貨一圓に換ふ、即ち八枚を以て新貨一厘に換ふ(大日本貨幣史)

セイトウシヤウケン 征東將軍

臨時官、征夷將軍と職掌を同くし、只其名を異にするのみ、或は征東大使と稱す、副將軍、判官、主典あり(勅諭、光仁天皇復讐十一年三月始めて置く、中納言藤原朝臣繼繩を大使、大伴宿禰益立、紀朝臣古佐美を副使となし、判官主典各四人あり、蓋し是より先き、陸奥國上治郡大領伊治公麻呂叛して、按察使紀廣純を殺し、を以て、之を征伐せしめたるなり、其後將軍たるもの、小黒藤(復讐十一年九月)大伴弟廣(延暦二年一月)大伴家持(延暦三年二月)紀古佐美(延暦七年七月)大伴弟廣(延暦十年七月)等な

セイド

り、延暦十二年二月征東使を改めて征夷使と稱す、村上天皇天慶三年正月再び置く、藤原忠文を以て征東大將軍とし平將門を討せしむ、後醍醐天皇建武二年八月足利尊氏を征東將軍とす、揚名にして其實なし、此以後又置かず(武家名目抄、鎮守府考)

セイトキヨク

職制、制度、名分、儀制、選叙、考課、規則等の事を掌る所(明治初年の) 明治元年正月制度科を設け、二月事務局を建つ、閏四月之を廢す、同二年四月制度科を置く、尋で五月また察を廢して、制度取調所を置く、同八月改めて局と爲す、同四年八月太政官の左院に合併す(法令全書)

セイトク井

清徳院 清閑寺共房(セイカ) ンシトモフサ)を見よ、

セイトクシヨ井

の學校(明治初年) 下總國印旛郡佐倉宮小路藤原多神社の南(明治初年) 寛政四年堀田正順、京都所司代と爲りし時に創建す、天保四年學制を改革し學事大に擧る、同七年十月、狭小の故を以て之を再造し、子弟の十五歳になる者、必ず温故堂に出で、武藝を研めしめ、また書院に入りて文學を習はしむ、天保十二年、温故堂を書院の附屬となす(日本教育史資料)

セイトツウ

我が國の制度の起原沿革を簡略に、考證論説したるものなり、改元、曆法、郡國、官品、俸祿、戸口、田賦、錢貨、姓氏、律令、兵制、等の六十二部門を設く、説述の法は、一部門毎に、まづ支那夏殷周三代以來、漢唐宋明の制度の沿革一斑を説き、次に本邦の制度の起原及び沿革を略記せり、享保九年の著なり(伊藤長胤(制度通))

セイナンノエキ

西南役 明治十年

セイナ

西郷隆盛が鹿兒島に兵を擧げし亂をいふ、其國西南に當れるを以て此名あり、鹿兒島の亂又は十年の役ともいふ、(明治六年西郷隆盛征韓論) セイカン(ロン) 參看の議合はざるや、官を辭して郷里鹿兒島に歸り、其部下の土桐野利秋篠原國幹以下鹿兒島出身の將卒相率ゐて亦職を辭して之に従ふ、隆盛既に郷に歸り私學校を設け郷黨の子弟を教訓す、明治九年佐賀熊本等の亂起るに及び、政府其禍機を憚り、鹿兒島の彈藥製造所を大阪に移し、不慮に備へんとす、十年一月三十日私學校徒乃ち起て彈藥を掠め郵便汽船を抑留し遂に兵を擧げんとす、然れども擧兵の名なきに苦しむ、會々警視廳警部中原尚雄等歸省するあり、因て之を捕へ政府の密旨を受け西郷先生を刺殺せんとせしものなりと稱し、政府に實所ありとして兵を擧ぐ、隆盛遂に其擁する處となり、一萬五千の健兒を率ゐ、二月十五日鹿兒島を發す、鹿兒島縣令大山綱良爲に書を作て諸道に通じて道を閉き通行せしめんことを求め、且つ官金を出して軍費を助く、熊本、高鍋、延岡、飯肥、佐土原、諸藩中不平の徒來り集る者凡そ四萬人、朝廷之を開き二月十九日隆盛及び利秋等の官爵を褫ひ、有栖川熾仁親王を征討總督とし、陸軍中將山縣有朋海軍中將河村純義を參軍と爲し、陸軍少將野津鎮雄岡山山縣義同曾我祐準同三浦梧樓同大山巖同三好重臣大警視川路利貞陸軍大佐高島綱之助等をして兵を指揮せしめ、二十日東京を發す、是より先熊本鎮臺司令長官谷干城、變を聞き防備を嚴にし、薩兵の東上を防ぐ、是に於て兵端相開き、薩兵之を重圍す、二十六日征討軍福岡に至り、三月三日吉次越より進み篠原國幹を殲し、田原坂を攻む、是時征討參軍黒田清隆八代より上陸し、敵の背後を衝き、三月二十日遂に田原坂

セイネ

を抜き、植木山鹿の根柢を破る、黒田清隆の軍勝に乗じ北進熊本城を救はんとす、時に城兵圍を受くること既に五旬、糧餉彈藥幾んど盡き、將に陥落に迫る、四月八日宇土の方に當りて砲聲を聞く、奥少佐城を出で、宇土に達し八代口の軍に合す、十四日山川中佐進で城に入り、高瀬口の官軍また賊を破りて城に入る、官軍の勢益振ふ、薩兵熊本に敗る、一隊は日向に入りて人吉に據り、一隊は鹿兒島に歸り、轉じて大分縣下を侵す、官軍六月一日に人吉を取り、二十一日に大分縣下の重岡を取り、二十五日出水を取り、七月廿四日都城及び佐土原延岡の諸城を陥れ、二十七日飯肥に入る、此時賊將多く斃れたり、雖も勢尙ほ衰へず、九月一日賊軍鹿兒島に入り、城山に據りて死守す、官軍長圍して兵を發せざることを十日、九月廿四日味爽大學して進撃す、賊軍の主將西郷隆盛以下桐野利秋村田新八等終に皆戰死す、隆盛兵を擧げしより八閱月なり、賊軍城に就き尋で縣令大山綱良を始めとす、熊本士池邊吉十郎友成正雄松浦新吉郎等を斬に處し、徒黨凡二千人を刑す、十月征討軍凱旋し、十一月功を論じ賞を行ふ(明治歴史) セイネイテンワウ 清寧天皇 御名は白髮尊、また白髮武廣國押稚日本根子天皇と稱す(系圖) 雄略天皇の第三皇子、御母は葛城國の女尊媛、第二十二代天皇(聖德太子) 尤恭天皇三十三年降誕、雄略天皇二十二年太子となる、天皇崩すに及び盤城皇子、星川稚宮皇子等皇位を觀望す、即ち大伴室屋等と謀して之を誅し、尋で位に即く、大和の榮余聖宮に都し給へり、在位五年にして崩す、御壽四十一、河内國南河内郡西浦村坂田門原陵に葬る(皇胤昭運録、大日本史、陸墓一覽)

セイハヤトダイシヤウグン

征軍八代

セイホウロウ

栖鳳樓 大内裡八省院内四

セイビ

セイホ

將軍 大隅薩摩の軍人を征伐する將軍を云ふ、軍人を征して勳功を賜ひし事は、續紀大寶二年八月、和銅六年七月の條に見えたり、大將軍を任補せしは、養老四年三月大伴旅人を征軍人持節大將軍となし、巨勢真人を副將軍となし、を始めとす(續紀)

セイヒクワン

濟美館 舊野村藩の學校(明治初年) 美濃國大野郡(今掛妻郡)野村(原野村)文久三年十一月藩主戸田氏良、創めて江戸外櫻田邸内に設け、藩士をして文武の道を研習せしむ、明治元年美濃大垣へ之を移し、又明治三年之を同國野村に移す(日本教育史資料)

セイフ

制符 制札(セイサツ)を見よ、
セイフ 青趺(青鳧) 錢の異名、青趺は水蟲なり、然るを錢名とする事は、此蟲を錢に塗れば、則其錢多く子を生むといへり、故に錢を祝ひて青趺といふなり、又子母錢とも云ふ、三教指歸に、「一百青鳧錢、常懸杖頭云々」、小右記に、「臨曉令修青鳧十連」と見えたり(下學集、塵添塵叢抄)

セイフク

制服 名義王朝時代、男子に於ては、無位の官人及び庶人が、朝廷の公事並に通常に、女子に於ては四孟並に通常に著用する服装をいふ(明治初年) 白絹頭巾、黄袍、烏油腰帶、白襪、皮履、通常に通過してこれを著し草鞋をばくことを得、家人奴婢は、襦袢衣なり、又女子は、宮人は深緑以下兼て之を服するを得、縁、縹、紺の類も亦同じ、五位以上の女は、父の朝服を除きてより以下の色は通はして服することを得、其庶女の服は無位の宮人と同じ(令義解) いま歴世服飾考所載の表を掲げて參考に供ふ、

セイホウロウ

栖鳳樓 大内裡八省院内四

制服

無位義解云、庶人服制亦同也、	烏油腰帶	白襪	白袴(依義解補之)
白絹頭巾	皮履(尋常通符著草鞋)	白襪	白袴(依義解補之)
宮人	朝廷公事則服之、	黃袍(義解云、裁縫體制一如朝服也、)	
五位以上女	深緑以下兼て服之、紫色以下少々用者、縁、縹、紺、紅、紺、四孟及尋常則服之、		
庶女	除交朝服以下色者、通符服之、		
家人奴婢	同無位官人、		
樣、墨衣(義解云、裁縫體制一如朝服也、)			

セイムテンワウ

成務天皇 御名は稚足彦尊、景行天皇の第四皇子、御母は八坂入彦皇子の女八坂入姫命、第十三代天皇(聖德太子) 景行天皇十三年に降誕、五十一年太子となり、尋で位に即き、近江國志賀高穴穗宮に都す、此時王化漸く四方に及びしを以て國縣を増置し、新たに國造縣主を任じ、國界を定め給へり、而して國造本紀によれば、新置の國造の數六十三國の多きに及べり、詳くは粟田博士の國造本紀考に就きて見るべし、在位六十年にして崩す、御壽百八歳、大和國生駒郡平城村

セイメイケワン

正明館 舊丸龜藩の學校(明治初年) 讃岐國那珂郡(今仲多度郡)丸龜藩原内、寛政の頃、その子高朝、儒臣加藤俊治岩村馬左衛門中主膳に命じ、學事を擴張し規模漸く備はる(日本教育史資料)

セイメン

西面 院中警衛の武士を云ふ、院西面(キンノセイメン)を見よ、

セイモン

誓文 誓約の文書をいふ、誓詞とも云ふ、即ち起請文なり、キシヤウモン)を見よ、

セイヤウクワ

西洋畫 西洋畫(セイヤウクワ)を見よ、西洋より傳はりたる畫法なるが故に名づく、又洋畫

セイメ

セイヤ

セイヤ

とも云ふ。元龜天正の頃、基督教の本邦に傳播せらるゝと共に葡西二國の宣教師によりて洋風の繪畫紹介せられたれど、大抵宗教上の繪畫のみなり、葡西二國人中、宗教外の畫をかき、又それらの人に就いて學びし者ありしと雖も、寛永十四年天草の亂後、基督教を嚴禁したるがため、宗教畫は國禁のものとなり、灰燼に附したるが故、遂に宗教上の關係よりして、洋畫の摸本を失ふこととなり、かゝる勢なりしを以て、洋畫を學びしもの世を憚りて筆を染めざりしかば、世に著はれしものなし、只島原一揆の殘黨山田右衛門作といへるもの、洋畫をよくせしかば、明曆中、放火の狀及び其刑の狀をうづさしめて、品川、千住、新宿、板橋の四宿に掲げられしことあるのみ、されどこの人一代にとりて、他人へは傳へざりき、今日現存する所の洋畫中、最も古きは舊會津藩主松平子爵の家傳へらるゝ、各國帝王騎馬圖(今は屏風となれり)仙臺藩主伊達伯爵の家傳へらるゝ、支倉六右衛門常長の肖像等にして、支倉の肖像は羅馬においてかきたるものなれども、各國帝王騎馬圖は、天正中本邦に駐在せし西洋人のかきしものなり、久しく絶えたる洋畫を再興せしは、實に司馬江漢とす、江漢は元浮世繪師にて、初代鈴木春信に從ひて浮世繪を學び其名をつきて、二代春信と稱す、後ち大に悟る所ありて、長崎に赴き蘭人に就いて洋畫を學び、名を江漢と改む、是より先未だ春信といひしころ(明和二年)、支那の色摺にならひて、四五通の彩色摺を工夫し、印刷術の上に、大なる利益を興へしが、洋畫の研究に就いても、一方ならず苦心せしといへり、蓋し當時洋畫に用ふる布、並に彩色具を得る道なかりしかば、紙幾枚も重ねてどうさなひき、

それに密陀油にてきたる繪具をも描きたりといふ、かくのごとくにして研究したれども、世運未だ洋畫に傾かざりしが故に、廣く用ひらるゝに至らざりき、然れど當時より、他の日本畫家も暗に洋畫の法を研究して、日本畫に應用するものいできたれり、右に述べたるがごとく江漢の洋畫は當時の上流社會に容れられざりしかば、其畫風は下層社會に流れ入りて、多く工藝品に應用せらるゝこととなり、第一の繪具を密陀油にてきたる畫をかく法は、小兒の戲弄品に供する手筈の上に硝子をばり、其硝子の裏に畫をかき、上よりすかし見る法となりしが、第二の泥繪具にてかく法は、のぞき目鏡或は劇場の遠景をかく法となれり、又第三の銅板繪の法は、最も廣く行はれたるものにて、其門より亞歐堂、雷洲の二人を出したり、亞歐堂(永田善吉)は奥州須賀川驛の人にて、松平樂翁に愛せられ、その保護をうけて研究せしといふ、樂翁の命によりてかきし、淺草觀音堂圖の銅板繪を見て、當時の洋畫をおもひやるべし、又雷洲(中村氏、名不詳)は江戸の人にて、亞歐堂に劣らざる名工なりといへり、この人の描きし川中島合戦圖、下利根川圖、淺草巖市圖などの、銅板繪は世に傳へてはやる、これらの人々によりて、江戸、大阪、京都には、銅板繪を描くものいできたれり、尋で江戸時代の末年に際し、開成所中に畫學調所を置き、出役、並出役、世話心得等の諸吏を任命して廣く生徒を募り、西洋畫を教授せしが、當時の出役は川上萬之丞にして、並出役は宮本元道なりき、此の他高橋猪之助(由一)、近藤清次郎(正純)、服部春圃、狩野春川など、皆川上萬之丞の下に隸して、世話心得となれり、當時の洋畫は、只川上萬之丞が關書によりて、彼國の畫學書を教授せしのみにて、技

セイヤ

セイヤ

術の點に至りては、司馬江漢の法により、繪具を密陀油にてきたるものを用ひしといふ、開成所の廢せらるゝ頃にあたり、英國人アクマンといふもの、新聞通信員として横濱に來り、頗る本邦の風俗を感かきしかば、高橋由一、五姓田芳松の二人、これに就いて始めて洋畫のかき方を學びしといへり、維新後川上冬涯は、下谷徒町に聽香讀畫館を起し、また高橋由一は、日本橋濱町に天繪學社を起し、西洋畫を教授せしが、明治七年の秋土佐の入國澤新九郎英京倫敦より洋畫を研究して歸朝し(明治五年洋行)、麴町の平川町に影技堂を起して、生徒を募りしかば、洋畫志望の青年は、競ひて其門に入り、正則の畫法を學ぶことを得たり、明治九年十一月、工部大學中に、西洋の繪畫彫刻を教授する爲、美術學校をおき、伊太利よりホンタネツを聘して、生徒を募る、聽香讀畫館より小山正太郎、松岡壽、中丸清十郎、影技堂より淺井忠、守住勇魚、天繪學社より高橋源吉、森本貞徳、ワクマンより五姓田芳松、山本芳翠等いで、入學せしもの、凡六十餘、ホンタネツに就いて、親しく洋畫を學びしが、明治十一年の暮に至り、故ありて一同に退校を命ぜらるゝ、其後第二期の生徒を募集し、伊太利人フレッチを起して教授せしめられしが、十三年一月フレッチを解雇し、更に伊太利人サンジョバンニを聘す(十六年二月解雇す)、洋畫の進歩は、實にこの美術學校を置き、ホンタネツに就いて學ばしめたるもの、偉大の功を奏し、今日有名なる洋畫家は、大抵この時の生徒なりき、第一期の生徒中、小山正太郎は不同社を起し、高橋源吉は天繪學社(高橋源吉の父由一の設立せし畫塾)を擴張して、ともにこの畫派の普及を圖る、明治十四年の暮、獨に徳川家より歐米へ洋畫修業の爲留學

セイヤ

せしめたる、前開成所畫學生徒川村清雄歸朝し、彼が非凡なる手腕をふるひて、洋畫を紹介せり、清雄初め明治三年三月、徳川家より運ばれて、まづ米國に渡り、暫く同國に留學し、それより佛國に渡り、更に伊太利のベニスに入り、畫學修業中、印刷局の留學生となり、ベニスアカデミーの教師チイトに就いて學び、傍ら西班牙人リッゴに就いて畫法を學びしが、ことにリッゴが、日本にかへりては、日本人の洋畫を工夫せよといはれし一言に勵まされて、山水人物花卉鳥獸、すべて本邦にありふれたるものを寫し出し、日本一種の洋畫を工夫せり、明治二十一年小山正太郎、淺井忠、松岡壽等明治美術會を起し、その秋第一回展覽會は、上野不忍池の馬見所にて開きしより、年々ひきつゞきてこの會を催せり、二十九年七月東京美術學校繪畫中に、洋畫の科を置く、明治十五年十二月工部美術學校廢せられてより、ここに至りて、再び官設の洋畫教授所をみる、ことなれり(横井博士日本繪畫史)

セイヤ

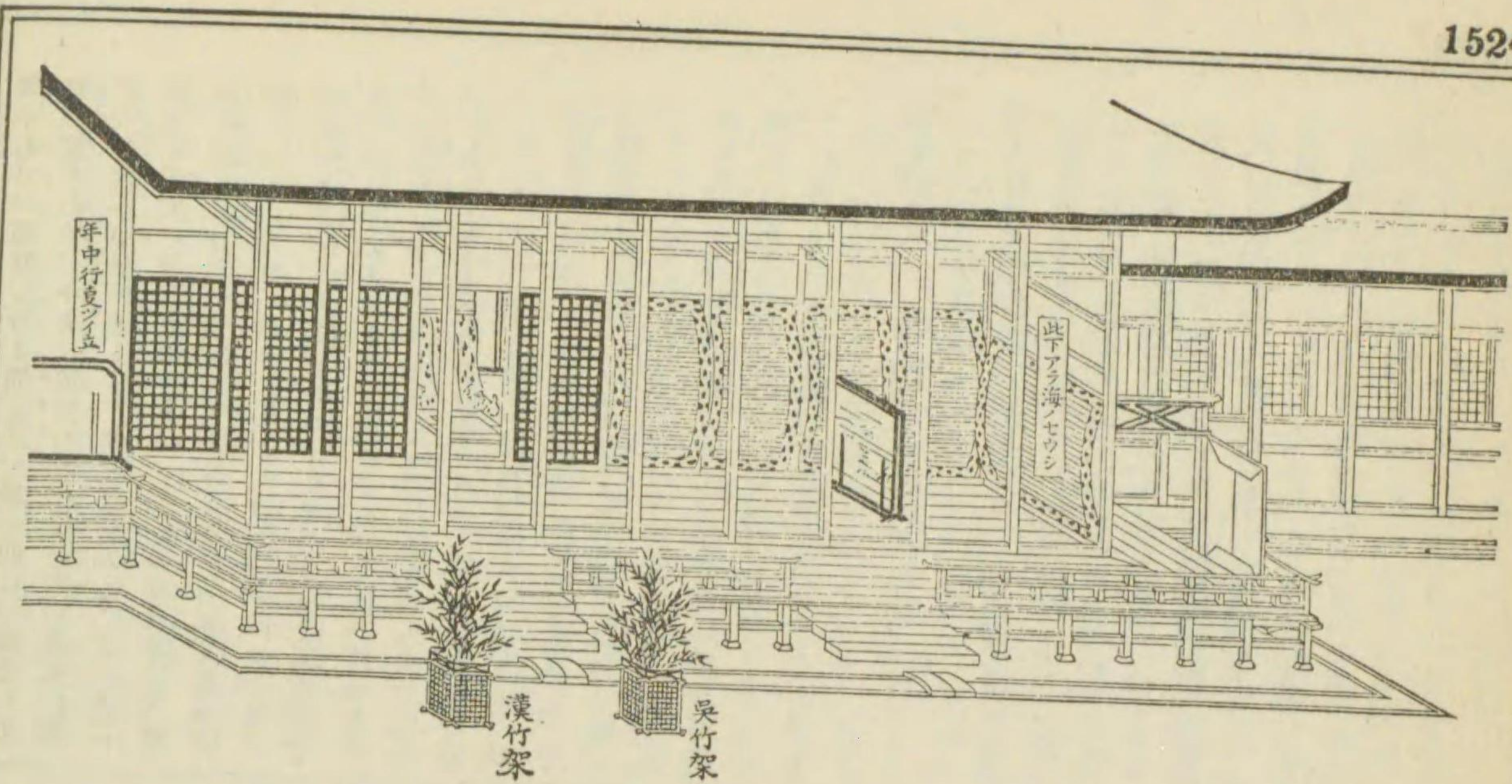
すして、長和五年に寂す、茲に於て高弟盛算、師の遺志を紹ぎ、樓霞寺内の釋迦堂を一寺となし、清涼寺と號するの勅許を得たり、一條天皇勅願所とし給ふ、其後樓霞寺は漸次衰頹し、清涼寺のみ興隆して、遂に樓霞寺の舊跡を占むるに至れり、建久以來數々火災に罹りて諸堂燒失したり、元祿享保の頃住持鏡鏡再興に力を盡し、徳川幕府及び前田氏は巨財を投じて殿堂を造營せしかば、や、舊觀を呈するに至れり、初めは眞言淨土兼學なりしも、後に専ら淨土宗となる、當寺に安置する釋迦像は、三國傳來と稱し、著名の靈佛なるを以て、俗に嵯峨釋迦堂と稱す、元祿十三年將軍綱吉此像を江戸城に迎へて衆人に拜禮せしめたるより、爾後時々出開帳をなす、二王門、當寺の表門なり、慶長二年宇喜多秀家の室正樹院壽光大姉(前田利家の女)の再建にして、後享保中及び明治十年修理を加ふ、多寶塔、二王門の内在り、三層屋にして中央に釋迦を安置す、元祿中本尊江戸へ出開帳の際に、貴賤男女の淨財を以て構造し船載して返り此に建立したるもの、本堂、即ち釋迦の靈像並に脇侍を安置す、齋然の將來りたるものなり、西兩壇に文殊普賢を安置す、檜檀瑞像の大額を掲ぐ、黄葉の際元の筆なり、此堂は建久九年火災に罹り止求法師再建し建保五年再び火災に罹り、明憲上人再建す、後應仁二年の兵火には僅に免れ、寛永十四年火災に罹り、元祿十四年に再建す、即ち今の建築なり、阿彌陀堂、本堂の東南に在り西向なり、樓霞觀の遺址なりとて樓霞寺と云ふ、阿彌陀佛を安置す、〇經藏、阿彌陀堂の傍に在り、齋然が宋版一切經五千四百八卷を納めたりしが建久九年に燒失し今は明版一切經を藏す、〇鐘樓、經藏の傍に在り、梵鐘は足利義政の命により鑄造したるもの、〇方丈、本堂の北東に在り、寛永中一照院

セイヤ

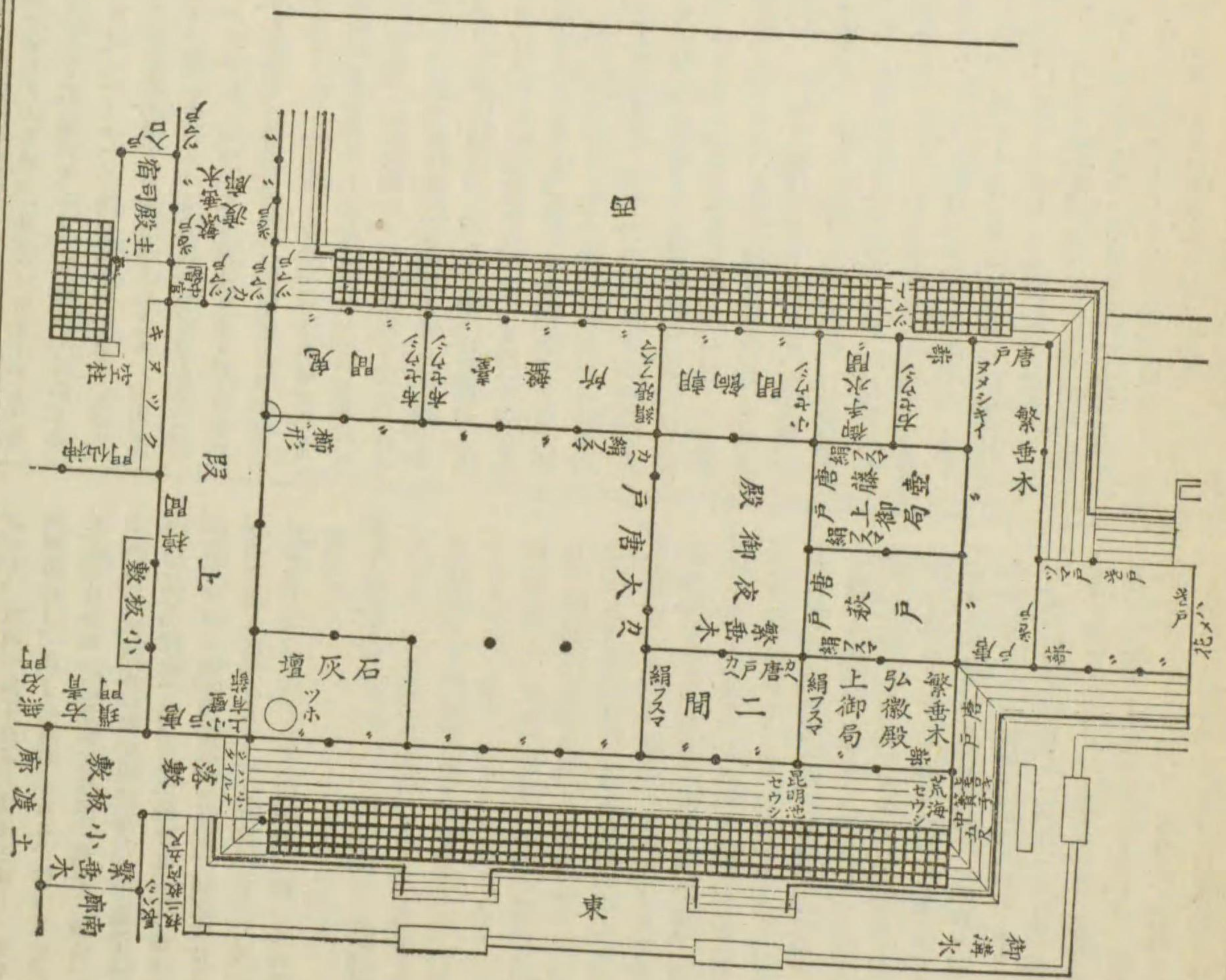
殿(徳川家康の女)追福の爲めに建立したるもの、後正樹院重修したり、〇藥師寺、本堂の西に在り、當寺の別院なり、一に蟠龍山療病院と云ふ、藥師佛を安置す、〇什寶、釋迦如來立像(木造、傳毘首揭磨作)阿彌陀如來像、觀世音像、勢至菩薩像、毘沙門天像、釋尊繪緣起(傳元信筆)融通念佛緣起(傳土佐行秀外五名筆)は最も優秀なるもの、皆國寶となれり、此外文書畫像木像以下少からず(山城名勝志、平安通志、京華要誌)

セイヤ

清涼殿 大内裡宮殿の一、天皇常の御在所にして、四方拜、小朝拜、叙位、除目、官奏、御遊以下の諸公事を行ふ所なり、セイウテンとも、セイエウテンとも云ふ、又清涼、西涼と書き、本殿、中殿、御殿、路殿、後殿等の稱あり、仁壽殿の西、校書殿の北に在り、東面にして九間四面、身舎は南北五間東西二間、之を畫御座と爲す、其北に二間四方の一室あり、之を夜御殿と爲す、其東に南北二間、東西二間の室あり、之を二間と稱す、夜御殿の西に南北二間東西一間の間を朝餉間といふ、御膳を上る所なり、夜御殿の北に南北二間東西一間の室相並ぶ、中なるを秋の戸と稱し、其障子に畫くに萩を以てす、其東なるを弘徽殿上御局とし、西なるを確靈上御局と稱す、共に皇妃上直の所なり、畫御座の東に、南北三間に、一間の内廂あり、其南に南北二間に一間の一室あり、之を石灰壇と稱す、大神宮内侍所を拜せらるゝ所なり、畫御座の西南北三間に一間の一室あり、畫盤所と稱す、畫盤を置く所なり、其南石灰壇に對し鬼間あり、朝餉間の南方に御手水間あり、其北一間の小室を御湯殿上局となす、屋制、東西榮、檜皮葺、東廂の外に孫廂あり、南北九間、東西一間にして、其外に五尺の



(載所説圖聞見関鳳)



(載所説圖聞見関鳳)

簀子あり、南廂を殿上間とす、殿の西に、南北に五尺の簀子あり、中央に渡殿あり、後涼殿の馬道に通ず、其西を臺盤所とす、其北を朝餼壺とす、共に南北に五尺の簀子あり、殿上間、及び北廂より渡殿を以て後涼殿の南北廂に通ず、東の孫廂の南より東に折れ、長橋を経て紫宸殿に至り、殿上ノ間より神門の廊を経て校書殿に至り、北廂より黒戸細殿に至る、其間には御溝水流れ庭上には吳竹、漢竹の臺あり、**起原** 桓武天皇遺營以後既に備はりしならんも、史に見えたるは、類聚國史に「弘仁四年九月癸酉、宴皇太弟於清涼殿、具物用漢法」とあるを以て、沿率皇居の條を見るべし、現今京都御所の清涼殿は、安政の造營に係り、一に古式によりて作られ、襖繪は、身舎は絹緞緋青引極彩色、縁は軟綿青地、繪は唐繪詩句の意によりて寫す、其他倭繪にて名所を寫し、或は色紙形に和歌を題す、畫は土佐光清の筆なり、書御座以下各條に委しく述べたれば参照すべし(大内裡圖考證、平安通志)

セイロウ 井樓 軍陣の時、人を登らしめて敵陣を窺視せしむる機を云ふ、兵家にいふ時は城樓と書けり、其制一ならず、車井樓、櫓井樓等の種類あり、和漢三才圖會に、巢車(此云釣井樓)巢車其制以車輪當中、建高竿、首施繩、以繩挽板屋上卒首、其屋方四尺高五尺、以生牛皮裹之以禦矢石、使人藏屋中、下窺城中事、遠望如鳥巢、故名云々とあり、以て其一窺を知るべし、築城記に「セイロウを擧ぐるは、先すそばかりに柱をふんばらせ、つよく立也、一重あぐるは、さまを下にて切て、面の方を先とく上べき也、一重の時も上へあげ、かきぬるやうに柱の心えなしてあぐるなり、又夜中にあぐるがよき也、敵へ近くあぐる時如此、晝は敵見すかし、矢を射、あげにくき也、面に矢ふせぐ用意をしてあぐる也、此時のたて、こしらへやう可なり」と見えたり、何時頃より行はれたるや詳かならざれども、室町時代より攻城の時に用ひたるが如し、永享記結城落城の事をいへる條に「清方持朝千葉土岐等が陣の前に、十餘丈の井樓を三重三重に組上たり」とあり、

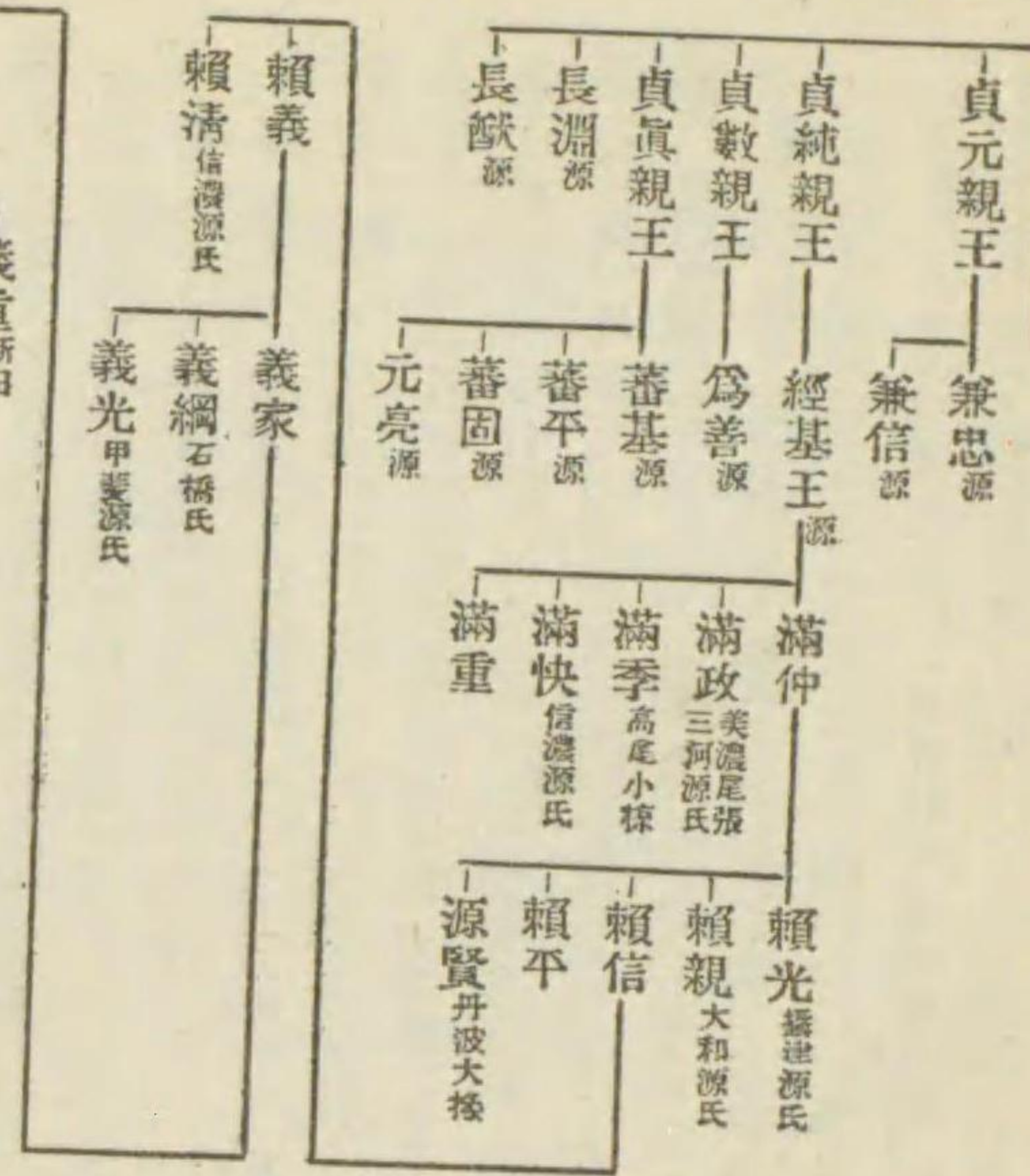
セイワ 清和院 山城國京都市、正親町の南、京極の西、土御門の北、富小路の東に在り(今は御苑石薬師御門内の南に當れり)、清和天皇の母君染殿皇后明子、此院に住せらる、枕草子に、せか井院、續世繼物語に、勢賀院と書けり(拾芥抄、山城名勝志、平安通志)

セイワ 清和院 所傳山城國京都市上京區七本松の東一觀音町、眞言宗新義派の本尊觀音地藏の二體、**起原** 仁壽中文德天皇の勅願に因り、京極河崎の地に一字を草創す、佛心院と號す、一説もと染殿と云ふ邸第なりしと、貞觀十八年清和天皇讓位の後、當院に入り、落飾して法名を素眞と稱せらる、これより清和院と改稱し眞言宗となる、元慶年間伊勢尾張の租を寺封となす、世々皇子親王の住院となり、内道場と定めらる、寛文元年祭裡炎上の後、後水尾天皇勅して今の地に移す、依て帝を仰ぎて中興の開闢となす、歴朝の勅願寺たるを以て、御撫物の下賜あり、今は智積院の所轄となる(山城名勝志、平安通志、京華要誌)

セイワ 清和源氏 清和天皇より出で、源姓を賜はりたる氏族を云ふ、貞固、貞元、貞純、貞敏、貞眞の諸親王の子孫及び、長淵、長猷等源氏の姓を賜ふ、然れども貞純親王の子孫のみ繁榮して他に顯はれざりき、今貞純親王の子孫につきて述ぶべし、貞純の長子經基六孫王と稱し、承平天慶の間軍功あり、鎮守府將軍となる、村上天皇天德五年姓源朝臣を賜ふ、滿仲、滿政、滿季、滿快、滿重を生む、滿仲滿政並に鎮守府將軍たり、滿季は武藏守、滿快は左衛門尉、滿重は出羽介となる、滿仲は賴光、賴親、賴信、賴平、源實を生む、賴光賴信又並に鎮守府將軍となり、賴親は大和守となる、賴信は賴義賴清賴季賴任義政を生む、賴義は鎮守府將軍、賴清は陸奥守となり、賴義は義家義綱義光を生む、義家は鎮守府將軍、義光は刑部丞となる、累世皆武勇を以て著る、其内賴光、賴信、賴義、義家等最も傑出す、強賊を討滅し、大功を累立し、威を天下に震ふ、源氏の興る此に基す、其子孫分れて諸國に在る者、曰く播磨源氏、曰く美濃源氏、曰く尾張源氏、曰く河内源氏、曰く信濃源氏、曰く大和源氏、曰く河内源氏、皆強族となす、而して支屬蕃衍して一々記し難し、故に今其正適のみここに記し、其他著名なるは別條に出す、鎌倉將軍賴朝は鎮守府將軍義家より出づ、其父賴義相模守となり、義家を携へて赴任す、鎌倉に居り威令大に行はる、坂東の豪傑推戴して主となす、竟に君臣の分漸く成る、義家の長子義親叛を謀て誅せらる、義家其子爲義を養て家を繼がしむ、左衛門尉となる、長子左馬頭義朝皆て下野守となり、又關東に居り賴朝を生む、爲義保元の亂に死す、義朝平治の亂に死し、源宗日に衰ふ、然るに賴義義家の餘烈尙存し、賴朝兵を擧ぐるに及び、八國の豪傑傑然として風に從ふ、數歳ならずして平氏を殲滅し、府を鎌倉に開き、征夷大將軍となり、新業始めて定まる、子賴家實朝に傳ふ、之を鎌倉三代將軍といふ、實朝殺さる、に及び、源氏の正適竟に絶ゆ、而して新田氏足利氏迭に興る、今氏族の分派の大概を左

セウイ

に示す(尊卑分脈、氏族志)
○清和天皇 貞固親王 國淵



セウイテンワウ

清和天皇 御名は惟仁、法諱を素真といふ、世に水尾天皇と稱す
文徳天皇第四皇子、母は藤原良房の女、五月十六日誕生、嘉祥三年三月降誕、同年十一月文徳天皇の太子となる、按ずるに文徳天皇は紀名虎の女の生みたる惟喬親王を寵愛し、之を立てん事を欲し給ひし、藤原氏を憚りて決行する能はず、遂に惟仁親王を以て太子とせられし也、天安二年十

セウイ

一月位に即く、時に年九歳、外祖父太政大臣藤原良房政を攝す、然れども未だ攝政の名なかりしが、貞觀七年天皇元服あり、機務を親しく爲し給ふに及び、翌年八月良房に詔して、天下の政務を攝行せしめらる、藤原氏の攝政にはじまり、政權全く其一族に歸す、これより先天安二年には陸制を立て、遠陸近陸の別を設け、十陸四塞を定め、貞觀三年には宣明曆を頒行せしめられ、在位十八年にして貞觀十八年十一月位を陽成天皇に譲り、元慶三年五月落飾入道し、十月大和を巡幸して名山大川を歴覽あり、十一月粟田山莊園覺寺に遷幸し、十二月四日崩す、御壽三十一、山城國葛野郡嵯峨村水尾山陵に葬る、天皇風儀美はしく、端嚴なること神のごとし、性寛明仁慈、温和寡言、舉動禮に遵ひ、好みて書傳を讀み、思を釋教に潛め、鷹犬の娛のごとき、未だ嘗て意に留め給はず、其遜位の後にありては、常に菜蔬を御し、聲色を断たれ、圓覺寺に入りて出家し給ひしよりは、更に酒酢鹽豉を御せず、二三日を隔て、一たび齋飯を進めしめられし等、六時の苦修、毀瘠削るがごとく、深く世累を厭ひ、膳を絶ち身を捨てん事を欲し、凡そ諸の苦行修せざるはなかりき、太田元貞嘗て説を爲して曰く、清和天皇は染殿後の御子にて、忠仁公良房の外孫なり、外戚の勢にて、兄の惟喬皇子を踰えて踐祚せしめり、後に此事を深く悔い給ひしにや、御一生の行狀、苦行の儉に似たりと、蓋し正鵠を得たるものなるべし(皇胤紹運錄、大日本史、陸臺一覽、悟窓漫筆拾遺)

一月位に即く、時に年九歳、外祖父太政大臣藤原良房政を攝す、然れども未だ攝政の名なかりしが、貞觀七年天皇元服あり、機務を親しく爲し給ふに及び、翌年八月良房に詔して、天下の政務を攝行せしめらる、藤原氏の攝政にはじまり、政權全く其一族に歸す、これより先天安二年には陸制を立て、遠陸近陸の別を設け、十陸四塞を定め、貞觀三年には宣明曆を頒行せしめられ、在位十八年にして貞觀十八年十一月位を陽成天皇に譲り、元慶三年五月落飾入道し、十月大和を巡幸して名山大川を歴覽あり、十一月粟田山莊園覺寺に遷幸し、十二月四日崩す、御壽三十一、山城國葛野郡嵯峨村水尾山陵に葬る、天皇風儀美はしく、端嚴なること神のごとし、性寛明仁慈、温和寡言、舉動禮に遵ひ、好みて書傳を讀み、思を釋教に潛め、鷹犬の娛のごとき、未だ嘗て意に留め給はず、其遜位の後にありては、常に菜蔬を御し、聲色を断たれ、圓覺寺に入りて出家し給ひしよりは、更に酒酢鹽豉を御せず、二三日を隔て、一たび齋飯を進めしめられし等、六時の苦修、毀瘠削るがごとく、深く世累を厭ひ、膳を絶ち身を捨てん事を欲し、凡そ諸の苦行修せざるはなかりき、太田元貞嘗て説を爲して曰く、清和天皇は染殿後の御子にて、忠仁公良房の外孫なり、外戚の勢にて、兄の惟喬皇子を踰えて踐祚せしめり、後に此事を深く悔い給ひしにや、御一生の行狀、苦行の儉に似たりと、蓋し正鵠を得たるものなるべし(皇胤紹運錄、大日本史、陸臺一覽、悟窓漫筆拾遺)

セウイ

聖一國師 辨圓(ペンエ)を見よ、

セウイチコクシ 小右記 寫本六十一冊

セウイウキ 後小野宮右大臣藤原實實の日記、因りて小右記といふ、又野府記、小記、小右相記、續水心記等の稱あり、野府記は小野宮右府の字によれるなり、續水心記は其祖父小野宮攝政實賴の記録を水心記(實賴の諡を清慎公といへば其字の偏を取りてかくなづく)といへるより、かく稱せるなり、本書は天元元年より長元五年に至る凡五十五年間の記録なりし事は小右記目録の缺本四冊、史料編纂掛所蔵のものに依つて知らる、されど後世佚して其大半を失ひたりと雖も、叙事詳確にして、藤氏全盛時代の世相を研究するに貴重の史料たり、又故實、儀制を覈むるにも裨益頗る多し(群書類一覽、歴史記録考)

セウエウシヤ 燒香侍者 山門三大侍者(サンモンサンダイシヤ)を見よ、

セウカウジヤ 清淨光寺 所住相模國高座郡藤澤宿大銀町○藤澤山無量光院と號し、藤澤道場と稱す(國朝時宗、總本山)開山は第四世遊行上人春海、正中二年廢極樂寺に就て當寺を創立す、開基は俣野五郎景平入道明阿、一説に、當寺は宗祖一遍の親立とも云へど、一遍駐錫の地は當麻無量光寺なれば誤なり(國朝時宗、總本山)一鎮の時、延文中將軍足利尊氏堂宇を再建し、寺領六萬貫を寄附す、此頃までは清淨光院と號せしが、此の時より寺號とし院を無量光院と號す、時に後光嚴天皇勅額を賜ふ、當山六世自空の時火災に逢ふ、應永中再造す、客殿は上杉朝宗實領を捨て再造したりと云ふ、十二世遊行上人尊觀法親王は、龜山天皇の皇子恒明親王の第三子、後村上天皇の皇子たり、自空の讓を受けて、諸國を遊行し、後小松天皇の叙閑に逢し、止宿夫馬勘過の事を將軍に命ず、大空の時應永廿三年四月義持の命にて諸國に下知す、爾來代々將軍勘過の下知あり、同年七月勅命により國家安全の祈禱を修す、三十三年又燒失し尋で再興す、管領成氏崇敬

セウキ

天正九年正親町天皇特に國師號を賜ふ(本朝高僧傳、龍門夜話)
セウキノセチエ 小儀節會 節會(セチエ)を見よ、
セウキン 紹瑾 臺山と號す、佛慈禪師、又弘德園明國師と號す(國朝時宗、總本山)俗性藤原氏、曹洞宗の太祖、總持寺の開山、文永五年十月八日生る、父は越前の豪族なり、十三歳にして永平寺孤雲菴に隨ひて得度す、并遷化の後、大乘寺の徹通僧に師事して參究す、十八歳にして出遊し、寶慶寺寂園に從ひ、後京都に上りて臨濟の寶覺慧曉に依り、紀伊に遊びて由良の覺心に就く、正安元年大乘寺に歸り、乾元元年大乘寺に住して大に宗業を唱ふ、應長元年淨住寺に住し、正和二年永光寺を、同三年光孝寺を開きて住す、定賢律師其德を欽慕し、寺を革めて禪となし、確を請じて開山始祖となす、號して諸嶽山總持寺といふ、元亨中後醍醐天皇十疑問を降す、紹瑾奉答詳明なり、帝特に紫衣を賜ひ、總持寺を以て日本曹洞宗出世本山となし給へりと云ふ、正中二年八月十五日寂す、年五十六、法臘四十六、嗣法の弟子五人あり、後世曹洞宗中興といふ、正平九年勅して禪師號を賜ひ、安永元年十一月再び國師號を賜ふ(傳光錄、清規、坐禪用心記、三根坐禪說等あり(本朝高僧傳、日本洞土聯燈錄、佛教各宗綱要))

セウク

母は内大臣通成の女顯子(龜山法皇の妃、正安三年正月十六日法皇宮に入り、三月從三位に叙せられ、十九日准三宮同日院號あり、嘉元三年九月廿一日尼と爲り、延元元年六月廿六日薨す、年六十四(女院部類、女院小傳))
セウケイモシ 昭慶門 大内裡八省院二十
五門の一、北面の外門とも、北殿門とも云ふ、八省院の北の正門にて、車駕臨幸の時には、此の門より入りて小安殿に御す、南は小安殿に北は宮城門に對す、東廊四間を隔て、嘉喜門、西廊四間を隔て、永福門あり、瓦屋鴉尾五間戸三間、南北三丈、東西九丈、東西の幅間一丈六尺、壇は條石の石板を以て圍み三階となす、額はもと兼行朝臣書きしが、保元三年前關白忠通之を書きて掲げたり(大内裡圖考證)
セウケイモシ 昭慶門院 喜子内親王、法名清淨源、龜山天皇の皇女、母は藤原雅平の女雅子、永仁元年十二月十日内親王と爲り、同四年八月十一日准三宮、同日院號あり、嘉元四年九月十五日尼と爲り、正中元年(元亨四年)三月十二日薨す、年五十二、龜山院の御寵愛を受け、所領を多く讓られたり(女院小傳、增鏡、後宇多院御領目録)

セウシ

くは陰陽家の行ふ所とす、毎日、日中行事に、「日毎の招魂の御祭、今は定まれる事なり、日下禱の藏人、臺盤所に御攝物出して、衛士をして陰陽師が許に遣す云々」とあり、日を限りしは、「吾妻鏡安貞二年六月二十三日、將軍家百日招魂祭御攝物、鼠遺三損之云々」とあり、臨時には本朝世紀に、久安三年四月二日内膳に於て行はれ、病中には、小右記に萬壽四年十一月廿日藤原道長危急の時行ひ、死後には、小右記萬壽二年八月後朱雀院の後皇子崩去後行ひし等を始めとす(古事類苑神祇部)
セウシヤウ 少將 近衛府(コノエフ)を見よ、
セウシヤウクワシ 清淨光寺 所住相模國高座郡藤澤宿大銀町○藤澤山無量光院と號し、藤澤道場と稱す(國朝時宗、總本山)開山は第四世遊行上人春海、正中二年廢極樂寺に就て當寺を創立す、開基は俣野五郎景平入道明阿、一説に、當寺は宗祖一遍の親立とも云へど、一遍駐錫の地は當麻無量光寺なれば誤なり(國朝時宗、總本山)一鎮の時、延文中將軍足利尊氏堂宇を再建し、寺領六萬貫を寄附す、此頃までは清淨光院と號せしが、此の時より寺號とし院を無量光院と號す、時に後光嚴天皇勅額を賜ふ、當山六世自空の時火災に逢ふ、應永中再造す、客殿は上杉朝宗實領を捨て再造したりと云ふ、十二世遊行上人尊觀法親王は、龜山天皇の皇子恒明親王の第三子、後村上天皇の皇子たり、自空の讓を受けて、諸國を遊行し、後小松天皇の叙閑に逢し、止宿夫馬勘過の事を將軍に命ず、大空の時應永廿三年四月義持の命にて諸國に下知す、爾來代々將軍勘過の下知あり、同年七月勅命により國家安全の祈禱を修す、三十三年又燒失し尋で再興す、管領成氏崇敬

セウシ

最も深く、毎歳必ず参詣す、永正十年正月諸堂又火災に逢ふ、元龜二年七月武田信玄、寺領三百貫文を寄す、當山十三世普光の時山内悉く焼失す、天正十五年再建の企あり、北條氏直令して、全國内の良材を自由に伐木するの權を與ふ、慶長十九年十一月徳川家康寺領百石を給ふ、慶長七年境内の殺生伐木を禁ず、同十七年當山十四世燈外の巡國の時、踏次の朱印を下し給ふ、是より遊行上人の統を襲ぐもの皆巡國の朱印を受く○寺寶多し、就中後醍醐天皇灌頂御影、一邇上人繪傳等最も貴重なり、又延文元年の古鐘あり、境内に應永廿三年十月の兵亂より、同廿四年に至る戦死者を供養せし碑あり、應永廿五年十月六日建つる所なり○支院に長生院あり、永享元年照姫(俗に照天姫と云ふ)建立すと云ふ、本堂の後に小栗滿重照姫の墓あり(新編相模國風土記稿、遊行由緒書、歴代譜)

セウシヤウセウシ

清淨泉寺 相模國鎌倉郡深澤○大異山と號す○本尊大佛、金銅の阿彌陀佛、世に鎌倉大佛と稱す、僧淨光善く衆庶に慕はれて營作を企て、曆仁元年三月大佛造營始めあり、五月大佛の妙相始めて成る、八丈の阿彌陀佛の木像なり、仁治二年三月大佛殿の棟上を行ひ、寛元元年六月落慶供養す、此の時大佛殿の外十二樓、山門、二王門等同じく落成して宏壯を極めたり、正嘉二年九月清淨泉寺建立序次之記によれば、造立の本願は源賴朝にして、夫人政子及び波多野局等同じく大願を發して建立したりと云ふ、後建長四年八月改めて金銅八丈の釋迦如來像を鑄造す、鑄造者は上總國矢倉澤村大野五郎兵衛なりと云ふ、即ち現今の大佛なりとは世の傳ふる所なれども、今の大佛は阿彌陀佛にして、釋迦如來の像にあらず、且つ

セウシ

大野五郎兵衛鑄造なりとの出所詳かならず、加ふるに鎌倉攷勝考に、此銅像も何の頃にか亡失し、今の大佛は遠藤那佛(阿彌陀如來の誤なり、此の佛を改め造りし由來は更に知れず)とあれば或は後世改鑄せしものか、藝術家の説に、鎌倉時代の鑄作なること疑ふ入れずといへば、或は吾妻鏡の作者の誤か、大に考研すべき事なり、建武二年八月北條時行が鎌倉に據りたる時、大風俄に起りしかば、軍兵等堂内に入りて逃げたるに、棟梁折れて百餘人を壓死したりと云へり、尋で應安二年九月又大風ありて堂宇傾倒し、明應四年八月、由井濱の海水激奔して佛殿を破壊す、其後は佛殿の再興なく、礎石を存するのみにして、露佛となりて今日に至り、現在の大佛總高五丈、髮際より跏坐に至る迄四丈二尺、周圍十六間二尺、石座高四尺五寸、面長八尺五寸、横一丈八尺、白毫周圍一尺五寸、眼大四尺、眉大四尺二寸、耳長六尺六寸、鼻縱三尺八寸、横二尺三寸、口徑三尺二寸、唇肉高八尺、徑一尺四寸、螺髮各高七寸、徑一尺、其數八百卅顆、膝徑六間餘、大指周三尺餘あり、製作最も優秀にして、奈其大佛に勝ること數等なりと云ふ、今は國寶となれり○古は建長寺の持なりしが、後には別當を置て高徳院と云ふ、院は淨土宗光明寺末、此地も眞言宗淨泉寺の舊址にて、其初天平年間行基の開く所と云ふ、明應中廢寺となり只大佛のみ存したりしを、正徳年間増上寺主顯譽、祐天、江戸の商野島新左衛門の資を得て再興し、當寺を興立し、山號を獅子吼と改め、寺號は舊により清淨泉寺と云ひ、淨土宗となる、故に祐天を中興の祖とし野島氏を中興開基とす、阿彌陀を本尊とす(鎌倉志、鎌倉攷勝考、新編相模國風土記稿)

セウシヤク

小尺

大尺(ダイシヤク)を見

セウシ

セウシユンダウ 招俊堂 大内理豐樂殿九堂の一、儀鸞門外の西に在り、故にまた儀鸞門外西堂とも稱す、大九間、延英堂と相對す(大内理豐考證)

セウシヨ

詔書 公文書の一、天皇の御言を記したるものを云ふ、上古は王言總て之を「ミコト」又「オホミコト」と稱す、隋唐の制を採用するに及び、詔勅の制あり、六典尙書省の條に、天子より出づるものに、制、勅及冊の三種ありとあるが、此の制は即ち此の詔書に當るなり、是れ唐にてもと詔と云へるを、則天武后諱を避けて改めたるものにて、我が公式令は、其改詔以前に彼の制度に準據したるなり、凡臨時の大事に詔と稱へ、尋常の小事に勅と云ふ、されば儀を整へ、百官を集めて、宣問するを詔となし、然らざる者を勅となす、故に外國使に命を傳へ改元、改錢、大赦、神社、山陵の告文、立皇后、立太子、任大臣等を詔書となし、自餘を勅旨となす(儀鸞門外西堂考證)先づ中務省の屬内記、内旨を承けて起草し、宮に納れて奏す、若し可なれば年月の下に日を宸署し給ふ、これを御書日と云ふ、御書日訖れば、中務卿を召して之を給ふ、御書日ある者は、留めて案と爲し、別に一通を寫し太政官に送る、即ち太政官に於て太政大臣以下之を審議せる後、連署して其の上卿の大納言更に之を覆奏す、これを詔書覆奏と云ふ、西宮記によれば、公式令の制は破れて、藏人に附して奏聞す、即ち年月日の次に可字を宸署し給ふ、之を御書可と稱す、大納言受けて外記に授く、外記之を留めて案となし、更に騰寫して世に布告す、中務卿若し在らざれば、大輔の姓名の下に宣と注

セウシ

し、少輔の姓名の下に奉行と併注す、大輔亦あらずれば少輔の下に宣奉行と注す【文體】二様あり、(一)公式令に規定せられたるものにては、宣命體なり、これ我邦固有の御言を頒下する文體にして、支那より輸入したるものにあらず、その歴史に見えたるは、大化元年高麗の使に示したる詔是なり、公式令には又事件の大小によりて其書出しに規定あり、大事を外國使に宣するに書出に、明神御宇日本天皇詔旨と云ふ辭を冠し、其中事に、明神御宇天皇詔旨と云ひ、朝廷の大事、立坊、立后、及び元日朝賀を受け給ふ類には、明神御宇天皇詔旨と云ふ辭を冠し、中事には天皇詔旨と云ひ、小事には唯詔旨と云ふ、結語には俱に成、關と云ふ詞を置きたり、然れどもこの宣命體は、漸次支那の漢文流行につれ、支那輸入の文體に侵され、後には宣命と云ふ名稱の下に、詔書と區別せらるゝに至り、(二)は支那輸入の文體にて、後世一般に云ふ所の詔書是なり、西宮記に宣命と詔書とにつきて規定あり、宣命は神社山陵の告文、立太子、立后、任大臣、節會、任僧綱、任座主、喪家の告文等に用ひ、漢文體の詔には、改元、改錢、大赦等に用ひたり、後には官位を贈る場合には、宣命と詔書とを賜ふ例となれり、但し初めは改元等の時には、必しも漢文體ならざりし、とは六國史を見て知るべし、續日本紀時代には宣命漢文體の詔と互用したり、弘仁以後に至りては全く詔書のみとなるに至り、【書式】公式令にて定めし左の如し、而して此式の内初めの日付以外の文は、詔書の作成手續を示したるものにて、漢文體に於ても、此部分には變化する所なかりき、漢文體の詔書の様式は、先づ初めに詔と書出し、次に事實を記し、終に「布告天下」俾知(朕

明神御宇日本天皇詔旨云々成聞
年月日
中務卿位臣姓名宣
中務少輔位臣姓名奉
中務少輔位臣姓名行
左大臣位臣姓名
右大臣位臣姓名
大納言位臣姓名等言
詔書如右請奉
詔付外施行謹言
年月日

意、主者施行」と記し、或はこれと同じ意味の文句を記したり、而して事實は多く併置體の文章なりき【頒降式】詔と施行との別あり、元來詔書は、宣讀して百寮臣民に示すものなるが、在京官省には、詔書を直寫し、別に太政官の符文を副へて行下し、京外の地方官には太政官符の中に詔文をこめ、一紙に作りて行下す、之を懸詔符と云ふ、百姓に關する者は、行下して郷に至る、皆里長坊長をして部内を巡歴し、百姓に宣示して人毎に曉悉せしむ(原注)支那唐の制を模倣し、大寶令に定められたるを始めとす、文體書式は右に述べしが如く變遷を生じたり、明治維新の後、論言通じて詔勅と稱す、詔勅別に異なる式なきも、廣く大事を宣命するの大令は、概れ詔を以てして勅を以てすることなし、改元詔(元年九月)改曆詔(五年十一月)大赦宣布(三年正月)律書頒布(三年十二月)新律綱領、六年五月改定律例地租改正(六年七月)賞牌制定(八年四月)等はなり、而し

セウシヨウ

小升

大升(ダイシヨウ)を見

セウセキ

紹碩 名源山と號す、源山姓は源氏、能登羽郡瓜生田の人、年十六、叡山に登り天台宗學を修め、二十三の時叡山禪師に加賀大乗寺に參詣して弟子となり、曹洞の宗風を傳ふ、幾干もなく辭して諸方に遊び、恭翁禪師に參詣す、後ち郷里に歸りて間房に修養を事とする、二十餘年、正中元年能登の總持寺に住して叡山に繼ぎ、曆應三年永光寺に住し、貞治四年十月二十日寂す、年九十一、門下は大源、通幻、無端、大徹、實峰あり、之を叡山下の五哲と云ふ、曹洞の宗風は彼等に依りて諸國に傳播す、今日の曹洞宗大半は叡山下の末裔なり(本朝高僧傳、日本洞上聯燈錄)

セウシ

セウセ

紀所收の弘仁私記の序に、清足天皇貞房之時、親王及安麻呂等、更撰此日本書紀(中略)上起天地混沌之先、下終品彙甄成之後(中略)異端小説、惟方亂神、爲備多聞、莫不該博云々とありて、其註に、「一書及或説、爲異端、及語及諺、曰爲小説」とありて、街談巷語、道聽塗説の類を指して小説と爲したる事を知るべきなり、蓋し當時にありては、文運いまだ開けず、精神上の慰安としての作品のごときは、見る能はざりしは當然の事といふべし、平安朝時代に入つては、これを物語と稱し、室町時代には草紙とも唱へ、江戸時代に及びては一般に戯作と稱し、作者を戯作者と稱したりしが、明治以後に至りて、はじめて小説なる語一般に行はるゝ事となりたり、いま翻つて古今の沿革を考ふるに「上代」紀記載する所の諸神話のごときは、孰れも小説の基因を爲すには相違なきも、就中、仁徳紀なる夢野の鹿の物語、書紀、丹後風土記なる浦島子の物語の類は、小説の歴史に最密接なる關係を有するものといふべし、下りて「平安朝時代」に入り、牽運大に開けたるのみならず、假字文字の普及せる結果として、嚴正なる意味に於ての小説の製作を見るに至れるは、特筆大書すべきなり、今日世に知られたるもの中、最古きは竹取物語にして、これに次ぎては住吉物語、宇津保物語、濱松中納言物語、源氏物語、狹衣物語、とりかへば物語、落窪物語等あり、特に源氏物語(ゲンジモノガタリ)は只に大篇なるのみならず、思想文章共に一代に卓絶し、吾國古今を通じての大傑作たり、但し此時代に現はれたる諸物語は滅せして傳はらざるもの多し、而して其書名は詳かに黒川春村の墨水遺稿中なる物語考に見えたり、就きて見る

セウセ

べし、また今日傳はれる住吉多武峯の二物語は、後人が其名を托して作りたるものなりとの説あり、此外なほ伊勢物語、大和物語等あり、前に述べたる物語類が、みな世話物的なるに反し、これは史傳の事蹟を潤色したるものに係り、後世に於ける歴史小説は、其源を此に發したり、而して道般の小説たる世態を描き人情を寫したるものなりと雖も、其行はれたる範圍は貴族間に限られ、且つ其作者は概ね華族紅閨の貴婦人なりしかば、寫す所の區域甚だ狹隘にして、たゞ平安城裡の四時折々の事物と、男女の關係とを題目に爲したりのみ、而してこれを讀むものは即ちかの花に戯るゝ狂蝶のごとき佳人才子にして、みな讀者が主人公か、主人公が讀者かと疑はるるばかりの人々なりしを以て、これを讀みて所謂物の哀れを觀したること非常なりき(鎌倉時代)保元平治の亂後、公家の式微と共に、文學もまた衰へ、小説のごときは殆ど見るに足るものなく、唯僅に鳴戸中將物語、秋夜長物語等二三種あれども、平凡の域を脱せざるなり、而して此時代には、別に繪巻物を弄ぶ事流行しはじめたり、繪巻物は、或出来事を繪畫して顯はし、多くは詞書を加へたるものにして、其詞書の方面より見れば、又僅に小説として觀察するの價値なきにあらず、小野小町一期盛衰圖、小芝垣草子、時秋物語、地獄草子等其他は多し(エマキノ)參看、これ後世の繪入小説の起原なるべし、また頼光と酒頭童子、維茂の月隱山、渡邊綱の鬼の腕、頼政の鶴退治、仁田忠常の富士の穴入り等、朴實簡單なる巷説を綴りたるものも行はるゝに至りしが、これは室町時代に入りて、御伽草子となりたり(室町時代)物語には鴉籠合戦物語、精進魚合戦物語、鳥部山物語、松帆浦物語等あれども就くに足

セウセ

らず、繪巻の草子は前代の流行を受けて、益々廣く世に行はれ、福富草子、鉢かつぎの草子、文正草子等所謂御伽草子の類、相繼で著作せられ、幼童婦女子の間において、好んで讀まれたりき、また散樂の流行せる結果として謡曲文の出現を來せり、其作曲の趣向は大抵みな同一にして、孰れも或は巻談を體とし、或は歴史上の一事件一人物を執りて、これを潤色敷衍し、其盛衰を述べ、主として世間の轉變無情を説きたるものなり、其脚色は極めて簡單にして、始に回圖修業の備あり、次に亡魂幽霊出で、種々の物語を爲し、後には其備、此幽霊をして解脱成佛せしむる事、概れみな然り、蓋し一小齣を以て終る所の傳奇小説の類といふべし、なほ小説にはあらざれども、淨瑠璃十二段草子の出でたるは、淨瑠璃本、並に脚本の先驅を爲したるものにして、最注意すべきものと爲す(江戸時代)には戯曲まづ發達し、小説、これに次ぎたり(戯曲は小説にあらざれども、便宜上此に合叙する事となしたり)按ずるに當時戰國擾亂の餘を享け、上下文字を解するもの少ふかりしかば、人みな語り物の如き、専ら聽官に訴ふるものを喜びしと雖も、其作者極めて寥寥たりしを以て、續々新作を出して之が嗜好に應ずる能はず、僅かに在來の舞曲の書、また御伽草子の類に曲節を附し、一段切りの淨瑠璃節として語のみなりしが、寛文延寶の際に至り、岡清兵衛といへるもの、堀井丹波の爲めに所謂金平本を著作せり、金平本は、一段きりのものにあらず、數段に亘りたるものを一冊となしたるものにして、阪田金時の子金平といへる怪力絶倫の士が、惡魔狂歌を退治する事蹟を骨子と爲したるものにして、殺伐なりし當時の人情風俗に適合したれば、單に語るが爲めのみならず、讀むべきものとして、世

セウセ

に刊行せられ、廣く行はれたりき、また之と殆ど同時に、大阪に井原西鶴あり、淨瑠璃の作を試み、尋で近松門左衛門(チカマツモンザエモン)參看)出で、其非凡の才力を遺憾なく發揮したり、而して謡曲を和らめ、一段切りを變じて五段の續きものとし、首尾貫徹せる戯曲と爲したりしは、近松の大効にして、後の所謂丸本、則ち竹田、並木等の作る大序より大團圓までを總叙せる戯曲の門を開きたるものとす、門左衛門の著はす所、其數甚多しと雖も、日本振袖始、釋迦如來誕生會、繪籠三重帷子、國性爺合戦、雪女五枚羽子板、曾我會稽山、丹波興作、曾根崎心中、天の綱島、博多小女郎涙枕、夕霧阿波鳴門、冥途の飛脚等最顯はる、下りて寛保より寶曆に遡りて、竹田出雲あり、(タケガイツモ)參看)假名手本忠臣蔵、菅原傳授手習鑑、義經千本櫻等を著はす、之と同時に並木宗輔出で、一谷嫩軍記の著あり、近松半二に、本朝廿四孝、阿波鳴戸、近江源氏先陣館、妹背山女庭訓、關取千兩幟、伊賀越道中雙六等あり、並に世に行はるゝ、其他西澤一鳳、並木千柳、紀海音、近松徳二、平賀鳩溪等作者として盛名ありき、また演劇脚本の作者として、並木五瓶、鶴屋南北、河竹新七、瀬川如皐の徒ありしも、其作淺薄にして見るに足るもの少し、齎りて此時代に於ける小説につきて視察するに、其種類甚多きを以て、順を逐うて之を叙すべし、(一)物語、古昔より所謂物語を體踏したるものにして、落層物語、浦雪物語、花の縁物語、一本菊、時雨のえん、はもちの中将、美人くらべ等の著作ありしが、皆幼稚にして、説明の價値あるものにあらず、貞享元祿以後は全く絶えて、草雙紙に變りたり、(二)淨世草子、井原西鶴、八文字舎自笑のかきたるもの、即ち八文字舎もの、西鶴もの、總稱なり、西鶴(キバラサイカク)參看)はじ

セウセ

め一段の淨瑠璃をも書きたりしが、天和貞享頃より小説の著作に従ひ、男色大鑑、西鶴繪留、世間勘算用、一目玉袴、日本永代藏、好色三代男、好色一代女等あれども、何れも猥雜卑陋にして、後世讀者の諷を免れず、八文字舎ものは、西鶴ものに、少し後れて行はれしが、多くは自笑と江島其蹟(エツマキセキ)參看)との合作に係り、西鶴の筆法を摸して少し變化したるものにして、彌々淨瑠璃邊に陥りたり、傾城榮短氣等最世に行はるゝ、かく西鶴もの八文字舎ものは共に陋穢なるものなりしが、其流弊は遂に三十餘年を経り、明和の頃に至り、洒落本となりて江戸に現はれたる(三)洒落本またの名を小本、又は葛弱本といふ、遊里洞房の癡を寫し、嫖客遊蕩の有様を記したるものにして半紙二切の小冊子なり、其體裁は半紙二ツ切を二十枚許りに綴り、唐本表紙と稱する土器色の切付を以て作る、文字は總體假名を用ひ、巻首に略畫一葉を附したり、明和年中に開板せる遊子放言を嚆矢と爲す、安永の頃蓬萊山人歸橋、唐來三和等就つて著作したりしも、世に行はれざりしが、田螺金魚の傾城買虎の巻を出すに及び、漸く世の趨向に投じ、尋で岩瀬京傳(イハセキヤウテン)參看)が寛政のはじめ、吉原楊枝、夕の口舌、辰巳の團、息子部屋、しげしげ千話、傾城買四十八手等を著はせるより、士女喜びてこれを愛讀したり、然れども其述ぶる處猥雜極まりなく、京傳の洒落本行はれてより、勘當帳に付く息子多くなれり、とまで稱せられき、尋で東里山人、梅馨里谷蛾、萬象亭以下筆を染めたる作者二百餘人に及びたりといへり、然るに寛政二年幕府は之を以て風教に害ありとし、其出版を禁じたりしが、書肆萬屋重三郎、竊に京傳に勤めて錦の裏、仕掛文庫なる二種の洒落本を作らしめ、表裏に教訓讀本と題して發兌し

セウセ

たるより、忽ち官誦を蒙り、京傳は手錠五十日、版元重三郎は身代半減の上臈所を命ぜられたり、是が爲め此種の小説は一時は裏を取めしが、幾干もなくして再び人情本の稱を以て現はれたり(四)人情本は洒落本の體にして、草雙紙のごとき、長篇の續きものなほ、東里山人の纏の花、契情肝粒志等を以て其はじめと爲すべく、天保年間に榮えたる爲永春水(ウタメナガシユンスキ)參看)に至りては其極に達し、梅曆、春告鳥、辰巳の團等、世の喝采を博したりしが、天保十三年之が爲めに罪を得て手鎖を命ぜられ、尋で謹慎中に歿したり、後、此類の作者多く出でたれども技術春水に及ぶものなかりき(五)御伽草子は猿蟹合戦、桃太郎の話、花咲爺の仇討、鼠の嫁入等の類これなり、いづれも古くは繪巻物なりしを、後に鑲版して冊子となしたるものなるべし、鼠の嫁入は、中山三柳が醜聞隨筆に見えられたれば、寛文以前に既に現はれしを知るべく、猿蟹合戦、舌切雀の草子は、寶永年間再版の本あれば、初版は蓋し元祿以前ならんか(六)草雙紙、もとは金平本又は御伽草子の異名なりしが、後には此二種のものを、變化合體せし合巻を呼ぶ名となれり、合巻とは、當時の草子は五枚を一巻とし、六巻を合せて上下二冊としたるよりの名なりといへり、詳くは、グサザウシの條を見るべし(七)實録物、實録體の實記、仇討の物語、武者修業の話、一代記、御家騒動記等の總稱なり、かの平家物語、源平盛衰記、太平記のごとく、早くより行はれたる演義體の歴史より一轉して、歴史中の人物事蹟の著名なるものを假り、これを潤飾したるものにかゝり、大久保武藏鑑、大岡政談、護國女太平記、北雪美談等世に著はる、太閤記、三河後風土記のごときも、之に近きものにして、馬琴の著はしたる青砥藤網模倣案其外

セウノフエ

セウノフエ 簫 樂器の一種、俗に又「セウ」とも云ふ。竹を編み分れて鳳翼に象り之を製す、管の長短同じからず、小なるもの十四管(一弦十三管)なるものあり、之を短簫といひ、十六管なるものあり、之を長簫といひ、大なるもの二十三管(一説二十二管)なるものあり、之を長簫といひ、殘花抄に、竹を横ざまに列べて中に長きを吹きて、下に手をあてたる物ぞ」とあり、以て大簫を知るべし。支那舞帝の時、之を作るといふ、我邦に傳はりし年代詳かならざれども、令集解に、大同四年三月の官符を引きたる其文中に簫師と見えれば、當時既に廣く行はれたるを知るべし、爾來次第に流行し、緋紳間にありては、好んで之を弄びたりし事、古今著聞集、今昔物語、諸記録等を以て何ふを得、又源義光が蕭に堪能なりしとの傳説によれば、武人間にも行はれしを見るべきなり、然るに後世に至りては之を弄ぶもの漸く少く、特に江戸時代に入りては、公卿が然らざれば此技を世職とせる樂人のみに限られたり(倭名抄、文獻通考、櫻葉抄、樂器考)。

セウハク

セウハク 宵柏 字は夢庵、牡丹花と號す。幼より聯歌を好む、甫て八歳の時机に倚りて習字したりしに、人あり、ものをくはひてものならふひとと詠みかけしかば、立所に「くちなしの花のいろはやうつすらん」と付たりしといへり、長するに及び、専ら和歌を嗜み、また粗々書籍に涉り、後ち宗祇に親炙して教を受け、連歌を以て世に重んぜられ、宗長と名を齎す、尋で、伊勢物語註を撰し、これを後土御門天皇に獻じ、文龜二年には勅を奉じて新式今按を撰述せり、永正七年禁中にて歌會あり、宵柏十五夜の月を詠じて、空にあきて見ん夜やいく夜秋の月といへるに、後柏原天皇庭にくもらぬ玉

セウビ

セウビ 數の露と脇を付け給へりといふ、また居を攝津國池田に卜し、夢庵を以て其傍と爲したり、大永七年四月和泉國南郡に歿す、年八十五、當時古今集の傳授は非常に神聖視せられ、斯道の大家たらざれば之を授受せざりしが、宵柏は、これを宗長より受けたり、世にこれを傳授と稱し、また宵柏より奈良の饅頭屋某に傳へたるを奈良傳授と稱す(「コキンテン」參看)伊勢物語註、新式今按(野史、日本文學史)。

セウビクワウチン

セウビクワウチン 燒尾荒鎮 王朝時代人を責めて飲酒すること、即ち任官叙位の際、其人を強て祝宴饗應せしむるを云ふ、燒尾は支那にて酒宴の事を云ひ、荒鎮は荒びを鎮むるといふ、其時代の俗語なり、終には群飲の俗を爲し、亂酔の弊多く、節を破り國亂るを以て屢々禁遏したりき、瑯琊代醉編燒尾の條に「唐書言、大臣初拜、官獻食天子、名曰燒尾、云々、天子登科及在、官者、選除明僚慰賀、皆盛置酒饗音樂、宴之、爲燒尾、舉輩立入三品、趙彥昭假金紫崔暹復舊官、中宗嘗令與慶池燒尾、則非獻食天子一也、其解燒尾之義、迂誕無據、然謂大宗嘗問朱子嘗、則其來蓋已久矣、唐時拜官例許進拜、僕射不燒尾、豈不喜耶、昌容曰、宰相主調陰陽、代天理物、今粒食誦貴、百姓不足、臣見宿衛兵至、有三日不食者、臣愚不稱職、不致燒尾、何子容曰、燒尾之義、或謂虎化爲人、唯尾不化、須爲焚除、乃得成人、或謂魚躍龍門、唯尾不化、必雷火燒之、乃成爲龍、或謂新年入郡爲諸羊所觸、火燒其尾、則定、封氏見聞錄載」とあるに燒尾の意を知るべし、清和天皇貞觀八年正月、燒尾荒鎮と稱して群飲する事を禁じたること、三代實錄三代格等に見えたり、今三代實錄の文を掲げて參考に資す、二十

セウミ

セウミ 三日、是日勅禁、斷諸司諸院諸家諸所之人燒尾荒鎮、並責人求飲、臨時群飲、被除責被物、起調備、去天平寶字二年二月二十日勅書備云々、而今繪繪出後、年代久遠、有司解體、弁而不行、因諸司諸院諸家諸所之人、新拜官職、初就進仕之時、一號荒鎮、一稱燒尾、自此之外、責人求飲、臨時群飲等之類、積習爲常、醉亂無度、主人每有竭財之憂、賓客無利身之實、若期約相違、終至醜醜、營設不具、定爲罵辱、非當爭論之萌芽、誠作亂之淵源、望請准勅文、嚴加禁止者云々」とあり、以て其弊害ありし一斑を知るべし。

セウミヤウ

セウミヤウ 小名 名田(ミヤウテン)大名(ダイミヤウ)を見よ。 紹明 號は南浦、圓通大應國師と號す。俗姓藤原氏。駿河安部の入、十五歳にして得度す、後鎌倉に至り建長寺開山に參す、正元の間、宋に入り彌く諸方を歴問し、淨慈寺の虛堂に參す、虛堂徑山に還るに方り、從ひ行きて日夕參拜す、文永四年歸朝して建長寺に入る、關溪乃ち提唱せしむ、七年秋筑紫興福寺に出世す、九年大宰府崇福寺に遷る、居ること三十三年、參徒日に盛なり、嘉元三年秋詔を奉じて京都に入る、伏見上皇召して法要を問ふ、奏對旨に稱ふ、勅して萬壽寺を主らしむ、上皇亦東山の故址を以て、嘉元寺を興し、紹明を延きて第一祖となす、徳治二年、北條貞時、紹明によりて相模に赴き正親寺に留まる、復敷奏して建長寺を主らしむ、翌年春太上皇手詔を降して存問す、恩禮優至なり、延慶元年十二月二十九日寂す、年七十四、坐夏六十、勅して京都に龍翔寺を興し、寺後に祥雲庵普光塔を構へて遺骨を收む、門下甚盛なり、宗峯妙超最聞、妙超の門下に關山慧玄、徹翁義亨の二

セウヤウシヤ

セウヤウシヤ 昭陽舎 大内親五舎の一、梨壺ともいふ、庭中に梨を植ふるを以て名づく、女官の居所たり。温明殿の北、麗景殿の東、南に並びて二字あり、北を昭陽北舎と稱し、渡廊を以て相接続し、全舎を周らすに築垣を以てす、南方の舎は、五間四面、南方に向ふ、中央五間二間を身舎とし、四方に廂と簀子とあり、南に、西一間に土の渡廊ありて、温明殿の北土廂東第五間の所に通す、南面庭にて立部を建て(一に築垣となす)、東方に小門あり、庭中梨、紅梅、櫻、菊等の草木を植ふたり、西には北第一間の所に渡廊ありて麗景殿の東廂の中央に達す、而して西面に立部あり、一に築垣となす、中央に小門あり、東は廂のみにて、北は廂の外に孫廂あり、東西兩端に各渡廊ありて北舎に通す、北舎は五間二面にて、東西にのみ廂あり、簀子は四方を周らし、北に至りて西三間を開く、北簀子の東第四間の所に渡廊あり、淑景舎の南廂の額間に通す、西面の庭に小門あり、祭花物語によれば東宮の御在所たりし事あり、又天曆五年大中臣能宣等五人に勅して、後撰和歌集を此所に撰ばしむ、因て梨壺五歌仙と稱す、「クワウキヨ」の持繪參看(大内親圖考證)。

セウリヤウ

セウリヤウ 小領 郡司の一、「ケンツ」を見よ。

セウリヤウ

セウリヤウ 小兩 大兩(タイリヤウ)を見よ。

セウヤ

セウヤ セカ井 清和井院 清和院(セイワキ)

セキ

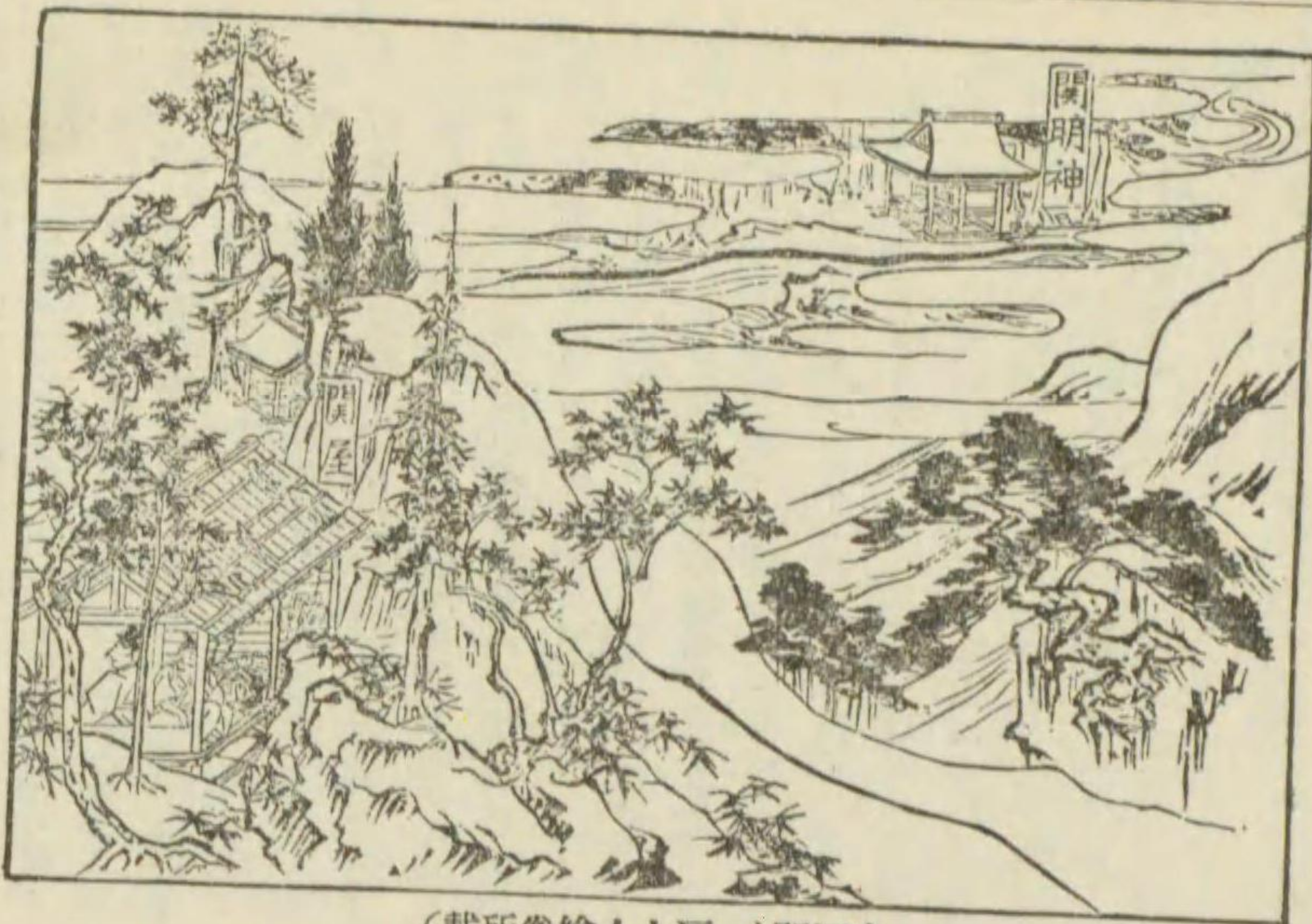
セキ 關(刻、塞) 名義要路或は國境に設け置く門を云ふ、初めは警固を專とせしが、中頃には通行税を徵收せし事もありき、太平記關所停止の條にそれ四境七道の關所は、國の大禁を知らしめ、時の非常を誡めんが爲なり、然るに今壘斷の利に依て、商賈往來の費、年貢運送の煩ひ有り云々とあるは盡せりと云ふべし、人を防ぎ留むるの義、令義解に、謂依律、關者檢判之處、刻者壘柵之所」とあり、「セキ」ノトとも云ふ、又關所ともいひ、江戸時代には俗に番所とも稱したる所あり、諏訪の番所の如き是なり、又本關に對して裏關あり、箱根の關に對して、仙石原、矢倉澤、川村、谷ヶヶ村、根府川の諸關の如し、關を守る人を關守、家を關屋、關より取る錢を關錢、又關手とも云ふ、米を取るを關米と云ふ。關所神功皇太后攝政の時、忍熊王亂を爲す、依りて關を針間と吉備との界に設けて、之を禦がしむ和氣關と稱す、これ本邦にて關を置きたる事の書に見えたる初めなり、履中天皇の頃白河關を置きたり、承和二年十二月三日の太政官符に「應准長門國關所、過白河關多兩刻事、右得陸奥國解、檢卷記置刻以來千四百餘歲」と見えたり、且つ官符の本文によれば、兩關が蝦夷防禦にありしこと明なり、孝德天皇大化二年、詔して關塞の法を定め、給契を興へたり、天武天皇元年始めて美濃國不破關を置く、蓋し壬申の亂に要路なるを知り給ひしによるなるべし、八年十一月大和龍田山(舊址平野郡西野村)大坂山(舊址葛下郡岩窟盛)に關を設く、蓋し天武天皇の皇居は大和淨見原なれば、皇居護衛の爲めなるべし、大寶令にて始めて關の制を定めたり、軍防令に「凡置關應守固者(謂、境界之上、臨時置關、應守固者是也)並置配兵士、

セキ

分番上下、其三關者(謂伊勢鈴鹿、美濃不破、越前愛發等)是也)設鼓吹軍器、國司分當守固、(謂、目以上也)言三關者、國司別當守固、其餘差配兵士)所配兵士之數、依別式こと見え、又三關國の守は、關刻、及び關契の事を掌らしめたり、而して(元明天皇和銅三年の條にも三關の名見ゆ)此の時三關の名始て見えたれども、果して何れの關を稱したるかは詳かならず、されど、令義解に明記したるを見れば、此頃も同じく鈴鹿不破愛發を指したるものなるべし、續紀に「天平十二年十月己卯、朕緣有所意、今月之末暫往關東云々、壬午行幸伊勢國」と見え、天平神護元年三月丙申、勅云々、又伊勢、美濃、越前者、是守關之國也云々とあるを以て證とすべし、蓋し京都を防ぐ三大重要點とせしものなり、元明天皇和銅二年、藤原房前を東海東山二道に遣して關刻を檢察せしむ、この時伊勢、近江、美濃、尾張等の國守を賞したるを見れば、此等諸國に關のありしこと明なり、養老五年十二月元明上皇崩するや、使を遣して三關を警固せしむ、是れ三關警固の始めにして、爾來崩御即位には、必ず警固解陣の事あり、淳仁天皇天平寶字三年十月伊勢志摩兩國の争によりて、尾垂刻を蒸淵に遷す、桓武天皇延暦八年七月、伊勢美濃越前に勅して曰く、三關を設くるは、本非常に備へんが爲めなり、方今正朔の施す所、區字外なし、徒に關險を設けて防禦を用ふる事なく、却て中外を隔て交通の便を失ひ、公私往來稽留の苦を致し、時務に益なし、依て三關を停廢して、所有の兵器糧糶は國府に運收し、館舎は便利の郡に移し建てしむ、十四年八月近江國相坂刻を廢す、相坂關は後世三關の一に加へ、越前愛發を除きたり、蓋し皇居山城に遷りしを以て、最も重要となりしなるべし、此時代に於ける關門は警

セキ

関を主としたるを以て、日出開門し、日没閉門し、關を越ゆるには、皆過所によりて通過せしむ、過所は本郡本司に請うて得、若し廿日を過ぎて行かざるものは更に申請して過所を替へ、途中故障ありし時には、近國國司に申請して關に送らしむ、船筏にて水

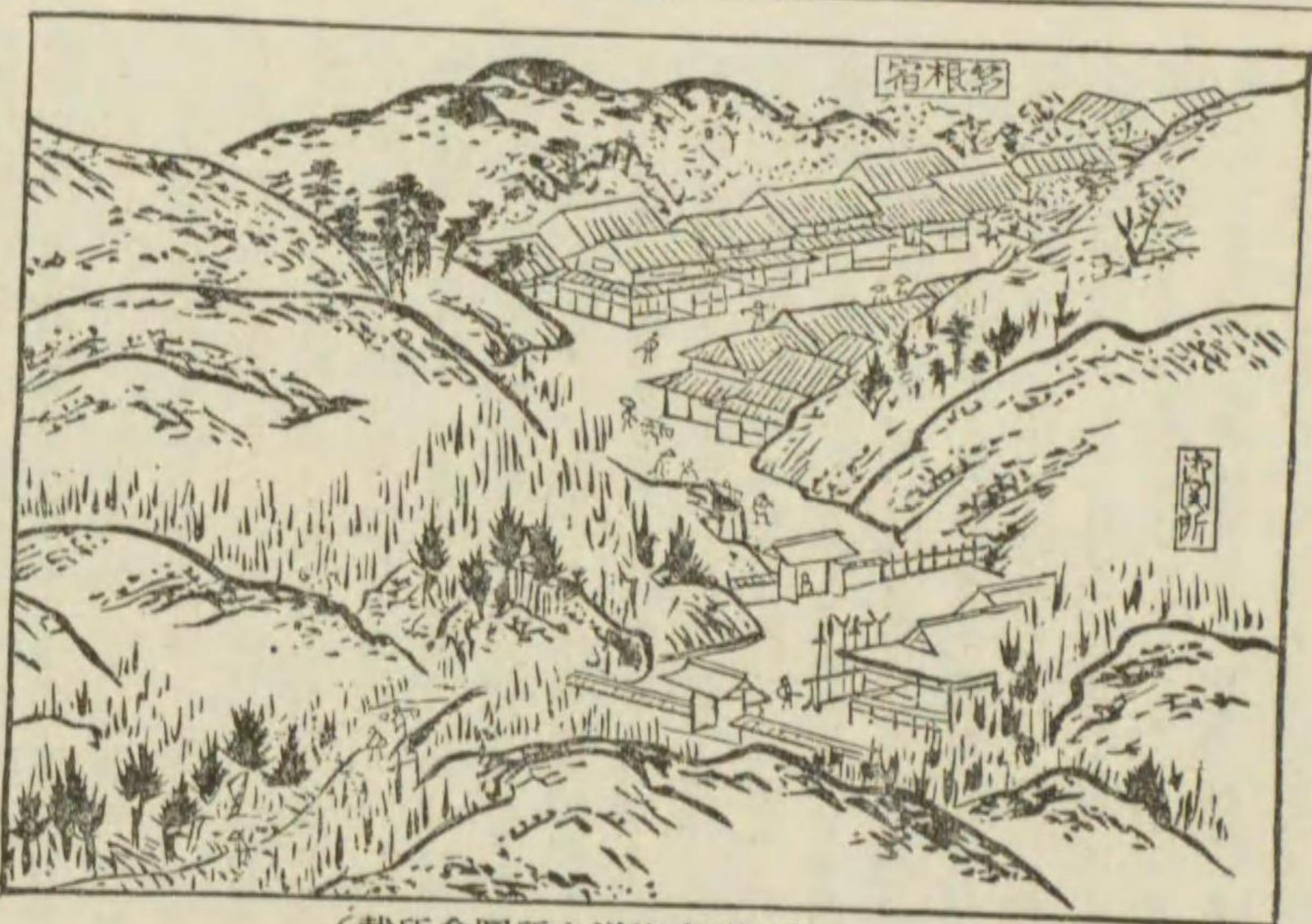


(載所繪人上通一)關河白

關を通過するものは、長門及び唐津、兵庫關を除く外過所を要せず、旅人の關津に入るものは過所の關名によりて勘過し、政て行く所を訪はず、餘關を越んとするものは關司の隨意にするを得ず、旅人の過所を持って、驛傳馬に乗じて出入するものは關司勘過

セキ

して、鎌白案記して、驛鈴傳符は旅人に還付せしめ、庸調の脚夫は本國の歴名によりて送使と共に勘度せしむ、外國人の關に入る時は、一物以上所有の物を關司當座官人と共に具録して、治部省に申さしめたり、特に三關は最も重じたりしと見え、三關國司には特

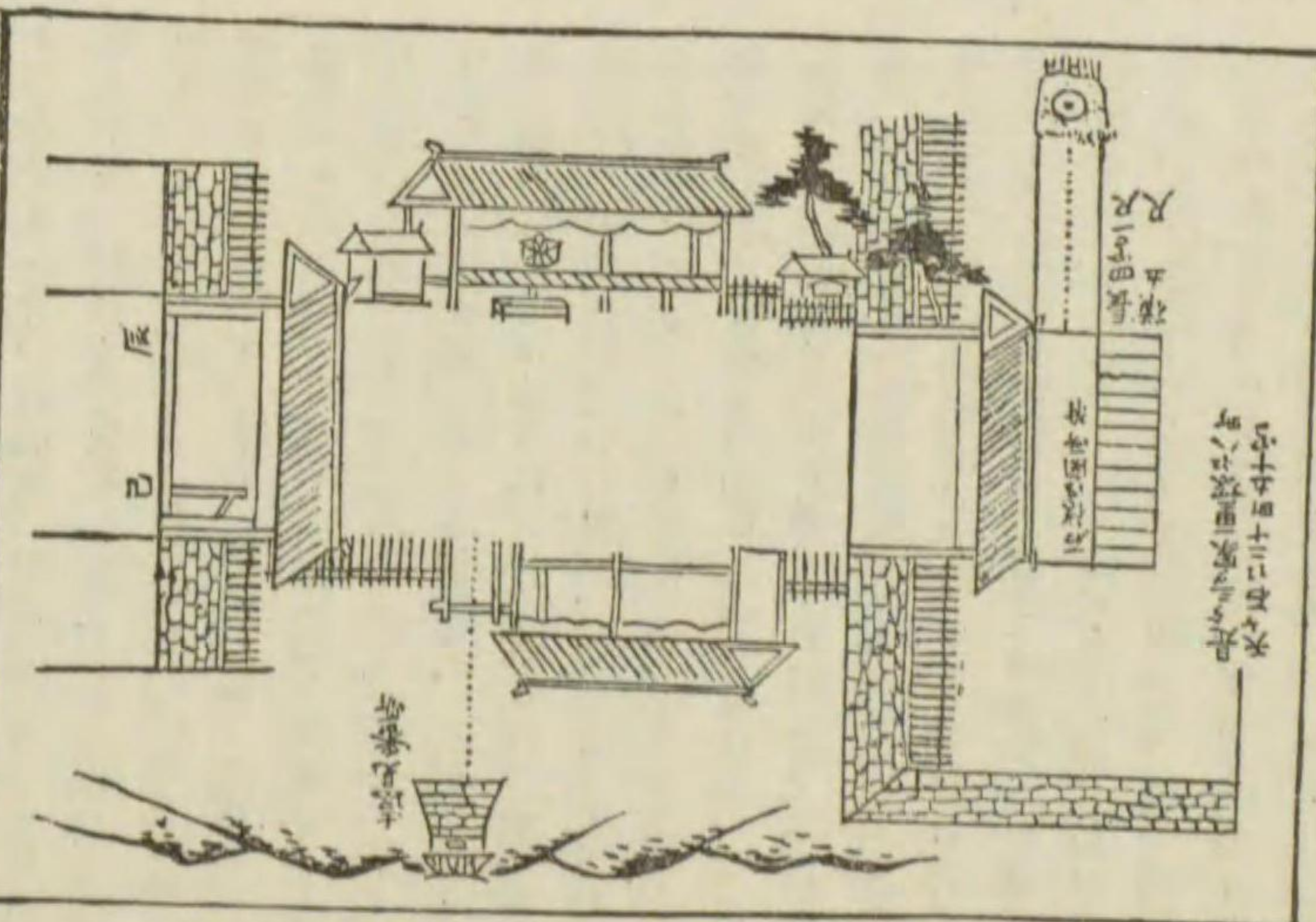


(載所會圖所名道海東)關根箱

に兼仗を賜ひ、又關司は最も権力ありて、上下飛驒の書は必ず開見したりしが、延暦八年四月勅して轍く開く事を得ざらしめたり、又三關の關門は、寶龜十一年四月に鈴鹿關西内城の大鼓鳴り、天應元年二月西中城門大鼓鳴り、同年五月鈴鹿城門並守屋四間鳴動

セキ

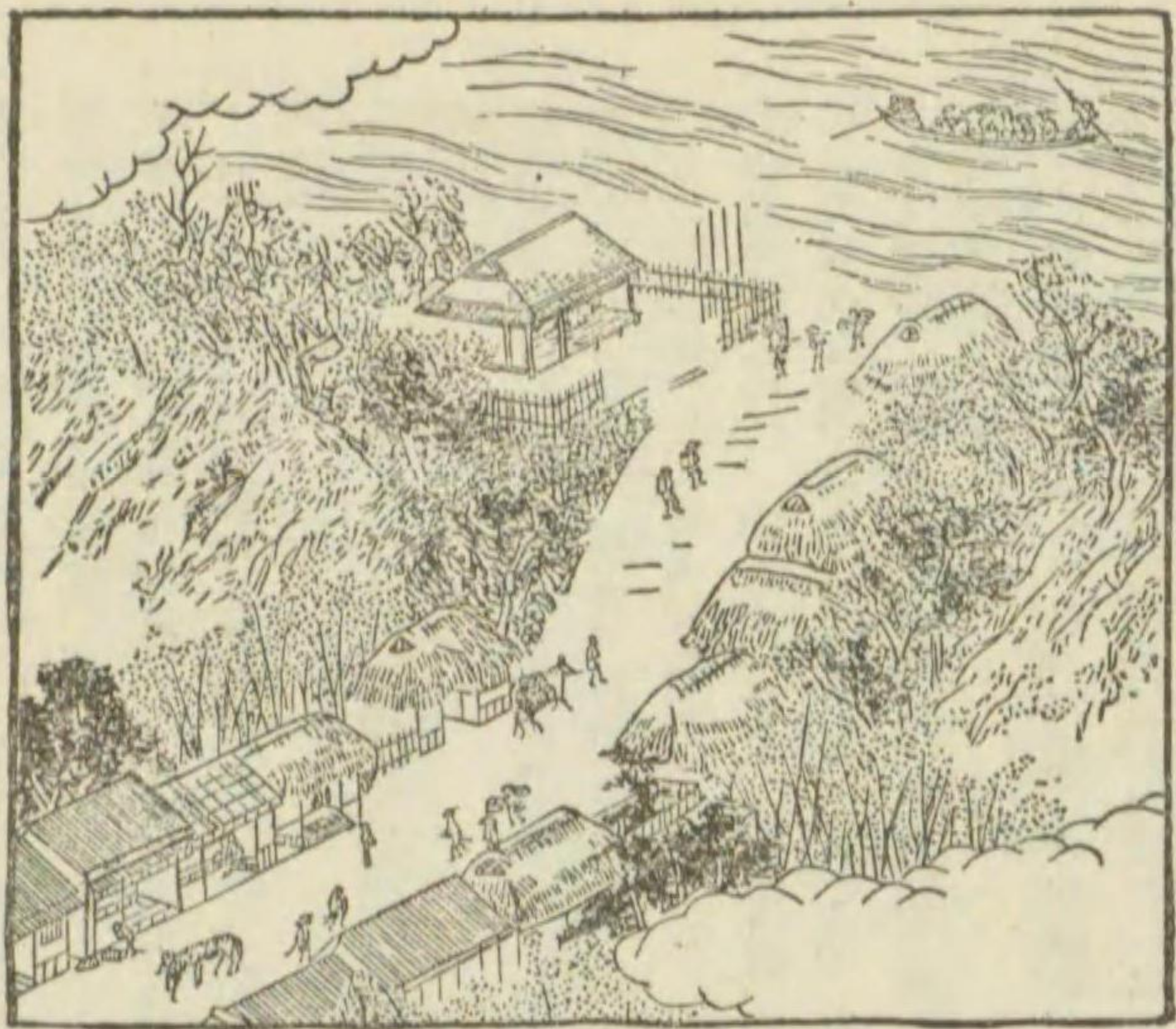
したる事續紀に見えたり、其宏大なりしを知るべし、又私かに關を度る者は之を罪し、三關は徒一年、攝津長門は一等を減じ、餘關は二等を減す、關門に據らず間道より越ゆる者は越度者、オチド、參看として、一等を加へて罪したり、平城天皇大同元年三月桓



(載所上書調誌地宿根箱年四保天)關根箱

武天皇崩するや、使を伊勢美濃越前に遣して故關を固守せしめ、又嵯峨天皇弘仁元年九月、平城上皇都を平城に遷さんとして人心動搖するや、使を伊勢近江美濃三國に遣して、三關を固守せしめたるを思へば、關は既に廢せられたる後にありても、事あるに際しては、故關に據りて之を警固せしめたるを見るべし、

セキ



(載所會圖所名中道路蘇岐)關橋梁

害甚しきを以て、上野國守の請により相模國足柄坂、上野國碓氷坂に關を置き、兵を以て守り、往還の人を勘過せしめ、明年また過所を以て兩關を度せしめたり、然れども此等諸關は王朝時代の末期には大概衰へ、三關の如きは板屋荒廢して雨露月光を漏らし、歌人をして感慨措く能はざるに至らしめたり、これと同時に權門諸社寺私に關を置き、警固の用

セキ

に備へたり、嘉應元年四月一日の高野山文書に、興福寺高野山に際して所々の關を固め、金峯山僧徒の往復を停めしこと見えたり、これ僅に一例に過ぎざるも、此に類する私設の關の多かりしこと想像するを得べし、なほ又關は陸上のみならず、海港要津にもこれを設けたり、瀬戸内海沿岸のその如き是なり、就中下ノ關兵庫關淀關の如きは最も顯著なるものとす、而して此等諸關が警固の本義を失ひ、通行税を徵收するに至りしは、王朝時代の末期若しくは鎌倉時代の初期にあるべし、此の時に當り朝廷の權既に衰へて、財政窮迫し、諸勅願寺の如き容易に建つる能はず、要路に當る關より税を徵し、以て其用途に充てしめたり、文治三年淀關を造東寺料所としたるが如き其一例なり、而して兵庫關淀關は收入最も多かりしと見え、この後或は延暦寺に、東寺に、東大寺に、興福寺に、修造料所として寄附したりき、鎌倉時代の末に至りては、諸豪族等悉に新關を起し、通行税を徵して利益を壟斷し、交通を障け商賣を妨げしを以て、幕府令して大津葛葉兩關を除く外、悉く新關を停め、且つ葛葉關税を東大寺に寄進したり、此時代の關は一遍上人繪傳によりて其梗概を知るべし、南北朝より室町時代に至り、警固と徵税との目的を以て、關塞する所に設けられ行旅の困難名状すべからざるものなりき、光明天皇貞和二年、幕府諸國新關を設け、或は津料と稱し、水陸行客を征するを嚴禁し、守護違犯するものあらば、其職を改易し、代官の私設ならば、其領邑を沒收し、邑なきものは遠流に處せしめたり、然れども猶止まず、崇光天皇親應二年、又令して新關を禁止したりき、然れども濫設は止まざるのみならず、朝廷幕府も共に、大體ある時には、新關を設け、行路より征

セキ

錢して其用途に充てたり、幕府曾て皇室の爲めに、新關を建てたるに、足利義政の夫人は其征錢を私して、自家の用に充てたり、此の外諸國の豪族、神社佛閣等皆隨意に關を設けて、征錢を私し、交通不修行旅極めて困難なりき、既にして織田信長の起るや、其領内に於ける關を停めたる事あり、永祿十二年伊勢を平けし時、諸關を停止し、往來の累なからしめたるが如き是なり、江戸時代に及び、幕府は自衛上、關所を要地に配置して警備する所ありしと共に、また私人の關所を設くることを禁じたりき、寛永十二年に發布したる武家諸法度の中に、「私之關所、新法之津留制禁之事」とありて、寛文三年の法度もこれと同じく、天和三年以後の法度は、法文中に省略せられたるなり、されば此時代に於ける關所は、皆幕府の設置に係るものにして、其場所ば時代によりて増減ありと雖も、重要な地に至りては、全く變更する所なし、而して其守衛は、關所所在地もしくは其附近の大名、交代寄合、代官等をして其任に當らしめたり、(表を參看せよ)【關所改】また通行人の改め方は、寛永二年八月廿七日の令には、(一)往還の輩、番所の前にて笠頭巾を脱がせて通すべき事、(二)乗物にて通る者は、乗物の戸を開かせて通し、女乗物は女を以て改めしむる事、(三)公家門跡、其外大名等は、以前より其由届くるに於て改むるに及ばず、但し疑はしき事あらば、臨機に處置を執るべき事」と規定し、大體の方針は後世迄これを遵奉したり、而して今切關と箱根關とは、東海道に當るに當るに於て、最重要視せられ、検査の如きも非常に精細を極めたり、その他に至りては此の如くならざりき、今寛文七年五月今切關に對して發布したる規定を左に擧ぐべし、